

**未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ
(第二次提言)**

令和5年4月27日

教育未来創造会議

未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ
(第二次提言)

目次

はじめに	2
I. コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資の在り方	3
II. 現状とこれまでの主な取組	5
1. 留学生の派遣・受入れや教育の国際化を巡る現状	5
(1) 日本人学生の派遣の現状	5
(2) 外国人留学生の受入れ・定着の現状	6
(3) 教育の国際化の現状	8
2. これまでの主な取組	9
(1) 「留学生 30 万人計画」及びその検証結果	9
(2) 「高等教育を軸としたグローバル政策の方向性」の策定	10
(3) 戦略的な留学生交流の推進に関する検討会とりまとめ	10
III. 今後の方向性	11
1. 基本的考え方	11
(1) 日本人学生の派遣に当たっての考え方	11
(2) 外国人留学生の受入れに当たっての考え方	12
(3) 留学生の卒業後の活躍のための環境整備に当たっての考え方	13
(4) 教育の国際化に当たっての考え方	14
2. 指標	15
(1) 日本人学生の派遣に関する目標	15
(2) 外国人留学生の受入れに関する目標	16
(3) 外国人留学生の定着に関する目標	16
(4) 教育の国際化に関する目標	17
IV. 具体的方策	18
1. コロナ後の新たな留学生派遣・受入れ方策	18
(1) 日本人学生の派遣方策	18
(2) 外国人留学生の受入れ方策	19
(3) 国際交流の推進	22
2. 留学生の卒業後の活躍に向けた環境整備	23
(1) 日本人学生の就職の円滑化に向けた環境整備	23
(2) 外国人留学生等の高度外国人材の定着率の向上	23
3. 教育の国際化の推進	25
(1) 国内大学等の国際化	25
(2) 外国人材の活躍に向けた教育環境整備	27
(3) 国内大学の海外分校や高専を始めとする日本型教育の輸出	28
おわりに	29

はじめに

本提言は、内閣総理大臣を議長とする教育未来創造会議において、有識者の参画の下で議論を重ね、関係省庁とも連携しながら、コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資の在り方について取りまとめたものである。

これまで、教育未来創造会議は、「日本の社会と個人の未来は教育にある。教育の在り方を創造することは、教育による未来の個人の幸せ、社会の未来の豊かさの創造につながる」との考えの下、「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について(第一次提言)」(2022年5月)を提言した。政府は現在その具体的方策の工程表を示し、施策の実現に取り組んでいる。

第二次提言では、さらに、コロナ禍で停滞したグローバルレベルでの人流に回復の兆しが見られ、世界各国が国境を越えた人材獲得を進めるとともに、高等教育の国際展開やオンライン化などの新たな動きが生じていることから、人材の育成の場や、人材そのものを広く世界に求める視点に立ち、留学生の派遣・受入れや教育の国際化について焦点を当て、その在り方や具体的方策を示すこととする。

I. コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資の在り方

「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現するためには、人への投資を進めることが重要である。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による人々の生活や価値観の大きな変化、気候変動問題の深刻化、食料・エネルギー問題、ロシアによるウクライナ侵略など、これまでの国際社会・秩序を揺るがす大きな危機に世界が直面する中、我が国は国際協調・連帯の構築・強化を主導する役割を担い、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に積極的に貢献していくことが必要である。このような中、鍵を握るのは将来を担う若者である。世界最先端の分野で活躍する高度人材から地域の成長・発展を支える人材まで厚みのある多様な人材を育成・確保し、多様性と包摂性のある持続可能な社会を構築することにより、我が国の更なる成長を促し、国際競争力を高めるとともに、世界の平和と安定に貢献していくことが必要不可欠である。

第一次提言においては、在りたい社会像として、①一人一人の多様な幸せと社会全体の豊かさの実現、②ジェンダーギャップや貧困など社会的分断の改善、③社会課題への対応、SDGs への貢献、④生産性の向上と産業経済の活性化、⑤全世代学習社会の構築を掲げ、これらを実現していくのは主体性、創造性、共感力のある多様な人材として、予測不可能な時代の中で、好きなことを追究して高い専門性や技術力を身に付け、自分自身で課題を設定して、考えを深く掘り下げ、多様な人とコミュニケーションをとりながら、新たな価値やビジョンを創造し、社会課題の解決を図っていくことのできる人材であることを提示した。本提言で扱う留学は、異国という不慣れな環境において、変化を受容し、その環境に適応しながら自分とは異なる価値観を持つ者と協働し、切磋琢磨せつさたくまするとともに、自律的に責任ある行動をすることが求められることから、このような人材の育成に資するものである。

こうした考え方も踏まえた上で、コロナ禍で停滞したグローバルレベルでの人流が徐々に回復し、世界各国が国境を越えて人材獲得を進める中で、新たな価値を創造し、日本の成長をけん引する高度人材についてもグローバルな視点や経験が不可欠であり、そのための投資が必要であることを明確にした上で、留學生の派遣・受入れの強化や卒業後の留學生等の活躍に向けた環境整備、教育の国際化の推進等を通じて、人的交流の活性化や多様性のあるイノベーション人材の育成強化を図り、新たな価値を持続的に創出する社会を構築する。このような取組を通じて国際的な人的交流を活性化し、多様で包摂性のある社会を構築することは、一人一人の多様な幸せと社会全体の豊かさ（ウェルビーイング）の実現を図り、日本の国益に資するとともに、世界平和といった人類全体にとっても大きな意義を有するものにもなる。

その際、「留學生 30 万人計画」等での留學生施策に見られた留學生交流について量を重視するこれまでの視点に加え、日本人学生の海外派遣の拡大や有望な留學生の受入れを進めるために、より質の向上を図る視点も重視する。また、多様な文化的背景に基づいた価値観を学び理解し合う環境を創出する。このような方針の下、今後、より強力に高等教育

段階の人的交流を促進し、質の高い大学や留学生の交流を積極的に進めるとともに、高等教育のみならず、初等中等教育段階から多様性・包摂性の涵養^{かんよう}に向けた教育の充実を図ることにより、多文化共生社会への変革や国際頭脳循環の実現を目指す。

また、高度な学術研究活動、専門・技術活動、経営・管理活動^こに従事する外国人材（以下「高度外国人材」という。）の受入れ制度について世界に伍する水準への改革を進めるとともに、海外留学した日本人学生の就職の円滑化や日本での活躍を希望する外国人留学生の国内定着などを通じて日本人学生・外国人留学生のキャリア形成を支援する。

さらには、世界各国から優秀な人材を惹きつけられるようにするためにも、高度人材を育成する基盤となる大学等の教育・研究力を高め、それぞれの大学等の特性や機能に即しながら国際化をより一層進めるとともに、外国人材の活躍に向けた教育環境を整えるなど教育の国際化を推進する。

これらの取組に当たっては、グローバルに活躍できる人材の必要性を日本社会全体で共有し、国や地方公共団体、高等教育機関、産業界が同じ目標に向かって、教育、雇用、入国管理、生活支援を一体のものとして捉え連携して取り組むとともに、国を始め様々な機関が実施している関連施策を幅広く捉え、それらを有機的に連動させることで、より効果的な施策を講ずることとする。その際には、外国人を含む多様な文化的背景を持った全ての人が、安全に安心して暮らし、互いに個人の尊厳と人権を尊重しながら、能力を最大限に発揮できる社会の実現を目指す。

Ⅱ. 現状とこれまでの主な取組

我が国はこれまでにない様々な難局に直面している。人口面では生産年齢人口が1990年代の約70%をピークに減少傾向となり、2050年には約50%となる見込みであり、人口は約1億人にまで減少することが推計されている¹。経済面では、世界のGDPに占める日本の割合が1990年代には約10%であったのに対し、2020年時点では約5%に縮小している²。また、実質賃金の伸びは1990年代以降低調³で、日本の一人当たりの労働生産性はOECD諸国の中でも下位⁴となっている。こうした状況を反映して、経済状況、政府・ビジネス効率性・インフラといったデータ等から算出される世界競争力についての評価も、1位であった1992年を最後に年々順位を落とし続けており、現在では先進諸国と比べても低い34位⁵となっている。

さらに、責任ある社会の一員として夢を持ち、国や社会を変えられると思っている日本の若者は諸外国と比較し少ないといった指摘⁶もあり、こうした状況から脱却するため重要である留学生の派遣・受入れや教育の国際化は直下のとおりに厳しい現状となっている。

1. 留学生の派遣・受入れや教育の国際化を巡る現状

(1) 日本人学生の派遣の現状

① 低調な若者の留学への意識

諸外国においては、外国留学を希望する者が5割を超える中、日本の若者は「外国留学をしたいと思わない」と答える者が5割を超えている⁷。また、日本人が海外留学に行かない理由としては、経済的な理由や語学力不足、留年や就職への不安、情報不足などが挙げられている⁸。

② 日本人学生の海外留学停滞

このような日本の若者の意識もある中で、主に長期（学位取得目的を含む。）の日本人の海外留学者数は2000年初頭の約8万人から2012年には約6万人にまで減少し、その後2019年に至るまで概ね横ばいにとどまっている⁹。人口比で見ても、韓国が人口千人あたり約2.0人、フランスが約1.6人、ドイツが約1.5人であるのに対し、日本は約0.5人となっており、高等教育機関在学者千人に対する留学生の数でも、非英語圏のフランスが約38.4人、ドイツが約37.2人、韓国が約33.5人であるのに対し、

¹ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」

² World Bank「World Development Indicators」

³ OECD.stat「Average annual wages」

⁴ 公益財団法人日本生産性本部「労働生産性の国際比較2022」

⁵ IMD「World Competitiveness Ranking 2022」

⁶ 日本財団「18歳意識調査第20回 -社会や国に対する意識調査-」（2019年11月）

⁷ 内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査（平成30年度）」

⁸ 株式会社マクロミル「学生の海外留学に関する調査2022」（文部科学省委託調査）

⁹ 文部科学省「外国人留学生在籍状況調査」及び「日本人の海外留学者数」等について（2022年3月）。ただし、2013年統計から対象が異なっていることに留意が必要。なお、2020年には約4.3万人まで減少した。

日本は約 16.0 人となっている¹⁰。また、日本の大学等に在籍している日本人学生の海外への留学者のうち、約 7 割が 1 か月未満の短期留学となっており、大半の学生が非常に短い留学期間となっている。

③新型コロナウイルス感染症の拡大による海外留学の激減

新型コロナウイルス感染症の影響で、2018 年度には約 12 万人であった留学生数（日本の大学等に在籍しながら留学している者）が、2020 年度においては、1,500 人を割るまでに激減した¹¹。

④諸外国における学生の海外留学派遣の伸長

諸外国における海外への留学者数は、中国、インドが 2018 年にはそれぞれ約 100 万人、約 38 万人となるなど近年伸長¹²している。ドイツでは「全学生の 50%が外国での学修と研究の経験を持ち、そのうち 3 分の 1 が外国に 3 か月以上滞在すること」を目標として定める¹³など、自国学生の海外派遣に積極的に取り組んでいる。

⑤高校生の留学に係る地方格差

大学段階でより多くの学生が中長期の留学を目指すためには、より早期からの留学機運醸成が肝要であるが、高校生の留学については、生徒数に占める留学者の割合は、京都府が約 2.90%、次いで福井県が約 2.89%となっている一方で、青森県は約 0.36%と地域によって大きな差¹⁴があり、居住地域に関わらず留学にチャレンジしやすい環境作りが求められている。

(2) 外国人留学生の受入れ・定着の現状

①低率な博士、修士、学士課程における留学生在籍割合

在学者に占める留学生の割合は、オーストラリアが 3 割、英国が 2 割を超えており、非英語圏のドイツ、フランスも 1 割を超えている一方で、日本は約 6%にとどまっている¹⁵。また、博士、修士、学士の課程における留学生在籍割合は、2020 年では OECD 平均がそれぞれ約 24%、約 14%、約 5%であるのに対し、日本は約 21%、約 10%、

¹⁰ ユネスコ統計局、OECD「Education at Glance」、IIE「Open Doors」及び国連人口基金「世界人口白書 2019」を基に算定。

¹¹ (独)日本学生支援機構「日本人学生留学状況調査」。なお、2021 年度には 10,999 人まで増加している。

¹² ユネスコ統計局

¹³ 「Strategie der Wissenschaftsminister/innen von Bund und Ländern für die Internationalisierung der Hochschulen in Deutschland」(2013)

¹⁴ 文部科学省「平成 29 年度高等学校等における国際交流等の状況について」及び文部科学省「学校基本統計（平成 29 年度）」を基に算定。

¹⁵ HESA、ドイツ連邦統計局、フランス国民教育青少年統計、オーストラリア教育省、文部科学省「諸外国の教育統計」、「学校基本統計」、(独)日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」(2019 年)を基に算出。

約3%と低い状況にある¹⁶。

②新型コロナウイルス感染症の拡大による留学生受入れの減少

日本での外国人留学生の受入数については、年々増加し、2019年には約31万人となった。しかしながら、その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、2022年には約23万人¹⁷まで減少しており¹⁸、世界各国が留学生の獲得にしのぎを削る中、日本においても留学生の受入数の改善が喫緊の課題となっている。

③20年間大差がない、世界の留学生数の各国シェアに占める日本の割合

世界の留学生数は2000年には約160万人であったのに対し、2020年には約560万人と2000年の約3.5倍に増加している。受入れ国別にみると、欧米先進諸国が占める割合が大きく、日本は2000年の約4%から変わっていない。一方で、カナダや中国などは2000年と比べて大きく伸長している¹⁹。

④留学生受入れに向けた諸外国の戦略の活発化

日本はこれまで「留学生30万人計画」や「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」など、留学生受入れを戦略的に実施してきたが、諸外国も同様に留学生受入れを戦略的に実施している。例えば、英国は2030年までに教育関連の輸出額を年間350億ポンド（約5.6兆円）とし、留学生を60万人に増やす計画を策定している²⁰ほか、フランスは2027年までに50万人の留学生の受入れを目指す「フランスへようこそ」戦略を定め、留学生の受入れ促進のためのビザ取得簡素化（留学生の優先処理、デジタル申請）や、受入れ体制の整った教育機関についてラベル認証を行うなどの取組²¹を行っている。また、オーストラリアは国境を越えた教育の展開による学生の増加や卒業後に就職又は進学する留学生割合の増加、学習と生活に満足している留学生割合の増加を目指し、留学生の受入れを進めている²²。留学生受入れを重要な貿易・外貨獲得手段として位置付ける国も見られ、留学生支出に係る教育関連サービス輸出総額は、2019年には、オーストラリアが約250億ユーロ（約3.6兆円）、英国が約163億ユーロ（約2.3兆円）であるところ、日本は約40億ユーロ（約0.6兆円）となっている²³。

¹⁶ OECD.Stat「Share of International students among all students」(2020)。ただし、本統計では、医・歯・薬・獣の学士課程が「学士課程または同等レベル」ではなく、「修士課程または同等レベル」に含まれていることに留意が必要。

¹⁷ (独)日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査結果」

¹⁸ 出入国在留管理庁によると、2022年末時点において、在留資格「留学」の地位をもって在留する者は300,638人となっている。

¹⁹ The power of International Education “Project Atlas” 「Global Mobility Trends」(2020)

²⁰ 英国政府「International Education Strategy:2021 update」

²¹ フランス政府「Bienvenue en France」(2018)

²² オーストラリア政府「Australian Strategy for International Education 2021-2030」(2021)

²³ OECD「International Migration Outlook 2022」

⑤微増にとどまる外国人留学生の国内就職率

高度外国人材の確保のためにも、意欲ある外国人留学生の日本国内における就職が期待されるが、高等教育機関²⁴を卒業・修了後に国内就職する外国人留学生（国内進学者を除く。）の割合は、2012年度の約30.8%から、2018年度には約48.0%まで増加したものの、その後、2020年度には約39.9%となっている²⁵。

（3）教育の国際化の現状

①世界における日本の大学の位置付け

留学生にとって大学を選択する際の指標の一つとなっている世界の大学ランキングについては、毎年様々な大学ランキングが発表されており、100位以内に入っている日本の大学は、THE世界大学ランキング²⁶で2校、QS世界大学ランキング²⁷で5校、世界大学学術ランキング²⁸で2校にとどまっている²⁹状況にある。ただし、評価方法が一部非公開になっていることや教育中心の大学は評価されないことなどの指摘もあり、結果の解釈には留意が必要である。

②活発化する諸外国の大学の海外展開

各国の大学の海外展開も進んでおり、海外にキャンパスを設置している大学は米国が最も多く86校であり、次いで英国が45校、フランスが38校となっており、海外分校が設置されているのは、中国、アラブ首長国連邦、シンガポールやマレーシアが多い³⁰。

③英語のみで学位が取れる学部は5.7%、大学院は15.7%

英語による授業を実施する日本の大学は、学部段階、大学院段階ともに約4割であり³¹、英語による授業の履修のみで卒業又は修了することができる大学は学部段階では43校（約5.7%）、大学院段階では106校（約15.7%）である³²。

④全大学教員数に占める外国人教員の割合は約5%

日本の大学の外国人教員数は、約1万人であり、全教員数の約5%となっている³³。

²⁴ 大学院、大学学部、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、準備教育課程。

²⁵ （独）日本学生支援機構「外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」

²⁶ THE-Times Higher Education

²⁷ QS Quacquarelli Symonds Limited

²⁸ Shanghai Ranking Consultancy

²⁹ World University Rankings 2023、QS World University Rankings 2023、2022 Academic Ranking of World Universities

³⁰ Cross-Border Education Research TeamのHPデータ（2020）を基に集計。

³¹ 文部科学省「令和2年度の大学における教育内容等の改革状況について」。775大学が回答。うち、学部段階の母数は国立82大学、公立88大学、私立581大学の計751大学。大学院段階の母数は、国立86校、公立82校、私立470校の計638校。

³² 同上

³³ 文部科学省「学校基本統計」（2021年度）

例えば、世界大学ランキングの上位校における外国人教員の割合は、マサチューセッツ工科大学 55%、スタンフォード大学 49%、ケンブリッジ大学 52%、オックスフォード大学 45%であるところ、東京大学は7%、京都大学は9%にとどまっている³⁴。

⑤海外大学とのネットワークの構築

継続的な国際交流の実施のためには、海外大学とのネットワーク形成が重要である。近年、海外大学との大学間の交流協定を締結している大学は年々増加し、2020年度（令和2年度）には、全体の約87.4%となった。一方、海外の大学との大学間交流協定に基づいて単位互換を実施した大学の割合は全体の約55.2%にとどまっている³⁵。

⑥高度外国人材にとって不十分な日本における子供の学習環境

高度外国人材が国境を越えて活躍の場を得ていく中で、その子供の教育の場となるインターナショナルスクールの市場は拡大傾向にあり、世界全体では、この10年間で学校数・職員数は約1.6倍、生徒数は約1.5倍に増加している³⁶。しかしながら、日本を実際に選択した外国人は、治安などの住みやすさや日本文化を評価している一方で、高度外国人材の子供のための学習環境については十分に評価を得られていない実態もある³⁷。

2. これまでの主な取組

(1)「留学生30万人計画」及びその検証結果

2008年、関係省庁は2020年を目途に30万人の外国人留学生の受入れを目指す「留学生30万人計画」を策定し、各種施策を推進してきており、2021年に関係省庁において「留学生30万人計画」検証結果の報告書を取りまとめた³⁸。

同検証においては、これまでの施策による取組は、海外の優秀な学生の日本留学への関心を高め、多くの学生が実際に来日・留学し、日本社会へ定着すること等により、我が国の社会・経済の発展に寄与し、一定の成果が得られたものとして評価している。

他方で、高等教育の更なる国際通用性・競争力の向上や、高度外国人材の国内定着の促進、効果的・効率的な情報発信、日本語教育の充実など、更なる向上に向けて工夫や強化が必要なものに加え、適切な在籍管理の徹底や技術流出防止対策の強化、新型コロナウイルス感染症の影響など、新たな課題や状況変化が生じていることも指摘している。

また、高等教育全体として、対面授業と遠隔・オンライン教育を効果的に組み合わせ

³⁴ QS World University Rankings 2023

³⁵ 文部科学省「令和2年度の大学における教育内容等の改革状況について」。775大学が回答。うち、学部段階の母数は国立82大学、公立88大学、私立581大学の計751大学。大学院段階の母数は、国立86校、公立82校、私立470校の計638校。

³⁶ ISC ResearchのHP

³⁷ Boston Consulting Group「日本及び主要国におけるインターナショナルスクールに関する調査」（令和3年度金融庁委託調査）（2021年）

³⁸ 「留学生30万人計画」関係省庁会議「「留学生30万人計画」骨子検証結果報告」（2021年）

たハイブリッド型教育が進展する中で、遠隔・オンラインの利点も活かしつつ、「実留学」を引き続き推進していくことが重要としている。

さらに、受入数を重視するこれまでの視点から、我が国において質の高い教育を受けた優秀な外国人留学生の日本社会への定着度向上や、帰国した外国人留学生の親日派・知日派としての活躍及びそのネットワーク強化による諸外国との友好関係の強化等、より出口(アウトカム)に着目して受入れの質の向上を図る視点に転換すべきとしている。

あわせて、日本人学生の海外留学の促進も含めて、学生の派遣・受入れの両面で質の高い国際流動性を高めていくことが重要としている。

(2) 「高等教育を軸としたグローバル政策の方向性」の策定

2022年7月には、文部科学省が新型コロナウイルス感染症の影響で大きく停滞した国際的な学生交流を立て直すため、「高等教育を軸としたグローバル政策の方向性」を策定した³⁹。この中では、2027年を目途に激減した外国人留学生・日本人学生の留学を少なくともコロナ禍前の水準に回復させることが目標として掲げられている。

(3) 戦略的な留学生交流の推進に関する検討会とりまとめ

2023年4月には、文部科学省に設置された有識者会議が、留学生交流を推進する際の地域・分野ごとの戦略を「戦略的な留学生交流の推進に関する検討会とりまとめ」⁴⁰の中で示した。留学生交流の推進に当たっては、幅広い多様な国・地域や分野の学生や大学間の連携を更に進めていくことが重要であり、その中で地域・分野等の特性に鑑みて、今日的に特に言及すべき必要性の高いものについて、本検討会とりまとめで示した分野・地域の考え方も参考にしながら、今後の留学生の派遣・受入れを進めていくことが必要である。

³⁹ 文部科学省「高等教育を軸としたグローバル政策の方向性～コロナ禍で激減した学生交流の回復に向けて～」(2022年)

⁴⁰ 戦略的な留学生交流の推進に関する検討会「戦略的な留学生交流の推進に関する検討会とりまとめ」(2023年)

Ⅲ. 今後の方向性

1. 基本的考え方

(1) 日本人学生の派遣に当たっての考え方

日本人学生の海外派遣には次のような意義がある。

- (i) 異文化理解や多様な文化的背景に基づいた価値観への共感力、コミュニケーション能力、国際的素養の涵養^{かんよう}や、日本に対する理解の深化、アイデンティティの確立が図られることを通じて、我が国をけん引する人材が育成されること
- (ii) 国境を越えた幅広い人的ネットワークの形成や、将来の日本を支える産業力や研究力の強化が図られること
- (iii) 日本の国際社会でのプレゼンス向上や相互理解と友好親善に資するなどの外交上の意義
- (iv) 国際的に開かれた活力ある社会の実現に資すること

近年、諸外国が海外への留学者を増やす中、日本人の海外留学者は1か月未満の留学が大きな割合を占めるとともに、主に学位取得を目的とする日本人の海外留学者数は伸び悩んでいる。その理由として、若者の内向き志向が進んでいることや、経済的理由、語学力不足、留年や就職への不安、情報不足などが考えられるが、コロナ禍でその傾向に拍車がかかった。Ⅱ. 1でも述べたとおり、世界の留学生数が増加しており、留学経験者等を通じた国際的な人的ネットワークが構築されていく中で、日本から海外に留学する学生数は上述した国に比べて相対的に少なく、停滞している状況にあり、今後、日本社会は大きな後れを取ることが懸念される。

このような状況を打開するため、以下に掲げる人材の育成を目指し、日本人学生の海外派遣について抜本的な改革に取り組む。具体的には、1か月未満の留学者数が大きな割合を占める現状から、海外大学・大学院における日本人留学生の中長期留学者の数と割合の向上を図り、特に、大学院生の学位取得を促進する。このため、高校段階から大学院までを通じて、短期留学から、中期留学（特に学期単位での単位取得）、長期留学まで、学位取得につながる段階的な取組を促進する⁴¹。

具体的には、留学に関する情報格差の是正、奨学金のブランド力強化や寄附による財源確保を含めた留学生に対する経済支援の充実、国内大学における英語教育や英語によるプログラムの充実と海外大学との単位互換や授業料相互免除等の促進、学生の就職プロセスにおける海外留学の評価促進など留学促進の隘路^{あいろ}解消に取り組むとともに、国際頭脳循環に参入するための博士人材等の派遣、社会人の海外大学院への留学を促進する。

また、心理面でのハードルを下げる、費用・時間面での利点がある、複数国・地域との同時交流が可能になるといったオンラインによる共同学習の特性を活かし、オンライン留学とそれを短期留学から長期留学までを通じた実留学への契機とする取組を促進する。

⁴¹ 短期留学とは3か月未満、中期留学とは3か月以上1年未満、長期留学とは1年以上の留学をいう。以下同じ。

あわせて、これらの前提として、初等中等教育段階において、学校の多様性・包摂性を高め、内なる国際化を図ることが必要であり、その実現に向けて、英語教育や国際理解教育、課題発見・解決能力等を育む学習、主体性・協働性を育む教育を推進するとともに、児童・生徒等の留学の意欲喚起や英語力向上のため教員の指導力を強化する。

<海外派遣を通じて育成したい人材の姿>

①育成したい能力・特性

- ・ 日本人としてのアイデンティティを持ちながら、異文化を理解して相手の立場を理解する共感力
- ・ 社会課題を自分事として捉える主体性・積極性
- ・ 国籍や専門性など異なる背景を持つ多様な人を巻き込む行動力
- ・ 豊かな語学力・表現力・想像力・ディベート力・コミュニケーション能力・コラボレーション力
- ・ 多様な人と協働しながら国際社会や地域社会の発展に資する新たな価値やルールを作ることのできる力
- ・ 変化を恐れず、柔軟に対応し、自ら生涯にわたって学び続けることができる力

②活躍する姿

- ・ 産業・科学・教育・スポーツ・文化芸術など様々な分野で、日本の成長をけん引し、イノベーションを創出する人材、世界に貢献する人材、地域の成長・発展を支える人材
- ・ エネルギー・食料問題、安全保障など地球規模のものから我が国や地域が抱えるものまで様々な課題を発見し、解決する人材
- ・ 国際頭脳循環に参入し、各分野をリードする研究人材

(2) 外国人留学生の受入れに当たっての考え方

外国人留学生の受入れには次のような意義がある。

- (i) 教育研究の活性化、国際競争力の向上、国際的なネットワークの構築などを通じた教育研究力の強化
- (ii) 国際社会への知的国際貢献、相互理解と友好親善に基づく人的ネットワーク（親日派・知日派）の構築、国際社会でのプレゼンス向上、友好的な外交関係の創出など外交上の意義（避難民の留学生の安全な環境での学びを可能とする人道面での貢献を含む。）
- (iii) 留学生の定着による高度外国人材の確保を通じた我が国の経済社会の活性化、一層の国際化
- (iv) 多様な文化的背景に基づいた価値観を学び理解し合うことによる新たな価値やイ

ノベーション創出、多様性と包摂性のある開かれた活力ある社会の形成などによる多文化共生社会への変革促進

これまで、「留学生 30 万人計画」に基づき、外国人留学生の受入れを進めてきており、留学生の受入れによって、人材獲得による我が国の教育研究及び経済社会の活性化や、親日派・知日派の育成による諸外国との外交、友好親善の推進の強化等に加え、最近では避難民を留学生として受け入れる例もあり人道的な価値も体現している。

今後、より出口（アウトカム）に着目して受入れの質の向上を図る視点も踏まえ、以下に掲げる高い志を有する優秀な外国人留学生の戦略的受入れを促進する。加えて、(3)に掲げる卒業後の活躍のための環境整備を行うことにより、母国を離れて他国への留学を志す者が、将来のキャリアパスについて予見可能性をもって日本の大学等への留学を決断できるようにする。その際には、多様な文化的背景に基づいた価値観を学び理解し合う環境創出のために、受入れ地域（出身国・地域）について、より多様な国・地域からの受入れを進めるとともに、博士・修士など大学院段階での受入れに加え、留学生比率の低い大学学部段階や高校段階における留学生の受入れ促進を図る。また、教育研究及び生活環境のソフト・ハードを併せた質及び魅力の向上を図るとともに、留学や日本での生活に関する情報提供の強化や各種手続の簡素化、日本語教育機会の確保、住居探しや行政・医療等の生活サービス環境の充実などにより留学時の隘路^{あいろ}解消を図る。さらに、適切な在籍管理の徹底・強化を図る。

<受入れを通じて育成したい外国人留学生の姿>

①受入れを促進したい留学生

- ・ 高い志を有し、教育研究活動に熱心に取り組む優秀な人材
- ・ 多様な人と協働しながら新たな価値を創出できる人材
- ・ 日本や日本人に強い興味・関心を抱き、母国と日本との懸け橋になることを希望する人材

②活躍する姿

- ・ 博士・修士を始めとするイノベーションを創出し、日本の国際競争力を強化する高度外国人材
- ・ 国際頭脳循環に参入し、大学の教育や研究水準を向上する研究人材
- ・ 日本社会の様々な場面で活躍する専門・技術人材
- ・ 日本のよき理解者として母国との懸け橋となる人材

(3) 留学生の卒業後の活躍のための環境整備に当たっての考え方

留学経験を通じて成長し、優れた能力・資質を身に付けた留学生が日本社会で活躍す

ることは、我が国の経済社会の活性化や多文化共生社会への変革につながる。

特に、企業の役割が重要となる。今後、人口が減少し、国内市場が縮小していくことが見込まれる中、企業は海外市場を獲得するため、海外でいかに製品・サービスに付加価値を付けられるかが重要となる。このため、海外の文化や歴史、多様性を理解し、共感力を持つ高度人材の確保が必要となる。この際、博士など学位を取得した者を始めとし、海外で学んだ日本人留学生、日本で学んだ外国人留学生を積極的に採用するとともに、活躍する場を整えることが企業に求められる。

教育と社会との接続を柔軟にし、留学生が将来のキャリアパスについて予見可能性をもって、入学前から安心して留学を決断できるようにするため、海外派遣後の日本人留学生の就職円滑化や、外国人留学生の定着促進など日本人留学生と外国人留学生のキャリア形成を支援するための環境整備に取り組む。海外に留学した日本人学生については、社会との接続強化、就職プロセスにおける海外留学の評価を促進する。また、外国人留学生の日本への定着に向けては、日本語を覚え、日本で学び、日本で働く一人一人のキャリアパスの一環として留学が重要な位置を占めることを明確にし、留学経験が日本社会への受容につながる取組の実現を図る。その上で、外国人留学生の卒業後の定着に向けた企業等の受入れや起業の推進を図る。加えて、関連する在留資格を改善することにより、外国人留学生等の高度外国人材の定着率の向上を図る。

(4) 教育の国際化に当たっての考え方

教育の国際化には次のような意義がある。

- (i) 多様な学生や研究者が切磋琢磨^{せつさたくま}できる環境の醸成による教育環境の活性化、イノベーション創出につながる大学等の国際競争力の強化
- (ii) 国際頭脳循環の実現、国際研究ネットワークの構築
- (iii) 多様性、包摂性のある地域・社会の構築に資する教育環境の整備

これまでも大学等の国際化を進めてきたところであるが、今後より一層、国内大学等の国際化や高度外国人材の活躍に向けた教育環境の整備、日本型教育の海外展開を通じ、多様な文化的背景に基づく価値観を持った者が集い、理解し合う場が創出される教育研究環境、高度外国人材が安心して来日できる子供の教育環境の実現を通じて教育の国際化を進める。

また、国際的な学生、研究者、大学間の交流の活性化による教育研究力の向上に向けて、学内制度、組織体制、構成員の意識改革など国際化を実現するための組織内における戦略的システム構築を進めるとともに、日本の大学の魅力とブランド力を磨く取組の推進・横展開を図る。また、海外からの高度外国人材を受け入れるための子供の教育環境の充実、日本語教育機関の質の向上を図る。

さらに、国内大学の海外分校や高専を始めとする日本型教育の海外展開を推進し、親日・知日層の拡大、相互理解促進、留学生の受入れ推進やそれらを通じた関係国とのパ

ートナーシップの構築や国際プレゼンスの向上を図る。

2. 指標

留学生の派遣・受入れや卒業後の国内での活躍のための環境整備、教育の国際化を推進するために、2033年までの目標として以下の事項について指標を設け、進捗状況のフォローアップを行うこととする。

(1) 日本人学生の派遣に関する目標

主に長期（学位取得目的を含む。）の日本人の海外留学者数はⅡ. 1（1）で示した国に比べて相対的に少なく、停滞していることから、このような状況を打開するため、日本人学生の海外派遣について、早期からの海外経験や英語力向上、海外経験がある教員の増加などによる留学機運の醸成及び高等教育段階における留学しやすい環境の整備により構造的・根本的に留学者数を増加させる方策の具体化を図ることで、高等教育機関在学者に対する留学生数の比率が非英語圏のドイツ及びフランスと同等の水準となる15万人を目指す。あわせて、中短期や高校段階の留学生も、例えば中短期については海外大学との協定に基づく単位互換の促進等に取り組むことや様々な支援の充実などを通じて大幅な増を図り、日本人学生の海外留学者数を全体で50万人にまで引き上げることを目指す⁴²。

① 高等教育段階

- ・ 日本人留学生における学位取得等を目的とする長期留学者の数（6.2万人⁴³→15万人）
- ・ 中短期の留学者数（日本の大学等に在籍しながら留学している者）（11.3万人⁴⁴→23万人）

※ あわせて、実際に学位を取得した者の割合や大学院生の割合、短期留学が語学力向上や中長期留学につながっているかどうか、留学後のキャリア形成や学び直しの状況、留学生の分野ごとの割合を把握することを通じて取組の成果の検証を実施。また、日本人留学生の満足度の把握を通じて、海外派遣に際しての課題の把握も実施。

② 中等教育段階

- ・ 高校段階での留学者数（研修旅行（3か月未満）4.3万人⁴⁵→11万人、留学（3か月以上）0.4万人⁴⁶→1万人）

⁴² 各出典は以下注釈のとおり、異なる調査に基づいており、数値は一部重複の可能性はある。

⁴³ 文部科学省「外国人留学生在籍状況調査」及び「日本人の海外留学者数」等について ※2019年データ

⁴⁴ （独）日本学生支援機構「日本人学生留学状況調査結果」※2018年度データ

⁴⁵ 文部科学省「平成29年度高等学校等における国際交流等の状況について」※2017年度データ

⁴⁶ 同上

(2) 外国人留学生の受入れに関する目標

外国人留学生については、上述のとおり、これまで「留学生 30 万人計画」に基づき、受入れを促進してきたところであり、2019 年には約 31 万人と当初の目標を達成したところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、2022 年には約 23 万人に減少している。今後、1 (2) で示した留学生受入れの意義も踏まえ、日本の大学自身の国際通用性・競争力を高め魅力を向上させるための取組など外国人留学生の受入れを構造的・根本的に促進する方策の具体化を行う。そうした方策を通じ、高等教育機関及び日本語教育機関においては留学生 30 万人計画における留学生数の増加ペースを維持し、学部生数に占める留学生の割合を OECD 平均と同等の水準、博士課程に占める留学生の割合が世界トップレベルの大学がある国⁴⁷の平均と同等の水準とし、高等教育機関の全学生数に占める留学生の割合が非英語圏のドイツ、フランスと同等の水準となることを目指すとともに、高校段階での大幅な増加を図ることにより、外国人留学生の受入数 40 万人を目指す。

①高等教育段階

- ・ 外国人留学生の数（高等教育機関及び日本語教育機関 31.2 万人⁴⁸→38 万人）
- ・ 外国人留学生における学位等取得を目的とする者の数（19.6 万人⁴⁹→26 万人）
- ・ 全学生数に占める留学生の割合（学部、修士・博士課程別の数）（学部 3%⁵⁰→5%、修士 19%⁵¹→20%、博士 21%⁵²→33%）

※ あわせて、外国人留学生の満足度、日本人学生と外国人留学生の交流の実態等を把握。外国人留学生の大学等への入学から卒業・定着までの経路の把握を実施。

②中等教育段階

- ・ 外国人留学生の数（高校 0.6 万人⁵³→2 万人）
- ・ 全生徒数に占める留学生の割合（高校 0.2%⁵⁴→0.7%）

(3) 外国人留学生の定着に関する目標

外国人留学生の日本国内での進学者を除く国内就職率は、2018 年には約 48%であったが、その後、2020 年には約 40%まで減少したところである。日本国内での就職を希

⁴⁷ 世界トップレベルの大学（THE World University Ranking 2023、QS World University Ranking 2023 及び Academic Ranking of World Universities 2022 において 100 位以内の大学）がある国：米国、英国、スイス、中国、カナダ、シンガポール、ドイツ、フランス、オーストラリア、スウェーデン、オランダ、ベルギー、韓国、日本

⁴⁸ （独）日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査結果」※2019 年データ

⁴⁹ 同上

⁵⁰ （独）日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」（※2019 年データ）及び文部科学省「学校基本調査」（※2019 年データ）を基に算定。

⁵¹ 同上

⁵² 同上

⁵³ 文部科学省「平成 29 年度高等学校等における国際交流等の状況について」※2017 年度データ

⁵⁴ 文部科学省「平成 29 年度高等学校等における国際交流等の状況について」（※2017 年度データ）及び文部科学省「学校基本調査」（※2017 年データ）を基に算定。

望する外国人留学生は6割強程度⁵⁵という調査結果もある中、留学生の卒業後の国内就職率6割を目指す。

- ・ 留学生の卒業後の国内就職率（国内進学者を除く。）（48%⁵⁶→60%）

※ あわせて、在留資格「留学」から就労を目的とする在留資格への変更を許可された者の3年後・5年後・10年後の在留状況（在留資格別）の把握を実施。

（４）教育の国際化に関する目標

日本人学生が安心して海外留学できる環境を整備するとともに、諸外国から優れた留学生を受け入れるため、英語による授業の履修のみで卒業・修了できる学部・研究科の数やジョイント・ディグリー・プログラム数の倍増を目指すなど大学の国際化を進める。

また、中等教育段階でも、英語で複数教科の授業を受けられる高校（コース等を含む。）について全国で150校を目指すなど、海外留学や国際的な教育を受けることを希望する者がアクセスしやすい環境を整える。

①高等教育段階

- ・ 英語による授業の履修のみで卒業・修了できる学部・研究科の数（学部 86⁵⁷→200、研究科 276⁵⁸→400）
- ・ 海外の大学との大学間交流協定に基づく交流のある大学の割合（48%⁵⁹→80%）
- ・ ジョイント・ディグリー・プログラムの数（27⁶⁰→50）
- ・ 海外の大学との大学間交流協定に基づき実施されているダブル・ディグリー・プログラムの数（349⁶¹→800）

※ あわせて、大学等・民間の連携状況を把握するとともに、大学段階における海外とのオンライン交流の状況についても今後検討。

②中等教育段階

- ・ 中学・高校段階におけるオンライン等を利用した国際交流活動を行っている学校の割合（20%⁶²→100%）
- ・ 姉妹校提携等を活用し、対面での国際交流を行う高校の割合（18%⁶³→50%）
- ・ 英語で複数教科の授業を受けられる高校（コース等を含む。）の数（50⁶⁴→150）
- ・ 高校入試で外国人特別枠の設定を行う都道府県の数（17⁶⁵→47）

⁵⁵ （独）日本学生支援機構「私費外国人留学生生活実態調査」

⁵⁶ （独）日本学生支援機構「外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」※2018年度データ

⁵⁷ 文部科学省「令和2年度の大学における教育内容等の改革状況について」※2020年度データ

⁵⁸ 同上

⁵⁹ 文部科学省「令和2年度の大学における教育内容等の改革状況について」※2020年度データ

⁶⁰ 文部科学省調べ。※2022年データ

⁶¹ 文部科学省「海外の大学との大学間交流協定、海外における拠点に関する調査」※2020年度データ

⁶² 文部科学省「高等学校等における国際交流等の状況について」※2021年度データ

⁶³ 同上

⁶⁴ 文部科学省調べ。※2022年データ

⁶⁵ 文部科学省「令和4年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査（公立高等学校）」※2022年度データ

IV. 具体的方策

1. コロナ後の新たな留学生派遣・受入れ方策

(1) 日本人学生の派遣方策

我が国をけん引する人材の育成や国境を越えた幅広い人的ネットワークの形成、国際社会でのプレゼンス向上、相互理解と友好親善、国際的に開かれた活力ある社会の実現に向けて、日本人学生の海外への派遣を推進することは重要である。

今後、コロナ禍を克服し、日本人の海外留学を促進させるためには、情報不足、語学力不足、経済的負担、留年や就職への不安やそれらによってもたらされている若者の内向き志向などの課題の解決が必要となっている。

将来の留学につなげるため、初等中等教育段階から早期に留学の情報に触れる機会を設けるなど、留学に興味を持つきっかけをつくとともに、留学の障壁を取り除くことにより、高校段階から大学院段階までを通じてより質の高い学びのため日本人学生の派遣について、国や地方公共団体、大学、産業界等が一体となって推進することとする。このため、留学の意義、奨学金制度の広報強化や各自治体等における海外大学進学支援のための取組を推進するとともに、より多くの意志ある若者が海外留学を経験できるようにするため、経済的支援の充実に取り組む。さらには、企業等からの海外大学院への派遣を促進する。また、初等中等教育段階における英語教育や国際理解教育、課題発見・解決能力等を育む学習や教員の指導力強化等を推進する。

<具体的取組>

①高校段階から大学院段階までを通じた日本人学生の派遣の推進

- ・ SNS を効果的に活用した留学の意義、奨学金制度の広報強化を図る。
- ・ 海外留学支援制度における海外大学卒業生のネットワークを構築するとともに、活躍事例（ロールモデル）の収集・発信によるブランド力の強化を図る。
- ・ 各自治体等での海外大学進学支援の取組を推進する。
- ・ 協定派遣（授業料相互免除）増に向けた取組を推進する。
- ・ 単位認定を伴う中長期留学や海外大学で学位取得を目指す学生について、海外派遣の指標実現に向けて大幅に拡大するため、官民一体となって構造的・抜本的な方策の実施を進め、その成果の発現・進捗に沿って給付型奨学金を着実に拡充するなど JASSO⁶⁶による奨学金の充実に取り組むとともに、企業・個人等が拠出する奨学金の一層の活用推進など、官民一体での経済的支援の充実を図る。あわせて、企業の担い手となる奨学金返還者についての企業による代理返還制度の活用を促進するとともに、地方の企業へ若者が就職する場合等における、若者が抱える奨学金の返還を地方公共団体が支援する取組を推進する。
- ・ 高校からの留学を促進するとともに、オンライン留学・交流の取組の促進や、

⁶⁶ (独) 日本学生支援機構

スポーツや芸術なども含めた多様な領域の日本の未来を創るグローバルリーダーの輩出に向けた官民協働による「トビタテ！留学 JAPAN」の発展的推進を図る。

- ・ 高等専門学校生の海外派遣（海外インターンシップ等）を促進する。
- ・ 芸術を学ぶ学生・生徒を含め、若手芸術家の海外研修に対する支援を充実する。
- ・ 国際頭脳循環に参入するための博士人材等派遣を促進する。
- ・ 社会人の海外大学院留学を促進するなか、人材開発支援助成金「人への投資促進コース」の利用拡大に向けた企業への周知を図る。
- ・ 海外大学のオンライン授業の国内における単位化を促進する。

②初等中等教育段階における英語教育・国際理解教育、課題発見・解決能力等を育む学習等の推進

- ・ 英語4技能（読む、書く、聞く、話す）の育成に向けた指導方法の改善・共有を推進するとともに、デジタルを活用したパフォーマンステストの実施を促進する。
- ・ 児童生徒が主体的に課題を発見し、多様な人々と協働しながら課題を解決する探究学習や、自然や社会の様々な事象・文化芸術への興味関心を育む体験活動、国際理解教育を推進する。
- ・ 国際バカロレアなどの国際的な教育プログラムが履修できる教育環境の整備を促進するとともに、高校段階におけるグローバル人材育成に資する拠点校の整備など国際的な中等教育機関の整備推進・運営支援を行う。
- ・ 教員養成段階の留学や採用後の海外経験機会の拡充、実践的な教員研修の充実などを通じて、初等中等教育段階の教員の英語教育・国際理解教育の指導力を強化する。
- ・ 初等中等教育段階からの英語キャンプ、海外派遣などを通じた国際交流体験や1人1台端末を活用した海外とのオンライン交流を促進するとともに、国際的な留学交流団体等との連携を図る。
- ・ 大学入学者選抜における海外留学等の多様な経験の適切な評価や、4技能の総合的な英語力評価を推進する。

（2）外国人留学生の受入れ方策

我が国の大学等の教育研究力の強化や、国際社会への知的国際貢献、相互理解と友好親善に基づく人的ネットワーク（親日派・知日派）の構築、国際社会でのプレゼンス向上、高度外国人材の確保、多文化共生社会への変革促進に向けて、外国人留学生の受入れを進めることは、引き続き重要である。

外国人留学生の戦略的な受入れを進めるためには、留学生が留学までの情報収集や日本語学習、資金準備、ビザ取得などで苦労していることが課題となっている。また、外国で留学を志す者が日本への留学を決断するためには、留学することが日本での定着や

活躍にどの程度つながるのかなど、卒業後についての予見可能性を高める必要がある。

このため、海外での日本への留学機会の創出、入学段階での要件・手続の弾力化、国内大学の教育研究環境の充実などにより、来日前から入学時、在学時、さらには卒業後までを通じた、よりきめ細かな施策を、文部科学省を中心として関係省庁が連携・協力しながら講じることとする。その際、安全性や快適性、清潔さ、伝統文化、食、ポップカルチャー、ホスピタリティ⁶⁷など日本の魅力や強みも活かすとともに、留学希望者が理解しやすい言葉遣いや国際通用性のある表現、イラスト・動画等の様々な手段を用いて留学生の受入れを促進する。一方で、学修よりも資格外活動である就労を目的とする者を留学生として受け入れることは、受入機関の教育活動や学校運営に支障が生じ、全ての留学生や留学制度全体の信頼・信用失墜につながることから、在籍管理の徹底・強化を図る。また、特に高度な研究力を有する外国人留学生の受入れに当たっては、卒業後の定着と日本の国際競争力向上への貢献を視野に入れながら、国の科学技術関連施策など、他の施策との連動を図る。

また、施策の実施に当たっては、受入れの対象となる留学生の在籍する教育機関や出身地域等にも配慮しながら、きめ細かに情報提供や受入れ環境を整えることとともに、我が国の経済安全保障の観点から技術流出防止対策の徹底を図る。

なお、外国人留学生の卒業後の定着・活躍が、更なる受入れの量的・質的拡充に資することにも留意しながら施策を展開していくことが必要である。

<具体的取組>

①日本への留学機会の創出

- ・ 各国政府等主催の留学フェアへの参画、大使館等と協力した留学説明会の実施、大使館・領事館も含む留学相談体制の強化、卒業生ネットワークの構築、活躍事例（ロールモデル）の収集等を通じて、学生の早期からのリクルートや日本の大学等の戦略的な広報・情報発信、日本語教育を一体的に促進する現地機能の強化を図る。
- ・ 各国の学生の留学を巡る諸情報の収集・分析・リクルーティング戦略立案機能の強化を図る。
- ・ ネットワークを活用した日本留学のブランド力・魅力発信力の強化、現地進出企業や国際交流基金等との連携等を図ることにより、現地の関係機関（大学、高校、政府・公的機関、民間団体等）に対するリクルーティングや広報・情報発信を一元的に実施する機能を強化する。
- ・ 大使館・領事館等による優良事例を共有する。
- ・ 大学に加え、高校や専門学校等の情報や学生・生徒の声、在留資格などの留学生の受入れに関する情報が一元的に得られるポータルサイトとして日本留学情報

⁶⁷ 客を親切にもてなすこと。また、もてなす気持。（広辞苑第七版）

サイトの更なる情報充実を図るとともに、オンライン等を活用した日本留学に関するアウトリーチ型の魅力発信を強化する。

- ・ 高校段階を含む成績優秀者のリクルートや、オンラインによる日本語・日本の文化等の教育、日本留学試験／日本語能力試験の受験促進、日本企業・日系企業との交流など、優秀な学生の早期からの獲得強化に向けたプログラムを構築する。その際、オンライン教育における質の確保に向けた取組を検討する。
- ・ 日本語専門家・日本語パートナーズの派遣、オンライン教材の拡充、初等教育からの日本語学習機会の提供、継承日本語教育の充実等を通じて、海外における日本語教育の充実を図る。
- ・ 各大学の魅力を視覚化するための指標を作成する。
- ・ 日本の文化を始めとした日本各地域の多様な魅力を発信する。
- ・ 国費留学生制度については、制度発足時から国際協力や相互理解の促進を趣旨としているが、今日的な観点として優秀な頭脳の実受入れや学生の多様性の向上を通じて大学等が教育研究力の強化を十分に図れるよう、Ⅱ. 2 (3) で示した検討やこれまでの施策の効果分析を踏まえて、地域・分野の重点化⁶⁸など時代に即した戦略性を持って、関連施策との連携による効果的・効率的な推進も工夫しながら見直しを進める。その際、運用面においても、例えば選考手続におけるペーパーレス化やオンライン活用、また既に留学などで来日している特に優秀な学生等の確保も視野に入れた手続の柔軟化など、必要な改善を図る。
- ・ 現地セミナー・意見交換会の実施等を通じて訪日教育旅行を促進する。

②入学段階での要件・手続の弾力化

- ・ 既に多くの国で行われている面接や入学等の手続（関連書類の提出や各種支払等を含む。）のDX化の促進を通じて、渡日前の入学者選抜を促進し、出願から可否判定までの期間の短縮化を図る。
- ・ 大学における日本語準備教育（ファウンデーションコース）等を充実する。
- ・ 留学ビザ取得のオンライン化を進める。
- ・ 銀行口座開設における負担軽減など来日時の支援を充実する。
- ・ 高等専修学校への留学の際の要件を高等学校と同等の取扱いとする。

③国内大学の教育研究環境の質及び魅力の向上

- ・ 日本語教育、リメディアル教育その他学習支援、相談体制の充実など、留学生受入れの質の向上を図るために必要な対価の徴収としての授業料設定の柔軟化を図るとともに、現在の制度と整合を図りつつ留学生の定員管理を弾力化する。
- ・ 受入れの質をより一層高める観点から、留学生の満足度の把握を行うとともに、

⁶⁸ 「戦略的な留学生交流の推進に関する検討会とりまとめ」（2023年4月）においては、特にインドや東南アジア、G7諸国から受入れを強化することが示されており、これらも踏まえて検討を進める。なお、地域・分野の特性に鑑み、特に言及すべき必要性の高いものについて明らかにする一方、明示的に重要性に言及しない地域・分野等も、多様性確保の観点で留学生交流の推進は重要であることとされていることに留意することが必要である。

それに基づく改善を行う。

- ・ 外国で学位を取得した教員や外国語による授業の増加に向けた取組を推進する。
- ・ 大学内マネジメントの改善等による外国人教員の受入れ環境の充実を図る。(処遇面、教育の充実)
- ・ 国際共同研究等の推進により、優秀な若手研究者の交流・コネクションを強化する。
- ・ 世界から優れた学生や教員を呼び込むためのキャンパスの質及び魅力の向上を図る。
- ・ 民間資金等も活用した留学生・外国人教員宿舎の受入れ環境を整備するとともに、賃貸住宅の受入れ環境整備により、外国人入居の円滑化を図る。
- ・ 自治体と地元大学等の連携による受入れから就職までの留学生への支援を促進する。
- ・ 秋入学、通年入学の導入を促進する。

④適切な在籍管理、技術流出防止対策の徹底・強化

- ・ 適切な在籍管理を行うための基準の策定、在籍管理非適正大学等の大学等名の公表、在留資格「留学」の付与停止、私学助成の厳格な対応、留学生数等の情報公開の強化等、適切な在籍管理の徹底・強化を図る。
- ・ 安全保障貿易管理の徹底を図るとともに、研究インテグリティを推進する。

(3) 国際交流の推進

上記の取組と併せ、戦略的に留学生交流を推進すべき国・地域との大学間連携・学生交流を推進するなど国際交流を推進する。

<具体的取組>

- ・ 「アジア高校生架け橋プロジェクト」の充実強化や姉妹校提携、留学コーディネーターの配置促進などを通じて高校生の国際交流を促進する。
- ・ グローバル人材育成に資する高校段階の拠点校における外国人留学生の受入れ推進などを通じて国際交流の環境を醸成する。
- ・ 対日理解促進交流プログラムの充実強化を通じて海外青年の招へい等により国際交流を促進する。
- ・ 戦略的に留学生交流を推進すべき国・地域との大学間連携・学生交流を推進する。
- ・ COIL⁶⁹、VE⁷⁰等のオンラインを活用したハイブリッド国際交流を推進する。

⁶⁹ Collaborative Online International Learning : 国際協働オンライン学習

⁷⁰ バーチャル・エクステンジ

- ・ 国連大学を活用した途上国における脱炭素人材の人材育成の強化を図る。
- ・ 農業を学ぶ学生等の留学・国際交流活動を推進する。
- ・ 日本のソフトパワーの強みを活かした文化・芸術分野での学生・若手芸術家等の交流を促進する。

2. 留学生の卒業後の活躍に向けた環境整備

(1) 日本人学生の就職の円滑化に向けた環境整備

優秀で意欲を持った日本人学生の海外留学を促進することによって、日本の成長をけん引する人材の育成を図っていく一方で、こうした学生が国内で活躍していくためのプロセスとなる就職活動が円滑に行われることが必要である。しかしながら、留学中において就職活動に係る情報不足や多大な負担が生じたとの声や、留学前において帰国時期と就職活動時期との関係を懸念して留学に二の足を踏むといった声もある。

こうしたことを踏まえ、留学中の学生への支援の充実を図るとともに、就職活動の柔軟化を促していくことなどを通じ、海外の大学・大学院で学び卒業する日本人留学生を採用する企業を大幅に拡大することで、留学生の就職への不安を払拭できるよう海外留学後における就職の円滑化に向けた環境整備を行う。

<具体的取組>

- ・ 留学中の学生への就職情報（インターネットを活用した新卒求人公開を含む。）の提供を充実するとともに、現地でのジョブフェアへの参画を拡大する。
- ・ 帰国のタイミングと国内の就職活動スケジュールのミスマッチを改善するために、関係機関の連携による経済団体への要請等を通じて、帰国後の留学生に対する通年採用、秋季採用、インターンシップの実施などによる多様な選考機会の提供を促進する。あわせて、大学における秋季入学や4学期制など学事暦・修業年限の多様化・柔軟化も推進する。
- ・ 留学等を通じて学生が得た知識や専門性に対し企業が採用・人材育成面で積極的な評価を行う取組の裾野が広がるよう、企業価値向上につながる人的資本経営の後押しを図る中で、機運醸成を図る。
- ・ 国家公務員採用における留学経験者への広報を始めとした採用活動の強化を図る。
- ・ 博士号取得者の就職円滑化に向けて、海外大学院での博士号取得者の日本での就職などに関する支援施策を検討する。

(2) 外国人留学生等の高度外国人材の定着率の向上

優秀な外国人留学生を戦略的に受け入れ、育成していくことはもとより、外国人留学生が留学後に高度外国人材として日本国内にとどまって活躍することは、今後の日本の

経済社会の活性化や国際化、イノベーション創出を通じた競争力強化に向けて重要である。こうした中、近年、日本での就職を希望する外国人留学生の割合は6割強程度と高い水準で推移⁷¹している。他方で、就職を希望する外国人留学生が必ずしも日本国内で就職できなかつたり、日本企業に就職ができても短期間で帰国を余儀なくされたりする場合があります、外国人留学生の卒業後の定着や活躍に向けた環境整備は十分とは言えない状況にある。

このため、インターンシップ促進や実践的教育プログラムの充実など企業と教育機関が連携した外国人留学生の日本国内での就職促進に向けた取組の推進や、高度外国人材の受入れ制度を世界に伍する水準へ改革していくことなどにより、外国人留学生等の高度外国人材の定着率の向上を図る。

なお、高度外国人材の定着率の向上の実現に向けては、産業界の役割も極めて重要である。受入れ企業における高度外国人材の積極的な採用や、そのための情報提供の充実はもとより、外国人を含む多様な人材が働きやすい職場の環境や慣行の構築など、機運を醸成するとともに、先進企業の取組事例やノウハウの横展開を図ることにより、企業風土の改善を促す。

<具体的取組>

①留学生の就職促進に向けた取組促進

- ・ 日本でのキャリアの予見可能性を高めるため、外国人留学生が来日前から日本の就業慣行や就職活動に関する情報を得られるようにする。
- ・ 企業と教育機関の連携等によって、外国人留学生の国内インターンシップへの参画の促進や、実践的教育プログラムの充実を図るなど、外国人留学生と企業とのマッチング機会を拡大する。
- ・ ハローワーク等において、多言語対応を含めた就職に関する相談支援機能・拠点の強化等を通じた環境整備を図る。
- ・ 大学やハローワーク、JETRO⁷²等において、就職情報に関するウェブサイトの充実や留学生向けキャリアガイダンスの強化を図るとともに、外国人留学生向け就活ガイド（JASSO）を周知し活用を促進する。
- ・ 地域の大学、経済団体、企業、金融機関、自治体等による「高度外国人材活躍地域コンソーシアム」を設立し、地域の特性に応じてインターンシップの機会を提供するなど、外国人留学生の地元企業への就職・定着を促進する。また、JETROを事務局とする「高度外国人材活躍促進プラットフォーム」において、外国人留学生を受け入れる中小・中堅企業の課題解決に向けた伴走型支援を行う。
- ・ JETRO、在外公館、日本人会の連携により、帰国する外国人留学生の母国におけ

⁷¹ (独) 日本学生支援機構「私費外国人留学生生活実態調査」

⁷² (独) 日本貿易振興機構

る日系企業への就職を支援する。

②受入れ企業側における企業風土の改善、環境の充実

- ・ 関係機関の連携による経済団体への要請等を通じて、外国人留学生に対する通年採用、秋季採用、インターンシップの実施などによる多様な選考機会の提供を促進する。
- ・ 「外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック」の普及を通じ、企業での採用方針の明確化、社内制度の見直し、採用方針・実績の公表等を促すとともに、企業価値向上につながる人的資本経営の後押しを図る中で、機運醸成を図る。
- ・ 外国人の雇用管理に関する事業主向けセミナー等を開催し、外国人留学生の企業での受入れ、定着を促進する。

③関連する在留資格制度の改善

- ・ 高度外国人材の受入れに向けた世界に伍する水準の新たな在留資格制度として、特別高度人材制度及び特定活動における未来創造人材制度を創設するとともに、周知を図る。また、一定の要件を満たす国内大学の卒業者についても同様の措置が受けられるようにするための検討を行う。
- ・ 専門学校卒業者の専門知識・技能やその応用が発揮できるようにするため、企業等と連携し、質の高い専門学校を認定する制度を新たに創設し、認定を受けた学校を修了した留学生については、在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更において柔軟に対応し、大学等を卒業した留学生と同等の取扱いとする。また、特定活動46号について、当該認定を受けた専門学校を修了した者（高度専門士に限る。）など、大学卒業者と同等の者も対象に加える。
- ・ 在留資格「技術・人文知識・国際業務」について業務内容の明確化を図る。
- ・ 在留資格における非漢字圏出身者も含めた日本語教育機関の在学期間の取扱いの在り方の検討を進める。

3. 教育の国際化の推進

(1) 国内大学等の国際化

多様な学生や研究者が切磋琢磨できる環境の醸成による教育環境の活性化、イノベーション創出、国際頭脳循環の実現、国際研究ネットワークの構築に向けて、国内大学等の国際化を図ることが必要である。

このため、海外大学とのジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリーの取得促進や、外国で学位を取得した教員の増加、大学間連携・学生交流推進など、国際化を実現するための組織改革を推進するとともに、日本の大学の魅力とブランド力を磨く取組の推進・横展開を図る。

教育の国際化は異文化理解や、社会を変えていく心構え、自分の意見を述べる力を身

に付けた国際的に活躍できる人材を育成する観点からも全ての大学等が取り組むべき課題であり、その解決に向けて不断の授業内容・方法の改善等が求められる。

＜具体的取組＞

- ・ 海外大学とのジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー取得や、単位互換制度、大学間交流協定締結を促進する。
- ・ 外国で学位を取得した教員や外国語による授業の増加に向けた取組を推進する。【再掲】
- ・ 大学内マネジメントの改善等による外国人教員の受入れ環境の充実を図る。(処遇面、教育の充実)【再掲】
- ・ 国際交流や資金調達、産学連携などにおいて高度で専門的な知識や経験を有する「アドミニストレータ職」を始めとした国際的な業務において高い資質・能力をもった職員の採用・育成を促進する。
- ・ 大学内における国内外の学生交流・共修の活性化を促進する。
- ・ スーパーグローバル大学創成支援事業（SGU）について効果検証を行った上で、地域の自治体・企業等と連携したグローバル人材育成、重点分野におけるグローバル化の推進、外国で学位を取得した教員の採用促進、英語のみで卒業できるコースの充実、入学者選抜への国際バカロレアの活用、留学支援体制の充実など、更なる徹底した国際化やグローバル人材育成に大学が継続的に取り組むような環境整備を行う。
- ・ 上記に掲げるような国際化に積極的に取り組む大学等について、定員管理⁷³や授業料設定の柔軟化など制度の改善等によるインセンティブ付与に取り組むなど、大学の国際化の充実に向けた実効性ある方策を講ずる。
- ・ 国際化を先導する大学を認定する制度の創設によりブランド化を図り、SGUにより培われた成果の継続的推進やそれ以外の大学等への取組の普及展開により国際化をより一層推進する。
- ・ 戦略的に留学生交流を推進すべき国・地域との大学間連携・学生交流を推進する。【再掲】
- ・ COIL、VE等のオンラインを活用したハイブリッド国際交流を推進する。【再掲】
- ・ デジタルバッジの活用等により、学位やマイクロクレデンシャルの国際通用性の観点も含めた電子化を促進する。
- ・ 国際標準教育分類における高度専門士の位置付けの見直しと国家学位資格枠組みの検討を加速化する。
- ・ 研究者交流の促進や国際共同研究体制の整備を図るとともに、国際学会・イベントの誘致を促進する。

⁷³ IV. 1 (2) ③と同様の扱いとする。

- ・ 留学生数等の情報公開の強化を図る。【再掲】
- ・ 各大学の魅力を視覚化するための指標を作成する。【再掲】
- ・ 欧米のトップクラス大学の誘致によるグローバル・スタートアップ・キャンパス構想の実現を図る。

(2) 外国人材の活躍に向けた教育環境整備

世界各国が優秀な人材を獲得することにしのぎを削っている中、高度外国人材の子供のための学習環境は、高度外国人材から評価を十分に得られていない実態があり、高度な外国人材を集めるためには、より魅力的な生活環境を整えることが必要である。また、近年日本語指導が必要な児童生徒が増加している中で、日本人と外国人が安全に安心して暮らせる社会を実現していくことが必要である。

このため、高度外国人材にとって魅力的な子供の教育環境を整備するとともに、就学前から義務教育段階、高校段階、さらには進学・就職までを通じた外国人児童生徒学生への教育の充実や、日本語教育機関での日本語指導の充実を図る。

<具体的取組>

- ・ インターナショナルスクールに関する情報充実・実態把握や国際的な教育環境を実現するための調査研究の実施等、一定の要件を満たしたインターナショナルスクールの課程を修了した外国人の子供や帰国した子供が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として高校入学資格を得やすくするための学校間接続の円滑化、国際的な中等教育機関の整備推進・運営支援【再掲】を通じて、高度外国人材にとって魅力的な子供の学習環境を整備する。
- ・ JSL⁷⁴の推進、日本語指導担当教員の教育力の向上、小・中・高校の「特別の教育課程」による日本語指導等に必要な教員配置の充実、就学状況の把握・修学の促進、中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実、高校入試での外国人特別枠の設定などを通じて、学校教育を受ける際に困難を有する外国人児童生徒学生への支援を強化する。
- ・ オンラインコンテンツの開発・提供やアドバイザー派遣などを通じた日本語教室空白地域解消の推進強化を図る。
- ・ 日本語教育機関の認定制度、認定日本語教育機関教員資格の創設や認定日本語教育機関等の多言語情報発信、日本語教師養成の拠点形成、現職教師研修を通じた日本語教育の質の維持向上を図る。
- ・ 地方公共団体に対する通訳支援等多言語対応や、地方公共団体が在留外国人に対して情報提供及び相談を行う一元的な相談窓口の設置促進を通じた外国人受入れ環境の整備を図る。

⁷⁴ Japanese as a Second Language : 第二言語としての日本語

(3) 国内大学の海外分校や高専を始めとする日本型教育の輸出

日本の教育については、知・徳・体のバランスの取れた力を育むことを目指す初等中等教育や、実践的かつ高度な技術者教育を行う高専など、日本型教育に対して諸外国より強い関心が寄せられている。また、諸外国では、留学生をより積極的に獲得するため、海外キャンパスの設置など、大学の海外展開が進んでいる。

このような中、海外と国内の大学間連携のための機能強化を図るとともに、国内大学の海外分校や高専を始めとする日本型教育の輸出を推進する。

また、親の事情等で在外教育施設に在籍する日本人の子供については、留学生と同様に海外で学ぶことにより、将来、国際社会等で活躍する人材として期待される。こうした在外教育施設の意義を踏まえ、教育環境の整備等を推進する。

<具体的取組>

- ・ 海外と国内の大学間連携促進のための情報収集・相談機能を強化する。
- ・ 海外分校の設置促進に向けた国内制度等見直し等を通じて、国内大学等の海外分校設置に係る環境整備を推進する。
- ・ 諸外国からの要請を踏まえた日本型高等専門学校の導入を支援する。
- ・ 在外教育施設における特色ある教育の充実、国内同等の教育環境整備に向けた派遣教師の確保・充実、ICT などに関する専門スタッフの確保や、安全対策・施設整備等の在外教育施設の機能強化に向けた支援を行う。

おわりに

本提言においては、コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資を進めるために、
①コロナ後の新たな留学生派遣・受入れ方策、②留学生の卒業後の活躍に向けた環境整備、
③教育の国際化の推進、に特に焦点を当てて具体的方策を示した。

今後これらの取組が、必要なメリハリ付けを行いつつ着実に実行に移されるよう、本提言に示した具体的取組の各事項について、実施に向けた具体的なスケジュールや方策、実施主体を含めて、政府においてそのための工程表を策定し、公表するとともに、国内外の人々がこれらの取組を背景も含めて容易に理解できるよう、日本語だけでなく、英語でも情報発信を行うこととする。

また、第一次提言に示した具体的方策を含め、逐次検証を行い、その着実な実施に向け取り組む。

未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ
(第二次提言参考資料)

教育未来創造会議 第二次提言概要	31
参考資料集	
1. 総論	36
2. 留学生派遣・受入れ方策	48
3. 留学生の卒業後の活躍に向けた環境整備	90
4. 教育の国際化の促進	110
参考データ集	
1. 総論	133
2. 留学生派遣・受入れ方策	139
3. 留学生の卒業後の活躍に向けた環境整備	182
4. 教育の国際化の推進	211
教育未来創造会議の開催について	230
教育未来創造会議ワーキング・グループの開催について	231
教育未来創造会議 構成員	232
教育未来創造会議ワーキング・グループ 構成員	233
教育未来創造会議のこれまでの検討状況について	234

「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ〈J-MIRAI〉」（第二次提言）概要

J-MIRAI : Japan-Mobility and Internationalisation: Re-engaging and Accelerating Initiative for future generations
教育未来創造会議 令和5年4月27日

I. コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資の在り方

- 「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現するためには、人への投資を進めることが重要。
- 世界最先端の分野で活躍する高度人材から地域の成長・発展を支える人材まで厚みのある多様な人材を育成・確保し、多様性と包摂性のある持続可能な社会を構築することにより、我が国の更なる成長を促し、国際競争力を高めるとともに、世界の平和と安定に貢献していくことが必要不可欠。
- 留学生交流について量を重視するこれまでの視点に加え、日本人学生の海外派遣の拡大や有望な留学生の受入れを進めるために、より質の向上を図る視点も重視。
- 今後、より強力に高等教育段階の人的交流を促進し、質の高い大学や留学生の交流を積極的に進めるとともに、初等中等教育段階から多様性・包摂性に向けた教育を充実。
- 高度外国人材の受入れ制度について、世界に伍する水準への改革を進めるとともに、海外留学した日本人学生の就職の円滑化や日本での活躍を希望する外国人留学生の国内定着を促進。

II. 今後の方向性

1. 留学生の派遣・受入れ

(1) 日本人学生の派遣

- ・ 海外大学・大学院における**日本人留学生の中長期留学者の数と割合の向上**を図り、特に、**大学院生の学位取得を推進**。このため、高校段階から大学院までを通じて、短期から、中期、長期留学まで学位取得につながる段階的な取組を促進。

(2) 外国人留学生の受入れ

- ・ **高い志を有する優秀な外国人留学生の戦略的受入れを推進**。その際、多様な文化的背景に基づいた価値観を学び理解し合う環境創出のために**受入れ地域についてより多様化を図るとともに**、大学院段階の受入れに加え、留学生比率の低い学部段階や高校段階における留学生の受入れを促進。

2. 留学生の卒業後の活躍のための環境整備

- ・ 留学生が将来のキャリアパスについて予見可能性をもって、入学前から安心して留学を決定できるようにするため、**海外派遣後の日本人留学生の就職円滑化を推進**するとともに、**外国人留学生の卒業後の定着**に向けた企業等での受入れや起業を推進。

3. 教育の国際化

- ・ **多様な文化的背景に基づく価値観を持った者が集い、理解し合う場が創出される教育研究環境や、高度外国人材が安心して来日できる子供の教育環境の実現**を通じて教育の国際化を推進。

Ⅲ. 2033年までの目標

日本人学生の派遣

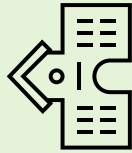


2033年までに50万人
(コロナ前22.2万人)

非英語圏の仏・独と同等の水準

<大学・専門学校等> <高校等>

- 日本人留学生における学位取得等を目的とする長期留学者の数
6.2万人→**15万人**
- 高校段階での留学者数
研修旅行(3か月未満) 4.3万人→**11万人**
留学(3か月以上) 0.4万人→**1万人**



- 協定などに基づく中短期の留学者数
11.3万人→**23万人**

外国人留学生の受入れ・定着



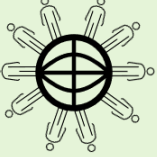
2033年までに40万人
(コロナ前31.8万人)

留学生30万人計画の受入れ増加ペースの維持

<大学・専門学校・日本語学校等> <高校等>

- 外国人留学生の数
31.2万人→**38万人**
- 全生徒数に占める留学生の割合
高校：0.2%→0.7%
- 卒業後の国内就職率(国内進学者を除く)
48%→60%

教育の国際化



<大学等>

- 英語のみで卒業・修了できる学部・研究科の数
学部：86→200
研究科：276→400
- 海外の大学との交流協定に基づく交流のある大学の割合
48%→80%
- ジョイントディグリー・プログラムの数
27→50
- ダブルディグリー・プログラム※の数
349→800

<中学・高校等>

- 英語で複数教科の授業を受けられる高校(コース等含む。)の数
50→150
- 対面での国際交流を行う高校の割合
18%→50%
- 中学・高校段階におけるオンライン等を利用した国際交流を行っている学校の割合
20%→100%

※海外の大学との大学間交流協定に基づき実施されているもの

現状

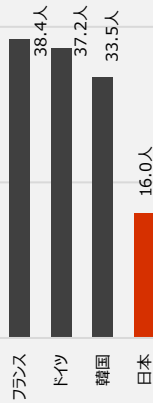
日本人学生の派遣

日本人学生の留学停滞

主に長期(学位取得目的を含む)の日本人の海外留学者数

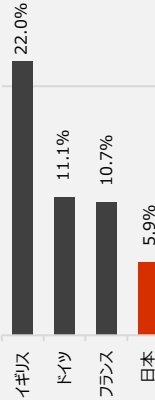


高等教育機関在学者千人に対する派遣留学者数の国際比較



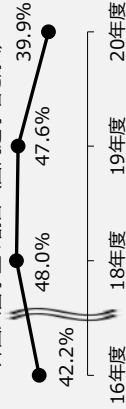
外国人留学生の受入れ・定着

高等教育機関在学者に占める留学生の割合



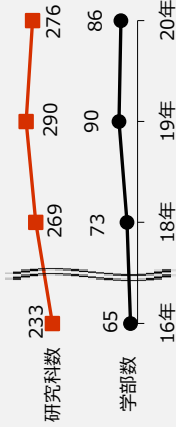
微増に留まる外国人留学生の国内就職率

高等教育機関を卒業・修了後に国内就職する外国人留学生の割合(国内進学者を除く)

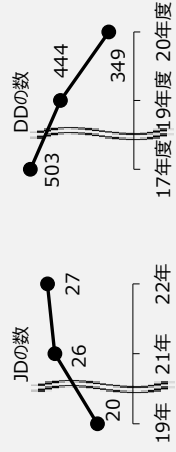


教育の国際化

英語のみで学位が取れる学部・研究科



ジョイントディグリー・プログラム(JD)及びダブルディグリー・プログラム(DD)



1. コロナ後の新たな留学生派遣・受入れ方策

(1) 日本人学生の派遣方策

① 高校段階から大学院段階までを通じた日本人学生の派遣の推進

- ・SNS等を活用した広報強化
- ・卒業生のネットワーク構築
- ・各自治体での海外大学進学支援の取組推進
- ・**協定派遣（授業料相互免除）増に向けた取組推進**
- ・中長期留学や海外大学で学位取得を目指す学生について、海外派遣の指標実現に向けて大幅に拡大するため、官民一体となって構造的・抜本的な方策の実施を進め、その成果の発現・進捗に沿って**給付型奨学金を着実に拡充**するなど**奨学金の充実**に取り組むとともに、**企業・個人等が拠出する奨学金の一層の活用推進など、官民一体での経済的支援の充実**
- ・**企業による代理返還制度の活用促進や地方公共団体による返還支援の取組を推進**
- ・官民協働による「トビタテ！留学JAPAN」の発展的推進
- ・**博士人材等派遣の促進**
- ・社会人の海外大学院留学の促進 等

② 初等中等教育段階における英語教育・国際理解教育、課題

- 発見・解決能力等を育む学習等の推進
- ・英語4技能（読む、書く、聞く、話す）の育成に向けた、デジタルを活用したパフォーマンステストの実施促進
- ・探究学習、自然・社会・文化芸術への興味関心を育む体験活動、国際理解教育の推進
- ・国際バカロレアなどの国際的な教育プログラムが履修できる教育環境の整備を促進
- ・教員養成段階の留学や採用後の海外経験機会の拡充、実践的な教員研修の充実を通じた教員の英語教育・国際理解教育の指導力強化
- ・**1人1台端末を活用した海外とのオンライン交流の促進** 等

(2) 外国人留学生の受入れ方策

① 日本への留学機会の創出

- ・学生の早期からのリクルート、広報・情報発信、日本語教育を一体的に促進する現地機能の強化
- ・留学生受入れに関する情報が一元的に得られるポータルサイトの情報充実
- ・**優秀な学生の早期からの獲得強化に向けたプログラム構築**
- ・海外における日本語教育の充実
- ・**国費留学生制度の地域・分野重点化などの見直し** 等

② 入学段階での要件・手続の弾力化

- ・DX化促進による渡日前入学選抜の促進
- ・留学ビザ取得のオンライン化
- ・銀行口座開設における負荷軽減 等

③ 国内大学の教育研究環境の質及び魅力の向上

- ・**留学生の授業料設定柔軟化や定員管理の弾力化**
- ・**キャンパスの質及び魅力の向上**、民間資金等も活用した留学生・外国人教員宿舍の整備、賃貸住宅の受入れ環境整備 等

④ 適切な在籍管理、技術流出防止対策の徹底・強化

- ・**在籍管理非適正大学等の大学等名の公表、在留資格「留学」の付与停止、私学助成の厳格な対応**、留学生数等の情報公開の強化
- ・安全保障貿易管理の徹底、研究インテリジェンスの推進 等

(3) 国際交流の推進

- ・**「アジア架け橋プロジェクト」**や対日理解促進交流プログラムの**充実強化**、姉妹校連携や留学コーディネーターの配置促進等を通じた国際交流の促進
- ・COIL（国際協働オンライン学習）、VE（バーチャル・イクスチェンジ）等のオンラインを活用したハイブリッド国際交流の推進
- ・脱炭素人材の人材育成強化や農業を学ぶ学生等の留学・国際交流活動の推進、文化・芸術分野での学生・若手芸術家等の交流の促進 等

2. 留学生の卒業後の活躍に向けた環境整備

(1) 日本人学生の就職の円滑化に向けた環境整備

- ・留学中の学生への就職情報の提供、現地でのジョブフェアへの参画拡大
- ・帰国後の留学生に対する**通年・秋季採用、インターンシップ等による多様な選考機会の提供促進**
- ・留学等を通じて得られた知識や専門性に対し企業が採用・人材育成面での積極的な評価を行う取組の裾野を広げる機運醸成 等

(2) 外国人留学生等の高度外国人材の定着率の向上

- ① 留学生の就職促進に向けた取組促進
 - ・ハローワーク等における多言語対応を含めた相談支援機能・拠点の強化等による環境整備
 - ・地域の特性に応じたインターンシップ機会の提供等による外国人留学生等の地元企業への就職・定着支援を行う**「高度外国人材活躍地域コンソーシアム」の設立、「高度外国人材活躍促進プラットフォーム」**における中小・中堅企業の外国人材の受入れに係る課題解決に向けた**伴走型支援の実施** 等
- ② 受入れ企業側における企業風土の改善、環境の充実
 - ・企業での採用方針の明確化、社内制度の見直し、採用方針・実績の公表等の促進 等
- ③ 関連する在留資格制度の改善
 - ・高度外国人材に係る受入れ制度の世界に伍する水準への改革 (**特別高度人材制度及び特定活動における未来創造人材制度の創設**)、一定の要件を満たす国内大学の卒業者についても同様の措置が受けられるようにするための検討
 - ・**質の高い専門学校**の**認定制度を創設、その卒業者等の在留資格の運用見直し** 等

3. 教育の国際化の推進

(1) 国内大学等の国際化

- ・海外大学とのジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリーや単位互換、大学間交流協定締結の促進
- ・国際交流などにおいて高度で専門的な知識や経験を有する「アドミニストレーター職」等の採用・育成の促進
- ・**徹底した国際化やグローバル人材育成に大学が継続的に取り組むような環境整備**
- ・国際化に積極的に取り組む大学等へのインセンティブ付与
- ・**国際化を先導する大学の認定制度の創設**
- ・戦略的に留学生交流を推進すべき国・地域との大学間連携・学生交流の推進
- ・欧米のトップクラス大学の誘致によるグローバル・スタートアップ・キャンパス構想の実現 等

(2) 外国人材の活躍に向けた教育環境整備

- ・インターナショナルスクールに関する情報充実・実態把握、学校間接続の円滑化、**国際的な中等教育機関の整備推進・運営支援**
- ・学校教育を受ける際に困難を有する外国人児童生徒への支援強化
- ・**日本語教育機関の認定制度創設等による質の維持向上** 等

(3) 国内大学の海外分校や高専を始めとする日本型教育の輸出

- ・国内大学等の海外分校設置に係る環境整備推進
- ・諸外国からの要請を踏まえた日本型高専の導入支援
- ・在外教育施設における国内同等の教育環境整備や安全対策・施設整備等の機能強化に向けた支援 等

参考資料集

令和5年4月

1. 総論

(1) これまでの我が国における留学生受入れ・ 派遣に関する計画・指標

留学生受入れ・派遣等に関するこれまでの主な計画・指標

外国人留学生受入れ

○留学生10万人計画（1983）

⇒21世紀初頭に10万人の受入れ

- ・1983年8月「21世紀への留学生政策に関する提言」
(21世紀への留学生政策懇談会)
- ・1984年6月「21世紀への留学生政策の展開について」
(文部省 留学生問題調査・研究に関する協力者会議)



2003年に約10.5万人 (JASSO「外国人留学生在籍状況調査」)

○留学生30万人計画（2008）

⇒2020年を目途に留学生受入れ30万人を目指す

- ・2008年5月「留学生30万人計画」に国家戦略として取り組む方針を明示 (教育再生懇談会の第一次報告)
- ・2008年7月「留学生30万人計画」骨子 (関係省庁)
※関係省庁 (文部科学省、外務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、(2009～)観光庁)
- ・2013年12月「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」 (戦略的な留学生交流の推進に関する検討会)



2019年に約31万人 (JASSO「外国人留学生在籍状況調査」)

○高等教育を軸としたグローバル政策の方向性（2022）

⇒2027年を目途に激減した外国人留学生・日本人学生の留学を少なくともコロナ禍前の水準に回復

- ・2022年7月「高等教育を軸としたグローバル政策の方向性 ～コロナ禍で激減した学生交流の回復に向けて～」 (文部科学省)

(※) 第三期教育振興基本計画 (2018) において、引き続き目標達成に向け取組中

日本人学生の海外派遣

○日本再興戦略（2013）

⇒2020年までに日本人留学生を6万人から12万人へ倍増 (※)

- ・2013年6月「日本再興戦略-Japan is Back-」 (閣議決定)



2019年に約6万人 (OECD等による調査)

※JASSOによる「日本人学生留学状況調査」では最大で2018年に約12万人

○第二期教育振興基本計画（2013）

⇒2020年までに高校生の海外留学を3万人から6万人に倍増 (※)

- ・2013年6月「教育振興基本計画」 (閣議決定)



2017年に約4.7万人

(文部科学省「高等学校等における国際交流等の状況調査」)

外国人留学生の定着

○日本再興戦略改訂2016（2016）

⇒外国人留学生の国内での就職率を3割から5割に (※)

- ・2016年6月「日本再興戦略2016-第4次産業革命に向けて-」 (閣議決定)



2019年に47.6%

※母数から日本国内進学者を除く (JASSO「外国人留学生進路状況・学位授与状況調査状況調査結果」)

留学生交流の意義・理念・目的等について

「留学生10万人計画」から「留学生30万人計画」まで

【留学生10万人計画】 「21世紀への留学生政策に関する提言」（1983年8月）

- ・諸外国との相互理解の増進、相互信頼に基づく友好関係の構築
- ・我が国と諸外国相互の教育・研究水準の向上、国際理解・国際協調の精神の醸成
- ・開発途上国の人材育成

【「新たな留学生政策の展開について」 2003年10月 中央教育審議会答申】

- ・諸外国との相互理解の増進と人的ネットワークの形成
- ・国際的な視野を持った日本人学生の育成と開かれた活力ある社会の実現
- ・我が国の大学等の国際化、国際競争力の強化
- ・国際社会に対する知的国際貢献

【留学生30万人計画】 同骨子（2008年7月）

- ・日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大する「グローバル戦略」を展開する一環
- ・高度人材受入れとも連動させながら、国・地域・分野などに留意しつつ、優秀な留学生を戦略的に獲得
- ・アジアをはじめとした諸外国に対する知的国際貢献等

留学生10万人計画（1983年）

昭和58年（1983年）8月、「21世紀への留学生政策懇談会」（中曽根総理の指示により設置）が、「21世紀への留学生政策に関する提言」において、「21世紀初頭に提言当時のフランス並み（約10万人）の留学生を受け入れるため、留学生政策を総合的に推進」するよう提言。

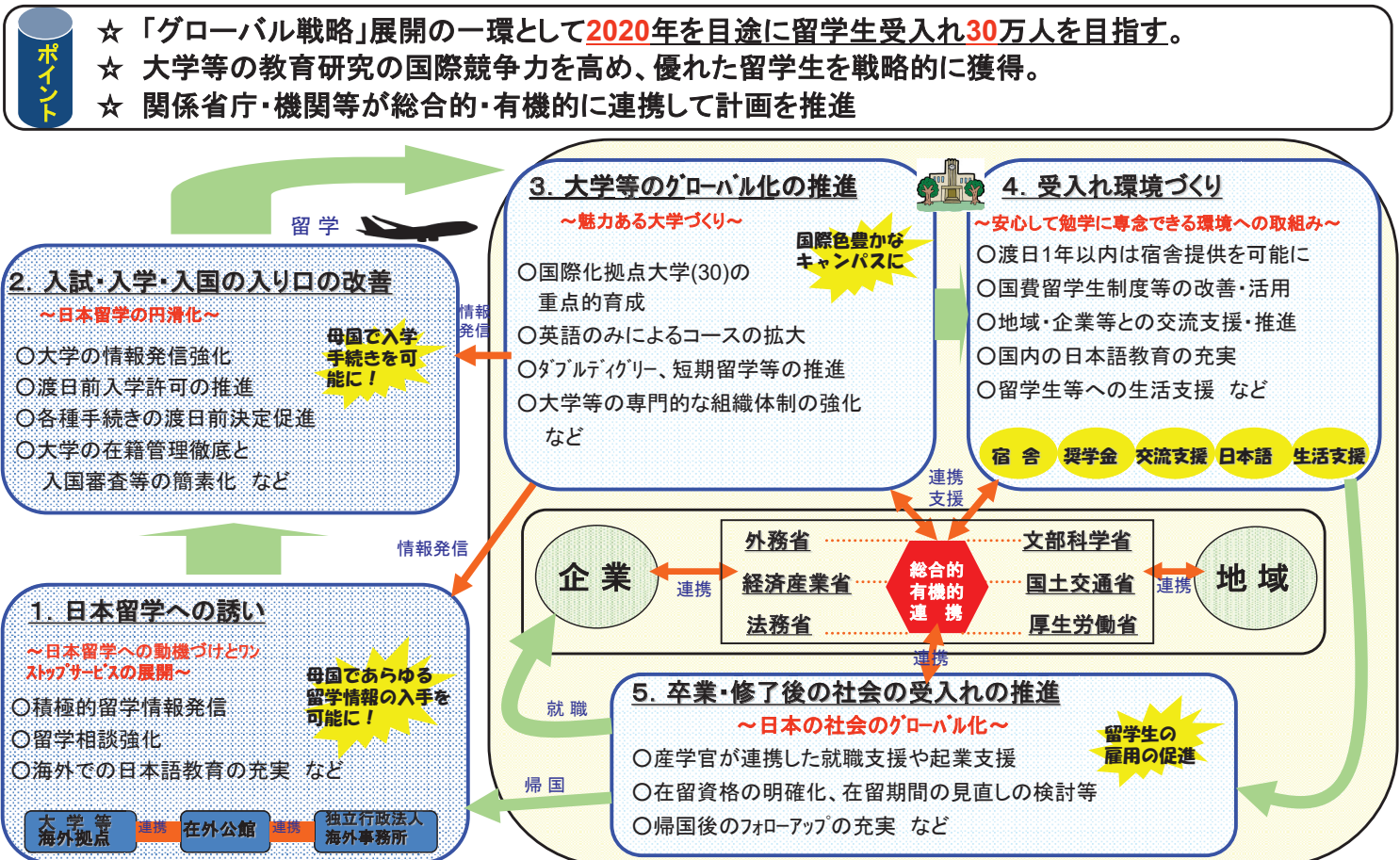
【昭和58年の留学生数 10,428人 → 約20年で10倍の10万人】

これを受け、文部省（当時）の「留学生問題調査・研究に関する協力者会議」において、昭和59年（1984年）6月に「21世紀への留学生政策の展開について」（21世紀に向けての留学生政策の長期的指針）をとりまとめ。

○提言の主な内容

- ・ 21世紀初頭に10万人の受入れ
（参考）21世紀初頭の外国人留学生数（日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」）
2001年5月1日時点 78,812人
2002年5月1日時点 95,550人
2003年5月1日時点 109,508人
- ・ 留学生受入れ拡充に対する基本方針
 - －大学等における受入れ体制の整備
 - －留学生のための日本語教育
 - －留学生のための宿舎確保
 - －民間活動等の推進
 - －帰国留学生に対する諸方策

「留学生30万人計画」骨子の概要（2008年）



世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略（概要）（2013年）

平成25年12月18日 戦略的な留学生交流の推進に関する検討会

1. 基本的な考え方

○世界的な留学生獲得競争が激化する中、教育研究の向上や国家間の友好関係の強化に継続して取り組むことに加え、

諸外国の成長を我が国に取り込み、我が国の更なる発展を図るため、重点地域の設定等の外国人留学生受入れに係る戦略を策定することが必要。

○そのため、これまでの諸外国・地域の人材育成やパートナーシップ構築等の継続的な取組に加え、我が国の大学等への留学を奨励・促進させるために、重点を置くべき分野や地域及び具体的な対応方針を本戦略において策定。

○2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、スポーツや文化等、我が国の魅力の積極的な海外発信に果たす外国人留学生の役割も重要。

（2）我が国の発展に特に寄与すると考えられる重点地域及び今後の対応方針

重点地域	対応方針
東南アジア (ASEAN)	・ASEANは我が国との人的交流が最も活発な地域であるとともに、将来的にも、日系企業の進出も盛んになる地域であることから、各国の状況を考慮しつつ、教育の質を確保する仕組みを構築し、量的な拡大を図る。
アフリカ	・アフリカは、サブサハラを中心に、今後大きな成長が期待できる一方、治安や病気等の不安が大きい地域である。今後、アフリカからの留学生を増やすに当たっては、アフリカ各国との関係で得られる成果を念頭に置きつつ、良好事例を創出し、我が国の大学等に情報を周知することで、留学生の受入れを促進する。
中東	・我が国への留学の魅力や我が国の大学等の優れた点について集中的に広報し、留学生の受入れを促進する。 ・中東各国が用意する政府派遣奨学金を積極的に活用できるよう必要な環境整備を図る。
南西アジア	・企業の進出拠点多く形成されるインドを中心として、在外公館や我が国の関係機関と連携し、我が国への留学の魅力や我が国の大学等の優れた点について集中的に広報し、留学生の受入れを促進する。
東アジア	・東アジアの中でも、我が国との関係が強く親日国であり、資源確保の観点からも関係を強化することが重要なモンゴルを中心として、留学生の受入れを促進する。
南米	・南米は、我が国の高い技術に対する関心が高く、我が国にとっても、資源の確保と質の高い人材の受入れが重要であることから、主に工学及び農学分野の留学生の受入れを促進する。
米国	・学事暦の柔軟化や大学間交流協定の締結促進により、短期の留学生の受入れを中心に、受入数を増加させる。
中東欧	・政府間の声明を踏まえた人的交流の強化を図る。

2. 戦略の在り方

（1）外国人留学生受入れ施策の成果が十分に期待できる重点分野

工学	電気、資源、エネルギー、建築等の開発分野から防災、環境保全まで幅広く貢献できる基礎的な分野。多岐にわたり諸外国との関係発展に寄与。
社会科学 (法制度)	民法、商法等社会基盤を形成する実学的分野を中心に、諸外国の法整備等に寄与することにより、現地のみならず我が国の企業の現地進出等に有益。
医療	医療人材の育成による諸外国の医療水準の向上への貢献、ODA等により我が国が設立した病院等医療施設の継続的な運営に寄与。
農学	食料の増産、バイオマスの利用による資源エネルギーの開発等に貢献することにより、現地生活の安定、我が国の食料安全保障に寄与。

※「ロシア及び CIS 諸国」も重点地域の一つとされていたが2022年2月以降のウクライナ情勢を踏まえ、ロシア・ベラルーシについては、各施策において重点地域から外している。

3. 具体的方策

- 留学コーディネーターの配置などによる戦略的な外国人留学生の受入れ
- 奨学金の充実と運用改善（戦略枠の設定等）
- 地域と連携した外国人留学生の生活支援
- 外国語で単位や学位が取得できる環境の整備促進
- 我が国で学修した外国人留学生への対応

「留学生30万人計画」の実現を図るため、従来のODA的な考え方から脱却し、我が国の更なる発展を目的とした戦略による「攻め」の留学生受入れに取り組む。

「留学生30万人計画」検証結果報告書の取りまとめ（1）（2021年）

1. 経緯

- ◆ 2008年、関係省庁は、2020年を目途に30万人の外国人留学生受入れを目指す「留学生30万人計画」を策定し、各種施策を推進。
- ◆ 2020年7月の「成長戦略フォローアップ」において、「『留学生30万人計画』に関する検証を実施し、その結果を踏まえ、留学生受入れに関する今後の施策について検討を行い、2020年度中に結論を得る。」とされたことから、「留学生30万人計画」関係省庁会議において検証作業を開始。
- ◆ 2021年3月31日、関係省庁において、報告書を取りまとめ。

※関係省庁：文部科学省、外務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、観光庁（2009年～）

2. 検証結果（概要）

- 外国人留学生数は、目途の2020年よりも1年早く、2019年5月時点で31万人に。
- 高等教育段階での受入機関数も増加。日本人学生と外国人留学生が共に学ぶ環境が充実。
- アジア諸国からの外国人留学生の出身国・地域が多様化。アジア、世界との間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大する「グローバル戦略」の一環としての施策目的に沿った動向。
- 高等教育機関の卒業・修了者のうち国内就職者数は、約9千人から約2.3万人（約2.6倍）に増加。国内就職者の割合も約27%から約37%に上昇。高度人材の国内定着が図られつつあるが、近年その伸びは鈍化。
- **これまでの施策による取組**は、海外の優秀な学生の日本留学への関心を高め、多くの学生が実際に来日・留学し、日本社会へ定着すること等により我が国の社会・経済の発展に寄与し、**一定の成果**。
- 他方、**高度人材の国内定着の促進や効果的・効率的な情報発信、日本語教育の充実等**、更なる向上に向けて工夫や強化が必要なものに加え、**適切な在籍管理の徹底や技術流出防止対策の強化、新型コロナウイルス感染症の影響**など、新たな課題や状況変化も生じている。

「留学生30万人計画」検証結果報告書の取りまとめ（2）

3. 今後の施策の方向性

- 高等教育全体として対面授業と遠隔・オンライン教育を効果的に組み合わせた**ハイブリッド型教育**が進展する中で、**留学に関してもこのような動きを踏まえた新たな工夫が必要**。
- **遠隔・オンラインの利点も活かしつつ**、優秀な外国人留学生を実際に日本に受入れ、日本社会の中で日本人学生とともに教育を受ける機会を提供する「**実留学**」を引き続き推進していくことが重要。
- さらに、我が国の技術的優位性を確保・維持する観点等を踏まえ、**大学等における技術流出防止対策の強化とのバランス**を図っていくことが重要。
- ポスト「留学生30万人計画」の留学生施策は、**留学生交流の入り口部分である受入数を重視するこれまでの視点から**、我が国において質の高い教育を受けた優秀な外国人留学生の日本社会への定着度の向上や帰国した外国人留学生の親日派・知日派としての活用及びそのネットワーク強化による諸外国との友好関係の強化等、**より出口（アウトカム）に着目して受入れの質の向上を図る視点に転換**し、引き続き関係省庁が連携・協力しながら施策の深化を図るべき。
- 多様な文化を尊重した活力ある共生社会を実現し、我が国がグローバル社会の一員となるためには、質の高い外国人留学生の受入れと合わせ、**日本人学生の海外留学の促進**も含めて、**学生の派遣・受入の両面で質の高い国際流動性を高めていくことが重要**。そのための具体的な取組内容を引き続き検討していくべき。

グローバル人材の育成に関する政府文書における記載

「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」

（令和4年5月10日 教育未来創造会議）

Ⅲ. 具体的方策

1. 未来を支える人材を育む大学等の機能強化

（4）グローバル人材の育成・活躍推進

コロナ禍では我が国だけでなく世界各国において、大学間交流や学生間交流などに深刻な影響があったが、遠隔・オンライン教育の利点を積極的に活用しながら、外国人留学生の受入れ及び日本人学生の送り出しの双方向の交流の再構築を行うとともに、産学官を挙げたグローバル人材の育成、高度外国人材の育成・活躍推進を図る。

さらに、海外からのより多くの高度専門人材の来日を促進することも今後の国際力強化の視点から重要であり、外国人の子供の教育環境・生活環境改善に向けて、インターナショナルスクールの誘致等を進めるとともに、国内の小・中・高等学校等での受入れ及び教育環境の整備を推進する。

「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する

目標（7）グローバルに活躍する人材の育成

伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度や、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野でグローバルに活躍できる人材を育成する。

日本人学生の海外派遣や外国人の定着に関するこれまでの目標

「日本再興戦略 -JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日閣議決定）

一. 日本産業再興プラン～ヒト、モノ、カネを活性化する～／2. 雇用制度改革・人材力の強化

⑦グローバル化等に対応する人材力の強化

世界に勝てる真のグローバル人材を育てるため、「教育再生実行会議」の提言を踏まえつつ、国際的な英語試験の活用、意欲と能力のある若者全員への留学機会の付与、及びグローバル化に対応した教育を牽引する学校群の形成を図ることにより、**2020年までに日本人留学生を6万人(2010年)から12万人へ倍増させる。**

優秀な外国人留学生についても、2012年の14万人から2020年までに30万人に倍増させること（「留学生30万人計画」の実現）を目指す。

「教育振興基本計画」（平成25年6月14日閣議決定）

第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策

I 四つの基本的方向性に基づく方策／2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

16-2 高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進

・日本人の海外留学者数の大幅な増加（**2020年を目途に日本の海外留学生数を倍増(大学等:6万人から12万人, 高校:3万人から6万人)**）を目指し、高校、大学等における留学機会を、将来グローバルに活躍する意欲と能力ある若者全員に与えるため、留学生の経済的負担を軽減するための寄附促進、給付を含む官民が協力した新たな仕組みを創設する。また、地域や高校、大学等における留学情報の収集・提供等の強化を実施するとともに、関係府省と連携し、就職・採用活動開始時期を変更し、留学しやすい環境を整備する。

「日本再興戦略2016 -第4次産業革命に向けて」（平成28年6月2日閣議決定）

2. 多面的アプローチによる人材の育成・確保等

2-3 多様な働き手の参画 / (2) 新たに講ずべき具体的施策 / iv) 外国人材の活用

② 外国人留学生、海外学生の本邦企業への就職支援強化

外国人留学生の日本国内での就職率を現状の3割から5割に向上させることを目指し、留学生に対する日本語教育、中長期インターンシップ、キャリア教育などを含めた特別プログラムを各大学が設置するための推進方策を速やかに策定し、また、企業との連携実績、インターンシップの実施計画等の観点に基づいた適切な認定等を受けた特別プログラムを修了した者については、プログラム所管省庁の適切な関与の下で、在留資格変更手続きの際に必要な提出書類の簡素化、申請に係る審査の迅速化等の優遇措置を講じた上、来年度より、各大学が同プログラムを策定することを支援する。

高等教育を軸としたグローバル政策の方向性（1）（2022年）

高等教育において国際的な交流活動を行う意義

優秀な外国人留学生の受入れ・定着

- 少子高齢化が更に進展する今後の我が国の社会の発展を牽引する必要不可欠な**高度外国人材を確保**
- 国内における**教育研究の活性化・水準向上**
- **我が国のよき理解者**として**母国との架け橋**となり、諸外国との国際交流、相互理解と友好親善の増進に寄与
- **知日派人材の育成**を通じ我が国のプレゼンスの向上に寄与
- 我が国と共通の価値観を有する人材の育成/ネットワークの構築
- 我が国の様々な**魅力**を海外へ積極的に**発信・普及**

日本人学生の留学・グローバル人材育成

- 海外に飛び出し、日本では得がたい様々な経験を積み、多様な価値観を持つ世界中の人々との交流により、**異文化理解の促進、アイデンティティの確立、国際的素養の涵養**等、グローバル人材の育成に寄与
- 不確実な時代の中にあっても、視野を広く持ち、自ら果敢に課題に挑戦し、新たな価値を創出し、日本の未来を創る**グローバル・リーダー人材を育成**
- 最先端の教育・研究に触れ、世界中の学生・研究者と切磋琢磨することで、**グローバルに活躍する日本人研究者を育成**

好循環の創出

高等教育のグローバル化

- 大学・高等専門学校・専門学校を中心に、多様な人材が集い、学び合うことで、社会のダイバーシティの深化やSDGsの達成に寄与
- 高等教育の国際通用性を高めることで、**世界中から優れた人材が集う教育・研究環境基盤を整備**
- 国内外の優れた人材が**切磋琢磨する環境**が醸成され、これからの社会の発展を支える**グローバル人材を育成する基盤を形成**
- 我が国の大学が世界中の大学と協働・交流することにより、**大学の国際競争力の強化**につながり、**イノベーションの創出に寄与**
- 双方向の留学生・研究者・大学間交流が促進され、質の高い**国際流動性・国際頭脳循環**が実現

高等教育を軸としたグローバル政策の方向性（2）（2022年）

高等教育のグローバル化における目標・施策の方向性

- 5年後（2027年）を目途に激減した外国人留学生・日本人学生の留学を少なくともコロナ禍前の水準に回復
- 重点分野・重点地域の再設定に基づき、大学・高等専門学校・専門学校をはじめ、世界中の優秀な外国人留学生を呼び込み、企業・地域等への定着を促進
- グローバル社会で我が国の未来を担う人材の育成に向け、企業、地方自治体等の参画と、段階に応じた海外留学支援を推進
- 国内外の基盤・制度を整備し、我が国の大学等の真のグローバル化を進め、質の高い国際流動性を実現
- オンラインを効果的に活用し、新たな形式での国際的な教育・交流活動の拡大や大学間連携を推進
- 高等教育への足がかりとなる高校段階からの国際交流や、日本語教育機関の水準の維持向上、大学等の真のグローバル化、教育研究力の強化等に寄与する国際頭脳循環の実現など、各種施策とも連携

①戦略的な外国人留学生の確保 インバウンド

- 重点分野・重点地域の再設定
- 留学海外拠点、対外広報機関と連携した外国人学生に対する情報発信の強化
- 外国人留学生の就職・起業支援の強化
- 地域における外国人留学生の就職支援の強化
- 知日派人材育成のための留学経験者ネットワークの強化・活性化
- 我が国における日本語教育の質向上
- 高等学校段階における外国人留学生の受入れ
- グローバル化の状況も踏まえた専修学校教育の充実

②産学官あげてのグローバル人材育成 アウトバウンド

- 日本人学生の海外留学の拡大と段階に応じた留学支援施策の最適パッケージ化
- 「トビタテ！留学JAPAN」の発展的推進
- 留学ワンストップサービスの構築
- 留学経験者と社会とのネットワーク形成
- 高等専門学校の国際化
- 国際バカロレアの普及促進

③大学等の真のグローバル化を進める基盤・ルールの整備 基盤構築

- 大学の更なる国際化の促進
- 国際的なオンライン教育プラットフォーム（JV-Campus）の展開
- 質保証を伴った国際的な大学間連携・学生交流の戦略的推進
- 国際連携教育課程制度（ジョイント・ディグリー）の推進
- 質の高い留学生を受け入れるための環境整備
- JASSOの留学生支援機能の強化
- 質保証を伴った国際流動性を促進する国際的なルールメイキングへのコミット
- 高等教育分野の二国間関係の戦略的構築
- 質保証システムの見直し
- 学事暦・修業年限の多様化・柔軟化の推進
- 学修歴証明のデジタル化の推進
- 国際頭脳循環・国際共同研究の推進

大学等における安全・安心の醸成

- 安全保障貿易管理の徹底
- 研究インテグリティの推進
- 在籍管理の徹底

「高等教育を軸としたグローバル政策の方向性～コロナ禍で激減した学生交流の回復に向けて～」(令和4年7月26日)(文部科学省)

戦略的な留学生交流の推進に関する検討会の開催について

(令和4年10月28日 高等教育局長決定)

1 開催趣旨

- コロナ禍で大きく停滞した国際的な学生交流を再構築するため、令和4年7月、今後の政策の方向性を示す「高等教育を軸としたグローバル政策の方向性」を文部科学省においてとりまとめ。
- 本方向性に基づきつつ、さらに、近年の国際情勢の変化や内外の社会経済状況を踏まえながら、留学生交流を戦略的に推進する必要があることから、平成25年に、留学生交流、特に外国人留学生の受入れを重点的に行うと整理した国・地域及び分野について再整理を行うとともに、戦略的な外国人留学生の受入れ・日本人留学生の送り出し施策を推進するための具体的な諸論点について、文部科学省高等教育局に有識者会議を設置し、集中的に意見交換を行う。
- また、同時期に教育未来創造会議において、コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資が議論されることを踏まえ、本検討会で深掘りした重点地域・分野等の議論の結果を教育未来創造会議の提言と連動させていく。

2 検討事項

- (1) 留学生交流、特に外国人留学生受入れの意義・目的、目指すべき方向性
- (2) 戦略的に外国人留学生の受入れを推進すべき国・地域、分野
- (3) 戦略的な日本人留学生の送り出し、外国人留学生の受入れ・大学における就職支援に向けた推進方策

3 委員

主査	高橋 裕子	津田塾大学学長
主査代理	小尾 晋之介	慶應義塾大学理工学部機械工学科教授
構成員	相田 美砂子	広島大学学術・社会連携室特任教授・学長特命補佐
	青木 節子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	池田 佳子	関西大学国際部教授
	嘉治 美佐子	国際人事委員会委員（大使）
	黒田 一雄	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
	竹内 幸一	株式会社グローバルパワー代表取締役・外国人雇用協議会理事
	本多 孝一	コマツ常務執行役員
	山口 昌弘	東北大学副学長（教育改革・国際戦略）
	渡部 俊也	東京大学未来ビジョン研究センター教授（敬称略）

4 スケジュール

下記の通りヒアリングを実施しつつ、各回において、とりまとめに向けた議論も実施	
<令和4年>	
11月11日	第1回（事務局）
12月2日	第2回（外務省、経産省、JICA、JETRO）
12月9日	第3回（経団連、科政局、CRDS）
<令和5年>	
1月12日	第4回（東京大学、芝浦工大、東広島市）
1月23日	第5回（環境省、農水省）
2月1日	第6回（入管庁、経産省（安全保障））
2月17日	第7回 とりまとめ素案の検討
3月17日	第8回 とりまとめ

戦略的な留学生交流の推進に関する検討会とりまとめ（概要）

令和5年4月 文部科学省 戦略的な留学生交流の推進に関する検討会

I. 留学生交流の意義・目的

1. 留学生交流全体の意義・目的

- (1) 国際社会及び我が国の安定と平和への貢献
- (2) 我が国の高等教育の強化、国際教育・研究ネットワークへの参画
- (3) 大学を中核とした国際的に開かれた日本社会の実現

2. 外国人留学生受入れの意義・目的

- (1) 外交政策的目的 → 諸外国との相互理解の増進等
- (2) 大学の教育研究力の向上 → ダイバーシティの深化、国際頭脳循環への参画等
- (3) 高度外国人材の獲得 → イノベーションを推進する人材として活躍等

3. 日本人学生の留学の意義・目的

- (1) すべての留学 → 語学力・コミュニケーション能力向上、主体性・チャレンジ精神・公民意識の涵養等
- (2) 高等教育レベルの学修経験を伴う留学 → 多様な文化的背景をもつ人々と協働する力や課題解決力、新たな価値を創造する力の育成
(単位取得などの中期留学)
- (3) より高度で専門的なプログラムの履修を伴う留学 → 高度な専門性をもって新たな価値を創造する力、トップコミュニティを含むネットワークの構築
(大学院レベルでの留学、1年以上の長期留学、学位取得留学等)

II. 地域・分野の戦略

分野戦略

① 地球規模課題等、我が国が課題解決に主体的立場で取り組みたい分野

⇒ 環境、農学、工学、保健、社会科学

② 科学技術の観点で、国際的な頭脳循環のネットワークへの参画が特に望まれる分野

⇒ 国家戦略等を踏まえ、バイオ、AI・情報、マテリアル、半導体、エネルギー、量子、通信、健康医療等

(我が国の科学技術政策の変化に応じて柔軟に対応)

③ 経済社会の構造変革や持続的成長、イノベーションの推進において特に振興が求められる分野

⇒ 文理融合、STEAM、工学、DX、情報科学

(これらの分野の受入れによりグローバル展開を視野に入れた日本発スタートアップの促進にも寄与)

地域戦略

※地域・分野等の特性に鑑み、特に言及すべき必要性の高いものについて明らかにする。明示的に重要性に言及しない地域・分野等も、多様性確保の観点で留学生交流の推進は重要。

東アジア	相互の観点を重視し、均衡性のある人的交流を通じた関係を維持。モンゴルについては地域の平和と安定、我が国の高等教育の多様性確保の観点で留学生交流（特に受入れ）を推進。
東南アジア	世界経済を牽引する成長センターへ発展した地域。教育研究の観点でも、高等教育・研究のネットワークが強化され、存在感が増している。双方にこり最速となる関係構築を図りつつ留学生交流を強化。
南西アジア	地政学的要衝で、多くの国が高い経済成長。特にインドは優秀な理工系人材等を輩出する一方、我が国への留学生数は他の主要国と比べ少なく、受入れを抜本的に強化。
大洋州	戦略的な重要地域であり、豪・NZの主要大学は世界トップ水準の研究力を有し、大学間協定による交換留学の拡大など留学生交流を促進。
北米	米国は我が国の外交・安全保障の基軸で相互の文化を理解する人材層の充実が不可欠。世界トップ水準の研究大学を有し、戦略的な大学間交流を軸とした交流の強化が重要。カナダも世界トップ水準の研究大学を有し、スタートアップ・エコシステムも成熟。留学生交流の強化が、産業界のコア人材獲得の強化やスタートアップ人材層の活性化に資することも期待。
中南米	外交的には国際場裡でも存在感を示すパートナーで、自由で開かれた国際秩序の維持・強化に向け連携すべき相手。世界最大の日系社会との連携強化や、我が国の高等教育における多様性確保の観点から、留学生交流を推進。
欧州	EU加盟国を中心に、我が国と共有する普遍的価値を推進。頭脳循環の観点等から、質の高い留学生交流を強化。特にG7メンバーである英、独、仏、伊は世界的に教育研究力の高い大学を多く有し、留学生交流や大学間交流を強化。中・東欧地域、中央アジア・コーカサス地域も留学生交流を推進。
中東	世界のエネルギー事情や地政学的な変化の中、本地域の安定的発展への関与は、自由で開かれた国際秩序の追求のために不可欠。留学生交流を通じた二層の協力を推進。
アフリカ	経済成長率や今後の大きな成長可能性、人口構成、英語教育を受ける人材の割合等も踏まえ、我が国との関係を強化する上で留学生交流の促進は重要な役割。

※ロシア、ベラルーシについては、市民（若年層）との接点を維持し、我が国や世界に関する理解促進のため、留学生受入れは継続しつつ、今後の情勢の変化を踏まえ慎重に対応

III. 今後の施策の方向性

1 外国人留学生の受入れ

- 戦略性を持った留学生獲得の強化 (JASSOの情報収集・戦略立案機能の強化、我が国としての一元的なリクルーティング機能の強化、大学等の国際業務に高い専門性を持つアドミニストラティブ職等の育成・活用、選日前入試の推進等)
- 奨学金の充実(重点地域・分野の反映等)・運用改善
- 国内就職支援、日本語教育の充実
- 安全保障貿易管理・研究インテグリティの推進、適正な受入れと在籍管理の徹底 等

2 日本人学生の海外留学

- 学位取得型の留学や大学院レベルの交流の促進 (早期からの海外経験や英語力強化等により機運醸成、博士・修士を中心に学位取得留学の奨学金の拡充等)
- 高等教育レベルの学びを伴う単位取得等留学の促進 (中期以上の留学への奨学金の重点化、単位互換等大学間連携の推進等)
- 短期留学はその後の高度な留学や研究交流につなげる観点から引き続き推進 等

3 大学の国際化

- 留学生支援体制の強化や国際通用性のある教育の展開 (外国語による授業、留学生と日本人学生が共に学ぶ授業の実施) 等の取組支援
- G7やASEAN等の国・地域にある大学との互恵関係が維持されるための戦略的な支援 等

(2) 諸外国の取組

主要国の留学生政策

○英国

- ・ 教育関連の輸出額を年間350億ポンド（5.6兆円）に増やす。
- ・ 毎年イギリス高等教育システムで学ぶ留学生を60万人に増やす。

※国際教育戦略：グローバルな可能性と成長（International Education Strategy: global potential, global growth）
【2019年策定、2030年達成目標】

○フランス

- ・ 50万人の留学生の受入れ
- ・ より多くの学生を海外に送り出す（送り出しに関する具体的な数値目標は定められていない。）

※「フランスへようこそ」戦略（Bienvenue en France）
【2018年策定、2027年達成目標】

○ドイツ

- ・ 全学生の50%が外国での学修と研究の経験を持ち、そのうち3分の1が外国に3ヶ月以上滞在したことを証明できるようにする。

※ドイツにおける高等教育機関の国際化に向けた連邦・各州学術担当大臣の戦略（Strategie der Wissenschaftsminister/innen von Bund und Ländern für die Internationalisierung der Hochschulen in Deutschland）
【2013年策定、2020年達成目標】

○中国

- ・ 50万人の留学生の受入れ
- ・ 海外の大学を国内に誘致する「中外共同学校設置」の実施

※中国留学計画
【2010年策定、2020年達成目標】

○韓国

- ・ 20万人の留学生の受入れ
- ・ 「大学教育国際化能力認証制度」の実施

※Study Korea 2020 Project（2012）留学生誘致拡大プラン（2015）
【2012年策定、2020年達成目標（その後2023年に延期）】

○オーストラリア

- ・ オーストラリアのプロバイダによる国境を越えた教育の展開による学生の増加
- ・ 卒業後に就職又は進学する留学生割合の増加
- ・ オーストラリアでの学習と生活に満足している留学生割合の増加

※AUSTRALIAN STRATEGY FOR INTERNATIONAL EDUCATION【2021年策定、2030年達成目標】

優れた留学生を受入れ・派遣するための特色ある取組

○国際教育戦略(英国)

- ・教育輸出を年間350億ポンド（5.6兆円）をめざす。
- ・留学生数を60万人に。
- ・チューリング計画（エラスムス計画の代替）において、1.1億ポンド（約176億円）の資金で、特に低所得者を対象に3万5千人の学生の海外への留学支援。



○「フランスへようこそ」戦略(フランス)

- ・50万人の留学生受入れ
- ・ビザ取得の簡素化
(留学生の優先処理、デジタル申請)
- ・受入れ体制の整った教育機関をラベル認証
- ・全国の大学寮などの宿泊施設を一覧表示するプラットフォームを英語で提供
(家賃や品質、慣行の順守、場所など)
- ・EU外学生の高等教育機関の登録料を引き上げる一方で、奨学金を3倍に。



○スタディ・ブリッジ(ドイツ)

- ・STEM科目で優れた成績を高校生を対象として、それぞれの母国で、専門用語の準備教育、外国人留学試験やドイツ語試験の準備、ドイツの高等教育や異文化理解、教育・進路相談などが受けられる環境がゲート学院を通じて提供される。

欧州の国際間交流促進に向けた取組「エラスムス+」について

<エラスムス+とは>

教育、職業訓練、青年の育成、スポーツに関する国境を越えた移動と協働を支援する助成金プログラムで、2014年の開始以来、学校に学ぶ児童から大学生、また青年労働者、職業教育機関や成人教育機関に学ぶ人々や、その教師・指導員といった幅広い年齢層の人々を助成対象とし、留学、職業訓練、スポーツ交流、教員の交流事業などに対する支援を行ってきた。2014年～2020年にかけては、最大500万人を対象にプログラムを実施し、予算規模は147億ユーロ。

その後続プログラムが2021年3月に発表され、2021年～2027年のプログラム予算総額は262億ユーロ。増額された予算を通じて、「よりインクルーシブ（包摂的に）」、「よりデジタルに」、「よりグリーンに」という3つのコンセプトを実現することが狙いである。また、あらゆる年齢層、バックグラウンドを持つ1,000万人のヨーロッパ人の学びに関する人の移動と国境を越えた協力を支援する※。

(※) エラスムス+プラス2021-2027は欧州の学生の学びの経験の深化を特に目標として掲げているが、欧州以外の国・地域も参加することができる。

エラスムス+ (2014-2020年)	
予算	147億ユーロ（うち、高等教育に49億ユーロ）
個人への支援	400万人
高等教育	200万人
職業関連	80万人（教員、トレーナー、若手教員など）
職業教育・訓練	65万人
ボランティア・青年交流事業	50万人
ローン保証対象修士学生	20万人
共同修士プログラム学生	2.5万人
機関への支援	
戦略的連携	12.5万の機関による2.5万件以上の連携
知識同盟	1,500高等教育機関＝企業間の150超の同盟
セクター別技術同盟	2,000高等教育機関＝企業間の150超の同盟

(独) 大学改革支援・学位授与機構HPより作成

オンラインを活用した留学や国際交流に関する世界の動向

オンラインプラットフォームの推進と利用拡大

OPENCLASSROOMS

- ・仏国が拠点の「Open Classrooms」は、個別指導付きのオンラインコンテンツを**無料開放**し、**500以上のコンテンツを30万人の学生が利用**
- ・英国が拠点の「FutureLearn」は、**無制限にオンライン科目を提供**
- ・米国が拠点の「Coursera」は2022年8月に**Coursera Plusプラン**を発表
月\$59/年\$399を支払うことで、**Courseraが提供する9割以上のコンテンツを上限なく利用可能**に

Future Learn

coursera

【出典】各機関ホームページより（2022/9/13閲覧）

オンライン国際交流への支援拡大

近年、欧州・南米・アジアでVE/COILを推進する動き

- ・ノルウェイ：2020年にACE（米国教育協議会）と**RAPID RESPONSE VIRTUAL EXCHANGE/COIL TRANSFORMATION LAB**を立ち上げ、質の伴ったオンライン交流を実施
- ・南米：高等教育レベルでのCOIL（海外との協働学習）の開発に焦点を当てた学際的なネットワークである**Laten American COIL Network**を設置
- ・ASEAN：ASEAN地域の大学におけるVE/COILを実装するため、**2022年2月にEU助成金によるVirtual Exchange Schemesを発表**

【出典】各機関ホームページより（2022/9/13閲覧）

UMAP バーチャル交流プログラムを開設

- ・UMAP(アジア太平洋大学交流機構)参加大学の提供科目を**オンライン相互履修できるバーチャル交流プログラムを開設**
(5カ国・地域から9大学の23科目が対象)

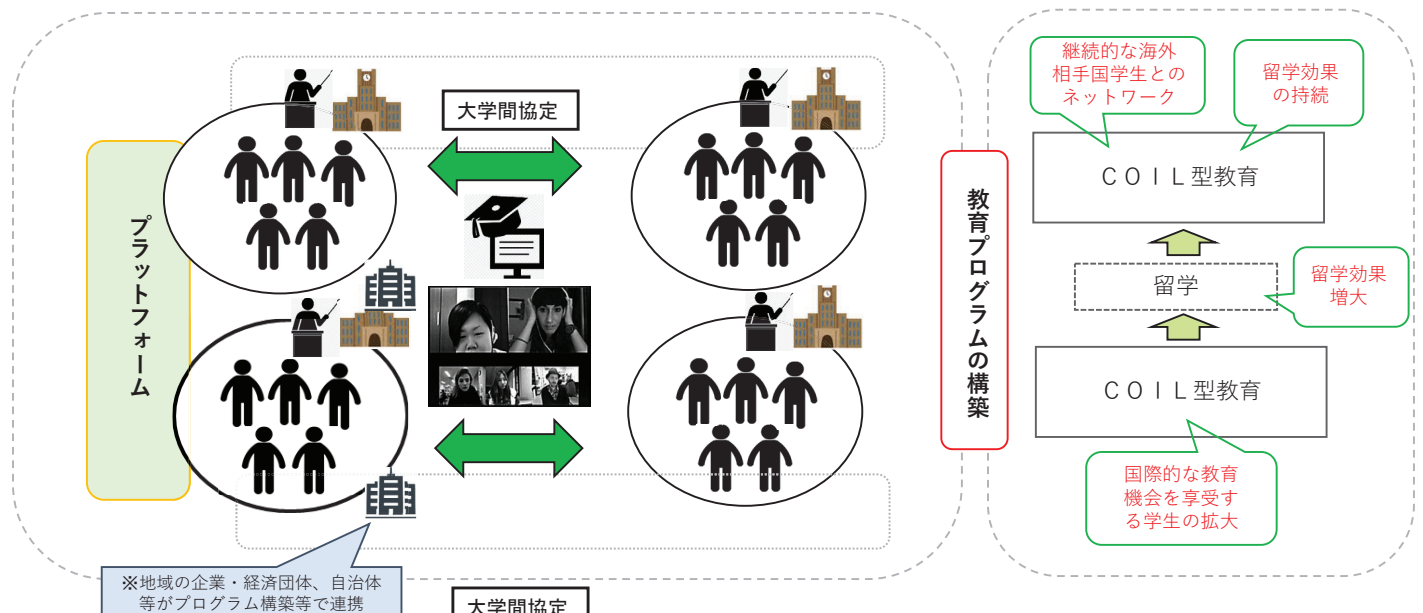
【出典】各機関のホームページより

COIL (Collaborative Online International Learning)

COILとは

Collaborative (協働・交流)
Online (オンライン)
International (国際)
Learning (学習)

オンライン教育手法の進化を国際的な大学間交流に応用した、国際的・双方向的な新しい教育実践の方法。
情報通信技術 (ICT) ツールを活用し、海外の学生と様々な分野のプロジェクトをバーチャルに連携しながら実施することで、国内に居ながら海外大学の学生と協働して学習できる。



ミネルバ大学 (Minerva University) について

- ✓ サンフランシスコに拠点を置き、「高等教育の再創造」を掲げるミネルバ・プロジェクト (Minerva Project) 社が運営する4年制総合私立大学 (2014年設立)。
- ✓ キャンパスを持たず、講義はすべてオンラインで行われる。講義・テストなしの反転学習、20人未満のディスカッション形式の授業を通じて、**徹底したアクティブ・ラーニング**を展開し、Critical Wisdomの養成を目指す。

在籍学生数	600名以上 ・80カ国以上から成る学生で構成(約85%が米国外)。同大学の前身となるMinerva Schools at KGIにおいては、400名以上の卒業生を輩出。
授業料 (2023年度)	19,650ドル (寮費等含: 年間37,900ドル (年度によって異なる)) ※アメリカトップクラスの大学の1/3程度の授業料
入学試験	入学定員無し。一定の要求水準を超えれば合格。 ・パート1 (who you are)、パート2 (How you think)、パート3 (What you have achieved) の3部構成から成る独自の試験を実施。合格率は1.0%程度。受験料は無料。
専攻	全5専攻 (芸術・人文科学、経営、計算科学、自然科学、社会科学)
カリキュラム	【初年次】 学問的基盤となる知識として、Formal Analyses, Multimodal Communications, Empirical Analyses, Complex Systemsの4つから成るCornerstoneコース (全32単位) を通じて、批判的思考、創造的思考、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力等を涵養。 【2年次以降】 指導教官と協力して、2年次に自身の専攻を選択し、学問を深めていく。
その他	・編入学の際、 他大学等からの単位は上限8単位まで ※学生の約20%は他大学からの編入。 ・2022年より、 社会人向けの10週間コースを日本で実施。

【参照】ミネルバ大学HP <https://www.minerva.edu/>

○ 学生の主体的な学び

学習管理システムを活用し個人に合った指導を行う他、授業後にルーブリックに基づいた教員からのフィードバックを実施し、理解度確認と**学生の主体的学び**を促進。成績は毎回の講義ごとに5段階で評価されるため、現時点での自分の理解度などを認識できる。

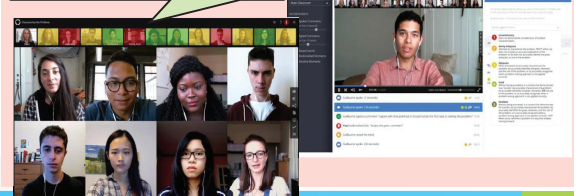
○ 洗練された機器・設備の活用

最新のLearning Technology/Toolsをフル活用。講義を受ける場所は特定されておらず、パソコンとインターネット接続環境があればどこでも受講可能。

○ 世界各地での寮生活

学生は、4年間を通して世界の7都市 (※) にある寮に居住し共同生活を営む。学生は生活している場所での社会貢献活動を求められ、現地の問題など異文化体験をすることになる。
1年目 - サンフランシスコ
2年目 - ソウル、ハイデラバード
3年目 - ベルリン、ブエノスアイレス
4年目 - ロンドン、台北

色分けは、学生の発言度合い



2. 留学生派遣・受入れ方策

(1) 日本人学生の海外派遣関連施策

日本人学生等の海外留学のための奨学金制度一覧（文部科学省）

	<国費による支援> 海外留学支援制度		<民間資金を活用した支援> トビタテ！留学JAPAN 新・日本代表プログラム (2023年度～2027年度)
	協定派遣型	学位取得型	
趣旨目的	日本の大学等が国際化を図る中で、国全体として必要となるグローバル人材を育成するため、大学間交流協定等に基づく留学を幅広く支援する。	世界最先端の教育研究活動を行う海外の大学における学位取得を目的とした留学を支援する。	日本の未来を創る“グローバルリーダー像”と留学を通じた学びをアップデートし、日本の社会課題解決や新産業創出に貢献する人材の育成を行う。大学生等対象コースでは、将来「自ら社会に変革を起こしていくグローバルリーダー」となる人材を輩出すべく支援する。
対象者	日本の大学院、学部、短期大学、高等専門学校(3年次以上)、専修学校(専門課程)に在籍する学生等 (日本の大学等に在籍しながら、大学間交流協定等に基づき諸外国の大学等に留学(1年以内)する者)	日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者。 「学士」、「修士」又は「博士」の学位取得を目指し留学する者。	在籍大学等において、卒業又は学位取得を目的とした課程(大学院、大学学部、短期大学、高等専門学校(第4学年以上で専攻科を含む)、専修学校(専門課程))に在籍し、日本国籍を有する学生等又は日本への永住が許可されている学生等 ○大学生等対象コース 【募集コース】 ①イノベーターコース ②STEAMコース ③ダイバーシティコース
実施主体	独立行政法人日本学生支援機構		独立行政法人日本学生支援機構
募集選考	各大学等が申請した派遣プログラムを有識者で構成される委員会にて選考し決定。これを受け、各大学等が候補者を推薦する。	申請者の留学計画・研究計画を有識者で構成される委員会にて書面審査及び面接審査し、採用を決定。	学生等個人が立案、作成した留学計画を在籍大学等を通じて申請し、民間企業も参加した書面審査及び面接審査により採用を決定。
支援内容	奨学金：月額 60,000円～100,000円 (留学先地域により支給金額は異なる) 渡航支援金：130,000円～160,000円 (経済的に困窮した留学希望者等に対し、奨学金と併せて渡航費等初期費用を支援) 【令和5年度予算額】 46億円(16,900名)	奨学金：月額 59,000円～118,000円【学部】 月額 89,000円～148,000円【大学院】 (留学先地域により支給金額は異なる) 授業料：実費相当(250万円まで)【学部・大学院】 【令和5年度予算額】 15億円(学部：250名、大学院：350名)	奨学金：月額 120,000円又は160,000円(※家計基準内) 月額 60,000円(※家計基準外) (※留学先地域により支給金額は異なる) 授業料：300,000円 留学準備金：アジア地域 150,000円 上記以外の地域 250,000円

※その他、海外の大学・大学院で学位を取得する目的で留学する日本人学生に対して、貸与型の奨学金制度(有利子)による支援を行っている。

海外留学支援制度（文部科学省）

令和5年度予算額

78億円

趣旨・目的

○協定受入・協定派遣

諸外国の大学等の学生交流の拡充及び各国間の相互理解と友好親善の増進を図るため、大学間交流協定等に基づき、海外の高等教育機関へ派遣する日本人留学生及び我が国の高等教育機関に受け入れる外国人留学生を支援する。

○学位取得

我が国のグローバル化や国際競争力の強化を促進するため、我が国の大学等の学生等を世界の最先端の教育研究活動を行っている海外の大学等に留学させ、学位の取得を支援する。

支援概要等

協定受入れ型

○支援人数・金額

各大学等がプログラムを申請

支援期間：1年以内

○積算額：1,600百万円(5,000人)

奨学金月額：80千円

○支援実績(出身国)※

順位	国名	人数
1	中国	1,069
2	米国	804
3	タイ	701

協定派遣型

○支援人数・金額

各大学等がプログラムを申請 ※派遣先の国・地域により奨学金月額が異なる

支援期間：1年以内

○積算額：4,605百万円(16,900人)

奨学金月額：60千円、70千円、80千円、100千円

○家計基準による渡航支援金：114百万円(710人)

支給額：160千円

○臨時の渡航支援金：326百万円(2,509人) 支給額：130千円

○支援実績(派遣国)※

順位	国名	人数
1	米国	3,551
2	豪州	1,604
3	タイ	1,356

学位取得型

○支援人数・金額

支援期間：原則学部4年・修士2年・博士3年を限度 ※派遣先の国・地域により奨学金月額が異なる

○学部学位取得型：660百万円(250人)

奨学金月額：59千円、74千円、88千円、118千円※

授業料支給上限額：2,500千円、臨時の渡航支援金：160千円

○大学院学位取得型：829百万円(350人)

奨学金月額：89千円、104千円、118千円、148千円※

授業料支給上限額：2,500千円、臨時の渡航支援金：160千円

○支援実績(派遣国)【学部学位】※ ○支援実績(派遣国)【大学院学位】※

順位	国名	人数	順位	国名	人数
1	米国	57	1	米国	77
2	英国	28	2	英国	76
3	カナダ	20	3	フランス	19

※協定受入れ型、協定派遣型の支援実績は令和元年度のもの

審査等経費

○審査等経費：67百万円
・(独)日本学生支援機構で実施する審査

○ 趣旨

- ・ 意欲と能力ある全ての日本の若者が、海外留学に自ら一歩踏み出す機運を醸成することを目的に2013年度から開始した「トビタテ！留学JAPAN」キャンペーンの下、民間の知見と支援を活用し、実社会で求められる資質・能力の育成を社会全体で集中的に支援するため、官民が協力した新たな海外留学支援制度「トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム」を創設。
- ・ 産学官が連携した支援コースの設定（実践型インターンシップ、フィールドワーク等を盛り込んだ留学）、留学の質の向上、留学の目的を明確化するための事前・事後研修、留学中のプロジェクト、留学生のコミュニティの提供などに特色。
- ・ プログラムの実施に要する経費は、民間資金を活用。

○ 支援の内容

- ・ 大学生等コース：奨学金、留学準備金（事前・事後研修参加費、往復渡航費）、授業料
- ・ 高校生コース：事前・事後研修参加費、授業料、現地活動費、往復渡航費

○ 支援状況（2022年7月現在）

- ・ 260の企業・団体から寄附累計額 約123億円

○ 支援実績（第1ステージ）

- ・ 9,471名（大学生等コース6,082名、高校生コース3,389名）をこれまでに採用



第1期生 壮行会



第1期生 プレ研修

トビタテ！留学JAPAN 第2ステージのビジョンと取り組む三事業の概要

留学機運の再醸成	
留学者数の回復	ロールモデルの輩出
<p>2027年度末までに達成すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍により激減した留学生数を、少なくともコロナ前の水準にいち早く回復させる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな“グローバルリーダー”5,000名の輩出 ・ 社会に対してインパクトを生む人材2,000名の輩出
<p>2028年度以降もレガシーとして継続する仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次期トビタテの成果も踏まえ、各自治体や各高等学校等を主体とする特色ある留学支援制度の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・ イノベーションを生み出すトビタテ生のコミュニティを活性化し続けるエコシステム
成果のエビデンスと発信	
各事業の概要	<p>2 留学プラットフォーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業界、自治体、学校等による既存の留学支援の取り組みを可視化 ・ 留学奨学金制度や留学プログラム、留学啓発機会に全国のより多くの主体（特に自治体、高校、大学）が積極的に取り組む状態を目指す
	<p>1 新・日本代表プログラム 新たな“グローバルリーダー” 5,000名の輩出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本の未来を創るグローバルリーダー像と留学を通じた人材育成のアップデートする ・ 大学：「自ら社会に変革を起こしていくグローバルリーダー」の輩出 ・ 高校：「社会(地域)にイノベーションを起こすグローバル探究リーダー」の輩出 ・ 高等学校段階からグローバル人材育成に取り組む留学モデル拠点地域を全国に構築 ・ 採用人数：大学生1,000名～ 高校生4,000名～
	<p>3 価値イノベーション 人材ネットワーク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トビタテコミュニティの更なる活性化と国内外の多様なステークホルダーとの協働の促進 ・ 価値イノベーション人材の輩出 ・ 価値イノベーション人材2,000名 ・ 国内外の協働組織125団体

※上記3事業を独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）において実施

ビジョン：日本の若者が世界に挑み、“本音と本気”で国内外の人々と協働し、創造と変革を起こす社会
 コンセプト：Challenge, Connect, Co-create

新・日本代表プログラム 大学生等を対象にしたコースについて

応募先：独立行政法人日本学生支援機構
(トビテ！留学JAPAN事務局)

新・日本代表プログラム【大学生等対象】募集コース

対象	日本の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（4年次以上専攻科を含む）、専修学校専門課程に在籍する日本人学生。 ※派遣留学生の要件として、留学前後の研修への参加や、コミュニティへの主体的な参画も要件として定める（詳細は募集要項に記載する）		
目指す人材像	▶ 留学を通じて得たものを社会に還元し、将来的に、「自ら社会に変革を起こしていくグローバルリーダー」となり、日本の未来を創る人材を輩出 <ul style="list-style-type: none"> ● 新たな課題発見・解決や、新たな技術の獲得・能力の向上等に意欲的にチャレンジし、社会にイノベーションを起こしていく人材 ● 柔軟な姿勢で周囲と協働しながら日本及び世界の課題解決に取り組み、世界を牽引していく人材 ● 様々な困難や変化に対し、既存の概念に捉われず自ら行動を起こし、新たな価値を生み出していく精神（アントレプレナーシップ）を有する人材 		
コース	イノバターコース	STEAMコース	ダイバーシティコース
概要	・自ら課題を設定し解決に向けて試行錯誤し、独自の構想力を持って既存の枠組みを超えた新たな価値を創造しようとする（ゼロイチにする）挑戦的な留学を支援	・日本及び世界の社会課題解決のための技術革新や新産業創出に貢献するSTEAM(Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics)領域における留学を支援	・スポーツ、芸術、政治、行政、教育、メディア、観光、ファッション、日本文化（古典芸能、和食等）、その他の多様な領域における課題解決に取り組む留学を支援
募集人数	50名/年	100名/年	100名/年

座学と実践活動の自由度の高い組み合わせの留学計画

実践活動

インターンシップ、フィールドワーク、ボランティア、プロジェクトベースラーニング、実験、実習他「実社会との接点」から多様な学びを得ることができる学修活動を含むことが必須条件

留学内容(例)

例①：シリコンバレーインターン

(2014年-2015年)
イノベーションの聖地であるシリコンバレーでVRを用いた遠隔操作ロボットを開発。現地でスタートアップを起業し、物理的な距離を超えられる世界の実現を目指す。

例②：カナダ・サスカチュワン大学へ昆虫食についての研究留学

(2019年※コロナの影響で途中帰国、オンラインで研究留学を継続)
幼少期からの昆虫好きが高じて昆虫食の可能性に目覚め、アメリカ産と発酵学を組み合わせた実験を行う。

例①：オランダ国際宇宙大学、ベルリン工科大学

(2018年-2019年)
オランダでは宇宙に関する法律、科学、医学、アートなど様々な知識を学び、ベルリン工科大学の研究所で人工衛星の研究留学。JAXA勤務を経て、現在はパリ天文台の宇宙研究者。

例②：ミュンヘン工科大学へ交換留学

(2016年-2017年)
ミュンヘン工科大学でマネジメントを専攻。量子コンピュータ向けアルゴリズム・ソフトウェア開発等を手がける。

例①：インドのNPOでインターン

(2015年-2016年)
インドの貧困女性のエンパワメントをするNPOと協働し、彼女たちが主役になれるファッションショーを開催。現在は、インド女性の手刺繍によるアパレル等を広島の直営店や全国の百貨店等で販売。

例②：デンマーク・バルクル専門学校

(2016年-2017年)
フランス発祥のスポーツ「バルクル」が国民生活に浸透しているデンマークの専門学校で学ぶ。バルクルスピード部門日本チャンピオン。

新・日本代表プログラム 高校生等を対象にしたコースについて

応募先：独立行政法人日本学生支援機構
(トビテ！留学JAPAN事務局)

高校生等対象 募集コース

対象	日本の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校（1～3年次）、専修学校高等課程に在籍する日本人生徒等。※派遣留学生の要件として、留学前後の研修への参加や、コミュニティへの主体的な参画も要件として定める（詳細は募集要項に記載する）		
目指す人物像	▶ 国境を越えた探究活動を通じて得たものを社会に還元し、将来的に、「社会にイノベーションを起こすグローバル探究リーダー」となり、日本の未来を創る人材を輩出 <ul style="list-style-type: none"> ● 自己のあり方生き方を考え、持続可能な未来の創り手として探究を深め、自ら課題を発見し解決できる資質を持った人材 ● 好奇心を原動力として、自由な発想で新たな価値を創造するマインドを有する人材 ● 失敗を恐れずに、未知の領域に試行錯誤しながら挑戦し続ける人材 ● 多様な分野においてリーダーシップを発揮し、世界のグローバルリーダーと渡り合い、日本や国際社会において活躍できる人材 		
コース	マイ探究コース	社会探究コース	スポーツ・芸術探究コース
概要	自らの興味・関心や自分の中にある問題意識を起点として考えた自由なテーマや課題を設定し、多様な人々との異文化交流を通して、問題解決や社会貢献につながる探究活動に取り組む留学を支援。	Society5.0やSDGsを踏まえ、世界・日本・地域が抱える社会課題を自分ごととして考え、「自分自身」の立場からできること・できそうなこと・すでに取り組んでいる活動を活かし、自由な発想と創造力をもって課題解決や活性化、社会貢献につながる探究活動に取り組む留学を支援。	自身が所属する部活動や学校外の活動を活かし、海外の指導者の下で競技力や表現力のレベルアップを目指すとともに、スポーツ・芸術活動を通じた課題解決や社会貢献につながる探究活動に取り組む留学を支援。
募集人数	360名/年	200名/年	140名/年

留学中に学修する授業や活動 + 自らのテーマに沿った探究活動 * 左記の活動を組み合わせた留学計画を支援

緑色太字：留学先機関、下線が探究活動（帰国後、留学先における探究活動の活動報告書提出を求める）

留学計画(例)

<p>午前 語学学校で外国語の習得</p> <p>午後 有名建築家の事務所を訪問し、本人とディスカッション。現在手掛けている建設現場の見学他</p> <p>空き時間 気になった建物のデザインなどを観察しスケッチする</p>	<p>平日 大学のSTEMキャンプに参加</p> <p>空き時間 GAFA企業を訪問、働いている人にインタビュー調査</p> <p>空き時間 スタートアップ支援の現状と行政の支援策について現地調査</p>	<p>午前 サーフスクールのESL授業に参加</p> <p>午後 現地の指導者の下でのサーフィンのレッスン</p> <p>空き時間 環境保全のためのサーファーのボランティア活動とエコツーリズムの現地調査</p>
<p>平日 現地の高等学校に通いながら、海外大学進学を目指して、外国語を用いて様々な科目を学修する</p> <p>空き時間 海外大学進学を目標として、現地の大学(複数校)に実際に足を運び、通っている学生に触れながら比較。将来について見つめ直す機会に</p>	<p>平日 現地の果樹園でインターンシップと観光事業関係者へのインタビューなど現地調査</p> <p>空き時間 周辺観光地を巡り、街並みや体験型観光を体感するとともに、日本との違いや日本で今後活用できる施策のヒントを探る</p>	<p>平日 現地の高等学校に通いながら、本場の指導者のもと演技や舞台演出の特別指導を受ける</p> <p>空き時間 本場プロドウェイ・ミュージカルの舞台を鑑賞し、日本との環境の違いを比較調査</p>

新・日本代表プログラム 高校生等を対象にしたコースについて

～トビタテ！留学JAPAN 新・日本代表プログラム【高校生等対象】 拠点形成支援事業～

留学モデル地域構築に向けた 主な支援内容

- ★ 事業立ち上げを目的として、**採択初年度から運営経費を必要経費の2分の1支援**（上限200万円）
- ★ 募集から育成までプログラム運営を**プロジェクトアドバイザーを中心としたチーム（トビタテ生含む）**で伴走支援
- ★ **50名を海外へ派遣**するため、生徒等の奨学金等及び運営経費を必要経費の2分の1、**年間1,250万円を上限として支援**

事務局ノウハウの横展開 グッドプラクティスを全国各地に

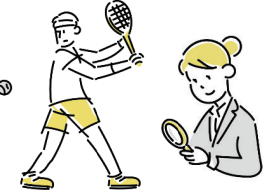


- 企業版ふるさと納税等を活用し、県外の企業からの寄附を積極的に獲得する場合はマッチングをサポート
- 持続性ある事業にするため、**事前事後研修を地域で運営できるように支援**
- 子どもたちの挑戦を応援する、周囲の大人たちの応援団を形成するために教員向け研修や勉強会を地域で実施
- 地域内における留学機運醸成強化のためトビタテOB/OGによる出張講座を高校で実施
- 採択地域で組織する連絡協議会を作り横連携のネットワークを形成し、好事例の共有や取組みの活性化を図る

- **事業の実施主体**は、各地域を支援する企業・経済団体、地方公共団体（都道府県及び市町村）、高等学校（国公立の代表者がすべて参画）等、高等専門学校、大学（大学コンソーシアムなどを想定）等、その他高等学校段階からのグローバル人材の育成に関心を持つ団体等により構成される**コンソーシアム（協議会）**とする。
- 事業全体の統括・運営を担う**事務局は都道府県に設置**すること。
- 派遣留学生への奨学金等に充てる資金として、**原則10社以上の企業等からの富附金により毎年度500万円以上確保**すること。（地方公共団体からの支出は地域拠出全体の2分の1までを上限とする）

令和5年度採択 4～6地域
令和6年度採択 6～8地域
12地域（採択予定）

採択初年度含む**3年間支援**
（生徒等の海外派遣2年）



高等学校段階からの グローバル人材の育成に向けて

- ・地域での募集活動と選考の実施
- ・地域に縁と恩を醸成するプログラムの提供
- ・地域特性を活かした事前事後研修の実施
- ・多様な海外留学を通じた探究活動を支援するための充実した奨学金等の支給
- ・地域だけでなく、全国の仲間とつながりを深めるコミュニティの提供

1地域あたり支援人数
50名程度



地域から世界へ
Local to Global

留学プラットフォーム事業概要



目的、目標

目的：

- ・産業界、自治体、学校等による既存の留学支援の取り組みを可視化
- ・留学奨学金制度や留学プログラム、留学啓発機会に全国のより多くの主体（特に自治体、高校、大学）が積極的に取り組む状態を目指す

目標：コロナ禍により激減した留学生数を少なくともコロナ前の水準にいち早く回復させるべく、留学検討者が留学支援に関する情報に触れやすい状態を実現する

取り組みの概要

①留学支援に関する様々な情報、コンテンツをオンラインに集約・可視化し発信する

- 留学奨学金情報の集約・可視化（奨学金検索サイトなど）
- 留学体験談、ロールモデル検索ページのリニューアルと認知拡大
- 国別留学ガイド、その他お役立ちコンテンツの充実化

②留学を促進する様々なステークホルダーによる人的ネットワークを構築し阻害要因の除去を目指す

- 既存の高校教員ネットワーク「#せかい部加盟校（2021年度より試験的に開始）」制度の量的拡大
- 大学の留学担当職員と、留学促進に意欲のある学生の情報交換プラットフォーム（SIPS）にて、研究会やメーリングリストなどを通じた人的ネットワークの強化と好事例の横展開
- ネットワークへの参加を誘発し、維持するコンテンツの充実化

③特に自治体との連携を深め、高校生の留学支援を強化する

- 全国の自治体が、より多くの留学奨学金事業を新設するためのサポート
- ・全国の市町村へのリサーチ（留学支援の現状と課題感、今後の展望）を行い、現状を把握
- ・上記リサーチ結果を踏まえ、積極的な意向を示した自治体に限定し首長や職員のネットワークを立ち上げ、自治体による奨学金事業へのトビタテチームロゴの付与を進める

④文部科学省内や日本学生支援機構等の各関係機関の留学促進施策との連携強化

上記①、②、③の取り組みを進めるに当たり、文部科学省内外の組織と連携を強化していく

- 日本学生支援機構の奨学金等の留学情報を掲載するサイトの連携を強化する
- 文部科学省、日本学生支援機構の関係部署はもちろんのこと、留学促進やグローバル人材育成に取り組む民間企業、外国政府、他省庁、その他各団体等との連携を強化していく

目的、目標

目的：トビタテ生のコミュニティを社会と繋げ、協働プロジェクト等を通じて価値イノベーション人材を育成。
留学経験者の社会に出てからのロールモデルを示すことで留学機運醸成の一翼も担う。

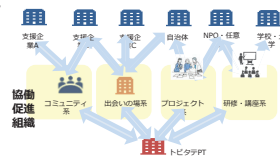
目標：2,000人の「価値イノベーション人材」の輩出、可視化

取り組みの概要

①協働促進組織（パートナー）の開拓と連携

トビタテコミュニティとは異なる属性のコミュニティ、事務局にない出会いの場（施設）、プロジェクト、研修・講座ノウハウなどの便益を提供して頂ける組織を開拓。

支援企業・団体に加え、公益を主とするNPO、社団、任意団体、企業などを想定。



③成果の可視化

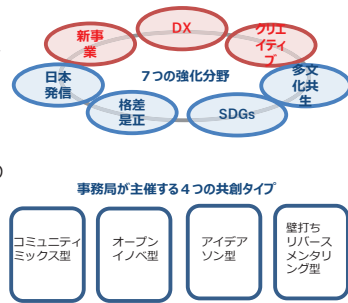
従前開催していた留学成果報告会の発表内容を留学後のキャリア編に改変して開催。

トビタテ生の活躍や協働プロジェクトを紹介するHPを今年度内に立ち上げ5年間で実績を蓄積、発信していく



②協働プロジェクトの創出

トビタテ生の自主プロジェクトは、トビタテ生がプロジェクトで主要な役割を担うものを可視化し右上③のHPに掲載。



事務局が主催するものは、右記の「4つの共創タイプ」を中心に開催。場合によりパートナーとも協働しながら実施。

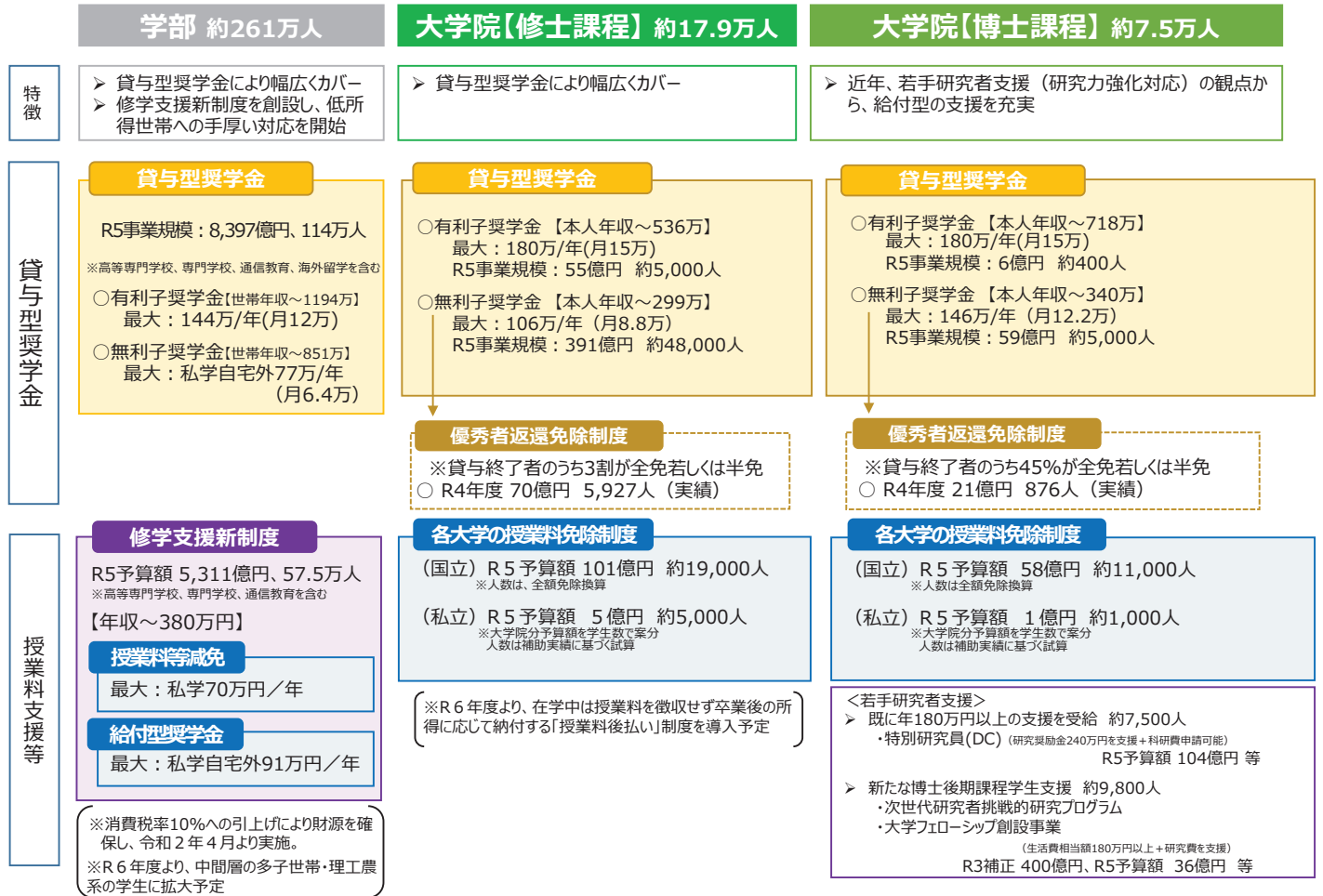
④社会にインパクトを出す価値イノベーション人材2,000人の輩出・可視化

- ・起業家、経営者
- ・企業内事業責任者
- ・世界トップクラスのコミュニティへの選出
- ・第一著者での国際誌への掲載数
- ・特許の取得数
- ・政治家、官庁の重要職
- ・スポーツ、芸術、文化芸能等で著しい活躍実績
- ・海外を拠点に活動するネットワーク人材
- ・SNSフォロワー10万人以上等

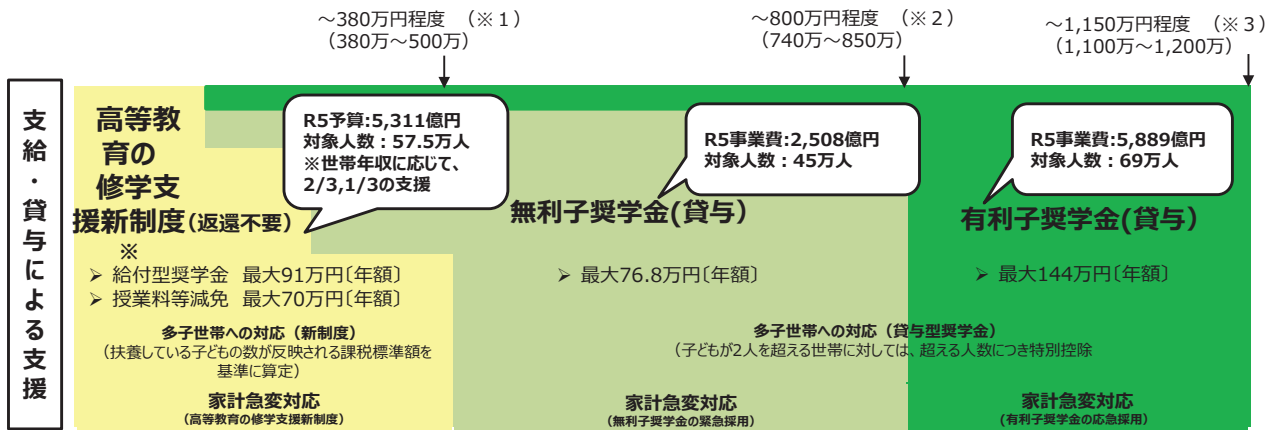
日本人学生等の海外留学のための貸与型奨学金（文部科学省）

名称	第一種奨学金（無利子） （海外大学院学位取得型対象）	第一種奨学金（無利子） （海外協定派遣対象）	第二種奨学金（有利子） （海外）	第二種奨学金（有利子） （短期留学）
対象者	「海外留学支援制度（大学院学位取得型）」に採用された人で、当該奨学金の給付を受けてもなお、経済的支援を必要とする人	「海外留学支援制度（協定派遣）」に採用された人で、給付期間が3か月以上あり、当該奨学金の給付を受けてもなお、経済的支援を必要とする人	学位（学士号、修士号、博士号）取得を目的に、海外の大学・大学院へ進学を希望する人、又は海外の大学・大学院に在学中の人	国内の学校に在学中に、海外の大学・大学院へ短期留学を希望する人
支援期間	原則2～3年	3か月～1年	原則2～4年	原則3か月～1年
支援内容	<奨学金（月額）> 5, 8.8万円（修士課程） 8, 12.2万円（博士課程）	<奨学金（月額）> 2～6.4万円（学部） 5, 8.8万円（修士課程） 8, 12.2万円（博士課程）等	<奨学金（月額）> 2～12万円（学部） 5～15万円（修士課程） 5～15万円（博士課程）	<奨学金（月額）> 2～12万円（学部） 5～15万円（修士課程） 5～15万円（博士課程）
事業規模	若干名 （貸与基準を満たす全員を採用している）		約250名 （貸与基準を満たす全員を採用している）	
実施主体	独立行政法人日本学生支援機構			
成績基準	海外留学支援制度（大学院学位取得型）における支給要件を満たしていること	国内の第一種奨学金と同様	国内の第二種奨学金と同様	国内の第二種奨学金と同様
家計基準	国内の第一種奨学金と同様	国内の第一種奨学金と同様	国内の第二種奨学金と同様	国内の第二種奨学金と同様

国内の大学に通う学生等への経済的な支援の全体像（文部科学省）



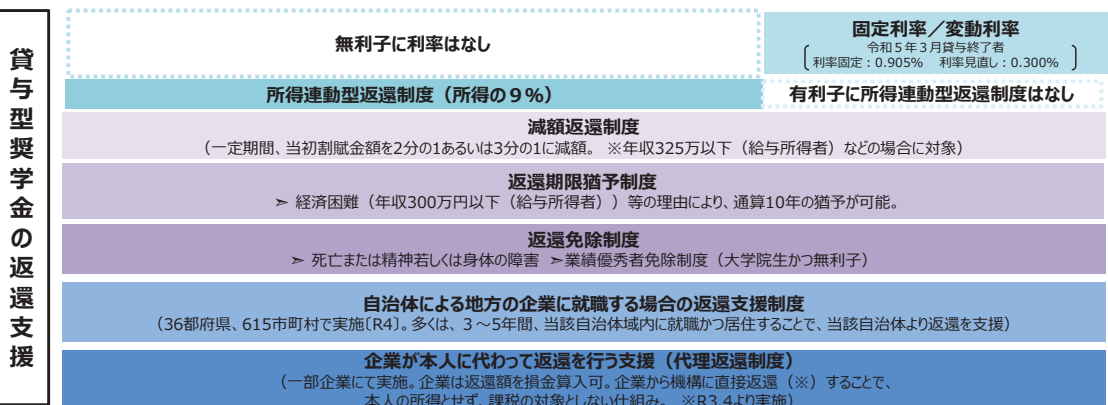
日本学生支援機構の奨学金制度の概要（主に国内の大学に通う学生への支援）（文部科学省）



※ 消費税率10%への引上げにより財源を確保し、令和2年4月より実施。

(※1) 両親・子2人の場合。括弧内の幅の目安は、共働きかどうかや、子の年齢によって異なる。

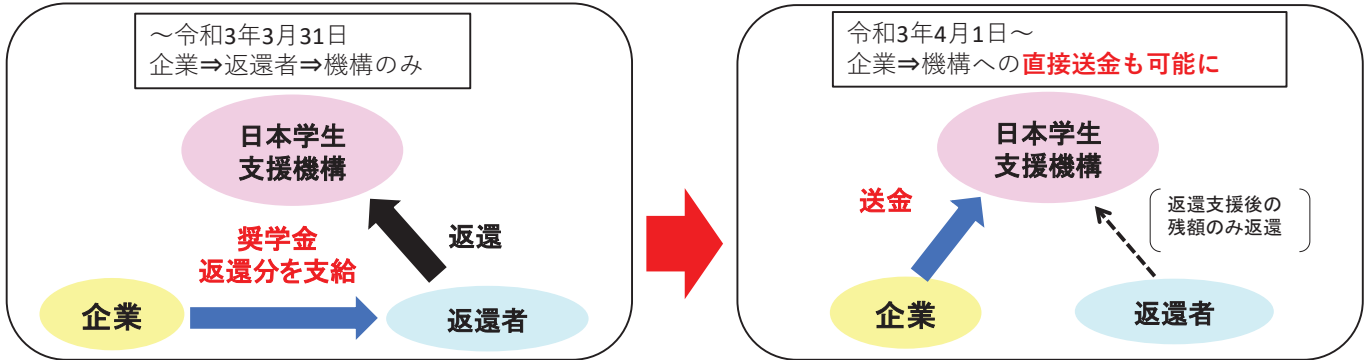
(※2) (※3) 両親・子2人の場合。括弧内の幅の目安は、国公私立大学かどうかや、自宅生・自宅外生が等によって異なる。



日本学生支援機構貸与型奨学金 企業による奨学金の代理返還制度（文部科学省）

- 令和3年4月より、日本学生支援機構は、各企業が社員に対して実施している奨学金の返還支援（代理返還）について、各企業からの直接送金を受け付けることとした。
- 制度開始直後の令和3年4月には65社が本制度に登録し、45人が支援対象となったが、令和5年3月末の時点で、733社まで拡大し、令和3年度には813人、令和4年度には1,708人に支援を行っている。

1. 制度の概要

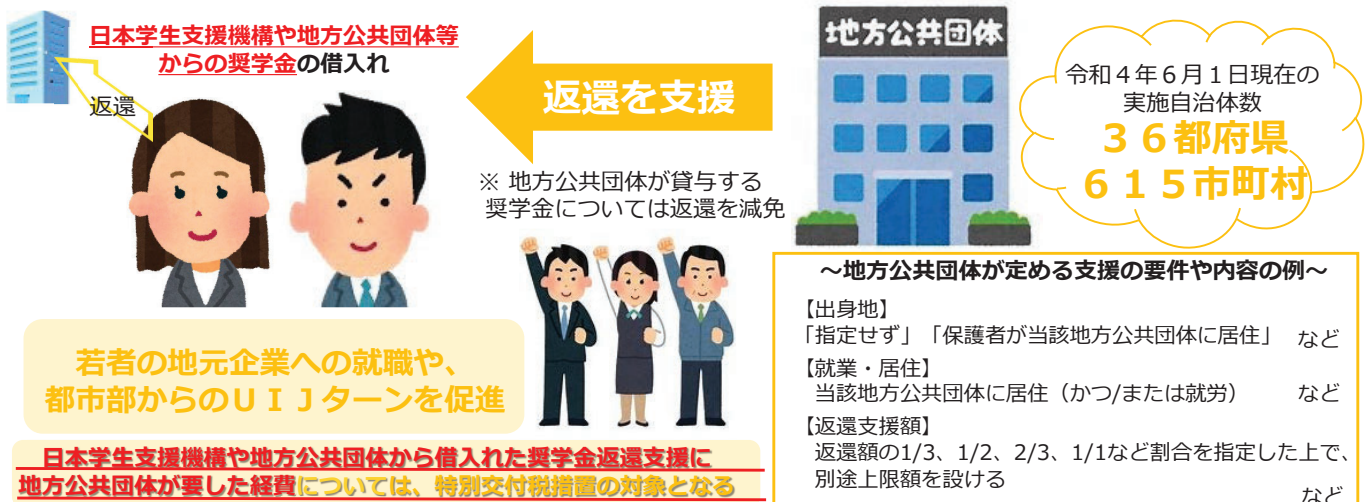


2. 本制度を利用する場合（企業から機構へ直接送金すること）の課税等の関係

①【所得税】非課税となり得る	②【法人税】 給与として損金算入が可能	③【法人税】 賃上げ促進税制の対象	④【社会保険料】 標準報酬月額の対象外
返還者にとって、返還額が自身の通常の給与と区分され、かつ奨学金の返還であることが明確となるため、その返還額の所得税は非課税になり得る。 <small>(※) 返還者が役員である場合など一定の場合には、所得税の課税対象となることがあります。</small>	企業にとって、返還支援に充てる経費は、使用人の奨学金の返済に充てるための給付にあたるので、給与として損金算入が可能。	賃上げ促進税制の一定の要件を満たす場合には法人税の特別控除の適用が可能。 <small>(※) 賃上げ促進税制：雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大30%（中小企業の場合40%）を税額控除 *税額控除上限：法人税額又は所得税額の20%</small>	代理返還した返還金は原則「報酬」に含まれず、社会保険料の賦課対象とはならない。 <small>(※) 給与規程等で給与に代えて払われている場合には、「報酬」に含まれる。</small>

「奨学金返還支援」による若者の地方定着の推進（内閣官房）

域内の企業へ若者が就職する場合等に、若者が抱える奨学金の返還を地方公共団体が支援する取組を推進することにより、地域の産業等の担い手となる若者の地元企業への就職やU I Jターンを促す。



日本学生支援機構や地方公共団体から借入れた奨学金返還支援に地方公共団体が要した経費については、特別交付税措置の対象となる

地方公共団体に対する特別交付税措置の概要

- 【都道府県】
 - ・奨学金返還支援のため地元産業界等との間で基金を設置した場合などに、都道府県の基金への出捐額（※1）、広報経費に対して特別交付税措置
 - ・対象者の要件は大学等を卒業後に当該都道府県で就職することなど（都道府県と地元産業界等が合意して要件を決定）
- 【市町村】
 - ・奨学金返還支援に係る市町村の負担額（基金の設置は不要）、広報経費に対して特別交付税措置
 - ・対象者の要件は大学・高校等を卒業後に当該地域に居住することなど
 - ※1 都道府県の場合、当該年度の基金への出捐総額の1/2以上を出捐している場合は、出捐総額の1/2の額を対象とする。
 - ※2 都道府県・市町村いずれも措置率0.5、上限1億円。ただし、以下の場合は措置率0.3、上限6千万円。
【道府県】20～24歳人口が流入超過 【市町村】20～24歳人口が流入超過の都道府県に所在し、かつ条件不利地域を含まない（市町村は令和4年度以降の条件を記載）
 - ※3 地方公共団体の財政力に応じ、補正あり。

背景・課題

分野ごとの特性はあるものの、世界的に訴求力のあるポップカルチャー領域も含め、将来的に国際舞台での活躍が期待される傑出した才能を有した文化芸術の担い手を発掘し、国際的な評価を高め、グローバルな活躍を促すための支援及び環境が整っていない。

アーティストだけでなく、文化芸術資産及びコンテンツのプロデュース、発信及び流通のコーディネートができ、かつ多言語でそれらを行える人材が不足している。

世界における文化芸術（特にアート）の評価形成が海外の専門家・文化施設間のネットワーク内で形成される場合が多いものの、キュレーター等の専門人材はこういったネットワークへのアクセスやネットワークづくりの機会が限られている。

●新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画「フォローアップ」（令和4年6月7日閣議決定）
国家ブランドの向上のため、関係省庁・機関等で連携強化しながら、トップレベルのアーティストの発掘から現地でのプロモーションの支援など我が国ソフトパワーのグローバルな発信・展開を行う。
●知的財産推進計画2022（令和4年6月3日閣議決定）
我が国文化芸術の魅力の世界に発信・展開することを目的に、グローバルにトップレベルの人材育成を促すため、人材発掘から海外におけるプロモーションまでを支援する仕組みづくりを日本文化に理解のある国内の人材・組織との連携・活用を図りつつ進める。
●文化芸術推進基本計画（第1期）（平成30年3月6日閣議決定）
年齢、性別等が多様で高いスキルを有する専門的人材を確保するとともに、キャリア段階に応じた教育訓練・研修等人材を育成する。

事業内容

- 音楽や舞台芸術、美術等の文化芸術各分野において、若手芸術家等への実践的な海外研修の機会を提供するとともに、将来的に国際舞台での活躍が期待される傑出した担い手等を選考し、国際的な評価を高め、グローバルレベルでのキャリアを積むことができる場への参加支援・マッチング、海外におけるネットワーク構築やプロモーション活動に関するサポートなど、総合的活動支援の実施を通じて、世界的に活躍するトップアーティスト等の育成・グローバル展開を戦略的に推進する。
- 文化芸術の担い手の選考及び国際的な評価を高めていくにあたり、各分野の基本構造の調査・分析、海外市場調査やマーケット分析等を実施し、具体的な裏付けを持った分野毎の「見取り図」を把握した上で、関係省庁（在外公館・JETRO・国際交流基金等）とも連携しつつ、アーティストだけでなく、プロデューサーやコーディネーターができる人材、グローバルな文化芸術の評価形成に参加できるキュレーター等の専門人材を含めた戦略的な海外展開・人材派遣を推進する。

【新進芸術家の海外研修】187百万円（173百万円）

- 研修期間：1か月程度～3年まで全4種類
- 支給対象：旅費、滞在費等
- 事業期間：令和5年度～令和7年度

【これまでの派遣例】

佐藤しのぶ（音楽 イタリア S59年度）／野田秀樹（演出 英国 H4年度）／野村萬斎（狂言 英国 H6年度）／塩田千春（現代美術 ドイツ H16年度）／濱口竜介（映画 米国 H27年度）

■ トップアーティストのグローバルな活躍の舞台の例



ドクメンタ
4年または5年ごとにドイツのケッセルで開催される世界有数の国際的な大型現代美術展



ヴェネチア・ビエンナーレ
ヴェネチアで開催される世界を代表する国際美術祭。美術展と建築展が隔年で開催される。

【トップ人材発掘・国際的活動支援事業】201百万円（201百万円）

- 傑出した担い手（アーティスト、プロデューサー、キュレーター等）を選考し、国際的な評価を高め、グローバルなキャリアを積むことができる場を選定して海外に派遣
- 関係省庁・機関と連携し、現地での活動や今後のグローバルな活躍を支える人的ネットワークの構築等を支援（キーパーソン等の日本への招へいを含む）
- 各分野の基本構造及び、海外マーケットの調査・分析等を実施し、分野ごとの「見取り図」を把握

アウトプット（活動目標）

- ・トップアーティスト等の戦略的な海外派遣・人材育成（年間：4件）
- ・各分野の基本構造及びマーケット等の調査・分析（年間：2分野）
- ・新進芸術家海外研修制度研修生数（年間：35件）

アウトカム（成果目標）

- 初期（令和7年頃）：グローバルなトップアーティスト等とのネットワークの構築、現地での評価形成に繋がる活動の実施
- 中期（令和10年頃）：世界的に権威ある国際芸術祭・国際コンクール等への参加・入賞実績等の増
- 長期（令和15年頃）：世界的に権威ある国際芸術祭・国際コンクール等への参加・入賞実績等の更なる増

インパクト（国民・社会への影響）

文化芸術立国としての国際プレゼンス向上や国際的な評価を受ける人材の輩出を通じた相互理解・国家ブランディングの強化。トップアーティストの国際的な活躍を通じた経済的価値の創出やインバウンド増加など、文化芸術資源を活用した経済活性化。日本の誇りとして「文化・芸術」を挙げる国民の割合が増加。

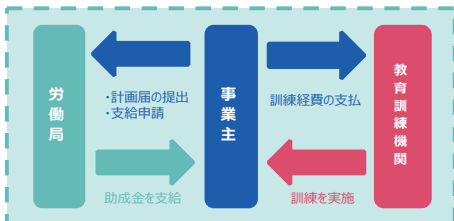
人材開発支援助成金について（厚生労働省）

1 事業の目的

- 事業主が行う人材育成については、雇用情勢・訓練ニーズに合わせた支援を効果的に行う必要がある。
- このため、民間ニーズを踏まえつつ、職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内における人材育成を効果的かつ柔軟に支援するとともに、雇用する労働者の職業能力の向上や企業の労働生産性の向上に資する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。
- 人への投資の強化のため、令和4年4月から「人への投資促進コース」を創設。
- 令和4年12月から「人への投資促進コース」の定額制訓練・自発的職業能力開発訓練の助成率の引き上げ等を行うほか、「事業展開等リスティング支援コース」を創設。



コース名	対象訓練・助成内容	助成率・助成額 注（ ）内は中小企業事業主以外		
		OFF-JT		OJT
		経費助成	賃金助成	実施助成
人材育成支援コース	OFF-JT訓練（人材育成訓練）	正規雇用：45(30%) 非正規雇用：60% 正社員化した場合：70%	-	-
	OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練 企業の中核人材を育てるための訓練（認定実習併用職業訓練）	45(30%)	760(380)円/時・人	最低6か月 20(11)万円/人
教育訓練休暇等付与コース	有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合	30万円 ※制度導入助成	-	-
	高度デジタル人材訓練 ／成長分野等人材訓練 （海外も含む大学院での訓練）	デジタル 75(60%) 成長分野 75%	960(480)円/時・人	-
人への投資促進コース	情報技術分野認定実習併用職業訓練（OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練）	60(45%)	760(380)円/時・人	最低6か月 20(11)万円/人
	定額制訓練	60(45%)	-	-
	自発的職業能力開発訓練（海外を含む大学院の訓練対象）	45%	-	-
	長期教育訓練休暇制度 ／教育訓練短時間勤務制度及び所定外労働免除制度	長期休暇 20万円 ※制度導入助成 短時間勤務等 20万円 ※制度導入助成	6,000円/日・人 ※有給時	-
事業展開等リスティング支援コース	事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	75(60%)	960(480)円/時・人	-

英語教育・日本人の対外発信力の改善に向けて（アクションプラン）（2022年8月8日文部科学省）（概要）

基本的な認識

- 英語は世界で最も話者が多く、インターネット上でも最も使用される言語。グローバル化に対応する中で、外国語、中でも**国際共通語としての英語によるコミュニケーション能力**はこれまで以上に必要となっており、「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」のバランスのとれた育成が重要。
- また、初等中等教育段階の全体を通して、**我が国の魅力や立場を効果的に対外発信できる人材を意識的に増やしていく**ことが不可欠。その際、**全体レベルの向上と併せ、特にグローバルに活躍することを目指す層を効果的に育成していく**視点も必要。
- こうした取組を進める上では、従来、文部科学省の施策の中心であった授業の改善のみならず、これまでは強く意識されてこなかった、**教育課程外・学校外の活動の充実も必要**。とりわけ、若者が**海外に飛び出して文化や価値観の多様性に触れ**、世界中の多様な人々と協働する力や広い視野で課題に挑戦する力を身に付けることが重要。

1. 学校英語教育の底上げ

- ①**英語教育改善に向けた取組状況の一層の可視化・好事例の横展開**
 - 次回調査（本年冬予定）以降、有識者の協力も得て、**分析単位・調査項目を改善し、成果に繋がる取組や課題を徹底的に可視化**。
 - その結果を分かりやすく公表するとともに、各都道府県・政令市の「英語教育改善プラン」に反映。
- ②**デジタル教科書・教材等による学びのDX**
 - 義務教育段階：本年度、デジタル教科書・教材等を活用した効果的な取組モデルの開発や好事例の収集・分析を行う実証事業を実施。成果を様々なチャンネルで全国に発信。
 - 高校段階：デジタル教科書・教材等の活用に積極的に取り組む自治体を支援（家庭学習を含め、ICT機器の有効な活用方法を調査研究）。
- ③**英語4技能の総合的な育成に向けたパフォーマンステストの実施促進**
 - 高校での「話すこと」「書くこと」のパフォーマンステストの問題、採点基準、具体の評価事例を豊富に盛り込んだ**参考資料を作成**。全国の指導主事が集まる会議等を通じて活用を推進。
- ④**学校外における自主的・自発的な学習意欲の向上**
 - 外国語指導助手（ALT）や英語が堪能な地域人材の活用を一層促進（ALTを指導者とする課外活動を好事例の横展開等により積極的に推進等）。
 - 上記課外活動の推進と併せ、各種団体が実施する英語でのディベート、スピーチコンテスト等を積極的に支援（文部科学省としての後援、大臣賞の創設等）。
 - 一人一台端末を活用した**海外との交流の促進**（好事例の横展開）。

※⑤：略

2. 教員採用・研修の改善

- ①**教員採用段階の取組差の可視化**
 - 英語教師の採用選考試験に当たり、**特別免許状を活用しているかどうか、英語力に関する資格・検定・スコア保持者に対する特別措置**（加点、一部試験免除、特別選考など）を実施しているかどうか、などについて定期的に調査を行い、**取組状況を分かりやすく公表**。
 - **特別免許状の授与基準の策定・公表の有無、手続の内容**（申請受付時期等）、**学校種別・教科別の授与件数**を自治体別に分かりやすく公表。
- ②**「英語で授業」のレベルアップ**
 - 英語の指導法について、**基礎的な知識・技能を身に付けられる学習プログラム**（英語で授業を行うために必要となる語彙・表現等を網羅的に習得させる等）を国が開発。**教職員支援機構において提供**。プログラムを修了したことが証明されるための試験等もあわせて作成・実施。
 - オンデマンド学習プログラムについては、養成段階での活用を促進することも視野。
- ③**特別免許状等を活用した英語教師登用の拡充**
 - **ALT経験者、民間英会話教室経験者**などの登用促進（特別非常勤講師として登用し、その経験を加味して特別免許状で採用することも含む）。
 - 特別免許状の授与基準の策定・公表の有無、手続の内容（申請受付時期等）、**学校種別・教科別の授与件数**を自治体別に分かりやすく公表（再掲）
 - 中期的には、上記の国で開発する**学習プログラムを修了した者を登録するデータベース（人材バンク）**を構築し、当該者に対する教育委員会による特別免許状の授与と審査や採用試験の簡略化を促進。

英語教育・日本人の対外発信力の改善に向けて（アクションプラン）（2022年8月8日文部科学省）（概要）

3. 大学入試・社会との接続

- ①**4技能の総合的な英語力評価も含めた入試の好事例の公表**
 - 令和3年度及び4年度の大学入試において、**4技能の総合的な英語力評価を導入している好事例**について、その導入に至る背景・課題・制度設計のポイント、実施体制等を入試の好事例集としてまとめて公表し、**各大学の取組を促進**する。
- ②**私学助成・国立大学法人運営費交付金によるインセンティブの付与**
 - **私立大学等改革総合支援事業**（私立大学等経常費補助金）における調査項目を見直し、**4技能の総合的な英語力を評価した入試を行っている大学に対し加点**する。
 - **国立大学法人運営費交付金**において、**4技能の総合的な英語力の育成・評価に関する優れた取組を進める組織整備に対して支援**することを、令和5年度概算要求に係る事務連絡上で明確化する。
- ③**4技能別出題状況・英語資格試験導入状況の実態調査・可視化**
 - 入試の英語科目における**4技能別の出題状況及び英語資格・検定試験の活用状況**について、令和2年度入試に続き**令和4年度入試に対しても選抜区分ごとの実態調査**を行い、全体としての傾向を把握し、今後の政策立案に活用する。
 - 入試における総合的な英語力評価や英語資格・検定試験を導入している大学については、**英語力を高めたいと努力している受験生への情報提供の充実**を図るため、**大学名等を公表し、各大学の取組の見える化を進める**。
- ④**アドミッション・ポリシー見直し促進のための教学マネジメントのあり方の検討**
 - 総合的な英語力の育成の観点から、教育理念や教育内容等を踏まえたように入学者を受け入れるかを定める**アドミッション・ポリシー**について**各大学における見直しを促進**するため、文部科学省において**教学マネジメントのあり方**を検討する。これにより各大学における入試の充実を促す。
- ⑤**大学教育における英語教育の充実**
 - 学生の英語力の目標値設定及び達成支援、学修成果・教育成果の把握・可視化など、**各大学における総合的な英語力の育成・評価の取組を好事例として周知**を図り、**各大学の取組を促進**する。
- ⑥**大学生に期待する英語力等に関する積極的な情報発信の要請**
 - 大学入試のあり方に関する検討会議の提言を踏まえ実施した「社会で求められる総合的な英語能力に関する調査」の結果を経済団体等に広く周知するとともに、**企業が大学生に期待する英語力等についてより積極的に情報発信**することを要請する。

4. 国際交流体験活動・文化発信の推進

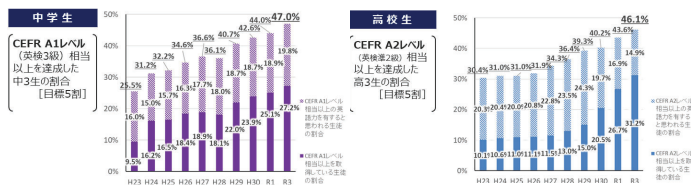
- ①**留学生との国際交流キャンプの実施**
 - 文化の異なる国の優秀な留学生と日本人生徒が共同生活をしつつ、**国際社会での現実に即した英語交渉や文化発信・交流を行う事業**を実施。
 - **国際交流体験**を通して、国際的な視野や、海外留学への関心を醸成し、国際的に活躍できる人材育成を推進。
 - G7サミットの日本開催などを契機に、**若い世代に開かれた日本を世界にアピール**。
- ②**国立青少年施設における国際交流事業の実施**
 - 国立青少年施設で行われている**国際交流・異文化理解活動（イングリッシュキャンプ等）の取組をさらに推進**。
 - 地域課題を解決するための**高校生向け探究プログラム**において、英語を活用して取組を推進。

5. 海外留学の促進

- ①**海外留学の拡大と段階に応じた留学支援の強化**
 - **日本人学生の海外留学（海外留学支援制度等）の強化**。
 - **高校生への留学支援の強化**。
 - **高校段階における国際交流体験の充実**。
 - 留学を希望する生徒・学生の段階（高校生、学生（学部、修士、博士））に応じた**シームレスな留学支援・促進策の最適パッケージ化**の推進。
- ②**「トビタテ！留学JAPAN」の発展的推進**
 - 海外留学の機運を再び醸成し、若者の海外留学の促進に向けて、**企業・地方自治体等の参画を促進**することで、**官民協働により「トビタテ！留学JAPAN」を発展させた事業を推進**。

背景・課題

- グローバル化する中で世界と向き合うことが求められる我が国においては、日本人としての美德や良さを生かしグローバルな視野で活躍するために必要な資質・能力の育成が必要。
- グローバルな視点で活躍するためには、言語ツールとしての英語力が必要。しかし、中学生・高校生の英語力は年々着実に向上しているが、第3期教育振興基本計画（～令和4年度）の目標は未達、各種の英語資格・検定試験でも我が国の平均スコアは諸外国に比べて低いなど、日本人の英語力には課題。
- コロナ禍において、日本人学生の留学生は著しく減少し、若者の「内向き志向」を示すデータもあり、外国との接点が減少することで、日本に関する対外発信力を養う機会が減少。
※ 令和4年8月に「英語教育・日本人の対外発信力の改善に向けて」（アクションプラン）を公表



事業内容

1. 学校英語教育の改善

各都道府県等による、英語教育実施状況調査等から明らかになった課題への対応（高校でのパフォーマンステストの実施促進等）やICT機器を活用した指導方法の開発等を支援し、効果的な取組を普及する。

- 英語教育改善プラン推進事業 91百万円
 <委託先> 都道府県・指定都市教育委員会（成果検証は研究機関等）
 <箇所・単価> 9箇所程度、830万円程度/箇所

2. 教員採用・研修の改善

英語の指導法に係る学習プログラムの開発・提供等を行うとともに、ALT経験者、民間英会話教室経験者の積極的な活用を図る

- 教員研修高度化推進支援事業 2,251百万円の内数【令和4年度第2次補正予算】

3. 大学入試・社会との接続

入試における総合的な英語力評価や英語資格・検定試験の導入等、教育現場の実態に即した新たな教育手法の開発や具体的な導入方法等の先導的調査研究を委託し、共有・可視化し、各大学の取組を加速化する。

- 先導的の大学改革推進委託事業 60百万円の内数

4. 国際交流体験活動・文化発信の推進

留学生と日本人生徒が交流する国際交流キャンプの実施や、国立青少年施設における国際交流事業を実施する。

- アジア高校生架け橋プロジェクト+（留学生との国際交流キャンプの実施） 176百万円の内数
- 国立青少年施設における国際交流事業（イングリッシュキャンプや英語を活用した高校生向け探究プログラム） 7,947百万円の内数

5. 海外留学の促進

日本人学生・生徒が海外に飛び出し、日本では得がたい様々な経験を積み、多様な価値観を持つ世界中の人々と交流することにより、異文化理解の促進、アイデンティティの確立、国際的素養の涵養等、産学官を挙げたグローバル人材の育成を図る。

- 大学等の海外留学支援制度 7,194百万円
- 青少年の国際交流の推進 50百万円
- 社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業 141百万円

※ 日本学生支援機構運営費交付金留学生交流推進事業のなかでも対応



平成26年度～令和2年度

スーパーグローバルハイスクール（文部科学省）

令和2年度予算額

95百万円

目的

- ◆ 急速にグローバル化が加速する現状を踏まえ、社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーを高等学校段階から育成する。

事業概要

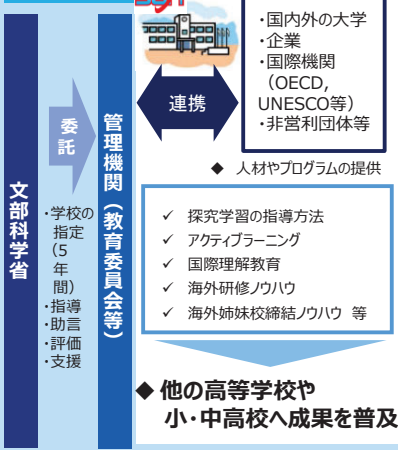
- ◆ 国際化を進める国内の大学のほか、企業、国際機関等と連携して、グローバルな社会課題を発見・解決し、様々な国際舞台で活躍できる人材の育成に取り組む高等学校等を「スーパーグローバルハイスクール」に指定し、質の高いカリキュラムを開発・実践する。
- ◆ 委託事業：委託先（都道府県市教育委員会、国立大学法人、学校法人）
- ◆ 対象学校：国公立高等学校及び中高一貫教育校（中等教育学校、併設型及び連携型中学校・高等学校）、指定期間5年間
- ◆ 指定校数：継続11校（平成28年度指定11校：国1校・公8校・私2校）事業終了指定校112校
- ◆ 評価検証：事後評価56校（平成27年度指定）実施、事業検証実施
- ◆ 成果普及：全国高校生フォーラムの開催 等

取組

- ✓ 英語等によるディスカッション、プレゼンテーション、論文作成、探究型学習、成果発表会等の実施
- ✓ 国内外の大学、海外の高校、企業や国際機関等と連携した国内外研修やフィールドワーク
- ✓ 英語等で指導する帰国・外国人教員等の派遣や、外国人留学生による英語等によるサポート



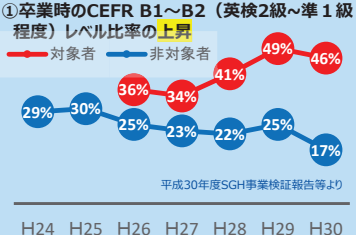
実施体制



平成30年度事業検証 実績と成果の例



成果① ①卒業時のCEFR B1～B2（英検2級～準1級程度）レベル比率の上昇



成果② 調査対象：平成26年度SGH指定校56校の研究開発後の卒業生協力者835名

- ②卒業生（SGH対象生徒）は、海外研修から学び、英語活用、視野拡大、大学生活で役立つ等という回答が多い。
- SGH対象生徒は非対象生徒に比べて、
 ✓ 大学進学基準として「提供するカリキュラムが魅力的である」ことを重視。
 ✓ 「プレゼンテーション」「レポートのまとめ方」「調査データ収集・分析」等一般的な知識やスキル修得への評価が高い。
 ✓ 「自分と異なる立場の価値観の尊重」「相手との協力関係の構築」コンピテンシー獲得の得点が高い。
 ✓ 「外国の様々な異文化に触れることは楽しい」「様々な外国へ行ってみたい」というグローバルマインドセットの得点が高い。
 ✓ 「海外研修が学びにつながった」「英語を使う機会が多かった」「視野が広がった」「SGHの学びが大学で役立っている」等の肯定的な意見が多い。

成果③ ③卒業生の保護者、国内連携機関、海外連携校等のSGHへの満足度等が高い。

- ✓ 卒業生の保護者（613名）のうち、SGHの満足度76%の回答
- ✓ 国内連携機関（84機関）からSGHのグローバル人材育成有用性89%の回答
- ✓ 海外連携校（78機関）からSGH指定校との国際協働プログラムへの満足度96%、SGH指定校との国際協働が日本の高校生へのグローバル教育に役立っている97%等の回答

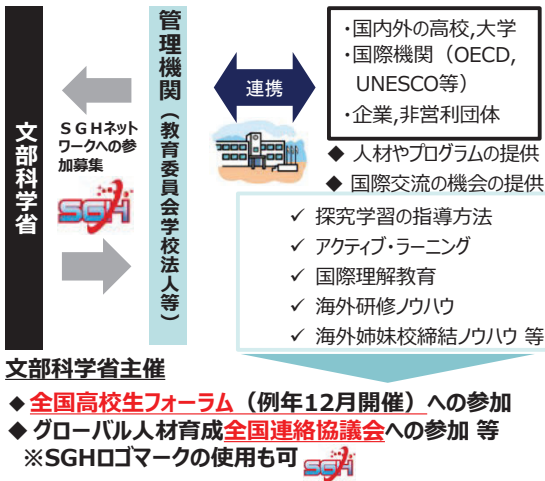
★グローバルな社会課題を発見・解決し、様々な国際舞台で活躍できる人材（国際機関職員、社起業家、グローバル企業の経営者、政治家、研究者等）の輩出

★SGH事業開始5年を通して、グローバル人材育成プログラムの内容と運営の経験知、国内外のネットワーク等、有形無形のリソースが形成されている一方で通年の国際協働授業実施や教職員の国際化等の課題が指摘された。

SGH「スーパーグローバルハイスクール（SGH）」ネットワークの構築（文部科学省）

目的

高等学校等における国際理解教育及び外国語教育の水準のさらなる維持向上を図るため、SGH等の**イノベティブなグローバル人材育成を実践する事業の成果を踏まえ、継続的発展的に取り組む高等学校等**を対象としたネットワークを構築し、文部科学省主催の全国高校生フォーラム及びグローバル人材育成全国連絡協議会への参加等、全国的な取組に継続的に参画することを通じて、**SGH等の成果普及**と持続可能な**グローバル人材育成のネットワークづくり**を推進する。



SGH ネットワークへの参加要件

- ◆ 対象学校：SGH指定校、SGHアソシエイトとなった高等学校、又は地域協働による高等学校教育改革推進事業（グローバル型）指定校、特例校、アソシエイト校のうち、「SGHネットワーク参加に関する規定」に掲げる参加要件を満たす取組を実施し、文部科学省主催の全国高校生フォーラム及びグローバル人材育成全国連絡協議会への参加等、全国的な取組に継続的に参画することを希望する高等学校等（国公立高等学校及び中高一貫教育校（中等教育学校、併設型及び連携型中・高））
- ◆ 参加校（令和4年度）：120校
（国立10校、公立65校、私立45校）

◆ 要件

- ✓ グローバル人材像を設定し、当該人材像を踏まえ、卒業時に生徒が身に付けることのできる資質・能力を具体的かつ明確に定め、公表していること
- ✓ グローバル人材育成に資する課題研究又は先進的な課題研究等の実績を踏まえ、グローバル人材育成に資する発展的な実践に取り組む教育課程等を編成していること
- ✓ 国内外の高校・大学・国際機関等との連携により、より実践的で高度な学習活動が行われていること
- ✓ グループワーク、ディスカッション、論文作成、プレゼンテーション、プロジェクト型学習等の手法が、外国語によるものも含め、生徒の主体的な学びを促すものとして効果的に取り入れられていること
- ✓ 一定期間ごとに、本取組に関する自己評価・学校関係者評価を実施すること

★SGH等の事業を通じて、全国の高等学校に形成されたグローバル人材育成プログラムの内容と運営の経験知、国内外のネットワーク等、**有形無形のリソースを共有**し、魅力的な教育課程の充実や国際的なつながりの拡大など、**イノベティブなグローバル人材育成を実践する事業の取組のさらなる質的・量的な発展を目指す。**

WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業（文部科学省）

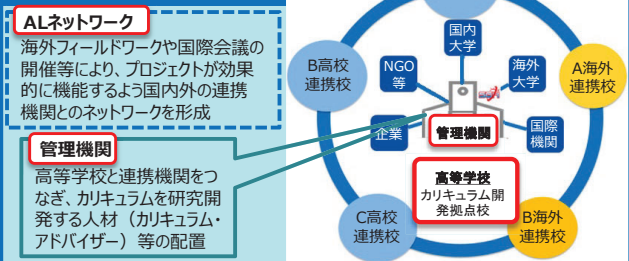
令和5年度予算額 2 億円

事業概要

Society5.0をリードし、SDGsの達成を牽引するイノベティブなグローバル人材育成のリーディング・プロジェクトとして、国内外の大学等との連携により文理横断的な知を集集し、社会課題の解決に向けた探究的な学びを通じた高校教育改革や大学の学びの先取り履修等を通じた高大接続改革を推進する。

- ◆ 高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等とが協働し、高校生が主体となり、**海外をフィールドにグローバルな社会課題の解決に向けた探究的な学びを実現するカリキュラムを開発。**
- ◆ これまで訪問できなかった国の高校生や大学生等との**オンライン海外フィールドワーク**など、**世界規模で生じた豊かなオンライン環境を駆使したカリキュラム開発。**
- ◆ **大学等と連携した大学教育の先取り履修（カリキュラム開発）**により、高度かつ多様な科目等の学習プログラム／コースを開発。
- ◆ 学習を希望する高校生へ高度な学びを提供するため、拠点校間及び関係機関との連携の上、**個別最適な学習環境を構築。**
- ◆ イノベティブなグローバル人材育成に関心のある高校がグローバルな課題探究成果を共有するための**ミニフォーラムの開催。**

AL（アドバンスド・ラーニング）ネットワーク イメージ図



WWLコンソーシアム

高校や国の枠を超えて、高校生に高度な学びを提供するAL（アドバンスド・ラーニング）ネットワークを形成した拠点校を全国に50校程度配置し、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築へつなげる。

対象校種	国公立の高等学校及び中高一貫教育校
箇所数 単価 期間	○カリキュラム開発：14拠点（継続11+新規3） 新規校 840万円程度／拠点・年、原則3年 ○個別最適な学習環境の構築：3拠点（継続2+新規1） 新規校 660万円程度／拠点・年、原則3年

委託先	管理機関（都道府県・市町村教育委員会、国公立大学法人、学校法人）等
委託対象経費	○カリキュラム開発に必要な経費（海外研修旅費、謝金、借損料、国際会議経費等） ○個別最適な学習環境の構築に必要な経費（連携交渉旅費、謝金、ウェブサイト構築経費、委員会経費等）

国際バカロレア (IB) について (文部科学省)

国際バカロレア (IB) とは

- ▶ 国際バカロレアとは、国際バカロレア機構 (本部ジュネーブ) が1968年から提供している国際的な教育プログラム。
- ▶ **批判的思考や幅広い知識の探究スキル等を育成する特色的なカリキュラム、双方向・協働型授業**により、**グローバル化に対応した資質を育成**する教育プログラム。特に**高校レベルのディプロマ・プログラム (DP)** では、**国際的に通用する大学入学資格 (IB資格)** が取得可能。
- ▶ **「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」 (令和4年6月閣議決定) において、IB認定校等を2022年度までに200校以上**にするという目標を掲げ、国内推進体制の整備や、国際バカロレア機構との連携を通じ、IBの普及促進に向けた取組を行っている。

各プログラムについて

- ◆ **ディプロマ・プログラム (DP)**
⇒16~19歳が対象。高校レベルに相当
- ◆ **ミドル・イアーズ・プログラム (MYP)**
⇒11~16歳が対象。中学校レベルに相当
- ◆ **プライマリー・イアーズ・プログラム (PYP)**
⇒3~12歳が対象。幼・小学校レベルに相当

IB推進の意義

①グローバル人材育成

- ✓ **課題発見・解決能力**や**コミュニケーション能力**等、国際的な視野を持ち、将来の社会課題に対応する**グローバル人材を育成**

②初等中等教育の質の向上

- ✓ **IBと日本の教育政策は高い親和性**があり、**主体的・探究的な学び**等、初等中等教育の好事例を形成

③国際的通用性

- ✓ IB資格を活用した**国内外への進路の多様化**、入試への活用を通じた**大学の国際化**に貢献 (DPのスコアが**海外大学の受験に活用可能**等)

文部科学省による主な取組

日本語DPの導入 (2013年~)

IB機構との協力の下、DPの一部科目について**日本語での授業及び最終試験の受験を可能にする**ことで、IB教育を実施する学校や教員の負担を軽減。

高等学校学習指導要領との読替 (2015年~)

DPと学習指導要領との対応関係を示すことで、IB科目と学習指導要領の教科・科目等の両方を履修することによるIB生や学校等の負担を軽減。

IB教育推進コンソーシアムの設立 (2018年~)

国内における**IB教育ノウハウを横展開し、IBの普及促進活動を行う**ことを目的として、IB校等へのきめ細やかな支援体制を構築。

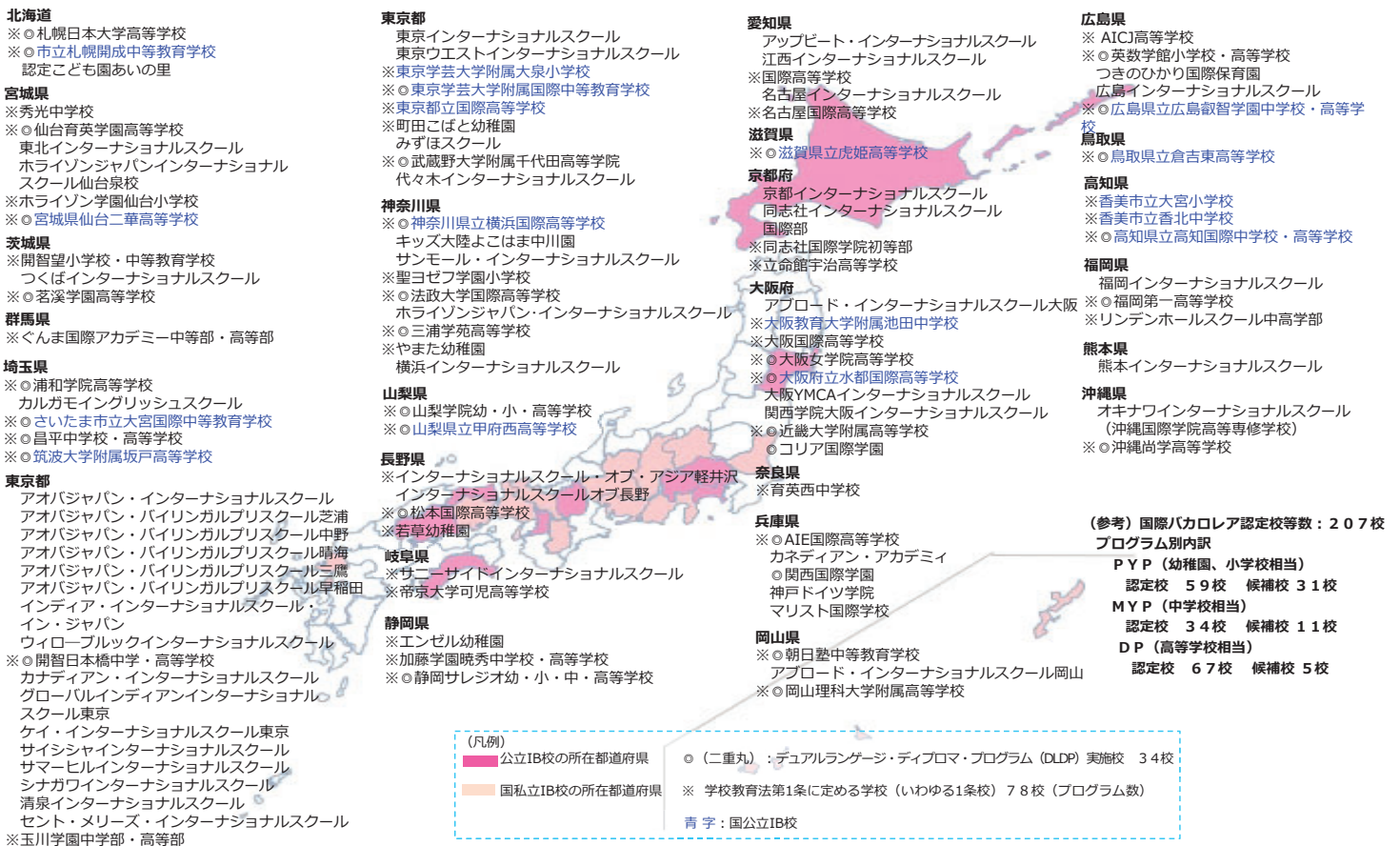
【主な機能】

- **地域の実情を踏まえたコンサルティング**等の実施
- **セミナー**等を通じた**情報交換等の促進**
- IBの**教育効果等**についての**調査研究**の実施



IB地域セミナー

国際バカロレア認定校一覧 (令和5年3月14日時点)



国際バカロレア（IB）を活用した国内大学入試（2022年度調査）

全学部実施（40大学）		一部学部実施（37大学）	
【国立】 筑波大学 お茶の水女子大学 東京医科歯科大学 東京外国語大学 東京学芸大学 金沢大学 名古屋大学 京都工芸繊維大学 香川大学 九州工業大学 鹿児島大学 琉球大学 【公立】 国際教養大学 会津大学 横浜市立大学 兵庫県立大学 叡啓大学 【私立】 東北福祉大学 日本工業大学	武蔵野学院大学 工学院大学 国際基督教大学 芝浦工業大学 玉川大学 多摩美術大学 東京都市大学 東洋大学 日本獣医生命科学大学 日本体育大学 ビジネス・ブレイクスルー大 学 武蔵野美術大学 松本歯科大学 中京大学 京都外国語大学 同志社大学 関西学院大学 神戸女学院大学 倉敷芸術科学大学 西南学院大学 立命館アジア太平洋大学	【国立】 北海道大学 東北大学 秋田大学 群馬大学 東京藝術大学 東京大学 京都大学 大阪大学 岡山大学 広島大学 九州大学 長崎大学 【公立】 東京都立大学 都留文科大学 大阪公立大学 【私立】 国際医療福祉大学 東京国際大学 明海大学 青山学院大学	慶應義塾大学 順天堂大学 上智大学 創価大学 中央大学 東京理科大学 法政大学 武蔵野大学 明治学院大学 明治大学 立教大学 早稲田大学 愛知医科大学 立命館大学 関西医科大学 関西大学 近畿大学 広島修道大学 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">計77大学</div>

・下線はIB資格取得者・取得予定者のみを対象とした入試を実施している大学である。
 ・各大学へのアンケートに基づき文部科学省IB教育推進コンソーシアム事務局にて作成したもので、必ずしも全ての情報を網羅して
 いるわけではありません。（調査：2022年12月時点）

※文部科学省「国際バカロレアの普及促進に向けた検討に係る有識者会議」取りまとめ参考資料集より

国際バカロレアの普及促進に向けた検討に係る有識者会議 取りまとめ 概要

令和5年3月

1. 国際バカロレア（IB）の普及状況と成果

- 令和5年3月14日時点の国内IB認定校等は207校（認定校160校、候補校47校）
- 学校教育法第1条に定める学校（1条校）の認定校は78校まで増加
- 1部科目を日本語で実施可能な日本語DPの導入校は34校まで増加
- 国内では77の大学でIBを活用した大学入学者選抜を実施
- 全国的にIB認定校が増加し、実績や事例が蓄積された

2. IB普及の課題

- IB教育の好事例の波及、IB認定校がない地域への普及
- IBの理念・教育手法・教育効果等についての幅広いステークホルダーの理解促進、IBの教育効果等の客観的な情報の蓄積
- IB教員の確保・育成、質の向上、外国人教員の獲得と継続雇用
- 国内大学でのIB入試の活用促進、海外大学進学のためのノウハウ共有・情報発信

3. IB推進の基本的な考え方

- IB認定校が一定数増加し、実績も蓄積されたため、これを基にIBの普及・調査研究・情報発信等の拡大を目指す
- 特にIB認定校がない地域でのIB導入を重点的に促進
- IB教員の確保・育成、質の向上を目指す

（1）幼小中学校段階（PYP、MYP）でのIBの普及

- DPへの接続、IBの裾野拡大等のための初等中等教育での一貫したIBの普及

（2）高等学校段階（DP）でのIBの普及

- 1条校での日本語DPの導入推進。IB認定校内の他のコースにおけるIBの活用促進
- 他のグローバル人材育成施策等との有機的な連携
- 海外大学への進学支援

（3）大学入学者選抜でのIBの活用

- 進学先拡充のための入試でのIB活用の拡大
- IBを活用した入試による海外の優秀な学生の呼び込み

（4）IBの教育効果等の把握・検証

- IBの教育効果等の調査・可視化

4. IBの今後の具体的な推進方策

- IBの教育効果や好事例をIB認定校以外の学校も含めて波及させることで、初等中等教育の発展に資するとともに、IBの導入促進につなげる。また、IBを活用した大学進学を拡大するほか、IBの教育効果等を把握・発信することで、IBの更なる普及につなげ、好循環を作り出す
- IB機構と連携しつつ、文部科学省が運営するIBに関するコンソーシアムを通じて、IBを普及促進

（1）幼小中学校段階（PYP、MYP）でのIBの普及促進【PYP・MYP・DP共通】

- IB導入に関心のある学校とIB認定校等、様々なネットワークの形成を支援
- IB認定校を中心としたIB教員の輩出を拡大
- 教員養成課程や教員の研修等において、IB教育の好事例等を紹介・理解増進

（2）高等学校段階（DP）でのIBの普及【DPのみ】

- 1条校での日本語DPの導入を促進。IB認定校内の他のコースでも、IBの要素を活用した教育実践やIBの一部科目履修を促進
- 外国人教員の募集情報を発信。特別免許状の積極的な活用を促進
- WWL拠点校やSSH指定校との有機的な連携
- IBを活用した海外大学進学に関する学校を超えた情報・ノウハウを共有する仕組みを構築

（3）大学入学者選抜でのIBの活用

- IBの教育効果等の客観的なデータ、入試での活用事例を蓄積し共有。IB特有の事情等を周知
- 海外のIB修了生の受入れ事例の共有、優秀な学生の受入れを促進

（4）IBの教育効果等の把握・検証

- 国内でのIBの普及状況・教育効果等に関する調査を実施。IB機構を通じ、海外での普及状況等も把握

国際バカロレア認定校の事例①

東京学芸大学附属国際中等教育学校 MYP DP

IB World School 国公立学校初のIB認定校



IBのMYP(中等教育プログラム)とDP(ディプロマプログラム)の認定校。中等教育学校として6年一貫教育を実践

IB(International Baccalaureate 国際バカロレア)とは？

国際バカロレア機構 (IBO) が提供する国際的なプログラム。世界の複雑さを理解し、そのことに対処できる力、そして未来へ責任ある行動をとるための態度とスキルを身に付けた生徒の育成を目的としています。

DP生の実績IBディプロマスコア平均点 (45点満点)



MYP (Middle Years Programme)

1~4年の4年間 全生徒が対象

8つの教科群

- 言語と文学 (国語) ●言語の習得 (外国語) ●個人と社会 (社会/地理歴史・公民) ●理科 (理科)
- 数学 (数学) ●芸術 (音楽・美術/芸術) ●保健体育 (保健体育) ●デザイン (技術・家庭/情報)

Social Action活動の例

MYPのカリキュラムの一領域である社会貢献活動を本校では「Social Action」と称し、生徒の積極的な行動を促しています。生徒は地域・環境・難病など、様々な社会課題に関わる NPO・NGO・ボランティア団体のイベントにスタッフボランティアとして参加したり、自分たちでボランティア活動を企画したりすることで、自分たち自身も学びながら多くの活動を支援しています。

MYPのコット例

【数学の単元】2年生:図形領域(垂直二等分線の作図)
 <探究テーマ> AEDで救える命を増やそう
 AEDは何m間隔で設置すればよいでしょうか。また、どのAEDを取りに行くかよいかかわる【AEDマップ】をつくりましょう。

【主な活動内容】

- 3分以内に取りに行ける場所を特定し、AEDの適切な設置間隔を決める。
- 身近な地域のAEDが300m間隔で設置されているかを、地図上に円を描く方法を見い出して考察する。
- 住人の年齢構成などのデータを読み取りAEDが必要な場所の条件を考える。
- どのAEDを取りに行くかよいかかわる【AEDマップ】(ポロノイ図)をつくる。

教科内容と実社会との関連性を重視

実社会の問題を数学的に解決したり判断したりする力の育成を目指す授業

AEDを中心に円を描く方法について説明する生徒

DP (Diploma Programme)

5~6年の2年間 各学年約15名

6教科7科目 3科目を英語で、3科目を日本語で学びます。

- 言語と文学【日本語A:文学HL】【English A: Language and literature HL】
- 言語の習得【English B HL】 ●個人と社会【歴史HL】 ●理科【化学SL】
- 数学【Mathematics: Applications and interpretation SL】 ●芸術【Visual arts SL】

HL=Higher level 上級レベル SL=Standard level 標準レベル

3つのコア

TOK
(Theory of knowledge)
知の理論

EE
(Extended essay)
課題論文

CAS
(Creativity, activity and service)
創造性・活動・奉仕

少人数でチャレンジに満ちた専門性の高い学習を行い、IBディプロマ資格を取得します。

(引用元) <https://www.iss.oizumi.u-gakugei.ac.jp/digitalpamphlet/>

国際バカロレア認定校の事例②

市立札幌開成中等教育学校 MYP DP

授業風景

- 話し合いに基づいた授業
- アイデアの共有・発表
- 協働学習・グループワーク中心



- ✓ 学習者中心の学び
- ✓ 生涯を通じた学習の方法の獲得
- ✓ 生きる力

【身につけるスキル】

- コミュニケーションスキル
- 協働スキル
- 組織スキル、情動スキル
- 情報リテラシー、メディアリテラシー
- 批判的思考力、創造的思考力、転移スキル

【授業内容例】

- Personal Project (MYPの修了研究に類するもの)
 - ・発光生物の社会利用について
 - ・自分より賢いAIを作る
 - ・ホームステイで役立つ英語フレーズ集 (右参照) etc.
- 総括的評価課題
 - ・50m走のスピード曲線を作図し、比較分析のレポート (体育)
 - ・視力検査におけるランドルト環の作成 (数学)
 - ・北海道に影響を与えた人物・出来事のレポート (社会) etc.



進路指導

- 進路指導に際しても主体性を育成すべく、担任の先生から生徒が受け身で面談を受ける形式ではなく、「**SELF式ガイダンス**」を実施
 - 進路面談は、話したい先生のもとに自ら予約を取りに行き実施
 - 三者面談では**日英両言語**で「**自分プレゼン**」を実施

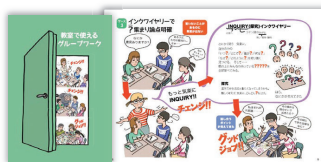
(参考) 自分プレゼンの様子

教育ノウハウの横展開

- 本校でIBのカリキュラムに基づく課題探究的な学習を実施した際に生じた様々な課題とその解決策を、札幌市教育委員会が冊子として取りまとめ、札幌市内各校に配布

第1弾：教室で使える**グループワーク**

第2弾：教室で使える**レポート作成**



国際バカロレア認定校の事例③

■ 広島県立広島叡智学園中学校・高等学校

MYP DP

教育の特色

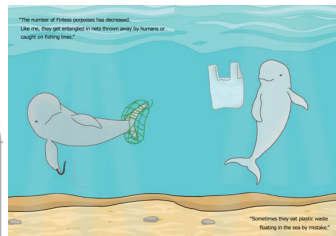
- 国際バカロレア認定校（MYP及びDP）
- 実社会の課題解決に挑戦する国際協働型プロジェクト学習
- 少人数授業やオンライン交流などによる英語力の育成
- 学年を超えた仲間や留学生と行う全寮制での学習・生活
- 外国人留学生の受入など、多様性あふれる学習環境

未来創造科（実社会の課題解決に挑戦する国際協働型プロジェクト学習）

- 中学校の総合的な学習の時間を用いて、「Well-being」「環境」「社会正義」について探究するプロジェクトを実施。
- プロジェクトを通して、各教科の学習で身につけたATLスキル（学習方法）や見方・考え方を生かし、実社会の課題解決を図る。
- 高等学校1年次の総合的な探究の時間を用いて、MYPの集大成となるパーソナル・プロジェクト（PP）を実施。
- PPでは、生徒自身の興味関心に基づいてプロジェクトのテーマを設定し、計画・実行・振り返りを行い、その過程や成果をレポート等にまとめる。



PPの例1：化学物質が農作物に与える影響を訴えるためのリーフレット制作



PPの例2：小学生に対する絶滅危惧種の理解促進を図るための絵本制作

外国人留学生の受入

- 生徒の約1/3が外国人留学生枠
高等学校では、定員60名/学年のうち、最大20名を外国人留学生とし、多様性あふれる学習環境を整備。
- 7か国11名の外国人留学生在籍
アメリカ、インド、ウガンダ、オーストラリア、ガーナ、フィリピン、メキシコからの外国人留学生等11名が在籍（令和4年8月現在）。日本人生徒とともに、国際バカロレアの教育プログラムに基づいたカリキュラムで学び、全寮制での生活を送っている。



授業の使用言語が選択可能

- 日本人生徒の英語力の育成及び外国人留学生の受入を図るため、DPの多くの科目で日本語及び英語の授業を実施。
- 上級レベル（HL）/標準レベル（SL）の選択とともに使用言語も選択可能とすることで、生徒の多様な進路実現に対応。

教科群	グループ① 言語A	グループ② 言語習得	グループ③ 個人と社会	グループ④ 科学	グループ⑤ 数学	グループ⑥ 芸術
科目	言語と文学	英語B 日本語B	歴史 地理	物理 化学 生物	数学A&A 数学A&I	音楽 フィルム

※ 赤字の科目は英語のみ開講。グループ⑥はSLのみ開講。

国際バカロレア認定校の事例④

■ 東京都立国際高等学校

DP

教育内容

- 国際バカロレア認定校（ディプロマプログラム（DP））、都立国際高等学校では、国際学科とは別に国際バカロレアコースを用意
- 日本語科目を除く全ての科目は英語で実施
(公立で唯一の英語DP校)
- 多くの授業を10人以下の少人数で実施



<カリキュラム>

- 1年次は主に英語で学習指導要領上の必須科目を学び、2・3年次はDPの科目等を学習

1年次

学習指導要領上の必修科目を中心に双方向型の授業を通してDPの学びに必要な能力を高める。

2・3年次

DPで定められている科目等を学習。
3年次の10月～11月の最終試験に向けて学びを進める。

海外大学への進学等

高い国際性

- IBコース全生徒60名のうち外国人生徒が12名（20%）、またIBコースに従事する教員24人のうち12人（50%）が外国人教員と国際性豊かな環境
(令和4年4月時点)
- 国外8か国10校にまたがる姉妹・連携・提携校を通じて活発な国際交流を実施



入学者選抜

- 国際バカロレアコースへの入学者選抜では、日本人生徒及び外国人生徒それぞれ分けて選抜を実施。
- また、4月入学者と9月入学者の選抜を実施。



多様な進学先

令和3年度海外大学合格状況（令和4年6月7日現在）

University of California Los Angeles	King's College London
University of Washington	London School of Economics and Political Science
University of Toronto	The University of Melbourne
McGill University	National University of Singapore
University College London	Nanyang Technological University 等

- 令和3年度のフル・ディプロマ取得率100%（世界平均約87.2%）、平均スコア40.4点（世界平均約32.3点）
- JASSOや民間財団等の海外大学進学のための奨学金に合格。

海外大学への進学・留学を支援する取組の例①

茨城県の取組

1. 次世代グローバルリーダー育成事業【対象：県内に在住する中学2年～高校1年生（公立・私立・国立）】

英語をツールとしながら、茨城と世界を結び付けたグローバルな視点を育み、正解のない問いへの思考力や自分の考えを表現する力・議論の仕方などといった国際社会で必要不可欠となるスキルを2年間かけて培う。

- ◇世界の第一線で活躍する人材との交流
- ◇ネイティブ講師によるロジカルシンキングやリーダーシップの研修
- ◇集中研修会（3日間）
 - ・模擬国連会議演習、ディベート、海外大学留学生との交流会



2. 国際社会で活躍できる人材育成事業【対象：高校生（県立）】※ディベート大会・プレゼンテーションフォーラムは私立高校も含む

- ◇英語ディベート県大会・英語プレゼンテーションフォーラム県大会の実施
- ◇留学ガイダンスの開催 ※R2-R4は新型コロナウイルス感染症の影響により中止
- ◇茨城県高校生国連グローバルセミナー ※R2-R4はオンラインで実施
 - ・国連大学教授による講義の受講・高校生による研究者に向けたプレゼンテーション



3. いばらき海外留学支援事業【対象：高校生（県立）】

- ◇14日間以上の海外派遣プログラムに参加する生徒を対象に、留学支援金として一人上限10万円を交付（これまでに200名を超える生徒を海外へ派遣）

※R2-R4は新型コロナウイルス感染症の影響により中止

4. 今後の展望「いばらき発！世界で活躍する多様なロールモデル」 【対象：県内に在住する中学2年～高校1年生（公立・私立・国立）】

- ◇次世代グローバルリーダー育成事業で海外大学等に進学した修了生との交流の場を設け、将来の選択肢を広げる機会となるような研修を実施。

海外大学への進学・留学を支援する取組の例②

福井県の取組

1. 福井県高校生海外語学研修【対象：県内の高校2年生】（H23～）

- ◇県内高校2年生約100人を2週間派遣
- ◇1校あたりの応募上限は10名
- ◇参加者が決定する11月から派遣を実施する3月までに1回程度のペースで事前研修を実施。
- ◇参加した学校からの声

※新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度より休止中。



- ・「英語、特に聞く、話す力への習得の意欲が高まり、全体として英語の学力が向上した。」
- ・「昼休みや放課後などにALT（外国語指導助手）と積極的に会話するようになった。」
- ・「多様な考えや、自分とは異なる意見も柔軟に取り入れ、物事を推進しようと心がけるようになった」

2. 福井県きぼう応援海外留学支援奨学金【対象：福井県内の高校に在学する高校生】（H28～）

長期間の海外高校での修学により、世界に通用する英語力・国際感覚を身に付け、卒業後は世界を舞台に活躍することを夢見る高校生を応援する

- ◇留学期間・人数
 - ・1年間（毎年4～5名程度）又は2年間（毎年1～2名程度）
- ◇対象となる留学
 - ・公益社団法人、公益財団法人が提供等する留学プログラム（1年間留学、2年間留学）
 - ・学校長が留学先での履修を単位として認定する留学（1年間留学）
- ◇対象費用
 - ・授業料、現地生活費（寮費・ホームステイ費用）、渡航費など（ただし、食費など日常の生活費は対象外）
- ◇財源
 - ・奨学金制度は篤志家の方々からの寄付金（ふるさと納税）を財源



海外大学への進学・留学を支援する取組の例③

熊本県の取組（熊本時習館海外チャレンジ塾）

※いずれのプログラムも参加費無料

将来の熊本を支えるグローバルな人材を育成するため、海外大学進学や留学に総合的に対応できる支援体制を構築

1. 「海外進学コース」（H25～）【対象：県内の公立中学・高校に通う生徒】

- ◇WEB講座（週1回2時間程度）
 - ・週1回、ネイティブ講師によるTOEFL対策講座をWEBにより実施
- ◇集合講座（月1回程度、年12回）
 - ・ネイティブ講師によるTOEFL対策及び英文エッセイ対策を講義形式で実施
- ◇海外大学進学説明会
- ◇海外進学に関する相談・助言
- ◇海外大学の出願等に関するサポート等
⇒実績：海外進学者数41名、海外留学生*数21名（H25～R3）
（主な進学先）マサチューセッツ工科大学、プリティッシュコロロンビア大学、ミネルバ大学、ジョージア工科大学、スタンフォード大学、トロント大学、カリフォルニア大学サンディエゴ校など
※海外留学生：海外の高校に1年間程度留学した者



2. グローバル人材育成講座（R4～）【対象：県内の公立中学・高校に通う生徒】

海外へ興味・関心を持つ中高生に対して、海外大学への進学等を目指す中高生の増加を図ることを目的に、プログラムを実施

- ◇集合講座（月1回、全8回）
 - ・異文化・多様性等について学ぶ講座
 - ・海外において必要となる能力（コミュニケーション能力、プレゼン能力、チャレンジ精神等）を向上させる講座
 - ・海外進学・留学経験者との交流
- ◇オンライン英語講座（週1回25分程度）
- ◇海外進学に関する相談・助言
⇒実績：受講者47名（高校生30名、中学生17名）



海外大学への進学・留学を支援する取組の例④

大分県の取組

1. イングリッシュ・デイ・キャンプ【対象：小中学校の児童生徒（大分県内）】

- ◇日帰りを実施
- ◇郷土文化やSDGsを学び、英語のプレゼンテーションで成果を発信

2. スタンフォード大学遠隔講座【対象：高校生（大分県内）】

- 国際的に活躍する資質・能力を持つ生徒をさらに高めていくことを目指す
- ◇講座は毎年9～3月に10回
 - ◇スタンフォード大学専任講師と各回ゲストスピーカー（現地起業家）による講義、オンラインでのディスカッション
 - ◇最後の講座では「社会の課題解決に向けて私ができること（SDGsを参考に各受講生が設定）」をテーマに1人5分程度でプレゼンテーション。
 - ◇成績優秀者はスタンフォード大学で表彰式に出席。



3. オンライン・グローバル・キャンパス【対象：高校生（大分県内）】

- ◇立命館アジア太平洋大学（APU）との連携で、バーチャル留学を体験。

4. 国際交流プラットフォーム【対象：県立高校生】

- ◇ALTや県内大学に所属する海外留学生等を国際交流サポーターとして県内高校や県主催行事に派遣。（APUの50か国以上の国籍の留学生が、県内の学校の授業やオンラインイベント等に協力）



5. 中学校・高校留学フェア【対象：中学生・高校生（大分県内）】

- ◇留学意欲の喚起と情報提供を目的として年に2回開催。
- ◇基調講演、留学経験者による体験発表、留学支援団体等による説明や個別相談会。

(2) 外国人留学生受入れ関連施策

大学における留学生受入れ関連施策一覧



背景・経緯

優秀な外国人留学生の戦略的な獲得を目指し、国内就職促進も見据えて我が国企業のニーズに応じた外国人留学生の受入れを促進するため、大学等での教育や卒業後の我が国での就職などのキャリアパスをはじめとした、日本留学の魅力を統合的に発信する海外拠点を重点地域に設置するとともに、各海外拠点の取組を支援する日本本部を設置。これらの拠点や本部が国内外の関係機関とも連携しながらリクルーティング機能から帰国後のフォローアップまで一貫した、オールジャパンの日本留学サポート体制の実現を図る。

→「経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）」抜粋

（前略）「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等に基づき施策を着実に実施し、外国人との共生社会の実現に向けて取り組む。

→「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年6月14日改訂）」（関係閣僚会議）抜粋

入学を志願する留學生向けの情報提供を促し、国内企業のニーズに応じた留學生の受入れを促進するため、海外において、関係機関との連携により、卒業後の我が国での就職等のキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力について統合的な発信を図る。

事業概要

■ 海外拠点 5地域（ASEAN、サブサハラ、南西アジア、南米、中東・北アフリカ）

【4拠点（サテライト設置）×79,717千円、1拠点×48410千円】

現地の言語や情勢に精通し、情報収集・分析能力を有するコーディネーターを置き、現地及び日本の関係機関（政府機関、在外公館、教育機関、企業等）や日本本部と連携し、以下の取組を実施

○留学に関する情報収集・発信

現地のニーズや日本留学情報等を収集するとともに、留学フェアの開催や学校訪問、帰国留學生ネットワークやSNSの活用等により、ターゲットとなる留學生候補者に応じて、きめ細かに情報を提供

○優秀な留學生獲得に向けたリクルーティング活動促進

現地における入学許可を実現するためのサポート機能充実、現地でのアカデミック・ジャパニーズの学修強化を推進

○帰国留學生とのネットワーク構築及び協力深化

帰国留學生の協力を得た広報・リクルーティング活動により、現地の学生に対し、日本留学中の学びや生活、留学後の就職機会等の情報を具体的に・効果的に提供し、日本留学希望者を増加

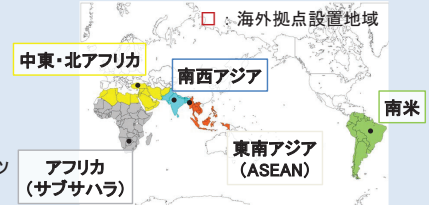
■ 日本本部 【1拠点×28,138千円】

国内政策や留學生の動向に関する知見を持つコーディネーターを置き、日本国内の機関や各海外拠点と連携し、以下の取組を実施

○海外拠点設置地域の留學生動向に関する情報収集・分析

○日本国内機関とのネットワーク構築

○日本国内に在留している外国人留學生のネットワーク形成



設置年	委託先	拠点設置国 (括弧内はサテライト)
2014	岡山大学 (東南アジア地域)	ミャンマー (タイ)
2014	北海道大学 (サブサハラ地域)	ザンビア (ケニア)
2014	東京大学 (南西アジア地域)	インド (スリランカ)
2015	筑波大学 (南米地域)	ブラジル (ペルー)
2018	九州大学 (中東・北アフリカ地域)	トルコ
2018	(独)JASSO (日本本部)	日本

留學生受入れのための奨学金制度一覧（文部科学省）

	国費外国人留學生制度	留學生受入れ促進プログラム	海外留学支援制度（協定受入型）
趣旨目的	諸外国の優秀な人材を我が国の高等教育機関で受け入れ、世界の発展に資する人材を育成することにより、諸外国との関係を強化するとともに、我が国の大学等のグローバル化、教育・研究力の水準向上を図る。	我が国の高等教育機関の国際化に資するため、優秀な外国人留學生を戦略的に確保する。また、大学等に在籍し、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である私費外国人留學生の学習効果を一層高める。	諸外国の大学との留學生交流の拡充及び各国間の相互理解と友好親善の増進を図るため、大学間交流協定に基づき我が国へ留学する外国人留學生を支援する。
対象者	【大学院レベル】 研究留學生：大学（学部）卒業以上の者 教員研修留學生：大学（学部）卒業以上程度の者 ヤング・リーダーズ・プログラム（YLP）： 大学（学部）卒業以上の者 【学部レベル】 学部留學生：高等学校卒業程度の者 日本語・日本文化研修留學生： 大学（学部）に在学中の者 高等専門学校留學生：高等学校卒業程度の者 専修学校留學生：高等学校卒業程度の者	【学部・大学院レベル】 大学の学部、短期大学、高等専門学校第3学年以上又は専修学校専門課程に、それぞれ正規生として在籍する者、大学又は短期大学が設置する専攻科又は留學生別科に在籍する者、我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設に在籍する者 大学院に正規生として在籍する者又は大学の学部卒業以上の学歴を有し、かつ、大学院レベルの研究活動を行うため研究生として在籍する者 【日本語教育機関】 日本語教育機関に在籍する者	【諸外国の大学生等】 諸外国の大学等に在籍しながら、大学間交流協定等に基づき我が国の大学へ留学（1年以内）する者
実施主体	文部科学省	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構
募集選考	① 募集対象国の在外日本国大使館等を通じて募集する大使館推薦 ② 我が国の受入れ大学が大学間交流協定等により募集する大学推薦 ③ その他（YLPにおける海外の公的推薦機関からの推薦等） それぞれの方法により推薦された者を学識経験者による委員会にて選考の上、文部科学省が決定。	各大学等が申請した推薦者を実施委員会で審査し、採用を決定。 日本語試験を受験し、優秀な成績を修めた者を予約採用者として決定し、予約採用者が日本国内の大学等に入学した時、JASSO理事長が決定。	各大学が申請した受入れプログラムを選考し、決定。これを受け、各大学が候補者を推薦。
支援内容	【国費外国人留學生給与（月額）】 博士課程145,000円、修士課程144,000円、 研究生143,000円、学部生117,000円 （地域により3,000円又は2,000円の加算制度有） ほか、渡航費及び授業料 （令和5年度予算額：181.5億円、11,148人）	【奨学金（月額）】 学部・大学院レベル48,000円 日本語教育機関30,000円 （令和5年度予算額：35億円、7,411人）	【奨学金（月額）】 80,000円 （令和5年度予算額：16億円、5,000人）

国費外国人留学生への支援（１）（文部科学省）

令和5年度予算額 18,155百万円

1. 制定経緯・目的

日本と諸外国との国際交流を図り、相互の友好親善を促進するとともに、諸外国の人材養成に資することを目的として、1954（昭和29）年度に創設された制度。

具体的には我が国の大学等への留学を希望する外国人（日本政府と国交のある国の国籍を有する者）を募集し、選定された者に対して留學生活に必要な費用等を支給している。戦後、諸外国が外国人に対する奨学制度を強化し、多数の日本人留学生を受入れてくれている状況を受け、「ユネスコ活動に関する法律」第5条に基づき1952（昭和27）年に設置されたユネスコ国内委員会は1953（昭和28）年に、相互受惠の精神から、また、善隣友好関係の強化を目的とし、「外国人に対して奨学金を給与すること」との建議を行った。これを受け、1954（昭和29）年に、文部大臣裁定により国費外国人留学生制度実施要項が策定され、国費外国人留学生制度が開始された。以降、国際社会の一員としての国際貢献とともに、将来的に当該国の理解者・支持者を国際社会の中で確保するという外交上の使命を果たすべく、今日まで世界約160ヶ国から合計121,000人を超える留学生を受け入れている。

2. 国費外国人留学生給与

世界各国の優秀な学生を日本に招聘し、将来的に両国ひいては世界の発展に貢献する人材を育成することを目的としているため、日本における学修・研究に集中できるよう国家公務員に準じた金額を給与として支給してきた。

また、当該留学生の受入れは単年度完結の支援ではなく、年度をまたいだ継続支援であり、募集・選考についても実際の受入れ（給与支給）年度の約1年前から実施する必要があることから留学中はもとより、経年の採用計画においても安定した予算の確保が必要な性質を有する。

2023年度においては、在籍段階に応じて、毎月以下の単価により国費外国人留学生給与を支給

- | | |
|-------------------|--------------------------------|
| (1) 大学院レベル | (2) 学部レベル：月額 117,000円 |
| ① 研究生：月額 143,000円 | (高等専門学校、専修学校を含む) |
| ② 修士：月額 144,000円 | |
| ③ 博士：月額 145,000円 | (地域によって月額2,000円または3,000円の加算あり) |

国費外国人留学生への支援（２）（文部科学省）

3. 招致及び帰国旅費・教育費

(1) 招致及び帰国旅費

- ① 渡日旅費…国費外国人留学生として選定され渡日する者が対象
- ② 帰国旅費…国費外国人留学生で留学期間を終了し、課程・プログラムを修了・卒業した者が対象
- ③ 支給方法…「国費外国人留学生の自国における居住地最寄りの国際空港」と「受入れ大学等が通常の経路で使用する国際空港」間の下級航空券を支給

(2) 教育費

- ① 内容…国費外国人留学生が入学する公私立大学等における入学金、授業料及び入学検定料のほか在籍学生全員に対して教育に必要な経費として学則等により定められている経費
- ② 支給方法…大学等の請求に基づき支給

4. 募集・選考方法

(1) 海外から採用する場合

- ① 大使館推薦…募集対象国の在外公館が推薦し、文部科学省が採用
- ② 大学推薦…日本の受入大学が大学間交流協定等に基づき推薦し、文部科学省が採用
- ③ その他…相手国機関からの推薦や共同選考により採用

(2) 在外公館における選考方法の例

- 在外公館関係者、学識経験者等により選考委員会を構成、一次選考（書類、筆記及び面接）の実施
- ① 書類選考…応募資格、最終出身大学（学校）等の学業成績、研究計画の適正性の確認及び卒業大学等からの推薦状等の精査
 - ② 筆記試験…各プログラム毎の筆記試験の実施、採点
 - ③ 面接試験…志望動機、学習意志、協調性等の直接面接による人物考査

5. 在籍人数（2022年5月1日現在） 8,924人（前年比+727人）

留学生受入れ促進プログラム／高度外国人材育成課程履修支援制度（文部科学省）

令和5年度予算額 3,474百万円

趣旨・目的

- 我が国の高等教育機関の国際化に資することを目的として、渡日前の予約採用等に重点化することにより、現地における大学等の入学許可を促進し、優秀な外国人留学生を戦略的に確保する。また、大学等に在籍する私費外国人留学生で、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対して奨学金を給付することにより、その学習効果を一層高める。（支援対象人数：6,611人）
- 外国人留学生の我が国での定着を促進するため、大学等に在籍する私費外国人留学生で、留学生就職促進に係る認定教育プログラムを履修する者のうち、一定の成績要件・所得要件を満たす者に対して奨学金を給付する。（支援対象人数：800人）

支援概要等

予約枠

○概要

渡日前入学許可制度のある大学等や、日本留学試験の受験者（成績優秀者）に対し、優先的に配分する。

○支援対象人数・金額

支援対象人数：4,581人

・渡日前入学許可者
大学院・学部レベル
月額：48,000円 支援人数：2,766人

・その他（日本留学試験成績優秀者等）
大学院・学部レベル
月額：48,000円 支援人数：1,815人

○採用方法

渡日前入学許可を行っている大学等（渡日前入学許可制度がある大学院、日本留学試験を利用し渡日前入学を認める大学等、渡日前入学許可制度のある英語コースで受け入れる大学等）に対し優先的に配分するとともに、日本留学試験の成績優秀者について、日本の大学等に入学後、優先的に採用する。

特別枠

○概要

国が進める政策（外国人留学生の国内就職等）において実績のある大学や、国で実施する留学生の受入れ事業に採択された大学等に対し、優先的に配分する。

○支援対象人数・金額

支援対象人数：1,300人

大学院・学部レベル
月額：48,000円

○採用方法

留学生の日本国内での就職率を向上させるための施策（留学生就職促進教育プログラム認定制度）の認定を受けている大学に加え、その他の留学生の受入れ事業（日本留学海外拠点連携推進事業等）に採択されている大学に対し、奨学金を優先的に配分する。

一般枠

○概要

短大、高専、専修（専門課程）及び日本語教育機関に在籍する外国人留学生が対象。在籍留学生数に加え、受入機関の質を担保するための基準に基づき配分する。

○支援対象人数・金額

支援対象人数：730人

・短大、高専、専修（専門課程）レベル
月額：48,000円 支援人数：170人
・日本語教育機関
月額：30,000円 支援人数：560人

○採用方法

（独）日本学生支援機構で実施している外国人留学生在籍状況調査における留学生総数（前年度5月1日現在）を算定基礎として、各学校に対し推薦可能人数を配分する。

※予算執行調査を踏まえ、採用人数を全体の1割程度としている

高度外国人材育成課程履修支援制度

○概要

「留学生就職促進教育プログラム認定制度」により認定を受けたプログラムを履修する留学生が対象。プログラムの履修人数や国内企業等への就職実績に応じ配分する。

○支援対象人数・金額

支援対象人数：800人

大学院・学部レベル
月額：20,000円

○採用方法

留学生の日本国内での就職率を向上させるための施策（留学生就職促進教育プログラム認定制度）の認定を受けている大学に対し、奨学金を優先的に配分する。

（独）日本学生支援機構運営費交付金（留学生事業）（文部科学省）

独立行政法人日本学生支援機構運営費交付金

（留学生支援事業に資するもの）

令和5年度予算額：5,896百万円



文部科学省

- 趣旨・背景**
- グローバル化が進展する中、我が国における大学等の教育研究の国際競争力を高め、優れた外国人留学生を戦略的に獲得するとともに、世界を舞台に活躍するグローバル人材を育成するため、若者の海外留学を促進することが求められている。
 - ウィズコロナの時代における留学生の受入れ・派遣を支える取組を重点的に支援する。

・留学生の経済的負担を軽減し、学業へ専念するための修学支援策により、優秀な外国人留学生を戦略的に確保することが必要。

・安心・安全な留学生向け宿舍の確保に対する支援等が必要。

・ウィズコロナ、ポストコロナ時代において、世界各国から多くの優れた留学生を我が国に受け入れるため、留学生としての適性をより的確に評価しうる統一的な試験を着実に実施する体制を整えることが必要。

・国の留学生政策を踏まえ、人材育成の観点から、日本語教育の実施が必要。

・海外において、日本に興味を持ち、また自らの留学目的に合った教育機関を選択できるよう、コロナ禍における我が国の教育事情や卒業後の進路等に関する情報を提供することが必要。

・大きく変化するキャリア教育・就職支援等の在り方について、各大学等へ情報を提供することが必要。

1. 留学生支援事業

① 留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）

大学等に在籍する私費外国人留学生で、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対して奨学金を給付するとともに、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等を踏まえ、留学生の就職支援の取組を積極的に行っている大学等への更なる重点配分を行う。

② 留学生宿舍の支援等

留学生が我が国において安心かつ安全に留学生生活を送るため、大学等が民間宿舍を借り上げること等により宿舍を提供する場合に必要な経費の支援及び外国人留学生等の宿舍の設置・運営を行う。

③ 日本留学試験の実施

試験の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、大学等が実施する渡日前入学許可に資する試験を実施する。また、日本への留学を希望する者の受験機会が失われないよう、試験を着実に実施するため、コンピュータ試験の導入に向けた制度設計、システム構築等を行うとともに、中長期的に安定した試験の実施が可能となるよう、収支計画の見直しを図る。

④ 留学生に対する日本語教育

国の留学生政策に対応すべく、文科大臣指定の準備教育機関として、私費留学生、国費留学生及び政府派遣留学生等の多様なニーズに応え、きめ細かい教育、質の高い日本語教育を実施する。

⑤ 留学生交流推進事業

政府唯一の総合ウェブサイト「日本留学情報サイト」等の活用により、日本留学を目指す学生が安心・安全に留学できるよう、在外公館や大学等と連携しつつ、奨学金情報や外国人留学生の就職状況等について広く情報発信を行う。

など

2. 学生生活支援事業

学生支援業務関連研修及び情報等の収集提供

大学等卒業予定者の就職・採用に関し、産官学の連携により情報交換及び意見交換を行い、各大学等で課題となっている人材育成、キャリア教育・就職支援等、学生に対する支援に係る情報提供の充実を図る。

など

大学間教育関係共同利用拠点（留学生支援施設）について（文部科学省）

教育関係共同利用拠点制度の概要

各大学が自らの強みを持つ分野へ取組を集中・強化するとともに、他大学との連携を進めることによって、大学教育全体としてより多様で高度な教育を展開していくため、複数大学が連携して実施することが効果的・効率的な教育上の取組や学生支援に関し、複数大学が共同で利用するための拠点を整備・運営する場合には「教育関係共同利用拠点」として文部科学大臣認定を受けることができる。

練習船、農場、演習林、留学生関連施設、FD・SDセンターなどが教育関係共同利用拠点の対象として想定され、留学生支援施設としては筑波大学の「日本語・日本事情遠隔教育拠点」と大阪大学の「日本語・日本文化教育研修共同利用拠点」が認定されている。（令和4年8月31日時点）

筑波大学「日本語・日本事情遠隔教育拠点」

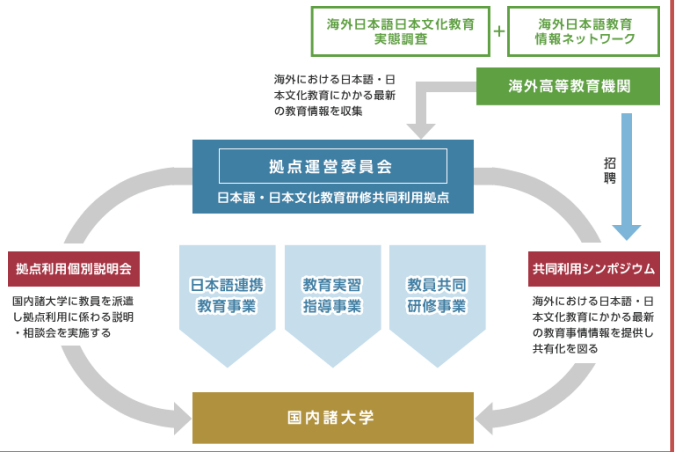
日本語学習者・日本語教員向けに学習コンテンツ・ツール・Webテスト等の教育サービスを開発し、オンラインで開放している。

- **つくば日本語テスト集**
Web上の日本語能力測定テストの運用及び配信システムの整備
- **Basic Kanji Plus**
教科書に準拠した漢字とそれらを使った語彙を確認できるアプリ
- **にほんごアベニュー**
話者、場面、目的に応じた会話例を検索できるコンテンツ
- **SuMo Japan**
ユーザー同士が質問・回答を行える質問掲示板型アプリ
- **学習項目解析システム**
生テキストから語彙や文法項目を抽出するウェブシステム



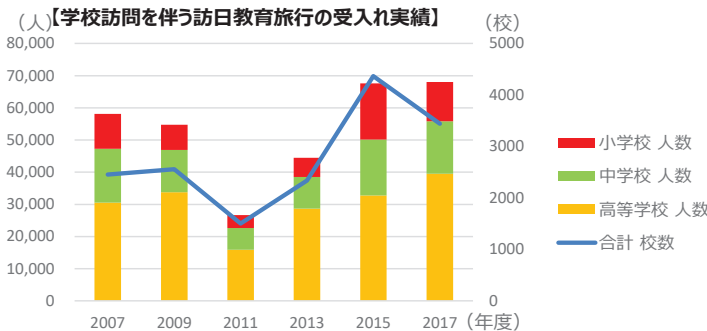
大阪大学「日本語・日本文化教育研修共同利用拠点」

国内諸大学に対面・オフライン両面から、日本語・日本文化に関する開講授業及び海外教育事情の情報蓄積を開放し、近年の海外における日本語教育環境の変化により早急な整備が必要とされる日本語既習者教育について、その充実を相互の連携をもとに実現するとともに、日本語教員の養成・リカレント教育のために不可欠な教育実習や授業研究の機会を積極的に提供することで、我が国における日本語・日本文化教育の質的向上と発展を支援。



訪日教育旅行について

- 文部科学省が隔年で実施している調査『高等学校等における国際交流等の状況』においては、外国からの教育旅行を「**引率者と児童生徒で構成される団体等で学校を訪問したものを指し、研修旅行・留学など個人的なものは除く**」と定義している。
- 一般に**学校訪問を含み、全員参加が前提の学校行事ではなく希望者だけが参加する**、といった違いがあることから、日本の「**修学旅行**」と区別して「**教育旅行**」と呼んでいる。
- 2019年度は米国、豪州、台湾の各市場で取組を実施。2020～2021年度は新型コロナの影響により、実施に至らなかった。



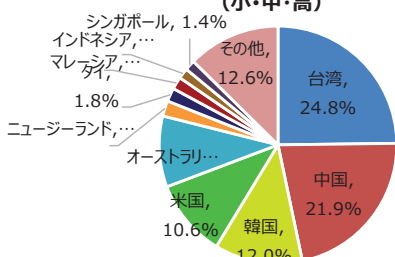
【文部科学省『高等学校等における国際交流等の状況について』に基づき作成】

【都道府県別訪日教育旅行受入実績上位10位（2017年度）（小・中・高）】

順位	都道府県	受入者数(人)
1	東京都	7,736
2	大阪府	6,766
3	長野県	5,222
4	京都府	3,134
5	千葉県	2,706
6	兵庫県	2,655
7	神奈川県	2,423
8	長崎県	2,403
9	広島県	2,300
10	奈良県	2,113
その他37道県		30,584
計		68,042

【文部科学省『高等学校等における国際交流等の状況について』に基づき作成】

2017年度 国・地域別受入割合（小・中・高）



【文部科学省『高等学校等における国際交流等の状況について』に基づき作成】



授業体験



部活体験

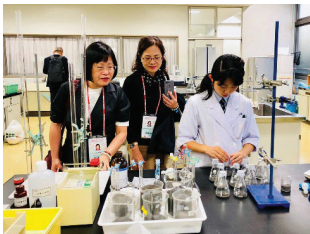
訪日教育旅行誘致のための取組（観光庁）

招請事業

- JNTO（日本政府観光局）により、教育旅行の目的地を決めるキーパーソンとなる海外教育関係者（校長等）や教育旅行の提案・手配を行う旅行会社を国内に招請。日本側の受入学校や観光地、体験施設等を視察する。



2017年10月 栃木招請／おやま本場結城紬クラフト館（台湾）



2018年10・11月実施 学校の視察（台湾）

セミナー開催

- 海外で現地の教育関係者を対象としたJNTO主催のセミナーを実施。自治体等が日本の体験プログラムや観光地等についてプレゼン。
- 海外で開催される教育関係者向けの商談会へ、JNTO、自治体、受入学校がブース出展。



2019年11月 現地教育関係者との商談会（米国）



2018年11月実施 訪日教育旅行セミナー（豪州）

訪日教育旅行ウェブサイト運営

- JNTOが運営する訪日教育旅行ウェブサイトにて、訪日教育旅行に関する情報を発信。さらに、JNTOが海外教育関係者向け一元的相談窓口を設置し、日本側の受入学校等とのマッチングも実施。



訪日教育旅行ウェブサイト

留学生獲得に向けて、各国が戦略的に展開する海外拠点の例

British Council（英国）

- ◎ 拠点数：約120か国・地域
- ◎ 主な活動内容：芸術・文化的交流の促進や、英語学習・試験の機会提供、高等教育の国際交流支援の他、留学生誘致のための以下のような活動にも積極的に取り組む。

- ・関連教育機関との機能強化を含む、留学生リクルート活動の強化
- ・英国の大学や教育に関する情報発信や留学フェア等の開催
- ・STEM分野を学ぶ女子学生向けのものを含めた、奨学金授与
- ・大学の授業方法や必要な語学スキルに関するオンライン講座提供

Campus France（フランス）

- ◎ 拠点数：約120か国・地域
- ◎ 主な活動内容：学生が留学計画を立てる際の相談対応や、大学への応募申請に際する窓口となる。また、フランス到着後に必要となる行政手続きに関する情報提供等を行う。

日本学生支援機構（日本）

- ◎ 拠点数：5か国
（マレーシア、タイ、インドネシア、韓国、ベトナム）
- ◎ 主な活動内容：日本留学に関する情報提供や相談対応を行う他、現地の高校や大学等で開催される留学説明会にも積極的に参加。奨学金授与を行う他、各大学等における奨学金情報の提供も行う。

Education USA（米国）

- ◎ 拠点数：175を超える国・地域
- ◎ 主な活動内容：米国留学希望者に対して、入学審査要件や学費面、ビザ手続き、出発前の準備等に関する相談に対応する他、米国の高等教育機関に対して、留学フェアの開催や、各国の教育システム等に関する情報提供、国外教育機関との連携支援等のサポートを行う。

DAAD、ドイツ学術交流会（ドイツ）

※ Deutscher Akademischer Austauschdienst

- ◎ 拠点数：約50か国・地域
- ◎ 主な活動内容：留学希望者のための留学相談の他、留学フェアなどドイツの高等教育機関に関する情報発信イベントの開催、大学院生を中心とした奨学金授与、奨学生の帰国後のネットワーク構築、各国におけるドイツ研究へのアドバイス等を行う。

【参考】Goethe Institut（ドイツ）

- ◎ 拠点数：約100か国・地域
- ◎ 主な活動内容：海外におけるドイツ語教育の推進（様々なレベルのドイツ語授業の提供やドイツ語教師の養成等）と、文化交流活動の促進・ネットワーク形成等を行う。ドイツ国内大学での準備教育を行うスタディ・ブリッジを実施。

大使館やJICAを通じた留学生受入れ促進策

日本留学への関心喚起と優秀な国費外国人留学生の確保

- 現地留学フェアへの協力や留学説明会の実施を通じた留学情報の発信、留学アドバイザー等による留学相談等
- 国費外国人留学生(大使館推薦)の募集・選考

帰国留學生活動支援を通じた、知日派・親日派育成

- 帰国留學生会の組織化及び活動支援、帰国留學生会による日本の魅力発信に資する活動を支援。
- 在外公館は帰国留學生に対し、在外公館ニュースレター等を送付。留学説明会・日本文化紹介等の対外発信事業を帰国留學生の協力を得て実施。

ODAを活用した、留学生受入れによる人材育成

- 無償資金協力(2021年度:381名)
一 対象国において将来指導者層となることが期待される優秀な若手行政官等を、日本の大学院に留学生として受け入れ、社会・経済開発の立案・実施を担う人材を育成。
- 有償資金協力(2021年度:204名)
一 個別のプロジェクト等の目的に応じ、人材育成を実施。
- 技術協力(2021年度:625名)
一 開発途上国の行政官や研究者、民間人材等を日本の大学院等に長期研修員として受け入れ、各国の開発課題の解決に役立てることを支援。

無償資金協力「人材育成奨学計画」(JDS) (外務省)

(The Project of Human Resource Development Scholarship)

令和4年10月

経緯

開発途上国の市場経済への移行等を支援するため、平成11年度に新設され、ウズベキスタン、ラオスを対象に開始。平成15年以降、アジア経済危機の影響も受け経済的困難な中で構造改革を進めるアジアの国についても受け入れを開始し、その後、アフリカ、中米にも拡大。

目的

当該国の指導者となることが期待される**優秀な若手行政官等を育成**することであり、ひいては各留學生が日本の良き理解者として活躍し、二国間関係の強化や、当該国の開発課題のため、日本の架け橋となることを期待(主要官庁等に親日派の“クリティカルマス”を形成)

受入実績

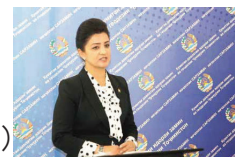
これまでに**21か国から5,712名**を受入れ。帰国後は中央省庁の幹部職に登用されるなど、各国で**政策立案に関わる要職に就き活躍**。
令和5年度より新たにセネガルから受け入れることとなった。

令和4年度に受け入れた留學生

302名 (18カ国:ウズベキスタン、ラオス、カンボジア、ベトナム、モンゴル、バングラデシュ、フィリピン、キルギス、タジキスタン、スリランカ、ガーナ、ネパール、東ティモール、パキスタン、ブータン、モルディブ、ケニア、エルサルバドル)

帰国後に要職に就いたJDS留學生(一部)

国名	帰国後役職
ウズベキスタン	財務副大臣
カンボジア	外務国際協力省長官
ベトナム	計画投資副大臣
ミャンマー	外務省事務次官 法務長官付事務次官
キルギス	文化・情報・観光大臣 法務大臣 経済省事務次官
タジキスタン	労働大臣
ネパール	連邦総務省第2州首席次官 (事務次官級)



タジキスタン労働大臣

日本留学後の支援「Japan Alumni Global Network」

1. 目的

日本の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、日本語教育機関等で学んだ元留学生及び留学生にとって必要かつ有益な情報を継続的に提供し、日本との継続的な交流を促進すること。

※2021年3月までメールマガジン「Japan Alumni eNews」により実施していたが、2021年7月から媒体を利用者の利便に即したSNSに変更して実施。

2. SNSタイトル

日本留学ネット・Japan Alumni Global Network

3. 配信言語

日本語 ・ 英語

4. 配信内容

- ・ 留学後の就職関連情報
- ・ 元留学生・留学生紹介
- ・ 同窓会・留学生会情報
- ・ 元留学生、留学生支援関連情報
- ・ 学術支援関連情報
- ・ 日本関連情報 など

5. 使用SNS

Facebook

6. フォロワー数

5.5万人 (2022年10月現在)



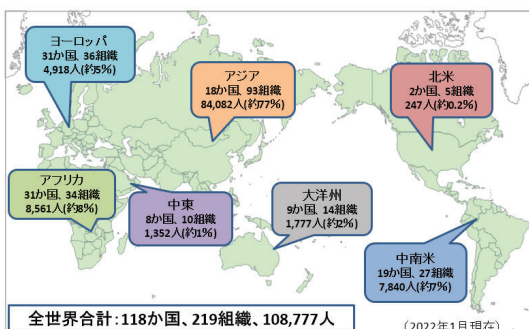
在外公館を通じた帰国留学生会の組織化及び活動支援

1 帰国留学生会

○帰国留学生会とは、かつて日本で勉強した経験を活かして母国で活躍中の元日本留学生(帰国留学生)によって設立された同窓会組織。

○帰国留学生会は118か国に219組織あり、会員総数は108,777名。

○在外公館においては、各国の帰国留学生会の組織化及び活動支援を実施。



地域別 帰国留学生会 会員数(令和4年1月現在)

2 組織化及び活動支援

(1) 組織化支援

○在外公館において、日本での留学を終えて母国に帰国する国費外国人留学生の情報を外務省から在外公館に通報。在外公館において、これら情報を活用し、帰国留学生との交流機会を提供し、帰国留学生会の設立・組織化を支援。

(2) 活動支援

○帰国留学生会が実施する留学説明会、留学フェアへの参加、日本文化紹介等の活動に対する支援を実施。

(3) 帰国留学生総会

○令和2年度から、母国で活躍中の帰国留学生の総会である帰国留学生総会を開催。

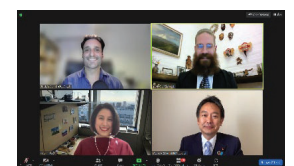
○令和3年度は50か国が参加し、参加者代表からの活動報告、意見交換及び懇親会が行われた。



帰国留学生報告会



留学フェアへの参加



第2回帰国留学生総会




留学生等の更なる受け入れにあたっての大学キャンパス・施設の重要性

大学等のグローバル化への対応

- 留学生や外国人研究者の受け入れは、日本人の学生・教職員にとって、**多文化・共生社会の理解増進**につながるだけでなく、**新しい発想・考え方に触れることにより、教育研究の多様化、高度化、活性化、さらにはイノベーション創出**につながる。さらには、**外国と日本との共創、将来の日本の応援圏の形成等**にもつながることから、大いに進めるべき。
- その推進にあたり、**最先端研究を支える機能的な研究施設、快適な教育研究環境、異文化交流施設、宿泊施設等が不可欠。**

国立大学等施設の現状と課題

昭和40年代～50年代に整備した膨大な施設の更新時期が到来し、**安全面、機能面、経営面で大きな課題が発生**

安全面	➢ 老朽化による事故発生が頻発			
機能面	➢ スペース不足、教育研究機能の低下	外壁の落下の危険	過密な研究室 (機能低下と事故)	
経営面	➢ エネルギーロスや事故・故障対応による財政負担の増大			

諸外国の大学キャンパスの状況



MIT(QS:1位)メディアラボ
(Archetype Review Inc.のホームページより)



シンガポール国立大学(QS:11位)
(Start Up Singapore Life ホームページより)

現状の国立大学の施設は老朽化が著しく、一方、世界ランキング上位の海外大学の施設は最先端

早急に大学等の老朽化対策・機能向上を行い、世界中の学生を日本に呼び込む環境整備が必要

機能的で快適な教育研究環境の整備

				
国際的な研究開発拠点	国際色豊かで機能的な研究室	自由闊達な議論や斬新なアイデアを生む空間	良好な学修空間	良好な学修空間

国際交流・発信拠点



海外大学のサテライトが入居する施設での地域交流イベント

宿泊施設



日本人学生と留学生が混住する学生寮

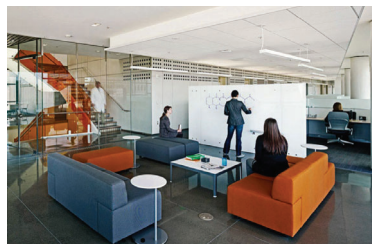
異分野融合・イノベーションを誘発し高度人材を呼び込む教育研究環境

諸外国の大学キャンパスの状況

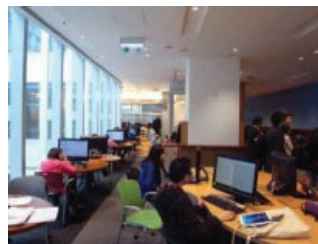
- 諸外国の高水準な大学は、**異分野融合を促進するアンダーワルーフの研究拠点、自由闊達な議論や多様な交流を促進するスペース等、キャンパスを魅力ある空間に整備**することにより、**世界中から高度人材(優秀な研究者・留学生)の呼び込みに成功**。



スタンフォード大学(QS:3位)
研究室間を隔てる壁を設けない大部屋方式 (Rankuzz.comホームページより)



カリフォルニア大学バークレー校(QS:27位)
コーヒーブレイクしながら自由闊達に議論できるスペース (Smithgroup.comホームページより)



香港大学(QS:21位)
24時間開館のラーニングコモンズ

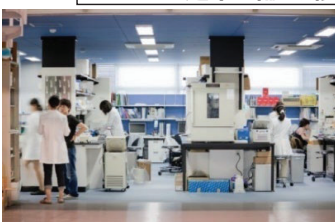


シンガポール国立大学(QS:11位)
学生寮と一体的に整備された学修環境

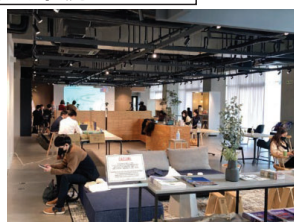
日本の大学キャンパスの状況

- 日本においても、**近年整備・改修した施設では、異分野融合・イノベーションを誘発し高度人材を呼び込むよう、オープンラボ化や国際交流拠点の整備を推進**。一方、**旧来型の未改修施設では、研究室が小割されていることが多い**。

近年整備・改修した施設の状況

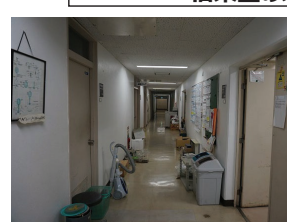


オープンラボ



海外大学のサテライトオフィスも入った国際交流拠点

旧来型の未改修施設の状況



小割された研究環境



→ **世界中から日本の国立大学に高度人材を呼び込む観点からも、旧来型の未改修施設について、研究室間の壁をできるだけ取り払う等により、異分野融合やイノベーションをハード面から誘発する状況に変えるべく、リノベーションを戦略的に進めていくことが重要。**

留学生宿舍等の受け入れ環境の整備

- 大学等において、留学生が安心して教育研究に専念でき、かつ、多様な交流・活動を生み出すことができる環境の構築を目指し、国際交流・発信拠点や、生活の基盤となる留学生宿舍等を整備・確保。
- 宿舍の形態は、留学生と日本人学生の混住形式やシェアハウス形式など様々。コミュニティ・ラウンジ等を整備し、寮生相互の交流を創出する事例も見られる。

国際交流・発信拠点



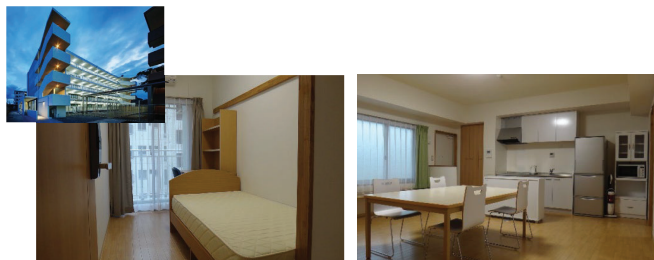
海外研究者の宿泊機能や海外大学のサテライトオフィス機能も有する国際交流拠点



定期的に文化交流イベントを開催できる国際交流スペース

国際シンポジウムや研究活動の場を提供する情報センターや海外研究者の滞在施設からなる交流施設

留学生宿舍



混住型学生寄宿舎の個室と共用ダイニングキッチン（プライバシーを確保しつつ相互交流を促進）



留学生の母国料理と一緒に楽しむ寮生たち

共用スペースで日本人学生と留学生の交流を創出

留学生宿舍の整備に当たっては、民間資金等も含め、多様な財源を活用した施設整備を実施。

留学生住宅総合補償制度（公益財団法人日本国際教育支援協会）

○目的

外国人留学生の民間宿舍等への入居にあたり、保証人を探す困難さと保証人の精神的・経済的負担を軽減し、円滑な入居を支援すること。

○内容

借戸室の失火等で家主等に対して損害賠償をしなければならない場合や、家賃の未払い等により保証人が家主から保証債務の履行請求を受けた場合に補償を行う。

※ 公益財団法人日本国際教育支援協会を契約者とし、留学生住宅総合補償協力校に在籍する留学生で保証人補償基金に加入する留学生を被保険者（保険の補償を受けられる方）とする包括契約

○加入条件

留学生	協力校である大学、短大、高専、専門学校、日本語教育機関の入学者等
賃貸借契約の連帯保証人	賃貸借契約の連帯保証をした機関又は個人 ・機関：留学生の所属する学校等又は地域の国際交流機関等 ・個人：留学生の所属する学校等の留学生センター長・留学生課長等の教職員

○補償金額

種別	補償対象者	補償内容	
海外旅行保険	留学生	留学生賠償責任	5,000万円限度
		傷害後遺障害	240万円限度
保証人補償基金	保証人	保証人補償	30万円限度 (以下は、2022年4月以降) 家賃滞納3か月まで 原状回復費10万円まで

○保険料等負担金

補償期間1年：4,000円

補償期間2年：8,000円

※海外旅行保険と保証人補償基金の合計負担額

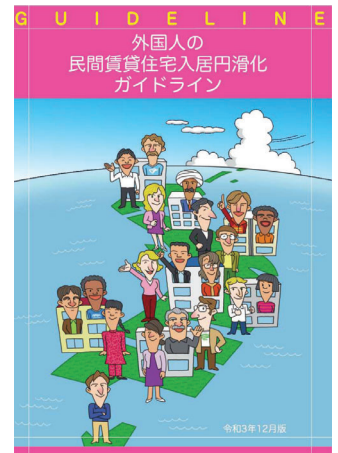
(備考) 上記のほか、外国人留学生が教育研究活動中に被った災害に対して必要な給付を行う「学生教育研究災害傷害保険」もある。

(出所) (公財) 日本国際教育支援協会HPより

外国人の民間賃貸住宅入居円滑化に向けた取組（国土交通省）

1. 外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン

- 不動産事業者等向けに、外国人との契約の際に役立つ実務対応のマニュアルとして作成
賃貸借契約にあたっての配慮事項や注意点、賃貸住宅標準契約書等（※多言語対応）を掲載
※ 日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、ミャンマー（ビルマ）語、カンボジア（クメール）語、タガログ語、モンゴル語
- 作成の経緯
 - 平成16年3月「規制改革・民間開放推進3カ年計画」、国土交通省「賃貸住宅市場整備研究会」外国人の入居を円滑化のため、実務対応マニュアルの作成が必要と指摘
 - 平成17年3月「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」作成
 - 平成30年3月に「新たな住宅セーフティネット制度」を踏まえた見直しを実施
 - 改正入管法を受けて、令和元年11月に賃貸住宅標準契約書等の対応言語を拡充（8→14言語）



構成

第1章 外国人の民間賃貸住宅への入居について

- <1> 需要が高まる賃貸住宅への外国人入居 <2> 外国人入居受入れのメリットとは
- <3> 外国人の入居事例 <4> ガイドラインの活用

第2章 実務対応Q&A

第3章 外国人の住まいに関する情報提供事例 等

第4章 住宅セーフティネット制度の活用

第5章 賃貸住宅標準契約書・入居申込書・重要事項説明書 等（多言語対応）

資料編 希望条件チェックシート、入居審査必要書類チェックシート、入居の約束チェックシート（多言語対応）

2. 外国人向け部屋探しのガイドブック、リーフレット

- 【ガイドブック】外国人向けに、日本での部屋探しに役立つツールとして作成
部屋の探し方、契約時に必要な書類、入居手続き、日本の生活ルール等を多言語で作成

構成

1. 部屋探しから入居まで
2. 部屋を借りるときに役立つ情報
3. 希望条件チェックシート、入居審査必要書類チェックシート、入居の約束チェックシート

- 【リーフレット】外国人向けに、日本での部屋探しの基本的な情報を掲載
外国語を話せる不動産店のリストを掲載するウェブサイトや、外国語を話せる不動産店の店頭ステッカーを紹介



公営住宅の目的外使用（外国人の円滑な居住支援）（国土交通省）

○公営住宅は、本来の入居対象者の入居を阻害せず、適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、公営住宅法や高齢者住まい法で規定する公営住宅の使用に関するもののほか、補助金適正化法第22条に基づく大臣承認を得た上で、事業主体が地方自治法第238条の4第7項（行政財産の使用許可）に基づく承認を行うことにより、目的外使用させることができる。

○また、通知により予め公営住宅の目的外使用が認められる類型を明示し、承認手続等を簡素化しているものもある。

目的外使用の対象

■法令で明示しているもの

- ◆公営住宅法※…（第45条第1項）社会福祉事業のうち厚生労働省との共同省令で定めるもの
グループホーム事業（虐待を受けた児童等、認知症高齢者、精神障害者、知的障害者、身体障害者）、ホームレス自立支援事業、生活困窮者一時生活支援事業（第1号に掲げる事業に限る。）
（第45条第2項）みなし特定公共賃貸住宅
- ◆高齢者すまい法…登録住宅※、高齢者向け優良賃貸住宅

■通知で明示しているもの

- ・災害被災者
- ・配偶者からの暴力被害者（DV被害者）※
- ・犯罪被害者等※
- ・外国人（留学生）＜留学生向けの宿舍の確保が困難な状況である場合＞※
- ・離職者（解雇等により住居の退去を余儀なくされる者等）※
- ・シックハウス症候群患者※
- ・地域再生計画に基づくもの＜農業研修、コミュニティ拠点、お試し移住住宅事業など＞※
- ・地域対応活用する場合＜若年単身世帯、UJIターンなど＞※
- ・住まいに困窮する者を入居させ、見守り等の自立支援を行う事業者（居住支援法人、社会福祉法人、NPO法人等）※

■その他、個別に承認しているものの例

- ・集会所、駐車場など

※包括承認の対象…事後報告により承認があったものと取扱う

自治体と大学等の連携による外国人留学生支援の事例（広島県）

広島県留學生生活躍支援センター

国際交流・国際協力を推進する公益財団法人ひろしま国際センターの中に、留学生支援専門チームとして2011年に設立。留学生の受入れから勉学・生活支援、就職支援までを目的に、大学・高等専門学校・日本語専門学校・経済団体・行政機関など合計40以上の組織が産官学連携し、オール広島の体制で留学生支援を行っている。（主な事業内容は下表参照）
ポータルサイトを整備し、外国人留学生の学びの支援や生活、日本での就職活動等に役立つ情報の発信も行う。

	事業項目	事業内容
受入支援	ひろしま留学大使	留学生を「ひろしま留学大使」に任命し、SNSにて広島留学の魅力を国内外の外国人学生に母国語と日本語で発信。
	進学説明会	日本語学校生を対象に、県内の大学等がブース出展し進学説明会を開催。
	大学体験入学会	日本語学校生が県内大学を訪問し、施設見学や模擬講義を体験。
勉学・生活支援	留学生奨学金	県内の私費外国人留学生（日本語学校生を除く）に奨学金を支給。
	県内文化施設等優待	県内文化施設の入場料・拝観料が減免される優待カードを発行。
	留学生交流事業	留学生と日本人学生、地域住民が交流し、異文化理解と地域活性を促進するイベントの実施。
	日本文化理解促進	広島に住む外国人に日本文化体験や地域交流の機会を提供。
	外国人相談窓口	広島に住む外国人からの日常生活に関する相談に対応し、必要な情報を提供。
	ワンペア日本語学習	日本語を学びたい外国人と日本語を教えたい日本人がペアになり、日本語学習を進める。
就職支援	留学生住宅保証制度	ひろしま国際センターが留学生が家を借りる時に必要な「連帯保証人」になる制度。
	企業見学ツアー	県内の企業を見学し、企業を深く知ってもらうためのバスツアーを実施。
	インターンシップ	留学生を対象とした、1日～2週間程度のインターンシップを提供。
	就職活動実践セミナー	日本の就職活動に必要なスキルを身に付けるためのセミナーを開催。
	企業・留学生交流サロン	企業担当者と留学生が気軽に意見交換できる交流会を実施。
	就職活動個別コンサルタント	専門のキャリアコンサルタントが、留学生の就職活動の個別相談と指導を行う。
	合同企業説明会	留学生採用を希望する企業を集めた「留学生合同企業説明会」を開催。

（出所） 広島県留學生生活躍支援センターについて | 広島留学ポータルサイト (int-students-hiroshima.jp)

日本留学試験の概要

趣旨

外国人留学生として、我が国の大学（学部）等に入学を希望する者について、日本語力及び基礎学力の評価を行う。

出題科目等

受験者は、受験希望の大学等の指定に基づき、以下の科目の中から選択して受験する。

- ・出題言語：日本語及び英語（科目「日本語」は日本語による出題のみ）
- ・解答方式：多肢選択方式（マークシート）（科目「日本語」は記述式を含む。）

科目	内容	時間	得点範囲
日本語	日本の大学等での勉学に対応できる日本語力（アカデミック・ジャパニーズ）を測定。	125分	読解・聴解・聴読解：0～400点 記述：0～50点
理科	理系学部での勉学に必要な理科（物理・化学・生物）の学力を測定。	80分	0～200点
総合科目	文系の学力、論理的な能力等を測定（公民、地理、歴史の総合）。	80分	0～200点
数学	数学の学力を測定。	80分	0～200点

利用大学数（2022年2月現在）

利用する各大学等は、機構から志願者の成績データの提供を受け、日本留学試験の成績と面接など各大学が行う試験の結果を組み合わせ、総合的に判定することが一般的である。

学校種別	国立	公立	私立	計
大学（学部）	78	56	345	479
短期大学	-	9	94	103
大学院	7	14	53	74
その他	51	2	191	244
合計	136	81	683	900

実施時期・実施地

- （1）実施時期：6月及び11月の年2回実施
- （2）実施地（2022年度第2回の予定）
【国内】北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、九州、沖縄の17都道府県25会場
【国外】アジア地域を中心に13か国・地域の22会場
インド（ニューデリー）、インドネシア（ジャカルタ、スラバヤ）、ベトナム（ハノイ、ホーチミン）、韓国（ソウル・プサン）、シンガポール、スリランカ（コロンボ）、タイ（バンコク、チェンマイ）、台湾（台北）、フィリピン（マニラ）、マレーシア（クアラルンプール）、ミャンマー（ヤンゴン）、モンゴル（ウランバートル）、香港

受験料

- 【国内】（1科目のみの受験者） 10,000円（税込み）
（2科目以上の受験者） 18,000円（税込み）
【国外】 各国の経済状況等を勘案して価格設定
（例）韓国（1科目のみ）50,000ウォン（2科目以上）80,000ウォン
ベトナム 130,000ドン、インドネシア50,000ルピア 等

受験者数

実施年月	受験者数（人）			
	国内	国外	計	
2018年	6月	23,793	6,003	29,796
	11月	21,013	5,815	26,828
2019年	6月	25,237	6,682	31,919
	11月	21,507	55,90	27,097
2020年	6月	実施中止		
	11月	19,642	4,992	24,634
2021年	6月	12,576	3,591	16,167
	11月	9,547	4,444	13,991
2022年	6月	10,181	3,749	13,930

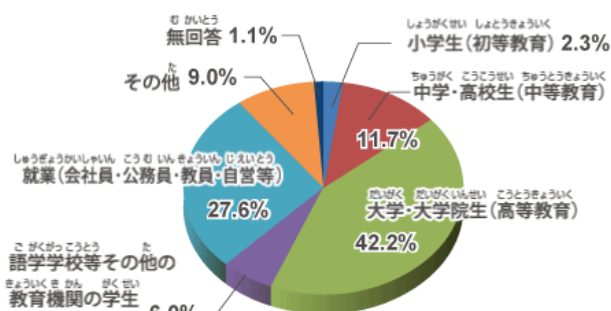
日本語能力試験の概要

日本語能力試験とは

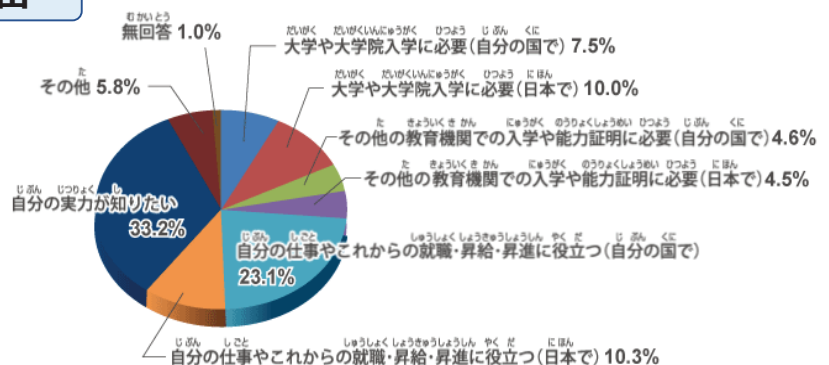
- 日本語を母語としない人の日本語能力を測定し認定する試験として、国際交流基金と日本国際教育協会（現日本国際教育支援協会）が1984年に開始。国際交流基金が海外での実施を、日本国際教育支援協会が国内での実施をそれぞれ主催。（2018年は国内47都道府県、海外85の国・地域/249都市で実施）
- 受験者の年齢層は幅広く、受験目的も進学や教育機関での能力証明の他、就職・昇給・昇進のためなど様々。
- 日本語の文字や語彙、文法についての知識を測るための「言語知識」、知識を利用したコミュニケーション上の課題遂行能力を測るための「読解」、「聴解」の3つの要素から試験は構成されており、全てマークシート方式。
- N1～N5の認定レベルがあり、N5は「基本的な日本語をある程度理解することができる」レベル、N3は「日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる」レベル、N1は「幅広い場面で使われる日本語を理解することができる」レベルとされている。また、試験の結果を解釈するための参考情報として、N1～N5それぞれのレベルの合格者が日本語を使って何ができるかを「聞く・読む・話す・書く」の別に分析・リスト化したものを公表している。

日本語能力試験応募者の属性と受験理由

※日本語能力試験HPより



回答者：2018年第2回（12月）試験の海外の応募者。（有効回答者数343,241名）
国際交流基金が実施した海外76の国・地域の232都市が対象。



回答者：2018年第2回（12月）試験の海外の応募者。（有効回答者数343,241名）
国際交流基金が実施した海外76の国・地域の232都市が対象。

日本語パートナーズ派遣事業（外務省）

- 2014年度から、シニア・学生等の人材を現地の日本語教師や生徒の日本語学習のパートナーとしてASEANを中心とするアジアに派遣。（当初、2020年までに3000人を派遣することを目標として開始したが、コロナ禍を受け目標人数達成のため事業を継続中）
- 各国の高校などで現地教師のアシスタントとして授業運営に携わり、日本語教育を支援する。
- 派遣先校の生徒や地域の人たちと日本文化の紹介を通じた交流活動を行う。
- 日本語パートナーズ自身も現地の言語、文化、社会を学び、得られた体験を日本に発信する。

【派遣実績】

国・地域	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	合計
インドネシア	48	74	156	165	167	168	0	30	808
タイ	29	52	99	114	128	127	0	45	594
ベトナム	10	12	41	76	85	49	0	14	287
マレーシア	8	20	38	38	42	64	0	18	228
フィリピン	5	9	10	15	14	14	0	0	67
ミャンマー	-	1	5	4	6	18	0	0	34
ラオス	-	-	1	8	3	4	0	0	16
カンボジア	-	-	2	6	7	1	0	1	17
シンガポール	-	1	1	1	1	1	-	-	5
ブルネイ	-	1	1	1	1	1	-	-	5
中国	-	-	5	86	93	32	0	2	218
台湾	-	-	5	77	88	36	0	13	219
派遣人数合計	100	170	364	591	635	515	0	123	2,498

教室でのパートナーズの活動の様子



国際交流基金の日本語事業①

海外の日本語教育環境の整備

※【】内は令和3年度の実績

1. 日本語専門家の海外派遣

教育カリキュラムや教材作成の助言、現地教師の育成、EPA予備教育などを担う日本語専門家や日本語指導助手等を各国教育省、国際交流基金海外拠点、中等・高等教育機関などに派遣。
【長期派遣ポスト数：41か国・地域119ポスト、米国若手日本語教員(J-LEAP)：7人】

2. 海外の日本語教師を対象にした研修の実施

海外の日本語教師の日本語力と日本語教授能力の向上を図るための、現地及び日本の研修施設における研修事業。【教師研修参加者数：13,317人(オンライン研修を含む)】



3. 日本語教育機関の活動及びネットワーク形成に対する支援

海外の日本語教育機関が必要とする教師謝金や日本語教材の購入費、弁論大会等のイベントの開催経費の一部を助成することで活動を支援。特に、各国の中核的な日本語教育機関については「さくらネットワーク」メンバーに認定し、継続的な支援を通じて活動を強化。
【さくらネットワークメンバー数：102か国・地域357機関、助成実施件数：95か国・地域652件】



4. 日本語教育・学習の奨励

各国・地域における日本語教育の開始や継続を後押しするため、海外の教育・行政機関等への働きかけ(アドボカシー)。学習者の学習意欲向上のための訪日研修や弁論大会等。職務遂行のため日本語能力を必要とする海外の外交官、公務員、文化学術専門家等の訪日研修。
【海外事務所の主催等事業実施件数：260件。外交官、公務員、文化学術専門家の研修参加者数：71人(オンラインで実施)】



5. EPAに基づく訪日前日本語研修の実施

経済連携協定(EPA)による看護師・介護福祉士候補者への日本語教育(フィリピン、インドネシア)。
【EPA研修参加者数：1,163人(継続662人 新規 501人)】

6. 日本語パートナーズ派遣事業の実施

2014年度から日本語母語話者を現地の日本語教師や生徒の日本語学習のパートナーとしてASEAN諸国を中心とするアジアに派遣。
(当初、2020年までに3000人を派遣することを目標として開始したが、コロナ禍を受け目標人数達成のため事業を継続中)

国際交流基金の日本語事業②

海外における日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実

※【】内は令和3年度の実績

7. 日本語教授法に関する情報発信と素材の提供

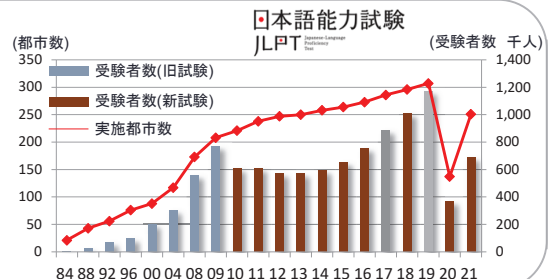
- ①「JF日本語教育スタンダード」※に準拠した学習教材『まるごと 日本のことばと文化』などの教材を制作。【販売部数：56か国で70,661部。累計販売部数：51万部超】(※「JF日本語教育スタンダード」は外国語教育の国際標準を踏まえ基金が作成した日本語の教え方、学び方、学習成果の評価の仕方を考えるツール。)
- ②「JF生活日本語Can-do」を学習目標にした教材『いろいろ 生活の日本語』を制作
【国内外から87万のアクセス数、219万のページビュー数】



「入門」～「中級2」まで全巻販売中

8. 日本語能力評価のための試験の実施

- ①日本語を母語としない者の日本語能力を測定・認定する「日本語能力試験」(JLPT)を(公)日本国際教育支援協会と共催。基金は作題と海外実施を担当。【海外の28か国/地域、90都市で実施、受験者【海外の73国/地域204都市及び日本国内47都道府県で実施、受験者684,907人】
- ②在留資格「特定技能1号」の申請に使用できる「国際交流基金日本語基礎テスト」(JFT-Basic)を実施。
【海外9か国16都市及び日本国内47都道府県で実施、受験者数30,596人】



9. オンライン日本語学習プラットフォームの運営

インターネットを通じた学習支援を目的として、オンラインコースの運営や学習管理を行うための日本語学習プラットフォーム「みなと」やモバイル端末向け学習アプリを開発・提供。
【「みなと」のオンラインコースの数や一部コースの対応言語を拡充。利用登録者数：199か国・地域292,447人。モバイル端末向けに①ひらがな/カタカナ/漢字学習アプリや②初学者向け日本語テストアプリを開発・提供。総ダウンロード数は①約121万件、②約6.7万件】



10. 海外における日本語教育・学習に関する調査実施と情報の提供

各国の日本語教育機関数、学習者数、教師数等を1974年から3年に1度の頻度で調査・公開。

外国人材受入れ拡大のための日本語教育事業（令和元年度開始）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」※に基づき、①～④の取組を包括的に行い、日本語能力をもつ人材が持続的に輩出され、公正で透明性ある試験によって日本で就労機会を得る好循環を創出していく。①については、日本国内及び特定技能に関する協力覚書(MOC)署名国における実施を推進する。

※平成30年12月25日「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」決定及び令和3年6月15日「同(令和3年度改訂)」

事業	事業の内容・目的	実施状況
①国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)の実施	外国人材が、日本の社会で生活・就労する上で必要な日本語コミュニケーション力を備えているかを判定するコンピューター・ベースのテストを実施する。	令和4年9月までに、海外10か国(※)と日本でテストを実施。また試験開始から令和4年9月までの累計で73,913名が受験、30,577名が合格。
②日本語教育カリキュラム・教材の開発	テスト合格に必要な日本語能力を最短で習得できる学習カリキュラム、教材を開発。その普及支援のため生活日本語コーディネーターを派遣し、現地教育機関への巡回指導等を行う。	新教材『いろどり 生活の日本語』は、令和2年3月に初級編、同年11月に入門編を公開。各国語版を順次公開中。生活日本語コーディネーターは、令和元年度に10名を派遣、令和2年度に8名を派遣。
③現地日本語教師の育成	入門レベルの日本語学習者に必須となる、現地語を使用して教えることができる現地人教師の育成を進める。	令和元年度から引き続き日本語専門家を派遣し、現地で日本語教師向け研修等を実施。また、日本語国際センターでの教師研修を対面ないしオンラインで実施。
④現地日本語教育活動の強化支援	海外での調達が困難な教材購入助成等の現地教育機関に対する支援を実施。	令和元年10月以降、MOC署名国及び中国のうち、令和3年度末時点で、アジア9か国※において助成支援を実施。

※MOC署名国15か国(比、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、スリランカ、尼、越、バングラデシュ、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、印、マレーシア、ラオス)(R4.7.28現在)及び中国のうち、JFT-Basicは中国、越、バングラデシュ、パキスタン、マレーシア及びラオスを除く10か国で実施。

留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針について(1)

2019年6月11日
文部科学省
出入国在留管理庁

- 我が国の外国人留学生は修学を目的に来日して高度な知識・技能を身に付け、多様な活躍の機会を得ることが期待される。
- 我が国での就労を目的とする留学生を安易に受入れることは、留学生本人の不利益につながるるとともに、受入機関の教育活動・在籍管理・学校運営への支障が生じる可能性がある。また、適正な留学目的で来日する留学生も含めた、留学生制度全体の信頼・信用の失墜につながる。
- このため、留学生の在籍管理の徹底について、政府・大学等が一体となって対策を講じることが必要

現状の課題

- ① 所在不明者や所在不明を理由とした除籍者が多く発生し、不法滞在、不法就労等につながっている実態が懸念される

1. 正規・非正規・別科の留学生受入れに共通した対応方針

(1) 留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化

- ◆ 各大学等への通知発出により在籍管理の徹底を再要請 措置済
- ◆ 退学者・除籍者・所在不明者の定期報告の実施方法の見直し 措置済
- ◆ 所在不明者等の発生状況に応じて在籍管理状況を調査、必要な改善指導を実施

実態把握の手順

- ① 長期欠席者(1カ月)の状況に応じて、原因分析及び対応策の報告を要請
- ② 不法残留者、退学者、除籍者、所在不明者等の発生状況に応じてヒアリング、実地調査等を実施
- ③ 在籍管理が不十分な場合、改善指導

(2) 在籍管理の適正を欠く大学等に対する在留資格審査の厳格化 (法務省令等の改正)

- ◆ 1 (1) の改善指導の結果、改善が見られない場合、在籍管理非適正大学として、法務省に通告

文部科学省の対応策

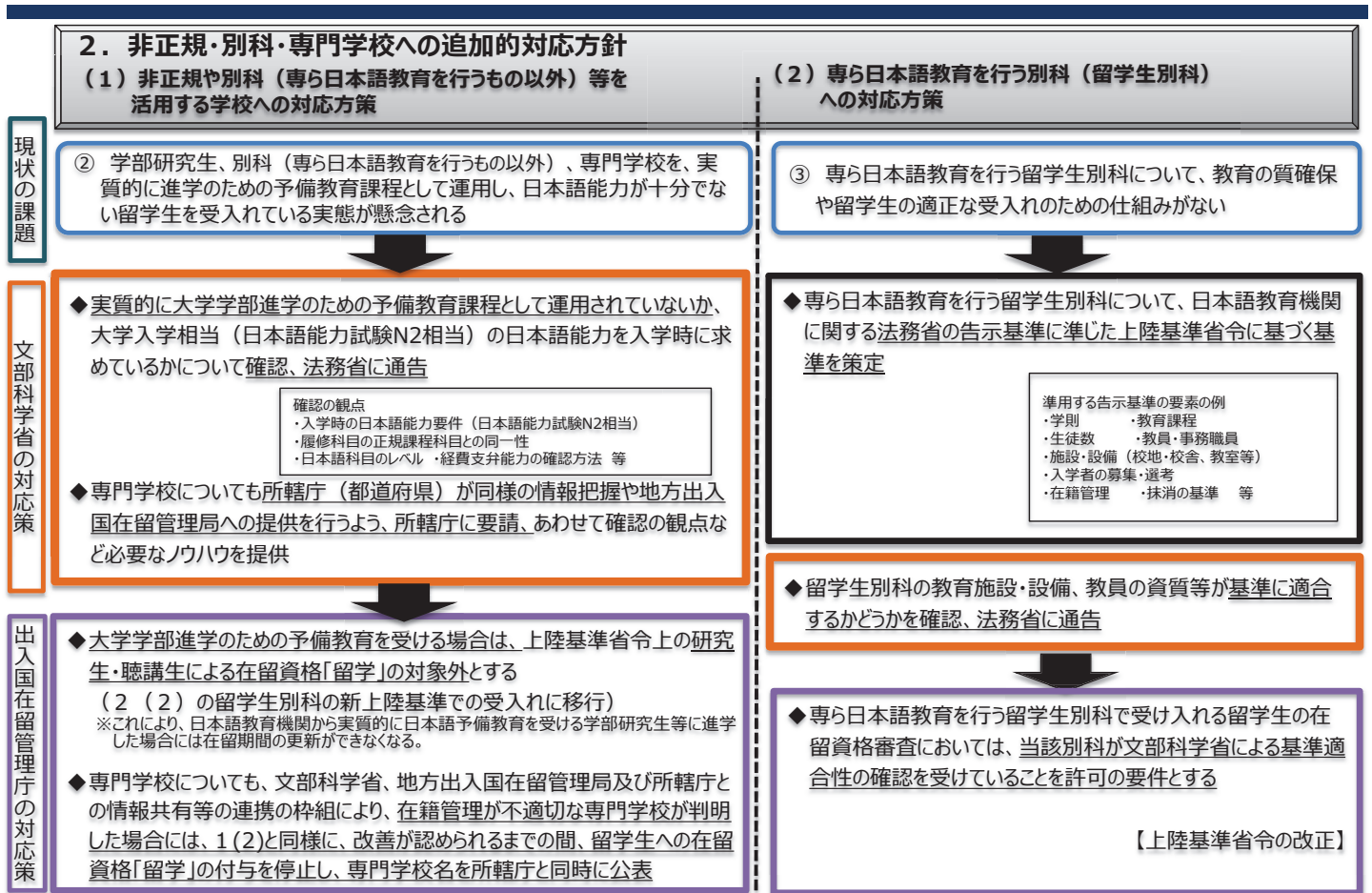
出入国在留管理庁の対応策

- ◆ 「在籍管理非適正大学」及び3年連続「慎重審査対象校」(注)とされた大学等については、改善が認められるまでの間、留学生への在留資格「留学」の付与を停止し、大学等名を文部科学省と同時に公表
- ◆ 「慎重審査対象校」の判断基準の見直し及び同校の留学生の在留資格審査において、経費支弁能力に関する資料に加え、日本語能力について試験による証明を求めることを検討

(注) 慎重審査対象校とは、不法残留者数等にかんがみ、留学生の経費支弁能力等について慎重な審査を行う大学等を指す

※ 上記の他、文部科学省として、不法残留者等の発生状況を踏まえた私立大学等経常費補助金の減額・不交付措置の導入、在籍管理の適正を欠く大学等への制裁の強化(奨学金枠の削減、該当大学名の公表、政府主催の留学フェアへの参加制限)等

留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針について（2）



大学における日本語等予備教育別科等に係る参照基準（ガイドライン）（文部科学省）

経緯

- 一部の大学において、不適切な留学生の在籍管理が発覚したことを契機に、「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」（令和元年6月11日 文部科学省・出入国在留管理庁）が策定され、日本語教育を中心に学部進学のための予備教育を行う別科等の教育施設・設備、教員の資質、教育課程等について基準を定めることが求められた。
- 令和元年9月から、別科基準を策定するため、文部科学省に「日本語予備教育を行う留学生別科等の基準に関する協力者会議」を設置し、別科等基準に規定すべき事項等について検討を実施。

1. 目的

日本語等予備教育を実施する際に参考となるべき基準を示し、各大学の別科等における教育の水準の向上を喚起することで、我が国の高等教育機関における外国人留学生の受入れ体制に対する信頼性の確保に資すること。

2. 適用対象の判断基準

以下のいずれかに該当する場合に適用

（交換留学生等、修了後は所属大学へ戻る留学生や、大学院への進学を目的とする留学生のみを受入れる別科等は従来通りの体制による教育実施で可）

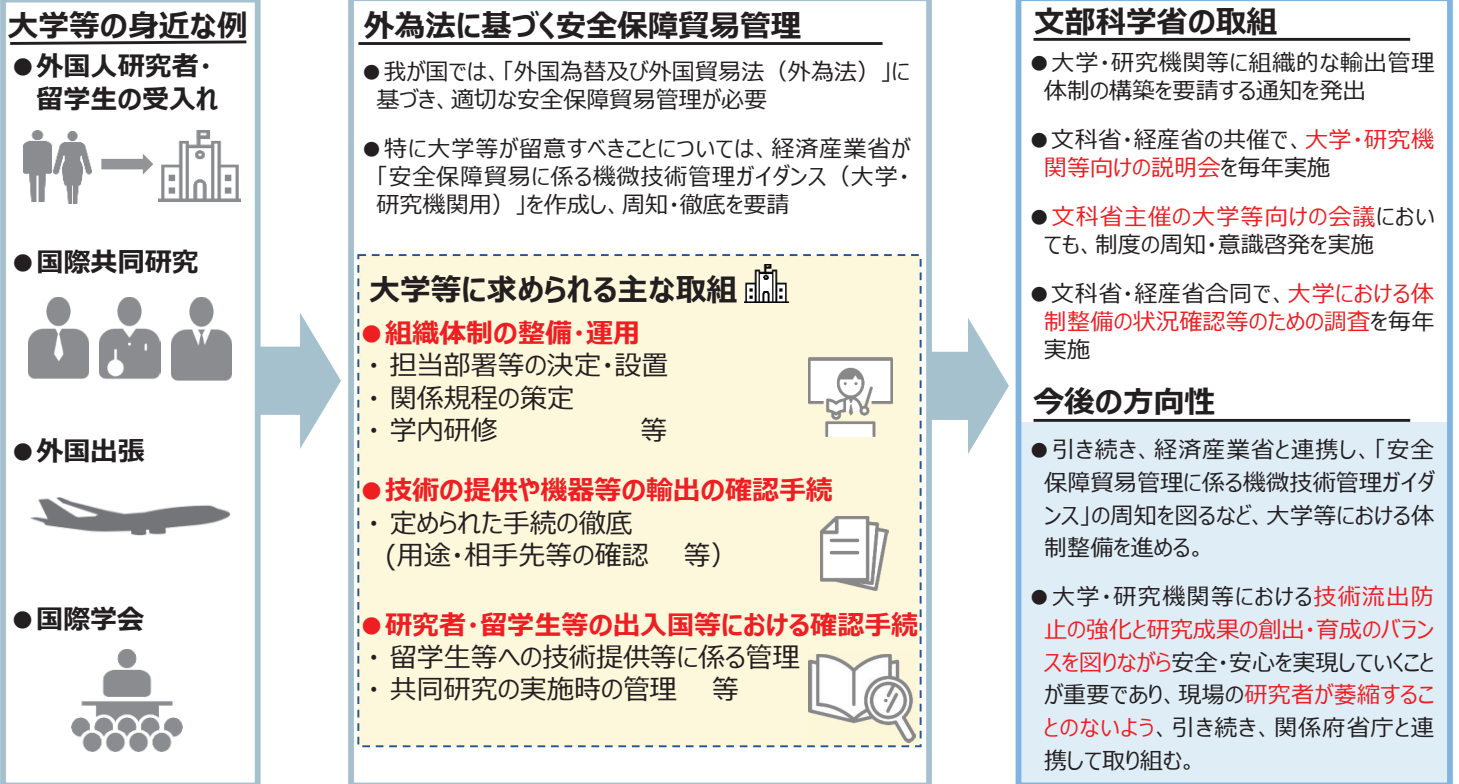
- 大学学部、短期大学、高等専門学校又は専修学校専門課程への進学を目的とする別科等
- 進学を目的としていなくても、入学時の日本語能力の要件（N2未満）や過去の大学学部等への進学率（50%以上）など、実質的に進学目的の別科と見なされる別科等

3. 参照基準の内容

- 教育課程**：修業期間1年当たりの授業時数が原則として760単位時間以上（うち日本語教育が600単位時間）であること。
- 教職員**：別科長等、専務教員、兼務教員及び生徒指導担当者その他必要な職員を置くこと。
専務教員：大学の専任教員であって専ら日本語等予備教育別科等の教育及び運営に携わる者
- 教員数**：3人以上、かつ、学生の収容定員20人につき1人以上の教員を備えること。
1人以上、かつ、学生の収容定員40人につき1人以上の教員が日本語教育を担当する専務教員であること
- 校地校舎**：別科等が使用する部分の面積（学部等と共用する面積を含む。）は、収容定員1人当たり2.3㎡であること。

大学等における外為法に基づく安全保障貿易管理について

大量破壊兵器の開発や、通常兵器の過剰な蓄積をしている国等に高度な技術や貨物が渡ることによる国際的な脅威を未然に防ぐことが不可欠
 ⇒経済産業省等が所管する外為法に基づき、輸出や技術提供を行う全ての事業者は、適切な安全保障貿易管理を行うことが求められており、大学や研究機関等においても対応が必要



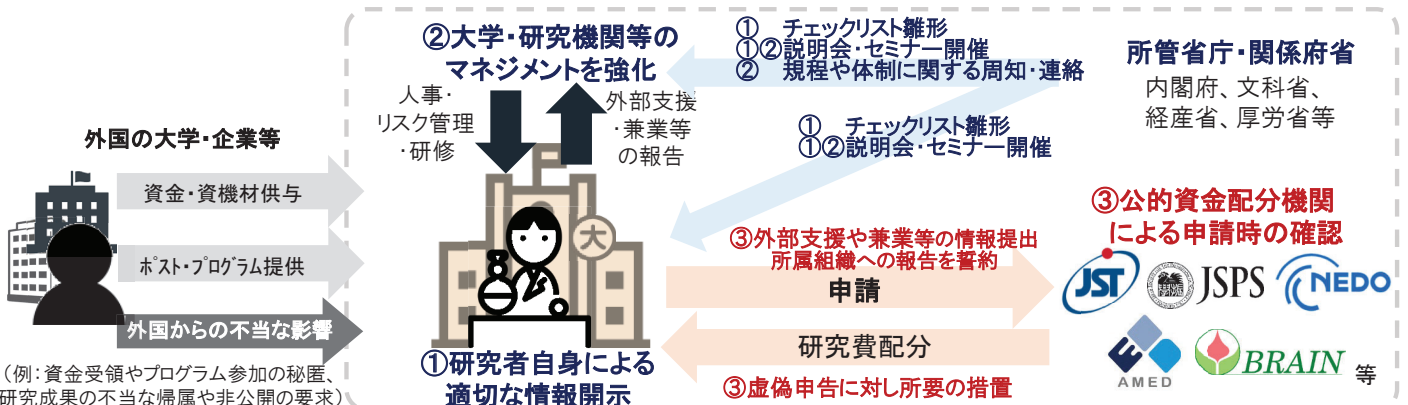
研究インテグリティ※の確保に係る対応について

※本対応方針において、研究インテグリティは、研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対して新たに確保が求められる、研究の健全性・公正性を意味する。

政府としての対応方針（2021年4月27日統合イノベーション戦略推進会議で決定）

※大学・資金配分機関の専門家等から構成された有識者検討会の提言（2021年3月公表）を踏まえた方針

- | | |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①研究者自身による適切な情報開示</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・研究者、所属機関向けのチェックリスト雛形を作成、公表・配布（令和3年12月17日） ・研究者、所属機関等への説明会・セミナーを開催 |
| <p>②大学・研究機関等のマネジメントを強化</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・研究者、所属機関等への説明会・セミナーを開催 ・関係の規程や体制の整備に関する周知・連絡・支援（→令和4年度にフォローアップを実施、公開） |
| <p>③公的資金配分機関による申請時の確認</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・競争的研究費に関するガイドラインを改定（令和3年12月17日） <ul style="list-style-type: none"> - 国外も含む外部からの支援や兼業等の情報の提出、所属機関への適切な報告の誓約を求める - 利益相反・責務相反に関する規程の整備の重要性を明示、必要に応じて状況確認 - 虚偽申告に対し、公表、不採択・採択取消し、研究費返還、最長5年間の応募制限（2022年度の公募から反映） |



外国人留学生からのヒアリング 主な指摘事項①

<p>留学先として日本を選んだ理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自身の研究領域について、日本に強みがあり、現地で日本企業との共同研究を行っていた。 ✓ 高校生の時に、日本でアジアの学生が集うイベントに参加し、日本人と日本の環境に好感を持った。 ✓ 日本のポップカルチャーに興味を持ち、高校で日本に約1年間留学を経験した。大学で更に日本語を身に付けたかった。 ✓ 高校の時に日本の民話について勉強する機会があり、日本文化に興味を持った。 ✓ 日本は安全面・教育の質が保証されている。 ✓ (出身国である) ヨーロッパとは全く違う文化圏に行ってみたかった。 ✓ アメリカ留学も検討したが、経済的負担が大きすぎる。 ✓ 大学の学部において、日本語・日本文化を専攻していたため、大学院では日本に留学して研究を続けたかった。 ✓ 自国で研究者になるうえで、留学経験が必要と考えた。英語を使う研究者は多いが、日本語を使って研究できる研究者は少ないことや自国との距離の近さから日本を選んだ。
<p>日本留学に関する情報収集</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 日本に留学したい人向けの、規模が大きいイベントが数多く開催されており、参加していた。 ✓ 日本に居住する知人や、日本大使館、日本との交流センターから情報を得ていた。 ✓ 自分で大学院の研究室のHPをチェックして進学先を探した。 ✓ 所属している研究室は研究内容やHPに掲載されている研究以外の活動が充実していたため、留学を決めた。 ✓ 日本語・文化を専攻しているため、大学から情報を得られた。日本大使館からも情報が得られた。 ✓ 留学エージェントが実施している留学フェアにおいて、欧米のブースは多くあったが、アジアの大学はあまり見かけなかった。 ✓ 日本に元々興味がある人は情報を得られるが、日本自体に興味があるわけではなければ、情報に行きつかない。
<p>入学、入国時の手続きについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国費留学生の自分は、大使館において、ビザを数時間でもらうことができ、スピーディーだと感じた。 ✓ ビザの取得に2か月程度かかり、入学ギリギリになってしまい、大使館に何度も問い合わせを行わなければならなかった。 ✓ 在留資格認定証明書の取得が大学院入学に間に合わず、初年度は正規生ではなく、研究生になってしまった。 ✓ 居住する自治体の情報は、HPを翻訳して読んでいたが、英語のページを整備したり、英語ので手続きができるようにしてほしかった。 ✓ 留学生が多い大学・自治体のため、銀行や行政機関の手続きのサポートがあり、ありがたかった。ただし、年金などの手続き書類は、英語版がなくて困ることもある。 ✓ 大使館がビザの取得に当たり、必要事項を整理してくれたので、不便は感じなかった。

(備考) 内閣官房において、令和4年12月～令和5年2月に外国人留学生(インド、モンゴル、タイ、中国、スペイン、ルーマニア出身の計6名)よりヒアリングを行い、作成。

外国人留学生からのヒアリング 主な指摘事項②

<p>奨学金をはじめとする経済状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国費留学制度のサポートはありがたいが、どの地域も一律で給付であるため、家賃が高い大都市の留学生の方が厳しい。奨学金をもらっているため、時間的余裕がある時はアルバイトをしているが、そうでないときはTAや研究プロジェクトのサポートで収入を得る程度。 ✓ 国費留学制度で奨学金を得ている。都会に在住している時には家賃が高く、アルバイトをする必要があったが、現在は地方に在住しており、金銭的な問題はない。 ✓ JASSOより留学生受入れ促進プログラムの支援として、月48,000円の支援と、大学からの奨学金を得ている。その他、週3日程アルバイトをしている。日本留学試験の成績優秀者が当該プログラムで支援を受けられるが、自分は試験を受けるまで存在を知らなかったため、もっと宣伝するといいいのではないか。 ✓ 奨学金をもらっていない期間に週15～20時間程度アルバイトを。日本語習得や人間関係の構築には良い経験。 ✓ 大学から博士後期課程のフェロシップ(月15万円)を受給しており、加えて親からの仕送りを受けている。
<p>居住環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大学の国際寮は1年間で出ないといけなため、民間のアパートを探した。その際、外国人が入居できないマンション、特定の国出身の外国人は入居できないマンションが存在した。 ✓ 大学の寮に申し込んだが、入居することができず、民間のマンションを探すことになった。 ✓ 多くの留学生が居住する地域のため、英語対応が出来る不動産屋があり、賃貸住宅を探すのに苦労しなかった。 ✓ 最初の半年は学生寮に住んでいたが、築年数が古く、環境が良くなかったため、マンションに引っ越した。日本語が不自由だったが、不動産屋が親切に対応してくれたため、時間は掛かったが、無事に入居することができた。 ✓ 大学生協が管理する物件に入居できたため、手続き等では困らなかった。 ✓ 携帯契約のために銀行口座が必要である一方で、銀行口座開設のために携帯番号が必要など、ゼロから生活基盤を整えるのに苦労した。たまたま日本にいた知人に頼らざるを得なかった。
<p>就職、キャリアパス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ポスドクとして職を探すことを検討している。民間の就活も検討したが、適性検査を英語で受けられる企業が少なく、英語でのサポートもない。日常会話は問題ないが、就職活動を日本語で行うのは難しいと考えている。 ✓ 特にヨーロッパ出身の方にとって日本語が難しく、就職に当たり自国に帰る方もいる。 ✓ 大学院卒業後大学で働きたいが、フルタイムの職を探すのは難しいと聞いている。非常勤として働きたいと思っている。 ✓ 就活では勉強以外に力を入れたことを聞かれるが、勉強に集中していたため、答えるのが難しい。 ✓ 日本企業は残業が多いというイメージがあり、説明会に参加した際に、社風に注目していた。 ✓ 日本企業の海外法人に就職する。日本国内での就職も考えたが、初任給で東京に住むのは大変で、内定先で必須だった運転免許を取得するのもコストが高い。また、知人から長時間勤務や全国転勤に関する話を聞くと、恐ろしくなる。 ✓ 説明会が昼間にあるため、授業を欠席せざるを得ず、勉強とのバランスが難しい。

(備考) 内閣官房において、令和4年12月～令和5年2月に外国人留学生(インド、モンゴル、タイ、中国、スペイン、ルーマニア出身の計6名)よりヒアリングを行い、作成。

(3) 国際交流関連施策

社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業（文部科学省）

令和5年度予算額 141百万円

背景・課題

○グローバル化の一層の進展が予想される中、グローバルに活躍する人材の育成が重要。
【政府目標】第3期教育振興基本計画
「2022(令和4)年度の日本人高校生の海外留学生数 6万人」

- 日本人高校生の海外留学実績：4.7万人（平成29年度）
- 留学したいと思う高校生：36.8%（平成29年度）
- 日本の高校生の外国への関心は日米中韓で最も低い（令和元年度）

新型コロナウイルス感染症の影響で、高校生の国際交流が大きな打撃を受ける中、高校生の留学機運向上のため、留学支援等の取組みを行っていく必要がある。

「デジタル田園都市国家構想基本方針」（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

高等学校等での留学支援、外国人留学生の受け入れに係る取組を促進するとともに、地方公共団体による国際交流のための多様な取組を支援する。

「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について」
教育未来創造会議 第一次提言 令和4年5月10日（抄）

外国人留学生の受け入れ及び日本人学生の送り出しの双方向の交流の再構築を行う

「高等教育を軸としたグローバル政策の方向性」～コロナ禍で激減した学生交流の回復に向けて～
（令和4年7月26日文部科学省）（抄）

高等学校段階からの外国人留学生の受け入れを積極的に促進するとともに、そのための受入環境整備を支援する
高校段階からの海外経験・留学の強化を進める

事業内容

留学環境整備

【国際交流・留学環境整備事業】（令和2年度～）

- 高校生留学を推進するための啓発活動や研修等を各都道府県で開催し、留学機運の醸成を図る。
- 支援件数：都道府県(10か所を予定)
- 支援内容：各都道府県の事情に応じ、表中の取組を複数組み合わせることで、効果的に施策を推進。

19百万円(前年度:23百万円)

	啓発活動	留学支援員の配置	教員向け研修	その他 (生徒の事前・事後研修等)
A県	○	○		○
B県	○		○	○



派遣事業

【国費高校生留学促進事業】（平成26年度～）

- 自治体、学校等による短期留学プログラムへの参加に係る留学経費を支援し、保護者負担を軽減。
- 事業規模：1,500人 ■ 支援金額：一人6万円 ■ 支援対象：短期(原則10日以上1か月未満)

93百万円(前年度:85百万円)



受入事業

【異文化理解ステップアップ事業】（平成26年度～）

- 日本語を学ぶ外国人高校生を、民間団体を通じて日本の高等学校に短期招致。
- 受入先高校での国際交流を通じ、高校生の国際的視野の涵養を図る。
- 事業規模：115人（6週間程度） ■ 支援件数：民間団体(2件を予定) ■ 支援経費：渡航費、選考や受入等に要する経費等。

30百万円(前年度:30百万円)



高校生の留学機運の醸成・留学促進



アウトプット(活動目標)

- ・ 国の留学経費の支援を受けて、留学した生徒の数

アウトカム(成果目標)

- ・ 日本人高校生の海外留学生数を6万人にする（高校：3万人→6万人）
- ・ 将来留学したいと思う高校生を増加させる

インパクト(国民・社会への影響)

- ・ 日本の将来を支えるグローバルに活躍できる人材の育成
- ・ 留学機運の醸成

背景・課題

- 平成29年の安倍晋三元総理大臣のスピーチを受けて平成30年度から令和4年度にかけて日本語を学ぶアジアの優秀な高校生を半年から10か月程度日本に招致する事業を実施。
- 5年間で1,000人の目標に対し、974名の招聘を表現。
- 【成果】(1期～3期)
 - ・留学生が帰国後、日本への印象が良くなったとの回答が91.2%
 - ・帰国生が国費留学生など日本の大学等へ進学 9.2%
 - ・日本人高校生の留学生の出身国に対する理解や関心の高まり 78.5%
 - ・日本人高校生の語学学習に対する意識の変化 70.5%
- 【課題】
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により、対面での地域交流・体験学習等が十分に行えなかった。
 - ・学校内の取組から留学生との地域的な交流機会を促進し留学機運の更なる醸成が必要。
- 【方向性】
 - アジア諸国を中心に効果的な国際交流の仕組みを構築しつつ、招聘事業を実施
 - 留学生と日本人生徒が共同生活を行ない、国際理解を深める機会を創出

第5回ASEAN+3教育大臣会合及び第5回EAS(東アジア首脳会議)教育大臣会合(2021年10月)

人と人とのつながりを促進し、ASEANプラス3諸国間の理解と尊敬を高めるために、我々は、アジア架け橋プロジェクトなど、学生の流動性を高める奨学金・交流プログラムに対する日本政府の継続的支援を高く評価する。

教育未来創造会議 第一次提言 令和4年5月10日会議決定

外国人留学生の受け入れ及び日本人学生の送り出しの双方向の交流の再構築を行う

「デジタル田園都市国家構想基本方針」令和4年6月7日閣議決定(抄)

(c)地域におけるグローバル人材の育成
・外国人留学生の受け入れに係る取組を促進する。

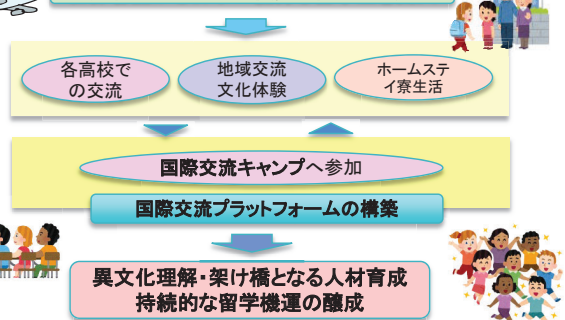
事業内容

- アジア諸国を中心に日本語を学ぶ優秀な高校生50人を4か月程度、日本全国の高校に招聘。
- 全国各地でホームステイや寮生活をしながら日本の高校生と共に学び合い、国際交流を深める。
- 文化体験、地域交流、国内企業での体験学習や視察等を実施。
- 留学生と日本人生徒が参加する国際交流キャンプを実施し、英語交渉や文化発信を含む、高度で効果的な国際交流を促進

- ★グローバル社会における我が国の未来を担う人材育成
- ★互いの国に精通したリーダー、架け橋となる人材の育成
- ★諸外国との国際交流、相互交流、友好親善を促進

- 実施団体：民間団体等
- 事業期間：5年間(令和5年度～令和9年度)
- 支援内容：招聘生の選考・研修に係る経費、渡航費、高校やホストファミリーでの受入に係る経費、国際交流キャンプの実施に伴う経費、招聘に伴う新型コロナウイルス感染症対策経費等

世界各国から日本へ優秀な留学生を受入



アウトプット(活動目標)

- ・当該事業により、日本に招聘した高校生数

アウトカム(成果目標)

- ・日本人高校生の海外留学生数を6万人にする(高校：3万人→6万人)
- ・将来留学したいと思う高校生を増加させる

インパクト(国民・社会への影響)

- ・将来の留学や社会生活を通じた、互いの国の架け橋となる人材の育成
- ・招聘生の出身国に対する理解度が高まることによる、異文化理解の醸成
- ・留学機運の醸成

青少年の国際交流の推進について (文部科学省)

背景・課題

- 国際化が進展する中で、青少年が、自らが国際社会の一員であることを自覚し、自分とは異なる文化や歴史に立脚する人々と共生していくことが重要な課題。
- 青少年に対し、国内外における異文化体験や共同生活体験等の機会を充実させ、次代を担うグローバル人材の育成につながるきっかけを提供していくことが必要。

平成9年6月 デンバーサミット「日独青少年交流の強化についての共同発表表」

[日]橋本龍太郎総理大臣×[独]コール首相

両首脳は、両国の若い世代が交流できる可能性を拡大し、青少年期に相手国とその文化を自ら体験する機会が与えられるよう尽力する。両首脳は、青少年交流を日独文化関係の一つの重点事項と認識している。両首脳は、関係諸機関に対し、青少年・生徒・学生・勤労青年の交流を活発にするためにあらゆる方策を探るよう委ねる。

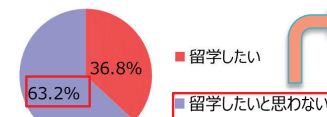
平成14年7月「日韓共同未来プロジェクト(青少年交流の推進)」

[日]小泉純一郎総理大臣×[韓]金大中大統領

1. 基本的コンセプト
 - W杯の日韓共同開催の成功を記念し、今後、両国間の交流を更に推進することを目的として、両国政府が必要な支援を行う。
 - W杯を記念して、「青少年交流」及び「スポーツ交流」の日韓共催案件を支援対象とする。
2. 支援の具体的内容
 - 「青少年交流」支援
 - ・日韓間の青少年交流助成の推進。

- 若者の内向き志向が課題。

- ・高校生のうち約4割が「留学したい」、約6割が「留学したいと思わない」
- 海外に留学したいと思うか
- 留学したいと思わない理由



- 「言葉の壁」(約5割)
- 「魅力を感じない」(約4割)

文部科学省「平成29年度 高等学校等国際交流状況等調査」

青少年国際交流推進事業

6事業@7,250千円

相手国政府との合意に基づき、青少年の交流(派遣・受入)の機会を提供。

日独交流(昭和47年度～)

- 概要
青少年指導者、勤労青年及び学生青年リーダー等が、それぞれのテーマに基づき両国の教育環境や文化を学びながら交流を実施。
- 事例
青少年指導者を対象に、子供の貧困やメディアリテラシー等の各々のテーマに基づき、教育現場視察等を通じた相互理解を促進。

日韓交流(平成16年度～)

- 概要
韓国語又は日本語を第2外国語として学ぶ高校生が、歴史や文化を学びながら、交流を実施。
- 事例
双方の高等学校の見学や授業・部活動等への参加、文化施設の見学等を通じて、相互理解を推進。

企画委員会の開催

5,629千円

- 概要
日独交流事業の実施にあたり、事業の企画立案や両国の青少年教育政策などについて議論を行う日独省間会議を開催。
- ・日独交流事業の開始から50周年にあたることから記念式典・レセプションを両国にて開催。(新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年度開催から令和5年度開催に変更)

アウトプット(活動目標)

- ・青少年及び青少年指導者に国際交流の機会を提供する事業者数

アウトカム(成果目標)

- ・「青少年の国際交流の推進」事業に参加し、交流を行った日本の青少年の外向き志向の平均が10%以上増加
また、事後アンケートにおける外向き志向回答割合が80%以上

インパクト(国民・社会への影響)

- ・日独間及び日韓間の青少年による、相互理解の促進
- ・地域への愛着を持ったグローバル人材の育成や、英語学習へのモチベーションの維持向上。

対日理解促進交流プログラム(Japan's Friendship Ties programs) (外務省)

目的

- 諸外国・地域の優秀な青年を対象に、日本に対する関心と理解を向上させ、また、プログラム経験をいかした活動をしてもらうことで、親日派・知日派を発掘・育成し、外交基盤を拡充する。
- 参加者の専門性、関心分野に沿って、政治、経済、社会、文化、歴史及び外交政策等に対する対日理解を促進し、参加者からの対外発信の強化を図る。

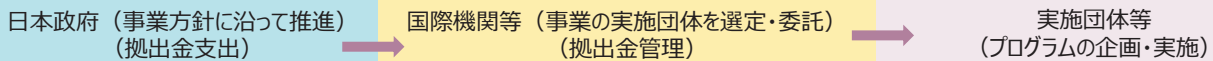
概要

【地域別名称 (対象地域)】 JENESYS2022 (アジア大洋州)
カケハシ・プロジェクト (北米)
MIRAI (欧州)
Juntos!! (中南米)



【事業】 (1) 招へい・派遣 (2) オンライン交流 (3) フォローアップ
【対象者】 招へい：高校生～社会人等、派遣：高校生～大学院生
【期間】 招へい・派遣：10日間程度 (オンライン・オフラインによるハイブリッド形態)
【規模】 約16.9億円、約2,700人 (令和4年度当初予算)
【実績】 平成27年度から開始。過去7年間の招へい・派遣に約32,000名が参加。

事業の実施形態



(参考) 国際機関等：ASEAN事務局、SAARC事務局等、合計11機関

オンライン国際教育プラットフォーム事業 「Japan Virtual Campus」 イメージ (文部科学省) 「日本発の国内外大学で構成するコンソーシアムによるオンライン科目の発信」

背景目的

- 新型コロナウイルス感染症拡大の中で、教育のオンライン化が世界的に一気に進展。留学生及び研究者の流れも大きな変化の見られる様相。
- 今後は、国際教育においても、リアルな教育・交流の価値を高める、オンラインを活用した教育・交流の可能性を如何に引出すかが重要。
- ニューノーマルにおける我が国の高等教育の国際教育・交流の環境として、オンライン教育を活用した留学に繋がる環境整備を行う。
- これにより、優秀な外国人留学生の確保、日本人留学生の新たな留学環境の整備等、国際競争力ある教育環境に貢献。

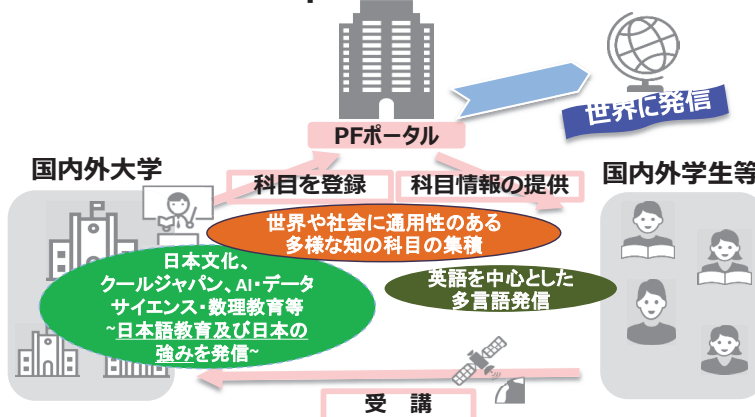
概要

- ☑ 国際競争力ある教育を オンラインで国内外に開放できるプラットフォームを構築し、海外に向けては 日本の強みと魅力ある教育を提供しつつ、大学間においては優れた教育リソースを共有。 国際競争力のあるハイブリッド教育にも繋がる環境を整備
- ☑ 外国語による授業から日本語教育及び日本の強みを発信する授業等まで、多様な授業を集積し、多様なスキームを包含するシステム (※) を構築

※スキームのイメージ

- 個別協定を結ぶことなく 単位互換が可能な仕組み
- 単位認定は伴わないが 履修証明を行う仕組み
- 一定のスキームに応じる大学同士が活用する 単位互換制度等
- 他大学オンデマンド講義を自大学科目として扱える 仕組み

JV-Campus プラットフォーム



開放性ある多様なスキーム

- ① 世界・社会に開かれた無料講座
- ② 履修証明科目【サーティフィケート】(有料・無料)
- ③ 単位認定科目【マイクロディプロマ】(")
- ④ 学位取得に繋がる科目群 等

多様なオンライン形態

- ① オンデマンド講義
- ② 双方向のオンライン講義
- ③ オンライン共同演習 等

期待される効果

- 優秀な外国人留学生確保、ニューノーマルな留学環境整備に貢献
- 自大学の強みを国内外にアピールし ブランド形成とインバウンドに寄与
- 自大学にない科目を享受。 アウトバウンドや大学全体の国際的価値の向上、教育コストの効率化による経営強化
- グローバルな視点で 地域社会をリードする人材の創生、リカレント (職業スキル) 教育への貢献を加速。

国連大学拠出金（国連大学ESDプログラム及びSDGs推進事業費）のうち、パリ協定実現に資する高度で継続的な教育・能力開発カリキュラムの開発・実施



【令和5年度予算額 160百万円の内数（150百万円の内数）】

パリ協定実現に資する高度で継続的な教育・能力開発カリキュラムを開発・実施します。

1. 事業目的

- ・パリ協定実現のためには、世界各国（特に開発途上国）において、社会経済システムの変革を通じて脱炭素とSDGsの実現に向けた政策を推進する能力を有する人材を育成することが求められている。そこで、国連大学は、大学院学位プログラムの下に、2023年から「パリ協定専攻」を設置し、人材育成に取り組むこととしており、2021年11月に開催されたCOP26でその旨を公表した。
- ・パリ協定実現に資する人材育成を推進するため、当該専攻の中心となる体系的かつ継続的な人材育成プログラムの開発を支援することが必要。

2. 事業内容

「パリ協定専攻」では、パリ協定実現に向けた各国の社会変革を進めていくため、分野間の複雑な関係を科学的に理解し、国内外の多様なステークホルダーとの調整を行う能力を有する専門家人材の育成を目指している。これに寄与する以下の「参加型能力開発実習」のプログラム開発を支援する。

国連大学のグローバルパートナーと共同で、気候変動及び持続可能な開発に関する能力を向上させるための参加型演習を開発・実施し、学生を派遣する（共同プログラム型）。又は、国連大学のグローバルパートナーが実施する、気候変動及び持続可能な開発に関するプロジェクトに学生を派遣する（インターンシップ型）。

派遣された学生は、各地域の専門家と協力して気候変動問題及び持続可能な開発に関する解決策を議論し、提案・実践する等の実務を経験し、パリ協定の実務に必要な専門的知見及び課題解決能力を身に付ける。

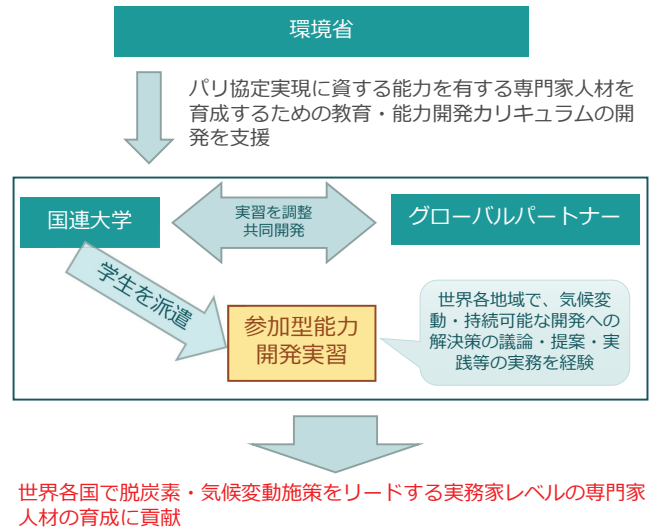
【パリ協定専攻】

2023年秋から修士課程、2024年秋から博士課程を開講。

3. 事業スキーム

- 事業形態 拠出金
- 拠出先 国連大学
- 実施期間 令和5年度～令和12年度（予定）

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房総合政策課環境教育推進室 電話：03-5521-8231

農業大学校の学生等による海外研修（農林水産省）

- ・地域農業のリーダーとして、輸出や海外への事業展開等を担う国際的な農業人材を育成するため、**農業大学校の学生等の海外農業研修の取組を推進。**

- ・実施機関：(公社)国際農業者交流協会
- ・派遣国：米国、オーストラリア、ヨーロッパ(オランダ、デンマーク、ドイツ、スイス等)
- ・研修期間：3～18か月(研修国により異なる)
- ・研修内容(米国の例)：
 - ・基礎学習(約2か月)
大学において、英会話、農業概要、機械操作、米国の生活習慣を学習(大学の寮で生活)
 - ・農場実習(約13か月)
専門分野の農場で実務研修を実施(農場で生活)
 - ・専門学習(約2か月)
農学部を有する州立大学において、アグリビジネスを中心に米国農業を学習(ホームステイ)

(参考)これまでの派遣実績

- ・過去累計：約15,000人(1952～2021)
- ・R3年度：53名(米国31名、豪州11名、ドイツ1名、スイス3名、オランダ7名)
- ・R4年度：54名(米国29名、豪州12名、ドイツ2名、スイス5名、オランダ4名、デンマーク2名)

補助事業等による支援

- ① 農業教育高度化事業
 - ・交付対象者：3～18か月の海外農業研修に参加する学生等
 - ・交付金額：研修生1名につき研修費用の1/2又は**60万円**のいずれか低い額
- ② 就農準備資金
 - ・交付対象者：海外農業研修修了後1年以内に就農予定の学生等
 - ・交付金額及び交付期間：**12.5万円/月(年間最大150万円)** 最長2年間

農業高校の生徒・教員による海外交流（日仏農業教育連携）（農林水産省）

- 2016年12月の第2回日仏農政ワーキンググループにおいて、「若手農業者の新規参入の促進」について、両国間で、相互の協力を推進していくことに合意。
- 2017年度から2018年度は、**農業高校教員の相互訪問**を実施し、2019年度から、**学校同士の個別交流**を開始。
- 2020年度・2021年度は、新型コロナの影響により、**オンラインでの交流**を実施。
- 2022年度は、北海道静内高校、高知農業高校が**仏校受入れ**を行うとともに、2月には日側4校が**フランス**を訪問し、農業高校・農場・マルシェの視察等を実施。

2022年度の取組

- ・22年6月 北海道静内農業高校と交流を行っているヴェルジェ高校の生徒2名が訪日し、同高校や静内町の酪農家と交流。
- ・ 11月 高知農業高校と交流を行っているシバンス高校の生徒8名、教員2名が訪日し、ホームステイなどを通じて交流。
- ・23年2月 日本の農業高校4校(生徒12名、教員8名)がフランスを訪問し、農業高校訪問、農場・マルシェの視察等を実施。

【6月 静内高校の交流の様子】



▲馬学の実習(静内町にて)

※日本学校農業クラブ連盟機関誌「リーダーシップ」2022年秋号より引用。

【2月フランス訪問の様子】 参加校:4校(北海道静内農業高校、兵庫県立篠山東雲高校、高知県立高知農業高校、熊本県立菊池農業高校)



▲シバンス農業高校を訪問



▲マルシェを視察



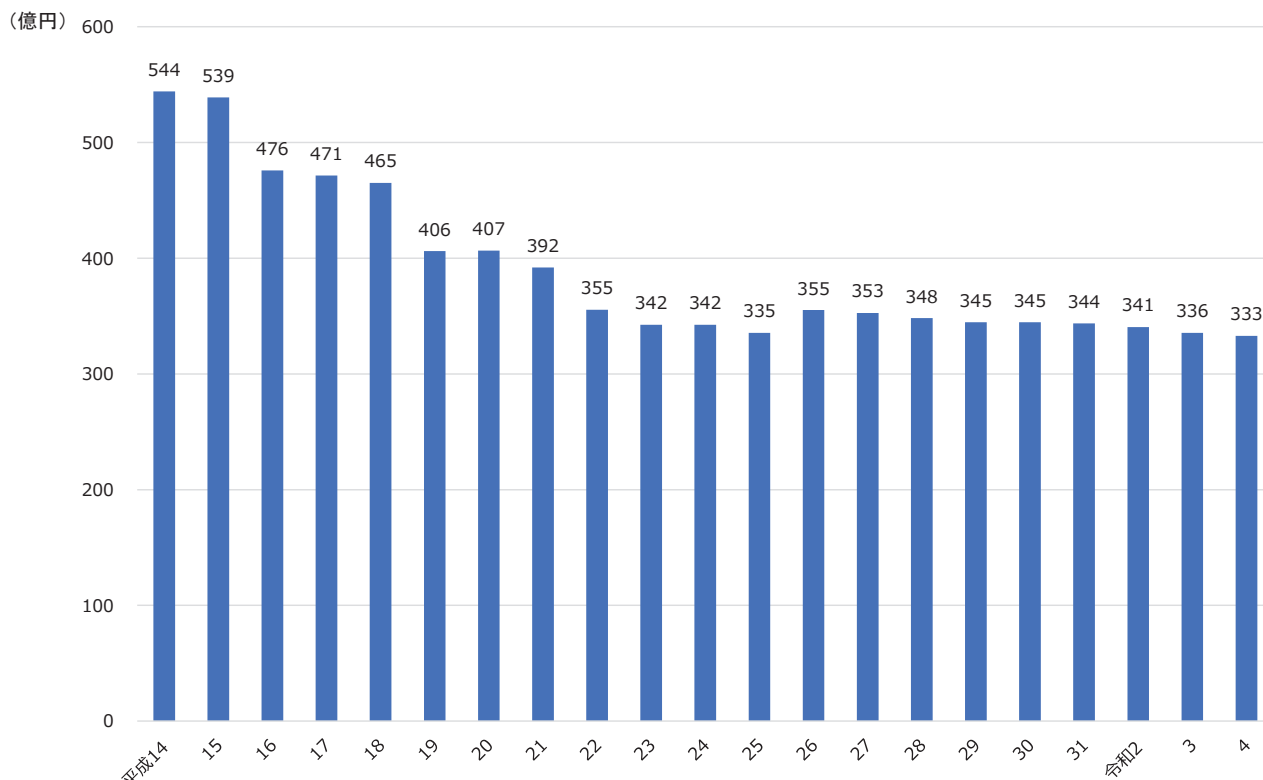
▲畜舎を見学



▲フランス校生徒と交流

留学生交流関係予算額の推移（平成14年度～令和4年度）

○留学生交流関係予算は、ここ20年間で約4割減少。近年も、平成26年以降微減が続いている。



※文部科学省調べ

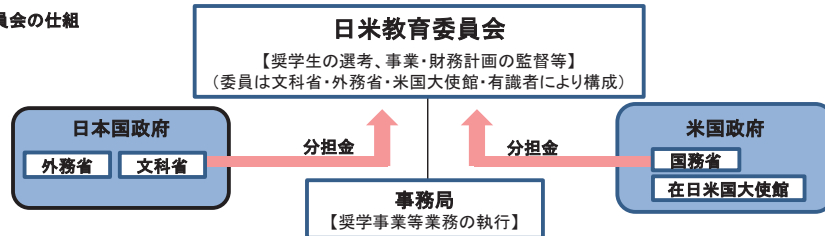
日米教育委員会(フルブライト・ジャパン)の奨学金事業① (JUSEC: Japan-U.S. Educational Commission)



日米教育委員会とは

- 日米教育交流協定(1979年署名)に基づき、同年12月に設置された日米二国間の国際機関。
- 委員会は日本側5名、米側5名の10名で構成され、議長は日米で1年ごとに交代。
- 外務事務次官(森健良次官)と駐日米国大使(ラーム・エマニュエル大使)が共同名誉議長を務める。
- 一年6回程度開催される本委員会にて意思決定。その他、財務委員会、選考委員会を開催。
- 委員会の下に置かれた事務局が実務を担う(職員14名・永田町所在)。

【日米教育委員会の仕組み】



日米教育委員会委員(2023年3月現在)

【◎:議長 ○:財務委員長】

【日本側】

岡村 直子 文部科学省 国際統括官
 岡野 結城子 外務省 外務副報道官(報道・広報・文化交流担当)
 赤津 晴子 国際医療福祉大学 医学教育統括センター長
 江川 雅子 成蹊学園 学園長
 内藤 昭男 セイコーウオッチ(株)代表取締役社長

【米国側】

◎フィリップ・ロスキャンブ
 ○ジェニファー・ロジャーズ
 シヤノン・ドーシー
 キャロライン・ベントン
 ハンス・クレム

駐日米国大使館 広報・文化交流担当公使
 アシュリオンジャパン・ホールディングス合同
 会社 ゼネラル・カウンセラーアジア
 駐日米国大使館 文化・交流担当官
 筑波大学 副学長
 米国研究製薬工業協会 日本代表
 (元駐ルーマニア米国大使)

予算

- 日米両政府で費用の大部分を折半(日本側は文科省予算)。企業や個人からの寄付も受けている。
- 2022年度の予算(分担金)は約5.3億円(日本政府拠出金:約3億円、米国政府拠出金:約2.3億円)。
- 奨学金事業の他、米国留学広報事業、事務局運営費等に支出される。

日米教育委員会(フルブライト・ジャパン)の奨学金事業②

主な活動:「日米フルブライト交流計画」の実施

- フルブライト奨学金事業を根幹とする日米両国民のための修学、研究、教授その他の教育活動。
- 米国政府事業として1952年開始、1979年以降は日米両政府の共同出資により両国民が対象。
- 2022年は、「日米フルブライト交流計画」開始から70周年。7月1日に記念式典を開催。
- 近年では、毎年日米各40名程度が奨学金を受給。
- 「フルブライター」同窓生は、日本人約6,600名、米国人約2,900名。

日米フルブライト奨学金

日本人対象奨学金

- 大学院留学プログラム (原則12か月)
- 大学院博士論文研究プログラム (6~10か月)
- 研究員プログラム (3~9か月)
- ジャーナリストプログラム (3~9か月)
- フルブライト語学アシスタント(FLTA)プログラム (9か月)

米国人対象奨学金

- フルブライトフェロープログラム (10か月)
- 大学院研究生プログラム (原則12か月)
- 招へい講師プログラム (10か月・5か月)
- 講師・研究員プログラム (10か月・5か月)
- 研究員プログラム (3~9か月)
- ジャーナリストプログラム (3~9か月)
- 国際教育交流(IEA)プログラム (2週間)

主なフルブライター

閣僚経験者: 津島雄二(厚生大臣)、広中和歌子(環境庁長官)、有馬朗人(文部大臣、科技庁長官)
 大野功統(防衛庁長官)、猪口邦子(内閣府特命担当大臣(少子化・男女共同参画))
 上川陽子(法務大臣)、山下貴司(法務大臣)

ノーベル賞受賞者: 利根川進(生理学・医学)、小柴昌俊(物理学)、下村脩(化学)、根岸英一(化学)

国際機関・官界: 明石康(元国連事務次長)、行天豊雄(元内閣特別顧問)、谷口智彦(元内閣官房参与)

実業界・メディア等: 中村芳夫(経団連顧問)、竹村健一(評論家)、船橋洋一(シンクタンク理事長)

※閣僚経験者は就任順、ノーベル賞受賞者は受賞順。

3. 留学生の卒業後の活躍に向けた環境整備

(1) 日本人学生の就職の円滑化に向けた環境整備

日本人留学生の就職の円滑化に向けた取組（厚生労働省）

国内就職の円滑化に向けた通年採用等の促進について

① 事業主等指針に基づく「通年採用・秋季採用」等の事業主への働きかけ

青少年の雇用機会の確保に関する事業主等が講ずべき措置として「事業主等指針」(※)に下記を明記し、労働局及びハローワークにおいて、求人受理時等の機会において、リーフレットを活用するなどにより事業主に対して働きかけ。

- ・通年採用や秋季採用の導入を積極的に検討すること
- ・新卒者を募集する際、少なくとも学校等卒業後3年以内の者は応募できるようにすること

※ 青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針

② 経済団体・業界団体を通じた事業主への要請

関係府省（内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）連名で、上記の「通年採用・秋季採用」や「既卒者の新卒扱い」について、就職・採用活動の周知とともに要請を実施。（令和5年4月に実施した要請は1,267 団体に送付）

留学中の学生への就職情報の提供について

① ハローワークインターネットサービスによる新卒求人公開

インターネットにより新卒者向け求人情報が検索可能。

- ・求人票には「既卒者等の入社日」の対応（「随時」、「応相談」、「4月1日指定」等）が記載されている。
- ・経験不問の一般求人の閲覧も可能。

② 新卒応援ハローワーク等における就職支援

- ・「新卒応援ハローワーク」（全国56か所）等でも、就職情報の提供（日本の就活慣行の説明を含む）を実施。
- ・また、新卒者等専門の相談員によるきめ細かな就職支援を実施（就職活動の進め方の相談、履歴書等の作成相談、面接指導等）

2024年度（2025年3月）卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請等ポイント （内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）

- **2024年度（2025年3月）卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請をとりまとめ。関係省庁（内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）の連名により広く経済団体等へ要請。**
- **さらに1年後の2025年度（2026年3月）卒業・修了予定者等の就職・採用活動について、政府・経済界・大学において、専門性の高い人材に関する採用日程の弾力化を検討。その結果について、十分な周知・準備期間が必要となることから、今般お知らせする。（正式には2024年3月頃に要請予定）**

2024年度（2025年3月）卒対象 要請内容のポイント

○就職・採用活動日程を以下のとおりとし、学事日程等に十分配慮すること

広報活動（説明会等）開始	卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
採用選考活動（面接等）開始	卒業・修了年度の6月1日以降
正式な内定日	卒業・修了年度の10月1日以降

○インターンシップで取得した学生情報を就職・採用活動に活用できるのは、一定の要件を満たしたタイプ3のもの（産学協議会基準準拠マークの記載が可能）に限られること。

- 卒業・修了後少なくとも3年以内の既卒者は、新規卒業・修了予定者の採用枠への応募を可能とすること。
- 日本人海外留学生、外国人留学生などへの多様な選考機会を設けること、オンラインを活用すること。
- 学修成果や学業への取組状況の適切な評価。
- 学生の個人情報取扱い等における法令順守、ハラスメント（セクハラ、オワハラ）の防止の徹底。
- 相談窓口の設置など、学生からの苦情・相談を処理するための体制整備・改善向上に努めること。

2025年度（2026年3月）卒対象 就職・採用活動日程の弾力化

○現行の日程を原則とする。

○加えて、卒業・修了年度に入る直前の春休み以降に実施するタイプ3のインターンシップのうち専門活用型インターンシップを通じて専門性を判断された学生は、3月の広報活動開始以降であれば、6月より前の採用選考活動を可能とする。

○タイプ3のインターンシップの情報開示項目に加え、学生に求める学修成果水準・専門的能力、新卒一括採用に係る採用計画を公表することを要件とする。

卒業時期	広報活動（卒業前年度）	採用選考活動（卒業年度）
2014年度（2015年3月）	12月	4月
2015年度（2016年3月）	3月	8月
2016年度（2017年3月）～		6月
2024年度（2025年3月）	3月	6月
2025年度（2026年3月）	3月	6月（※）

※ 専門活用型インターンシップを通じて専門性を判断された学生に限り、3月。

(2) 外国人留学生等の高度外国人材の定着率向上

外国人留学生の定着に向けた主な施策一覧

留学後・就職活動時

留学生就職促進プログラム

「ビジネス日本語」「キャリア教育（日本企業論等）」「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援【文部科学省】

大学と労働局との協力協定の締結による一貫した就職支援

大学と労働局（ハローワーク）の協定締結を通じた留学早期からの就職支援【厚生労働省】

外国人雇用サービスセンターの設置

留学生を含む高度外国人材の就職支援拠点として留学早期の意識啓発からマッチング・定着に至るまで多様な支援メニューを提供【厚生労働省】

外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム

日本の職場に必要なコミュニケーション能力やビジネスマナー、雇用慣行等に関する知識の習得等のための研修のモデルカリキュラムを開発【厚生労働省】

在職中

外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック

企業が外国人留学生等の採用や入社後の活躍に向けて、押さえるべき12のポイント（チェックリスト）やベストプラクティス集を記載【経済産業省、厚生労働省、文部科学省】

「職場でのミスコミュニケーションを考える」動画教材

職場における日本人社員と外国籍社員の効果的なコミュニケーションに向けた学びを促進【経済産業省】

外国人雇用管理アドバイザー

外国人の雇用管理の改善や職業生活上の問題など事業主からの相談に対して、事業所の実態に応じて専門的な指導・援助を実施【厚生労働省】

外国人労働者の人事・労務に役立つ支援ツール

企業の人事・労務に関する多言語での説明や、お困りごとの背景にある文化ギャップを埋めるため、①雇用管理に役立つ多言語用語集、②外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集、③モデル就業規則やさしい日本語版、を作成・公表【厚生労働省】

高度外国人材活躍推進事業

高度外国人材活躍促進プラットフォームでの一元的な情報発信や、地元企業への就職・定着促進のための産学コンソーシアムの設立、高度外国人材の活躍促進に向けた伴走型支援【経済産業省】

在留資格に係る制度

高度人材ポイント制や、一定の要件の下での就職活動中等の者への在留資格の付与等【法務省】

生活環境面

外国人受入環境整備交付金【法務省】

自治体における在留外国人の在留手続きや雇用、医療、福祉、出産・子育て、子供の教育等の情報提供や相談窓口の設置・運営を支援

外国人在留支援センター

4省庁8機関がワンフロアで連携して、在留資格の更新・変更、労働関係法令、VISAの取得・入国手続、法律トラブル、人権等に関する相談、高度外国人材・留学生の受入れ促進、就職支援の受入れ促進等を実施【法務省、外務省、経済産業省、厚生労働省】

外国人生活支援ポータルサイト

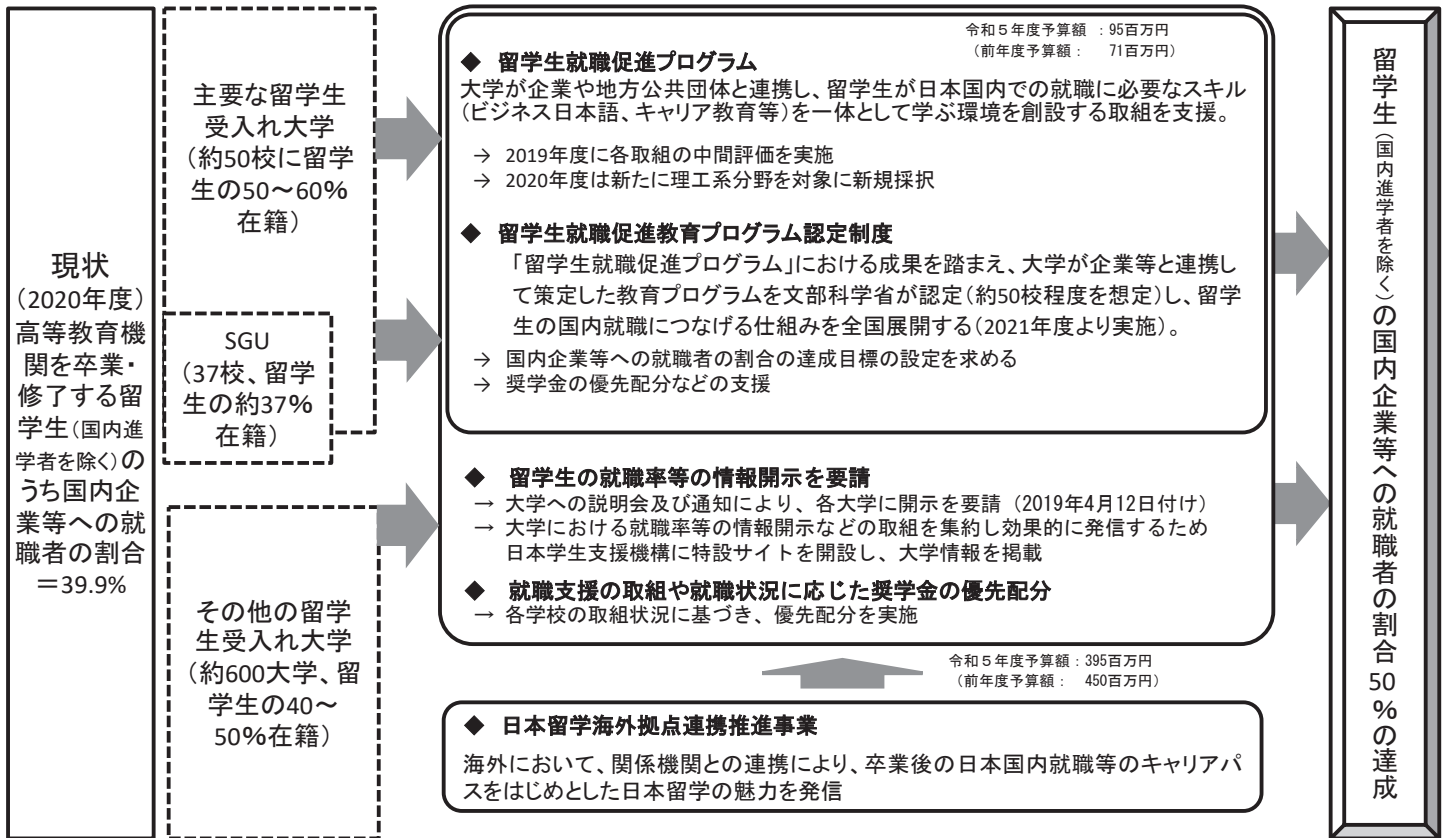
日本に在留する外国人やその支援者に対して、在留手続や住民登録、教育・日本語学習、年金・社会保健、税金、住宅などに関する有用な情報を提供【法務省】

外国人の民間賃貸住宅の入居に役立つ支援ツール

①不動産事業者向けに、外国人との契約の際の配慮事項や注意点、賃貸住宅標準契約書等（多言語対応）を記載したガイドライン、②外国人向けに、日本での部屋の探し方や契約時に必要な書類、入居手続き、日本の生活ルール等に関する情報を多言語で記載したガイドブック等を作成・公表【国土交通省】

外国人留学生の国内就職のための主な支援策（文部科学省）

留学生の日本国内での就職を支援するため、大学・専修学校、企業、地方公共団体等の連携の下、留学生を国内就職につなげる仕組みの構築を促進するとともに、卒業後の日本での就職などのキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力について統合的な発信を図る。



留学生就職促進プログラム（文部科学省）

令和5年度予算額：95百万円

● 背景・課題

- ✓ 日本国内での就職を希望する外国人留学生は、単一回答の調査で43.8%、複数回答可の調査で54.9%を占めているが、国内の高等教育機関を卒業・修了した留学生のうち、実際に国内に就職した者の割合は、約30%に留まっている。留学生が日本国内で就職するにあたっての課題として、留学生と企業間のミスマッチの存在が挙げられ、留学生側の視点からのハードルとしては、下記の2点が考えられる。
 - ・ **一定水準以上の日本語能力（特にビジネス日本語能力）**
 - ・ **日本企業における働き方や採用・労働慣行（長期雇用・年功制等のキャリア観や労働観等）に関する理解** の必要性
- ✓ 「対日直接投資促進戦略（令和3年6月）」、「成長戦略フォローアップ（令和3年6月）」での設定目標
 - ➡ 2025年度末までに我が国の高等教育機関を卒業・修了した外国人留学生（国内進学者を除く）のうち我が国での就職者の割合**50%**を目指す。

取組内容

- 大学が地域の自治体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである「**ビジネス日本語**」、「**キャリア教育（日本企業論等）**」、「**中長期インターンシップ**」を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援し、地域単位の取組に加えて、留学生の専攻や就職する企業の業種等に応じて、大学・企業等が地域横断的に連携して行う留学生の就職促進の取組を構築する。
- 従来からの取組に加えて、外国人留学生を対象とするインターンシップの効果的な実施や、外国人留学生の就職後の活躍促進に向けて、下記の各項目を反映したものとす。
- 外国人留学生の受入れや支援等を担当する留学生センター等と学生に対し就職指導や求人情報を提供するキャリアセンター等の連携強化といった大学事務組織の(再)構成を促す。
 - インターンシップ受入れに向け企業等からの相談に対応できる支援体制の構築を求める。
 - 企業等の採用・人事労務担当者を対象に、留学生のインターンシップ受入れの好事例や高度外国人材の活躍促進等に係るセミナーをJV-Campus等のプラットフォームにより提供する。
 - 起業活動支援の要素を含むものについては、内容に応じ審査の点に加点する。

取組イメージ



開始時期	特色	2016 (平成28)	2017 (平成29)	2018 (平成30)	2019 (平成31)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)
平成29年	地域の自治体や産業界との連携を重視		12拠点								
令和2年	AI、サイバーセキュリティ、ロボティクス、IoT等の産業分野を特に対象とする					3拠点					
令和5年(予定)	STEAM分野に加え、DX・GX等の今後の人材需要が見込まれる分野を主に対象とする							3拠点			

地域配置も考慮しつつ、成果を上げられるような拠点校を選定し、支援

留学生就職促進教育プログラム認定制度（文部科学省）

背景

日本経済全体の活性化のため、幅広い産業で需要が高まる高度外国人材の獲得・定着が求められており、外国人材の活用は政府方針の柱の一つとなっている。

⇒外国人留学生の日本国内での就職率を3割から5割に向上させることを目指す（日本再興戦略改訂2016（平成28年6月2日閣議決定））

課題

- ①日本の採用慣行や日本企業等での働き方の理解
- ②ビジネスの世界で求められる日本語能力
- ③外国人留学生採用枠の拡大
- ④外国人留学生向け就職情報の充実
- ⑤外国人留学生用インターンシップの充実 など

事業概要

外国人留学生に対する「日本語教育」、「キャリア教育（日本企業論等）」、「インターンシップ」を一体として提供する質の高い教育プログラム（留学生就職促進教育プログラム）を文部科学省が認定。当該プログラム修了者が就職活動において各大学が発行する修了証明書を提示することにより、外国人留学生の国内企業等への就職を一層促進する。

日本語教育

- 取組に参画する各業界の需要や履修者の専攻分野、想定するキャリアパス等を踏まえ、履修者が**在学中に身に付けるべきビジネスコミュニケーション能力や日本語の能力水準を明確に設定し、対外的に明示**できるようにすること。

キャリア教育（日本企業論等）

- 一般的な企業文化の講習にとどまらず、**より実践的なキャリア教育を施す**ことにより、学生のキャリアプランをしっかりとイメージさせる取組であること。
- 主として企業人による、日本企業・組織での働き方・キャリアパスの講習、日本企業・組織で働くことの意味に関する講義等を行っていること。加えて、想定するキャリアパス等を踏まえ、**業界研究等の就職活動の支援**を行っていること。

インターンシップ

- 国内企業等における**2週間程度以上のインターンシップを実施**していること。短期のインターンシップを複数回に分散して実施する場合は、国内企業等でのインターンシップ経験日数の合計が2週間程度以上となるものであること。
- 事前・事後指導を含めて**1か月程度の期間が確保**されていること。

インセンティブと目標とする成果

- 外国人留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留學生学習奨励費）の優先配分の対象となる。
- 認定により、企業等における信用度向上、採用における留学生能力の把握を容易にすることができる。

- 履修者のうち、修了者の割合が**8割を超える**こと。（就職活動を開始する前までに、教育プログラムを修了させ、修了証明書を交付。）
- 卒業・修了者のうち、我が国で就職を希望する者が、当該年度末までに**国内企業等の就職・内定を得た割合が5割を超える**こと。

外国人雇用サービスセンターについて（厚生労働省）

- **外国人雇用サービスセンター**（外国人版ハローワーク：東京、愛知、大阪、福岡）を、留学生を含む高度外国人材の就職支援拠点と位置付け、ハローワークの全国ネットワークを活用し、**留学早期の意識啓発からマッチング・定着に至るまで、各段階で多様な支援メニューを提供**。
- また、一部の新卒応援ハローワークに**留学生コーナー**を設置し、外国人雇用サービスセンターと連携し、**担当者制によるきめ細やかな就職支援を実施**。

1. 全国的ネットワークによるマッチングの促進

外国人雇用サービスセンターは、求人・求職を集約した上で、全国のハローワークや新卒応援ハローワークとの連携により、卒業に至るまで複数年にわたり、**全国のかつきめ細かな就職支援を実施**。

2. 意識啓発・カウンセリング等

大学の就職支援担当者等を訪問し、未内定留学生の把握や外国人雇用サービスセンターの利用奨励を行う。また、国内就職希望の留学生に対し、在籍の早い段階から就職ガイダンスを実施するなど、**留学生の意識・動機付けに向けて連携**。

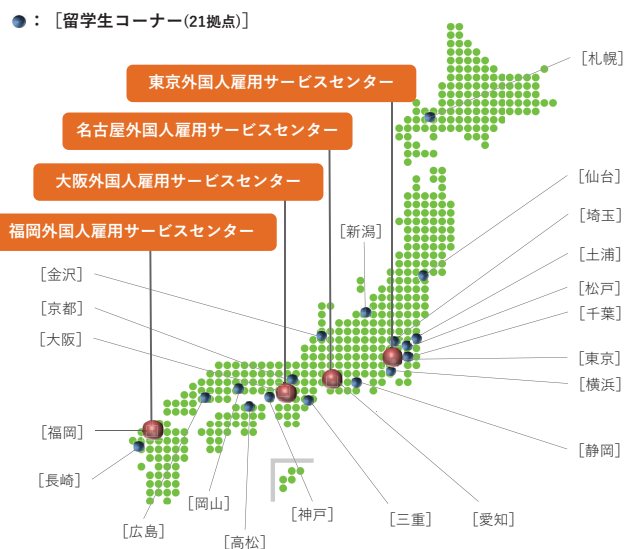
3. インターンシップ・大学との連携

企業と留学生の相互理解の促進を通じ、国内就職市場拡大を図るため、**留学生向けインターンシップを実施**。また、**大学の就職支援担当者等との情報交換を実施**。（インターンシップは夏季と春季に実施）

4. 留学生を採用する企業等に対する支援

- ・留学生を採用する企業の開拓に加えて、外国人雇用管理アドバイザーによる採用時（在留資格変更手続きを含む）や人事労務管理上の留意点に関する相談など、**外国人留学生を採用する企業等に対する各種相談業務を実施**。
- ・東京外国人雇用サービスセンターとジェットロで連携し、事業主向けセミナー等のイベントを実施。
- ・ジェットロ主催の留学生向け合同企業説明会に初めて参加する企業向けに講演を実施。

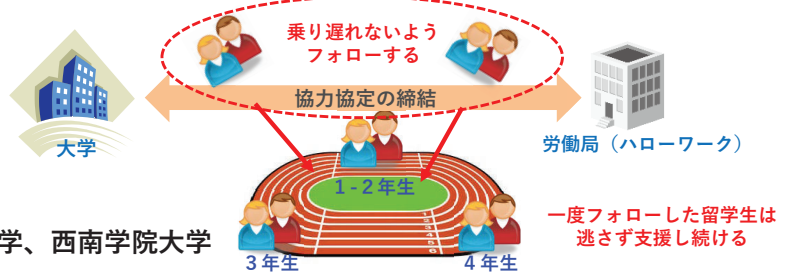
【拠点図】



ハローワークと大学が連携した就職支援（厚生労働省）

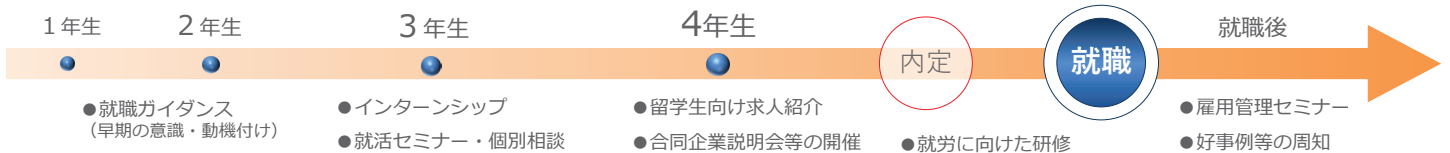
大学と労働局との協力協定の締結による一貫した就職支援の実施（令和2年度～）

新たに大学と労働局（ハローワーク）の間で、協力協定の締結等を通じて連携を強化し、外国人留学生在が日本の就職活動のトラックに乗り遅れないよう、留学早期から一貫した就職支援を行う。



締結先：上智大学、名城大学、立命館大学、福岡大学、西南学院大学

留学早期から一貫した就職支援のイメージ



対象	主な課題	対応	具体的施策
1-2年生	日本の就職活動の仕組みがわからない 業界研究や企業研究の仕組みがわからない	日本で働くことへの正確な理解を促し、魅力を伝える	外国人雇用サービスセンター等の利用勧奨 就職ガイダンスの実施（大学等への出張講座）
3年生	留学生インターンシップの充実 日本語での面接対応が難しい 入社後の仕事内容が不明確 企業がどのような人材を求めているか不明 日本語による書類の書き方がわからない	就活の早期開始を促し、学生、企業双方の理解を促す 面接での自己PRや履歴書の書き方を学ぶ	留学生インターンシップの開拓・活用 面接対策等の就活セミナー 履歴書の書き方等の個別相談
4年生	留学生向けの求人が少ない 留学生向け就職情報の充実	十分なマッチング機会を設ける	留学生向け求人の開拓・紹介 合同企業説明会等の開催
内定後 就職後	日本の職場でのコミュニケーション・文化に対する理解が乏しい（※企業側の認識）	早期離職の防止、職場定着に向けた実践的な理解の促進	就労に向けた研修（ビジネスマナー・雇用慣行等） 雇用管理セミナー（企業向け） チェックリスト・好事例等の周知（企業向け）

「外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム」の概要（厚生労働省）

【現状と課題】

- 外国人留学生は65%が日本国内での就職を希望しているにもかかわらず、実際の国内就職率は35%に留まっており、その原因として、**日本特有の就職活動への情報不足等が課題**として挙げられています。
- また、採用後のミスマッチを解消し、定着率を高めるためには、**日本の企業文化・価値観・雇用慣行等への理解を深めることも重要**です。

【モデルカリキュラムの開発】

日本で就職を希望する外国人留学生を対象に、日本の職場において必要なコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー、雇用慣行等に関する知識の習得などを目的とした研修の**モデルカリキュラム**を開発しました。

1 就職活動準備コース ▶▶▶ 大学1・2年生、大学院1年生対象

<目的>

日本での**就職活動の進め方**や外国人が日本企業で**活躍している事例**を知ることにより、外国人留学生在が日本で働くことをイメージすることができ、**就職活動の準備の自覚を促す**。

<研修内容> ※各講義の時間の目安は60～90分程度

- 講義1 日本の就職活動について
- 講義2 日本型雇用の特徴
- 講義3 日本企業で活躍する人材になるためには
- 講義4 キャリアについて考える
- 講義5 日本の職場文化を知ろう

2 就職活動・内定後コース ▶▶▶ 大学3・4年生、大学院2年生対象

<目的>

具体的な**就職活動のテクニック**など就職活動に役立つ情報に加え、入社後に想定される**職場文化ギャップ**について、事例を交えながら理解を深めることで、**入社後の定着を目指す**。

<研修内容> ※各講義の時間の目安は60～90分程度

- 講義1 日本の就職活動について
- 講義2 職場におけるコミュニケーション～基礎編
- 講義3 職場におけるコミュニケーション～応用編
- 講義4 事例研修～よくある悩みや課題について
- 講義5 日本企業で働く上で知っておくべき労務知識



【モデルカリキュラムの活用】

このカリキュラムは、**大学のキャリアセンター**や**地方公共団体**が外国人留学生向けに実施する研修や、**民間企業**が内定者向けに実施する研修などで活用していただくこと想定しています。また、厚生労働省が設置する**外国人雇用サービスセンター**（東京、名古屋、大阪、福岡）において、本カリキュラムによる留學生向けの研修を順次実施する予定です。

外国人雇用管理アドバイザーによる事業主支援について（厚生労働省）

概要

都道府県労働局等に「外国人雇用管理アドバイザー」※を配置し、外国人労働者の雇用管理の改善や職業生活上の問題など、外国人を雇用する事業主からの様々な相談に対して、事業所の実態に応じた専門的な指導・援助を行う。

※ 社会保険労務士や中小企業診断士など、外国人労働者の雇用管理の改善に関して深い知識と経験を有する者へ委嘱。

利用方法

最寄りのハローワークを通じて、外国人雇用管理アドバイザーへの相談申込みが可能（相談費用無料）。

訪問日程を調整の上、外国人雇用管理アドバイザーを事業主の元へ派遣し、相談に対応。

※ このほか、窓口において外国人雇用管理アドバイザーによる相談を実施しているハローワークもある。

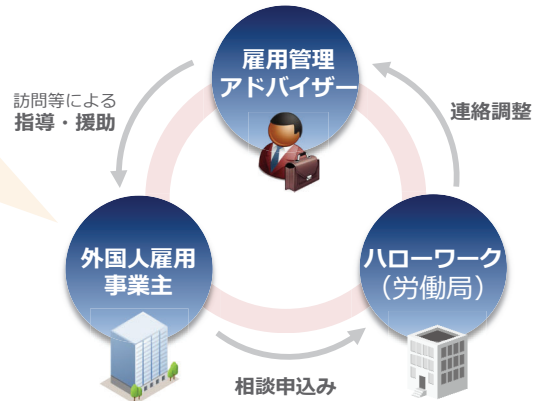
相談事例

【雇用管理面での相談】

- 外国人労働者を雇用するにあたり、どのような点を考慮したらよいか
- 日本語の不慣れな外国人労働者への職場教育はどうしたらいいか
- 労働契約、職務配置、福利厚生、退職・解雇時の注意点 等

【職業生活面での相談】

- 生活習慣・宗教観への理解とコミュニケーションをどう図ればいいのか 等



相談実績

都道府県労働局で計約150名に委嘱し、令和3年度は2628事業所に対して支援。

外国人労働者の人事・労務に役立つ支援ツールの開発（1）（厚生労働省）

■ 平成31年4月の「外国人雇用管理指針」改正で、賃金、労働時間などの主要な労働条件を、母国語など、外国人労働者が理解できる方法で明示・説明することが事業主に求められている。一方で、日本で働く外国人労働者の多国籍化・多言語化も進み、中小企業をはじめとして、労働法に関する用語などを正確に、かつ直ちに外国語訳することが難しいケースも生じている。

■ また、日本の法制度や雇用慣行に詳しくない外国人労働者に対しても、「なぜ職場のルールがそうなっているのか」という理由や背景も含めて納得し、理解を深めてもらうことが重要。

企業の人事・労務に関する多言語での説明や、お困りごとの背景にある文化ギャップを埋めることに役立つ3つの支援ツールを作成し、令和3年3月公表。【掲載ホームページ】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/tagengouyosyu.html

- ① 雇用管理に役立つ多言語用語集
- ② 外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集～日本人社員、外国人社員ともに働きやすい職場をつくるために～
- ③ モデル就業規則やさしい日本語版

1. 『雇用管理に役立つ多言語用語集』

➢ 人事・労務の場面でよく使用する労働関係、社会保険関係用語約420語の定義・例文を、やさしい日本語＋9言語で検索できる用語集。

➢ エクセルファイルのほか、厚生労働省ウェブサイトから「カテゴリーから」または「五十音順から」検索が可能。

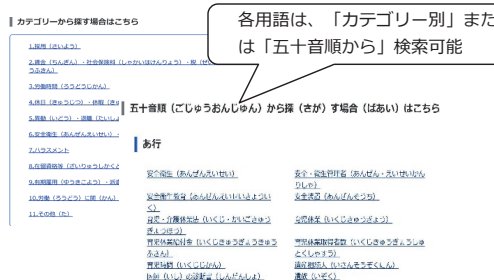
9言語：英語、韓国語、中国語（簡・繁）、タガログ語、ベトナム語、ネパール語、ポルトガル語、スペイン語

ウェブサイトイメージ

雇用管理に役立つ多言語用語集



やさしい日本語または外国語9言語から選択



項目	①用語 (ようご)	②定義 (ていぎ)	③例文 (れいぶん)
01	選考試験 (せんこうしけん)	その人 (ひと) が会社 (かいしゃ) にあそびいかにどうかな (いかに) なるために、問題 (もんだい) を出 (だ) して答 (こた) えさせること。	選考試験 (せんこうしけん) に合格 (ごうかく) すれば、会社 (かいしゃ) はあなたを採用 (さいよう) します。
	Selection test	Ask questions and have a person answer them to find out if the person is suitable for the company.	If you pass the selection test, the company will hire you.

(上) やさしい日本語
(下) 選択した1言語 (↑例：英語) の2言語による定義と例文を表示

活用事例

- ✓ 事業主が、就業規則などを外国人労働者に説明する際、理解が難しそうな用語などを検索して、翻訳を提示
- ✓ 重要な用語の翻訳を就業規則などにコピー＆ペーストすることで、オリジナルの外国人社員向け就業規則の作成
- ✓ 外国人社員本人が、人事・労務用語の入社前の学習や辞書として活用

外国人労働者の人事・労務に役立つ支援ツールの開発（2）

2. 『外国人社員と働く外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集』

全9カテゴリの、雇用管理で実際に想定される場面ごとに、

①事業主・人事担当者が、外国人労働者に説明する前に読んで理解しておくというポイントと

②実際に外国人労働者にそのまま話したり見せたりして理解を深めてもらうことを目指した「やさしい日本語」による説明の例文や図表を紹介しています。

9カテゴリ：①採用、②賃金、③労働時間および休暇、④異動、退職および解雇、⑤安全衛生および災害補償、⑥ハラスメント、⑦退職金、⑧在留資格、⑨正社員以外の働き方+企業の好事例

紙面イメージ

①採用後に労働者が提出する書類について説明するとき

(1) 外国人の方へ説明する際のポイント

日本では、採用後の提出書類について、社員に対して「必要書類の一覧」を渡し、本人に確認をしてもらうだけで足りる場合も多いです。

一方、外国人社員は、出身国と雇用慣行や社会制度が異なることもあり、背景知識がないことから、特に提出理由について、疑問をもつケースも多いと言われています。

このため、各書類をどこで取得すればよいかについての説明（取得方法）や、なぜその書類を提出する必要があるのか（提出理由）について説明することが望ましいです。特に、提出書類に付随して、「車で通勤をしないといけない」といった労働者本人に制限を加えるような規定がある場合には、「会社に駐車場がないから」というようにさらに丁寧な説明が必要です。また、例えば、住所届や通勤届を提出してもらう理由は、主に「住居手当」や「通勤手当」といった「手当」の計算に必要であるということかも知れませんが、この「手当」が何であるかも、外国人社員にとってはよく分からないことが多々あります。（手当については、2③を参照してください。）

さらに、書類ごとに提出の締切りが違う場合には、表を活用するなどして、分かりやすく伝えるようにしましょう。

(2) 外国人の方への説明例

・日本(にほん)では、あなたに代わって(かわって)会社(かいしゃ)が税金(ぜいきん)や保険(ほけん)の計算(けいさん)をします。あなたのためにしますから、必要(ひつよう)な情報(じょうほう)を会社(かいしゃ)に教(おし)えてください。

・会社(かいしゃ)が、あなたの給料(きゅうりょう)を計算(けいさん)したり、税金(ぜいきん)や保険(ほけん)の仕事(しごと)をするために、あなたの住所(じゅうしょ)が必要(ひつよう)です。

・住所届(じゅうしよとどけ) (会社(かいしゃ)からもらった紙(かみ)) に、あなたの住所(じゅうしょ)を書(か)いて、会社(かいしゃ)に出(だ)してください。

(青色) 日本の雇用慣行の一例を掲載。雇用慣行が、外国の文化などとギャップが大きい場合もあるため、改めて「気づき」をもってもらうような記載になっています。

(黄色) 一般的な外国の文化や外国人の方の考え方を一例として記載しています。

(太字) 上記を踏まえ、どのような説明の仕方をすれば分かりやすいか、どのような点に注意するとよいか、ポイントを記載しています。

これらのポイントを踏まえて、外国人の方の説明する場面に、そのまま話したり見せたりして使えるような例文や図表の例を紹介しています。

活用対象

例えば、以下のような質問や要望を外国人社員から受けてお困りの事業主、人事労務担当者

- 最初に聞いた給料と振り込まれている金額が違うのは何で？
- 育児のために休暇を取りたいが、どうすれば？
- もっと働きたいが、なぜ働いてはいけないの？
- 18時半になったので、帰ります。
- 年末年始の休暇はいらないので、代わりに2月に多く休ませてください。
- 会社に住所を教えたくありません。
- 健康診断を受けたくありません。
- 転勤をしたくありません。

活用事例

- ✓ 入社時の労働条件等の説明の際と一緒に読みながら説明
- ✓ 入社時のオリエンテーションで一斉に説明。質疑応答
- ✓ 個別に質問を受けた際に、該当のページを目次から探し、説明に活用

3. 上記のほか、『モデル就業規則やさしい日本語版』も併せて作成

外国人労働者雇用労務責任者講習モデル事業（厚生労働省）

令和5年度予算額 56百万円

1 事業の目的

○ 我が国における外国人労働者数は約173万人と過去最高を記録する一方、外国人雇用に関して採用ノウハウの不足や受入手続き等の不安を課題とする事業主も多いことから、指針上選任が求められている雇用労務責任者※にかかる講習を実施することにより、雇用管理改善の取組及び外国人労働者の職場定着の促進を図る。

※外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針(抄)

第六 外国人労働者の雇用労務責任者の選任

事業主は、外国人労働者を常時十人以上雇用するときは、この指針の第四に定める事項等を管理させるため、人事課長等を雇用労務責任者(外国人労働者の雇用管理に関する責任者をいう。)として選任すること。

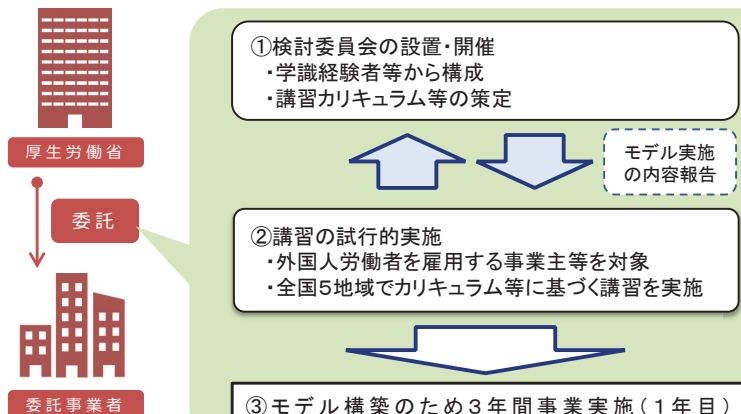
2 事業の概要

① 学識経験者等から構成される、外国人労働者雇用労務責任者講習検討委員会(仮称)を設置の上、雇用労務責任者にかかる講習カリキュラム等を策定する。

② 全国5地域で、当該カリキュラム等に基づき、外国人労働者を雇用する事業主等に対し、雇用管理全般に関する知識やノウハウを取得するための講習を試行的に実施する。

③ 3年間事業を実施し、成果をとりまとめた報告書を作成する。

3 事業スキーム・実施主体等



高度外国人材活躍推進事業（経済産業省）

令和5年度予算額 JETRO交付金265.7億円内数

事業の内容	事業イメージ
<p>事業目的・概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 「未来投資戦略2018」に基づき、2018年12月に関係省庁連携の下、JETROに「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を設置しました。高度外国人材の我が国への呼び込み・採用・活躍の推進を通して、日本企業の海外ビジネスの拡大やイノベーションの創発を促進し、国際競争力強化に貢献します。 令和5年度は、「ポータルサイトを通じた高度外国人材に関する効果的な情報発信」及び「全国の中堅中小企業に対する伴走型支援の提供」を強力に周知しつつ、活動を継続し、高度外国人材の活用を通じた日本企業の国際競争力の強化を実現します。更に、好事例に関する普及啓発を通じて、高度外国人材活用の新規需要の掘り起こしと更なる好事例創出に繋がります。 また、令和4年度中に在留ビザの高度外国人材地方ポイント加算が行われることから、この機を捉えて地方企業への留学生の雇用を強力に推進するため、地域における産・官・学のコンソーシアムを形成し、JETROの伴走型支援を強化します。 ポスト・コロナ時代の往来再開を見据え、海外のデジタル人材等に対して積極的な情報発信を行うと共に、そうした人材を活用したい国内・外の日本企業を支援していきます。 <p>条件（対象者、対象行為、補助率等）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> </div>	<p>(1) 高度外国人材活躍推進プラットフォーム連携推進事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ポータルサイトにて、関係省庁連携の下、企業及び高度外国人材双方に役立つ各種関連情報を一元的に発信。 伴走型支援に一部オンライン対応も取り入れ、外国人材の活用に課題を抱える全国の企業に対し、効率的で切れ目のない支援を実施。 関係機関との連携事業を推進し、イベントやセミナー（オンライン実施も含む）の相乗効果を高め、活用好事例の創出に努める。 <p>(2) 高度外国人材活躍基盤整備事業</p> <p>高度外国人材の我が国企業での活躍を推進するため、企業及びその支援者向けに作成したプログラムや支援カリキュラムの活用・普及に向け、全国でワークショップやセミナーを実施。</p> <p>(3) 高度外国人材活躍事例展開事業</p> <p>イノベーション創出に資するデジタル人材等を多く輩出する国等において、「ジャパン・キャリア・プロモーション・キャラバン」を開催することで、日本の優遇措置、就業環境、多様な活躍機会を複合的にPRし、日本の就労イメージを再構築していくと共に、オンラインを活用した高度外国人材と我が国企業の接点形成を図る。</p> <p>(4) 外国人在留支援センターでの連携事業</p> <p>「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策の充実について」に基づき設置された「外国人在留支援センター」が2020年7月に開所。当センターにて関係機関との連携を強化し、効果的・効率的な支援を実施。</p> <p>(5) 高度外国人材活躍地域コンソーシアム事業（新規）</p> <p>高度外国人材の地元企業への就職を促進するため、産・学・官のコンソーシアムを形成し、地域ごとの課題を共有しつつ、従来の県単位での活動を拡充してマッチングを行うことにより、地域に根ざした高度外国人材の定着を支援。</p> <p>(6) アジア未来投資イニシアティブ関連事業（新規）</p> <p>萩生田経済産業大臣の掲げた「5年で5万人の日本・日系企業への雇用」達成のため、JETROの現地事務所のノウハウを活用し、海外日系企業と現地大学をはじめとした高度外国人材のジョブフェアを対面・オンラインで実施。</p>

高度外国人材活躍促進プラットフォーム

- 本プラットフォームは、日本企業における高度外国人材の採用から活躍までの支援を目的とするもの。
- 関係省庁等連携の下、関連施策やセミナー情報等をプラットフォームに集約し、一元的な情報発信を実施。

内閣官房、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、経済産業省 等
(施策、セミナー開催等の情報を集約)

情報提供

高度外国人材活躍推進プラットフォーム（事務局：JETRO）

①ポータルサイトでの情報提供・
問合せへのワンストップ対応

②ジョブフェア・セミナー
機会・情報の提供

③専門家による伴走型支援

きめ細かく支援

地域の中堅・中小企業

<支援概要>

1

関係省庁の施策を集約したポータルサイトを開設。お問合せにも一元的に対応。

2

企業と高度外国人材との出会いの機会・情報を提供。

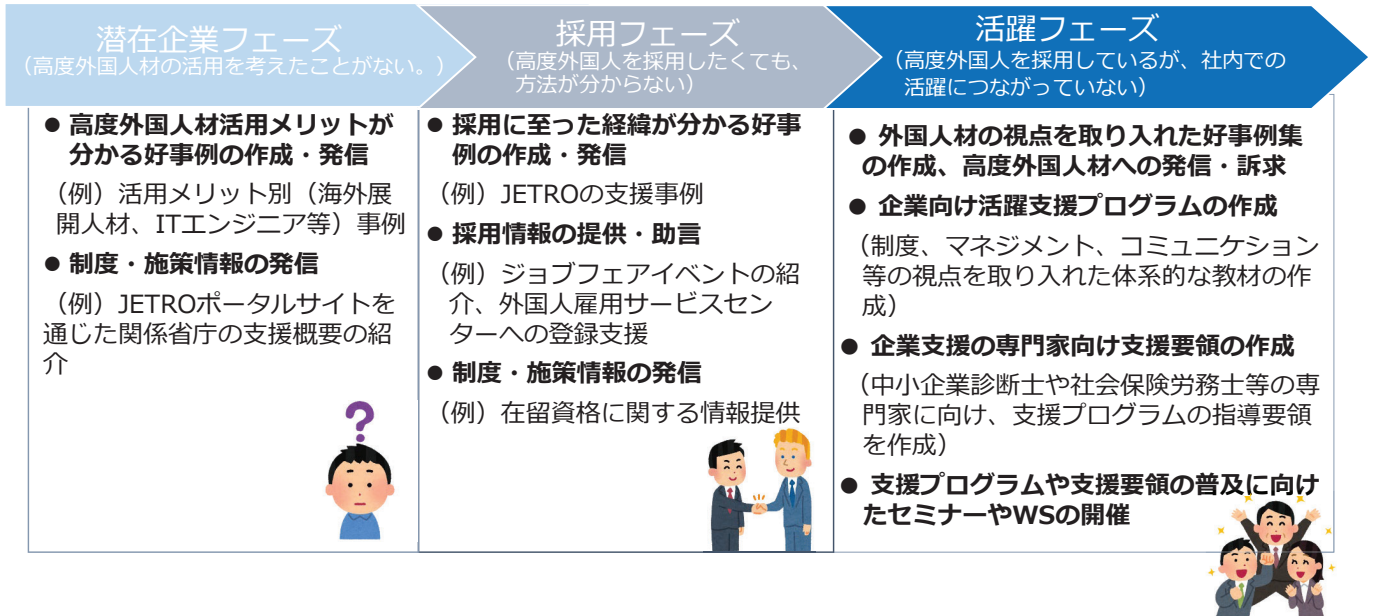
3

採用、各種手続、入社後の活躍等について、継続的にご相談、アドバイス。

高度外国人材の活躍推進に向けた伴走型支援

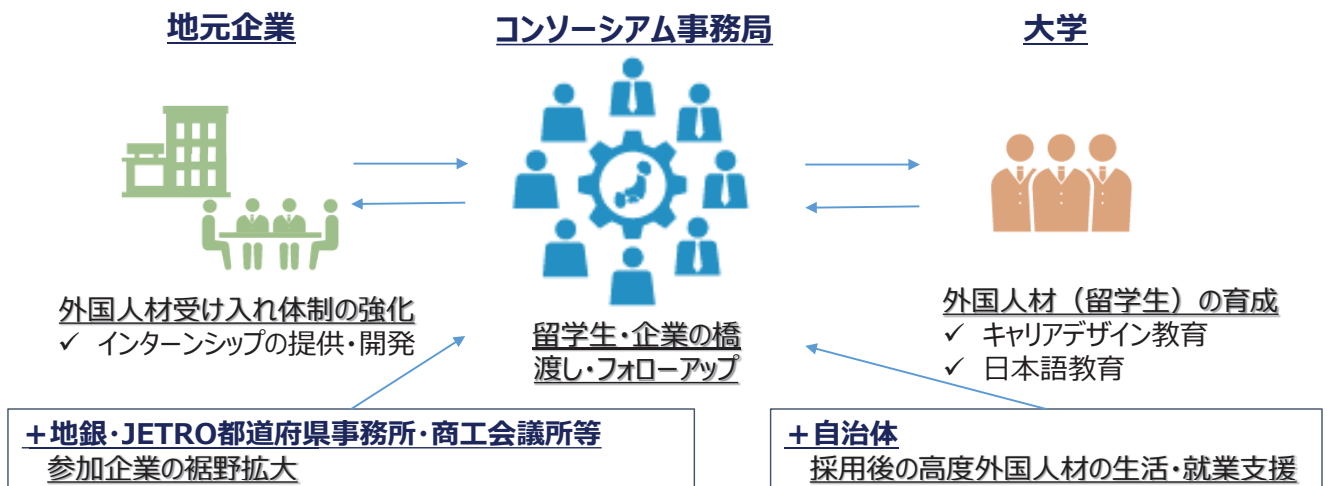
- 日本企業は高度外国人材を活用するにあたって、採用前から、採用、採用後と、各フェーズに課題があり、それぞれのフェーズに応じたきめ細かい伴走型支援を行っていく必要がある。

<主な支援策>



高度外国人材活躍地域コンソーシアム事業

- 高度外国人材活躍地域コンソーシアムは、その目的を高度外国人材の活躍推進による中堅・中小企業の海外展開促進・地域経済の活性化として位置づけ、各地域の実情に応じ域内の関係者（大学、経済団体、企業、金融機関、自治体等）をメンバーとするコンソーシアムを構成し、関係者間の連携強化を通じて、高度外国人材のリクルーティングを促進する。
- R4年度は、2地域でのコンソを立ち上げ、R5年度は4地域ほどの立ち上げを目指す。



国際化促進インターンシップ事業

令和5年度予算額「技術協力活用型・新興国市場開拓事業（国際化促進インターンシップ事業）」1.95億円

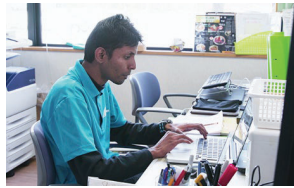
- **高度外国人材の活用に意欲的な中堅・中小企業に対し、海外大学の学生等のインターン受入れ機会を提供することを通じ、海外情報の獲得や高度外国人材の社内受入体制の整備などを旨とする。**

※令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大による影響を考慮しオンラインで実施。R4年度はオンラインと対面で開催。国内留学生も対象。

<事業の流れ>

- インターンは、事務局による書類・面接選考を経た後、企業とのマッチングにより決定。
 (主な要件：所属大学からの在学証明書・推薦書、日本語能力(N3以上)又は英語力など)
- インターン期間中は、受入企業での活動のほか、事務局において、異文化理解などの事前研修や、中間フォローアップ研修、成果報告会などを開催。また、インターン生の活動をサポートするため、インターン生からの日報による活動把握のほか、インターンに対して専属コンシェルジュを配置。

<オフラインでの実績(令和元年度)>



	企業	インターン
応募	310社	24,135名
実績	167社	204名

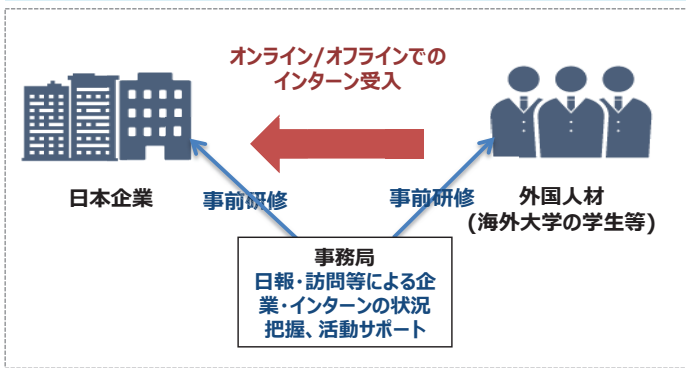
【参加企業へのアンケート結果】
 Q:インターンシップで得られた成果はどのようなものですか？
 ✓ 社内の意識改革(約69%)
 ✓ 異文化コミュニケーションのノウハウ(約65%)
 ✓ 外国人の生活習慣やマインドの理解(約53%)

<オンラインでの実績(令和3年度)>



	企業	インターン
応募	168社	3,752名
実績	159社	188名

【参加企業へのアンケート結果】
 Q:インターン受入の結果、実際に達成できた主な成果はどのようなものでしたか？
 ✓ マーケティング・市場分析の実施、売上につながる営業ツールの開発・改良(約71%)
 ✓ 異文化理解・国際感覚の向上・組織の活性化・マネジメント能力の向上(約15%)



アジア未来投資イニシアティブにおける取組

目標

グローバルに多様な人材を育成・登用する企業文化の醸成

アジア人材※の惹きつけ
※ワーカー層のみならず、イノベティブな経営人材・IT人材を含む

今後5年間で5万人のアジア高度人材の日本企業及び日系企業への就職機会の提供を支援

対象

採用・活用の強化を通じた、アジア高度人材と日本企業の循環エコシステム構築

アジアの高度人材 **留学生@日本**

アジアの高度人材 **学生@アジア**

アジアの高度人材 **中途@アジア**

日本企業@アジア法人

日本企業@日本

アプローチ



留学生受入大学

- ・ジョイント・ディグリーの制度改正
- ・大学の国際化の推進
- ・優秀な留学生の受入れ
- ・受入留学生の就業支援の推進等

高度外国人材(留学生等)

- ・日本企業への就職機会の提供支援(高度外国人材プラットフォーム・ビジネスイベント・インターンシップ事業等の活用等)等

日本企業

- ・高度外国人材活用を促進する各種施策(人材育成、大学との連携、好事例の共有・展開等)

支援主体



外国人留学生の就職や入社後の活躍に向けたハンドブック (経済産業省、厚生労働省、文部科学省)

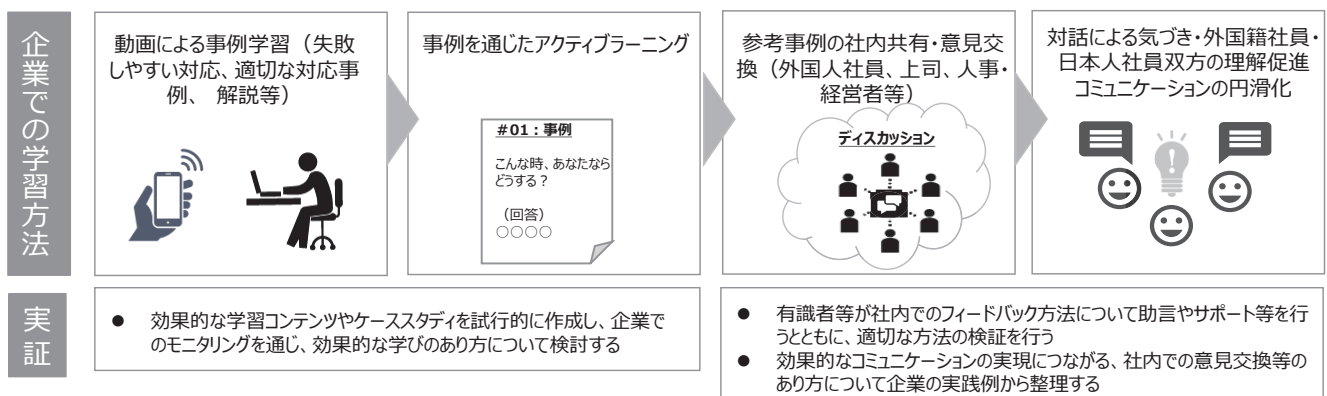
- 文部科学省、厚生労働省、経済産業省の③省共同事務局で、大学、産業界、支援事業者等と連携して、外国人留学生の就職や採用後の活躍に向けたプロジェクトチームを2019年8月に立ち上げ。
- PTでの検討を踏まえ、企業が外国人留学生等の採用や入社後の活躍に向けた取組を進める際に、特に押さえておくべき**12のポイント(チェックリスト)**と、それに連動する**活用ガイド・ベストプラクティス集**をまとめた**ハンドブックを2020年2月に作成**。現在、各省庁において**ハンドブックの普及・周知活動を実施**。



職場でのミスコミュニケーションを考える動画教材の作成 (経済産業省)

- 外国人材の活躍や定着に向けた課題として、外国人材を受け入れる職場において、**日本人独特の日本語によるハイコンテキストなビジネスコミュニケーションが弊害となっている**と指摘されている。
- その要因としては、**外国人材との効果的なコミュニケーションに係る日本人者社員の学びの機会が限られている**ことが挙げられる。
- このため、職場における外国籍社員との効果的なコミュニケーションに向けた学びに関する実証を行った上で、**ウェブ上で活用できる動画教材を作成し、オープンデータとして2021年4月に公表**。現在、ワークショップなどを開催し、普及に取り組んでいる。

(学習のイメージ)



職場における外国人材との効果的なコミュニケーションの学び方についてポイントを整理
モデル教材を作成・オープンデータとして公表し、活用を促す

在留資格一覧表（出入国在留管理庁）

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注）介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（令和4年4月26日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、日本で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

留学生の就職後の主な在留資格

在留資格	在留期間	活動内容（該当例）	令和3年中の「留学」からの変更許可件数
留学	法務大臣が個々に指定する期間（4年3か月を超えない範囲）	本邦の大学等又は日本語教育機関において教育を受ける活動（大学、短期大学、高等専門学校等の学生）	—
技術・人文知識・国際業務	5年、3年、1年又は3か月	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う自然科学の分野若しくは人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等）	24,861件
教授	5年、3年、1年又は3か月	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動（大学教授等）	890件
経営・管理	5年、3年、1年、6か月、4か月又は3か月	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（企業等の経営者・管理者）	554件
教育	5年、3年、1年又は3か月	本邦の小学校等の教育機関において語学教育その他の教育をする活動（中学校・高等学校等の語学教師等）	198件
高度専門職	5年/無期限	高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う【略】活動であって日本の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの（ポイント制による高度人材）	216件
特定活動	5年、3年、1年、6か月、3か月又は法務大臣が個々に指定する期間	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	1,696件

※変更許可件数は、出入国在留管理庁「2022年版出入国在留管理」による。

留学生の就職に係る在留資格「技術・人文知識・国際業務」と「特定活動（告示46号）」

在留資格	活動内容	要件・基準等	具体的な業務の例
技術・人文知識・国際業務	<p>○理系又は文系の技術・知識を要する業務</p> <p>※他に通訳・翻訳等に従事する「国際業務」も認められている。</p>	<p>○理系又は文系の技術・知識を要する業務に従事する場合（いずれかに該当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術・知識に関連する科目を専攻して大学を卒業したこと。 ・技術・知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了したこと。 ・10年以上の実務経験を有すること。 <p>○家族の帯同 認められる</p> <p>※専攻科目と業務との関連性 ⇒大学は、教育機関としての大学の性格を踏まえ、関連性は柔軟に判断。 ⇒専修学校は、職業等に必要な能力を育成すること等が目的とされていることから、相当程度の関連性が必要。</p>	<p>○理系の技術・知識を要する業務</p> <p>①システムエンジニア、②設計 ③プログラム開発</p> <p>○文系の技術・知識を要する業務</p> <p>①会計、②営業、③企画、④コンサルティング</p> <p>※学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的能力を必要とする業務でなければならないため、飲食店での接客や工場でのライン作業等は、基本的に認められない。</p>
特定活動（告示46号）	<p>○常勤の職員として、日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務を含む業務（風俗営業活動及び法律上資格を有する者が行うこととされている業務を除く）</p> <p>※日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務 ⇒他者との双方向のコミュニケーションを要する業務</p>	<p>○以下の要件に該当する者（いずれにも該当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本邦の大学（短大を除く。）を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。 ・日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験等により証明（N1合格等）されていること。 ・本邦の大学又は大学院において修得した広い知識及び応用能力等を活用するものと認められること。 <p>○家族の帯同 認められる</p> <p>※大学又は大学院において修得した広い知識及び応用能力等を活用するもの ⇒学術上の素養を背景とする一定水準以上の業務が含まれていること等</p>	<p>○日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務を含む業務</p> <p>①飲食店において店舗管理や通訳を兼ね備えた接客 ②工場のラインにおいて日本人社員から受けた作業指示を外国人社員に対して伝達し自らもラインで業務を行う</p> <p>※一定の要件を満たすことで、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格では認められていない幅広い業務に従事することが可能である。</p>

留学生の就職に係る在留資格「特定技能」

在留資格	活動内容	要件・基準等	具体的な業務の例
特定技能1号	<p>○本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野（※）であって相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務</p> <p>※人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野</p> <p>※在留できる期間は、通算で上限5年まで</p>	<p>○技能水準 試験等で確認 (技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)</p> <p>○日本語能力水準 生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認 (技能実習2号を修了した外国人は試験免除)</p> <p>○支援 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象</p> <p>○家族の帯同 基本的に認めない</p>	<p>以下の特定産業分野のいずれかに属する業務</p> <p>(12分野)</p> <p>○介護 ○ビルクリーニング ○素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業 ○建設 ○造船・船用工業 ○自動車整備 ○航空 ○宿泊 ○農業 ○漁業 ○飲食物品製造業 ○外食業</p>
特定技能2号	<p>○本邦の公私の機関との雇用に関する契約に基づいて行う特定産業分野であって熟練した技能を要する業務</p>	<p>○技能水準 試験等で確認</p> <p>○日本語能力水準 試験等での確認は不要</p> <p>○支援 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外</p> <p>○家族の帯同 認められる</p>	<p>以下の特定産業分野のいずれかに属する業務</p> <p>(2分野)</p> <p>○建設 ○造船・船用工業</p>

外国人労働者の受入れ

現在の基本的な考え方

専門的・技術的分野の外国人

積極的に受入れ

- ・我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的・技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進（第9次雇用対策基本計画（閣議決定））
- ・我が国の経済社会の活性化に資する専門的・技術的分野の外国人については、積極的に受け入れていく必要があり、引き続き、在留資格の決定に係る運用の明確化や手続負担の軽減により、円滑な受入れを図っていく。（出入国在留管理基本計画（法務省））

上記以外の分野の外国人

様々な検討を要する

- ・我が国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすこと等から、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応（第9次雇用対策基本計画（閣議決定））
- ・いずれにしても、今後の外国人の受入れについては、諸外国の制度や状況について把握し、国民の声を積極的に聴取することとあわせ、人手不足への対処を目的として創設された在留資格「特定技能」の運用状況等も踏まえつつ、政府全体で幅広い検討を行っていく必要がある。（出入国在留管理基本計画（法務省））

高度人材ポイント制について（出入国在留管理庁）

- ▶ 平成24年5月、経済成長等への貢献が期待される高度な能力を持つ外国人について、出入国在留管理上の優遇措置を実施してその受入れを促進するため、「高度人材ポイント制」を導入（在留資格「特定活動」）
- ▶ 平成26年の入管法改正により、平成27年4月から高度人材に特化した在留資格「高度専門職」を新設
- ▶ 永住許可申請に要する在留期間を見直し（5年→3年又は1年）、平成29年4月から施行

高度人材ポイント制の対象

- （3つの分類）
- 高度学術研究活動
 - 高度専門・技術活動
 - 高度経営・管理活動

それぞれの特性に応じて、学歴、職歴、年収などの項目ごとにポイントを設け、一定点数（70点）に達した場合に優遇措置の対象とする。

在留資格「高度専門職」

- 「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」の2種類
- 「高度専門職2号」は「高度専門職1号」で3年以上活動を行った者が対象

優遇措置の内容

高度専門職1号

- 在留期間「5年」の付与
- 複合的な在留活動の許容
- 配偶者の就労
- 親の帯同
- 永住許可要件の緩和
- 家事使用人の帯同

高度専門職2号

- 在留期間「無期限」の付与
- 就労資格のほぼ全ての活動を許容
- 配偶者の就労
- 親の帯同
- 永住許可要件の緩和
- 家事使用人の帯同

共通

永住許可申請に要する在留期間

- 70点以上のポイントで高度外国人材として認められた者について、永住許可申請に要する在留期間を3年とする。
- 80点以上のポイントで高度外国人材として認められた者について、永住許可申請に要する在留期間を1年とする。

高度人材ポイント制の対象となる3つの類型

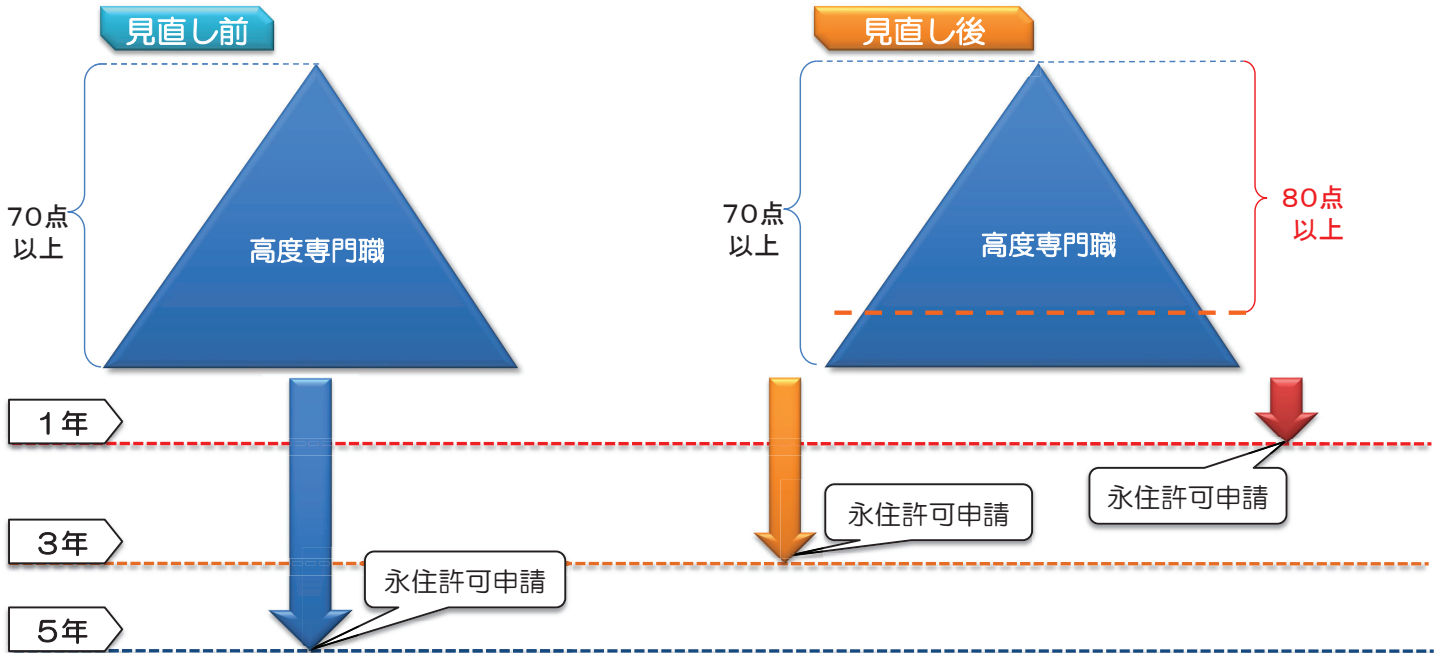
類型	認められる活動内容	職業例(イメージ)
高度学術研究活動	日本の公私の機関との契約に基づいて、 ○大学等の教育機関で教育をする活動 ○民間企業の研究所で研究をする活動 など また、これらの活動と併せて、教育や研究の成果を生かして事業を起こし自ら経営すること	○大学教員・研究者 ○研究所研究員 ○大学発ベンチャー経営者 (大学と兼務する場合)
高度専門・技術活動	日本の公私の機関との契約に基づいて、 ○自然・人文科学の分野に関する専門的な知識・技術を必要とする業務に従事する活動 (所属する企業において、技術者として製品開発業務に携わる一方、セールス・プロモーション等の企画立案業務を行う活動) など また、これらの活動と併せて、関連する事業を起こし、自ら経営すること	○エンジニア ○製品開発者 ○企業発ベンチャー経営者
高度経営・管理活動	○会社の経営や、弁護士事務所・監査法人事務所などを経営・管理する活動 また、これらの活動と併せて、これらの会社・事務所の事業と関連のある事業を起こし自ら経営すること	○企業経営者 ○弁護士 ○会計士

高度人材ポイント制の見直しに係る経緯について（出入国在留管理庁）

実施日	実施内容
平成24年 5月 7日	高度人材ポイント制の運用開始（在留資格「特定活動」）
平成25年12月24日	年収基準の緩和，資格による加算等の評価項目の追加 家事使用人や親の帯同に必要な年収要件の引下げ 等
平成27年 4月 1日	在留資格「高度専門職」の創設に係る入管法一部改正法の施行 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 高度外国人材に特化した在留資格「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」を創設 ➢ 「高度専門職2号」は在留期間が無期限
平成29年 4月26日	永住許可申請に要する在留期間の見直し 加算措置の追加
平成31年 3月15日	国家戦略特別区域における特別加算の追加
平成31年 3月29日	特別加算「法務大臣が告示で定める大学を卒業した者」の対象大学の拡大
令和 3年 7月30日	世界に開かれた国際金融センターの実現に向けた優遇措置の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 投資運用業等に従事する金融人材に対する特別加算の追加 ➢ 投資運用業等に従事する金融人材に対する家事使用人の雇用要件の緩和

永住許可申請に要する在留期間の見直し(平成29年)

- 70点以上のポイントで高度外国人材として認められた者について、永住許可申請に要する在留期間を現行の5年から3年に短縮する。
 - 高度外国人材の中でも特に高度と認められる者(80点以上のポイントで認められた者)については、永住許可申請に要する在留期間を現行の5年から大幅に短縮し、1年とする。
- ＝「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設

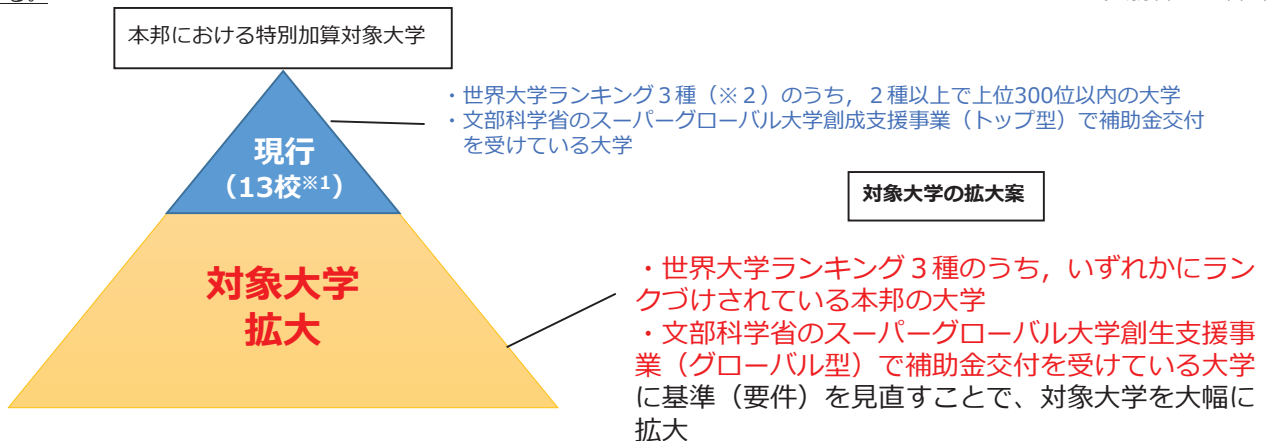


ポイント制特別加算対象大学の拡大(平成31年)

「まち・ひと・しごと創生総合戦略 2018改訂」(平成30年12月21日閣議決定)

高度人材に出入国管理上の優遇措置を講ずる高度人材ポイント制において、特別加算の対象大学の拡大を行うこととし、2018年度中を目処に実施する。

⇒高度外国人材に出入国管理上の優遇措置を講ずる高度人材ポイント制について、「法務大臣が告示で定める大学」(特別加算：10点)の対象大学を拡大する。(法務省、文部科学省)



⇒本邦における高度人材ポイント制の特別加算の対象大学を、地方の大学を含めて拡大することで、留学生の国内での就職インセンティブと定着率向上に努める。

※1 東京大学、京都大学、東北大学、九州大学、大阪大学、名古屋大学、北海道大学、筑波大学、東京工業大学、広島大学、東京医科歯科大学、慶應義塾大学、早稲田大学の13校

※2 クアックアレリ・シモンズ社公表のQS・ワールド・ユニバーシティ・ランキングス
タイムズ・ハイアー・エデュケーション誌公表のTHE・ワールド・ユニバーシティ・ランキングス
上海交通大学公表のアカデミック・ランキング・オブ・ワールド・ユニバーシティズの3種のランキングを指す。

高度外国人材の受入れに係る「新たな制度」の創設について (出入国在留管理庁)

～特別高度人材制度及び未来創造人材制度の創設～

新制度の創設経緯

- 令和4年9月29日、教育未来創造会議において、総理が「高度人材の受入れについて、世界に伍する水準の新たな制度の創設を含め、改革を進めていく必要がある…本会議（教育未来創造会議）と新しい資本主義実現会議及び外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議が連携して、年度内に、具体化してください」と御発言。
- 令和5年2月17日、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において新制度案を決定。
- 令和5年4月21日、世界の人材獲得競争に負けないよう、更に高度外国人材の受入れを促進するため、以下の2つの制度を導入。
- ①高度外国人材の中でもトップレベルの能力がある者の受入れ促進することを目的とした「特別高度人材制度(J-Skip)」
- ②将来有望な人材としての活躍が期待されるポテンシャルの高い若者を早期に呼び込むことを目的とした「未来創造人材制度(J-Find)」を導入。

現行高度人材ポイント制の概要

1 在留資格

項目ごとのポイントを合計し、

70点以上

(学歴・職歴・年収・年齢等の項目)

在留資格「高度専門職」1号 $\xrightarrow{3年}$ 2号 (*号の区分で優遇措置に差)

3つの活動類型があり、加算されるポイント項目に差

(1) 高度学術研究活動
(大学教授や研究者等)

(2) 高度専門・技術活動
(企業で働く技術者等)

(3) 高度経営・管理活動
(企業の経営者等)

2 優遇措置

1号：①有期で最長の在留期間「5年」の一律付与
②複数の在留資格にまたがる活動を認める

③親の帯同 ④外国人家事使用人(1人)の雇用 ⑤配偶者の一部職種でのフルタイム就労 ⑥在留歴に係る永住許可要件の緩和等

3年

2号：①在留期間「無期限」の付与
②ほぼ全ての就労資格の活動を行うことが可能

③～⑥等は1号と同じ

高度外国人材の受入れに係る「新たな制度」の創設について

①特別高度人材(J-Skip)の概要

1 在留資格

ポイント制によらず**学歴又は職歴と年収**が下記の水準以上であれば、「高度専門職(1号)」を付与

① 高度学術研究活動
(大学教授や研究者等)

② 高度専門・技術活動
(企業で働く技術者等)

③ 高度経営・管理活動
(企業の経営者等)

- ・修士号以上取得、年収2,000万円以上の者
- ・職歴10年以上、年収2,000万円以上の者

- ・職歴5年以上であり、年収4,000万円以上の者

入国後

在留資格「高度専門職」1号 $\xrightarrow{1年}$ 2号 (*号の区分で優遇措置に差)

2 追加優遇措置：ポイント制度の優遇措置に加え、以下の拡充した優遇措置を受けられる

①世帯年収が3,000万円以上の場合、外国人家事使用人2人まで雇用可能(家庭事情要件等は課さない※)

②配偶者は、在留資格「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」及び「興行」に該当する活動に加え、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」及び「技能」に該当する活動についても、経歴等の要件を満たさなくても、週28時間を超えて就労を認める

③出入国時に大規模空港等に設置されているプライオリティレーンの使用が可能

※13歳未満の子又は病気等により日常の家事に従事できない配偶者を有すること、又は外国で継続して1年以上雇用していた家事使用人を引き続き雇用することを課さないもの

高度外国人材の受入れに係る「新たな制度」の創設について

②未来創造人材制度（J-Find）の概要

対象者：以下の3要件全て満たす者

- (1) 3つの世界大学ランキング（※1）中、2つ以上で100位以内にランクインしている大学を卒業、又はその大学の大学院の課程を修了して学位又は専門職学位を授与されている
- (2) 卒業から5年以内
- (3) 滞在当初の生計維持費20万円の所持

在留資格「特定活動」（未来創造人材）を付与

活動内容

在留期間は、最長2年間（1年又は6月ごとに更新が必要）（※2）

- ・ 就職活動
- ・ 起業準備活動
- ・ 上記活動を行うために必要な資金を補うための就労

配偶者・子について

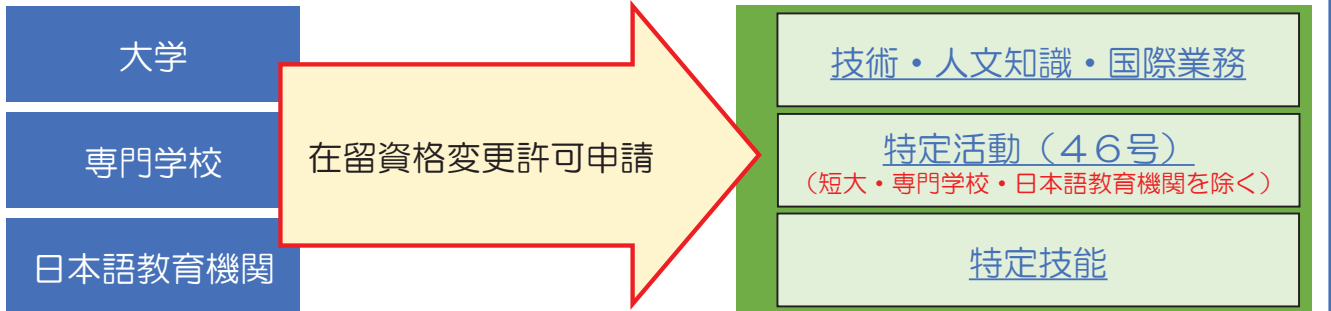
扶養する配偶者・子は、在留資格「特定活動」（未来創造人材の配偶者等）が付与され、帯同することが可能。なお、配偶者・子の就労には、資格外活動許可が必要。

（※1）①「カウチ・タイムズ」社公表のQS・ワールド・ユニバーシティ・ランキング、②タイムズ社公表のTHEワールド・ユニバーシティ・ランキング、③「シャカイ・ランキング・コンサルティング」公表のアカデミック・ランキング・オブ・ワールド・ユニバーシティ

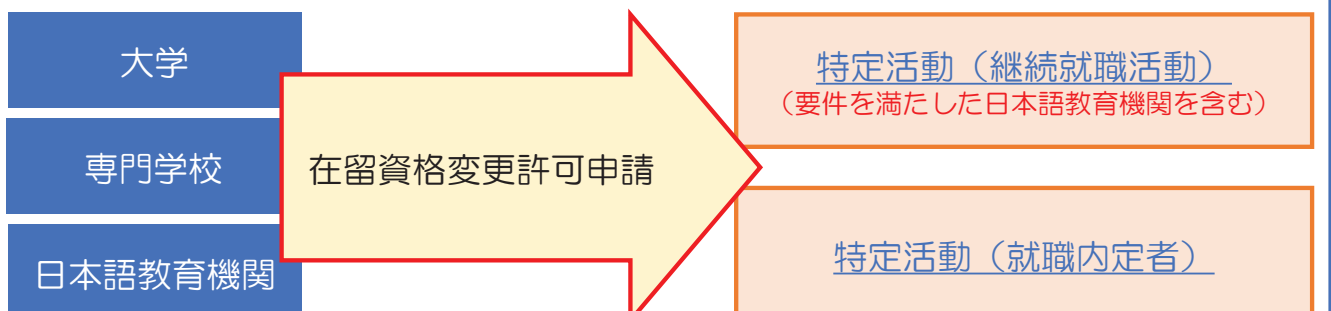
（※2）特定活動（継続就職活動）、起業活動促進事業、特区創業活動促進事業、特定活動（卒業後起業活動）等の類似制度と併せて累計2年を超えない範囲で活用できる

留学生の就労に係る主なフロー

① 教育機関卒業時点で、日本企業への就職が決定している場合



② 教育機関卒業時点で、日本企業への就職が決まっていない、または、採用までに時間がある場合



諸外国における在留資格制度の事例

- 諸外国では、高度人材向けビザにアドオンする形で、情報技術分野等のハイレベルな外国人材に対し、特に優遇的な在留資格を創設し、一定以上のハイレベルな能力を備えた外国人材の就労・滞在の促進を図っている。

テックパス【シンガポール】



<目的>

- ・ 情報技術分野におけるトップ人材が有する技術力やネットワーク力を活用することで、シンガポールでの起業や最先端サービスの開発、新たな雇用の創出等を促す

<取得要件>

- ・ 直近(1年以内)の月額固定給与支給額がS\$20,000以上
- ・ 評価額/時価総額が5億USドル以上もしくは資金の調達を3,000万USドル以上行なったテクノロジー企業で少なくとも5年以上の主導的役割を担ったことがあること 等

<優遇内容>

- ・ テクノロジー企業を起業、運営できる
- ・ 1つ以上のシンガポールに拠点をおく企業の従業員にいつでもなることができる
- ・ 従業員と起業家との間を自由に変更できる 等

デジタルノマドビザ【エストニア等】



<目的>

- ・ エストニアを拠点として就業しやすい環境を整備することで、海外の優秀なノマドワーカーを呼び込み商業的なエコシステムを構築することで労働市場及びエストニア経済を活性化させる

<取得要件>

- ・ location independent business (場所に依存しないビジネス) を経営していること、または、エストニア国外に拠点を置く会社にリモートで勤務していること
- ・ 過去6ヶ月に月々最低€3504の収入

<優遇内容>

- ・ エストニア国外企業やフリーランスとして遠隔地で働く場合でも、最大1年間観光客としてエストニアに滞在することができる 等

諸外国における在留資格制度の事例

High Potential Individual visa route (ハイポテンシャル・インディビジュアル (HPI) ・ビザ) 【英国】



<目的>

- ・ 2021年に発表したイノベーション戦略に基づき、「2035年までにイギリスをイノベーションのグローバルハブとする」として、世界的に活躍するイノベーション人材を引き付け、維持する。

<取得要件>

- ・ 3つの世界ランキング※の内少なくとも2つで50位以内の大学卒業者 (申請から5年以内に卒業し、ランキングは卒業年のものを参照)
- ・ 英語以外の言語で学位を取得している場合は、認定英語試験でB1レベルを合格
- ・ 1,270GBPの預金がある (海外から入国許可を申請する場合) 等

<優遇内容>

- ・ 学士号または修士号を取得した卒業生は、2年間のビザ、博士号及び博士レベルの資格を有する卒業生には、3年間のビザが付与。
- ・ 扶養家族 (パートナーと18歳未満の子供) の滞在許可 等

Orientation year residence permit (オリエンテーション・イヤー・レジデンス・パーミットビザ)

【オランダ】



<目的>

- ・ 大学卒業、博士号取得、科学研究の後、オランダ国内において就職を希望する人材に対して1年間の滞在許可を与え、オランダの企業への就職を促す。

<取得要件>

- ・ 3つの世界ランキング※の内少なくとも2つで200位以内の大学卒業者 (卒業後3年以内に申請)
- ・ 英語、またはオランダ語ではない言語で学位を取得した場合は、IELTSの6.0以上のスコアを有する

<優遇内容>

- ・ 一年間の滞在許可 等

※ 3つの世界大学ランキング

- ・ Times Higher Education World University Rankings
- ・ Quacquarelli Symonds World University Rankings
- ・ The Academic Ranking of World Universities

4. 教育の国際化の促進

(1) 国内大学等の国際化



趣旨

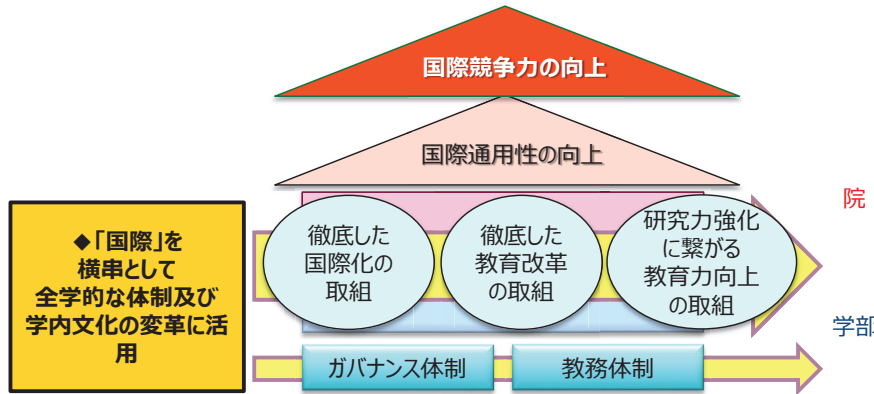
- 徹底した「大学改革」と「国際化」を断行し、我が国の高等教育の国際通用性、ひいては国際競争力強化の実現を図り、優れた能力を持つ人材を育成する環境基盤を整備する。
- 本事業のこれまでの実践により得られた優れた成果や取組を国内外に対し戦略的に情報発信し、海外における我が国の高等教育に対する国際的な評価の向上と、我が国大学全体としての国際化を推進する。

スーパーグローバル大学創成支援

世界トップレベルの大学との交流・連携を実現、加速するための新たな取組や、人事・教務システムの改革などの体質改善、学生のグローバル対応力育成のための体制強化など、徹底した国際化に取り組む大学を重点支援。

(事業期間：最大10年間(2014年度～2023年度))

- トップ型** 13件×@105百万円
世界ランキングトップ100を目指す力のある大学を支援
 - グローバル化牽引型** 24件×@47百万円
これまでの実績を基に更に先導的試行に挑戦し、我が国社会のグローバル化を牽引する大学を支援
- ※その他、フォーラム形成経費（135百万円×1件）及び審査・評価等経費（22百万円×1件）



成果

事業選定37大学における
 トップレベルの国際化の
 取組の推進

(例)

- 事業開始前に比べ、
 ・外国語による授業科目数は
約2倍に増加
- ・受入外国人留学生数は
約1.5倍に増加

本事業の優れた成果や
 取組の国内外に対する
 戦略的な情報発信

令和3年度～
 成果の横展開を目的とした
 「大学の国際化促進
 フォーラム」構築

- ・海外における我が国の
 高等教育の**国際的な
 評価の向上**
- ・我が国の**大学全体の
 国際化の推進**

ニューノーマルにおける大学の国際化促進フォーラム形成支援

背景 目的

- 我が国の高等教育における国際化施策はグローバル30からGGJ、そしてSGUと、**弛むことなく12年が経過**。SGUは事業開始**8年目を終える中**、各採択大学の構想の下、**国際対応力強化や国際通用性向上の取組が多様な形で進展**。
- 一方、新型コロナウイルスの世界的発生により国境を越えた移動が制限される中、**オンラインを活用した教育・交流が急速に進展**。
- 事業残り3年となる今、**国際化を牽引する大学群の多様な実績の横展開を強化する環境を整備することによりニューノーマルに向けた我が国の高等教育の更なる国際通用性・競争力の強化を図る**。

◆ニューノーマルに向けて**SGU採択大学を中心に展開力採択校・希望する大学等による「国際化促進フォーラム」を形成**。

概要

- 我が国大学の国際化を**オールジャパンで促進する大学の主体的な活動の場**として、SGU採択校を中心に世界展開力採択校及び希望する大学・機関等がフォーラム会員となり、文部科学省等関係機関とも連携しつつ、**大学の国際化に関わる取組みや研究の実施・共有・展開、情報の提供・共有**を行う連携体
- 18大学による19プロジェクト**が活動の中心となり、**希望する大学が**自大学の国際化戦略等を踏まえプロジェクトに**参画**し、**プロジェクト間においても更に有機的な連携**を進めることで、新たなグッドプラクティスを生み出し、我が国高等教育全体の強靱かつ多様な国際化を促進。
- SGU事業終了後（R6～）は、**自律的運営組織へと発展**させることを前提とする。

プロジェクト全体をつなぐ、オールジャパンで結成する日本発オンライン国際教育プラットフォーム
 「JV-Campus」他、リクルート、カリキュラム、キャリア教育等の多様なプロジェクト構成

フォーラム 会員

SGU

展開力

希望大学等

関係団体

MEXT(オブザーバー)

幹事会

リアルな情報や課題等の
 共有・蓄積・協議・発信の場

代表幹事校（東北大学）

副代表幹事校（筑波大学）

事務局幹事校（立命館大学）

幹事校 15 大学

協力等

【産業界】

【MEXT】
 (オブザーバー)

制度改正等も必要に応じ検討

参画
 協力等

【関係団体】
 (大学関係団体、国際大
 学ネットワーク等)

大学の世界展開力強化事業（文部科学省）

令和5年度予算額 : 13.5億円
 (前年度予算額) : 10.5億円

趣旨

世界的に学生の交流規模が拡大する中において、我が国にとって重要な国・地域の大学と質保証を伴った連携・学生交流を戦略的に進め、国際的通用性を備えた質の高い教育を実現するとともに、我が国の大学教育のグローバル展開力を強化する。

事業概要

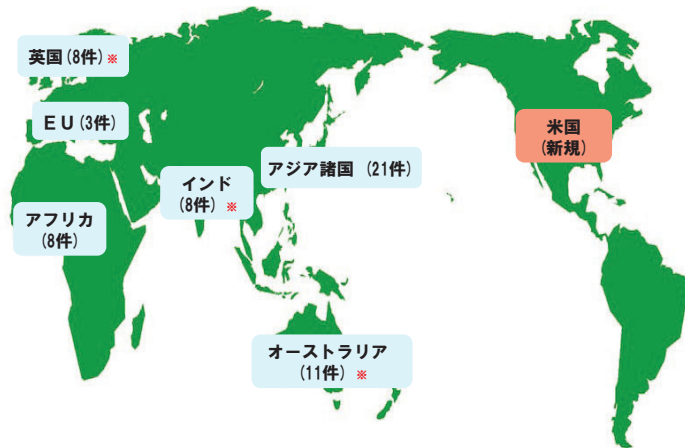
地域毎の高等教育制度の相違を超え、単位の相互認定や成績管理、学位授与等を行う教育交流プログラムの開発・実施を行う大学を支援。これら質の保証を伴ったプログラムにより、日本人学生の海外派遣と外国人学生の受入を促進。(事業期間：最大5年間)

取組例

- ✓ 先導的・大学間交流モデルの開発
- ✓ 高等教育制度の相違を超えた質保証の共通フレームワークの形成
- ✓ 単位の相互認定、共通の成績管理の実施
- ✓ 学修成果や教育内容の可視化
- ✓ 国際共修、インターンシップ、オンラインを活用した国際協働学習等

補助期間	対象国
2019～2023	EU
2020～2024	アフリカ
2021～2025	アジア諸国
2022～2026	インド太平洋地域等(英・印・豪)
2023～2027	米国(新規)

上記の他、審査・評価等経費(0.4億円×1件)
 ※は英・印・豪の複数の対象国と交流するものを含むため、各国における件数は延べ数となっている。



新規件数は合計13件程度を想定

成果

1. 学生交流増による、留学生30万人受入、日本人学生12万人海外派遣(2020年まで)達成への貢献
2. 海外連携大学との教育プログラム構築・実施に伴う我が国大学のグローバル展開力の強化
3. 交流の相手国・地域との平和的友好関係の強化

米国等との大学間交流形成支援（大学の世界展開力強化事業）

令和5年度予算額：5.5億円（新規）



背景・趣旨

- ◆ 国際競争力の土台となる研究力が世界トップにあり、かつ民主主義や人権、法の支配といった基本的な価値観を共有し、**国際的に最も重要なパートナーである米国**との間で、大学・学生間交流を促進し、**戦略的な国際ネットワークを草の根から強化することは、経済安全保障の観点からも極めて重要。**
- ◆ 新型コロナウイルス感染症により停滞した留学を、**オンラインも活用しつつ、質保証を伴った教育プログラムとして回復・伸長させる必要があり、国際オンライン教育を世界的に先導する米国と教育プログラムを協働して構築**することは極めて有用。
- ◆ 我が国大学のイノベーション・科学技術分野の先進性を、世界トップ水準の大学との研究・教育交流の中で更に伸ばしつつ、**米国中心に世界各国で取組が進むSTEAM教育やDX、GX等の分野の交流に取り組み、真のグローバル人材を育成する新たな国際教育環境モデルを構築**することも重要。

事業概要（事業期間：2022～2026年の最大5年間）

- **米国を軸とした大学間交流を推進し、日米共同で事業を展開**（カナダ等、戦略的な第3国の参画も可）。
- **COIL/VE等、質の伴ったオンライン教育手法を活用した最先端の国際教育交流基盤を構築し、実渡航の価値をより高めつつ、バランスの取れた双方向型の5万人規模の交流を目指す。**
 ※オンラインを活用した双方向の国際協働学習方式やバーチャル空間で米国学生等と主体的に学び合う大学間交流

● **文理の枠を超えて課題解決に取り組むSTEAM教育やGX、DX等の成長分野に関する事業も推奨。**

- **事業規模**
 ✓ **タイプA（米+α交流型）** ※STEAM教育やDX、GX等分野の交流事業を5割程度

3,400万円×12件程度 = 40,800万円

✓ **タイプB（交流+拠点形成・プラットフォーム構築型）** ※3大学以上が連携

14,200万円×1件 = 14,200万円 ※COIL/VE、JV-Campus活用等、オンラインを全面活用できる新たな国際交流環境整備を担う



取組（アウトプット）例

- 米国連携先大学と連携して、**STEAM教育を開発・提供**、または**DX、GXに必要な専門知識を得る教育プログラムを設置**しつつ、COILやバーチャル空間の交流等も含め、**日米学生が協働し、世界的課題解決に向けた戦略立案・計画策定・実践**を行う取組。
- **JV-Campus**において、日本語教育や日本文化等の**コンテンツを共有**しつつ、米国連携先大学と**COIL/VE等を活用**し、大学全体で多様な学生交流を行い、実渡航を含め**年間400名規模の交流を行うプログラム**を構築。
- 中長期的な日本への正規留学生増加も見据えた、**JV-Campusを活用したリクルート活動やオンライン科目の入学後の単位認定等の仕組み**を構築。
- **大学と産業界がパートナーシップ**を組み、**国際的な人材育成とリクルート活動**等を目的に、**インターンシッププログラム**を企画・実施。

アウトカム（成果目標）

- 最先端の国際教育交流基盤の構築し、国際化を進める多数の大学が活用することで多くの日本人学生のマインドセットの変革に寄与。
- 国際通用性あるSTEAM等の教育プログラムによるDX、GX等分野を支える人材育成。

インパクト（国民・社会への影響）

- 最先端の教育研究に触れることで、世界で活躍するグローバルリーダーを創出
- 日米間の大学交流の推進による強固な日米同盟の維持・発展
- イノベーション・科学技術の進展による経済面・技術面での国際競争力強化

大学の世界展開力強化事業プログラム一覧



2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027

キャンパス・アジア (モード1) & ASEAN & 米国等
25件、22機関 (実績: 派遣4,820人、受入3,604人)

ASEAN 14件、15機関 (実績: 派遣3,744人、受入3,109人)



AIMSプログラム※
※東南アジア教育大臣機構が実施する学生交流プログラム
7件、11機関 (実績: 派遣758人、受入812人)

ICI-ECP ※
※日EU共同学生交流プログラム
5件、15機関 (実績: 派遣132人、受入144人)



ロシア・インド (H26採択)
9件、8機関 (実績: 派遣1,170人、受入1,296人)



中南米 & トルコ
11件、21機関 (H27~H30実績: 派遣1,207人、受入1,324人)



アジア諸国 (キャンパス・アジアモード2を含む)
25件、23機関 (H28~R2実績: 派遣3,801人、受入3,492人)



ロシア・インド (交流推進/プラットフォーム構築型)
11件、12機関 (H29~R2実績: 派遣1,010人、受入896人
R3計画: 派遣336人、受入312人)



米国等 (COIL型) (交流推進/プラットフォーム構築型)
10件、13機関 (H30~R2実績: 派遣1,286人、受入1,275人
R3~R4計画: 派遣1,201人、受入792人)



EU 3件、5機関 (R2実績: 派遣12人、受入19人
R3~R5計画: 派遣64人、受入86人)
※R1は準備期間のため、派遣・受入なし

アフリカ諸国
8件、9機関 (R2実績: 派遣27人、受入40人
R3~R6計画: 派遣853人、受入640人)

アジア諸国 (キャンパス・アジアモード3を含む)
20件採択※上記の他、ルールメイキング事業としてNIADを選定

インド太平洋地域等 14件採択

米国等との大学間交流形成支援
13件程度

※機関数は、日本側参加機関 (短期大学等を含む)
交流実績 (延べ) 2011年~2020年

派遣 約18,000人
受入 約16,000人



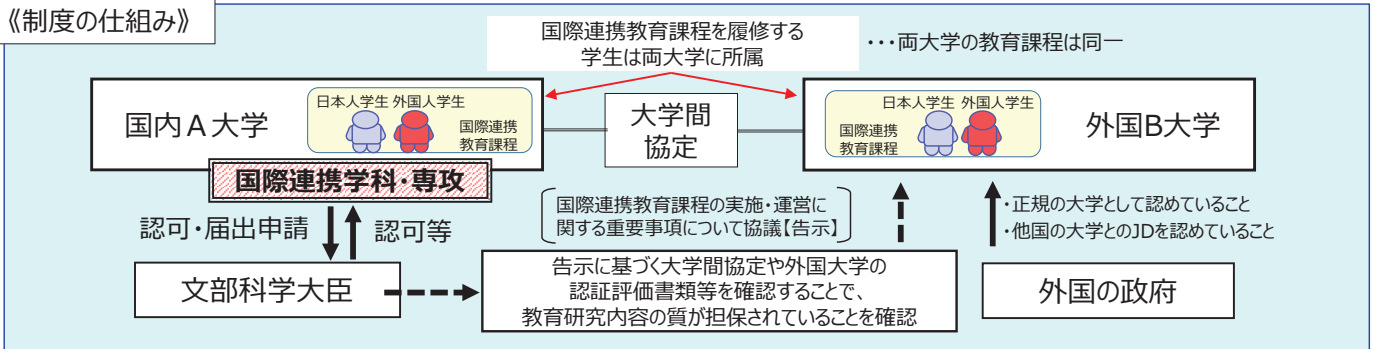
ジョイント・ディグリー (国際連携教育課程制度) の概要 (文部科学省)

制度概要

- ◆ 平成26年度に制度創設、令和4年に制度改正。これまで、国内12大学27プログラムが実施されている。
- ◆ 我が国の大学と外国大学が連携して教育課程を編成した場合、両大学が連名で学位記を出すことができる。
(* 我が国の大学が授与する学位に外国大学名を付すことができるものとして整理する。)
- ◆ 我が国の大学に、外国の大学と連携して教育課程 (国際連携教育課程) を編成する学科・専攻 (国際連携学科・専攻) を設置する。
- ◆ 国際連携教育課程を編成する場合、連携する外国大学の授業科目について単位互換ではなく、自大学で開講したものとみなす仕組みである。
- ◆ 卒業要件は、我が国の大学及び外国大学それぞれにおいて、最低31単位以上 (大学の学士課程の場合) を修得することとする。

外国大学と連携した教育課程を編成し、1枚の学位記に連名で学位を授与

《制度の仕組み》



- ◆ 国際連携学科・専攻の収容定員は、母体となる学部・研究科の収容定員内とする。国際連携学科・専攻には、その収容定員の規模にかかわらず、通常必要とされる教員の他、1名の専任教員が必要となる。校地・校舎面積や施設・設備についても、当該学科等に必要なものを備える必要がある。
- ◆ 設置にあたっては、学位の種類や分野に変更がない場合は届出による申請を認める。
- ◆ 災害等の事由により、JDプログラムの継続が困難となる場合に備え、学生の学修継続に必要な計画の策定や措置を講じるものとする。

ジョイント・ディグリー（国際連携教育課程制度）の改正概要

改正趣旨

- ◆ ジョイント・ディグリーは外国の大学の教育資源を活用して課程を編成する初めての制度であり、創設時は慎重な制度設計となっていた
- ◆ 制度創設から7年が経過し、実績が蓄積されてきたことを踏まえ、教育研究の質を担保しつつ、所要の見直しを実施

【具体的な見直し内容】

①設置認可要件の緩和【関係告示の一部改正】

ジョイント・ディグリー（JD）制度については、教育研究の質保証の観点から全て設置認可の対象とされていたが、**JD全体の教育課程が学位の種類や分野の変更を伴わない等の要件を満たす場合には届出での設置を可能とする**。一方で認可により担保していた質を確保するため、**連携外国大学等の教育研究活動等の総合的な状況について、認証評価機関による評価を受けていることを要件としている**。

②収容定員制限の撤廃【大学設置基準等の一部改正】

学部等の定員の内数の2割を上限とする制限を撤廃する。一方で、災害その他の事由により、**外国の大学等とJDプログラムの継続が困難となる場合に備え、国際連携学科の学生の学修継続に必要な計画の策定や措置を講じる**。

③国内他大学等の参画（最低修得単位数の引き下げ）【大学設置基準等の一部改正】

国内の複数大学等も参画できることとし、参画する各大学等において必要となる最低修得単位数を引き下げる。その度合いについては、国内外の大学等を問わず、国内の大学間の共同教育課程と同程度とする（例えば大学の学士課程では各大学31単位以上）。

【施行日】

令和4年8月1日

ジョイント・ディグリープログラムの開設状況

令和4年11月現在
※文部科学省調べ

国際連携教育課程制度創設以降、各大学においてプログラム開設が進む。【計：12大学27件（国立：11大学26件、私立：1大学1件）】

	大学名	学部・研究科	相手大学	相手国・地域	新学科・専攻名	開設年月
1	名古屋大学大学院	医学系研究科	アデレード大学	オーストラリア	名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻（D）	平成27年10月
2	東京医科歯科大学大学院	歯医学総合研究科	チリ大学	チリ	東京医科歯科大学・チリ大学国際連携歯医学系専攻（D）	平成28年4月
3	東京医科歯科大学大学院	歯医学総合研究科	チュロンコン大学	タイ	東京医科歯科大学・チュロンコン大学国際連携歯学系専攻（D）	平成28年8月
4	名古屋大学大学院	理学研究科	エディンバラ大学	イギリス	名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻（D）	平成28年10月
5	京都工芸繊維大学大学院	工学科学研究科	チェンマイ大学	タイ	京都工芸繊維大学・チェンマイ大学国際連携建築学専攻（M）	
6	名古屋大学大学院	医学系研究科	ルンド大学	スウェーデン	名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学専攻（D）	平成29年4月
7	筑波大学大学院	人間総合科学研究科	ポルドー大学 国立台湾大学	フランス 台湾	国際連携食料健康科学専攻（M）	
8	筑波大学大学院	生命環境科学研究科	マレーシア日本国際工科院	マレーシア	国際連携持続環境科学専攻（M）	平成29年9月
9	京都大学大学院	文学研究科	ハイデルベルク大学	ドイツ	京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻（M）	平成29年10月
10	名古屋工業大学大学院	工学研究科	ウーロンゴン大学	オーストラリア	名古屋工業大学・ウーロンゴン大学国際連携情報学専攻(D)	平成30年3月
11	立命館大学	国際関係学部	アメリカン大学	アメリカ	アメリカン大学・立命館大学国際連携学科（学部）	
12	名古屋大学大学院	生命農学研究科	カセサート大学	タイ	名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻（D）	平成30年4月
13	京都大学大学院	医学研究科	マギル大学	カナダ	京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻（D）	
14	長崎大学大学院	熱帯医学・グローバルヘルス研究科	ロンドン大学	イギリス	長崎大学・ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻（D）	
15	名古屋大学大学院	医学系研究科	フライブルク大学	ドイツ	名古屋大学・フライブルク大学国際連携総合医学専攻（D）	平成30年10月
16	岐阜大学大学院	自然科学技術研究科	インド工科大学グワハティ校	インド	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻（M）	
17	岐阜大学大学院	連合農学研究科	インド工科大学グワハティ校	インド	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻（D）	
18	岐阜大学大学院	工学研究科	インド工科大学グワハティ校	インド	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携統合機械工学専攻（D）	平成31年4月
19	岐阜大学大学院	工学研究科	マレーシア国民大学	マレーシア	岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻（D）	
20	名古屋大学大学院	生命農学研究科	西オーストラリア大学	オーストラリア	名古屋大学・西オーストラリア大学国際連携生命農学専攻（D）	
21	東京医科歯科大学大学院	歯医学総合研究科	マヒドン大学	タイ	東京医科歯科大学・マヒドン大学国際連携歯医学系専攻（D）	
22	山口大学大学院	創成科学研究科	カセサート大学	タイ	山口大学・カセサート大学国際連携農学生命科学専攻（M）	令和2年4月
23	広島大学大学院	先進理工系科学研究科	ライプツィヒ大学	ドイツ	広島大学・ライプツィヒ大学国際連携サステナビリティ学専攻（M）	
24	広島大学大学院	人間社会科学部	グラーツ大学	オーストリア	広島大学・グラーツ大学国際連携サステナビリティ学専攻（M）	令和2年10月
25	熊本大学大学院	社会文化科学教育部	マサチューセッツ州立大学ボストン校	アメリカ	熊本大学・マサチューセッツ州立大学ボストン校紛争解決学国際連携専攻（M）	令和3年4月
26	京都大学大学院	経済学研究科	グラスゴー大学 バルセロナ大学	イギリス スペイン	国際連携グローバル経済・地域創造専攻（M）	令和3年9月
27	名古屋大学大学院	工学研究科	チュロンコン大学	タイ	名古屋大学・チュロンコン大学国際連携サステナブル材料工学専攻（D）	令和4年10月

（参考）ダブル・ディグリープログラム数（令和2年度）計：88大学349件（国立：39大学151件、公立：6大学11件、私立：43大学187件）

文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について（令和2年度）」※大学間交流協定数のうち、ダブル・ディグリーに関する事項が含まれ、なおかつ、学生交流の実績がある数

ジョイント・ディグリーとダブル・ディグリーについて

■ ジョイント・ディグリー・プログラム

連携する大学間で開設された単一の共同教育プログラムを学生が修了した際に、当該連携する複数の大学が共同で単一の学位を授与するもの。

- ✓ 1つの大学では提供できない高度なプログラムを、他大学の教育資源を活用することにより提供可能にする
- ✓ 連携する大学が共同してプログラムを開発し、実施
- ✓ 学位は両大学共同で授与。学修量は通常1つのプログラム分で、学位論文も1本。

履修モデル (学部段階)		1年目		2年目		3年目		4年目	
		1	2	1	2	1	2	1	2
教育課程は両大学が共同で編成・実施	国内A大学	■	■	■				■	■
	海外B大学				■	■	■		

両大学が共同で学位授与

■ ダブル・ディグリー・プログラム

複数の連携する大学間において、各大学が開設した同じ学位レベルの教育プログラムを、学生が修了し、各大学の卒業要件を満たした際に、各大学がそれぞれ当該学生に対し学位を授与するもの。

- ✓ 学生が2つの大学に在籍して学位を得ることに比べ、単位互換等を用いることで、期間と学修量を多少緩和して2つの学位を得ることができる
- ✓ 各大学がそれぞれ教育課程を編成
- ✓ 学位は各大学がそれぞれ授与。学修量は原則2つのプログラム分が前提で、学位論文も2本。

履修モデル (学部段階)		1年目		2年目		3年目		4年目		5年目	
		1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
国内A大学		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
海外B大学								■	■	■	■

一部単位互換 (国内A大学2年目2単位 → 海外B大学2年目1単位)

単位互換 (海外B大学3年目2単位 → 国内A大学3年目2単位)

学位授与 (両大学)

外国大学等日本校指定制度 (文部科学省)

概要

日本国内に位置する外国大学等の分校のうち、外国の大学、大学院又は短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられている教育施設を指定し、当該外国大学等に準じて取扱うこととする制度

※指定を希望する大学等から在日外国大使館等を通じて提出された手続書類が要件を満たすことを確認できれば、外国大学等日本校を文部科学大臣告示により指定し、官報で告示。

➤ 指定の効果 (大学の課程として指定された場合)

- 外国大学等日本校の課程を修了した者に、我が国の大学院への入学資格を認める (学校教育法施行規則第155条第4号)
- 外国大学等日本校の課程に在学した者は我が国の大学に転学できる (学校教育法施行規則第162条)
- 外国大学等日本校において履修した授業科目について修得した単位は、我が国の大学等と単位互換ができる (大学設置基準第28条第2項)




➤ 我が国における外国大学等日本校

国名	大学名	キャンパス所在地	課程
アメリカ	テンプル大学ジャパンキャンパス	東京都世田谷区 (昭和女子大学キャンパス内) 大阪府大阪市北区	大学：教養学部、コミュニケーション・シアター学部、芸術学部、準学士課程(短期大学) 大学院：教育学英語教授法修士課程、教育学応用言語研究科博士課程、ロースクール、マネジメント修士課程
アメリカ	レイクランド大学ジャパン・キャンパス	東京都墨田区	大学：準学士号課程(短期大学)、学士号課程
アメリカ	アリゾナ州立大学サンダーバードグローバル経営大学院日本校	広島県東広島市 (広島大学キャンパス内)	大学：グローバルマネジメント学士課程、国際貿易学
カナダ	マギル大学ジャパン	東京都新宿区	大学院：経営学修士課程 (MBA) 日本プログラム
ロシア	専修学校ロシア極東大函館校	北海道函館市	大学：ロシア地域学科、ロシア語科(短期大学)
中国	天津中医薬大学中薬学院日本校	兵庫県神戸市中央区	大学：中薬課程
中国	北京語言大学東京校	東京都豊島区	大学：中国語学部中国語学科
中国	上海大学東京校	東京都新宿区	大学：中国語学部中国語学科
中国	暨南大学日本学院	東京都豊島区	大学：中国語学部、中国語教育学部 大学院：国際中国語教育研究科修士課程、経営管理科学研究科修士課程、中国言語文学研究科 (修士課程・博士課程)、メディア・コミュニケーション研究科 (修士課程・博士課程)

世界大学ランキング（文部科学省）

概要

- ◆ 毎年、様々な世界の大学ランキングが発表されている。
- ◆ **評価項目**は、「教育環境」及び「研究」はほぼ共通するも、「国際性」「産業界との繋がり」「各評判評価」等も対象となっているほか、それぞれの項目中の指標や評価方法は多種多様である。
- ◆ **課題**として、時に評価指標の取り方に変更があること、評価方法が一部非公開になっていることや教育中心の大学は評価されない等の指摘もなされている。
- ◆ 大学ランキングは、順位を一概に評価することはできないが、個別の指標を分析することは、我が国の大学の国際的な評価を知り、改善する上で参考になる。

主な世界大学ランキング	評価指標	100位以内の国内大学
Times Higher Education World University Rankings 2023 	①教育（30%） ②論文引用（30%） ③研究（30%） ④国際（7.5%） ⑤産学連携（2.5%）	・東京大学（39位） ・京都大学（68位）
Quacquarelli Symonds QS World University Rankings® 2023 	①世界各国の学者による評価（40%） ②世界各国の雇用者による評価（10%） ③教員一人あたり論文引用数（20%） ④学生一人あたり教員比率（20%） ⑤留学生比率（5%） ⑥外国人教員比率（5%）	・東京大学（23位） ・京都大学（36位） ・東京工業大学（55位） ・大阪大学（68位） ・東北大学（79位）
世界一流大学センター （上海交通大学） Academic Ranking of World Universities 2022 	①ノーベル賞もしくはフィールズ賞を受賞した部局の卒業生数（10%） ②ノーベル賞もしくはフィールズ賞を受賞した部局の教員数（20%） ③被引用頻度の高い研究者の数（20%） ④ネイチャー誌・サイエンス誌発表論文数（20%） ⑤自然科学系及び社会科学系論文インデックスへの掲載論文数（20%） ⑥機関ごとの一人当たりの学術実績（10%）	・東京大学（24位） ・京都大学（41位）

国際研究ネットワーク、国際産学連携の重要性について

第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日）

2. 知のフロンティアを開拓し価値創造の源泉となる研究力の強化

(1) 多様で卓越した研究を生み出す環境の再構築

(b) あるべき姿とその実現に向けた方向性

（前略）

このため、多くの研究者が、海外の異なる研究文化・環境の下で研鑽・経験を積めるようにし、研究者としてのキャリアのステップアップと、海外研究者との国際研究ネットワークの構築を図る。あわせて、世界中から意欲ある優秀な研究者を引き付ける魅力的な研究拠点を形成し、トップレベルの研究者をオンラインを含めて迎え入れる。これらのネットワークを活用した国際共同研究を推進することにより、互いに刺激し合い、これまでにない新たな発想が次々と生まれる環境を整備する。

(c) 具体的な取組

⑤ 国際共同研究・国際頭脳循環の推進

○ 海外の研究資金配分機関等との連携を通じた国際共同研究や、魅力ある研究拠点的形成、学生・研究者等の国際交流、世界水準の待遇や研究環境の実現、大学、研究機関、研究資金配分機関等の国際化を戦略的に進め、我が国が中核に位置付けられる国際研究ネットワークを構築し、世界の優秀な人材を引き付ける。

大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン（令和元年6月21日）

I. 基本的な考え方

3. 適正なアプローチに基づく連携の促進

グローバルな研究開発の競争を勝ち抜くためには、国内外を問わず一流の企業・研究開発機関との連携強化が不可欠です。また、海外企業との連携による資金獲得を通じた研究力の向上も大きな課題となっています。このようなことから、適正なアプローチに基づく外国企業との連携促進が必要です。

大学・国研等において、「意図せざる技術流出」を防ぐ安全保障貿易管理、営業秘密の保護など関係法令遵守を進め、リスクマネジメントの体制整備を図るとともに、各機関の活動目的に則した外国企業との連携戦略の策定や、連携プロジェクトを開拓し、プロセスを管理し、発展させる組織的な仕組みづくりで、外国企業とwin-winの関係を目指した連携の構築を図ることが重要です。

科学技術イノベーションの戦略的国際展開（文部科学省）

令和5年度予算額 141億円
 (前年度予算額 138億円)
 ※運営費交付金中の推計額含む

● 国際化・国際頭脳循環、国際共同研究、国際協力等に取り組み、科学技術の戦略的な国際展開を一層推進する。

令和4年度第2次補正予算額 440億円

背景

- 多くの研究者が、海外の異なる研究文化・環境の下で研さん・経験を積めるようにし、研究者としてのキャリアのステップアップと、海外研究者との国際研究ネットワークの構築を図る。あわせて、世界中から意欲ある優秀な研究者を引き付ける魅力的な研究拠点を形成し、トップレベルの研究者をオンラインを含めて迎え入れる。これらのネットワークを活用した国際共同研究を推進することにより、互いに刺激し合い、これまでにない新たな発想が次々と生まれる環境を整備する。（令和3年3月、第6期科学技術・イノベーション基本計画）
- また、令和4年3月に第11期科学技術・学術審議会国際戦略委員会できりとめられた「科学技術の国際展開に関する戦略」や、令和4年6月の新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画、経済財政運営と改革の基本方針2022、統合イノベーション戦略2022を踏まえ、科学技術の国際展開に資する施策を推進。

国・FA主導で取り組むトップダウン型の国際共同研究

※医療分野における経費は、「6. 健康・医療分野の研究開発の推進」に計上

■ 先端国際共同研究推進事業

令和5年度予算額 : 100百万円（新規）
 令和4年度第2次補正予算額 : 44,000百万円

政府主導で設定する先端分野において、高い科学技術水準を有する欧米等先進国内のトップ研究者との国際共同研究の実施を支援する。共同研究を通じ、研究界の国際トップサークルへの日本の研究者の参入を促進するとともに、両国の優秀な若手研究者の獲得及びコネクションの強化も図ることで国際頭脳循環を推進し、今後数十年にわたって持続可能な国際トップサークルへの参画・連携の土台作りを貢献。

■ 戦略的国際共同研究プログラム（SICORP）

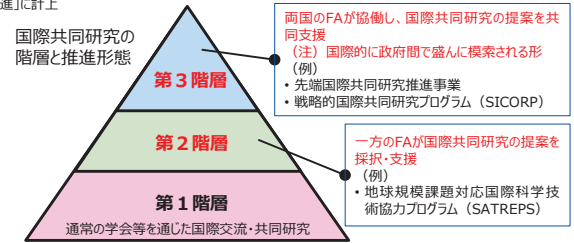
令和5年度予算額 : 1,073百万円（前年度予算額 : 1,160百万円）

国際頭脳循環への参画・研究ネットワーク構築を牽引すべく、新興国や多国間との協働による国際共同研究の共同公募を強力に推進。我が国の国際共同研究の強化を着実に図る。

■ 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）

令和5年度予算額 : 1,878百万円（前年度予算額 : 1,826百万円）

国際協力によるSTI for SDGsを体現するプログラムであり、開発途上国のニーズに基づき地球規模課題の解決と将来的な社会実装に向けた国際共同研究を推進。出口ステークホルダーとの連携・協働を促すスキームを活用し、SDGs達成に向け研究成果の社会実装を加速させる。



研究者間の主体的なネットワークによるボトムアップ型の国際共同研究

■ 科学研究費助成事業（国際先導研究）（再掲）

令和4年度第2次補正予算額 : 11,000百万円

トップレベル研究者同士のハイレベルな国際共同研究の支援と若手研究者の育成を推進し、人文学・社会科学から自然科学まで全ての分野において、トップレベル研究者間の主体的なネットワークにより、世界水準の学術研究成果を創出。

※経費は、「1. 抜本的な研究力の向上と世界最高水準の研究拠点的形成」に科研費の内数として計上

グローバルに活躍する若手研究者の育成等

■ 海外特別研究員事業

令和5年度予算額 : 2,611百万円（前年度予算額 : 2,422百万円）

博士の学位を有する優れた若手研究者に対し所定の資金を支給し、海外における大学等研究機関において長期間（2年間）研究に専念できるよう支援する。

■ 若手研究者海外挑戦プログラム

令和5年度予算額 : 265百万円（前年度予算額 : 265百万円）

博士後期課程学生等を対象に、3か月～1年程度、海外という新たな環境へ挑戦し、海外の研究者と共同して研究に従事する機会を提供することを通じて、将来国際的な活躍が期待できる豊かな経験を持ち合わせた人材育成に寄与する。

■ 外国人研究者招へい事業

令和5年度予算額 : 3,375百万円（前年度予算額 : 3,414百万円）

分野や国籍を問わず、外国人若手研究者等を大学・研究機関等に招へいし、我が国の研究者と外国人若手研究者等との研究協力関係を通じ、国際化の進展を図っていくことで我が国における学術研究を推進する。

■ 国際青少年サイエンス交流事業

令和5年度予算額 : 1,454百万円（前年度予算額 : 1,371百万円）

海外の優秀な人材の獲得、国際頭脳循環、及び海外の国・地域との友好関係強化や科学技術外交への貢献を目的として、科学技術分野における海外との青少年交流を促進する。

先端国際共同研究推進事業/プログラム（文部科学省）

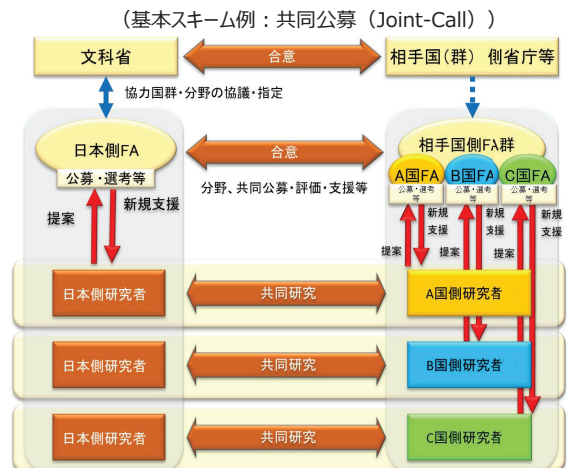
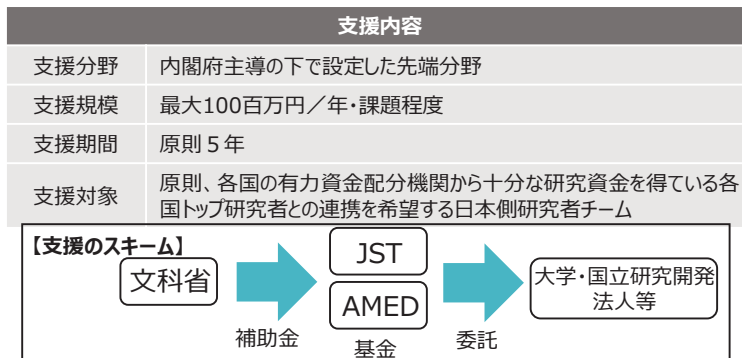
令和4年度第2次補正予算額 501億円
 (JST : 440億円 AMED : 61億円)
 ※このほか、令和5年度予算にて基金補助金として1億円を計上。

背景・課題

- 我が国は、国際共同研究の相手国として、欧米等先進国から高い期待を向けられている。近年の地政学的変化を受け、この期待はますます高まっているところ。
- 一方、国際共著論文数が諸外国と比べて相対的に低下、研究者交流の停滞など、現在、**世界の国際頭脳循環のネットワークの中に入っていない**。
- 大きな要因として、以下2点がネガティブに連動。
 - ① **既存の国際共同研究の枠組みの規模・支援期間が十分ではなく**（“too little, too late”との評価が定着）、欧米等先進国が実施する規模の国際共同研究には対応できていない。
 - ② 日本人研究者の**国際科学トップサークルからの脱落、若手人材の育成機会の損失**が生じている。

事業概要

- 高い科学技術水準を有する**欧米等先進国を対象**として、**政府主導で設定する先端分野**における研究開発成果創出を目的とする**大型国際共同研究に十分な予算**を担保。
- 両国のファンディングエージェンシーが協働しつつ、**課題単価や支援時期等を柔軟に設定**することで、**より戦略的・機動的に国際共同研究を支援**できるような**基金を造成**。
- 上記の国際共同研究を通じ、**国際科学トップサークルへの日本人研究者の参入を促進**するとともに、**両国の優秀な若手研究者の交流・コネクションの強化**も図ることで**国際頭脳循環を推進**し、長期的な連携ネットワークの構築に貢献。



アウトプット(活動目標)

- ・国際共同研究の抜本的強化
- ・若手研究者の交流・コネクションの強化
- ・日本人研究者の国際科学トップサークルへの参画

アウトカム(成果目標)

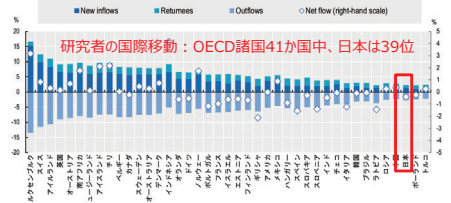
- ・世界トップレベルの研究成果の創出
- ・次世代のトップ研究者の輩出
- ・国際頭脳循環の推進

インパクト(国民・社会への影響)

- ・日本の相対的な研究力低下の傾向に歯止めをかけ、国際競争力を確実に高めることが期待できる。

背景・課題

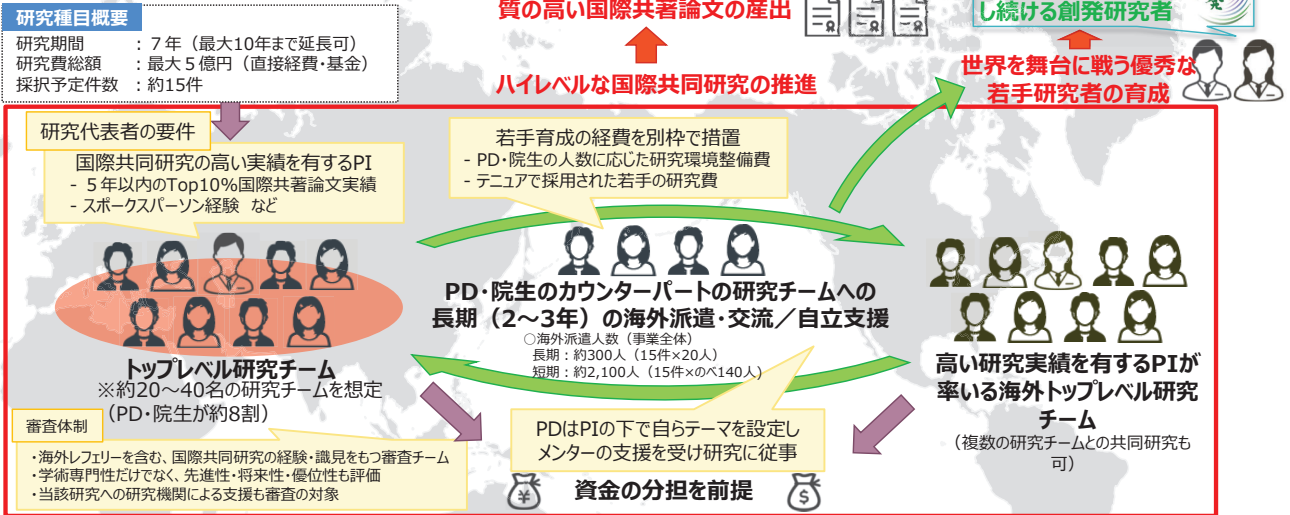
- 新型コロナウイルス感染症の世界的流行や近年の国際情勢、世界秩序の再編等により予測困難な状況に直面する中、我が国にとって先端研究の国際ネットワーク強化が喫緊の課題となっている。
- 我が国の研究力を強化するには世界最先端の研究現場に合流し、**トップレベル研究チームによる国際共同研究と若手の長期海外派遣を強力に推進することが急務**である。



事業内容

科研費「国際先導研究」により、高い研究実績と国際ネットワークを有するトップレベル研究者が率いる優秀な研究チームによる、海外トップレベル研究チームとの国際共同研究を強力に支援する。さらに、若手（ポストドクター・大学院生）の参画を要件とし、**長期の海外派遣・交流や自立支援**を行うことにより、**世界を舞台に戦う優秀な若手研究者の育成を推進**。

科研費「国際先導研究」による支援



世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI） （文部科学省）

令和5年度予算額 7,088百万円
(前年度予算額 6,100百万円)

背景・課題

- ・ 国際的な頭脳獲得競争が激化する中、**優れた研究人材が世界中から集う「国際頭脳循環のハブ」**となる研究拠点の更なる強化が必要不可欠。
- ・ WPI開始から15年間を経て、世界トップクラスの機関と並ぶ、卓越した研究力と優れた国際研究環境を有する**世界から「目に見える拠点」を構築**。大学等に研究マネジメントや国際研究環境の構築手法等のグッドプラクティスが蓄積し、**WPIは極めて高い実績とレピュテーションを有している**。
- ・ 世界の研究大学が大きな変革期を迎えるなか、日本の大学・研究機関全体を「公共財」と捉え、**世界トップレベルの基礎科学の頭脳循環を10～20年先を見据えた視点から飛躍・発展**させていくことが必要。

(WPIにおいて、COVID-19の拡大により停滞した国際頭脳循環を活性化するため、新ミッションの下、2022年度に整備する新規拠点名も含め、国際頭脳循環のハブ拠点形成を計画的・継続的に推進。(統合イノベーション戦略2022(令和4年6月3日 閣議決定))

事業概要

3つのミッションを掲げ、大学等への集中的な支援により**研究システム改革等の取組を促進**し、高度に国際化された研究環境と世界トップレベルの研究水準を誇る**国際研究拠点の充実・強化**を図る。

3つのミッション

世界を先導する卓越研究と国際的地位の確立

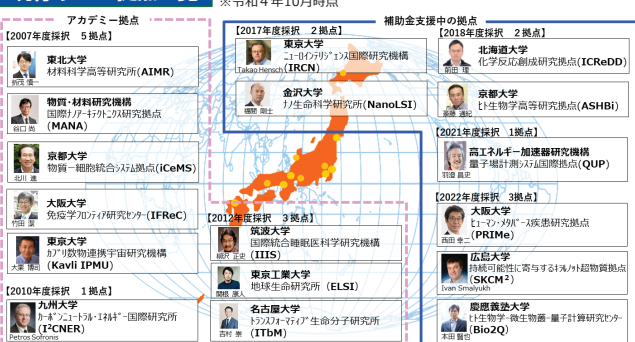
国際的な研究環境と組織改革

次代を先導する価値創造

【令和5年度予算額のポイント】

- **WPI CORE（伴走成長方式）**：令和5年度 2拠点（新規）
当初段階では現行のWPIの7割程度の要求要件としつつ、適切なステージゲート審査の上、段階的に拠点形成を推進。
※なお、複数の機関がアライアンスを組む形で、1つの提案を行うことも可能

現行のWPI拠点一覧



新たに創設する支援方式

◆WPI CORE（伴走成長方式）

- 予算規模 **5年目までにステージゲート審査を行いステップアップ**
- ステップアップ前：5億円/年 × 最長5年目まで
- ステップアップ後：最大7億円/年 × 残期間（計10年間）
- 対象機関 1機関による提案
- 拠点規模 **ステージに応じた拠点規模を設定**
- ステップアップ前 トップレベルPI：5～7人以上、拠点人員：総勢50人以上
- ステップアップ後 トップレベルPI：7～10人以上、拠点人員：総勢70～100人以上
- 対象領域 基礎研究分野において、**日本発で主導する新しい学問領域を創出**
- 外国人比率等 研究者の**30%以上が外国からの研究者**
- 事業評価 ノーベル賞受賞者や著名外国人研究者で構成されるプログラム委員会やPD・POIによる**丁寧かつきめ細やかな進捗管理・成果分析**を実施
- 支援対象経費 人件費、事業推進費、旅費、設備備品費等 ※**研究プロジェクト費は除く**

※なお、**複数の機関が強固な連携（アライアンス）を組む形で、1つの提案を行うことも可能**

これまでの成果

- ・ 研究の卓越性は世界トップレベルの研究機関と比肩し、**Top10%論文数の割合も高水準（概ね20～25%）**を維持
- ・ 「**アンダーワンルーフ**」型の研究環境の強みを活かし、**分野横断的な領域の開拓**に貢献
- ・ **高度に国際化された研究環境を実現**
(外国人研究者割合は約3割以上、ポストドクは全て国際公募)
- ・ **民間企業や財団等から大型の寄附金・支援金を獲得**
例：大阪大学IFReCと製薬企業2社の包括連携契約（10年で100億円+a）
東京大学Kavli IPMUは米カトリック財団からの22.5億円の寄附により基金を造成



グローバルに活躍する若手研究者の育成等（文部科学省）

令和5年度予算額 7,704百万円
 (前年度予算額 7,471百万円)
 ※運営費交付金中の推計額

● 国際的な頭脳循環の進展を踏まえ、我が国において優秀な人材を育成・確保するため、若手研究者に対する海外研さん機会の提供や諸外国の優秀な研究者の招へい等を実施する。諸外国の科学技術分野での若手人材の招へいと交流を推進する。

海外特別研究員事業

令和5年度予算額 : 2,611百万円
 (前年度予算額 : 2,422百万円)
※新型コロナウイルス感染症の影響による採用期間延長及び指定都市区分相当の単価設置による処遇改善分を含む

事業の目的・概要

- 博士の学位を有する者の中から優れた若手研究者を「海外特別研究員」として採用
- 海外の大学等研究機関において長期間（2年間）研究に専念できるよう支援

事業スキーム

支援対象者	ポストク等
支援経費	往復航空費、滞在費、研究活動費等
事業開始時期	昭和57年度
支援期間	2年間
新規採用人数（見込み）	176人

イメージ図

海外特別研究員採用者の被引用数TOP10%論文の割合

事業の成果

- 海外特別研究員としての経験が、採用者における今後の研究能力の向上に役立っている。
- 採用前に比べて、採用期間終了後の被引用数TOP10%論文の割合が増加

海外特別研究員経験者

 鳥居 啓子 (平成27年度採用) ・遺伝学的・分子生物学的解析によって明らかにした気孔形成システムは、植物分化の最前線かつ美しいシステムとして世界の注目を集めている。平成27年度猿橋賞を受賞。	 廣瀬 敬 (平成28年度採用) ・地球内部の深さ2600km付近からマンタルの底（深さ2900km）までを構成する誰も見たことのない未知の鉱物「ホストヘロフスカイト」の発見を2004年5月科学誌「Science」で発表。	 河原健 一 (平成18年度採用) ・Kawarabayashi-Toftの6色定理は、計算機による場合分けが不要な証明を持つ最初の美しい定理と謳われており、この理論を応用することによって、多数の国際的な高速アルゴリズムが開発された。
---------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

外国人研究者招へい事業<外国人特別研究員>

令和5年度予算額 : 3,375百万円
 (前年度予算額 : 3,414百万円)
※新型コロナウイルス感染症の影響による採用期間の延期に係る費用を含む

事業の目的・概要

- 海外から優秀な人材を我が国に呼び込むため、分野や国籍を問わず、外国人若手研究者を大学・研究機関等に招へい
- 我が国の研究者と外国人若手研究者との研究協力関係を通じ国際化の進展を図っていくことで我が国における学術研究を推進

事業スキーム

支援対象者	ポストク等
支援経費	往復航空費、滞在費等
事業開始時期	昭和63年度
支援期間	2年以内
新規採用人数（見込み）	514人

イメージ図

外国人特別研究員採用者の被引用数TOP10%論文の割合

事業の成果

- 我が国の研究環境の国際化や頭脳循環の促進に貢献している。
- 採用前に比べて、採用期間終了後の被引用数TOP10%論文の割合が増加

外国人特別研究員経験者

 Dr. Patrick Grüneberg (平成26年度 筑波大学大学院、ドイツ) ・外特終了後、明治大学助教を経て2017年より金沢大学准教授に就任。哲学と工学の融合領域を開拓し、日本のAIやロボット研究に独自の貢献をしている。2017年に日本フューチャー協会研究奨励賞を受賞。	 Dr. Patryk Sofia LYKAWKA (平成19年度 神戸大学大学院、ブラジル) ・採用期間中、受入研究者とともに太陽系「第9惑星」の可能性を発表。外特終了後は、近畿大学助教、講師を経て、現在、准教授。2017年国際天文学連合より功績を称えられ小惑星(10018) Lykawkaが正式に命名された。
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※このほか、中堅から教授級の優秀な外国人研究者等の招へいなどを実施。

若手研究者海外挑戦プログラム

令和5年度予算額 : 265百万円
 (前年度予算額 : 265百万円)

事業の目的・概要

- 将来国際的な活躍が期待できる博士後期課程学生等を育成するため、短期間の海外の研究者と共同して研究に従事する機会を提供

事業スキーム

支援対象者	博士後期課程学生等
支援経費	往復航空費、滞在費等
事業開始時期	平成29年度
渡航期間	3か月～1年程度
新規採用人数（見込み）	140人

イメージ図

国際青少年サイエンス交流事業

令和5年度予算額 : 1,454百万円
 (前年度予算額 : 1,371百万円)

事業の目的・概要

- 世界の優秀な人材の獲得、国際頭脳循環、及び世界の国・地域との友好関係強化や科学技術外交への貢献を目的として、科学技術分野における青少年の招へいを通じて交流を促進する。

事業スキーム

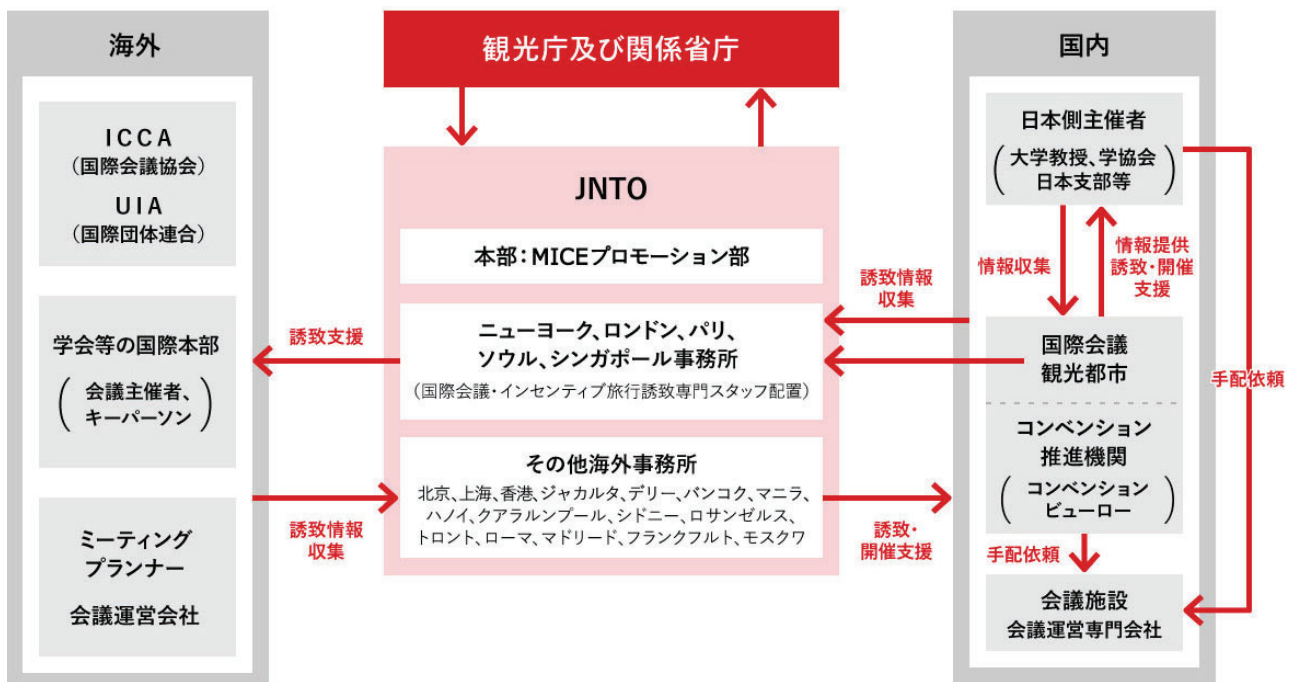
支援対象者	高校生、大学・院生、ポストク等
事業開始時期	平成26年度
受入期間	約1～3週間
受入人数	約2,900人
対象国・地域	全世界

イメージ図

国際学会等の誘致促進に向けた取組

日本政府観光局（JNTO）

日本政府観光局（JNTO：Japan National Tourism Organization、正式名称：独立行政法人 国際観光振興機構）は、「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化による国際観光の振興に関する法律」に基づき国際コンベンションの誘致・開催に取り組む。具体的には開催都市選定にあたっての情報提供やロビー活動、誘致プレゼンテーションのサポートや開催決定権者（キーパーソン）の招聘支援を行う。



(出所) 日本政府観光局（JNTO）HPより。

(2) 外国人材の活躍に向けた教育環境整備

インターナショナルスクールについて

- いわゆる「インターナショナルスクール」は、法令上の明確な規定はないが、一般的には、外国人を対象として英語で教育を行う施設と考えられており、学校教育法第134条に基づく各種学校として都道府県知事の認可を受けている学校（37校）と無認可施設（47校）が存在する。
※学校数は令和4年3月時点。文部科学省調べ。
- この中には、国際的な認証機関（国際バカロレア等）の認証を受けた教育施設と、認証を受けていない教育施設が混在している。
- また上記以外にも、主に外国人の受入れを目的として、一条校として設置された学校も一部存在する。

(参考) 私立学校（幼稚園・小学校・中学校・高等学校等）、各種学校、無認可施設の比較

	幼稚園、小学校、中学校、高等学校等 (私立)	各種学校	無認可施設
根拠法令等	学校教育法第1条 幼稚園～高等学校設置基準等	学校教育法第134条 各種学校規程、各都道府県の各種学校設置認可基準等	特段の定めなし
学校設置者	学校法人	限定なし (学校法人、準学校法人、財団・社団法人、その他法人、個人)	
学校法人及び学校の設立・設置	各都道府県において設置する私立学校審議会の審議を経て、都道府県知事が認可		
教育内容	幼稚園：幼稚園教育要領 小学校～高等学校：学習指導要領 ※小学校等において外国語で教育を行うためには「教育課程特例校」又は「IB認定校（高校において英語DPを実施する場合）」への申請が必要	特段の定めなし	
教員資格	各学校種の教員免許状を有する者	担当する教科に関して専門的な知識、技術、技能等を有する者	
高等学校、大学への接続	あり	(高等学校への接続) 高等学校において中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた場合 (大学への接続) 一定の要件を満たした教育機関（国際バカロレアの認定を受けた機関等）を修了した場合	

インターナショナルスクールの創設動向

- 中国・東南アジアの富裕層・中間層にとって、子女が大学進学前の10代を過ごす場として、「安全で環境のよい国、日本」への期待が高まっており、名門ボーディングスクール日本校も開設。
- 日本発のボーディングスクールの誕生や、既存私学の探究・世界シフトも始まっている。

英国名門ボーディングスクール日本校の新設

ハロウインターナショナルスクール安比ジャパン

- 英国の名門Harrow Schoolが岩手県安比高原に展開するボーディングスクール（寄宿制学校）。
- 日本最大規模を予定しており、11歳から18歳まで920人の生徒を受け入れる予定。



ラグビースクール・ジャパン（開校予定）

- 英国の名門Rugby Schoolが、千葉大学柏の葉キャンパス内に日本校の設立に向けて、2021年に設立準備財団を設立。
- 11歳から18歳まで750人の生徒を受け入れる予定。

日本発の新たな学校の誕生、私学の探究・世界シフト

（日本発のボーディング・スクールの誕生）

UWC ISAK Japan

- チェンジ・メイカーの育成を目標に開校したISAK（インターナショナルスクール・オブ・アジア・軽井沢）を母体に、2017年より新たにスタートした日本の全寮制国際高校。
- 国際バカロレアも日本の高卒資格を取得可能。



（既存私学の探究・世界シフト）

三田国際学園中学校・高等学校

- 1902年創設の戸板中学校・戸板女子高等学校を2015年度に三田国際学園中学校・高等学校に改称し、男女共学のインターナショナルスクールに。

※海外大学への合格実績

UWC ISAK Japan：海外43大学（2020年度）

三田国際学園中学校・高等学校：海外175大学（2019～22年度）

令和4年4月22日第5回未来人材会議 事務局資料より

韓国・済州における国際学校の誘致

- 韓国では、2000年代に入ってから小・中・高の学生たちの海外留学が急速に増加。帰国した学生の国内不適応に関する問題、夫の単身赴任の問題、海外留学による貿易収支の悪化などの問題が発生。
海外留学生の数:2001年、2万7千人 → 2006年、4万5千人
留学による貿易収支の赤字 2001年、10.6億ドル → 2006年、44.6億ドル
- このような社会経済的問題を改善するため、2006年12月、政府の財政経済部が「済州道英語教育都市計画」を発表。同計画に基づく事業期間は2008～24年まで。
- 済州道立の「国際学校」（小・中・高）を設立したほか、英・米・加の3校を誘致。卒業生の約9割が外国大学に入学。

「済州道英語教育都市計画」について

【概要・経緯等】

- 本計画は、観光、教育、医療、先端知識産業などを済州の未来中核産業に育成するための「済州国際自由都市開発」の一環（財政支援、査証・在留資格、出入国手続、関税などを優遇）として実施。
- 当初は集中的な英語研修を目的とする短期プログラムを計画していたが、検討途中で「国際学校」（小・中・高）を設立することが決定、海外留学の需要を国内に転換させる本格的な計画が開始。
- 国際学校を中心に商業、住居、公共施設などが複合化された定住型教育都市である「英語教育都市」を造成するため、英語圏の名門私立学校173校を対象に案内書の発送するなど、積極的に誘致。
- 「国際学校」は国内と同等の学力認定に必要な教育課程の履修義務（国語と社会を含む2教科以上を週当たり2時間ずつ以上履修）を課し、卒業生は国内で学歴認定。

【成果】

- まず2011年に済州道立のKISが開校。2011年にイギリスのNLCS、2012年にカナダのBHA、2017年には米国のSJAが開校。
- 2014～21年までに1177人が卒業、約9割が外国大学に入学。
- 現在、4つの国際学校には4568人が在学（うち8割が韓国籍）しており、これによる年間の留学収支改善効果は、9687億ウォン（約968億円）とされる（2021年）。

外国人児童生徒等への教育の充実（文部科学省）

令和5年度予算額 1,196百万円
（前年度予算額 1,132百万円）



外国人等に対する日本語教育の推進（文化庁）

令和5年度予算額 1,395百万円
（前年度予算額 1,028百万円）

背景・課題

我が国の在留外国人は令和3年末で277万人。過去30年で約3倍に増加し、日本語学習者も令和元年で約27万人である。新型コロナウイルス感染症の影響の入学規制等で在留外国人数の伸びは鈍化した。令和4年度から回復傾向にあることから、以後、外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和4年度改訂）、「同ロードマップ（令和4年度）」や円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（閣議決定）」を踏まえ、**日本語教育の環境整備を計画的に推進**。

- 日本語教育の全国展開・学習機会の確保が必要
- 日本語教育の質を維持向上させるための施策が必要

事業内容

1 確保 展開・学習機会の全国	①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進（拡充） 600百万円（500百万円）	②日本語教室空白地域解消の推進強化（拡充） 153百万円（132百万円）	③「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業 24百万円（24百万円）	条約難民等に対する日本語教育（拡充） 128百万円（55百万円）
	○ 令和元年以降、地域日本語教育の中核を担う都道府県等が、市町村や関係機関と連携し、教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援。 ○ 令和5年度は全体の8割（48→55）、参照枠活用や日本語教育機関との連携等の取組に対し補助率加算。	○ 日本語教室空白地域の市区町村に対してアドバイザーを派遣し、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。 ○ インターネットを活用した日本語学習教材（つなひろ）の開発・提供。「日本語教育の参照枠」動画コンテンツや新たな言語を追加	NPO法人、公益法人、大学等が行う、日本語教育の教育上の課題や都道府県域を越えた広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組を支援。（外国人コミュニティの社会参加、難民コミュニティ支援 など）	条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育を実施。
2 向上等 日本語教育の質の	①「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発等 14百万円（25百万円）	②日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業（拡充） 250百万円（201百万円）	③資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上（拡充） 191百万円（51百万円）	④日本語教育に関する調査及び調査研究 28百万円（31百万円）
	令和3年度に策定された「日本語教育の参照枠」の活用を促進するため、令和4年度に引き続き、生活・留学・就労の分野での教育の内容・方法等のモデルや教材等を開発。	日本語教師の養成に必要な「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」（平成31年）及び新たな資格制度の検討状況を踏まえ、 ①日本語教師養成・研修推進拠点整備、 ②現職日本語教師研修プログラム普及、 ③日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修を実施。	日本語教師の新たな資格制度及び日本語教育機関の水準の維持向上を図る認定制度に関する法案提出を視野に、 ①資格に係る試験システム導入及び試行試験の実施、②認定機関等に関する情報掲載のサイト構築・検証を行う。	日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施。（実態調査、養成・研修の調査、「日本語教育の参照枠」を踏まえた日本語教師の養成・研修内容の改善・充実等）

アウトプット（活動目標）

- ・地域日本語教育の全国展開
- ・日本語教育人材の質を高める取組の展開

アウトカム（成果目標）

- ・日本語学習者の増（日本語教育環境の整備）

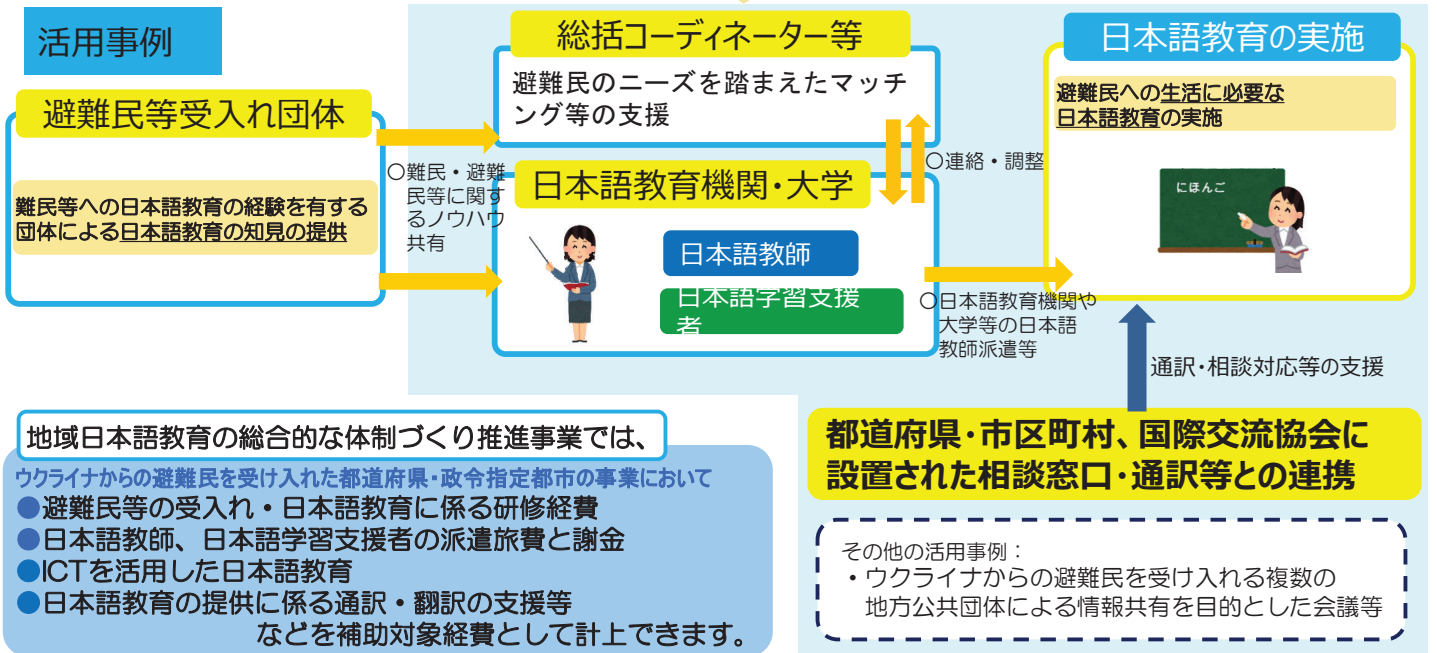
インパクト（国民・社会への影響）

- ・外国人との共生社会の実現

ウクライナからの避難民を受け入れた場合の生活に必要な日本語教育 (外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業) (文化庁)

現状
と
課題

- ウクライナからの避難民が当該地域に転居し、地域日本語教室への参加を希望する可能性
- 避難民である学習者に対する指導経験や文化背景に理解がある日本語教師等が少ない
- 特別な配慮を必要とする日本語教育の実施に関して、知見に基づいた実施体制の構築が課題



地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業では、ウクライナからの避難民を受け入れた都道府県・政令指定都市の事業において

- 避難民等の受入れ・日本語教育に係る研修経費
- 日本語教師、日本語学習支援者の派遣旅費と謝金
- ICTを活用した日本語教育
- 日本語教育の提供に係る通訳・翻訳の支援等を補助対象経費として計上できます。

都道府県・市区町村、国際交流協会に設置された相談窓口・通訳等との連携

その他の活用事例：
・ウクライナからの避難民を受け入れる複数の地方公共団体による情報共有を目的とした会議等

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律案の概要 (文化庁)

趣旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概要

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

(1) 日本語教育機関の認定制度

○ 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

(2) 認定の効果等

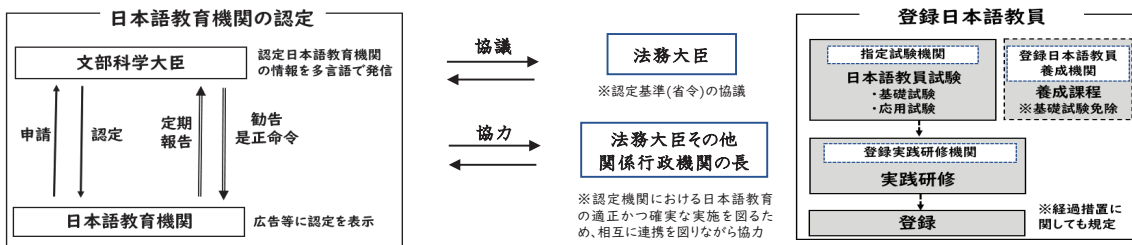
- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置

- 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。
- ※認定基準に関する法務大臣への協議、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力を規定。

2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。
- 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。
- 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。



施行期日

令和6年4月1日 (認定日本語教育機関の教員の資格等については経過措置を設ける)

義務教育における「特別の教育課程」の編成・実施について（文部科学省）

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】

第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

1. 制度の概要

- ①指導内容: 児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象: 小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者: 日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)
または、日本語指導担当教員+指導補助者
- ④授業時数: 年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所: 原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施: 計画及びその実績は、学校設置者に提出

2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

3. 支援体制

国の施策

【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等
【学校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等
【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援 等
・課外での指導・支援 等

高等学校における日本語指導の制度化について（文部科学省）

- 公立高等学校に在籍する日本語指導が必要な生徒は増加している（H20：1,562人→H30:4,172人）。外国人生徒向け高校進学ガイダンスや、公立高等学校入学者選抜における外国人生徒特別定員枠の設定等の取組が進められており、今後も増加が見込まれる。
- 他方、公立高等学校の日本語指導が必要な生徒については、高校生全体に比して、中途退学率が高い、就職者における非正規就職率が高い、等の課題が明らかになっている。
- このような状況の中、高等学校において日本語指導が必要な生徒に対し、日本語指導をはじめとするきめ細かい指導・支援の取組を進めることが重要。

➡ 令和3年1月の中教審答申、同9月の検討会議報告の提言を踏まえ、高等学校段階において「特別の教育課程」を編成し、日本語の個別指導とその単位認定を可能とする省令・告示等の改正を令和4年3月に行った。令和5年4月より運用開始。

改正の概要

○学校教育法施行規則の改正

- ・高等学校において、日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要がある者を教育する場合には、特別の教育課程によることができる。
- ・特別の教育課程による指導の実施形態は、
 - ①生徒が在学する高等学校において指導を受ける
 - ②他の高等学校に定期的に通級し、指導を受ける

○高等学校学習指導要領・特別支援学校高等部学習指導要領の改正

- ・日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合は、教師間の連携、個別の指導計画の作成に努める。
- ・単位の修得の認定に関する留意事項として、
 - ①学校は、生徒が履修した成果が指導目標からみて満足できると認められる場合は、単位の修得を認定しなければならない
 - ②年次ごとの単位の認定を原則とするが、年度途中から指導を開始する場合などは、2以上の年次にわたる授業時数を合算して単位の修得を認定することもできる。

○平成26年文部科学省告示第1号の改正

- ・日本語の能力に応じた特別の指導を、高等学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができる。
- ・ただし、必修教科・科目、総合的な探究の時間、特別活動に替えることはできない。
- ・日本語の能力に応じた特別の指導に係る修得単位数は、21単位を超えない範囲で、卒業までに履修させる単位数（74単位以上）に含めることができる。

✓ 加える場合の例（授業時数が増加する）

各学科に共通する 必修教科・科目	総合的な探究の 時間	選択教科 ・科目	日本語の能力に 応じた特別の指 導	特別 活動
---------------------	---------------	-------------	-------------------------	----------

✓ 一部に替える場合の例（授業時数が増加しない）

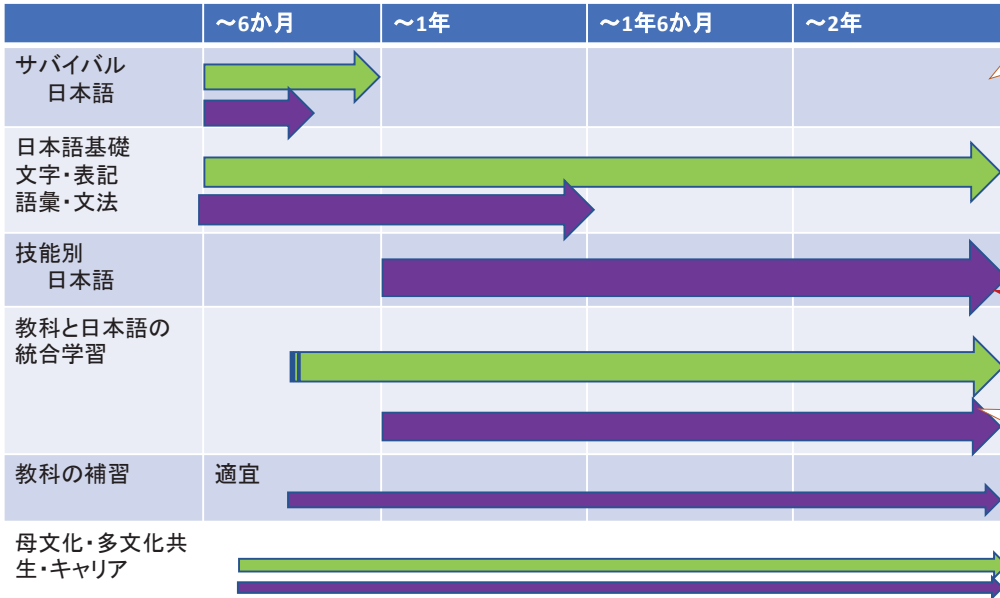
各学科に共通する 必修教科・科目	総合的な探究の 時間	選択教科 科目	日本語の能力に 応じた特別の 指導	特別 活動
---------------------	---------------	------------	-------------------------	----------

※小中学校等における「特別の教育課程」による日本語指導については、平成26年に制度化。

学校における日本語指導のコース設計例（文部科学省）

学校における日本語指導のコース設計例 日本語のコース設計

⇒「個別の指導計画」の作成



緑：小学校低学年 青：小学校高学年以上

文部科学省 外国人児童生徒等教育に関する研修用動画 講義資料をもとに作成

子どもたちの生活・学習場面に
関わらせ課題遂行型(タスク)
活動で日本語を使って行
動できるように

この後の漢字語彙、文法の
学習は、技能別の学習に組
み込んで

1センテンスではなく、文章・
談話の学習

教科等の内容と日本語の統合
学習の考え方で実施(文科省
開発「JSLカリキュラム」)

在籍学級と相談して、母語
支援が可能であれば母語で

学級・学年・学校の総合・学
活等の学習に関連づけて

自治体における、日本語指導が必要な児童生徒への各種支援の実践例（横浜市）



在留外国人のための一元的な窓口の設置・運営支援（出入国在留管理庁）

令和5年度政府予算 11億円

概要

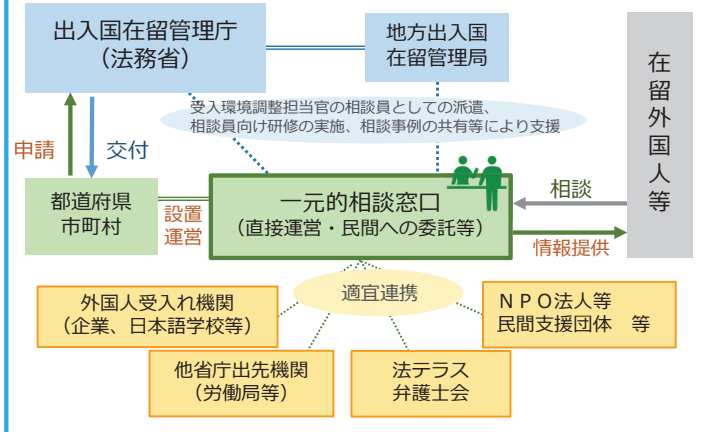
- 目的**
 在留外国人が在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置・運営に取り組む地方公共団体を支援し、多文化共生社会の実現に資することを目的とする。
- 交付対象**
 ・全ての都道府県及び市町村（特別区を含む）
 ・複数地方公共団体による「共同方式」も交付対象
- 交付限度額（整備事業・運営事業共通）**

区分	外国人住民数	交付限度額
都道府県	-	1,000万円
	5,000人以上	1,000万円
市町村	1,000人～4,999人	500万円
	500人～999人	300万円
	500人未満	200万円
- 交付率**

区分	内容	交付率
整備事業	新たな一元的相談窓口体制の構築又は体制の拡充に必要な経費	必要経費の10分の10
運営事業	一元的相談窓口体制の維持・運営に必要な経費	必要経費の2分の1（※）

※ 運営事業の地方公共団体負担分については、地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう地方交付税措置を講ずることとされています。

事業スキーム



ウクライナ避難民対応の特例

ウクライナ避難民に対して行う情報提供等のための特別な対応をする場合に要する経費（運営事業）について、**交付限度額を超えて交付決定等を行う措置**を引き続き実施予定（令和5年9月末までの運営費が対象）。

特例措置適用のイメージ
 例：A県（交付限度額1,000万円）

通常分	1,000万円	特別対応分	200万円
交付決定額1,200万円			

特例措置の対象となる経費の例

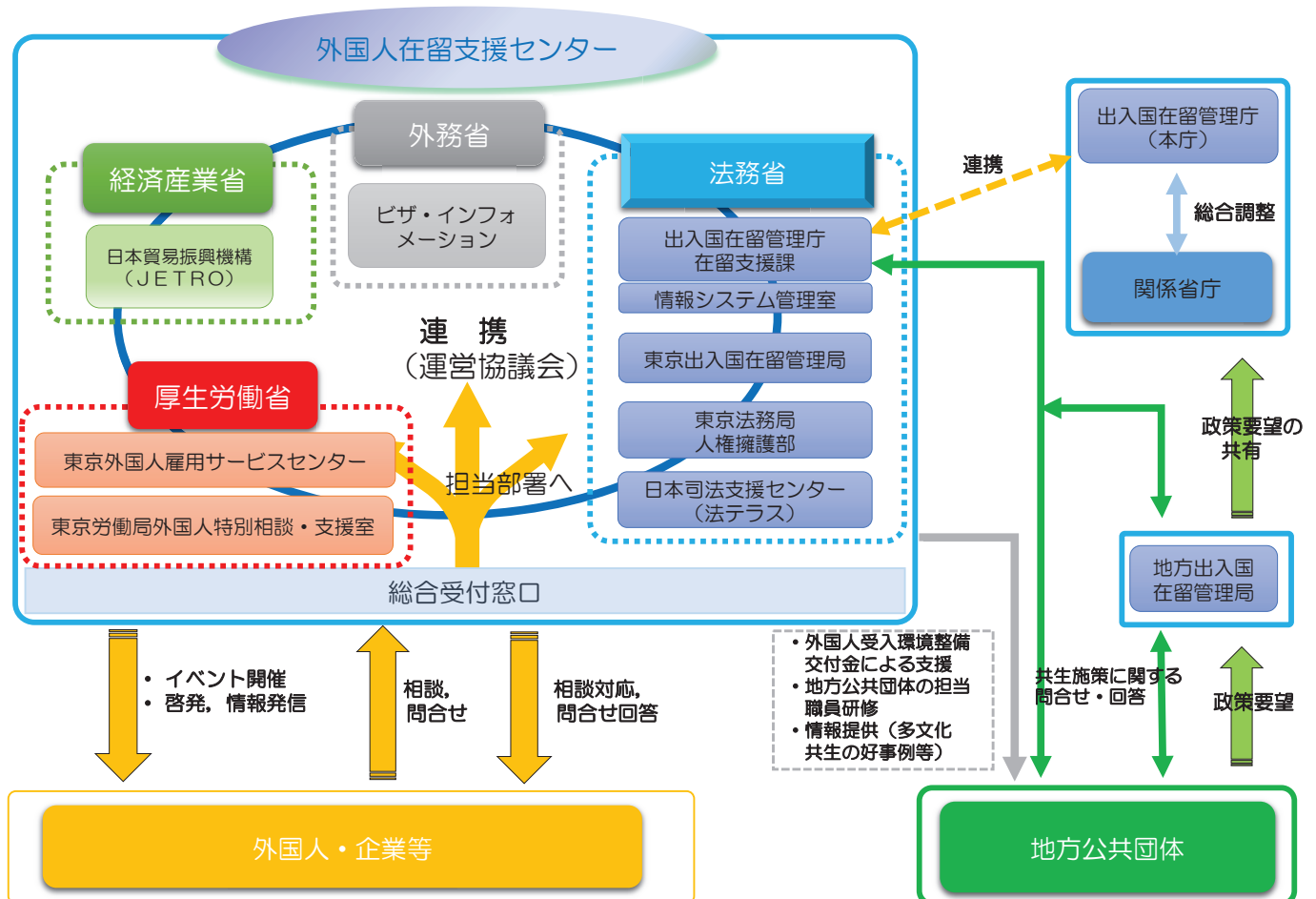
- 情報提供等に使用する資料の翻訳費、印刷費
- 相談対応を行うための通訳費、人件費、窓口運営費

（参考）一元的相談窓口設置・運営ハンドブック

一元的相談窓口を設置・運営している地方公共団体の取組等について紹介するハンドブックについて、オンライン相談の取組事例、一元的相談窓口でも使用できる通訳支援事業の紹介を加えるなどの改訂を令和4年11月に行いました。一元的相談窓口の設置や事業充実を検討する際の参考にしてください。 https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/12_00067.html



外国人在留支援センターについて（法務省・外務省・経済産業省・厚生労働省）



外国人生活支援ポータルサイトについて（出入国在留管理庁）

概要

- 日本に在留する外国人の方々やその支援者の方々に対して有用な情報を提供するために2019年4月1日に開設。
- 外国人向けに「生活・就労ガイドブック」（16言語。やさしい日本語版を含む。）、国の機関・地方公共団体等向けに「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」などを公開。
- 台風などの自然災害、新型コロナウイルスに関する情報・支援策等の他省庁の施策のリンクなども掲載。

多言語での情報提供の現状

- 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）施策番号27に基づき、行政情報・生活情報を多言語・やさしい日本語で発信。
- 多言語で情報発信をしても、掲載場所の多くは日本語で作成されたそれぞれの省庁のホームページであり、日本語が得意ではない外国人が検索してその情報にたどり着くことは困難。



対応策

- 外国人生活支援ポータルサイト上に各言語ごとにリンク集を作成。
- 出入国在留管理庁に新たな情報の掲載を定期的に依頼。

※外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）施策番号27

○外国人向けの行政情報・生活情報の更なる内容の充実と、多言語・やさしい日本語化による情報提供・発信を進める〔全省庁〕

期待される効果

・外国人がそれぞれの使用言語のリンク集をお気に入り登録。リンク集を閲覧すれば、多言語化された情報にアクセスすることが可能に。

・定期的に各省庁に照会することで、ポータルサイトに掲載されている情報を更新。

外国人がそれぞれの使用言語で容易に、最新の情報にアクセスすることができる環境を構築

外国人生活支援ポータルサイト(言語を選ぶ)

<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



(3) 日本型教育の輸出

日本の大学による海外校の設置

1. 従前より可能であった教育研究活動

- (1) 外国の学校教育制度に基づく大学の設置（現地法人が設置者）
- (2) 我が国の学校教育制度に基づく教育の提供
 - ・外国において授業科目の一部を開設し、単位認定をすること
 - ・我が国において開設した授業科目の一部を外国において履修させ、単位認定すること
- (3) その他
 - ・外国の大学との共同研究
 - ・学生・教職員の海外研修
 - ・外国における情報収集・リクルート活動等の拠点（事務所）の設置

2. 制度創設（H16）により可能となった教育研究活動

- ・我が国の大学の学部、研究科、学科等の教育研究組織（海外校）を外国に設置すること
 - －外国に設置した学部等において、教育課程の全てを実施すること（海外校のみで我が国の大学の卒業と学位の取得が可能）
 - －外国に設置した学部等において、教育課程の一部を実施すること（国内校の教育課程の履修と合わせて我が国の大学の卒業と学位の取得が可能）
- ※ 海外校の学生の国籍は問わない。主として外国人を対象とした海外校設置が可能。

実績なし

（現在、日本の国立大学初の海外分校として、筑波大学がマレーシア分校の開校を準備中。）

○大学設置基準

（外国に設ける組織）

第五十七条 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に学部、学科その他の組織を設けることができる。

コロナ禍を踏まえた新たな日本型教育の戦略的海外展開に関する調査研究事業（文部科学省） （EDU-Portニッポン2.0）

背景

- ・ 諸外国首脳から、知・徳・体のバランスのとれた力を育むことを目指す初等中等教育や、実践的かつ高度な技術者教育を行う高等専門学校制度など、「日本型教育」に対して、強い関心が寄せられている。
- ・ 日本型教育の海外展開は、「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月閣議決定）において、新たな柱として盛り込まれており、また、「インフラシステム海外展開戦略2025」（令和2年12月）、教育再生実行会議第十二次提言（令和3年6月）においても、具体的施策として盛り込まれている。
- ・ 令和2年に発生した新型コロナウイルスによる状況の変化を踏まえ、公衆衛生教育等の充実に各国の関心が高まっている。

事業概要

外務省・経産省や国際協力機構（JICA）、日本貿易振興機構（JETRO）、地方公共団体、教育機関等との連携のもと構築してきた「日本型教育の海外展開官民協働プラットフォーム」を活用し、コロナ禍を踏まえた新たな日本型教育の戦略的な海外展開に関する調査研究を実施。

これまでの実績と成果

- ◆平成28年度から令和3年度の6年間で、事業を合計45か国・地域において、80件実施
 - ◆日本側の教員、職員、児童・生徒等の参加人数26,000人
相手国の教員、職員、児童等の参加人数が91,000人を超える
 - ⇒ **日本の教育の国際化に貢献し、着実な成果が上がっている**
- ① 「日本の教育文化・制度」の国際プレゼンスの向上
 - ② 外国人児童生徒への教育ノウハウの蓄積
 - ③ 日本側の授業づくりや教員研修の見直し
 - ④ 諸外国の優れた取組の「逆輸入」
 - ⑤ 事業展開国からの留学生の受入
 - ⑥ 教育に関する産学官での新たなパートナーシップの構築 等
- ◆また、現地学習指導要領（音楽）に器楽教育が導入されたり、国立工科大学に現地国内初のロボット学科を新設する際に日本型がキニウムが導入されるなど、多くの成果。
 - ◆令和3年度は公衆衛生教育等の海外展開に関する調査研究を5件実施。

更なる成果を上げるための具体的な取組

- ◆ **官民協働プラットフォームの運営**
 - ・ 官民の代表からなる有識者会議
 - ・ シンポジウム、セミナー、国際フォーラムへの出席
 - ・ 海外展開事業者への個別相談・マッチング
 - ・ 広報、プロモーション活動
 - ・ スクールビジットの受入・調整支援
 - ・ EDU-Portニッポン応援プロジェクト採択・支援
- ◆ **with/postコロナにおける日本型教育の海外展開に関する調査研究**
 - ① **公衆衛生教育等の海外展開に関する調査研究**
 - ・ コロナ禍を踏まえ、我が国の公衆衛生教育等に関する調査研究を実施。
 - ② **アフリカにおける戦略的海外展開に関する調査研究**
 - ・ TICAD8の開催を捉え、With/Postコロナにおけるアフリカ諸国のニーズ把握・海外展開の方策等に関する調査研究を実施。



期待される効果

新型コロナ収束後の、**更なる日本の教育の国際化**（新たな教育プログラムの開発、国際教育連携の加速等）、**親日層の拡大・SDGsへの貢献**（各国との関係強化、相互理解促進）、**日本の経済成長への還元等**。

日本型教育の海外展開（EDU-Port ニッポン）（文部科学省）

海外展開案件の主な成果→相手国の学習指導要領に盛り込まれるなど、着実な成果が上がっているほか首脳会談の成果文書に盛り込まれるなど、外交にも貢献

代表機関（展開国）	事業名／○概要★成果
香川大学 （カンボジア王国）	香川大学衛生教育および学校保健室体制モデルの進展事業 ○カンボジア王国において日本型学校保健室体制構築事業を実施。 保健室担当教員と保健室管理を含む学校保健室体制モデル、トイレ・手洗い場を含む衛生教育モデル、保健テキストの開発、学校保健データの一元管理システムを整備。また、学校保健体制を維持する学校保健教育研究者育成のシステムを構築 ★カンボジア政府の「学校保健国家計画」に香川大学が開発した学校保健室体制が盛り込まれ、カンボジア教育省が、大臣通達においてモデル学校保健室を全学校に設置することを通知 ★カンボジア教育省のニーズに基づき、「カンボジア学校検診データ管理システム」アプリケーションを開発 ★学校保健に関する「保健マニュアル」（英語・クメール語）を発行し、カンボジア教育省へ送付
特定非営利活動法人 Colorbath （マラウイ共和国）	ICTを活用した学校保健環境の向上に関する実施調査 ○教師1名が生徒100名を担当するようなマラウイにおいて、効率的なクラス運営のための手法の共有や学校保健環境の向上に向けた実証活動を実施。またICTを活用して日本とマラウイの教員・生徒の相互交流や公開授業を実施し、互いに学びあう機会を創出。 ★マラウイ国ムジンバ南部教育局や地元のモデル校の教員と共に教員研修活動方針の策定を行い、現地教師が今後のICT活用や衛生教育分野についての知識を向上させることにつながった。 ★山口県周南市教育委員会と連携し、市内小学校教員や生徒を対象にマラウイ教員・生徒とのオンライン交流会を実施。交流会をきっかけに市内の小学生が作成したマスクがマラウイに届けられた。
ミズノ （ベトナム 社会主義共和国）	初等義務教育ヘキサスロン（運動プログラム）導入普及促進事業 ○授業数が限られ、運動要素（「走る」「跳ぶ」「投げる」）が少ないベトナムの体育授業の課題を改善し、運動することの楽しさと喜びを提供するとともに、健康増進に寄与することを目的として、ミズノ独自に開発した運動プログラムをベトナムの小学校に導入することを目指す。 ★日越首脳会談で採択された共同声明に、ベトナムにおける日本型教育の拡大が盛り込まれた ★ベトナムの新学期指導要領にヘキサスロン運動プログラムが採用され、ベトナム教育訓練省から発出された「国家指定備品リスト」にヘキサスロン用具が掲載 ★本事業に対し、ベトナム国家主席が特別感謝状を授与
千葉工業大学 （ベトナム 社会主義共和国）	ハノイ国家大学へのロボット教育プログラム導入 ○ハノイ国家大学工科大学におけるロボット学科の開設に当初より協力。ベトナムには、ロボット学科がなく、カリキュラム・指導方法等のノウハウがなかったため、千葉工業大学の未来ロボティクス学科のノウハウを提供。シラバス、教材、授業ノート（英訳）の提供、教員研修やロボットの製作、実習指導等を実施。 ★現地大学内に共同で新設した「ロボット学科」が、2019年の入試平均点が最も高い学科となり、他大学からも同様の学科設置に向けた協力依頼を受ける。 ★技術指導を通じて現地教員が博物館の案内ロボットを開発し、ベトナム国家主席の前で披露された。

高専（KOSEN）の海外展開の状況

- 「日本型高専教育システム（KOSEN）」の導入支援を各国のニーズに応じて展開。
- 現在、**重点3カ国（モンゴル、タイ、ベトナム）にリエゾンオフィスを設置**、国立高専機構から**常駐の所長（各1名）を派遣**し、各国との協力体制を構築。
- 国立高専機構本部が**支援協力校（国立高専24校）と連携し**、**学校の管理運営へのアドバイスや、教育カリキュラム・教材の共同開発、教員研修等の支援**を実施。



モンゴル

- ・モンゴル国教育科学省と国立高専機構の教育等の連携（2014年11月覚書）
- ・2016年のモンゴル国内の法改正により高専制度が**学校教育制度に位置づけ**
- ・2019年にモンゴル3高専で初の卒業生を輩出（これまで**400人が卒業し**、うち**70人以上が日本国内企業に就職**）
- ・2022年1月時点で3高専に1,180人が在籍



日本企業に就職した卒業生（2022.5）



タイ

- ・**タイの円借款事業**で、2019年に日本型高専教育システムを導入した高専開設
（タイ高専プロジェクト）
- ・現在2高専に390人が在籍（志願倍率約30倍と高い人気）、**2024年に一期生が卒業予定**
- ・日本の国立高専へのタイ政府奨学金留學生受入れ（24人/年）



タイ高専での授業の様子（2022.5）



ベトナム

- ・日本型高専教育モデルの導入に向けた協働（2019年7月覚書）
- ・2019年以降、**ベトナムの3工業短大にKOSENモデルコース（3年制・5年制コース）を開講**
- ・現在3コースに521人が在籍し、**2025年に5年制コースの一期生が卒業予定**

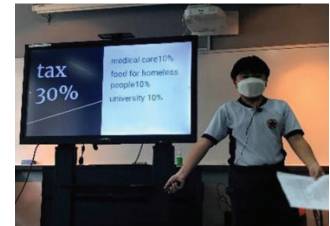


商工短大での授業の様子（2022.6）

在外教育施設ならではの教育の実践例①

グローバルクラスの開設（香港日本人学校）

- ・香港日本人学校香港校小学部では、2016年度から4年生を対象に「**グローバルクラス**」をスタートさせ、その後、5年生、6年生へと対象を広げてきた。
- ・「グローバルクラス」では、ネイティブの教師による週3回の英語の授業のほか、算数、理科及び図工の授業で「**英語イマージョン**」を通じた**実践的な英語力の強化**を図っている。
- ・また、**独自の教科である「グローバルスタディーズ」**では、**探究型の学び**を通じて、**国際的な問題や課題に対する知識や調査・分析力、プレゼンテーション力を高める**。（テーマ例）争いと平和構築、環境と持続可能社会、ガバナンスと人々の暮らし



持続可能な未来社会を実現するための探究力の育成（シンガポール日本人学校）

- ・シンガポール日本人学校では、2018年度より、学校で育成する**グローバル人材像**として、「**世界中どこにおいてもそこで共に生き、持続可能な未来社会実現に向けて活躍することができる日本人**」を掲げ、そのために、**持続可能な未来社会を実現するための探求力**を身に付けるための教育を進めている。
- ・このため、総合的な学習の時間を**小学部で「探究科基礎」、中学部で「探究科」と**称し、**シンガポールという地の利を生かした現地理解教育**を中心に探究学習を推進している。
- ・具体的には、シンガポールの地理的・文化的に特殊な環境を題材として、**持続可能な社会のための教育(ESD)**の取組を進めたり、国際バカロレア(IB)の要素を授業に取り入れるなど、豊かな教育実践を行っている。



在外教育施設ならではの教育の実践例②

日本式教育の発信（カイロ日本人学校）

- ・現在エジプトでは、エル・シーシ大統領の強いリーダーシップの下、エジプト・日本教育パートナーシップ（EJEP）の枠組みを整え、就学前教育から高等教育に至るまで、**日本式教育の導入**が進められており、ODAによる技術協力・資金協力を通じて支援を進めている。
- ・とりわけ、初等中等教育段階においては、**学級活動を中心とした特別活動、職員会議などの日本の学校運営上の特徴を加えた日本式教育モデルの導入**が進められており、このような日本式教育モデルを実践する公立学校（EJS）を、新規で100校設置する予定としている。
- ・カイロ日本人学校では、JICAとも連携して、この日本式教育の導入を進める**エジプト教育省からの視察を受け入れる**ほか、本年10月に行われた運動会では、**EJSの児童生徒からも参加を受け入れ**、日本人児童生徒とも交流を深めるとともに、EJSで指導に当たるエジプト人教師に運動会の運営を学んでもらった。



日本語教育・日本文化の発信・普及（アスンシオン日本人学校）

- ・アスンシオン日本人学校では、**南米日系人及び現地コミュニティへの日本語教育・日本文化の発信・普及**のための教育活動に取り組んでいる。
- ・日本人学校の教師が**日本語学校へ出前授業**を行い、**国語や書写、墨絵の授業**を実施した。低学年では、イラスト等を用いながら、正しい姿勢や鉛筆の持ち方などを指導する。
- ・移住に関する学習では、**小学生向けの社会科副読本として『わたしたちのパラグアイ』を刊行して活用**している。本資料では、日本人学校の子供だけでなく、日系人の子供が読んで理解が進むように、ひらがなを多くする、ルビを振る等の工夫を施している。移住の歴史を知ることによって、**日系人としてのアイデンティティ形成**に資することが期待されている。



在外教育施設派遣による、教員の資質・能力の向上

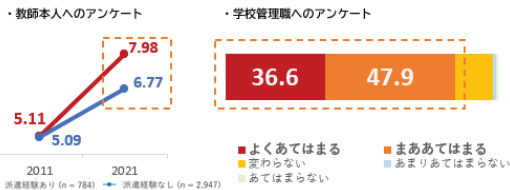
出典：「在外教育施設に派遣された教師に係る派遣効果に関する調査・分析」
※ 文部科学省と総務省が共同で実施。委託先は三菱UFJリサーチ&コンサルティング



1 多文化・多言語環境における指導能力

海外で母語でない環境で学び、**マイノリティとして「壁」にぶつかった経験**、日本以外で生まれ育った子供など多様なバックグラウンドを持つ子供たちに向けた経験は、**多文化・多言語環境における指導能力**の伸びに繋がります。

児童生徒の文化的な多様性に適応させた指導をする能力がある

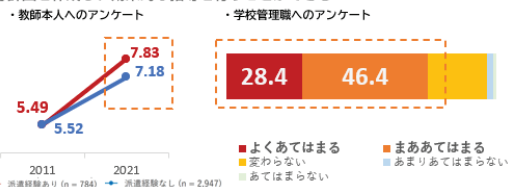


- ・派遣経験がある教師、派遣経験がない教師に対して、設問についての自己認識を10段階【(あてはまらない)～10(あてはまる)】で、現在(2021年度)と10年前(2011年度)の状況を調査した。
- ・10年前と現在の回答の差分は**1.8水準で統計的に有意**であることが示された。
- ・学校管理職に対し、現在勤務する学校に所属する派遣経験がある教師について、派遣経験のない同年代の教師と比較してどの程度あてはまるか尋ねた結果を集計した。

2 カリキュラム・マネジメント能力

日本のカリキュラムと**現地ならではの特性をアレンジした授業づくり**の経験や、全国各地の派遣教師や多様なバックグラウンドを持つ子供達との交流は、**カリキュラム・マネジメント能力**の伸びに繋がります。

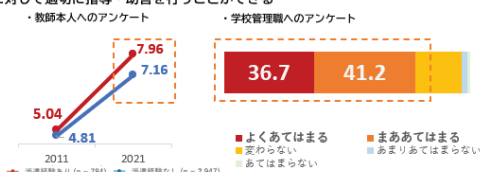
児童生徒や地域の実態を踏まえつつ、育成すべき資質・能力を念頭に置いた指導計画を作成し、効果的な指導を行うことができる



3 学校の管理・運営能力

現地ならではの経験や、若い年齢から学校の中心となって働く経験は、**学校の管理・運営能力**の伸びに繋がります。**将来の管理職**としての業務にも生きます。

学校組織における中心的な役割を担うとともに、教員の指導力・対応力の向上に対して適切に指導・助言を行うことができる



派遣経験者の声

田中泰貴先生（派遣：香港日本人学校香港校 令和2年度帰国）



異国の地で学校運営の当事者となり課題を解決したことは、教師としての視座を高める貴重な経験となりました！

- ・赴任当時の学校課題の一つは、ICT化の遅れ。香港のICT先進校の視察や、国内の教育委員会等とも連携して情報収集を行うなど、子供たちの学習環境の整備に向き合いました。
- ・デモの過激化、新型コロナなどの困難に直面しても、職員間で合意形成を図り、子供たちの学びの継続と安全・安心な学校づくりにチームで取り組みました。

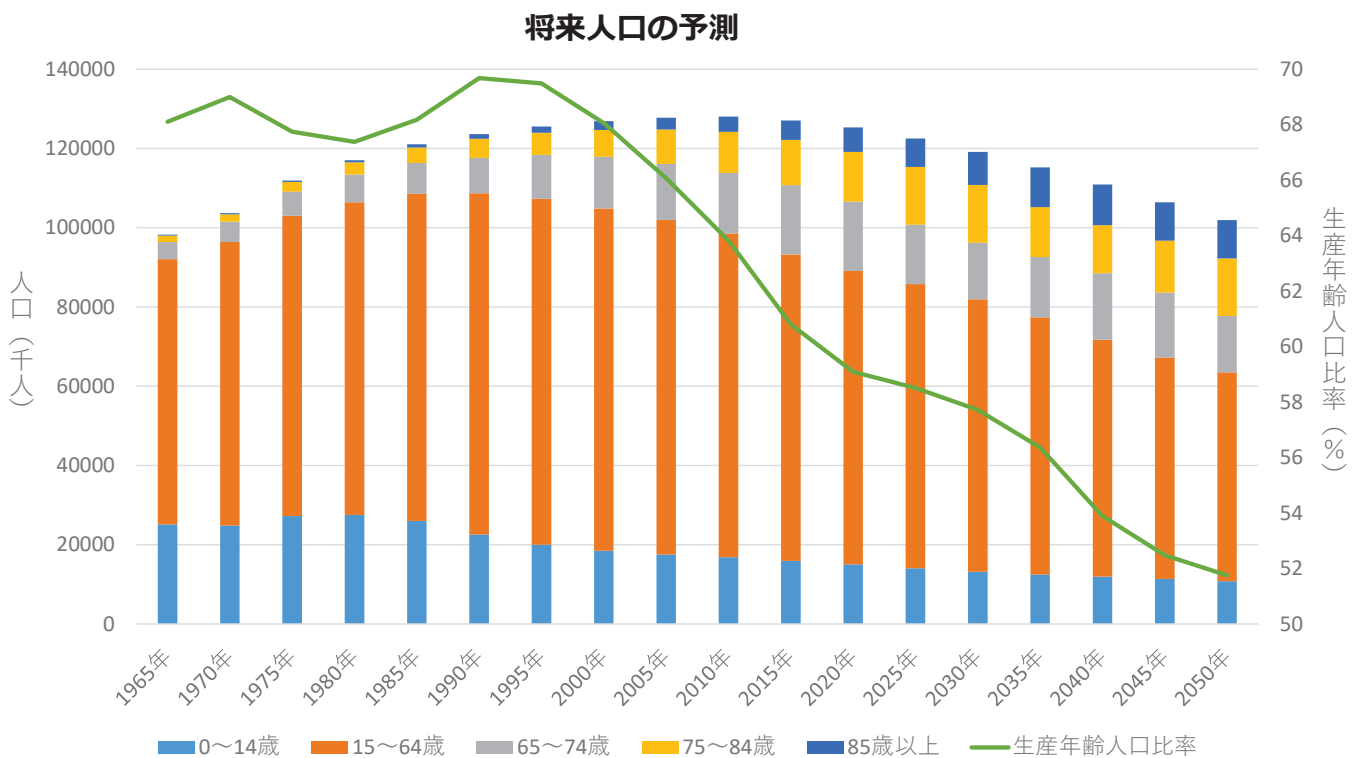
参考データ集

令和5年4月

1. 総論

減少する我が国の人口

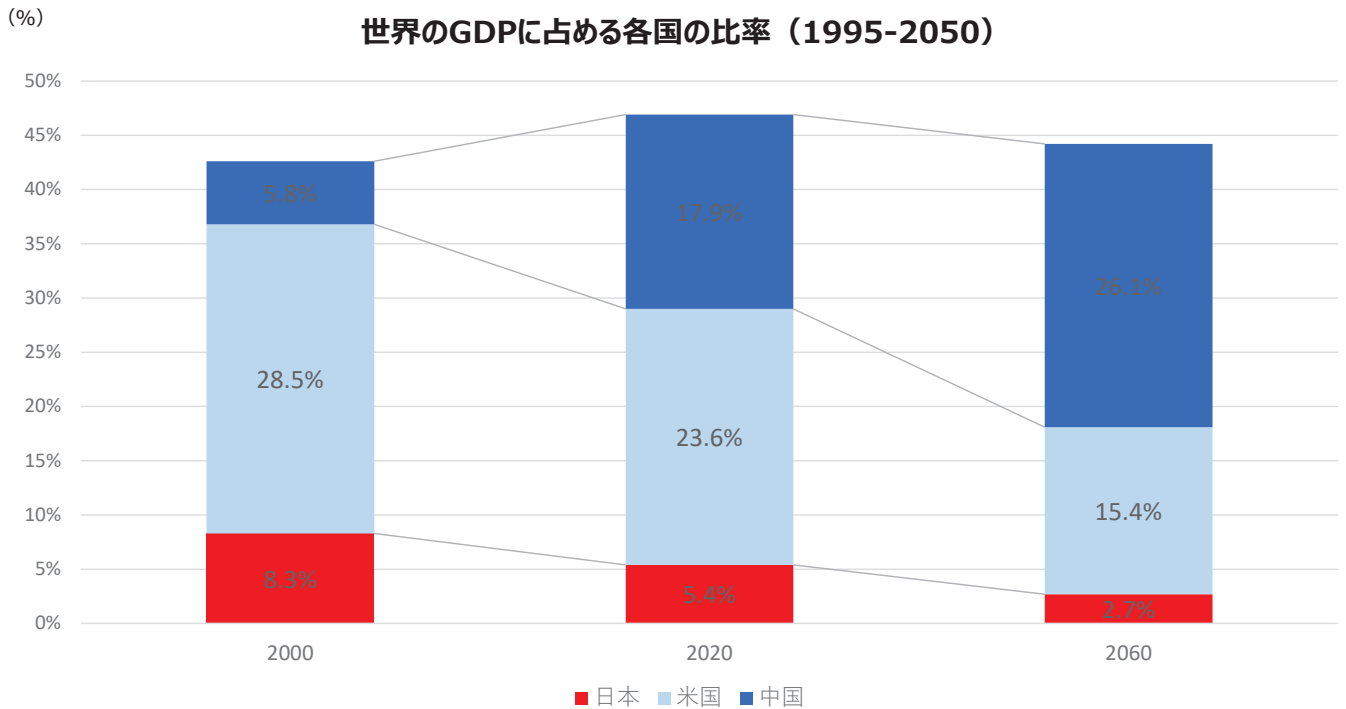
○2050年には日本の人口は約1億人まで減少する見込み。生産年齢人口比率は約5割に。



(備考) 将来推計人口は出生中位(死亡中位)。生産年齢人口は15～64歳の人口。(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」より作成。

世界のGDPに占める日本の割合は大幅に低下

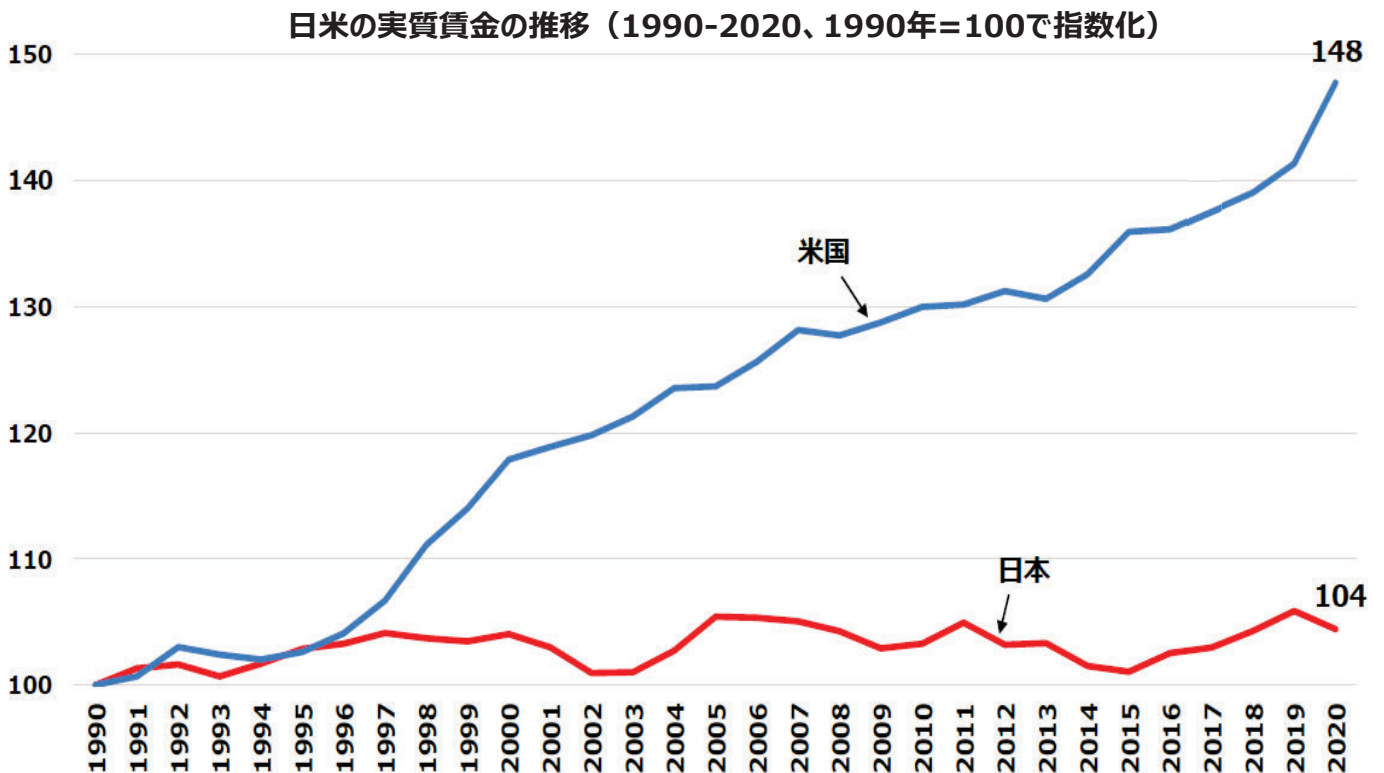
○世界のGDPに占める日本の割合は2020年時点で約5%であり、中国や米国と比べて大幅に低く、将来的にも低下することが見込まれる。



(出所) World Bank「World Development Indicators」、OECD「The Long Game: Fiscal Outlooks to 2060 Underline Need for Structural Reform」より作成。

日本の実質賃金の伸びは低調

○1990年代以降、米国と比較し、日本の実質賃金の伸びは低調。

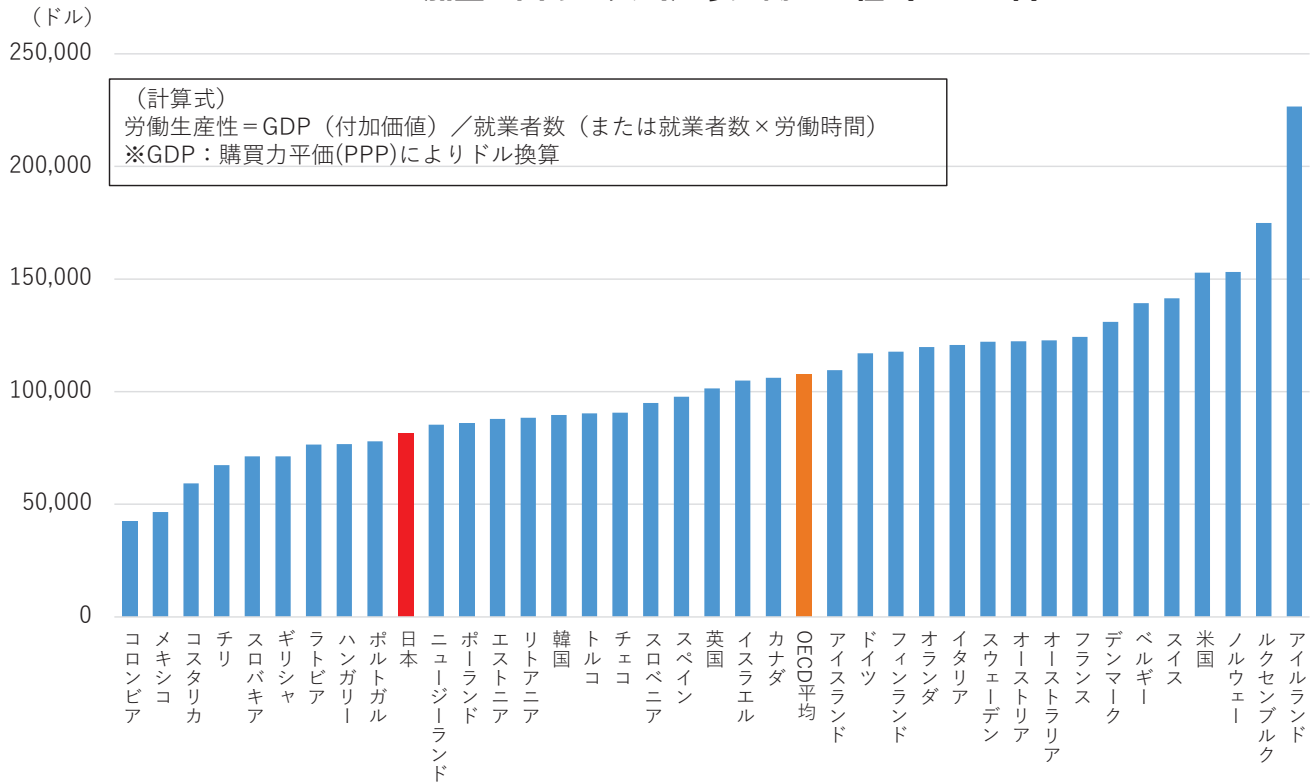


(備考) 2020年のドルベースで実質化し、各年の購買力平価で換算した値を、1990年を基準に指数化したもの。
(出所) OECD.stat「Average annual wages」より作成。

日本の一人当たり労働生産性はOECD諸国の中でも下位

○2020年の日本の就業者一人当たりの労働生産性は81,510ドル(818万円)であり、OECD加盟38か国中29位、米国の約53%にとどまっている。

OECD加盟諸国の一人当たり労働生産性（2021年）



(出所) 公益財団法人日本生産性本部「労働生産性の国際比較2022」より作成。

諸外国に比べて、社会課題を解決しようとする意識をもった者が少ない

○諸外国と比較して、責任ある社会の一員として夢を持ち、国や社会を変えられると思っている人材が少ない。また、解決したい社会課題を考え、周囲と積極的に議論していると答える者も少ない。

日本は、諸外国と比較して以下の各項目がいずれも最低

Q1 あなた自身について、お答えください。(各国n=1000)
(※各設問「はい」回答者割合)

	自分を大人だと思う	自分は責任がある社会の一員だと思う	将来の夢を持っている	自分で国や社会を変えられると思う	自分の国に解決したい社会課題がある	社会課題について、家族や友人など周りの人と積極的に議論している
日本 (n=1000)	29.1%	44.8%	60.1%	18.3%	46.4%	27.2%
インド (n=1000)	84.1%	92.0%	95.8%	83.4%	89.1%	83.8%
インドネシア (n=1000)	79.4%	88.0%	97.0%	68.2%	74.6%	79.1%
韓国 (n=1000)	49.1%	74.6%	82.2%	39.6%	71.6%	55.0%
ベトナム (n=1000)	65.3%	84.8%	92.4%	47.6%	75.5%	75.3%
中国 (n=1000)	89.9%	96.5%	96.0%	65.6%	73.4%	87.7%
イギリス (n=1000)	82.2%	89.8%	91.1%	50.7%	78.0%	74.5%
アメリカ (n=1000)	78.1%	88.6%	93.7%	65.7%	79.4%	68.4%
ドイツ (n=1000)	82.6%	83.4%	92.4%	45.9%	66.2%	73.1%

(出所) 日本財団「18歳意識調査第20回 -社会や国に対する意識調査-」(令和元年11月)

日本の世界競争力は先進諸国に比べて低い

○2022年における日本の世界競争力は34位と前年よりも順位を落とし、他の先進諸国と比べても低い。

世界競争力ランキング（2022）

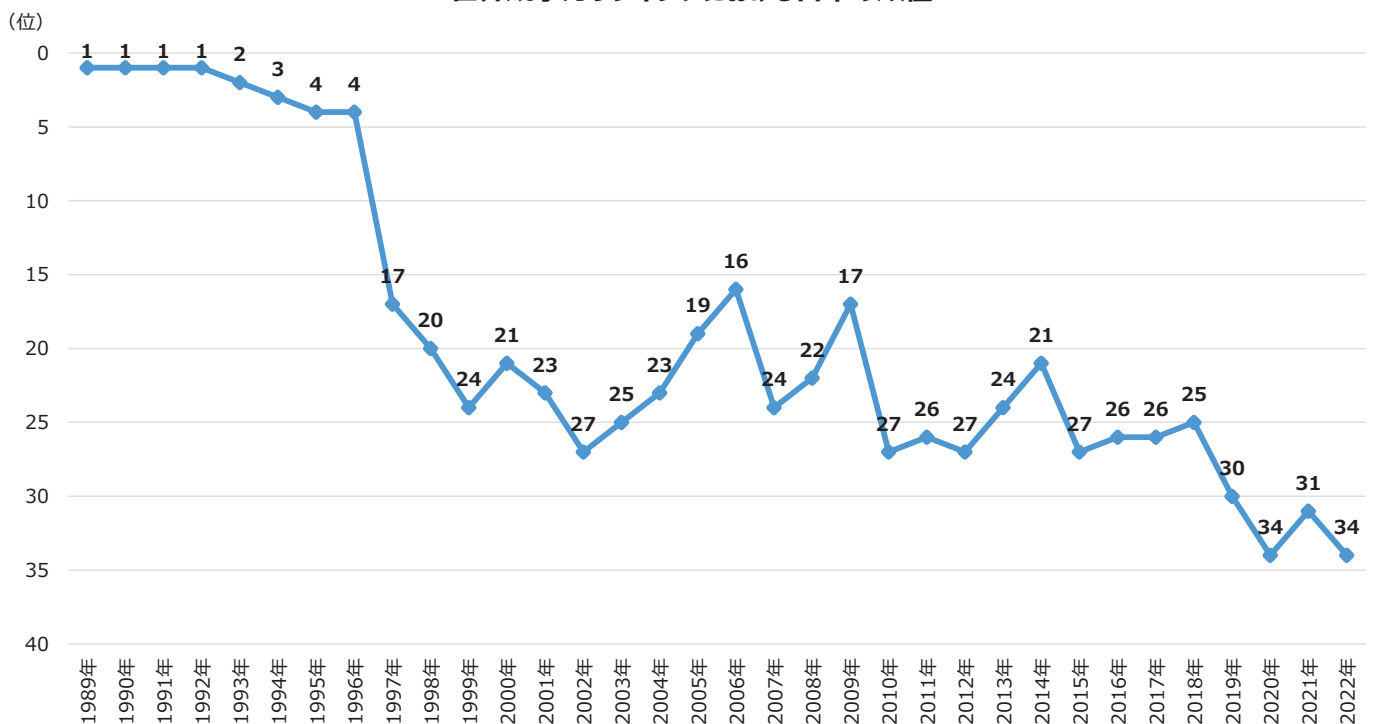
順位	国名	順位	国名	順位	国名
1	デンマーク (↑2)	23	英国 (↓5)	45	チリ (↓1)
2	スイス (↓1)	24	サウジアラビア (↑8)	46	クロアチア (↑13)
3	シンガポール (↑2)	25	イスラエル (↑2)	47	ギリシャ (↓1)
4	スウェーデン (↓2)	26	チェコ (↑8)	48	フィリピン (↑4)
5	香港 (↑2)	27	韓国 (↓4)	49	スロバキア (↑1)
6	オランダ (↓2)	28	フランス (↑1)	50	ポーランド (↓3)
7	台湾 (↑1)	29	リトアニア (↑1)	51	ルーマニア (↓3)
8	フィンランド (↑3)	30	バーレーン (新規)	52	トルコ (↓1)
9	ノルウェー (↓3)	31	ニュージーランド (↓11)	53	ブルガリア (0)
10	米国 (0)	32	マレーシア (↓7)	54	ペルー (↑4)
11	アイルランド (↑2)	33	タイ (↓5)	55	メキシコ (0)
12	UAE (↓3)	34	日本 (↓3)	56	ヨルダン (↓7)
13	ルクセンブルク (↓1)	35	ラトビア (↑3)	57	コロンビア (↓1)
14	カナダ (0)	36	スペイン (↑3)	58	ボツワナ (↑3)
15	ドイツ (0)	37	インド (↑6)	59	ブラジル (↓2)
16	アイスランド (↑5)	38	スロベニア (↑2)	60	南アフリカ (↑2)
17	中国 (↓1)	39	ハンガリー (↑3)	61	モンゴル (↓1)
18	カタール (↓1)	40	キプロス (↓7)	62	アルゼンチン (↑1)
19	オーストラリア (↑3)	41	イタリア (0)	63	ベネズエラ (↑1)
20	オーストリア (↓1)	42	ポルトガル (↓6)		
21	ベルギー (↑3)	43	カザフスタン (↓8)		
22	エストニア (↑4)	44	インドネシア (↓7)		

(備考) 世界競争力は経済状況、政府効率性、ビジネス効率性、インフラに関する統計データや経営層を対象としたアンケートデータから算出。また、括弧内は前年度との比較。
(出所) IMD「World Competitiveness Ranking 2022」より作成。

日本の世界競争力は年々低下傾向

○1990年代の日本の世界競争力は5位以内だったが、近年順位を落としており、2022年は1989年以降最低の34位となった。

世界競争力ランキングにおける日本の順位

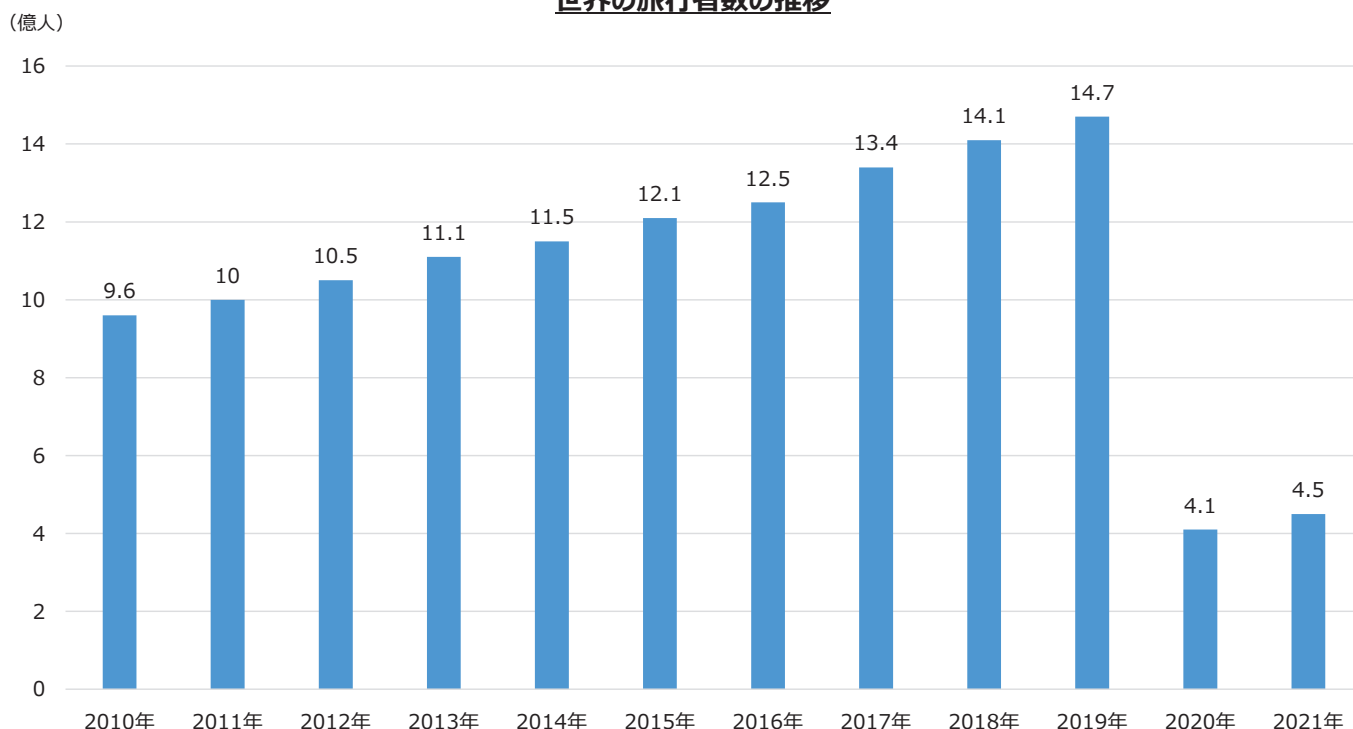


(備考) 世界競争力は経済状況、政府効率性、ビジネス効率性、インフラに関する統計データや経営層を対象としたアンケートデータから算出。また、括弧内は前年度との比較。
(出所) IMD「World Competitiveness Ranking」より作成。

世界の旅行者数はコロナ禍で激減したが、2021年は回復傾向に転じた

○世界全体の旅行者数は、2019年の約14.7億人をピークにコロナ禍で約4.1億人まで減少したものの、2021年は約4.5億人と対前年比で10%程度回復。

世界の旅行者数の推移

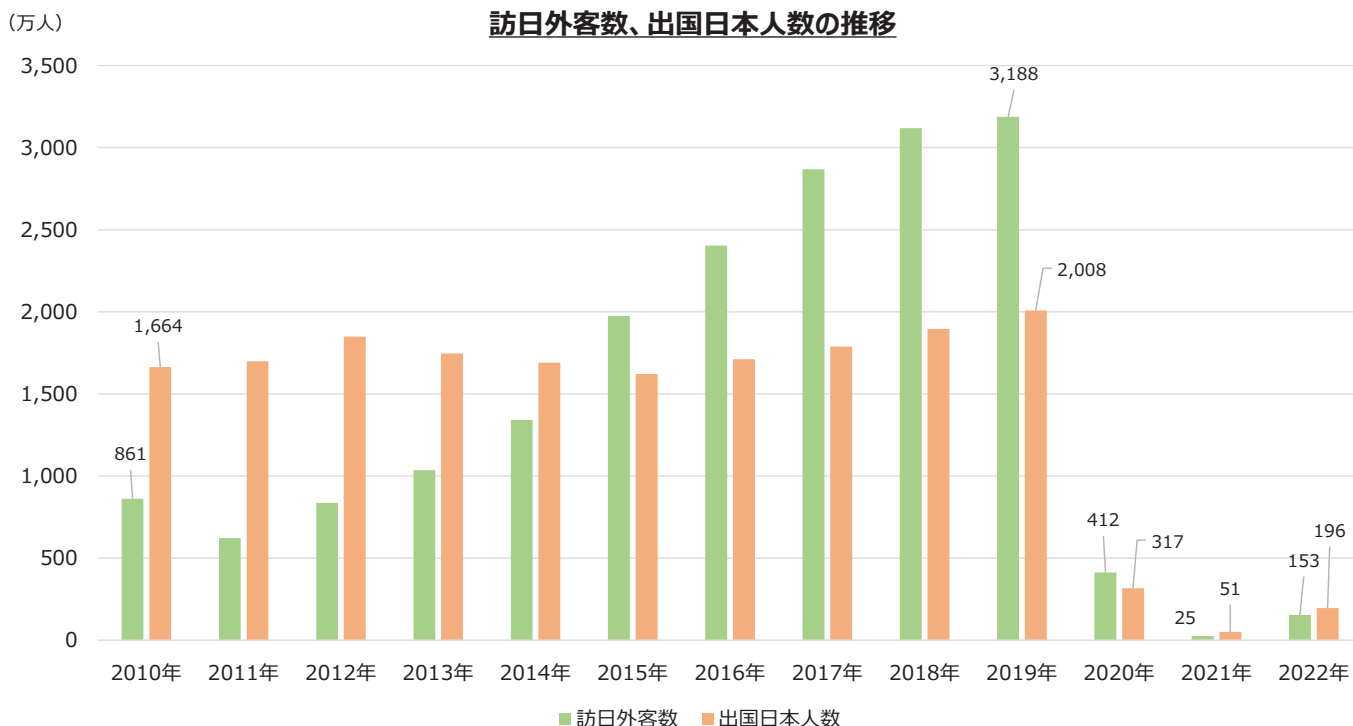


(出所) UNWTO Tourism Dashboard “International tourist arrivals”より作成。

コロナ禍で激減した訪日外客数、出国日本人数は2022年に入り回復傾向

○日本への訪日外客数はこの10年間で見ると増加傾向にあり、2019年の約3,200万人をピークに2021年は約25万人まで減少したものの、2022年10月時点で既に前年の6倍以上にまで回復。
○出国日本人数は2010年以降、1,500万人～2,000万人で横ばいの傾向だったが、2021年は約51万人まで減少し、2022年10月時点では前年の約4倍まで回復。

訪日外客数、出国日本人数の推移



(備考) 2022年は1月～10月の推計値

(出所) 日本政府観光局 (訪日外客数・出国日本人数データ) より作成。

日本国内の人流は長期的には戻りつつある

○2019年同月比の日本国内移動人口について、2020年5月は-62.2%と激減したが、2021年は-20%から-10%の間で概ね推移しており、2022年6月以降は-10%以上と、回復傾向にある。

日本国内の移動人口（2019年同月同週比）



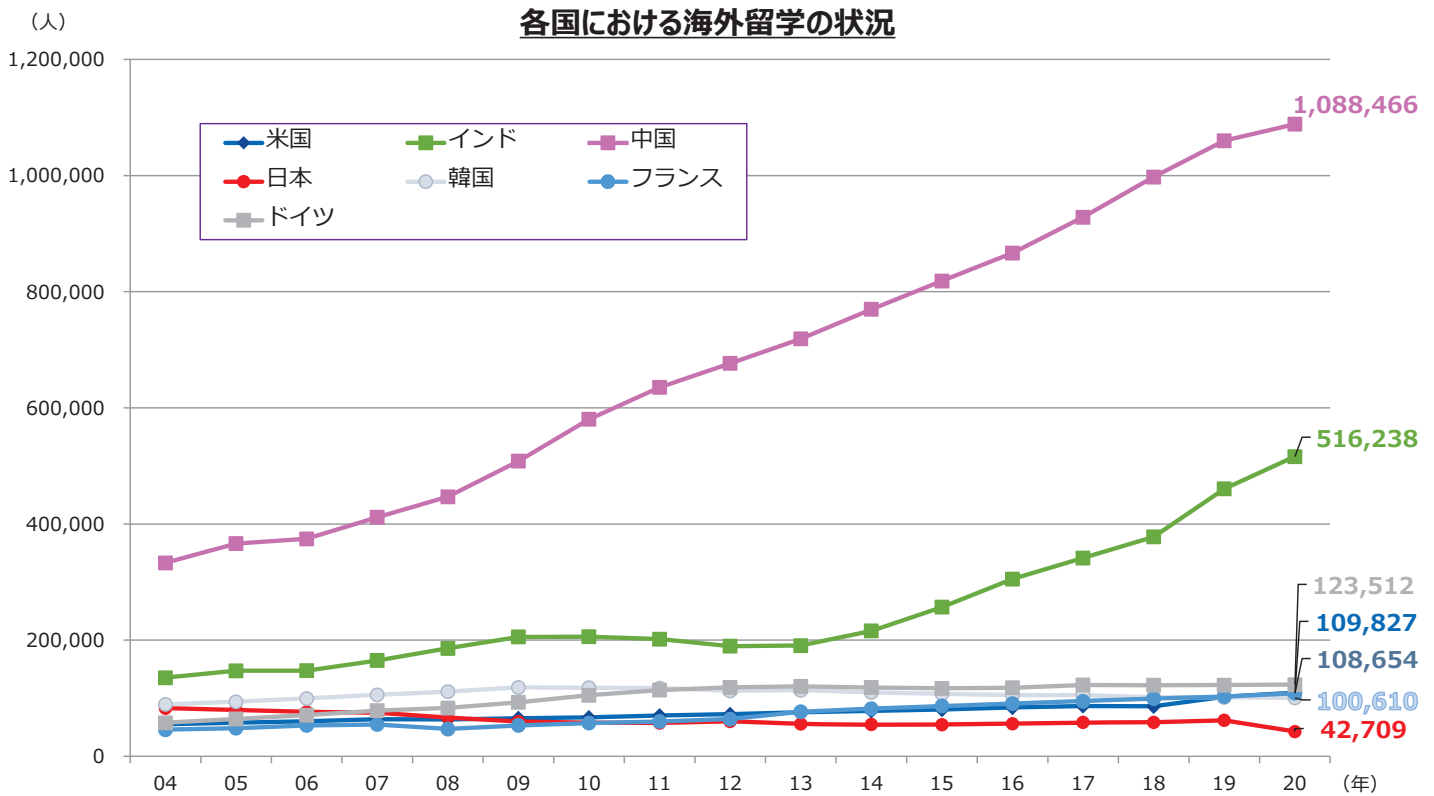
(出所) V-RESAS「移動人口の動向」(<https://v-resas.go.jp/>) より作成。

2. 留学生派遣・受入れ方策

(1) 日本人留学生派遣

海外への留学者数は中国・インドが伸長する一方、日本は停滞気味

○諸外国における海外留学者数は、特に中国・インドが近年伸長する一方で、日本は近年、横ばい状況であったが、2020年には4万人程度となっている。

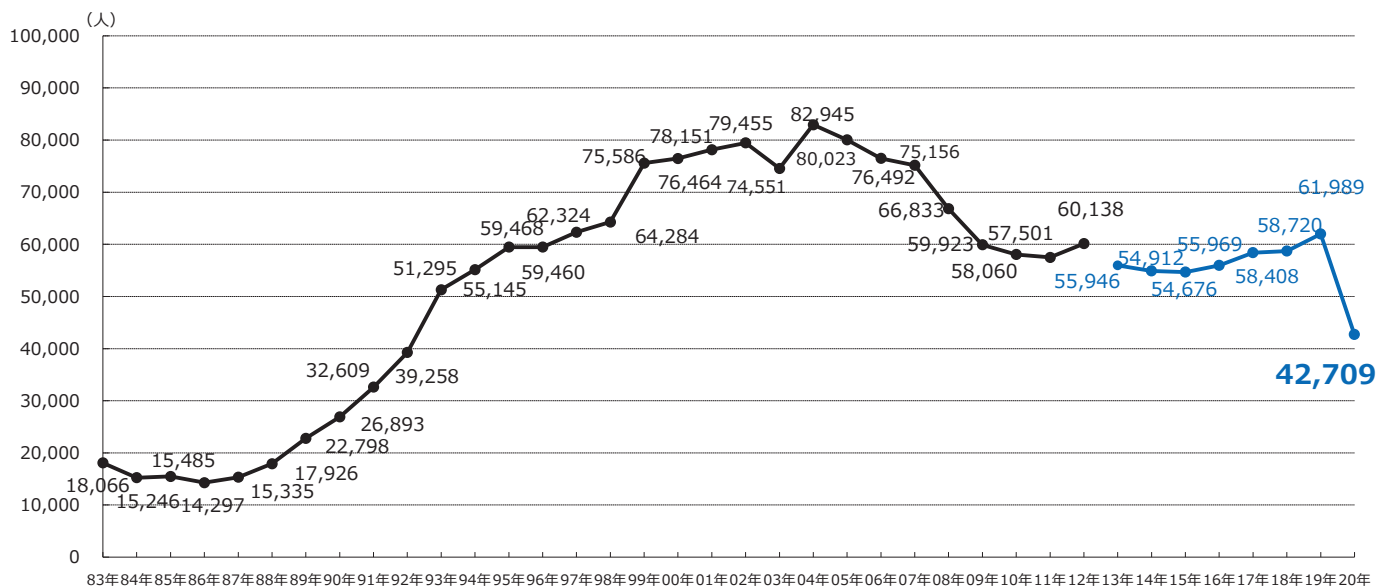


(出所) 日本：令和5年3月7日文科科学省報道発表「外国人留学生在籍状況調査」及び「日本人の海外留学者数」等について、その他の国：ユネスコ統計局、より作成。

主に学位取得を目的とする日本人の海外留学者数は近年横ばい傾向

○主に学位取得を目的とする日本人の海外留学者数は2000年前後の約8万人をピークに減少し、近年は6万人程度で横ばい状況であったが、2020年には4万人程度となっている。

海外の大学等に在籍する日本人留學生数



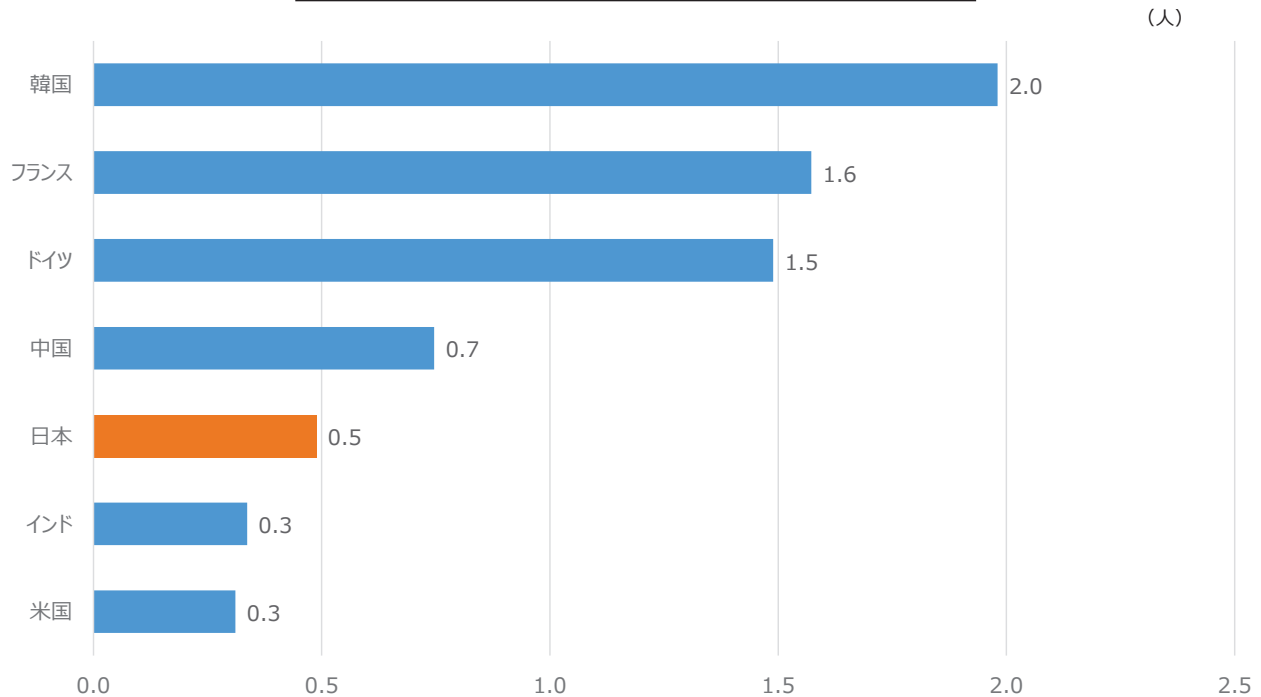
(備考) 2012年統計までは、外国人学生（受入れ国の国籍を持たない学生）が対象だったが、2013年統計より、高等教育機関に在籍する外国人留學生（勉学を目的として前居住国・出身国から他の国に移り住んだ学生）が対象となったため、比較ができなくなっている。

(出所) 文科科学省「外国人留学生在籍状況調査」及び「日本人の海外留学者数」等について（令和5年3月7日）より。

人口千人あたりの海外派遣留学生数において、日本は韓国、フランス、ドイツ等より少ない

○人口千人あたりの派遣留学生数は、日本が約0.5人なのに対して、中国は約0.7人、ドイツは約1.5人、フランスは約1.6人、韓国は約2.0人。

各国における人口千人あたりの派遣留学生数（2019年）

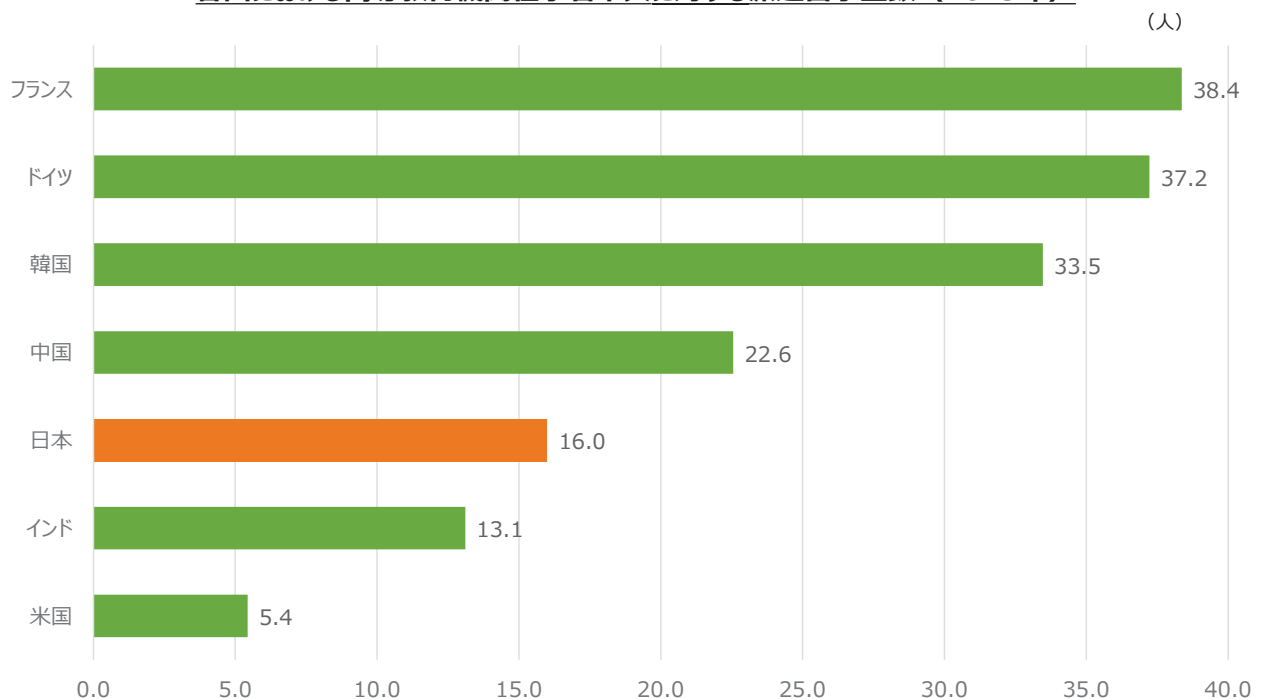


（出所）留学生数については日本：OECD「Education at a Glance」、ユネスコ統計局、IIE「Open Doors」、その他の国：ユネスコ統計局、人口は国連人口基金「世界人口白書2019」より作成。

高等教育機関在学者数に対する留学生数の比率においても、日本は他国より少ない傾向

○高等教育機関在学者数千人に対する派遣留学生数は、日本が16.0人であるのに対して、中国は22.6人、韓国は33.5人、ドイツは37.2人、フランスは38.4人。

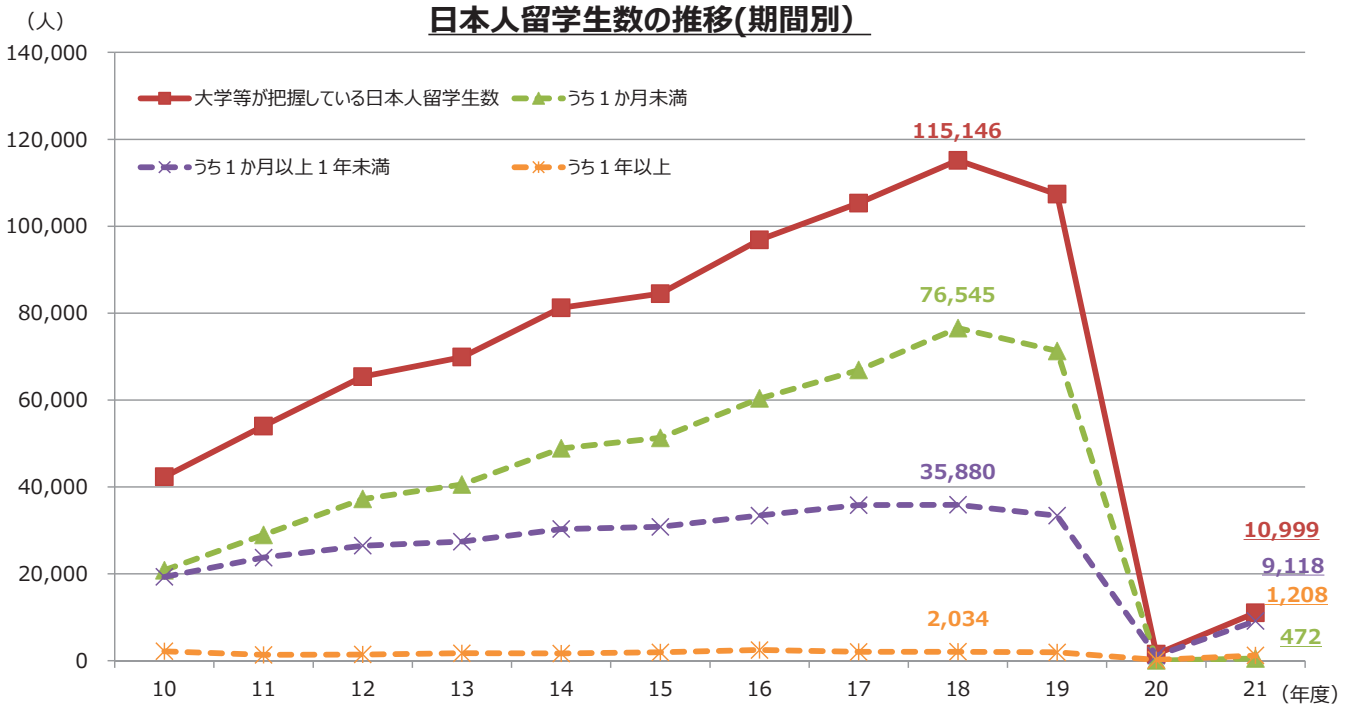
各国における高等教育機関在学者千人に対する派遣留学生数（2019年）



（出所）留学生数については日本：OECD「Education at a Glance」、ユネスコ統計局、IIE「Open Doors」、その他の国：ユネスコ統計局より、高等教育機関在学者数はユネスコ統計局データより作成。

コロナ禍で日本人留学生の派遣は激減

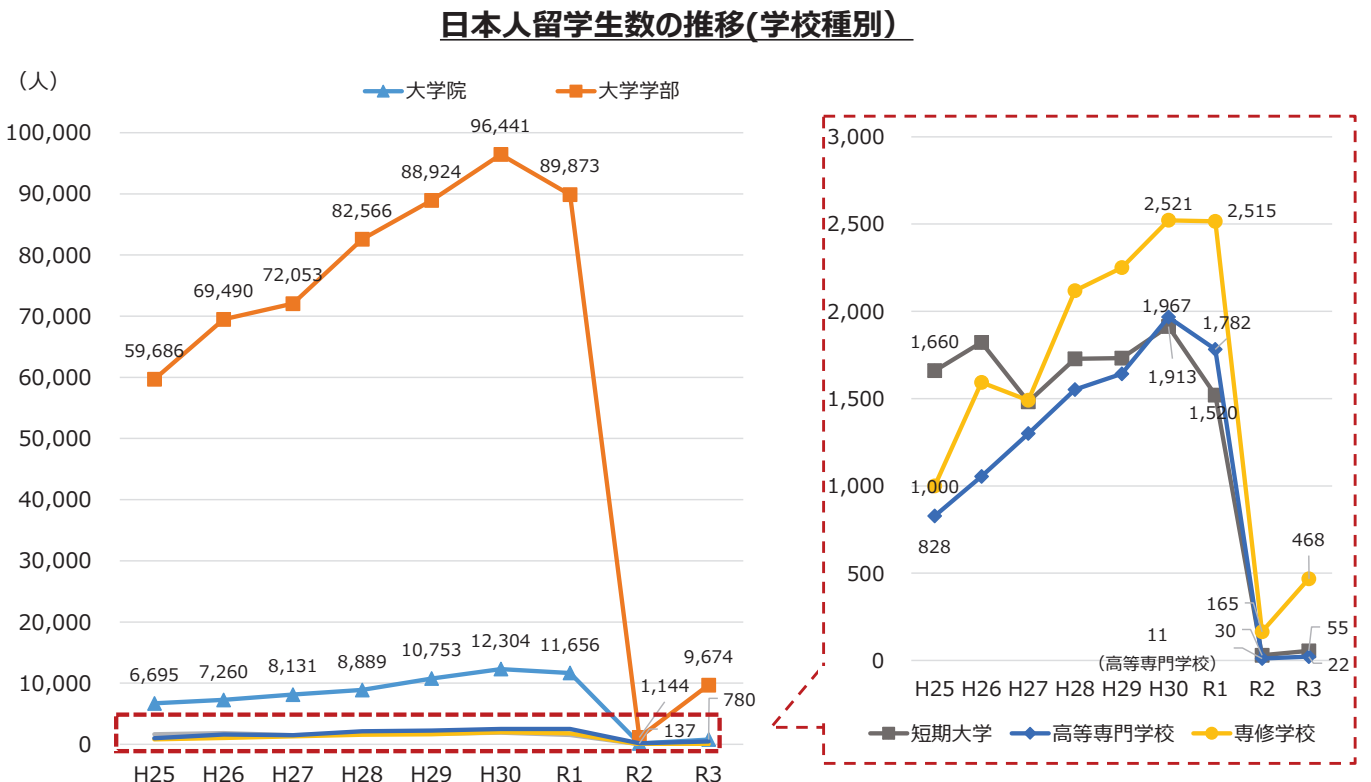
○大学等が把握している日本人学生の海外留学状況については、増加傾向だったが、コロナの影響により、2020年度以降は激減。



(備考) 大学間交流協定等に基づく日本人留学生数。留学期間が「不明」の学生も一定数いるため、「大学等が把握している日本人留学生数」とそれを足し合わせたものは一致しない。
 (出所) (独) 日本学生支援機構「日本人学生留学状況調査」より作成。

特に学部段階における日本人留学生数の落ち込みが激しい

○学校種別に見ると、いずれの機関でも日本人留学生の派遣数はコロナ禍で激減している。

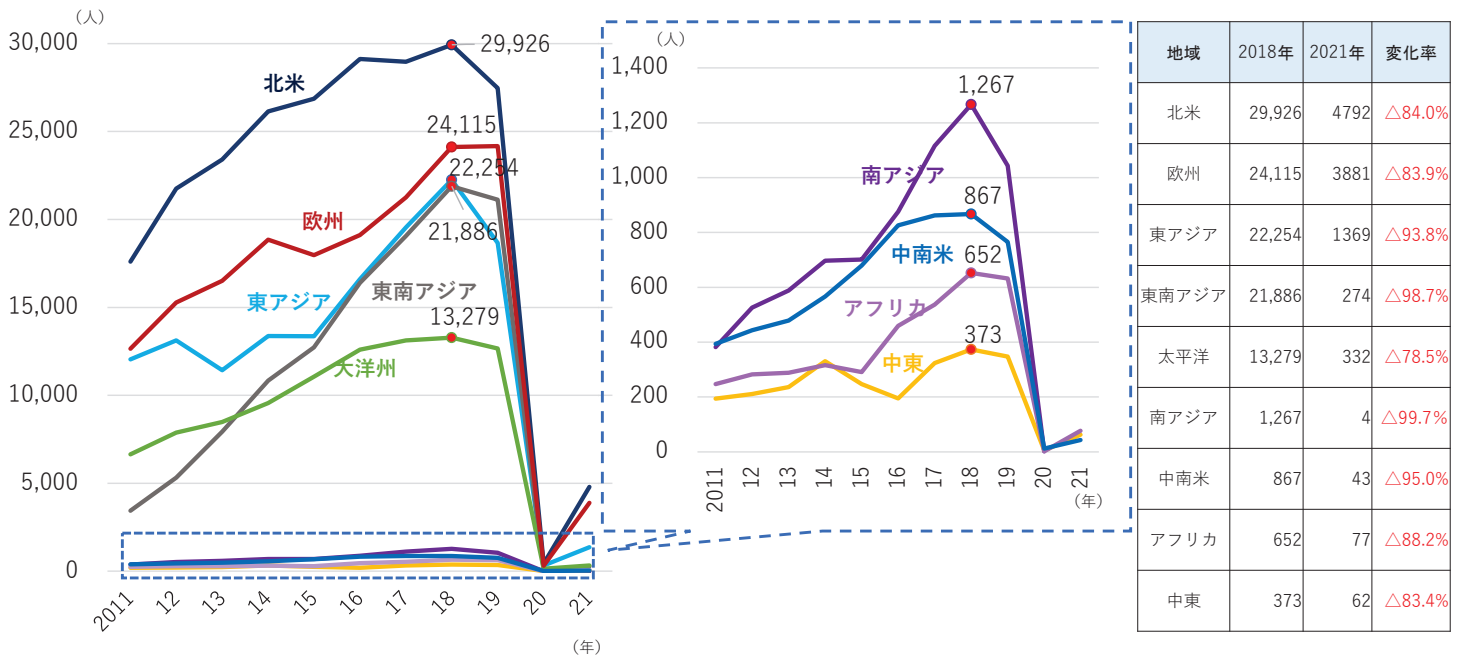


(出所) (独) 日本学生支援機構「日本人学生留学状況調査結果」より作成。

日本人留学生の主な渡航先は北米、欧州、東アジア、東南アジア

○日本人学生の各地域への留学はコロナ前は概ね順調に増加。特に北米・欧州・東アジア・東南アジアへの留学が多い。いずれの地域においてもコロナの影響で日本人学生の海外留学はすべての地域において大幅に落ち込んでいる。

日本人学生の海外留学における地域別渡航先の推移

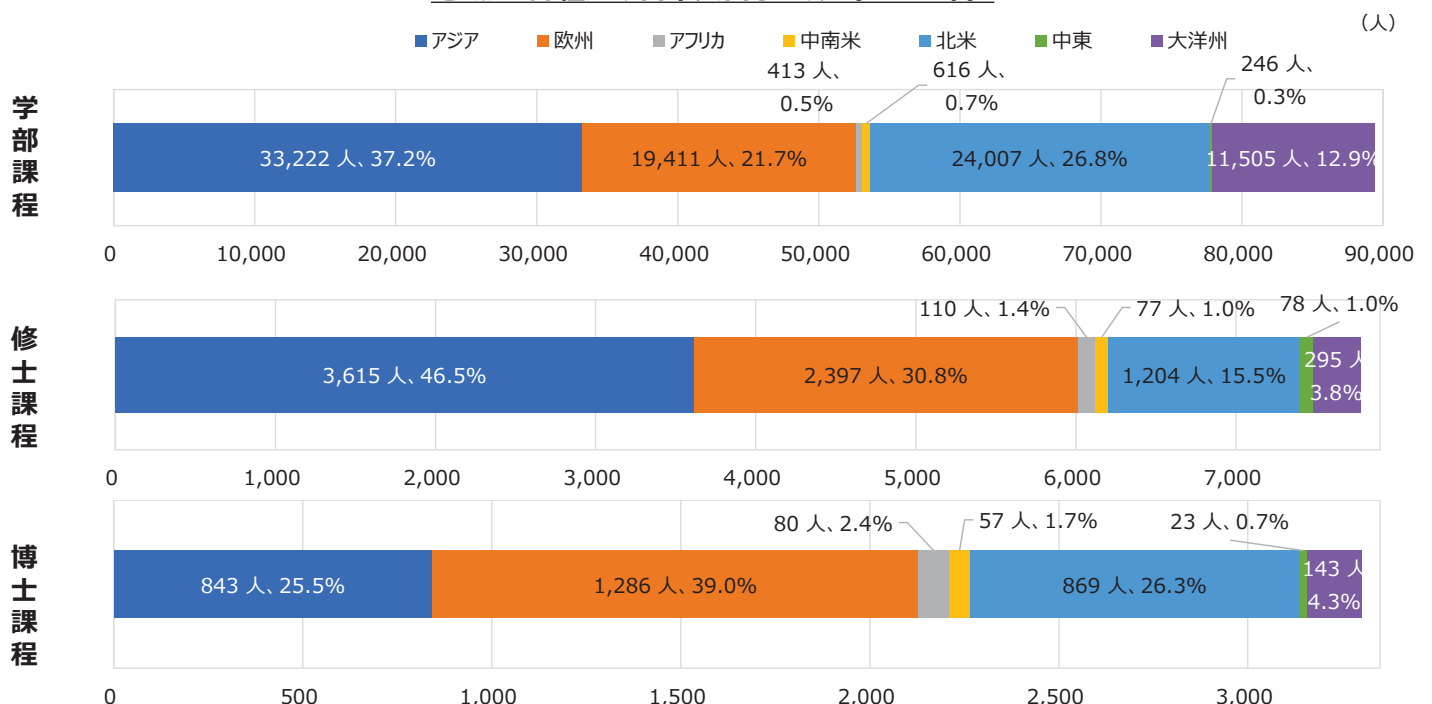


(出所) (独) 日本学生支援機構「日本人学生留学状況調査結果」より作成。

日本人学生の地域別・課程別留学状況

○日本人留学生の渡航先はアジア、欧州、北米が多く、学部課程においては多い順にアジアが約4割、北米が約3割、欧州が約2割、修士課程においてはアジアが約5割、欧州が約3割、北米が約2割、博士課程においては、欧州が約4割、北米・アジアがそれぞれ約3割。

地域別・課程別の日本人留学生数 (2019年)



(備考) 日本の大学等が把握している日本人留学生数を集計。
(出所) (独) 日本学生支援機構「2019年度日本人学生留学状況調査」より作成。

コロナ前の日本人留学生の主な渡航先は北米、アジア

○コロナ前の日本人留学生の渡航先は北米・アジアが多かったが、コロナ禍においてはいずれの地域への渡航も大幅に減少し、韓国への渡航がアメリカ合衆国に次いで多くなるなど渡航先国・地域の構成が大きく変化した。

国・地域別日本人留学生数

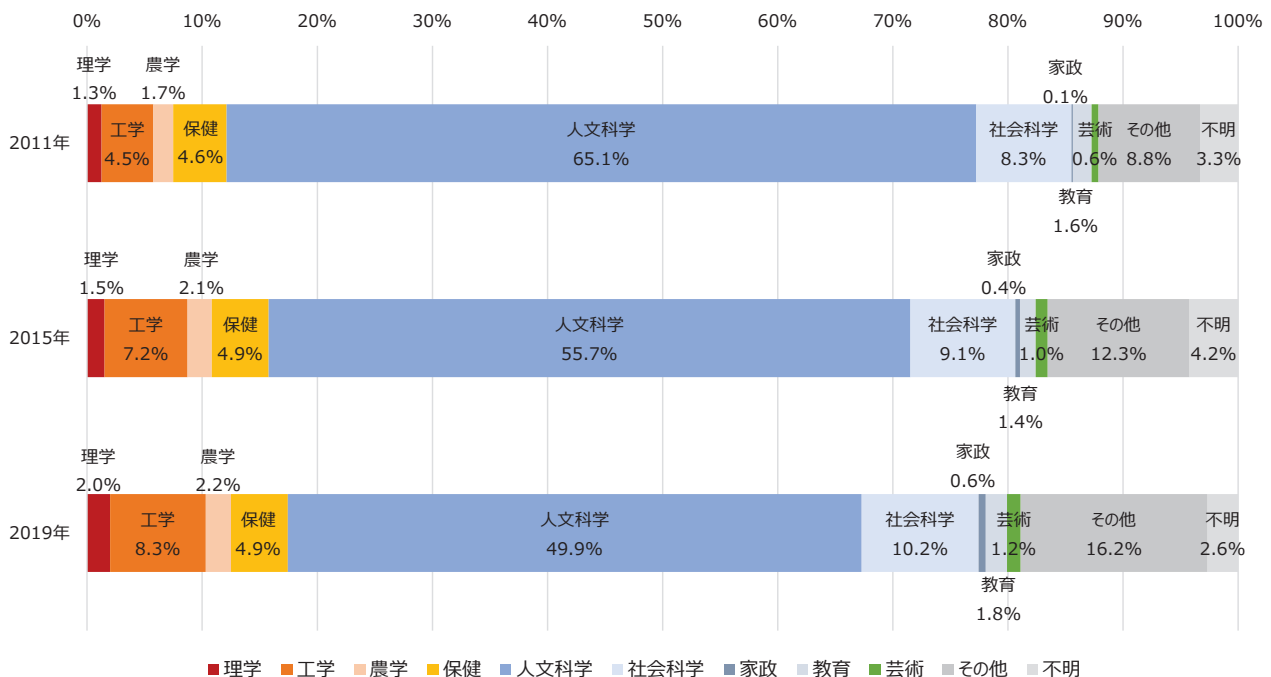
国・地域名	留学生数 (人)		構成比 (%)	国・地域名	留学生数 (人)		構成比 (%)
	2019年度	2021年度			2021年度	2021年度	
アメリカ合衆国	18,138		16.9	アメリカ合衆国	3,603		32.8
オーストラリア	9,594		8.9	韓国	1,209		11.0
カナダ	9,324		8.7	カナダ	1,189		10.8
韓国	7,235		6.7	英国	862		7.8
英国	6,718		6.3	フランス	531		4.8
中国	6,184		5.8	ドイツ	520		4.7
タイ	5,032		4.7	オーストラリア	319		2.9
台湾	4,894		4.6	スペイン	234		2.1
フィリピン	4,575		4.3	スウェーデン	175		1.6
マレーシア	3,461		3.2	アイルランド	158		1.4
その他	32,191		30.0	その他	2,199		20.0
計	107,346		100.0	計	10,999		100.0

(出所) (独) 日本学生支援機構「2021年度日本人学生留学状況調査結果」より作成。

日本人留学生の専攻は人文・社会科学分野が半数以上

○海外に留学する日本人学生は、人文科学分野を専攻する学生の割合が特に高いが、近年は工学分野を専攻する学生の割合が増加傾向にある。

日本人留学生の専攻分野比率

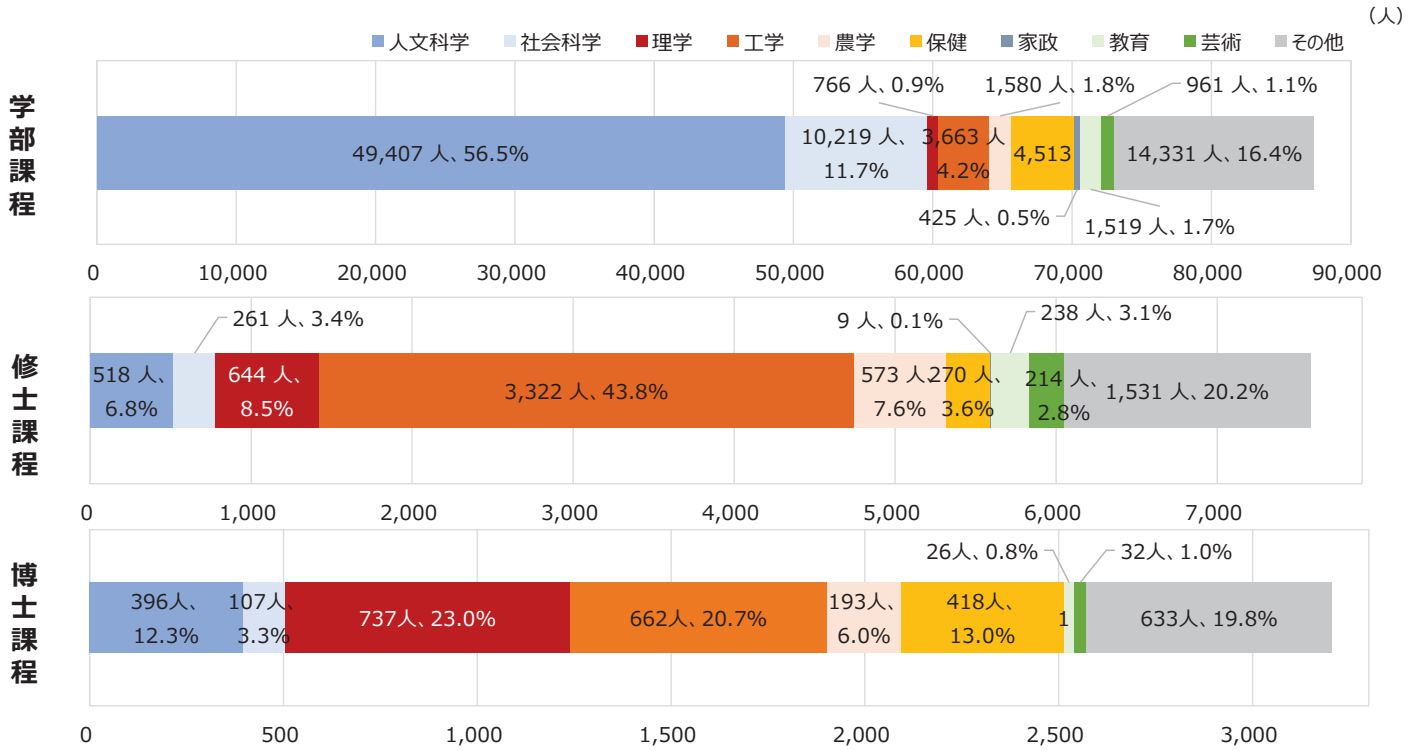


(出所) (独) 日本学生支援機構「日本人学生留学状況調査結果」より作成。

日本人学生の専攻別・課程別留学状況

○日本人留学生の専攻分野について、「その他」を除くと、学部課程においては人文科学が最も多く56.5%、次いで社会科学が11.7%であるのに対して、修士課程・博士課程においては理工系分野を専攻する学生が約5割。

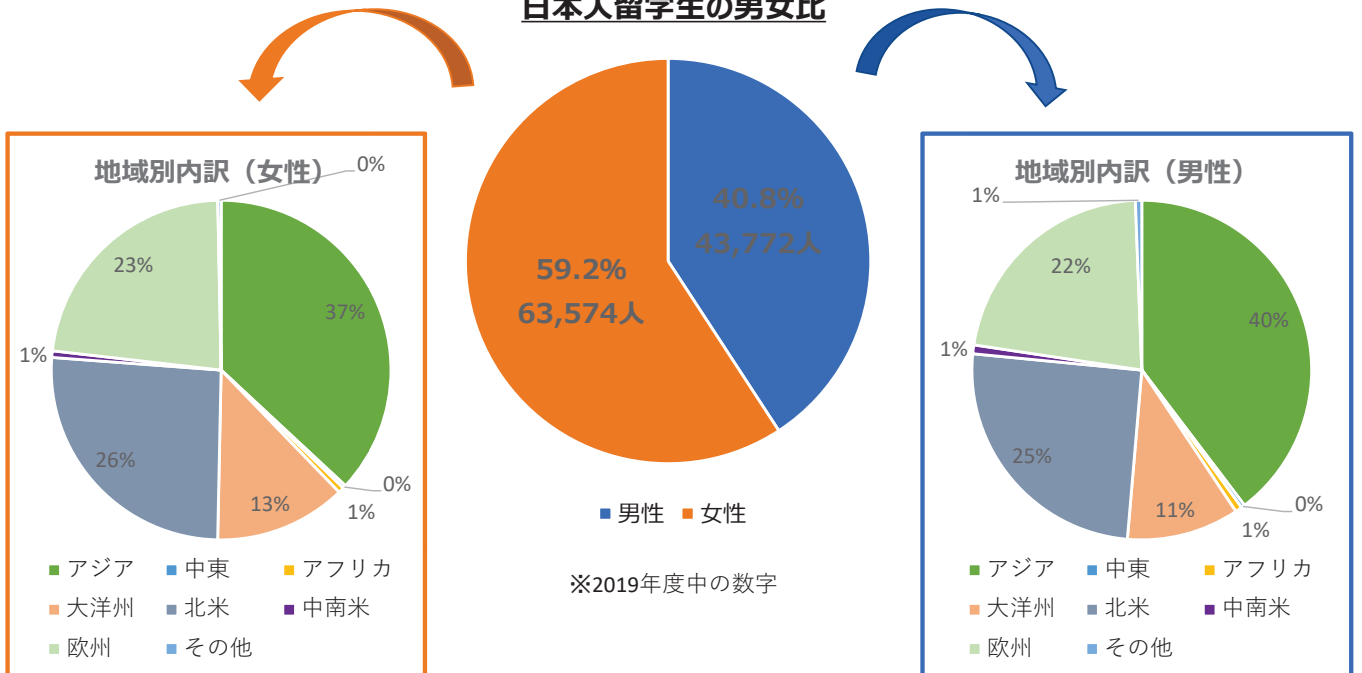
専攻別・課程別の日本人留学生数（2019年）



日本人留学生は女性の方が多い傾向

○2019年度における日本人留学生は女性が約6割と男性より多い。(2021年度において、日本人留学生に占める女性割合は65.3%)
○日本人留学生の渡航先の内訳を見ると、男女ともにアジアが約4割、次いで北米・欧州が多い。

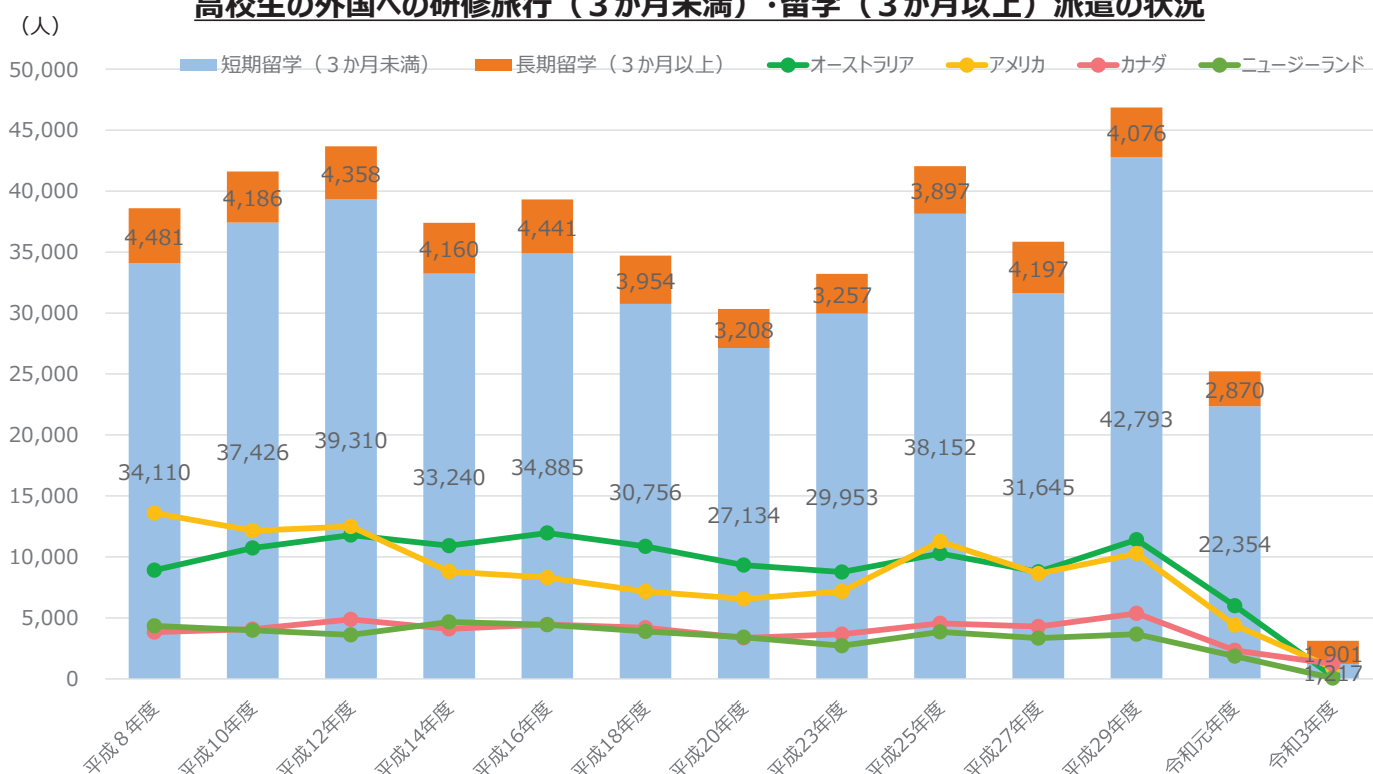
日本人留学生の男女比



高等学校等の国際交流状況（海外への派遣）

○平成29年度においては外国に留学した高校生は短期・長期合わせて46,869人で平成8年度以降最も多かったが、令和3年度においては短期・長期合わせて3,118人となっている。

高校生の外国への研修旅行（3か月未満）・留学（3か月以上）派遣の状況



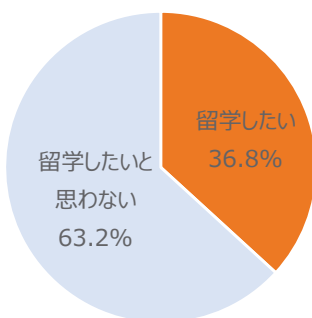
（備考）短期の研修旅行生数、留学生数は延べ数。

（出所）文部科学省「高等学校等における国際交流等の状況について」より作成。

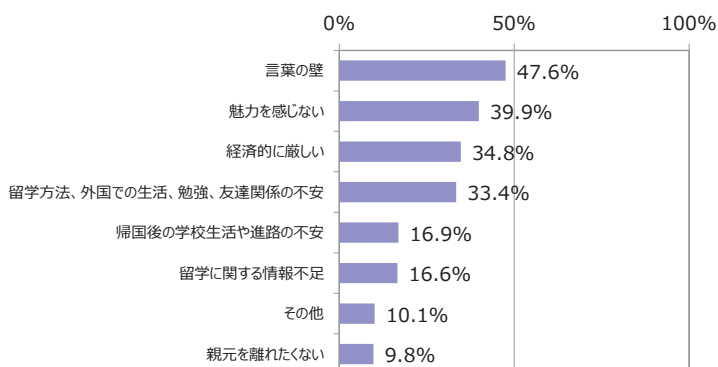
高校生の留学に対する意識

○留学したいと思う高校生は4割弱。留学したい理由として語学力の向上を挙げる人が最も多い一方で、留学したいと思わない最大の理由としても言葉の壁が挙げられた。

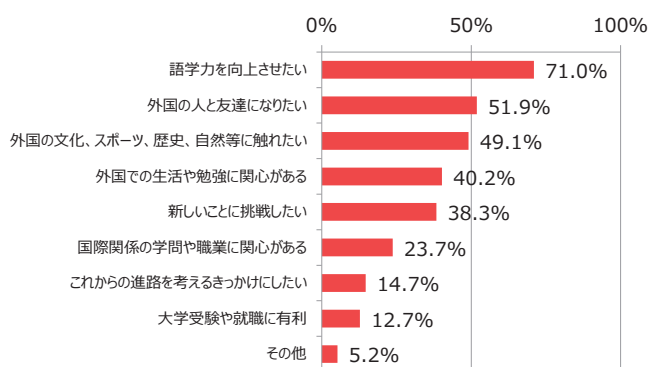
留学したいと思うか



留学したいと思わない理由



留学したらやりたいこと



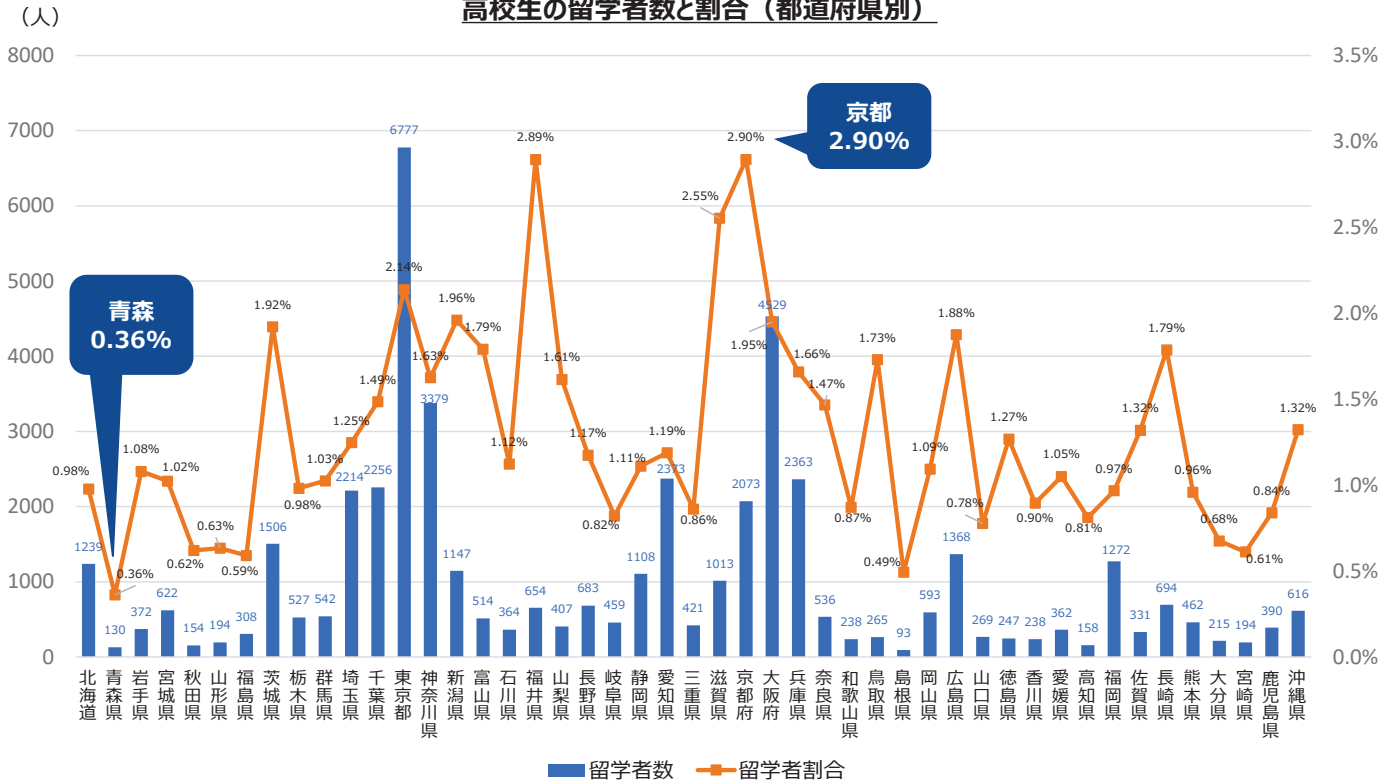
（備考）各高等学校等において任意の3クラスを無作為に抽出し、生徒526,324人を対象に調査を実施。

（出所）文部科学省「平成29年度 高等学校等における国際交流等の状況について」より作成。

高校生の留学における地方格差

○高校生の留学者数が最も多いのは東京で、次いで大阪。留学率で見ると、京都が最も多く2.90%、青森が最も低く0.36%と地域によって差がある。

高校生の留学者数と割合（都道府県別）

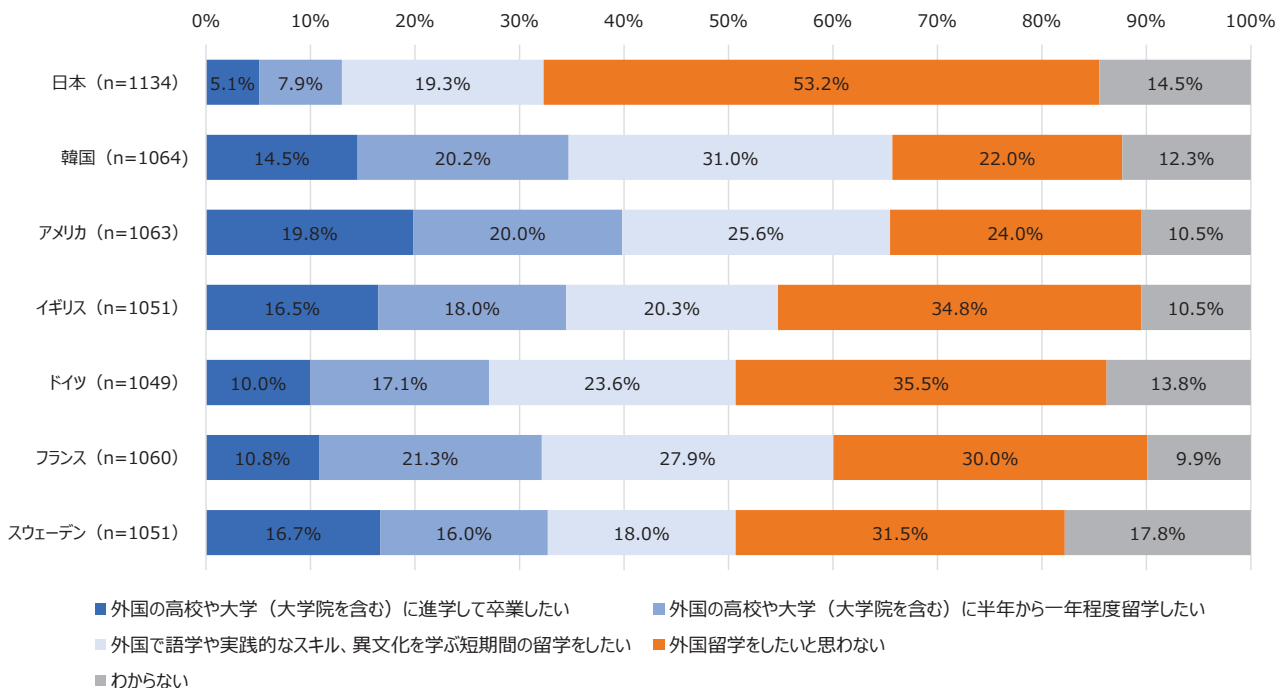


(出所) 留學生数(長期、短期)は文部科学省「平成29年度高等学校等における国際交流等の状況について」より、高校生数は文部科学省「学校基本統計」(平成29年度)より作成。

日本の若者は留学への意識が低い傾向

○諸外国においては、外国留学を希望する者が5割を超える中、日本の若者は「外国留学をしたいと思います」とする者が5割超と諸外国の中でも高い。

外国留学への意識



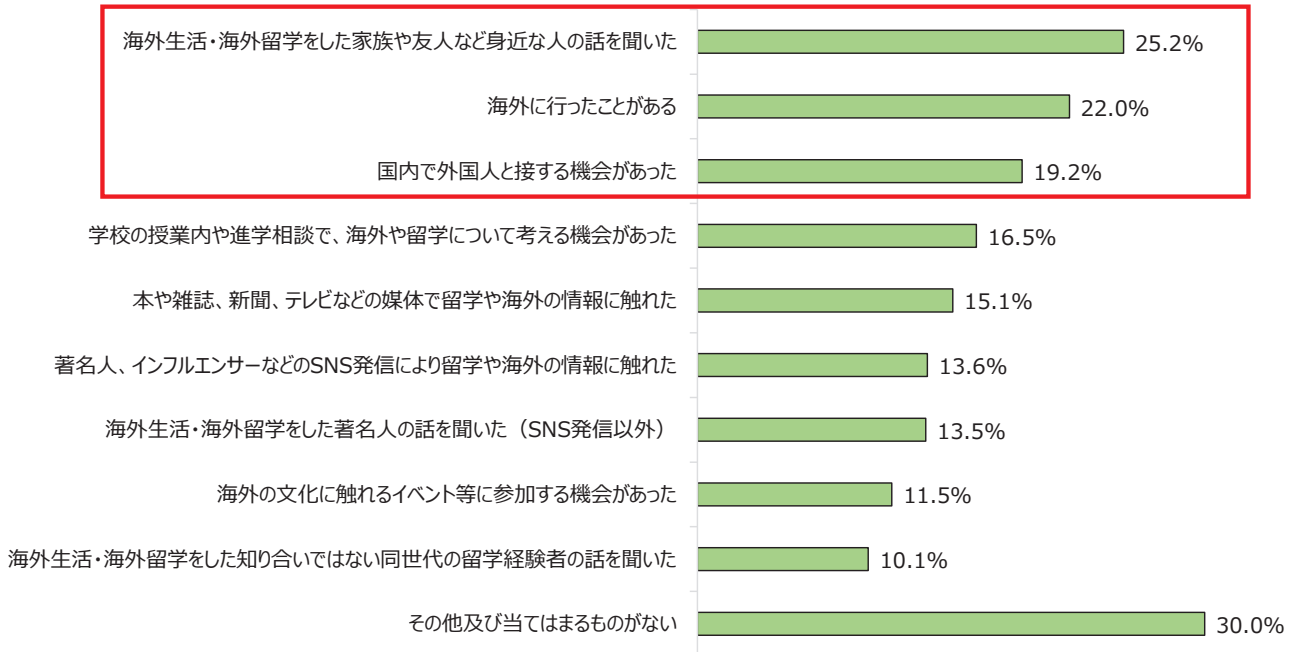
(備考) 各国満13~29歳の若者に対するインターネット調査

(出所) 内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査(平成30年度)」より作成。

身近な人や過去の国際経験が日本人学生の留学のきっかけになることも

○日本人学生は身近な国際交流経験や過去の海外経験に触発されて海外留学に関心を持つ傾向が見られる。

海外留学に興味を持ったきっかけや必要性を感じた要因

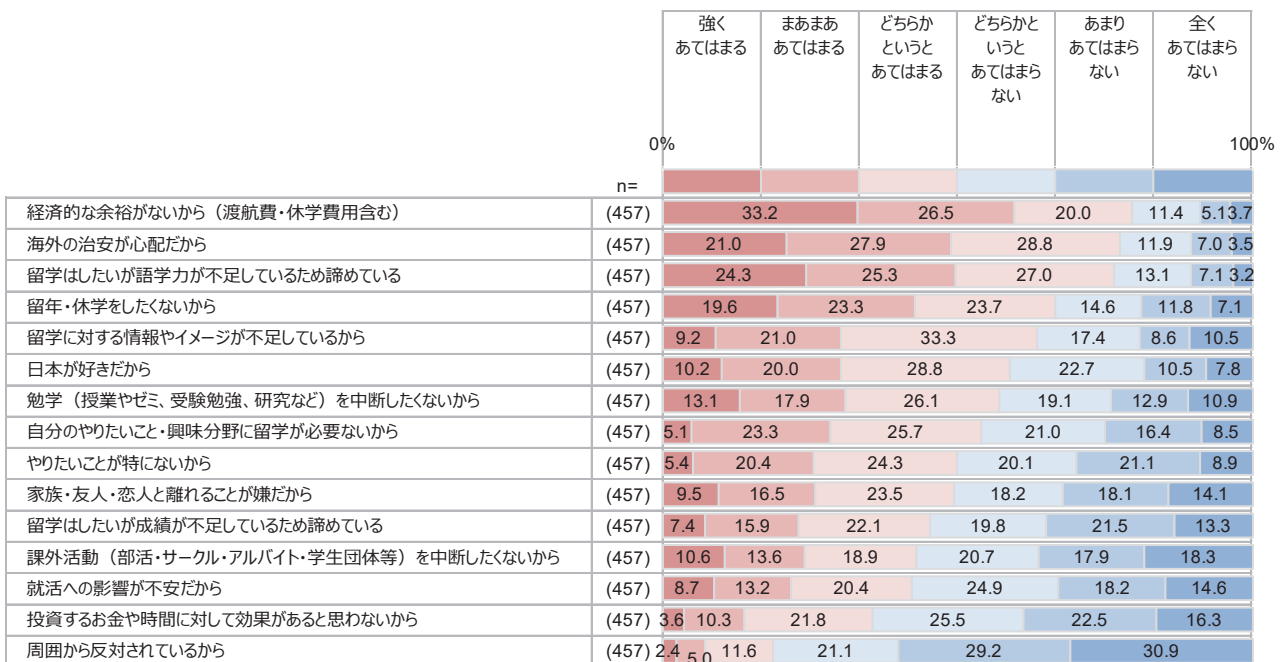


(出所) 文部科学省「学生の海外留学に関する調査2022」より作成。

経済的理由や語学力を理由に海外留学をしない者も

○海外留学に行かない理由としては、経済的理由や治安への心配、語学力不足などが多く挙げられている。

興味・憧れはあるが、海外留学していない理由

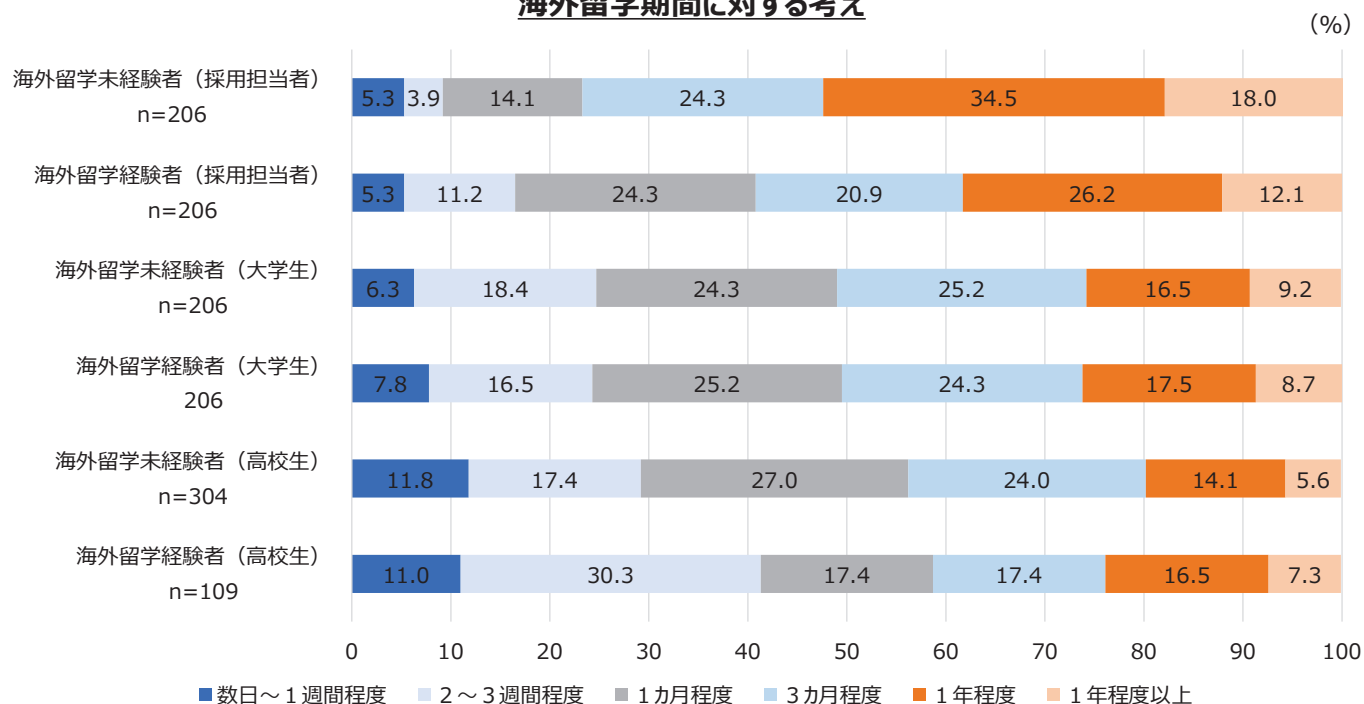


(出所) 文部科学省「学生の海外留学に関する調査2022」より作成。

海外留学期間について、採用担当者と、大学生・高校生の意識は異なっている

○高校生・大学生の8割以上は海外留学期間として3カ月未満を考えるのに対して、採用担当者は4割以上が1年程度以上を海外留学期間として考える。

海外留学期間に対する考え

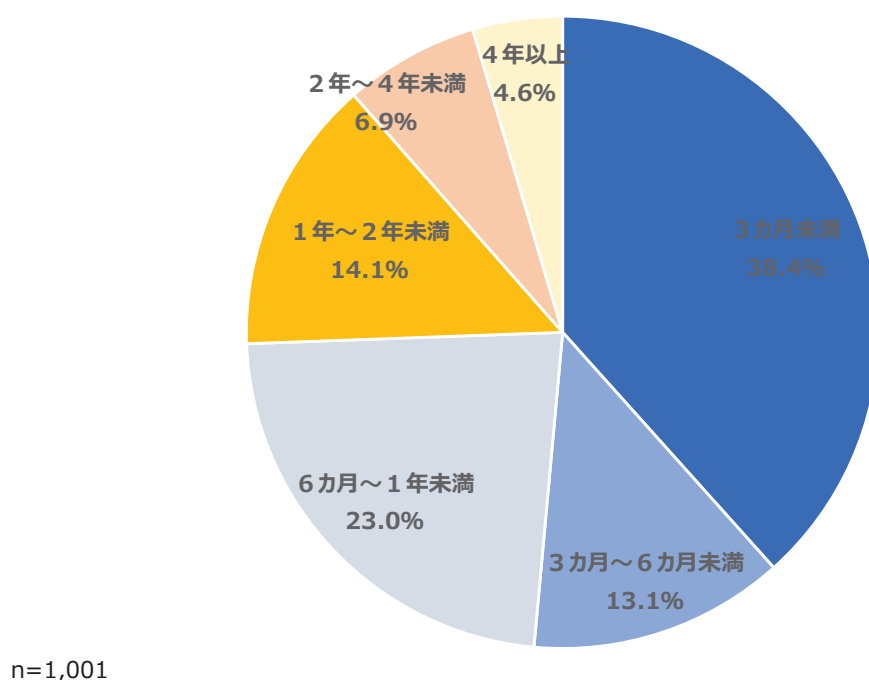


(出所) 文部科学省「学生の海外留学に関する調査2022」より作成。

留学経験者の留学期間は、1年未満が大半を占めている

○1年未満の留学をした者が4分の3を占めている一方で、1年以上の留学をした者は4分の1程度。

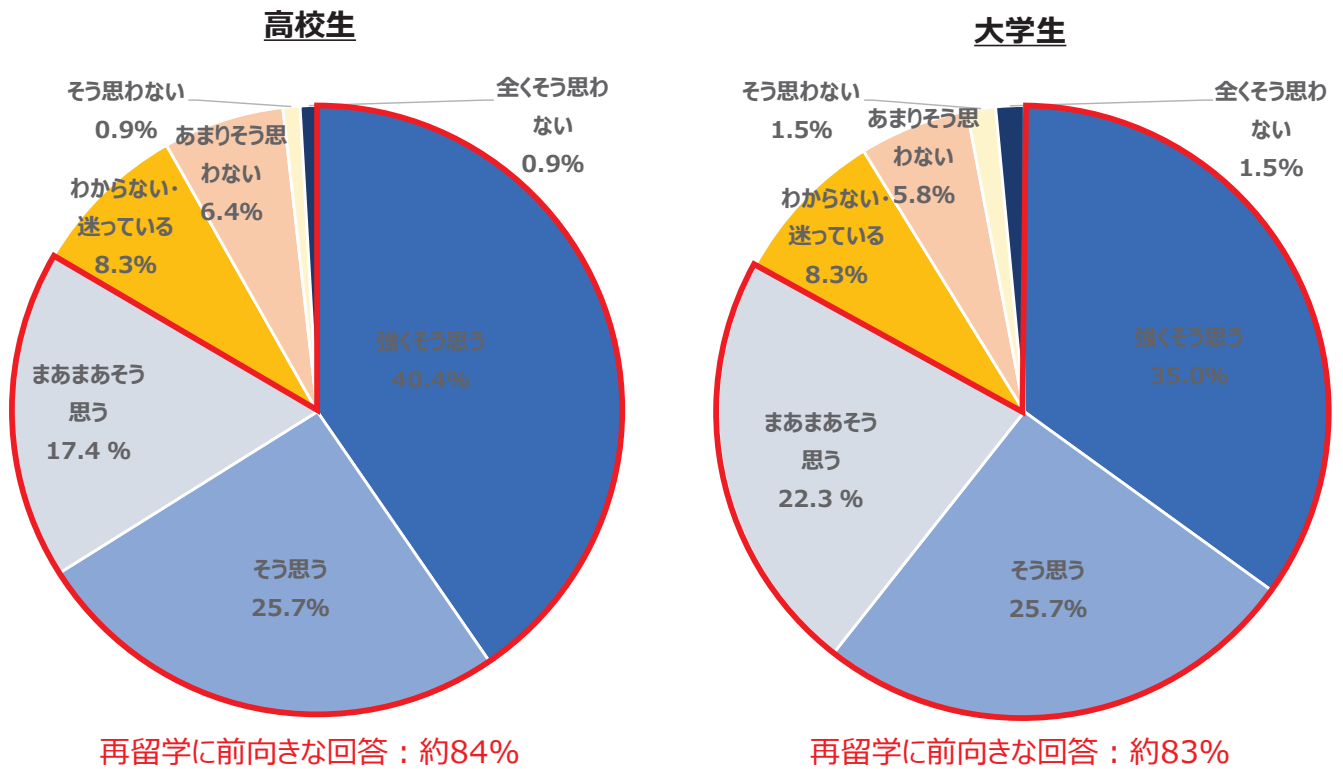
留学経験者の留学期間



(備考) 過去15年以内に海外留学経験のある20～40代の日本人に対してインターネット調査を実施。(出所) (独) 日本学生支援機構「平成30年度海外留学経験者追跡調査報告書」より作成。

留学経験者の8割以上が「もう一度留学したい」希望あり

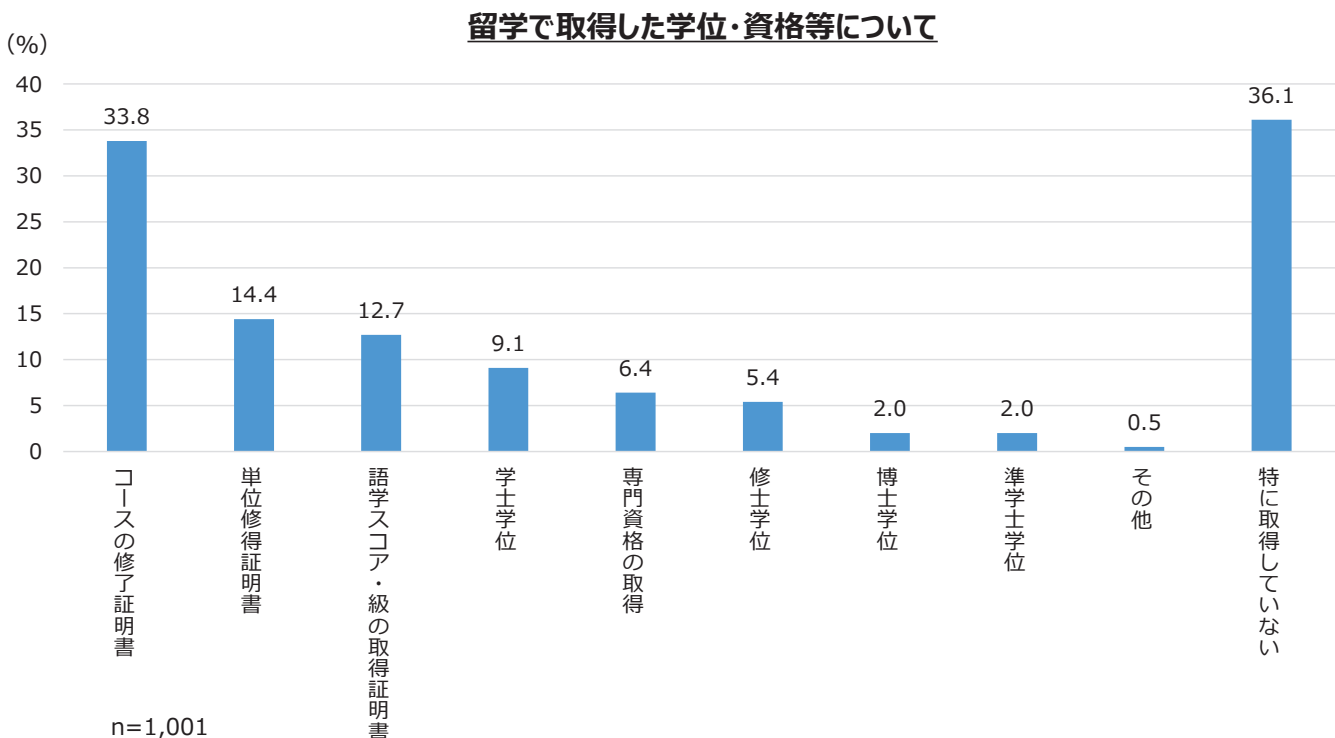
○海外留学経験者のうち、再留学に前向きな回答は高校生で約84%、大学生で約83%と高い水準



(出所) 文部科学省「学生の海外留学に関する調査2022」より。

留学で学位を取得する者は2割程度

○留学で学位を取得した者は、学士が9.1%、修士が5.4%、博士が2.0%、準学士が2.0%となっており、全体の2割程度。



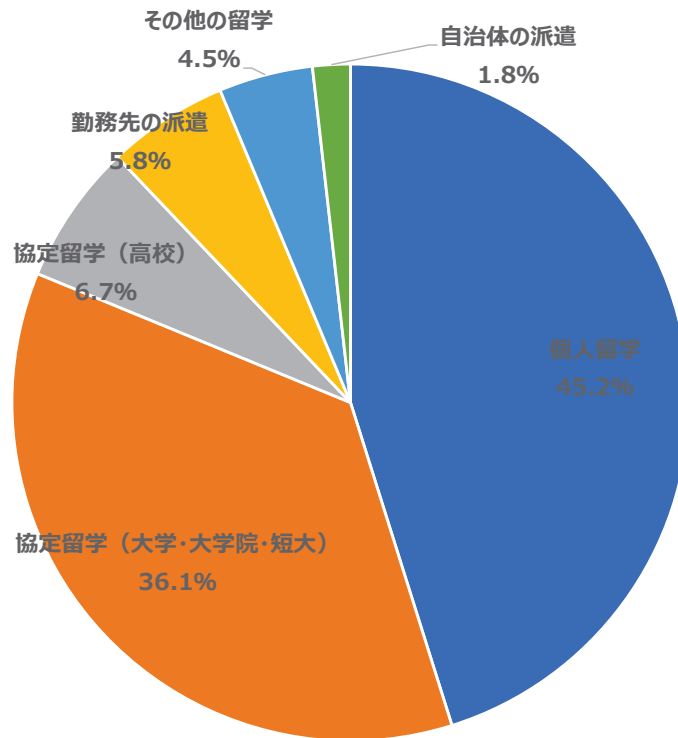
(備考) 過去15年以内に海外留学経験のある20~40代の日本人に対してインターネット調査を実施。

(出所) (独) 日本学生支援機構「平成30年度海外留学経験者追跡調査報告書」より作成。

留学形態として最も多いのは個人留学

○留学形態として最も多いのは「個人留学」で45.2%、次いで「協定留学（大学・大学院・短大）」が36.1%。

留学経験者の留学形態

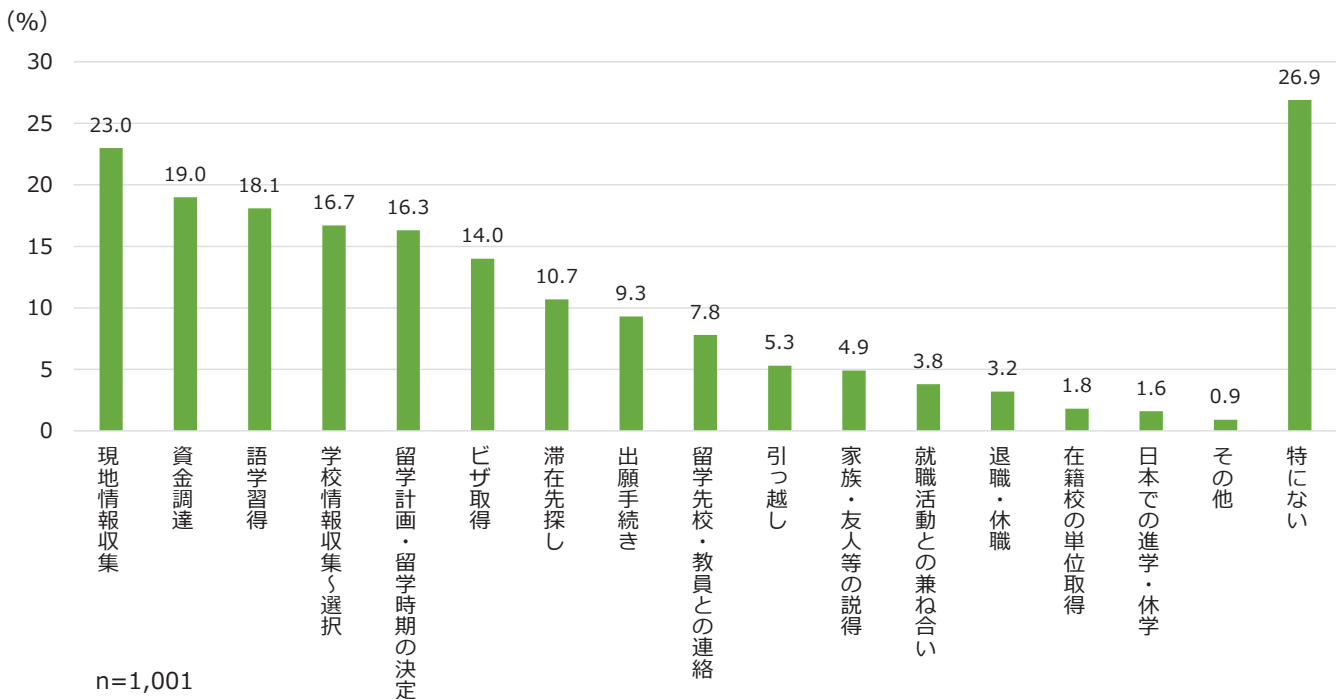


（備考）過去15年以内に海外留学経験のある20～40代の日本人に対してインターネット調査を実施。（出所）（独）日本学生支援機構「平成30年度海外留学経験者追跡調査報告書」より作成。

留学前に困ったこととして多く挙げられるのは「現地情報収集」や「資金調達」

○留学前に困ったことは「特にない」が3割近く、「現地情報収集」と「資金調達」がそれぞれ約2割となっている。

留学経験者が留学前に困ったこと

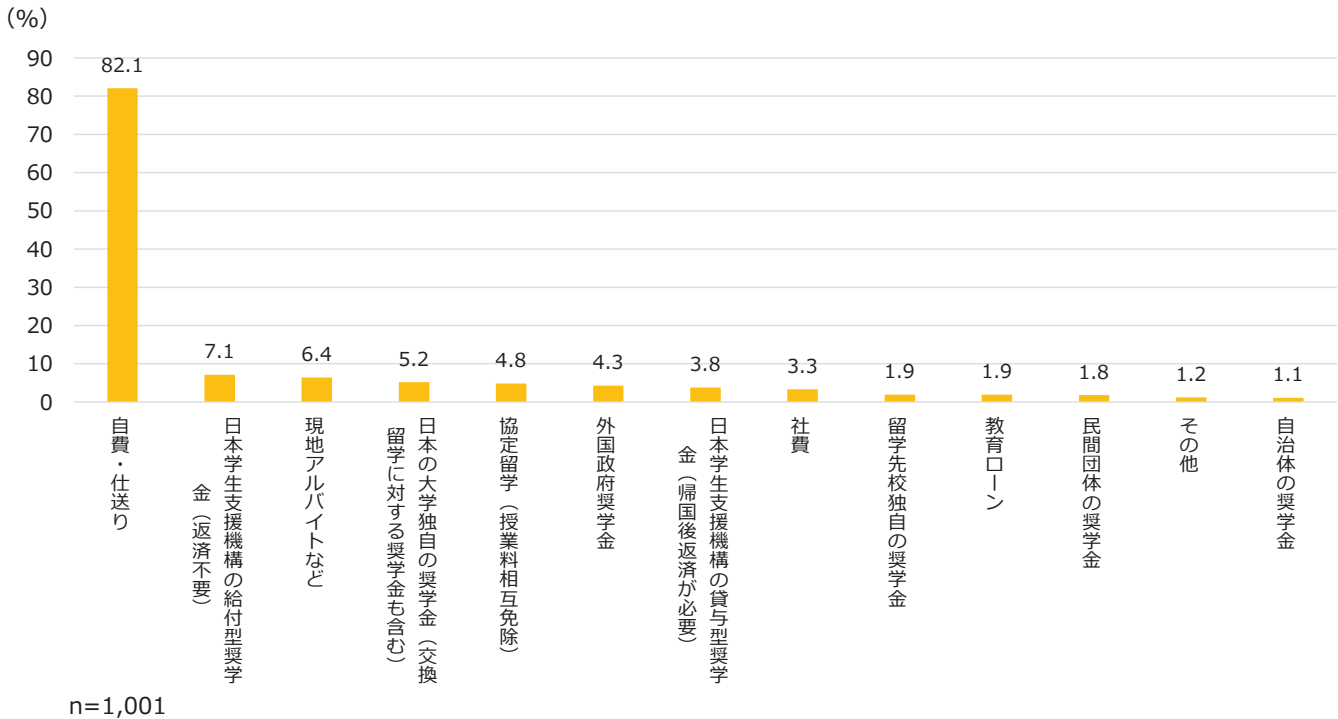


（備考）過去15年以内に海外留学経験のある20～40代の日本人に対してインターネット調査を実施。（出所）（独）日本学生支援機構「平成30年度海外留学経験者追跡調査報告書」より作成。

留学経験者で奨学金を活用した者の割合は少ない

○留学資金の調達方法として日本学生支援機構の給付型奨学金や貸与型奨学金、大学独自の奨学金を活用した者はそれぞれ1割に満たない。

留学経験者の留学資金調達方法

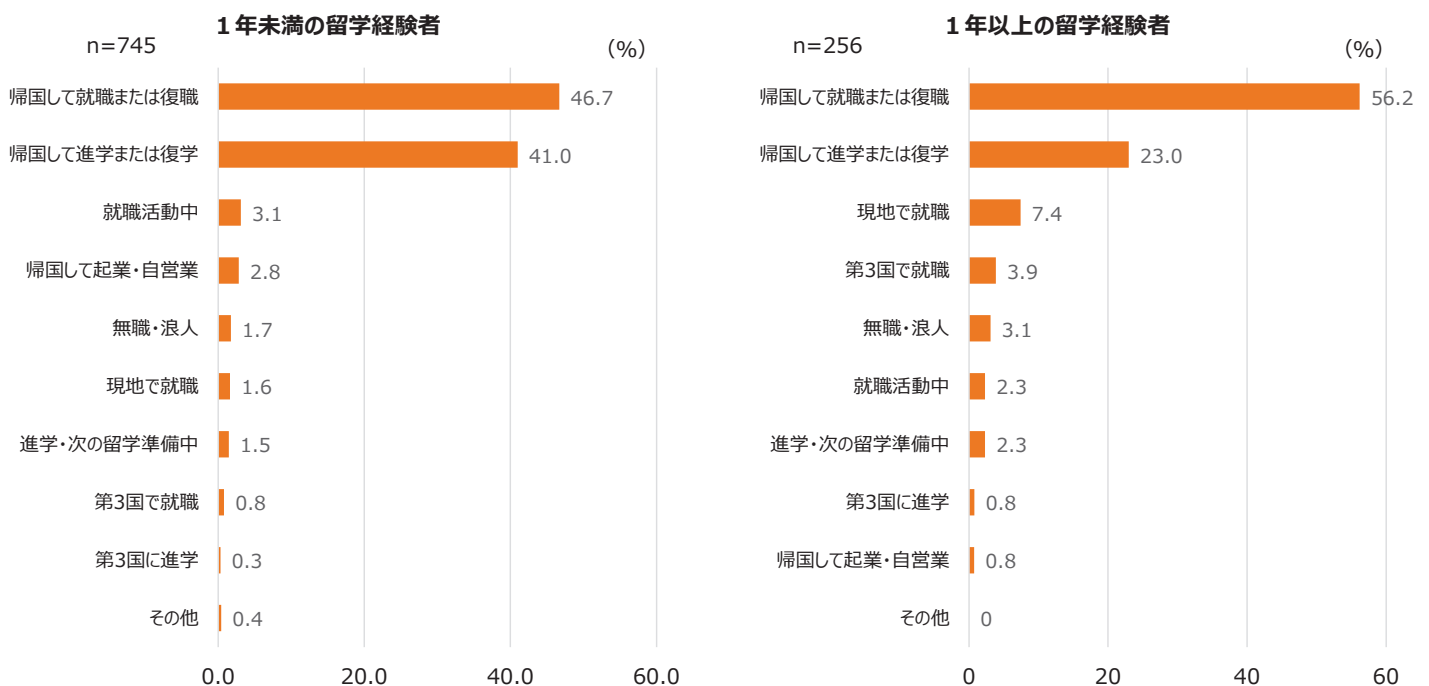


(備考) 過去15年以内に海外留学経験のある20~40代の日本人に対してインターネット調査を実施。(出所) (独) 日本学生支援機構「平成30年度海外留学経験者追跡調査報告書」より作成。

留学終了後は帰国する者が大半

○留学終了後の進路について、「帰国して就職または復職」、「帰国して進学または復学」など帰国して活動する者が8割以上。

留学終了後の進路

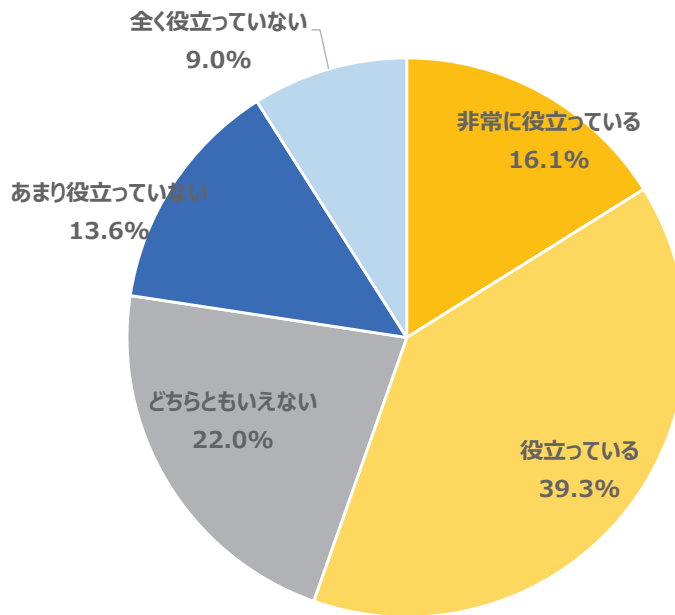


(備考) 過去15年以内に海外留学経験のある20~40代の日本人に対してインターネット調査を実施。(出所) (独) 日本学生支援機構「平成30年度海外留学経験者追跡調査報告書」より作成。

留学経験者の半数以上が、留学は仕事の役に立っていると感じている

○留学経験が「非常に役立っている」、「役立っている」と回答した者は約55%で、「全く役立っていない」、「あまり役立っていない」と回答した約23%を大きく上回っている。

留学が仕事に役立っているか



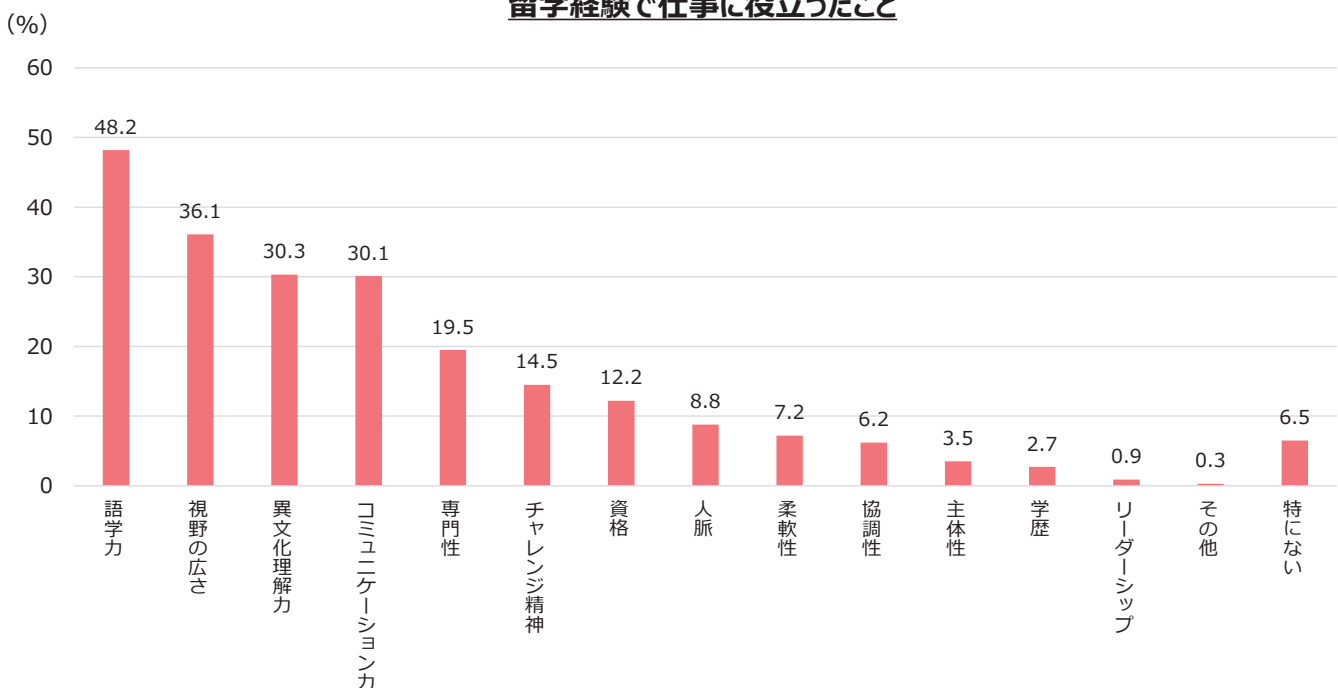
n=722

(備考) 過去15年以内に海外留学経験のある20~40代の日本人に対してインターネット調査を実施。(出所) (独) 日本学生支援機構「平成30年度海外留学経験者追跡調査報告書」より作成。

留学経験で最も仕事に役立っているのは語学力

○留学経験が実際に仕事に役立ったこととして約半数が「語学力」と回答。次いで、「視野の広さ」と回答した者が36.1%、「異文化理解力」や「コミュニケーション力」と回答した者がそれぞれ約3割。

留学経験で仕事に役立ったこと



n=657

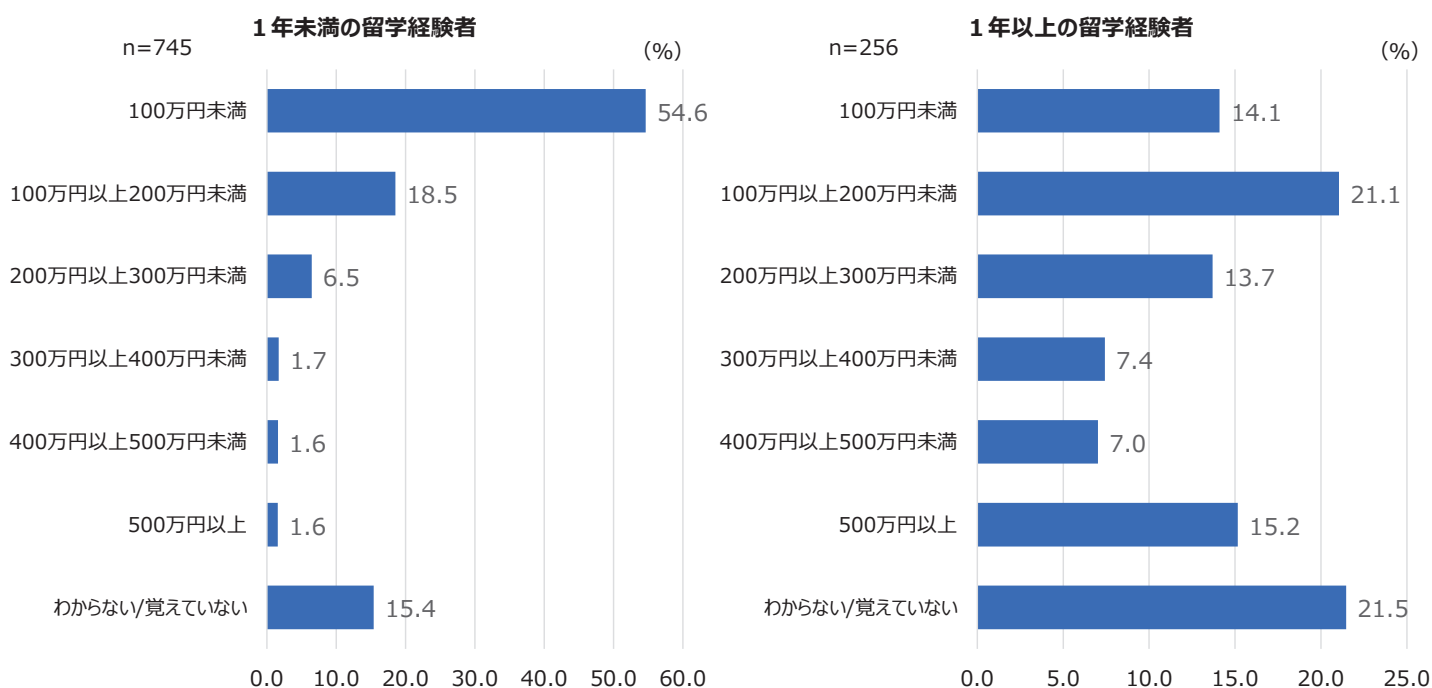
※留学で培い、仕事に特に役立っていると思うもの上位3つを回答

(備考) 過去15年以内に海外留学経験のある20~40代の日本人に対してインターネット調査を実施。(出所) (独) 日本学生支援機構「平成30年度海外留学経験者追跡調査報告書」より作成。

留学総費用は、短期留学者の約半数が100万円未満、長期留学者の約4割が200万円以上

- 1年未満の留学経験者の総費用は、「100万円未満」が約半数を占め、200万円以上は約1割。
- 1年以上の留学経験者の総費用は、「100万円以上200万円未満」が最も多く21.1%で、200万円以上は約4割。

留学経験者の留学総費用

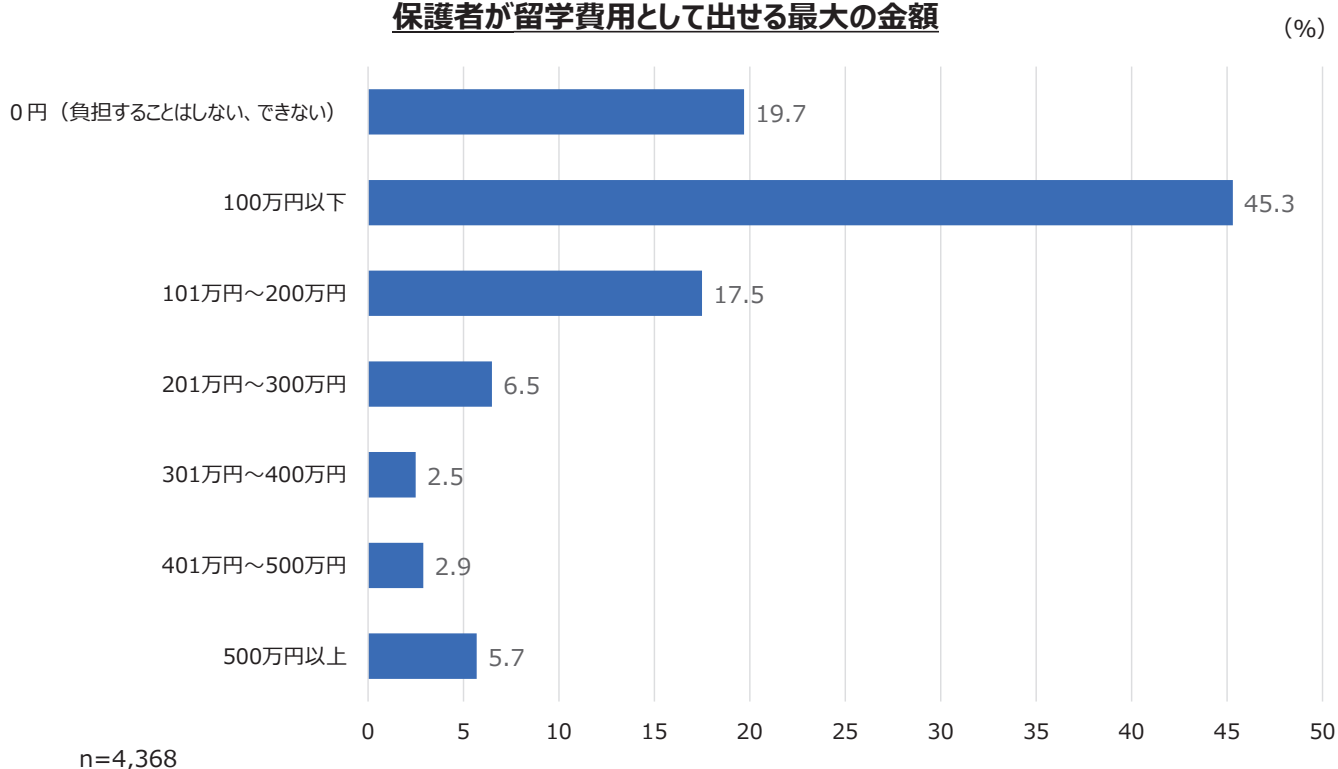


(備考) 過去15年以内に海外留学経験のある20~40代の日本人に対してインターネット調査を実施。(出所) (独) 日本学生支援機構「平成30年度海外留学経験者追跡調査報告書」より作成。

多額の留学費用を出せる保護者は少ない

- 留学費用として出せる最大の金額が100万円以下という保護者は6割超で、2割の保護者は「負担することはしない、できない」と回答。一方、201万円以上を出せる保護者は2割に満たない。

保護者が留学費用として出せる最大の金額



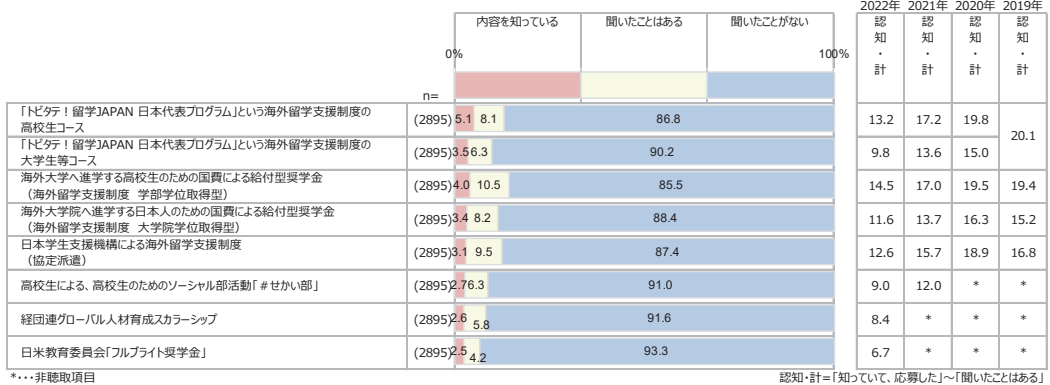
(出所) 文部科学省「学生の海外留学に関する調査2022」より作成。

海外留学支援制度等への認知度は低い

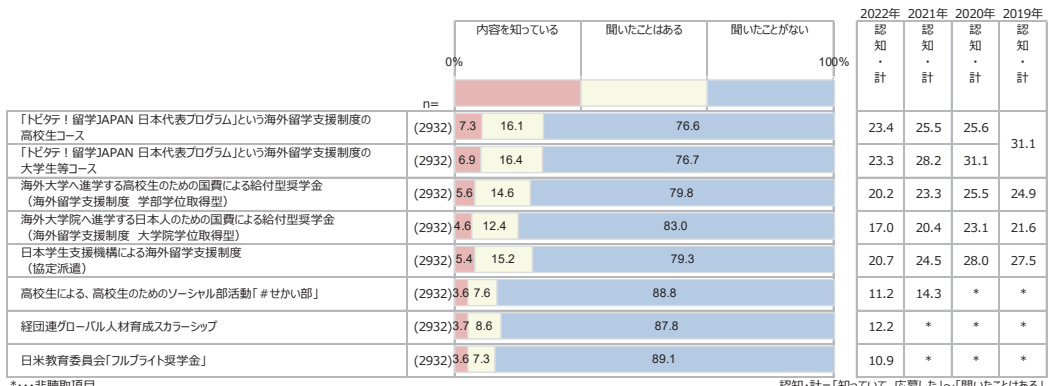
○海外留学支援制度や海外留学のための奨学金の「内容を知っている」または「聞いたことはある」者は、高校生・大学生ともに3割程度以下。

各種支援制度・奨学金の認知度

高校生



大学生

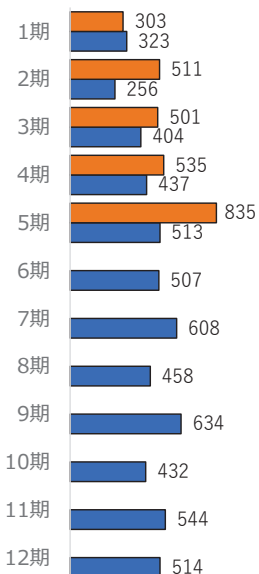


(出所) 文部科学省「学生の海外留学に関する調査2022」より。

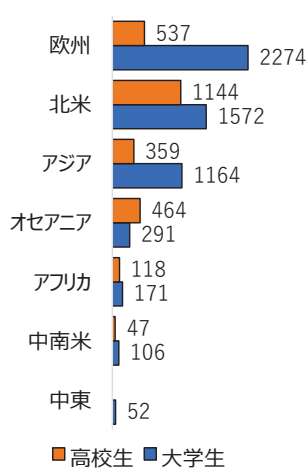
トビタテ！留学JAPANの実績

○トビタテ！留学JAPANによる日本人留学生派遣は2013年の開始以降、総計で8,000人以上。
○留学経験を通じて、異文化理解や意見の主張における力が伸びた、「飛び込む勇気」や「自分軸の認知」を持てたなど、多様な観点での成長実感を抱いている。

トビタテ！留学JAPANの留学生数推移



トビタテ！留学JAPANの地域別留学先（総計）

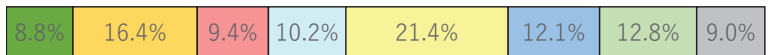


高校生 計2,669人
大学生 計5,630人

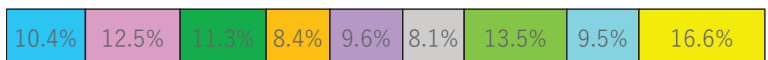
トビタテ！での留学以前の海外渡航経験



留学経験を通じて特に成長したと思うもの



留学経験を通じて特に成長したと思うもの



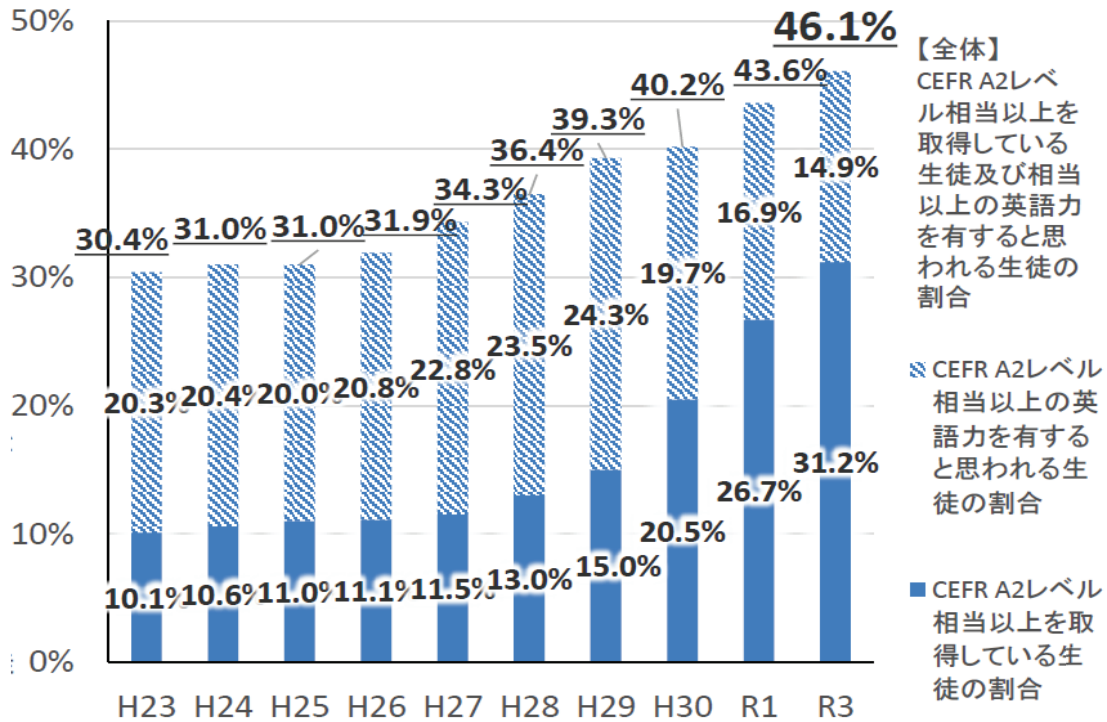
(出所) 文部科学省「トビタテ！留学JAPAN年次報告2020」に基づき作成。

(出所) リクルートキャリア「トビタテ！留学JAPAN「成長指標」分析結果」に基づき作成。

高校生の英語力は向上してきている

○CEFR A2レベル（英検準2級）相当以上の英語力を有する高校生の割合は増加傾向にあり、令和3年度は46.1%。

CEFR A2レベル相当以上の高校生の割合

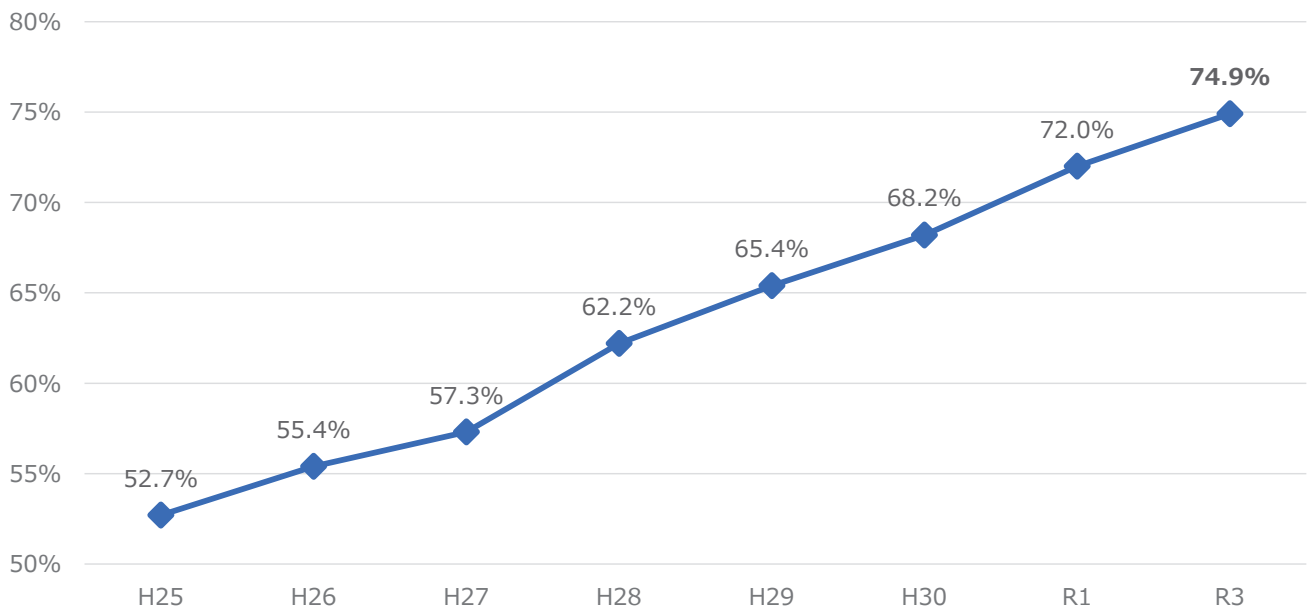


(出所) 文部科学省「令和3年度英語教育実施状況調査」より。

高校英語担当教員の英語力は上がってきている

○CEFR B2レベル（英検準1級）以上を取得している高校英語担当教員の割合は増加傾向にある。

高校英語担当教員のうち、CEFR B2レベル以上を取得している者の割合

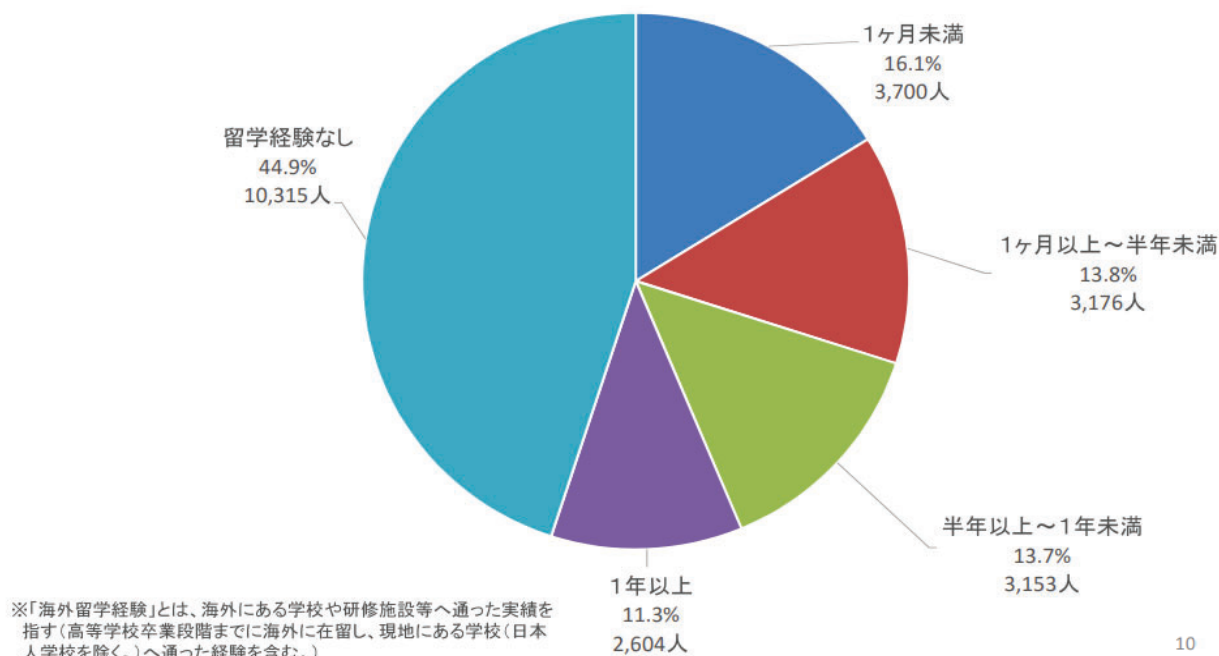


(出所) 文部科学省「令和3年度英語教育実施状況調査」より作成。

海外留学経験のある高校英語担当教員は半数強にとどまる

○海外にある学校や研修施設等へ通った経験がある英語担当教員は12,633人で、英語担当教員全体の55.1%となっている。このうち、1ヶ月未満の留学経験が最も多く、全体の16.1%（3,700人）となっている。

高校英語担当教員の海外留学経験の状況

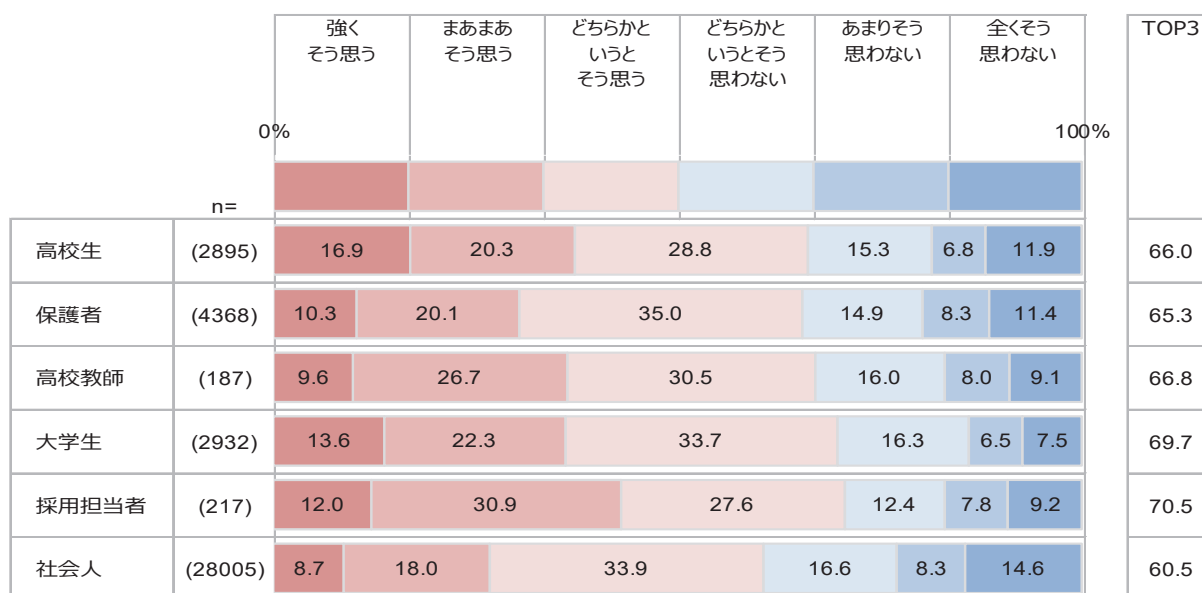


（出所）文部科学省「平成29年度英語教育実施状況調査」より。

留学や海外勤務経験のある教師を増やすべきと考える者は6割超

○高校段階において、留学や海外勤務経験のある教師を増やした方が良いと考える者は6割以上。特に採用担当者の7割は増やすべきと考えている。

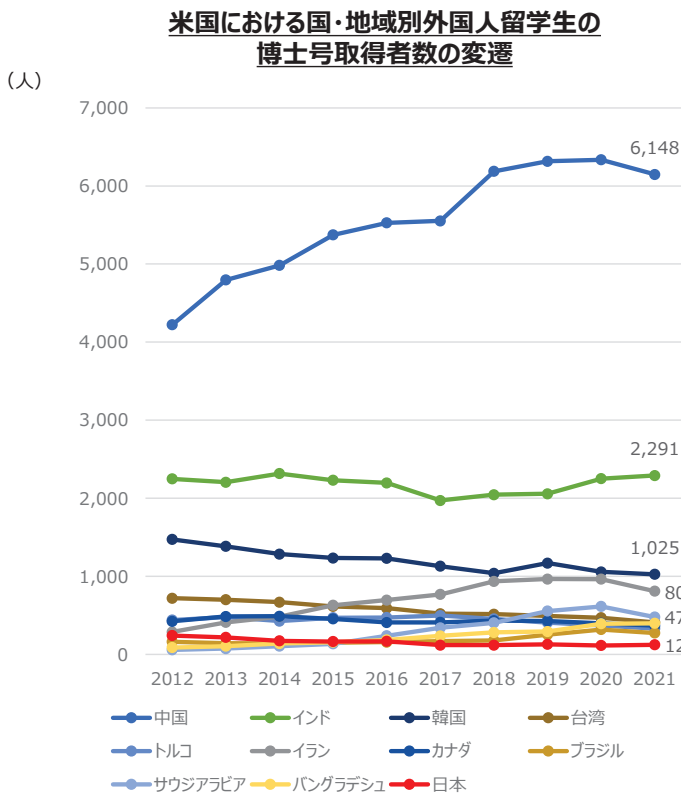
高校において、留学や海外勤務経験のある教師を増やした方がいいと思うか



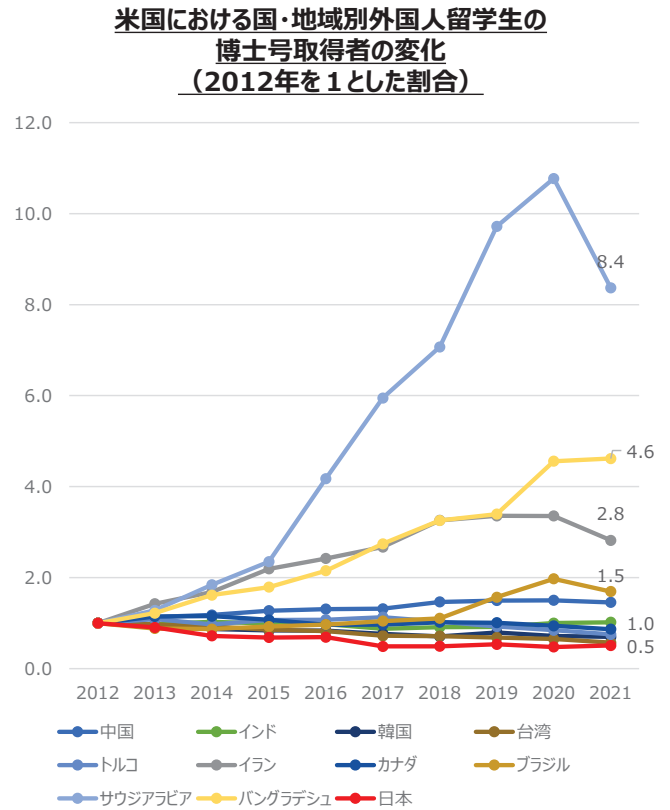
（出所）文部科学省「学生の海外留学に関する調査2022」より。

米国における日本出身の博士号取得者は、この10年で半減

○米国で博士号を取得している者は、中国、インド、韓国の順に多く、日本は10年前との比較で約半数に減少。



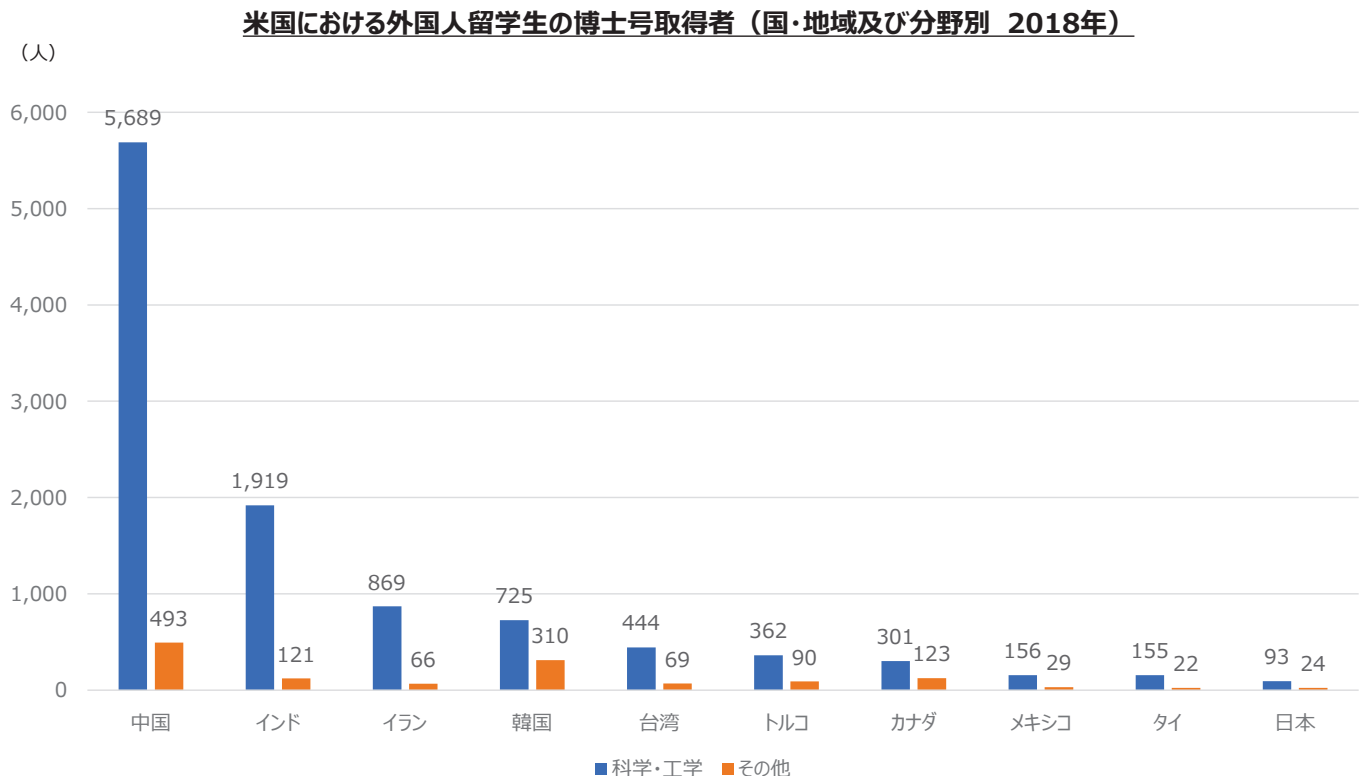
(備考) 2021年の上位10位までの国・地域と日本のデータを掲載。



(出所) National Science Foundation, "Survey of Earned Doctorates"より作成。

著しく少ない米国での科学・工学分野の博士号取得者

○米国で科学・工学分野の博士号を取得した者は、中国、インド、イラン、韓国と比べ、日本は著しく少ない。

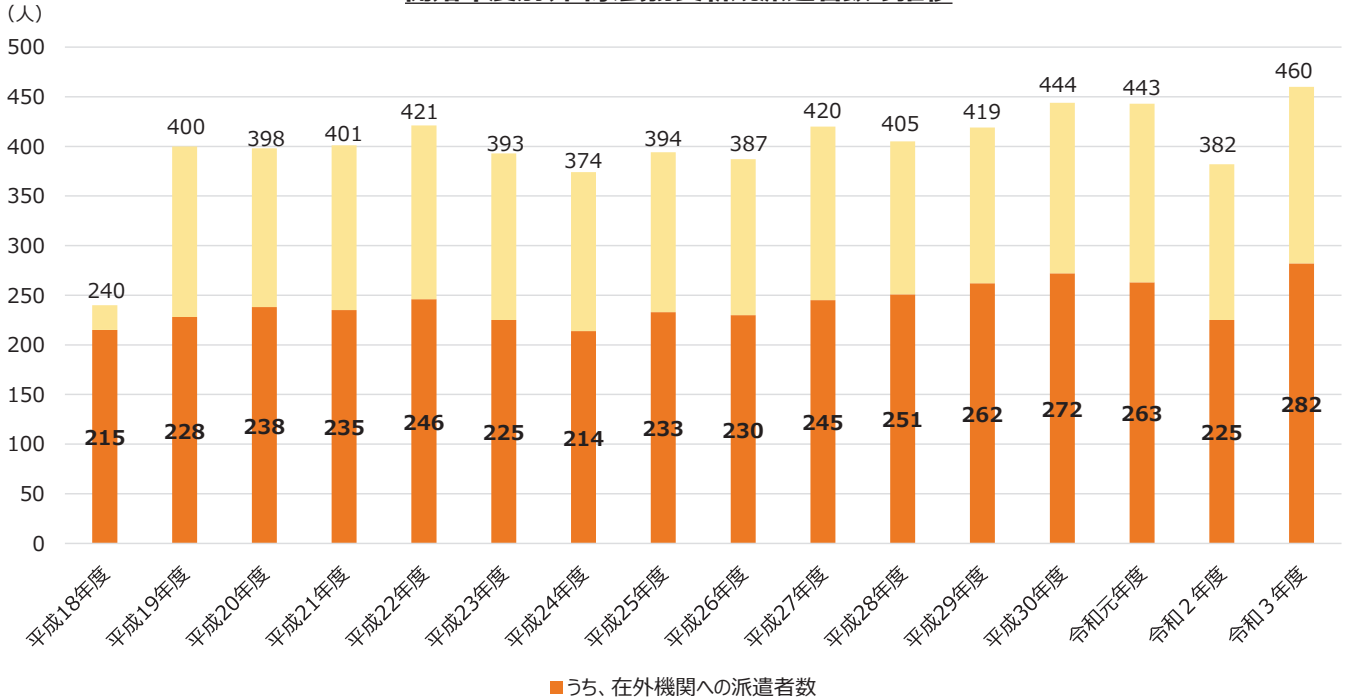


(出所) National Science Foundation, "Survey of Earned Doctorates"より作成。

国家公務員の海外大学院等への派遣者数

○国家公務員の海外大学院等への派遣者数（範囲は備考参照）は近年増加傾向にあり、コロナ禍等で令和2年度は225名に減ったものの、令和3年度は平成18年度以降最も多い282名を派遣。国内大学院等への派遣者数も合わせた全体の派遣者数も、令和3年度は460名と、平成18年度以降で最も多い。

開始年度別、国家公務員新規派遣者数の推移

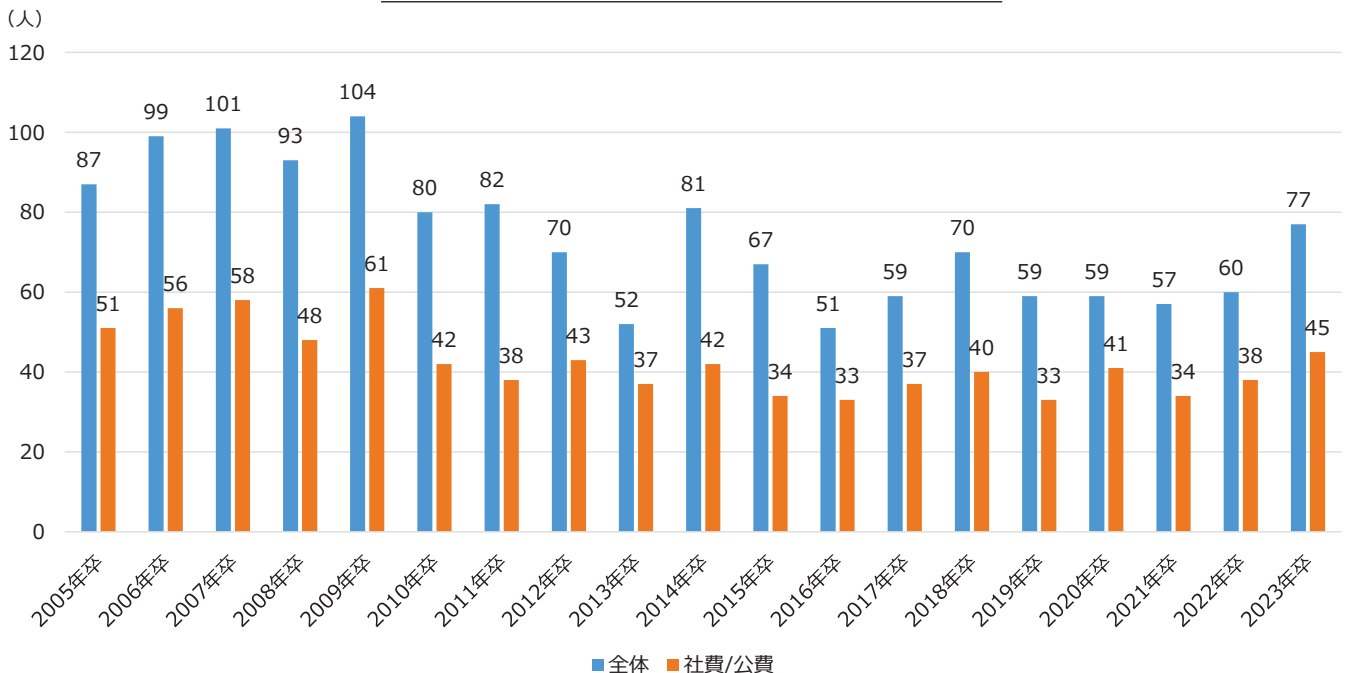


(備考) 留学費用償還法の対象となる留学（学位取得を目的とするもの等）への派遣者数。
(出所) 人事院・内閣人事局「国家公務員の留学費用の償還等に関する状況」を基に作成。

日本から米国主要大学へのMBA留学生数は減少傾向

○日本から米国ビジネススクール主要10校に留学する学生数は、2009年卒の104人をピークに、近年は50～80人程度と、2005年～2009年卒と比べると減少傾向。そのうち、社費や公費で留学する者は30～45人程度で、2005年～2009年卒の50～60人程度に比べるとやはり減少傾向。

日本からのMBA留学生数（米国主要10校）の推移



(備考) 米国主要10校とは、ハーバード大学、スタンフォード大学、マサチューセッツ工科大学、ペンシルベニア大学、ノースウェスタン大学、コロンビア大学、シカゴ大学、ニューヨーク大学、カリフォルニア大学バークレー校、ダートマス大学を指す。また、2023年卒のスタンフォード大学留学生数については、未回答のためデータ無。

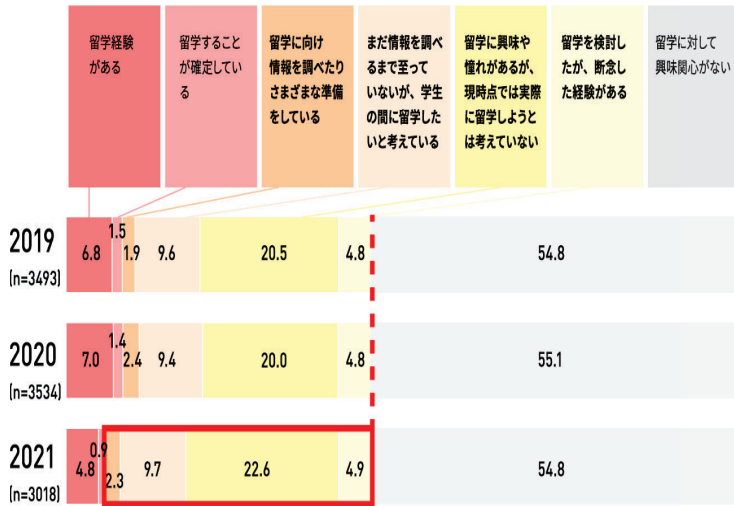
(出所) 株式会社アクシム「日本からのMBA留学生数の推移」より作成。

コロナ禍でも留学の関心・意向はコロナ前と同程度

○留学への興味・意向がある高校生は2019年において36.9%、2021年において39.5%、大学生は2019年において31.8%、2021年において32.9%とどちらも微増となり、コロナ禍でも留学意向は変わらない。

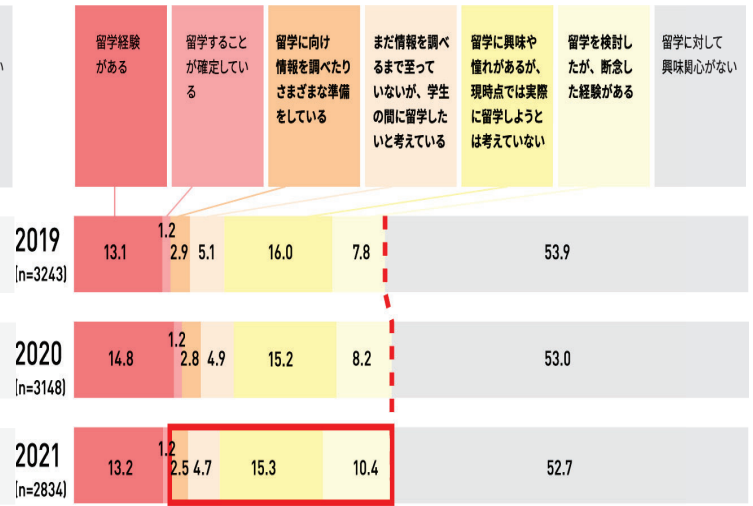
コロナ禍における留学の関心・意向

高校生



高校生：留学への興味・意向あり **39.5%**
コロナ禍でも留学意向が変わらない

大学生



大学生：留学への興味・意向あり **32.9%**
コロナ禍でも留学意向が変わらない

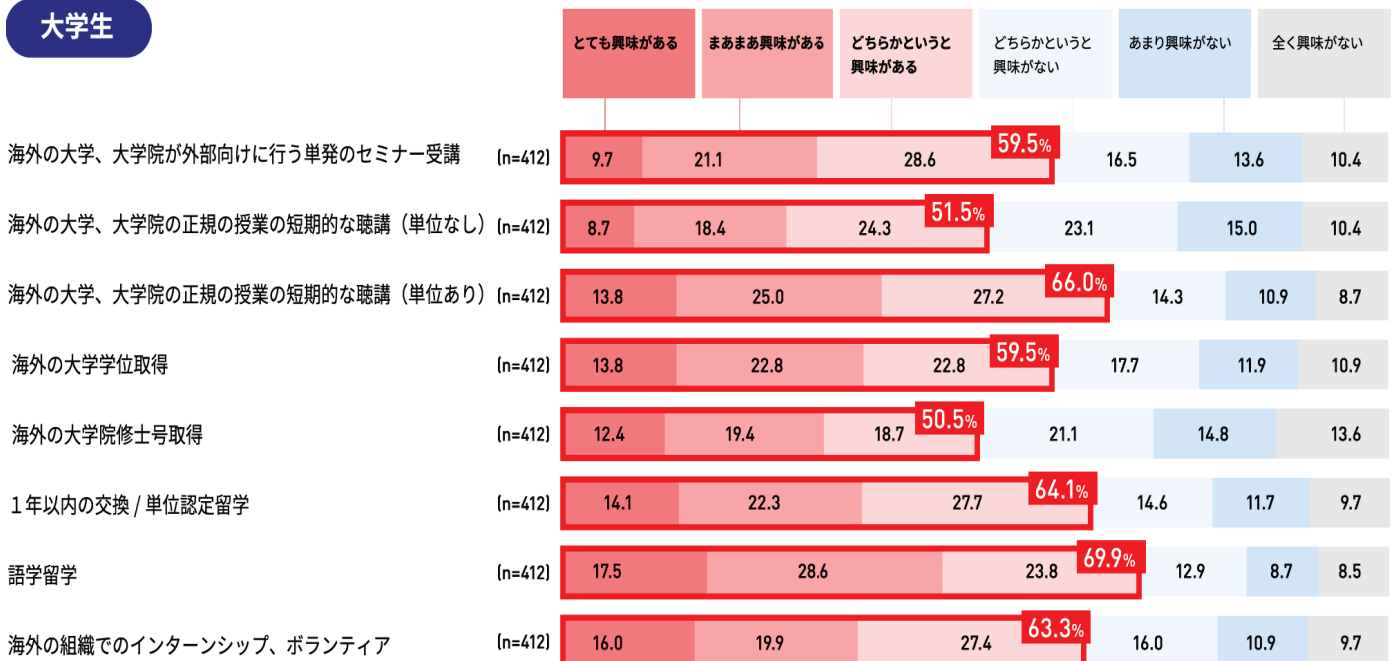
(出所) 文部科学省「トビタテ！留学JAPAN 海外留学に関する意識調査概要」(2021年3月)より。

オンラインを活用した学びへの興味も高まっている

○様々なプログラムにおいて、半数以上がオンラインでの学びへの関心を持っており、特に語学留学や短期的な授業・留学においてはオンライン活用への興味が高い傾向。

オンラインでの学び方・プログラムへの関心

大学生

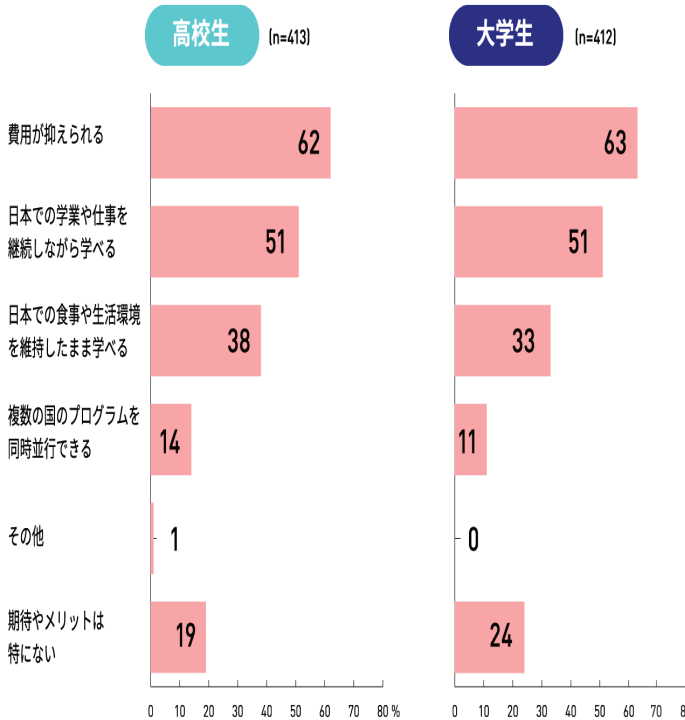


(出所) 文部科学省「トビタテ！留学JAPAN 海外留学に関する意識調査概要」(2021年3月)より。

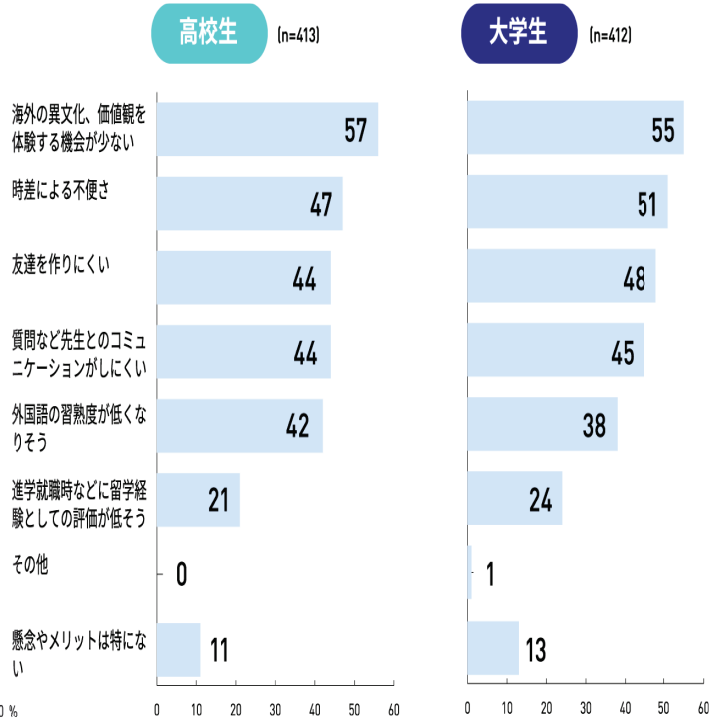
オンライン留学は費用面、他の取組との両立性において利点

- オンライン留学のメリットは費用が抑えられる、日本での学業や仕事を継続できることなど。
- オンライン留学のデメリットとして「海外の異文化・価値観を体験する機会が少ない」ことを挙げる者は半数以上。

オンライン留学のメリット



オンライン留学のデメリット

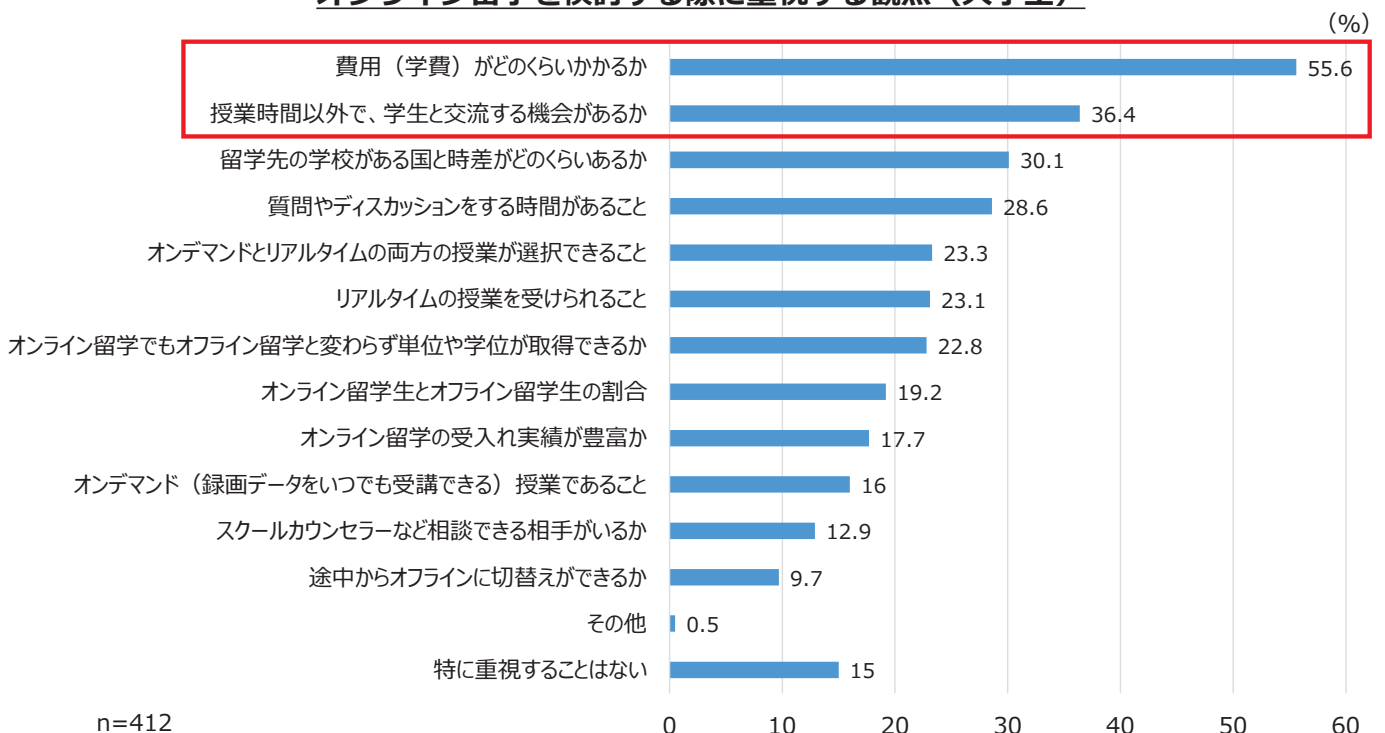


(出所) 文部科学省「トビタテ！留学JAPAN 海外留学に関する意識調査概要」(2021年3月)より。

オンライン留学でも交流や対話の機会が求められる

- オンライン留学を検討する場合に留学先の学校やプログラムに関して重視する点として特に多く挙げたのが、費用と授業時間外での学生交流の機会。

オンライン留学を検討する際に重視する観点 (大学生)



(出所) 文部科学省「学生の海外留学に関する調査2022」より作成。

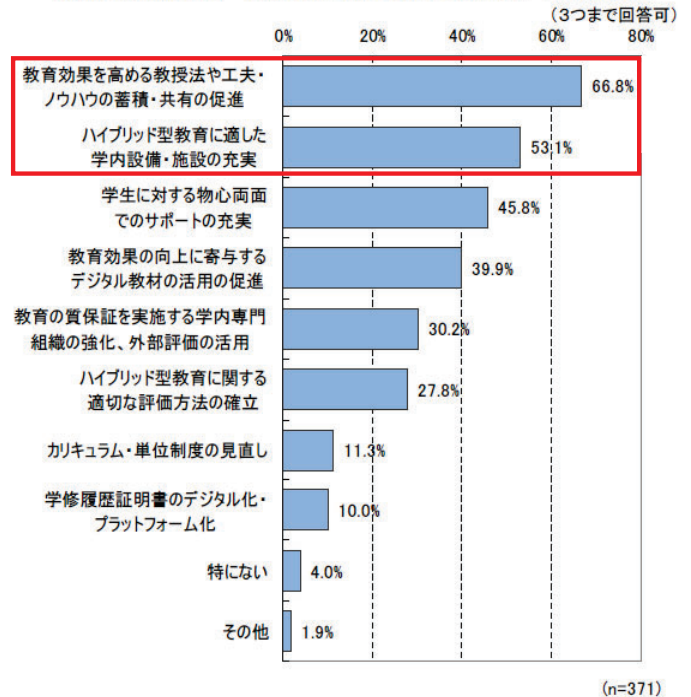
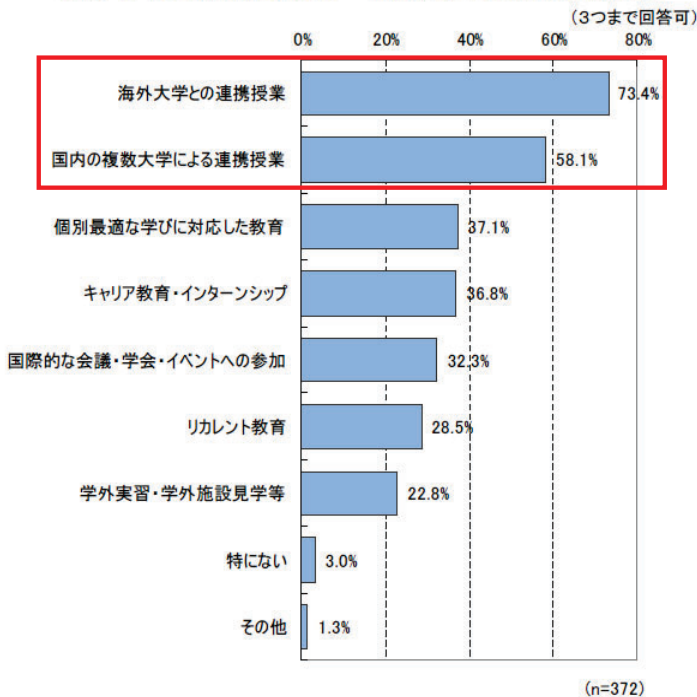
オンラインを活用した他大学との連携や教育内容・設備の充実が期待される

○産業界へのアンケートでは、オンラインの活用により一層推進すべき教育の取組として、「海外大学との連携授業」、「国内の複数大学による連携授業」に期待する企業が多かった。

ハイブリッド型教育への期待

<オンラインの活用により、一層推進すべき教育の取組み>

<教育の実施体制・環境の整備に関して推進すべき取組み>

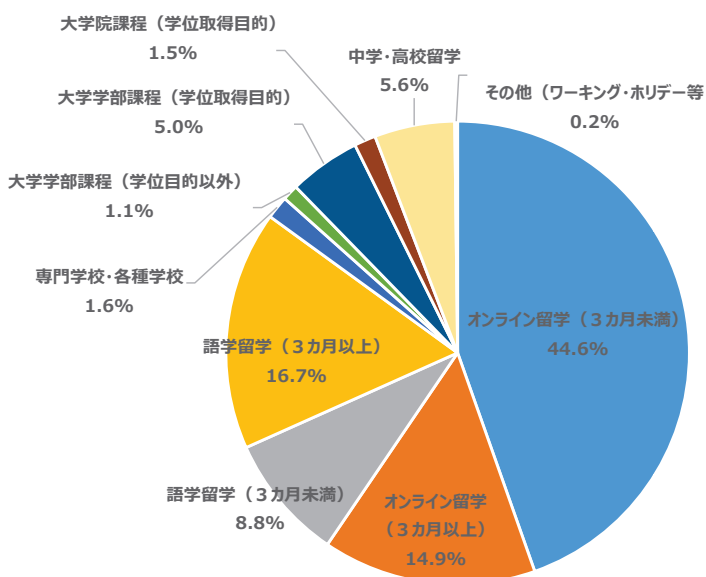


(出所) 一般社団法人日本経済団体連合会「採用と大学改革への期待に関するアンケート結果」(2022年1月14日)より。

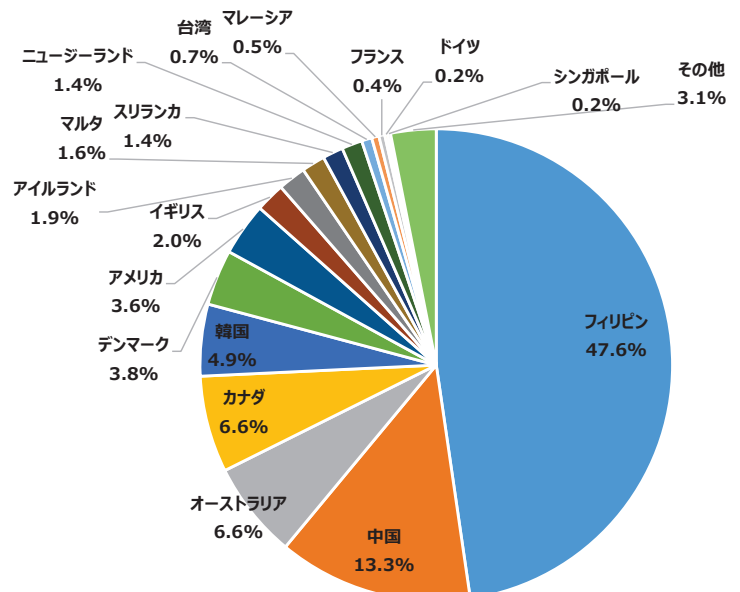
オンライン留学者数は実留学者数を超えているというデータも

○民間企業を含む留学事業者経由で派遣される留学生について、2021年にはオンラインを利用して留学体験をする者が全体の約6割を占め、実留学者数を超えた。オンライン留学においてはフィリピン発のプログラムを利用した者が約半数。

目的別留学者割合 (15,083人)



国別オンライン留学者割合 (合計8,974人)



(備考) 一般社団法人海外留学協議会(JAOS)加盟の留学事業者42団体を通じて留学した15,083人が対象。(大学生の他、社会人や小中高生等を含む)

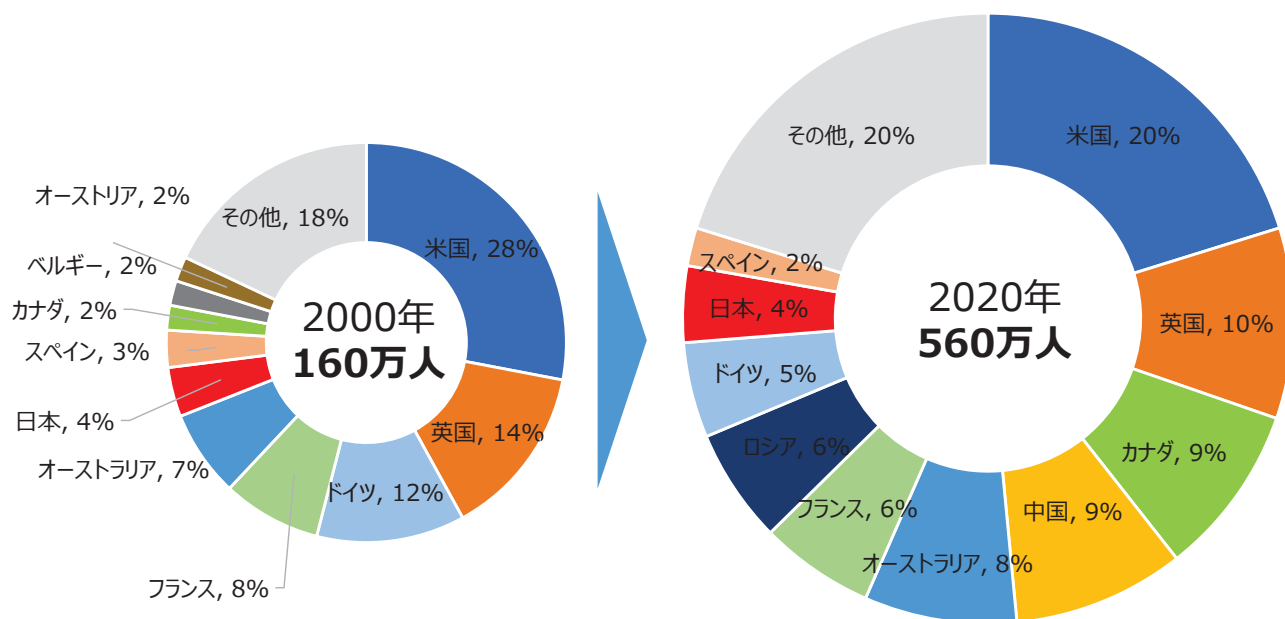
(出所) 一般社団法人海外留学協議会(JAOS)「2021年版日本人留学生数調査」より作成。

(2) 外国人留学生受入れ

世界の留学生数は20年間で大幅に増加

- 世界の留学生数は2020年は560万人と、2000年の約3.5倍にまで増加。
- 受入れ国別に見ると、欧米先進諸国が占める割合が大きく、日本は2000年も2020年も4%とほぼ変わらない。一方、カナダ・中国などは2000年と比べて大きく伸長している。

世界の留学生数と各国シェア（受入れ）

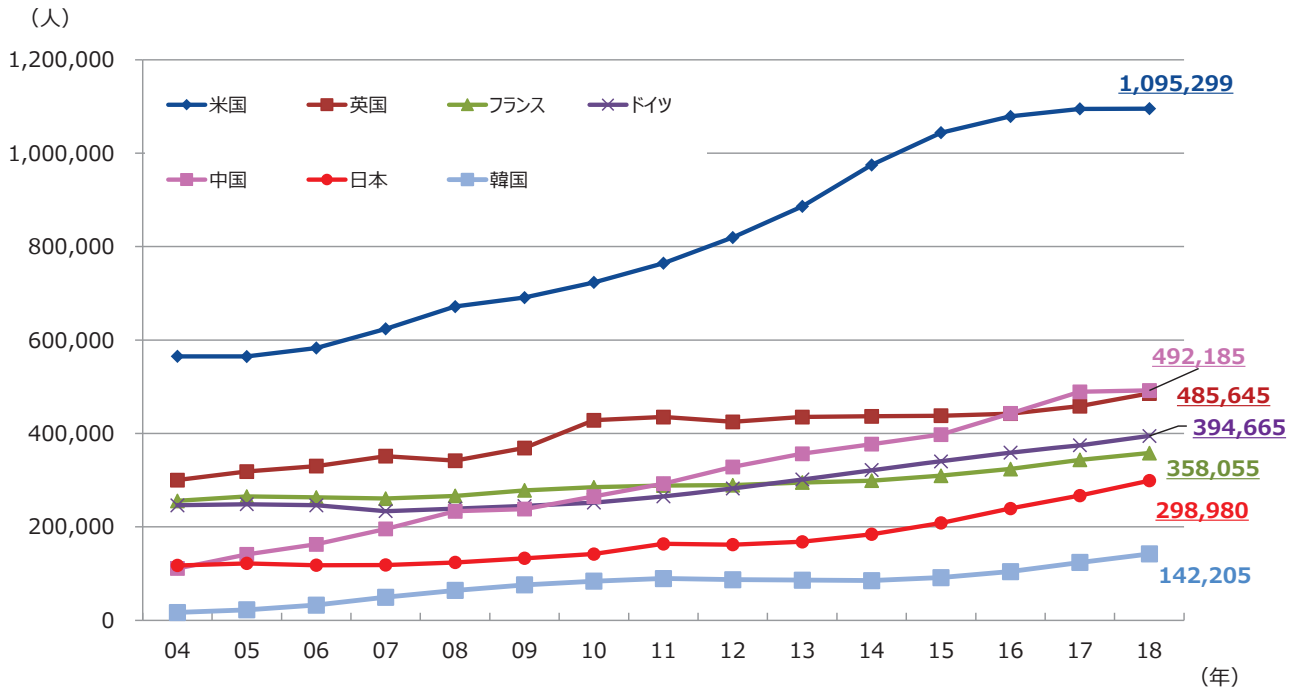


(出所) The Power of International Education "Project Atlas", Global Mobility Trends(2020)より作成。

留学生の受入れに係る国際交流は拡大傾向

○諸外国における留学生受入れ数は、横ばいないし増加傾向。特に米国の伸びが著しい。

各国における留学生受入れの推移

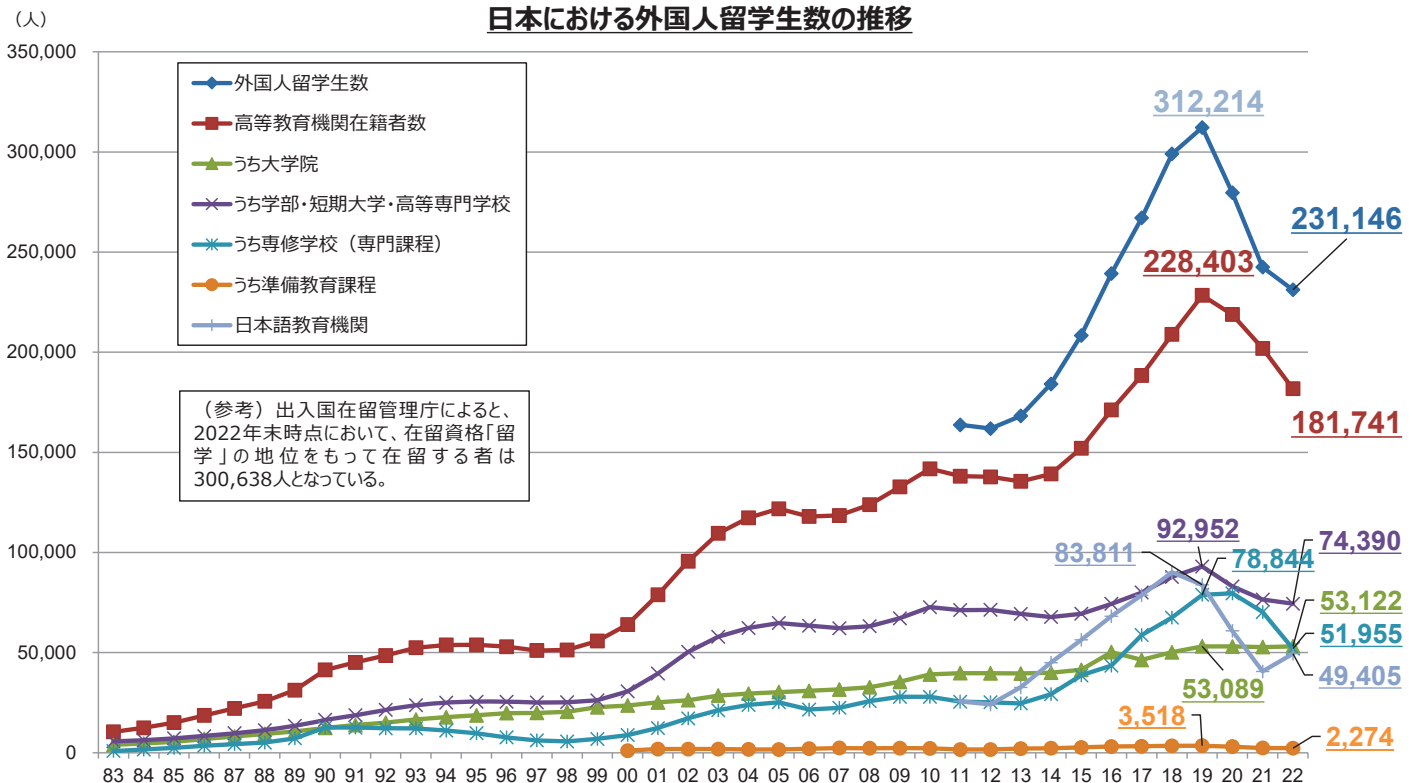


(出所) IIE「OPEN DOORS」、HESA「Students in Higher Education」、ドイツ連邦統計局、(独)日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」、その他各国大使館公表資料より作成。

コロナ禍において日本の外国人留学生の受入れは減少

○外国人留学生数は、近年増加傾向にあり、2019年には31万人となったが、コロナの影響で直近3年は大きく減少。また、機関別に見ると専修学校、日本語教育機関における留学生数の伸びが近年大きい。

日本における外国人留学生数の推移



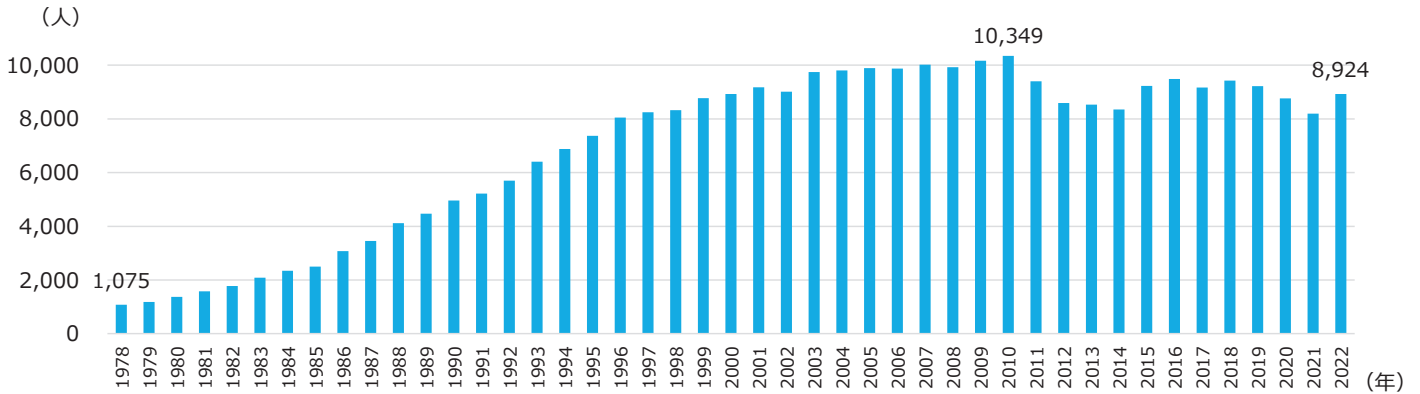
(参考) 出入国在留管理庁によると、2022年末時点において、在留資格「留学」の地位をもって在留する者は300,638人となっている。

(出所) (独)日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査結果」より作成。

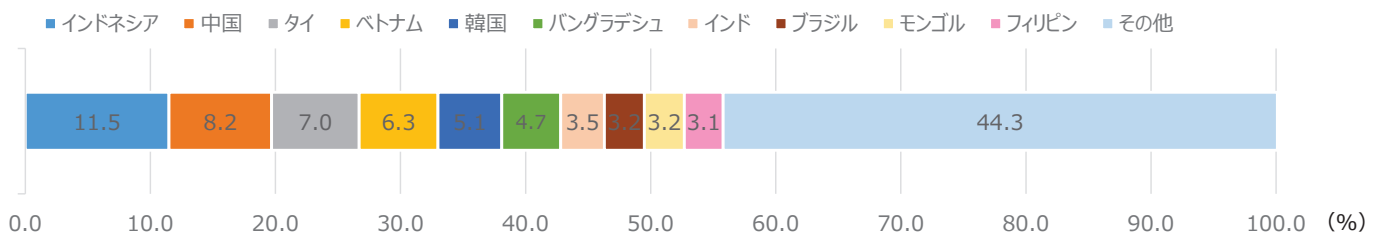
国費留学生数は約8,900人

- 国費留学生は2010年の10,349人をピークに減少傾向にあり、2022年は8,924人。
- 2022年における国別内訳はインドネシア（11.5%）、中国（8.2%）、タイ（7.0%）の順に多かった。

国費留学生数の推移



国費留学生の国別内訳（2022年）

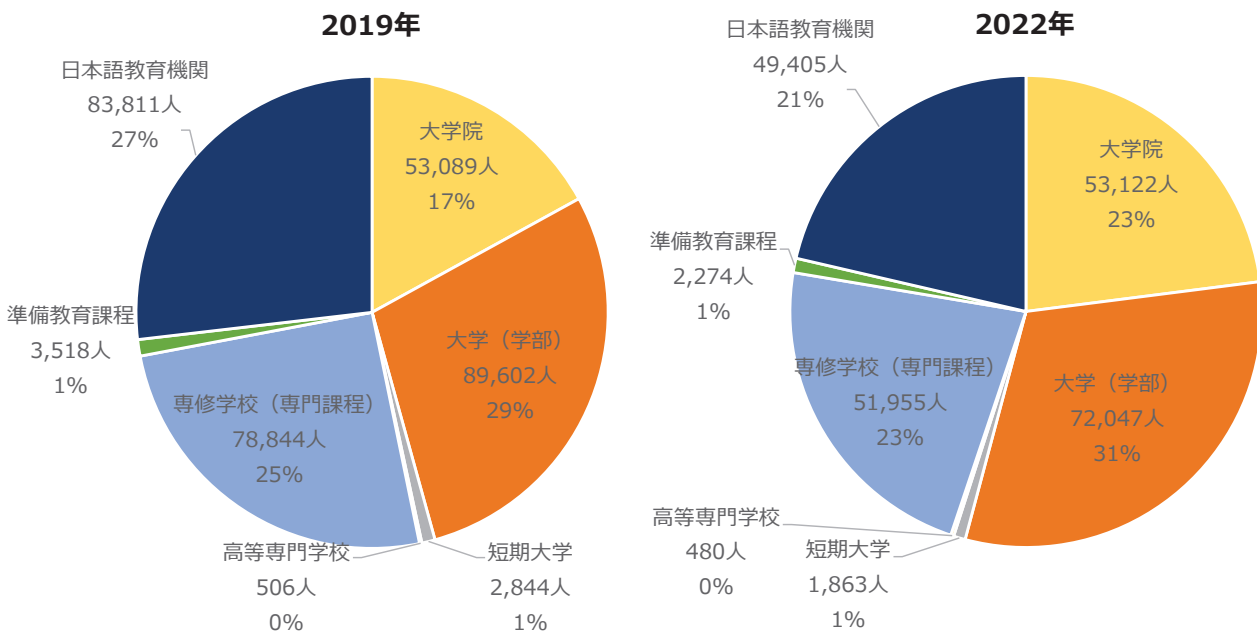


（出所）（独）日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」より作成。

外国人留学生の約半数は大学・大学院で受入れ

- 2019年における外国人留学生の受入れ機関は、大学（学部）、日本語教育機関がそれぞれ約3割を占めていたが、2022年においては大学院の受入れ割合が高まった。

外国人留学生の受入れ機関



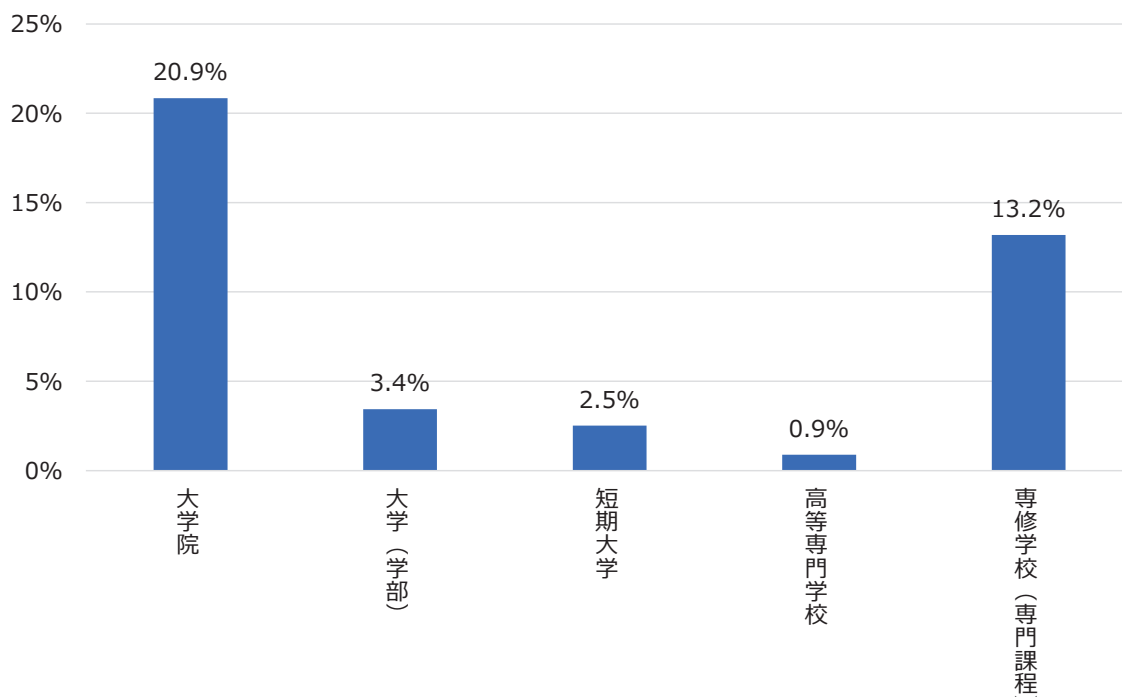
（備考）準備教育課程とは、中等教育の課程の修了までに12年を要しない国の学生に対し、我が国の大学入学資格を与えるために文部科学大臣が指定した課程をいう。

（出所）（独）日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査結果」より作成。

大学学部段階における外国人留学生割合は約3%

学校別の在学学生に占める外国人留学生割合は、大学院が2割、専修学校（専門課程）が1割を超えている一方、大学学部段階では3.4%に留まっている。

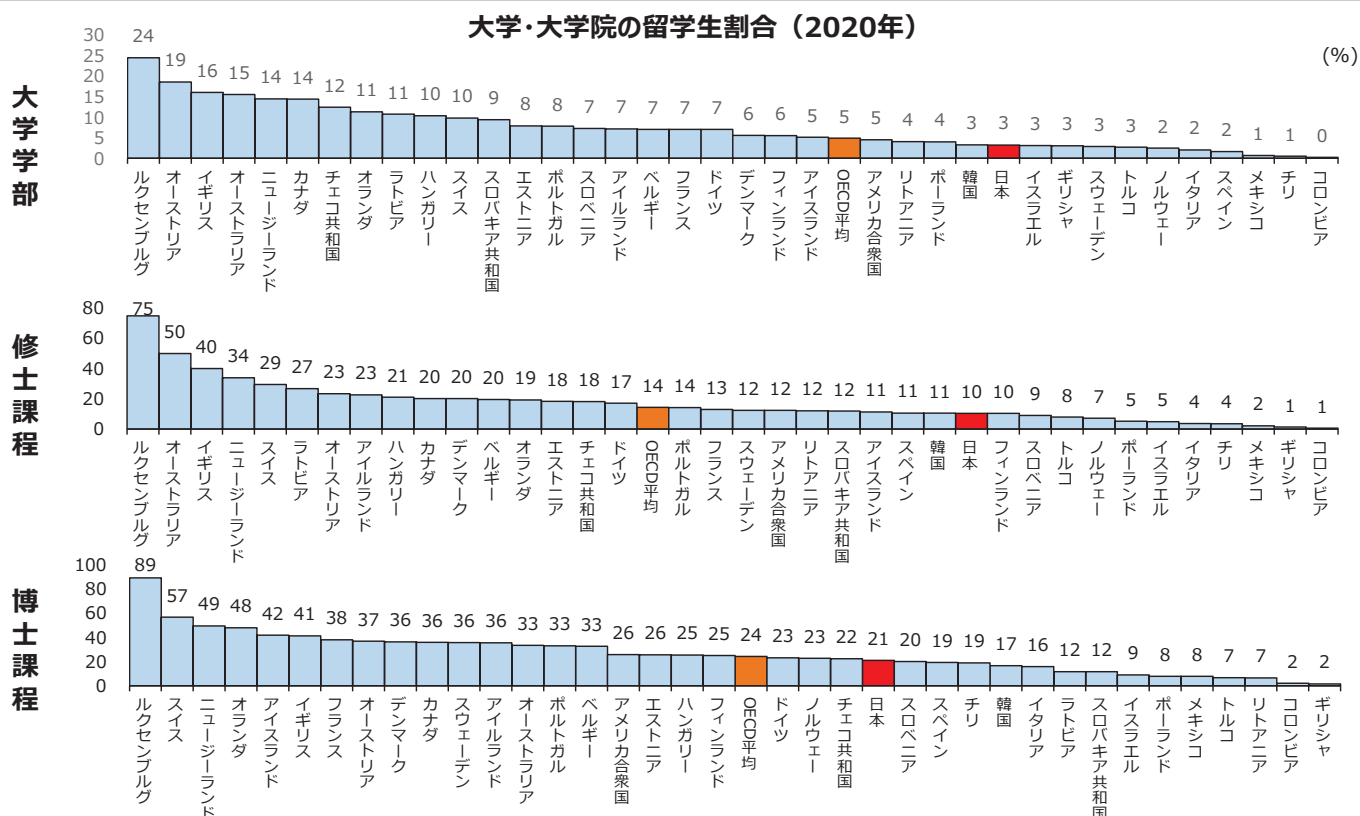
学校別の在学学生に占める外国人留学生割合（2019）



(出所) (独) 日本学生支援機構「2019年度外国人留学生在籍状況調査結果」、令和元年度学校基本統計より作成。

日本の学部、修士、博士課程における留学生割合は他のOECD諸国に比べて低い

○日本の大学、大学院における留学生割合について、学部段階は約3%、修士課程は約10%、博士課程は約21%と、いずれもOECD平均より低い。

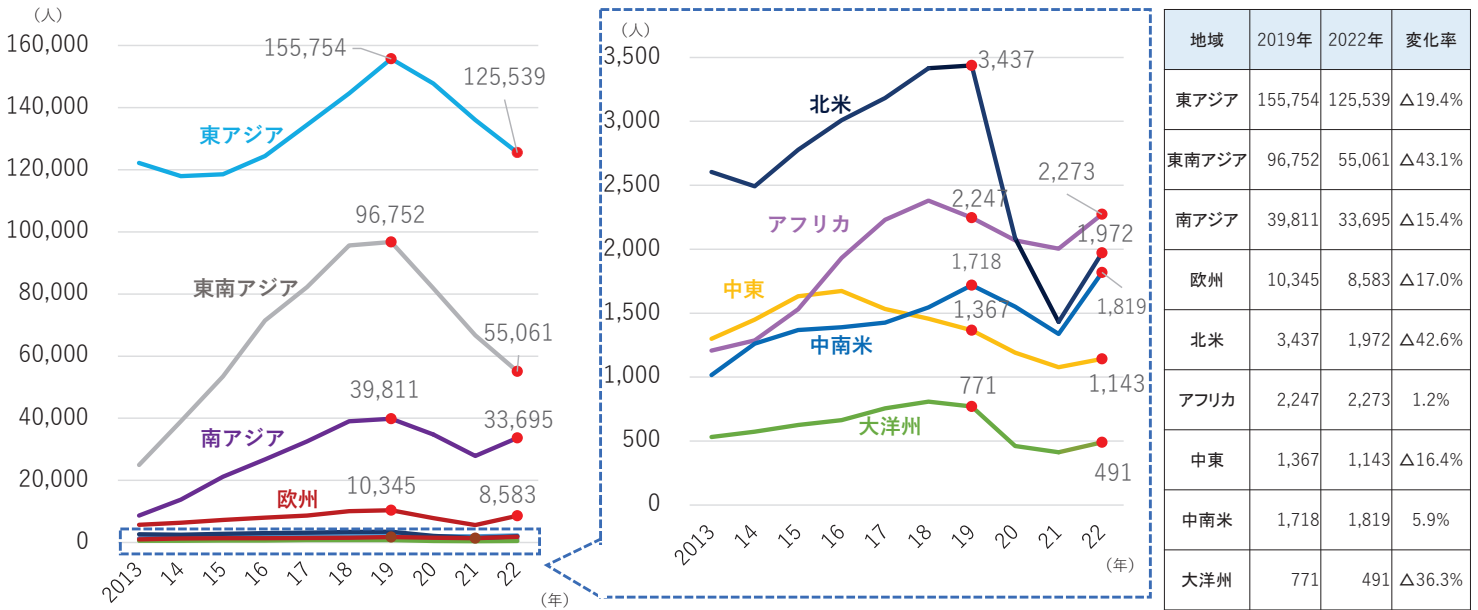


(出所) OECD. stat「Share of international students among all students」より作成。

日本における外国人留学生の大半をアジア出身者が占めている

○日本における外国人留学生は、アジア地域からの留学の割合が非常に高い。
 ○コロナの影響による留学生数の減少率は地域によって大きく異なるが、東アジア・東南アジア・北米・大洋州の落ち込みが著しい。

出身地域別の外国人留学生数の推移



(出所) (独) 日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」より作成。

日本における外国人留学生の大半をアジア出身者が占めている

○外国人留学生の出身国・地域は中国、ベトナム、ネパール、韓国の順に上位10か国を全てアジア諸国が占めており、コロナ禍においてもその傾向は変わっていない。

出身国・地域別外国人留学生数

国・地域名	留学生数 (人)		構成比 (%)	
	2019年度	2019年度	2019年度	2019年度
中国	124,436	39.9	103,882	44.9
ベトナム	73,389	23.5	37,405	16.2
ネパール	26,308	8.4	24,257	10.5
韓国	18,338	5.9	13,701	5.9
台湾	9,584	3.1	5,763	2.5
スリランカ	7,240	2.3	5,015	2.2
インドネシア	6,756	2.2	3,857	1.7
ミャンマー	5,383	1.7	3,813	1.6
タイ	3,847	1.2	3,313	1.4
バングラデシュ	3,527	1.1	2,959	1.3
その他	33,406	10.7	27,181	11.8
計	312,214	100.0	231,146	100.0

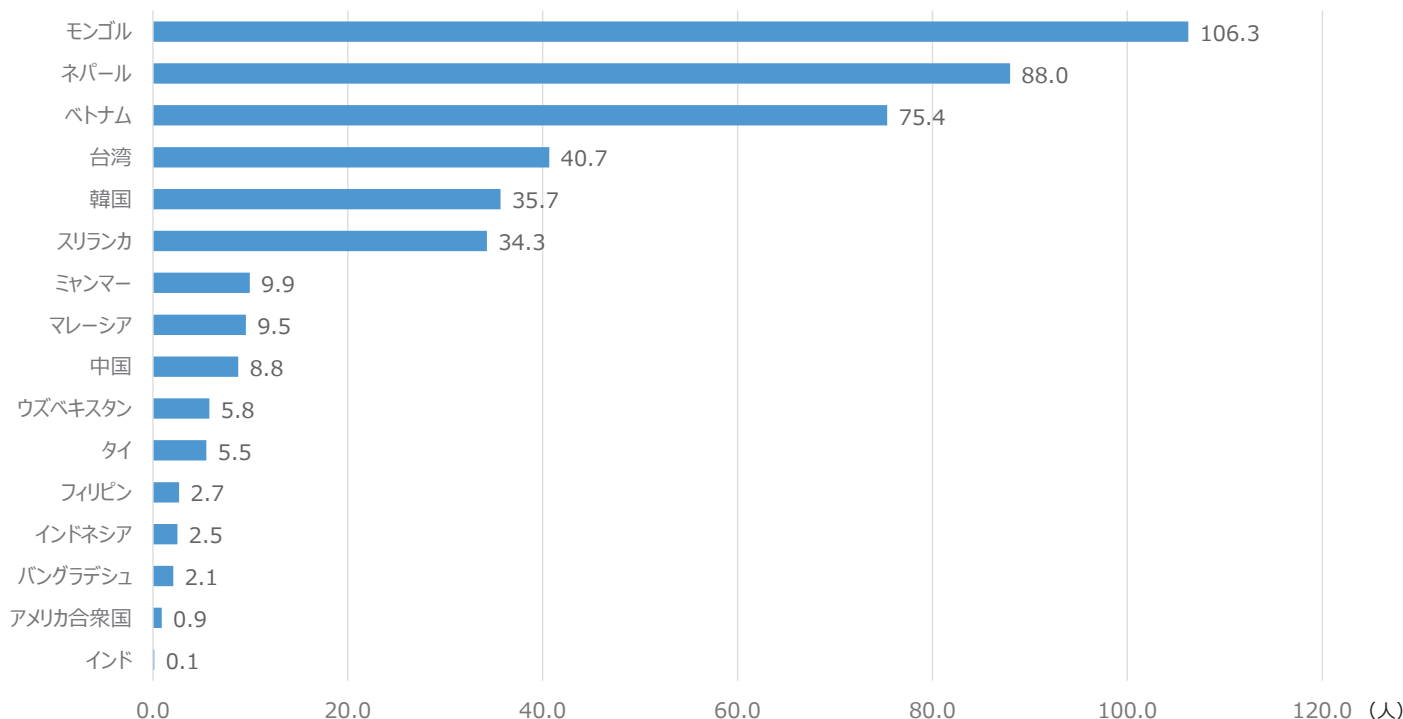
(備考) 2019年は2019年5月1日、2022年は2022年5月1日時点の人数と比率。

(出所) (独) 日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」より作成。

モンゴル、ネパール、ベトナムは人口10万人あたりの日本への派遣留学生数が50人以上

○日本において受入れ留学生数が多い国における、人口10万人あたりの日本への派遣留学生数を見ると、モンゴルが最も多く106.3人、次いでネパール（88.0人）、ベトナム（75.4人）。

各国人口10万人あたりの日本への留学生数（2019年）

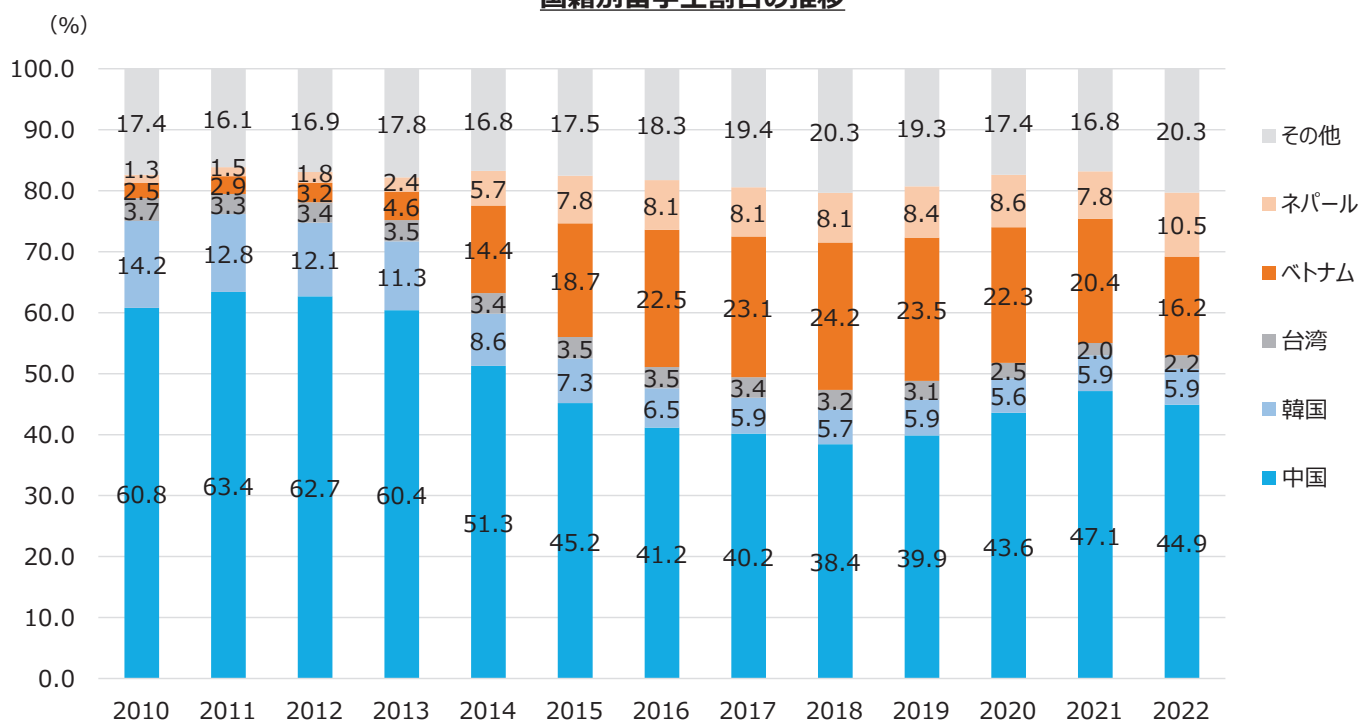


（出所）留学生数については（独）日本学生支援機構「2019年度外国人留学生在籍状況調査」、人口は国連人口基金「世界人口白書2019」（台湾の人口のみIMFデータ）より作成。

ベトナムやネパールからの留学生が近年増加

○ベトナムやネパールといった東南アジアからの外国人留学生在籍者が近年増加しており、中国・韓国の割合は減少傾向にある。

国籍別留学生割合の推移

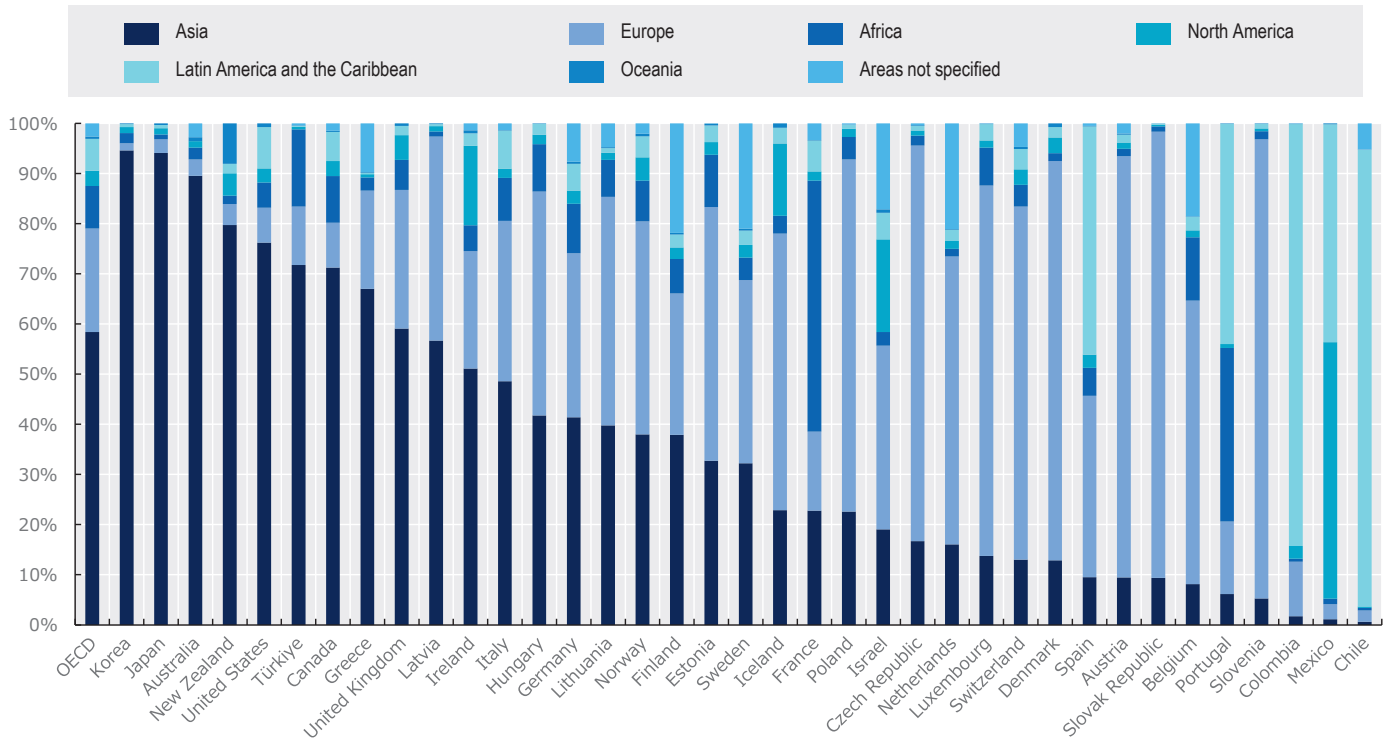


（出所）（独）日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」より作成。

出身地域の近くの国で留学する学生は多いが、域外から留学生を獲得している国も

○日本や韓国、オーストラリアなどはアジア地域からの留学生が多く、ヨーロッパ諸国では相対的にヨーロッパ地域からの留学生が多くなるなど、出身地域に近い国で留学する学生も一定数いる一方、米国や英国はアジアからの受入れが半数以上と、域外からの留学生も多く獲得している。

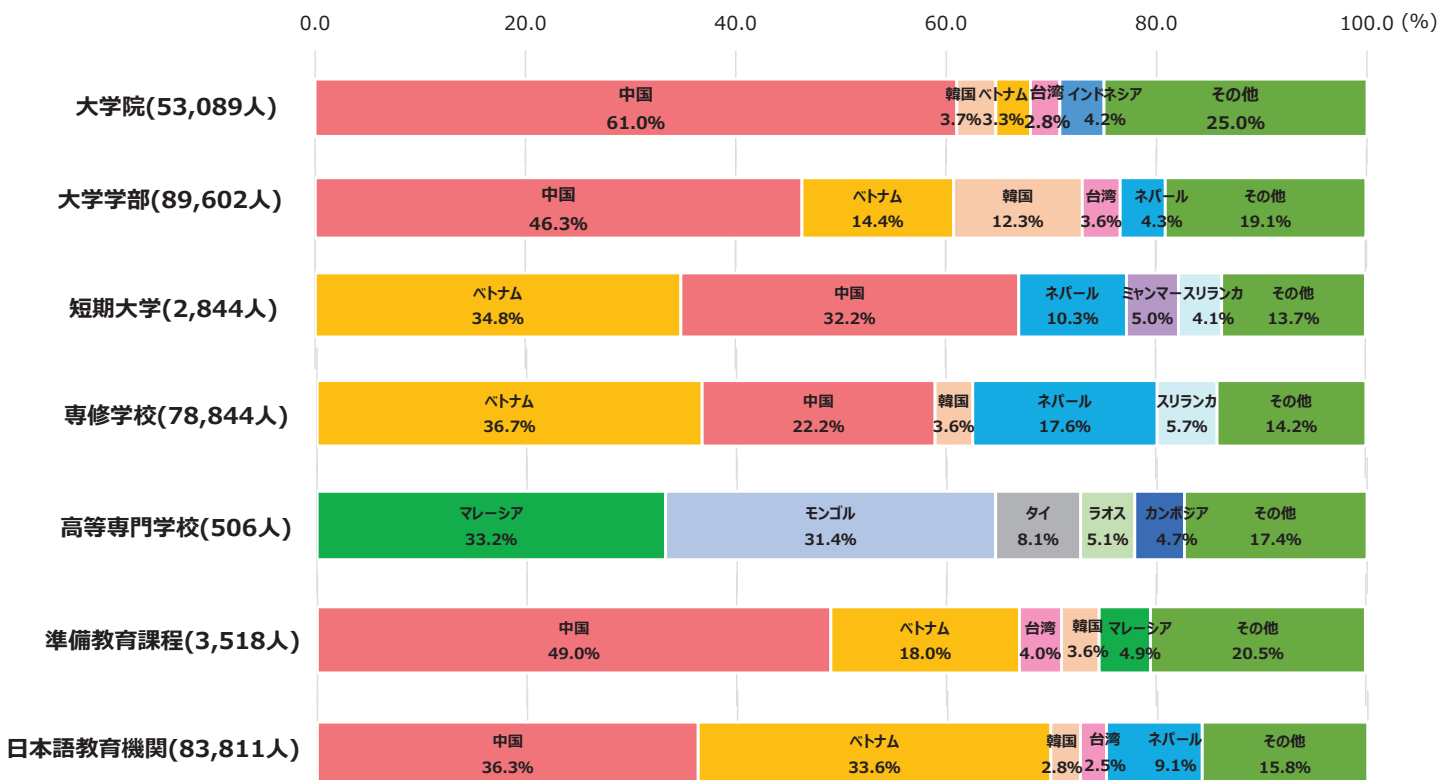
各国留学生の出身地域別割合



(出所) OECD "International Migration Outlook 2022"より。

学校種別の国別留学生割合

○高等専門学校以外の学校種においては、中国やベトナム、韓国、台湾といった漢字圏からの留学生が6～8割程度を占めるが、「その他」を含む非漢字圏からの留学生も一定の割合で存在。

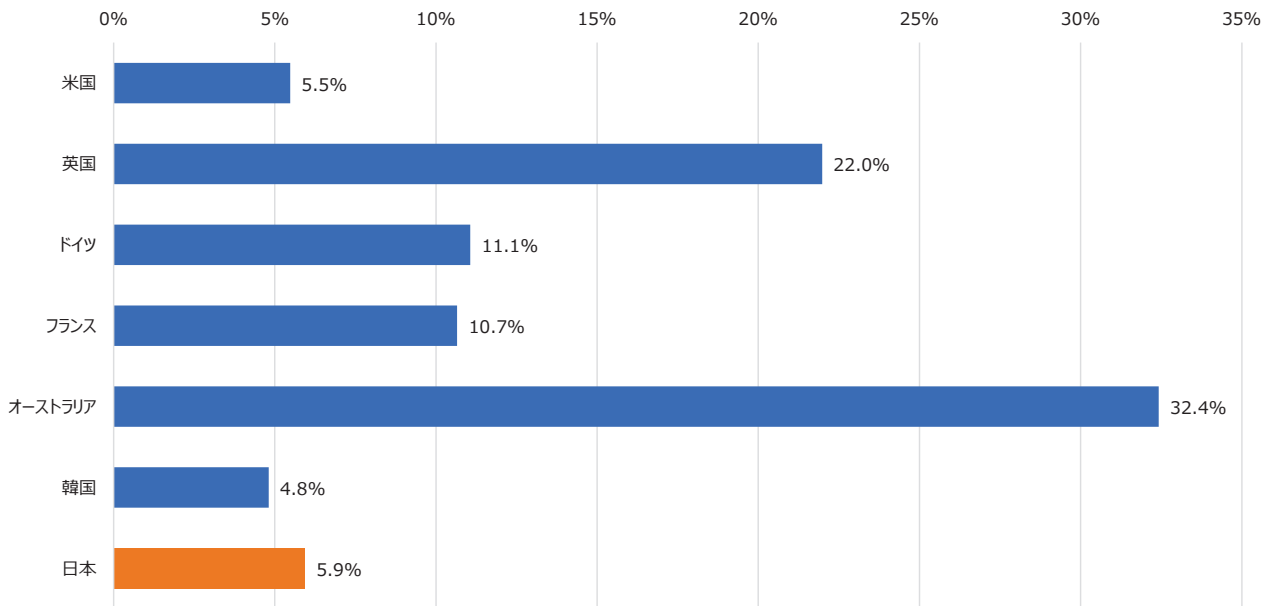


(出所) (独) 日本学生支援機構「2019年度外国人留学生在籍状況調査」より作成。

主な国における留学生受入れ状況

○在学者に占める留学生の割合は、オーストラリアが3割、英国が2割を超えており、非英語圏のドイツ、フランスも1割を超えている。

在学者に占める留学生の割合



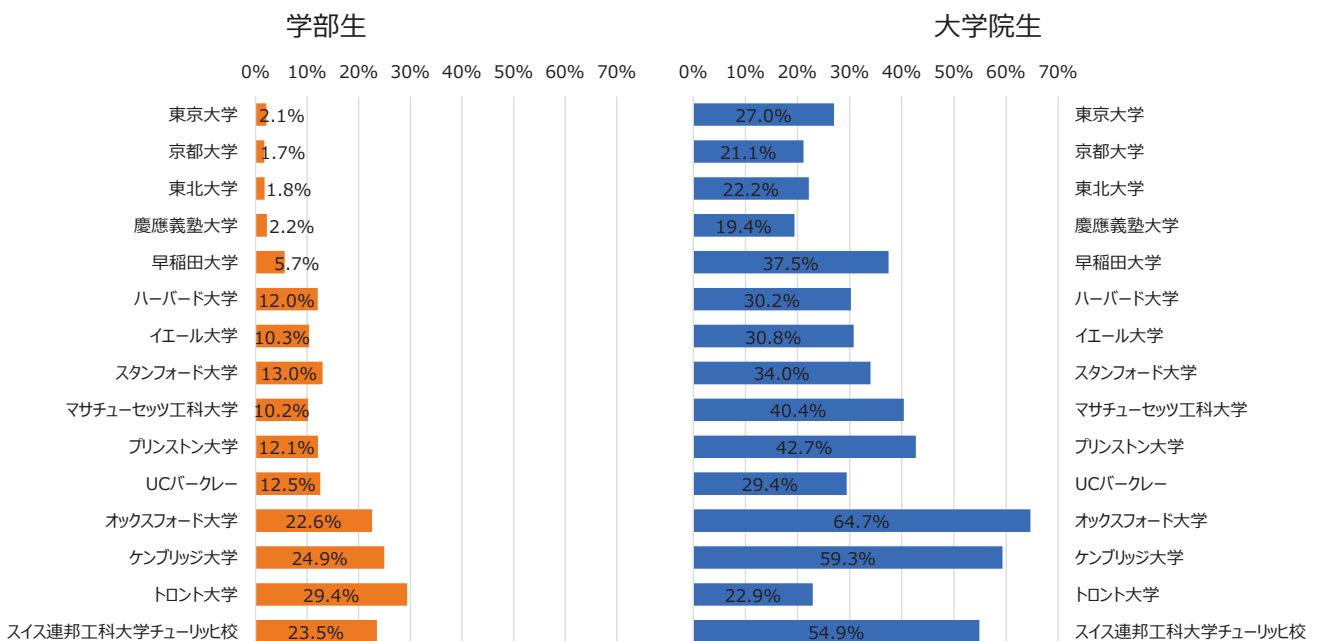
(備考) 日本の学生数は専修学校（専門課程）を含む。米国・英国・ドイツ・フランスは（2019/2020）、オーストラリア・韓国・日本は（2019）の数値。

(出所) IIE「OPEN DOORS」、HESA、ドイツ連邦統計局、フランス国民教育・青少年省統計、オーストラリア教育省、韓国教育部、文部科学省「諸外国の教育統計」、「学校基本統計」、(独)日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」をもとに作成。

学部段階での留学生割合は諸外国に比べて著しく低い

○日本国内の大学（例として、東京大学、京都大学、東北大学、慶應義塾大学、早稲田大学）の留学生割合は、諸外国の大学ランキング上位の大学と比較して、特に学部段階で著しく低い。

諸外国の大学における留学生の割合

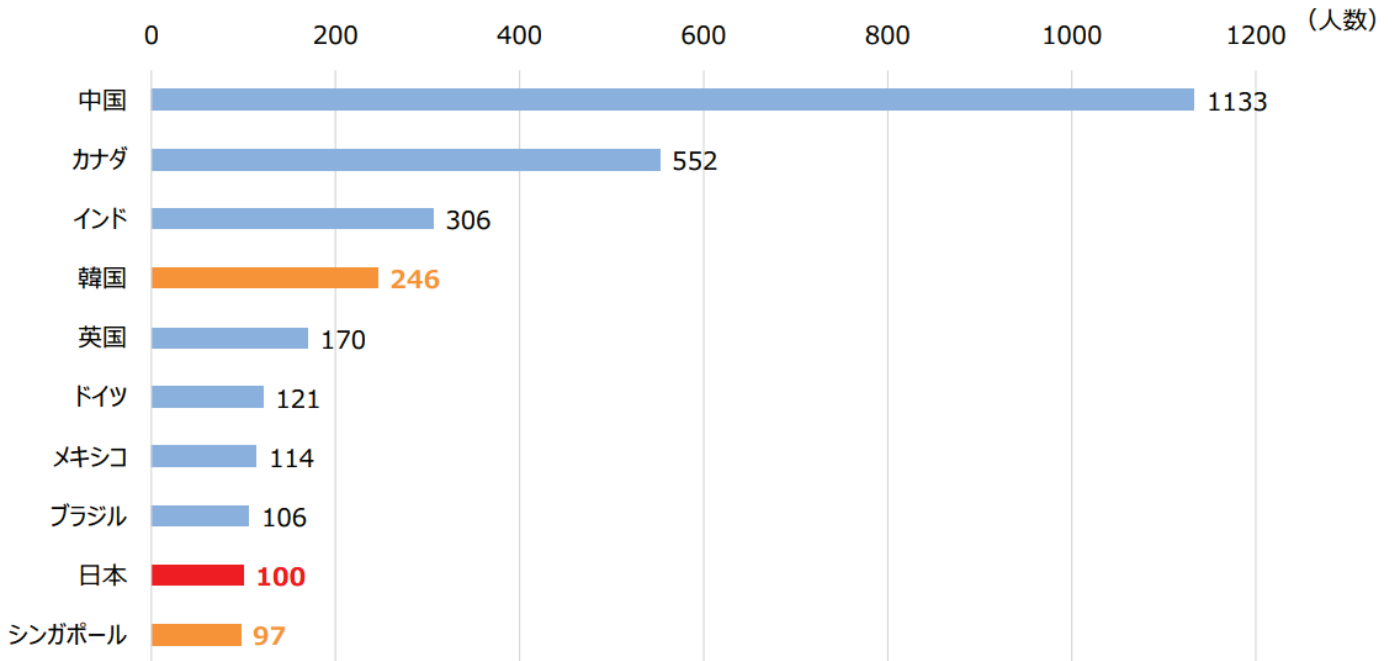


(出所) 各大学のホームページをもとに作成。

海外一流校に在籍する国籍別の学生数

○2020年秋学期時点で、ハーバード大学における外国人留学生数では、日本は第9位（104名在籍）。
○人口規模が日本よりも小さい韓国・シンガポールは、それぞれ246名、97名在籍している状況。

ハーバード大学（学部・大学院）における外国人留学生数上位10か国（2020年秋学期時点）

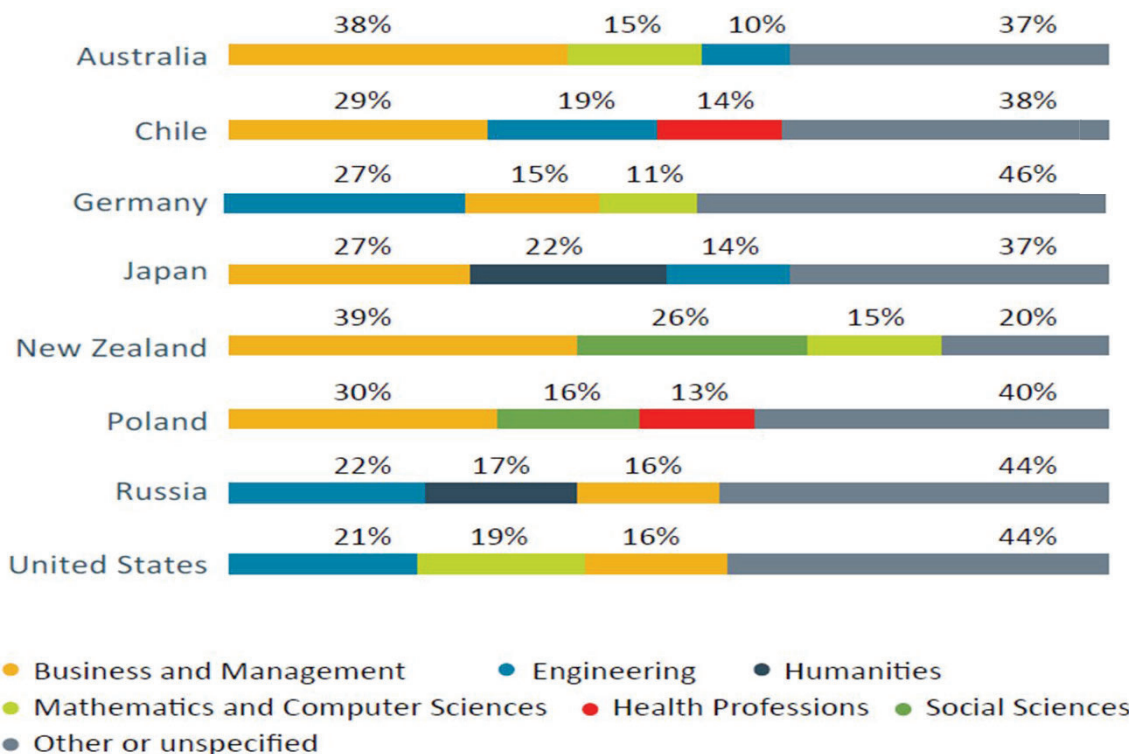


(出所) HARVARD UNIVERSITY FACT BOOK (International Enrollment by School) を基に経済産業省が作成。

各国における受入れ留学生が専攻する学問分野の割合は大きく異なっている

○米国やドイツは工学分野での留学生受入れが多いのに対して、日本は経営学や人文科学分野の留学生受入れが多い。

各国における受入れ留学生の専攻

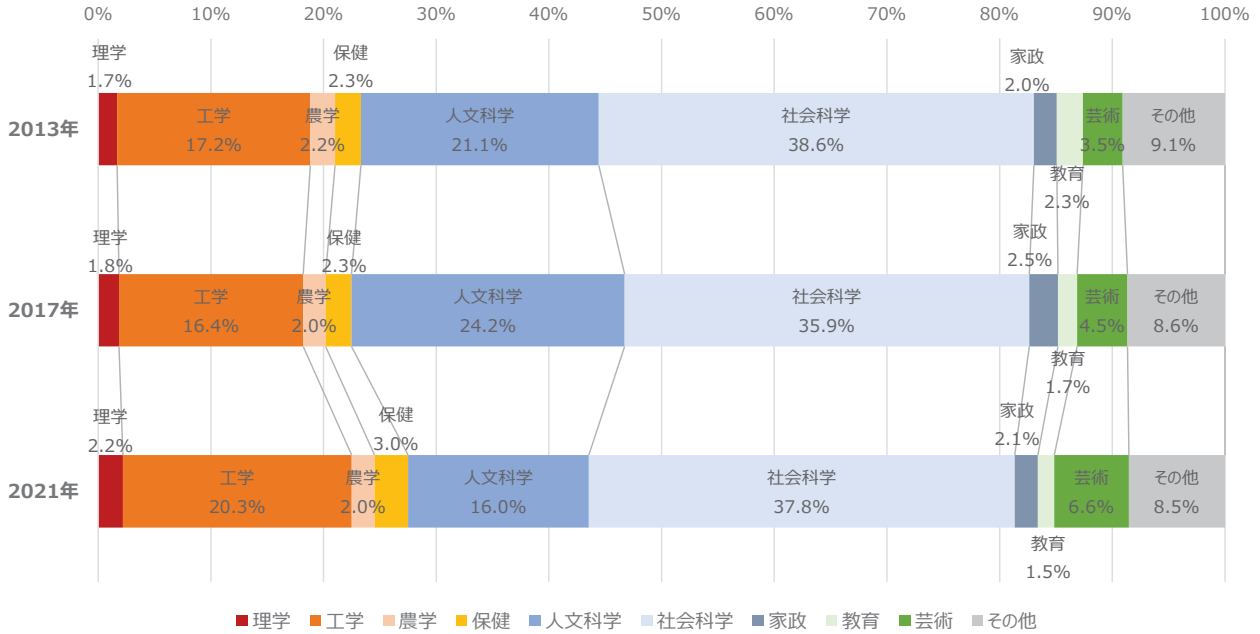


(出所) The Power of International Education "Project Atlas", Global Mobility Trends(2020)より。

大学等における外国人留学生の専攻分野の推移

○日本の大学等で学ぶ外国人留学生は、人文・社会科学を専攻する者の割合が高い。

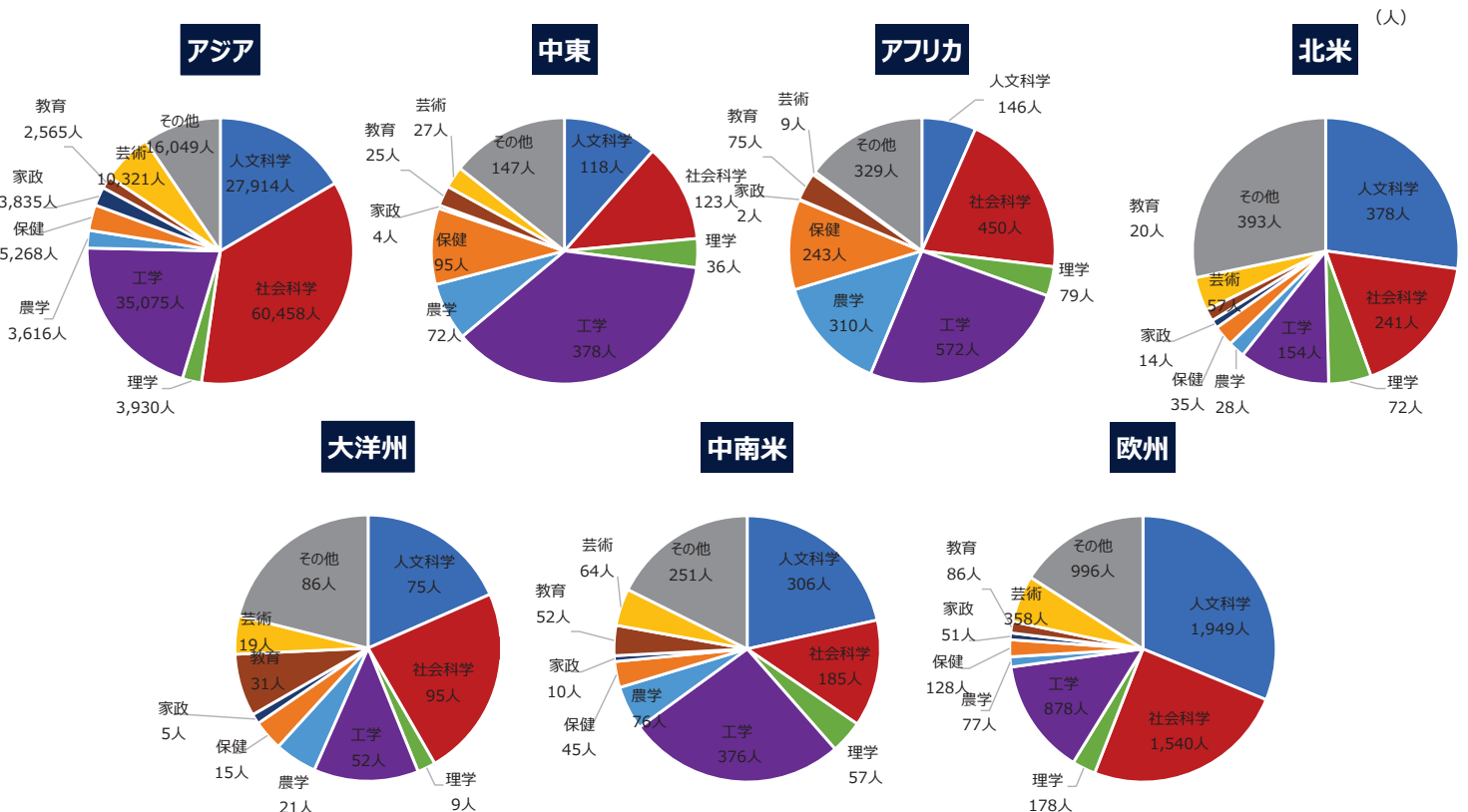
日本における外国人留学生の専攻分野比率の推移
(大学学部・大学院・短大・高専・専門学校・準備教育機関)



(出所) (独) 日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」より作成。

外国人留学生の専攻分野 (出身地域別)

○アジア、大洋州、北米、欧州からの留学生は人文・社会科学を学ぶ学生で半数近くを占めており、中東出身の学生は特に工学を学ぶ学生の割合が高い。



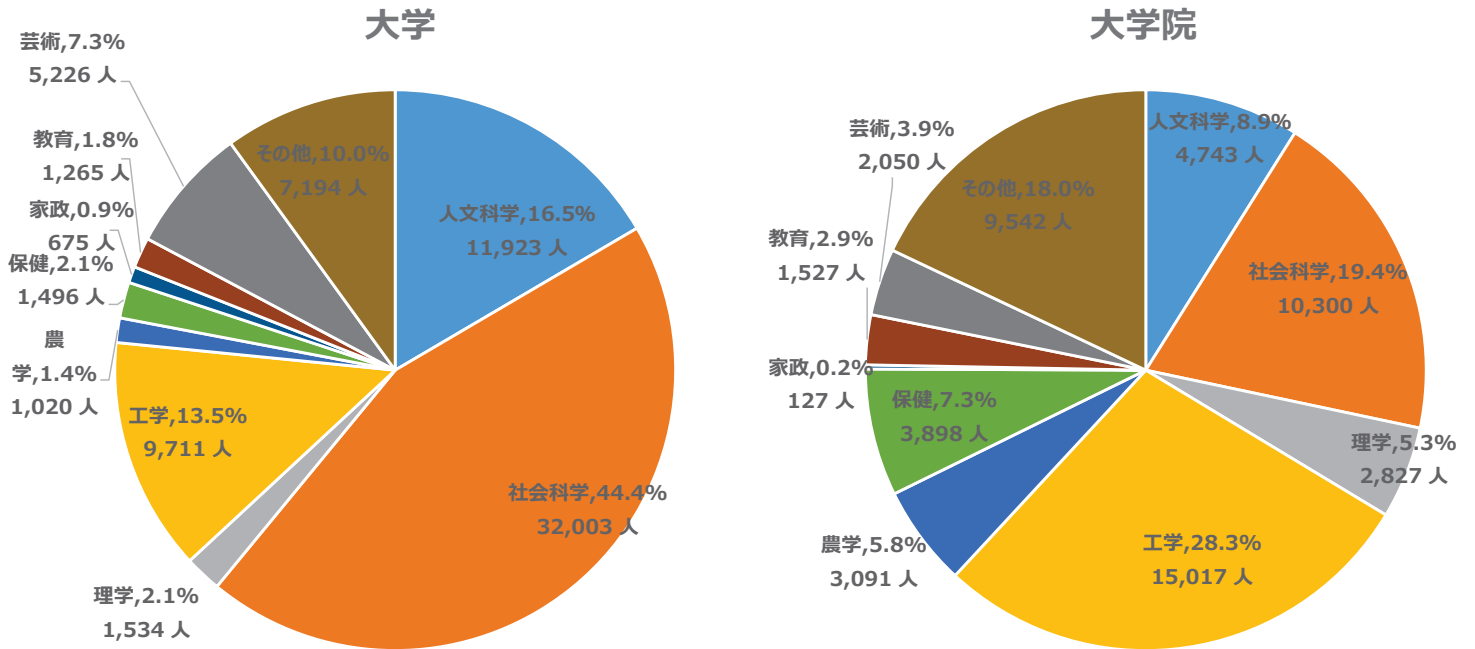
※日本語教育機関は除く

(出所) (独) 日本学生支援機構「2022年度外国人留学生在籍状況調査」より作成。

大学・大学院における外国人留学生の専攻分野

- 大学学部段階における外国人留学生の専攻分野は人文・社会科学が合わせて6割超、次いで工学が多い。
- 大学院における外国人留学生の専攻分野は工学が最も多く、次いで社会科学、人文科学が多い。

大学学部・大学院における専攻分野別受入れ留学生数の内訳

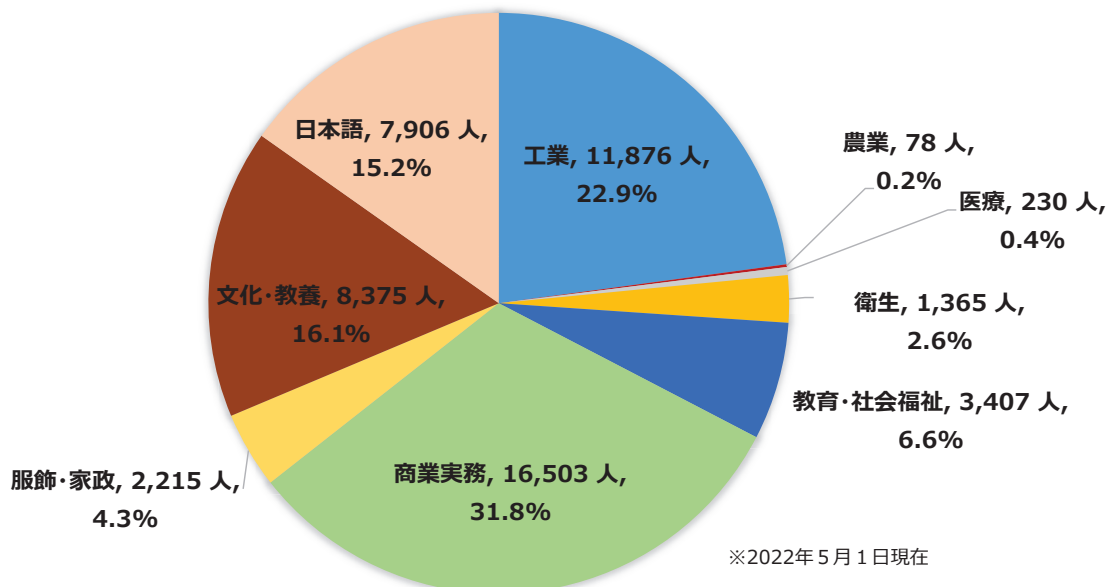


(出所) (独) 日本学生支援機構「2022年度外国人留学生在籍状況調査」より作成。

専門学校における外国人留学生の専攻分野

- 専門学校における外国人留学生の専攻分野は商業実務が約3割、工業と文化・教養がそれぞれ約2割。日本語を専攻する学生も約15%存在。

専門学校における専攻分野別受入れ留学生数の内訳

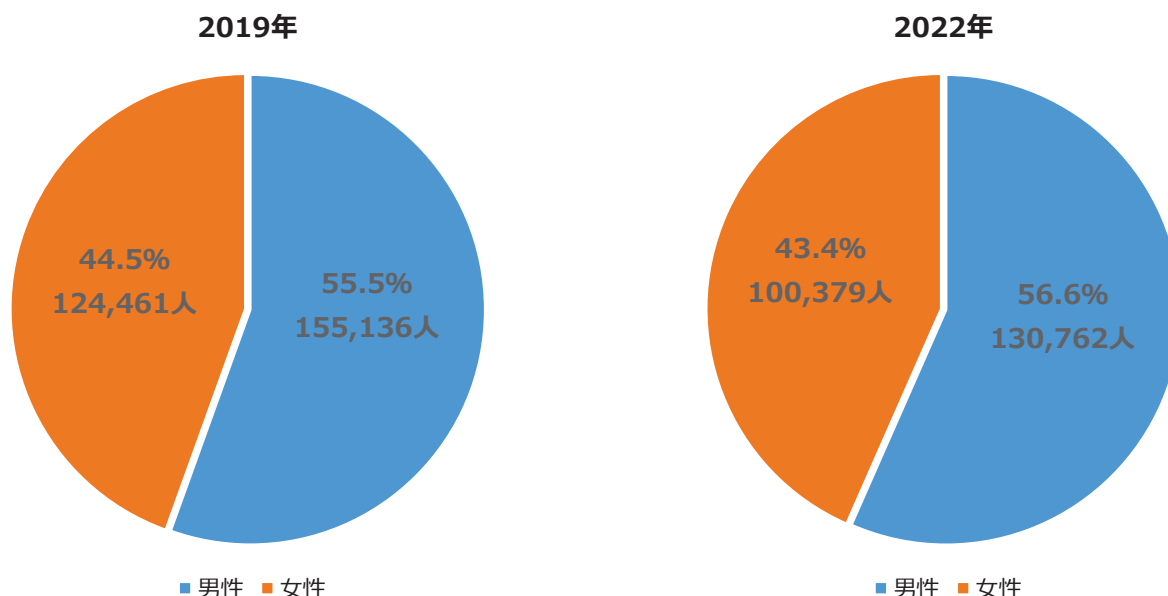


(出所) (独) 日本学生支援機構「2022年度外国人留学生在籍状況調査」より作成。

外国人留学生は男性の方が多い傾向

○2021年における外国人留学生は男性が56.6%と女性より多く、コロナ前と大きく変わらない。（2019年度において、外国人留学生に占める男性割合は55.5%）

外国人留学生の男女比

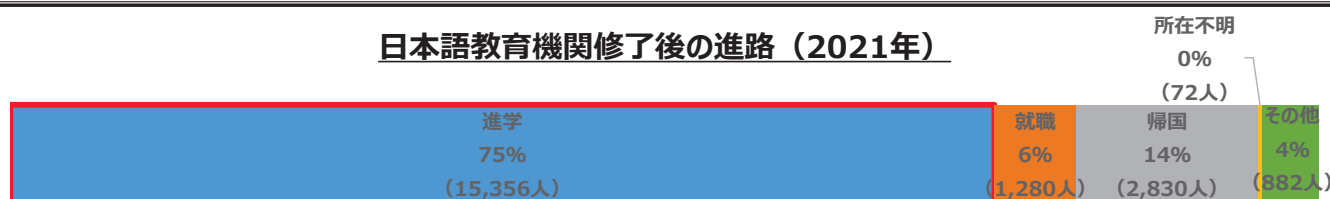


（出所）（独）日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査結果」より作成。

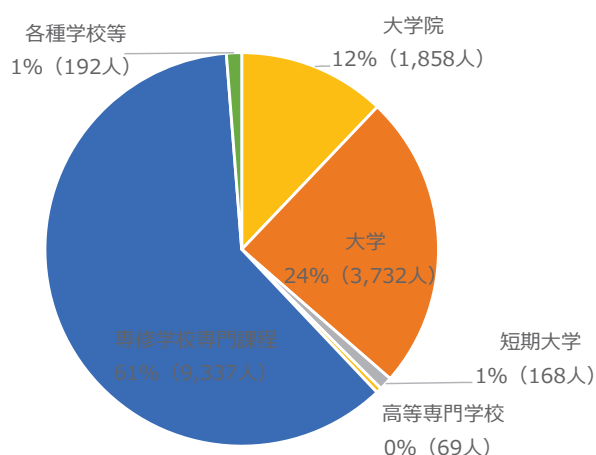
日本語教育機関修了後の進学率は約75%

○令和3年度に日本語教育機関を修了した20,420人のうち、15,356人が大学等へ進学。進学先として最も多いのは専修学校専門課程で9,337人、次いで大学への進学が3,732人。

日本語教育機関修了後の進路（2021年）



日本語教育機関修了後の進学先内訳（2021年）



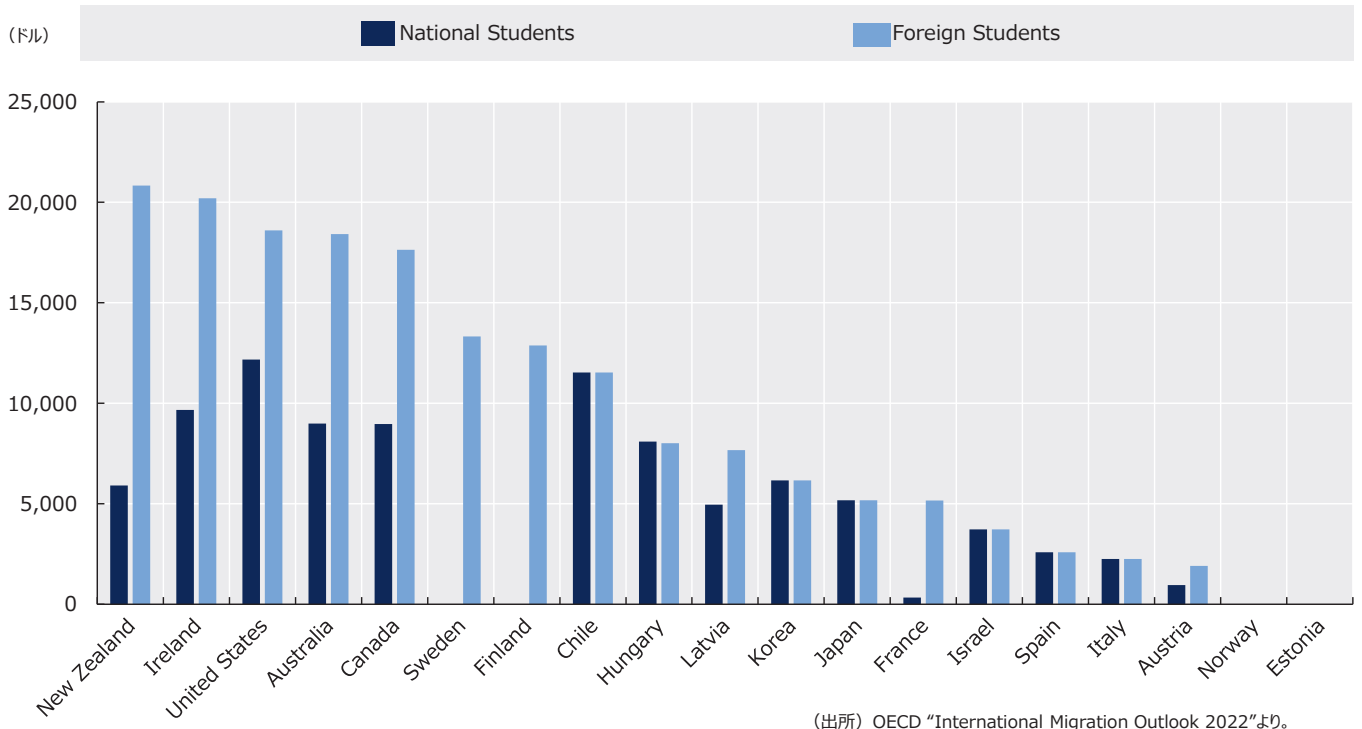
（備考）一般財団法人日本語教育振興協会が、令和3年7月1日現在日本語教育機関として認定している223機関からの回答。

（出所）一般財団法人日本語教育振興協会「令和3年度日本語教育機関実態調査」より作成。

外国人留学生と国内学生に対する授業料設定の各国比較

○米国における外国人留学生の授業料は国内学生の約1.5倍、オーストラリアやカナダにおいては約2倍、フランスにおいては約15倍となっており、スウェーデンやフィンランドにおいては国内学生は無料だが外国人留学生に対しては年間1万ドル以上の授業料を徴収している。一方、日本や韓国、スペイン、イタリアなどにおいては、外国人留学生と国内学生の授業料は同じであり、ノルウェーやエストニアはどちらも無料。

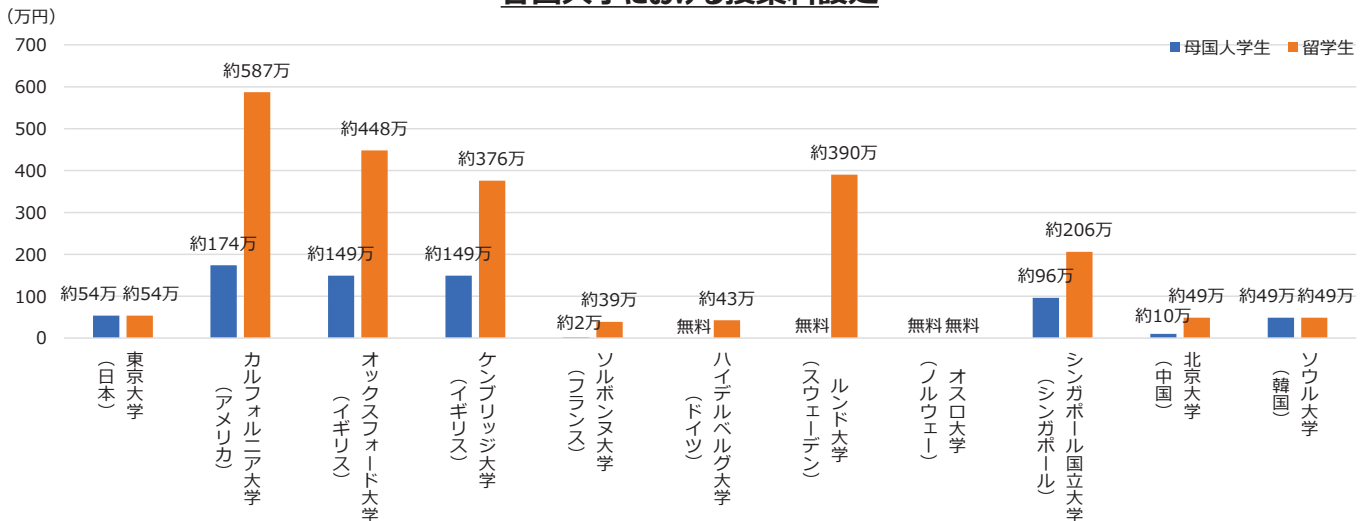
公立の高等教育機関における、国内学生及び外国人学生に対する平均的年間授業料の各国比較



留学生の授業料を別に設定している海外大学の例

○留学生の授業料は母国人学生より高く設定している国もある。

各国大学における授業料設定



<留学生に対する授業料に関する最近の動き>

(ドイツ)

国立大学の授業料は州ごとに設定している。留学生も含め授業料を無料とする州も多いが、2017年よりバーデン・ビュルテンベルク州で留学生から授業料を徴収するようになった。

(スウェーデン)

従来留学生を含め授業料は無料だったが、2011年の秋学期よりEU圏外の地域出身の学生からは授業料を徴収するようになった。

(フランス)

従来留学生も含め安価な授業料だったが、2019年より大幅に値上げ(学部：170ユーロ→2770ユーロ)。

※ ケンブリッジ大学、オックスフォード大学、シンガポール国立大学、北京大学及びソウル大学は学部等によって授業料が異なるため、一例。

※ カルフォルニア大学は州内住民のみ安価な授業料設定となっている。

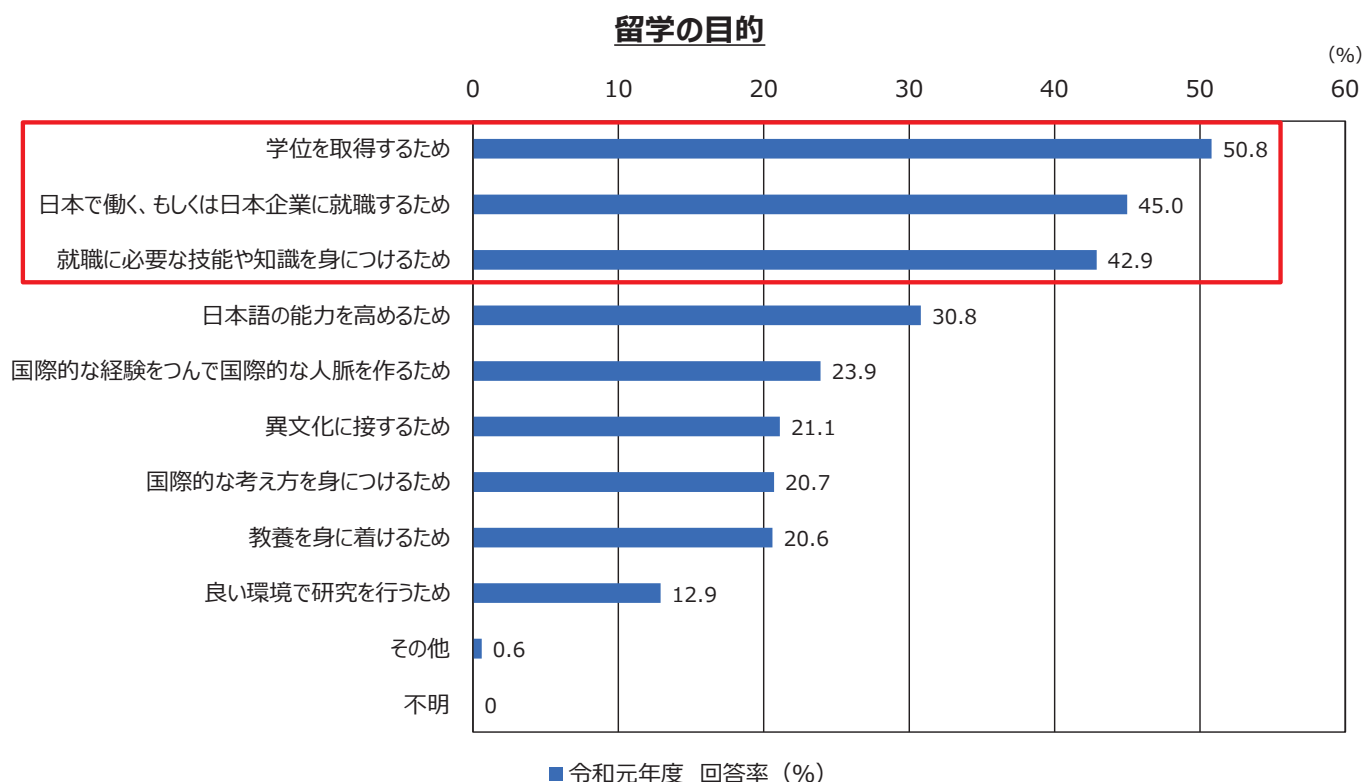
※ ハイデルベルグ大学及びルンド大学はEU圏内の学生等も母国人学生に含めている。

※ 日本銀行「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場(令和5年4月中において適用)」に基づき円換算している。

(出所) 各大学HP、フランス政府HP、国立国会図書館「諸外国における大学の授業料と奨学金」(2015)より作成。

外国人留学生の主な留学目的は学位取得や就職

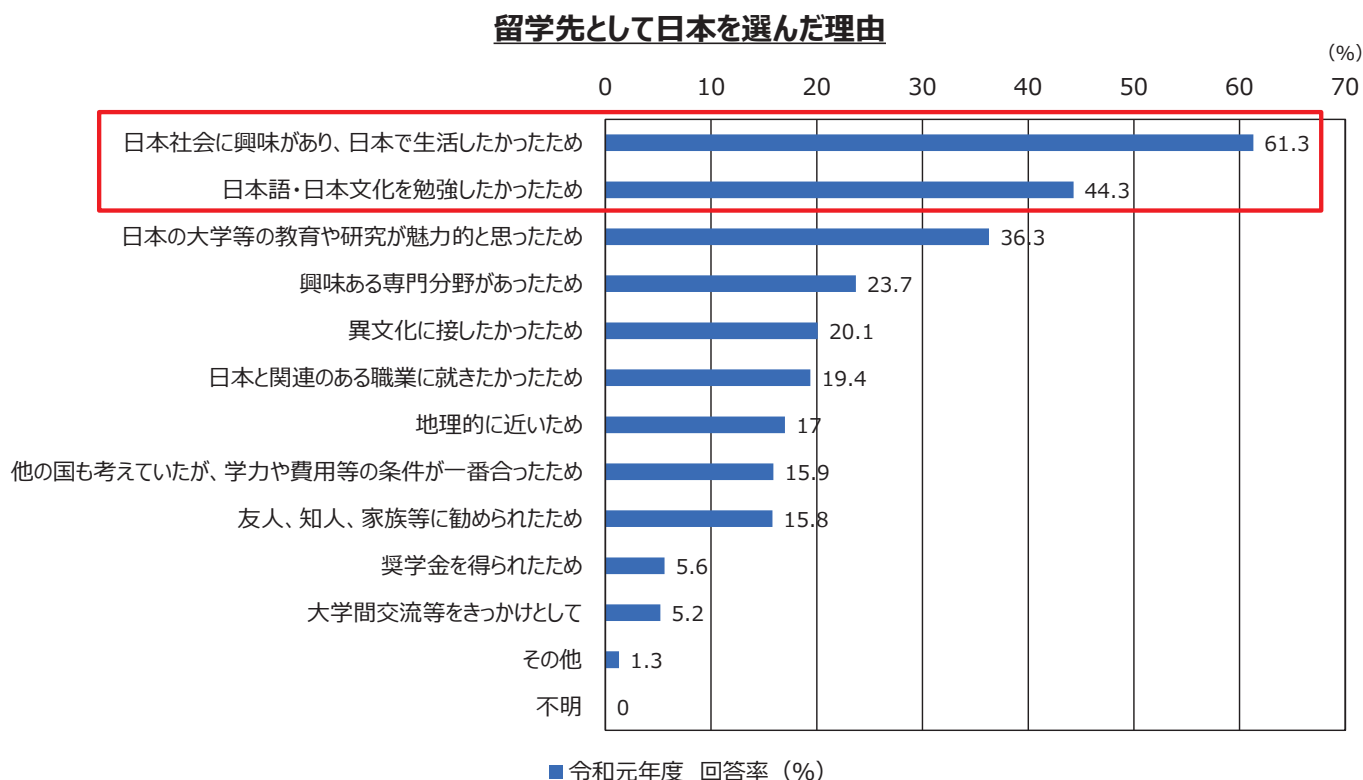
○外国人留学生が挙げた留学の目的として最も多いのは「学位を取得するため」で約51%。次いで、「日本で働く、もしくは日本企業に就職するため」が約45%。



(出所) (独) 日本学生支援機構「令和元年度私費外国人留学生生活実態調査」より作成。

外国人留学生の留学目的で多いのは、日本社会や文化・言語への興味

○外国人留学生が日本を留学先として選んだ理由として最も多く挙げられるのが「日本社会に興味があり、日本で生活したかったため」で、次いで「日本語・日本文化を勉強したかったため」が挙げられている。

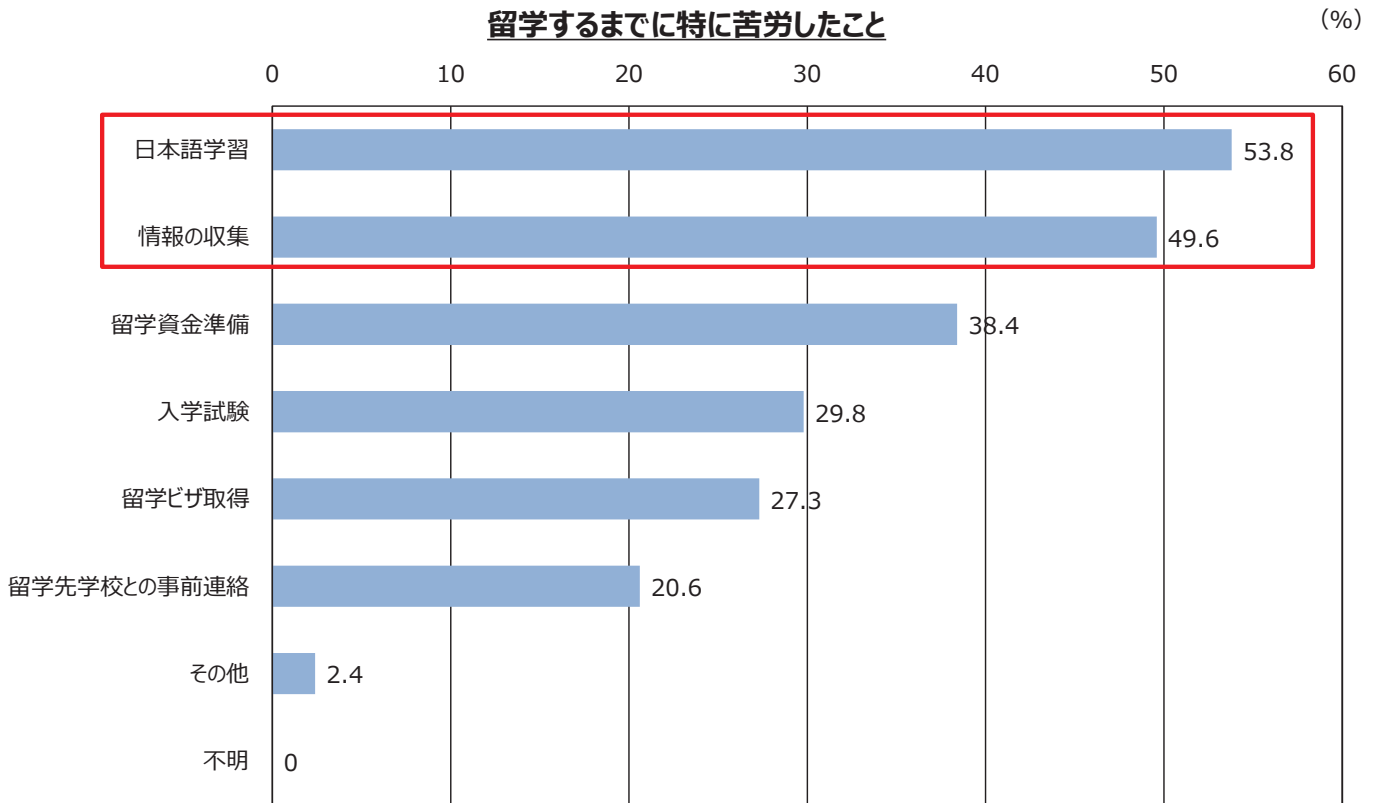


(出所) (独) 日本学生支援機構「令和元年度私費外国人留学生生活実態調査」より作成。

外国人留学生在が留学するまでに特に苦労したのは日本語学習と情報収集

○半数近くの外国人留学生在が、留学するまでに特に苦労したこととして、「日本語学習」や「情報の収集」を挙げる。次いで、約4割が「留学資金準備」と回答。

留学するまでに特に苦労したこと

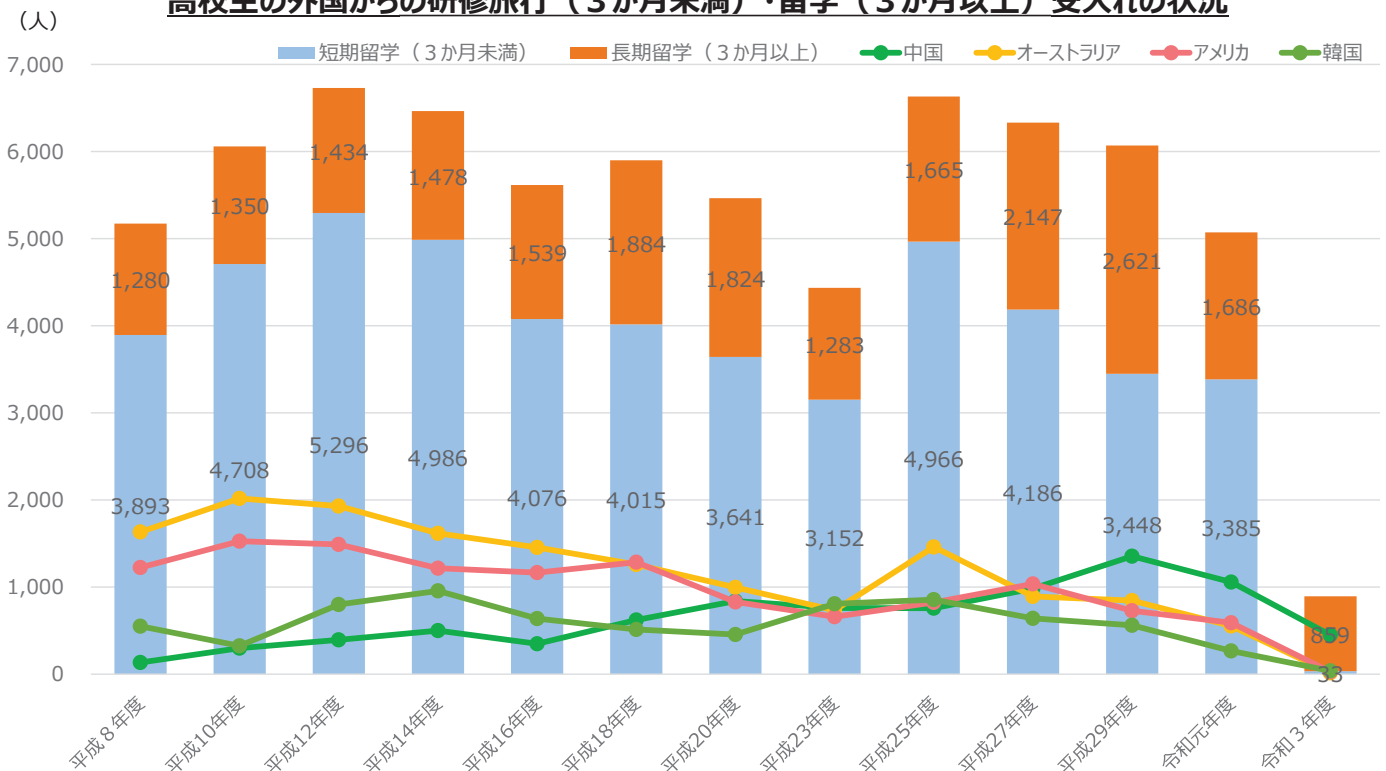


(出所) (独) 日本学生支援機構「令和元年度私費外国人留学生在生活実態調査」より作成。

高等学校等の国際交流状況（海外からの受入れ）

○平成29年度においては外国からの高校生受入れは短期・長期合わせて6,069人であったところ、令和3年度においては短期・長期合わせて892人となっている。

高校生の外国からの研修旅行（3か月未満）・留学（3か月以上）受入れの状況



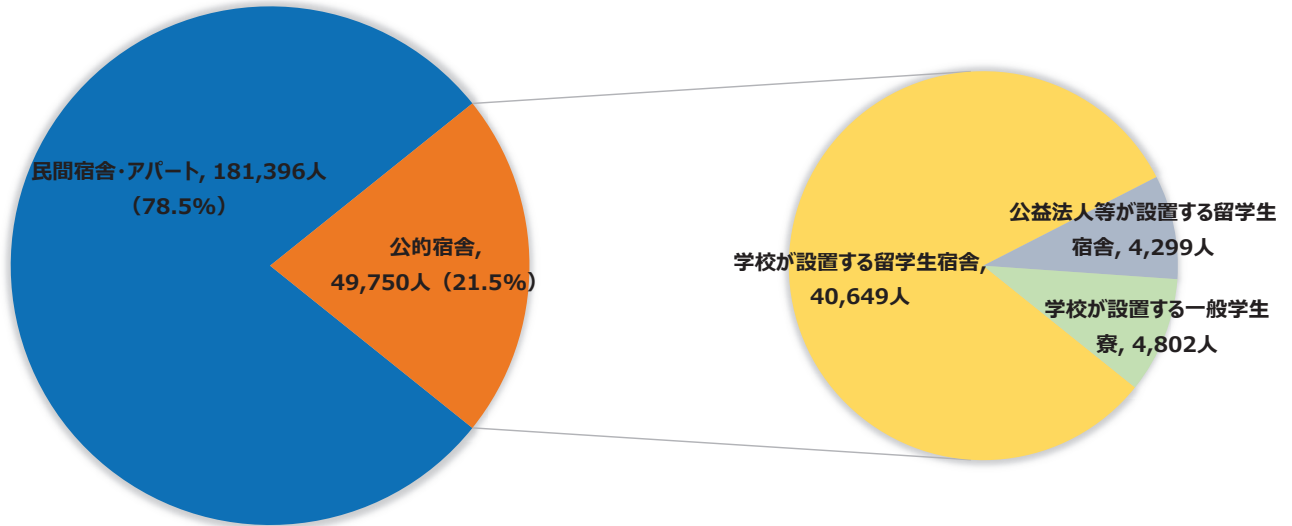
(備考) 短期の研修旅行生数、留学生数は延べ数。

(出所) 文部科学省「高等学校等における国際交流等の状況について」より作成。

留学生宿舎の大半は民間宿舎・アパートに居住

○2022年5月時点の外国人留学生231,146人のうち、学校等が設置する公的宿舎に入居する留学生は49,750人で、全体の約21.5%。

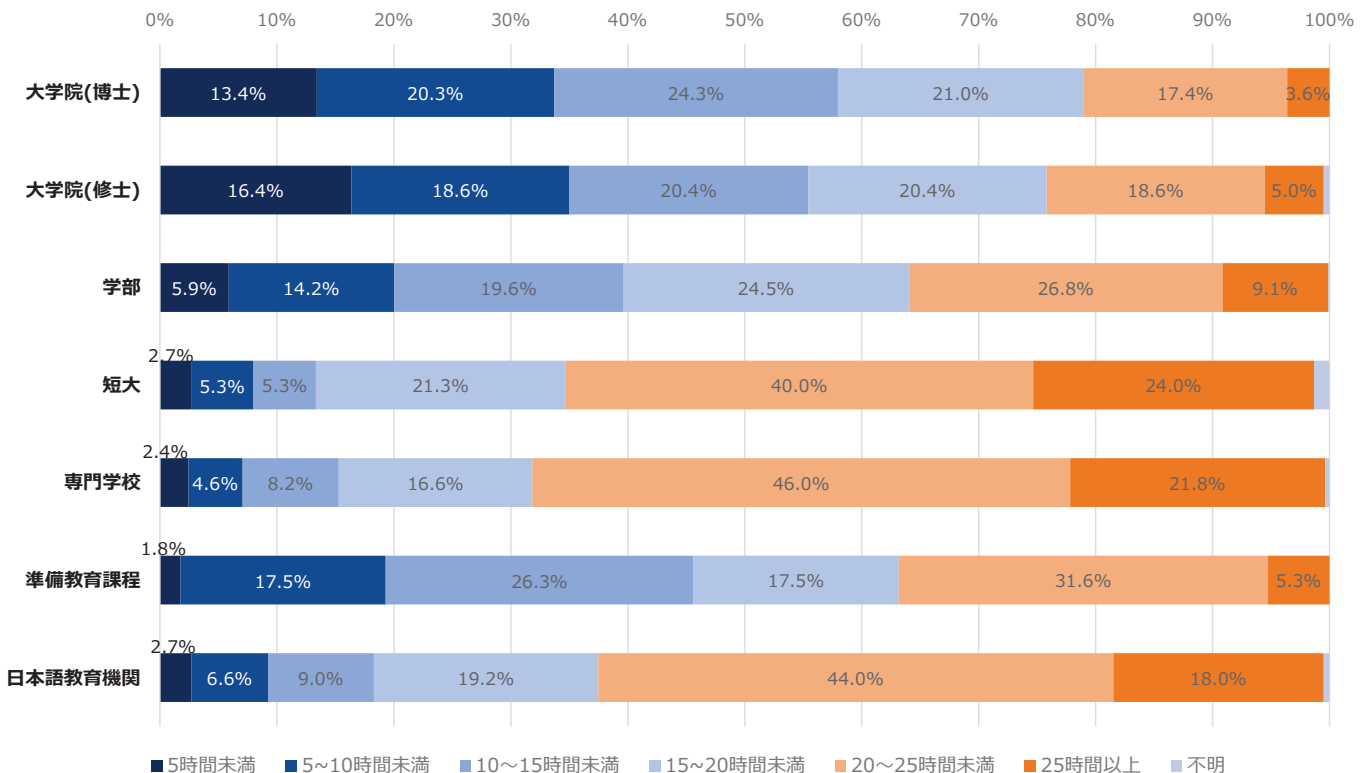
外国人留学生の宿舎の状況



(出所) (独) 日本学生支援機構「2022年度外国人留学生在籍状況調査」より作成。

外国人留学生の1週間のアルバイト時間数

○外国人留学生の1週間のアルバイト時間数について、20時間以上働く者の割合は、大学院段階で約2割、大学学部段階・準備教育課程で4割弱、短期大学・専門学校・日本語教育機関で6割～7割程度。

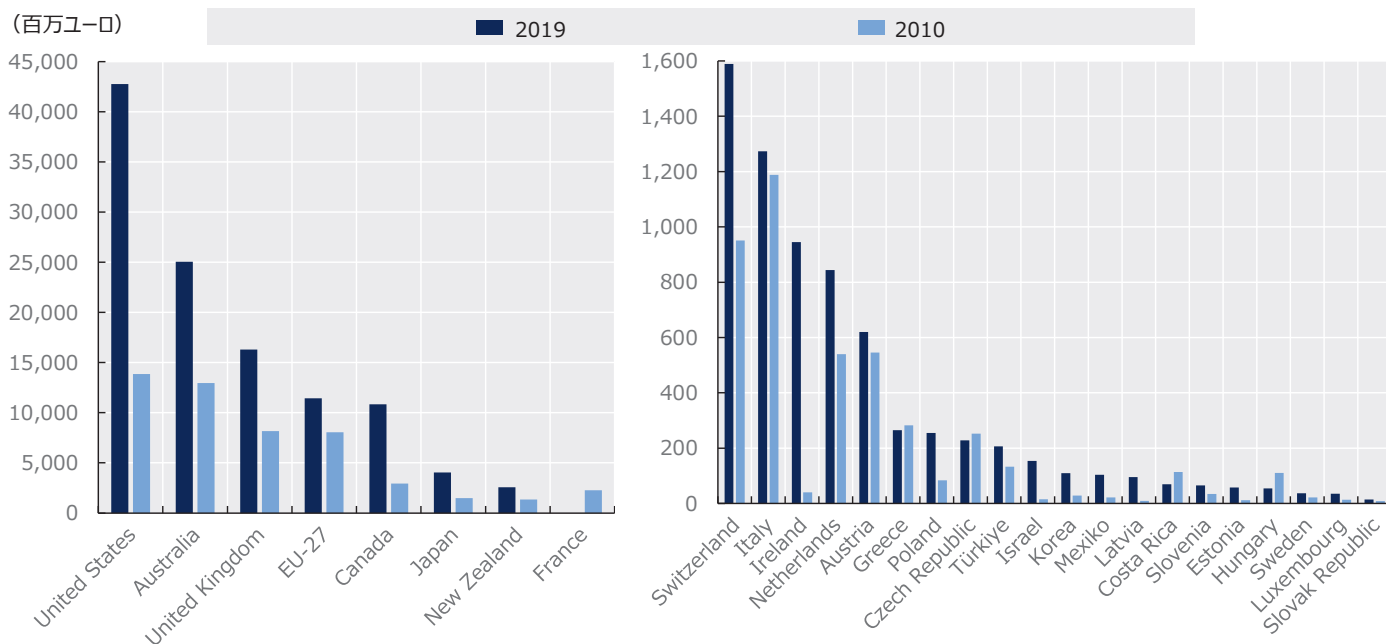


(出所) (独) 日本学生支援機構「令和3年度私費外国人留學生生活実態調査」より作成。

日本を含め、多くの国で留学生支出に係る教育関連サービス輸出額は増加

○日本における、留学生支出に係る教育関連サービスの輸出額について、2019年は約40億ユーロ（約5,800億円）と増加傾向にある一方、米国（約427億ユーロ）の約10分の1、オーストラリア（約250億ユーロ）の約6分の1、英国（約163億ユーロ）の約4分の1程度にとどまる。

留学生支出に係る教育関連サービス輸出総額（2010年、2019年）



（備考）授業料、食費、宿泊費、交通費、医療サービス費が含まれる。

また、オーストリア、アイルランドは2010年の代わりに2012年のデータを使用。フランスの2010年の代わりに2011年のデータを使用。

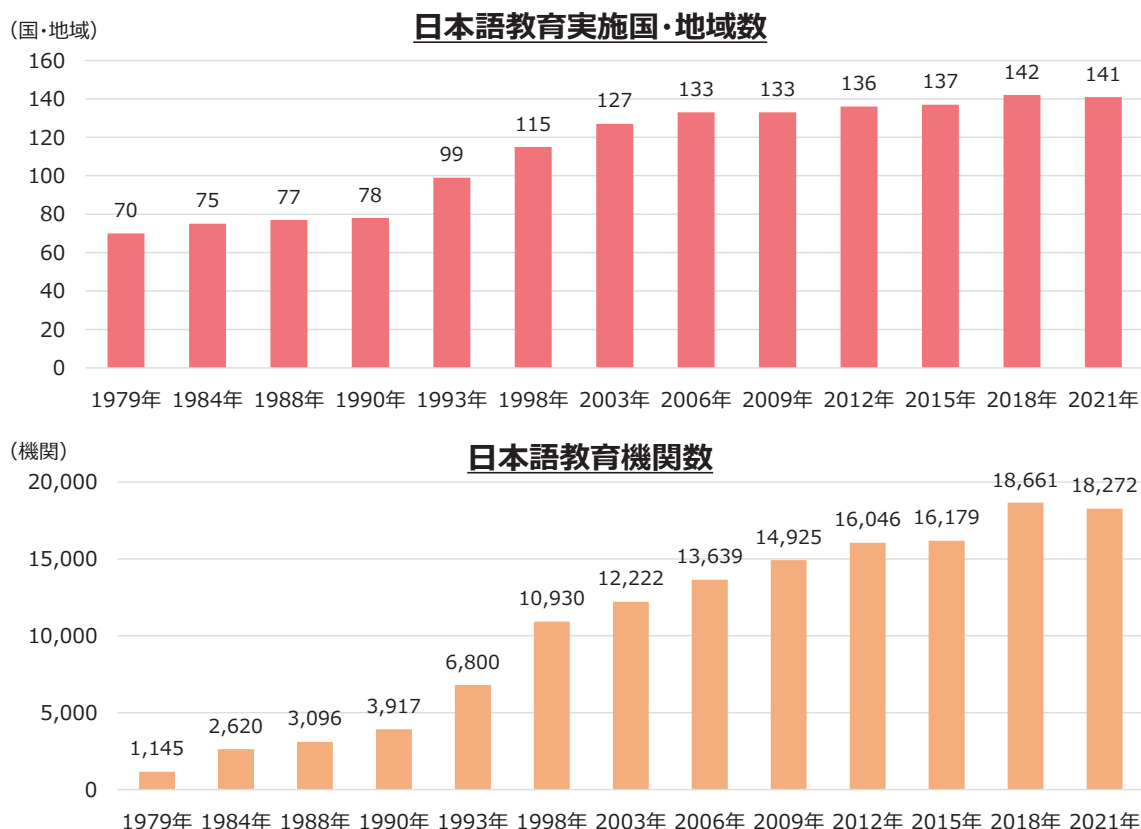
日本、オランダは2010年の代わりに2014年のデータを使用。スロバキア共和国は2010年の代わりに2013年のデータを使用。

トルコは2019年の代わりに2018年のデータを使用。

（出所）OECD “International Migration Outlook 2022”より。

世界における日本語教育実施国・地域数、機関数の推移

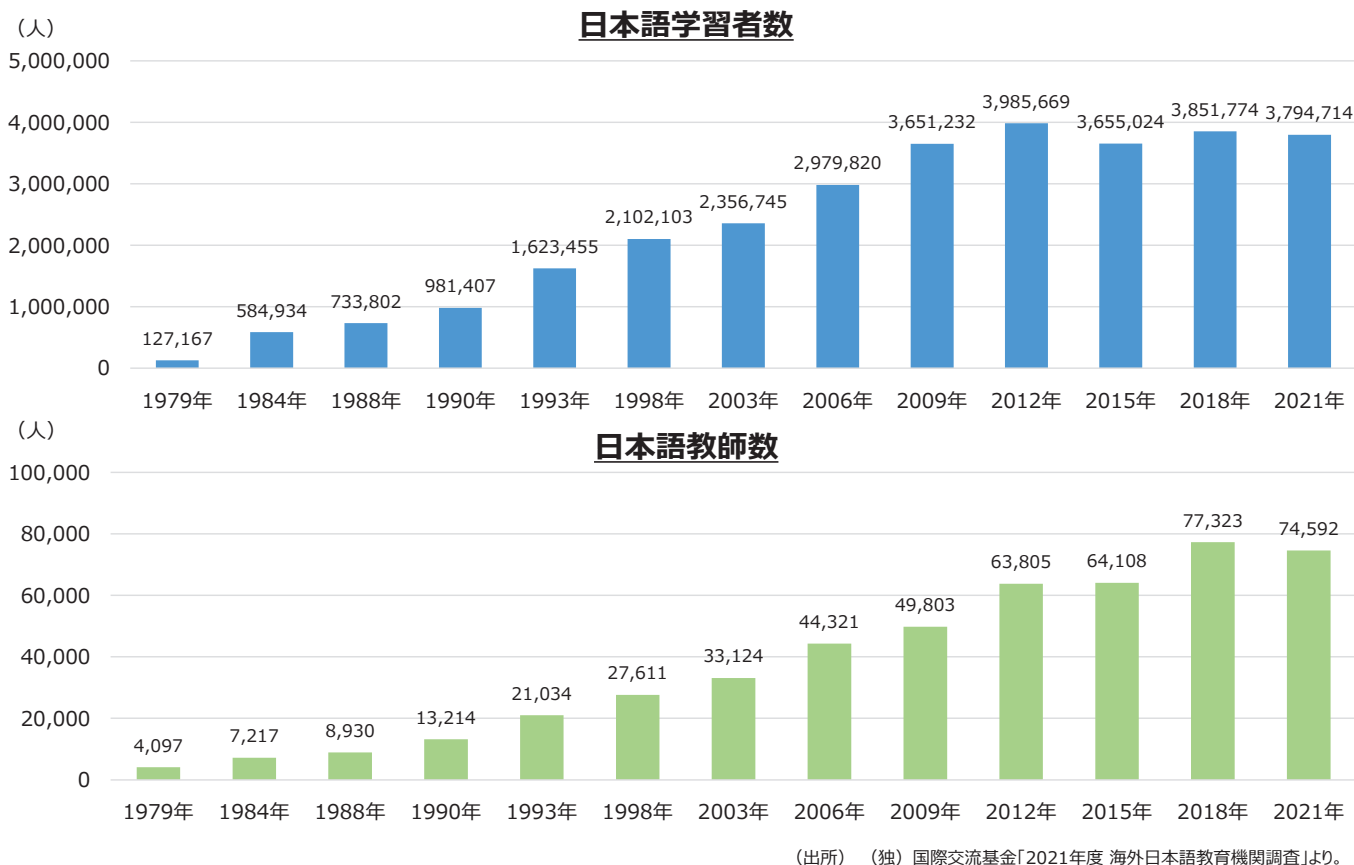
○1979年度から2021年度の42年間で、日本語教育を実施している国・地域数は70から141と約2倍に、機関数は1,145機関から18,272機関と約16倍に増加。



（出所）（独）国際交流基金「2021年度 海外日本語教育機関調査」より。

世界における日本語学習者数、日本語教師数の推移

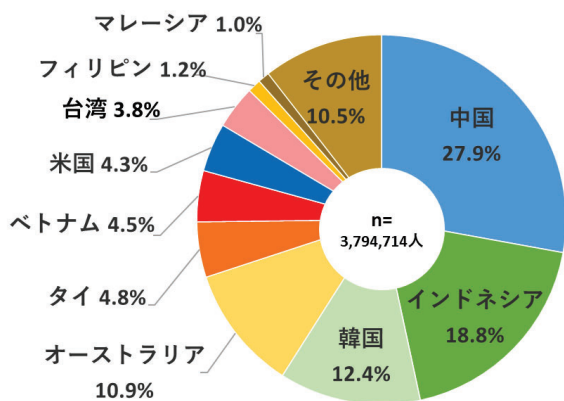
○1979年度から2021年度の42年間で、日本語学習者数は127,167人から3,794,714人と約30倍に、日本語教師数は4,097人から74,592人と約18倍に増加。



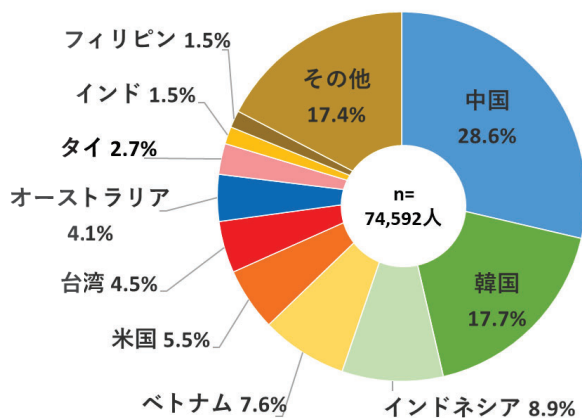
日本語学習者・教師ともにアジア地域に多い

○日本語学習者はアジア地域に多く、中国、インドネシア、韓国の順に多い。日本語教師もアジアに多く、中国、韓国、インドネシア、ベトナムの順に多い。

日本語学習者の国・地域別割合



日本語教師の国・地域別割合



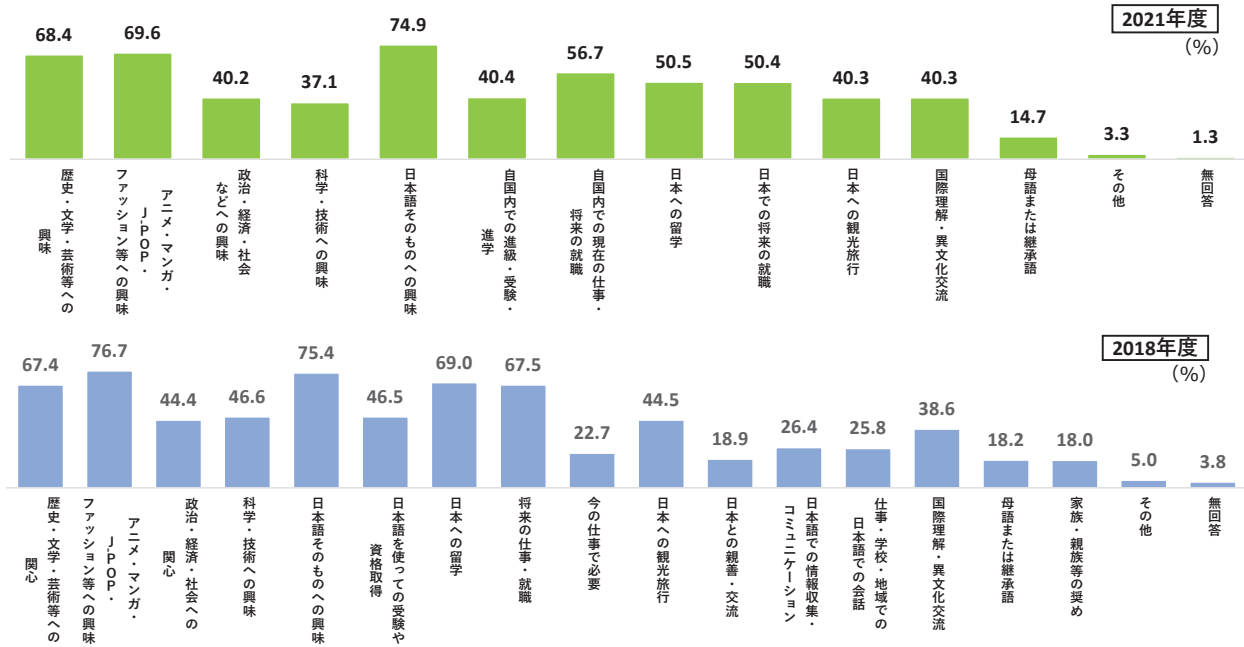
(出所) (独) 国際交流基金「2021年度 海外日本語教育機関調査」より。

日本語学習者の学習目的で多いのは日本の文化・言語への興味

○日本語教育機関に在籍する高等教育段階の学習者の学習目的・理由として最も回答が多かったのは「日本語そのものへの興味」で74.9%。次いで「マンガ・アニメ・J-POP・ファッション等への興味」の69.6%、「歴史・文学・芸術等への興味」の68.4%となっている。（2021年度）

日本語学習の目的（高等教育）

※項目は2018年度と2021年度で一部異なる。



※2023年3月末公表予定の 国際交流基金『海外の日本語教育の現状 2021年度日本語教育機関調査より』原稿案より。

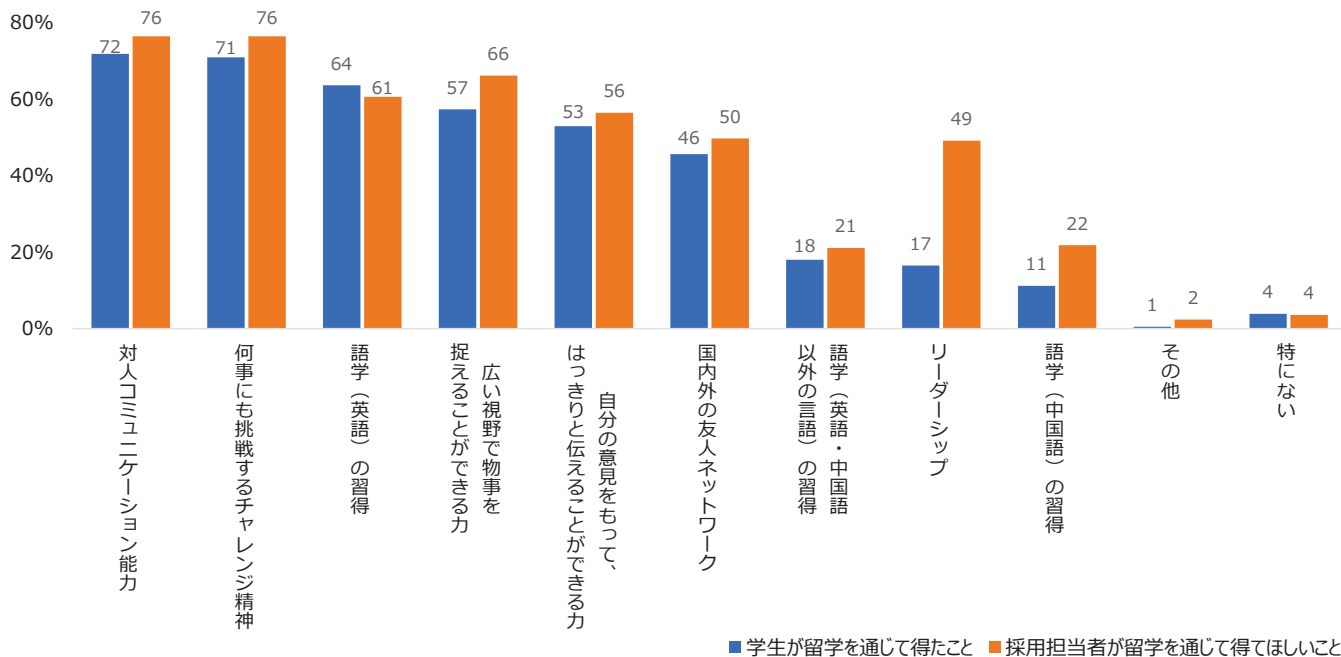
3. 留学生の卒業後の活躍に向けた環境整備

(1) 日本人学生の就職

多くの日本人留学生が留学を通じて対人コミュニケーション能力やチャレンジ精神を得たと感じている

○日本人留学生が海外留学を通じて得たこと、採用担当者が留学を通じて得てほしいと考えていることとして、対人コミュニケーション能力やチャレンジ精神はいずれも7割以上が挙げた。一方、採用担当者の半数近くが求めているリーダーシップについて、留学を通じて得られたと感じている日本人留学生は2割に満たない。

日本人留学生が海外留学で得たこと/採用担当者が学生に海外留学で得てほしいこと

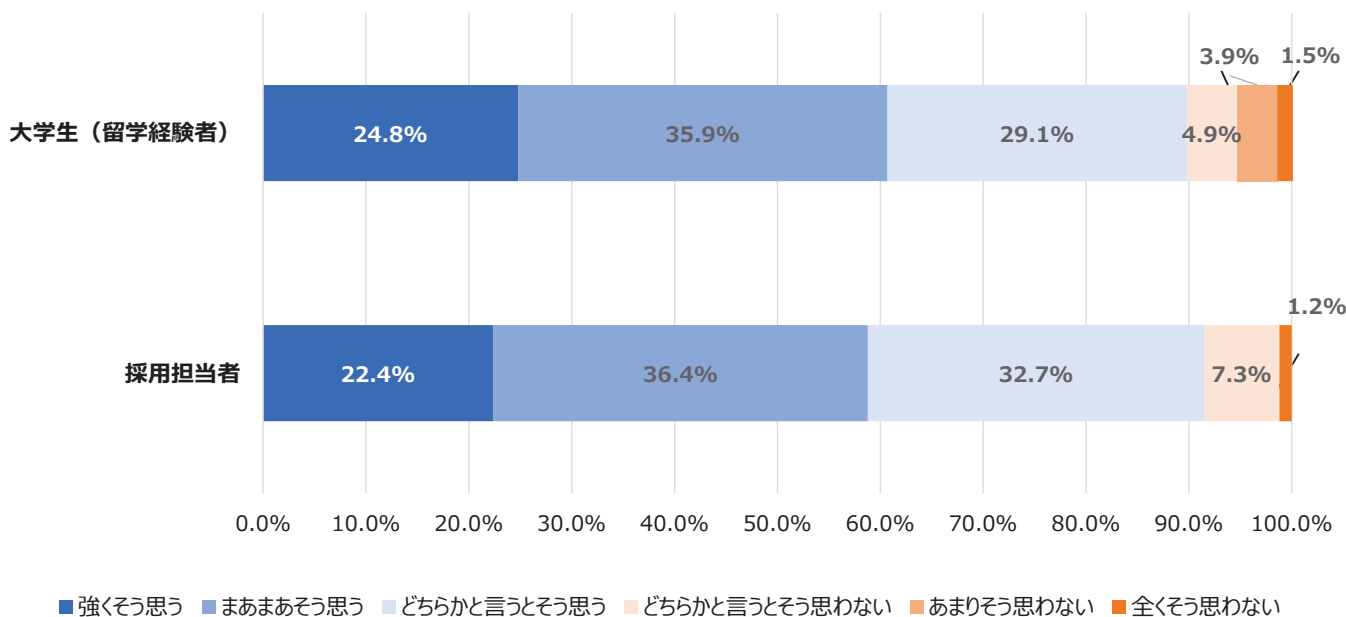


(出所) 文部科学省「学生の海外留学に関する調査2021」より作成。

多くの学生・企業が、留学経験は就職活動に良い影響を与えていると考えている

○留学の経験が就職活動に良い影響を与えると「強くそう思う」、「まあまあそう思う」、「どちらかと言うとそう思う」学生や企業は約9割。

留学経験は就職活動において良い影響を与えるか

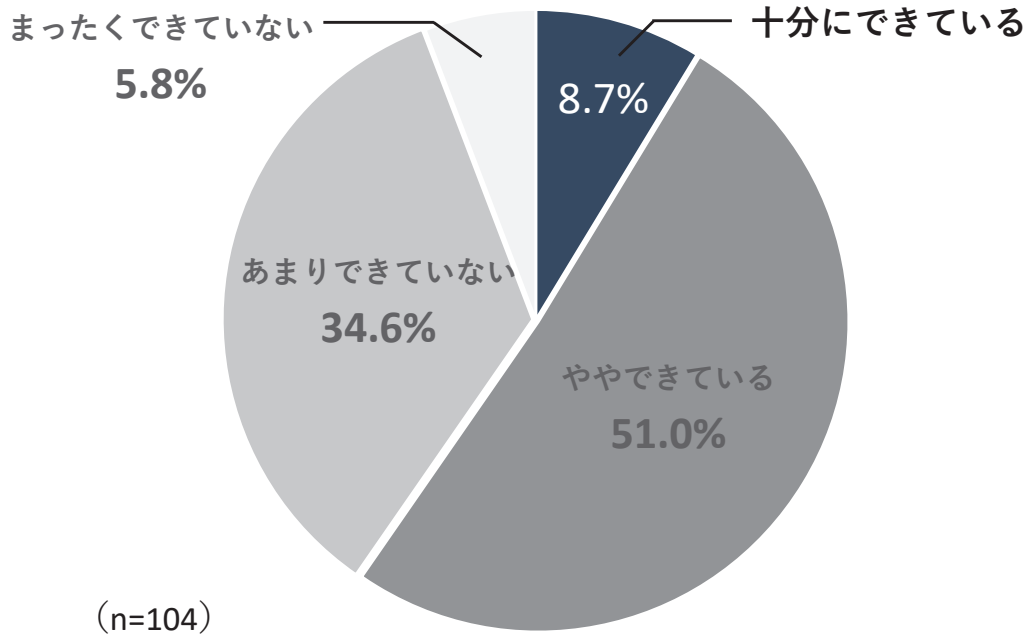


(出所) 文部科学省「学生の海外留学に関する調査2021」より作成。

日本人の海外正規留学生、キャリア選択に関する情報収集「十分」は1割未満

○海外の4年制大学や大学院で学ぶ日本人留学生（海外正規留学生）の中で、キャリア選択に関する情報収集が「十分にできている」と回答した者は8.7%と1割未満。

キャリア選択に関する情報収集はできているか

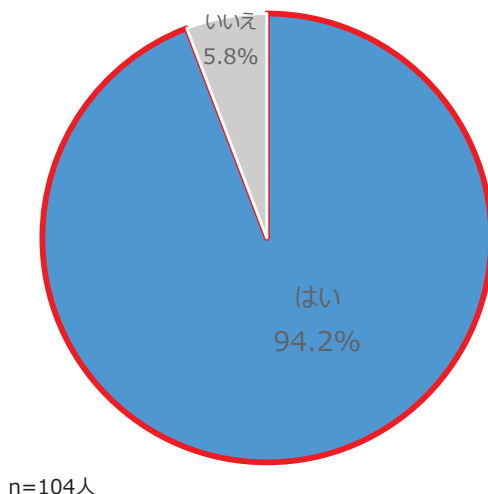


(出所) 株式会社ビズリーチ「海外正規留学生を対象にした、就職活動に関する意識調査」より。

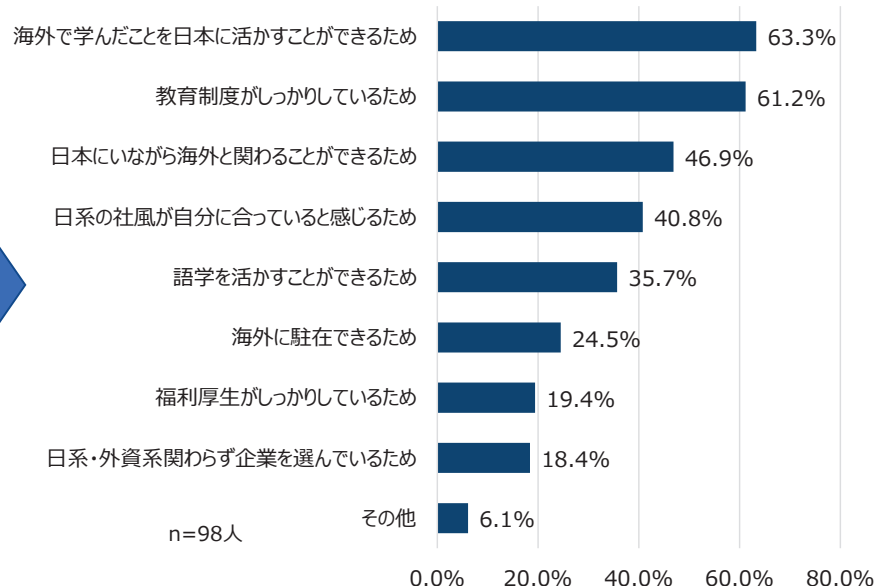
日本人の海外正規留学生の約9割は日系企業での就職を視野に入れている

○海外の4年制大学や大学院で学ぶ日本人留学生（海外正規留学生）のうち、9割以上が日系企業での就職を視野に入れていると回答。その理由として多いのは、「海外で学んだことを日本に活かすことができるため」（63.3%）や「教育制度がしっかりしているため」（61.2%）。

日系企業での就職を視野に入れているか (日系グローバル企業も含む)



海外正規留学生が日系企業での就職を視野に入れている理由

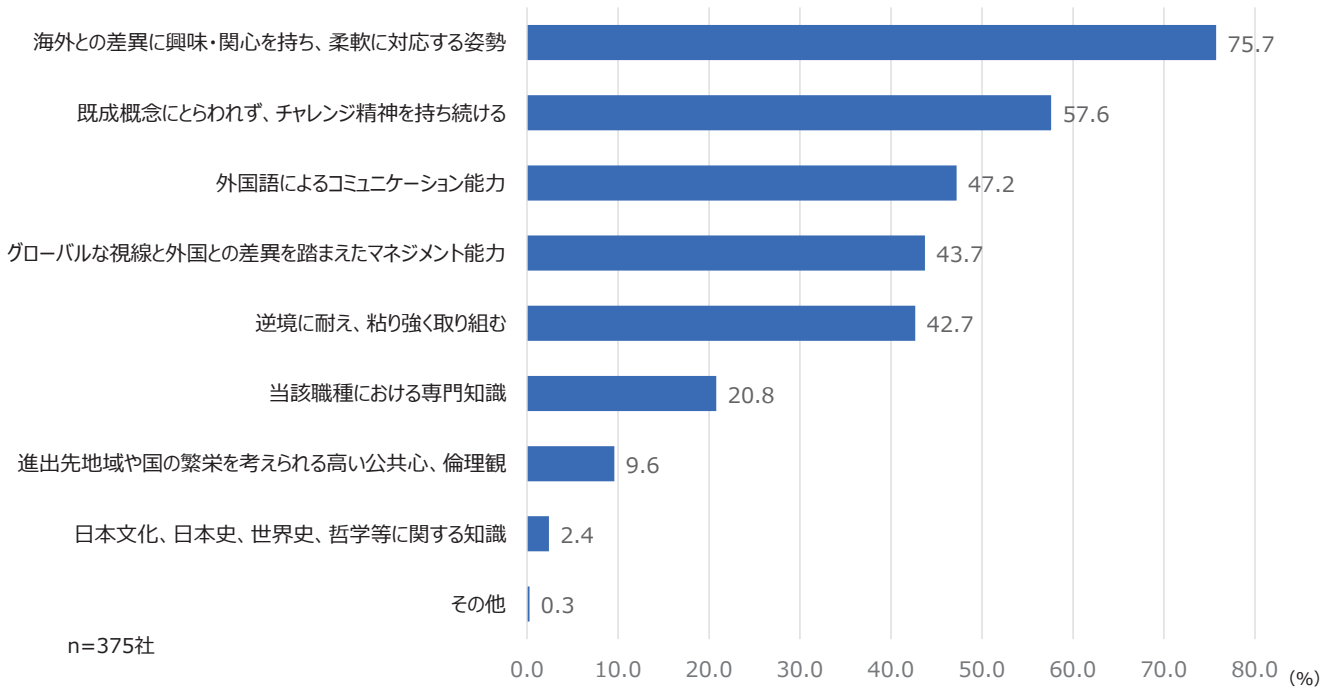


(出所) 株式会社ビズリーチ「海外正規留学生を対象にした、就職活動に関する意識調査」より作成。

企業はグローバル事業で活躍する人材に柔軟な対応力やチャレンジ精神を求める

○企業がグローバル事業で活躍する人材に求めるのは、知識以上に「海外との差異に興味・関心を持ち、柔軟に対応する姿勢」や「既成概念にとらわれず、チャレンジ精神を持ち続ける」といった素質。

企業がグローバル事業で活躍する人材に求める素質、知識・能力

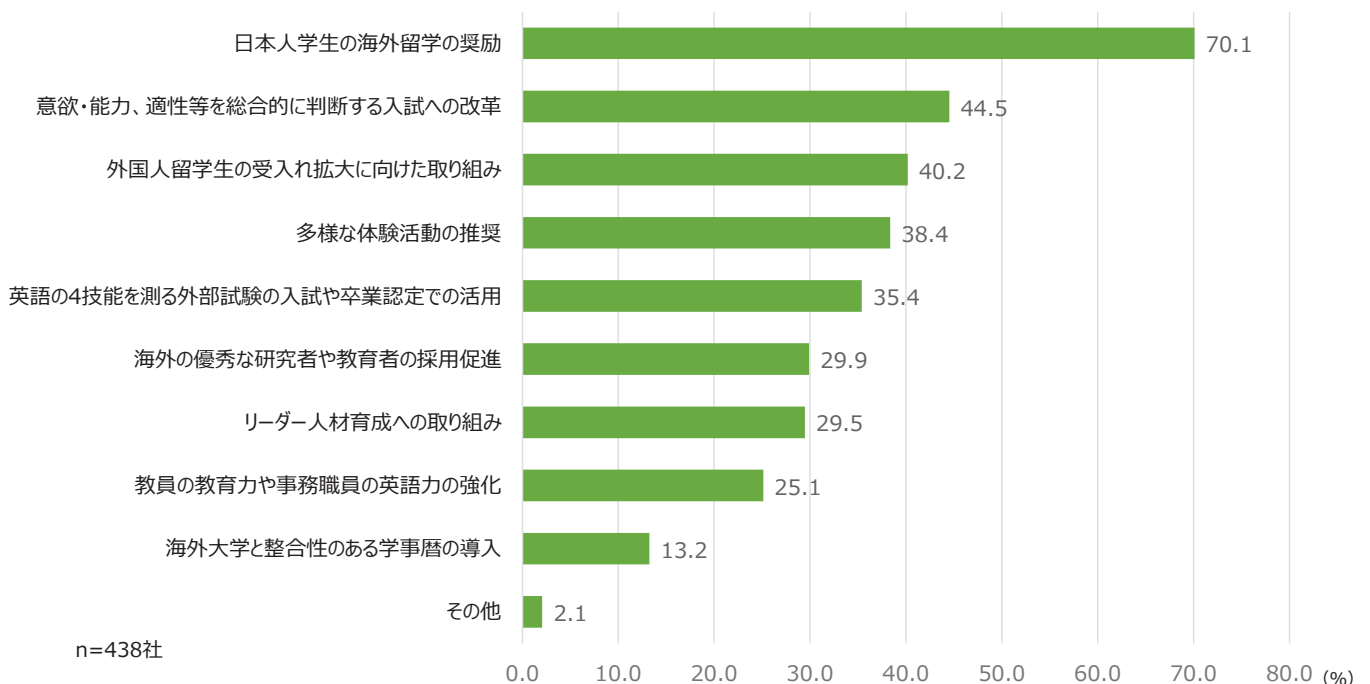


(出所) 日本経済団体連合会「グローバル人材の育成・活用に向けて求められる取り組みに関するアンケート結果」(平成27年3月)より作成。

企業は双方向の留学生交流推進を大学に期待

○グローバル人材育成に向けて、産業界は「日本人学生の海外留学の奨励」や「外国人留学生の受入れ拡大に向けた取り組み」など、双方向の留学生交流推進を大学に期待している。

企業がグローバル人材育成に向けて大学に期待する取り組み

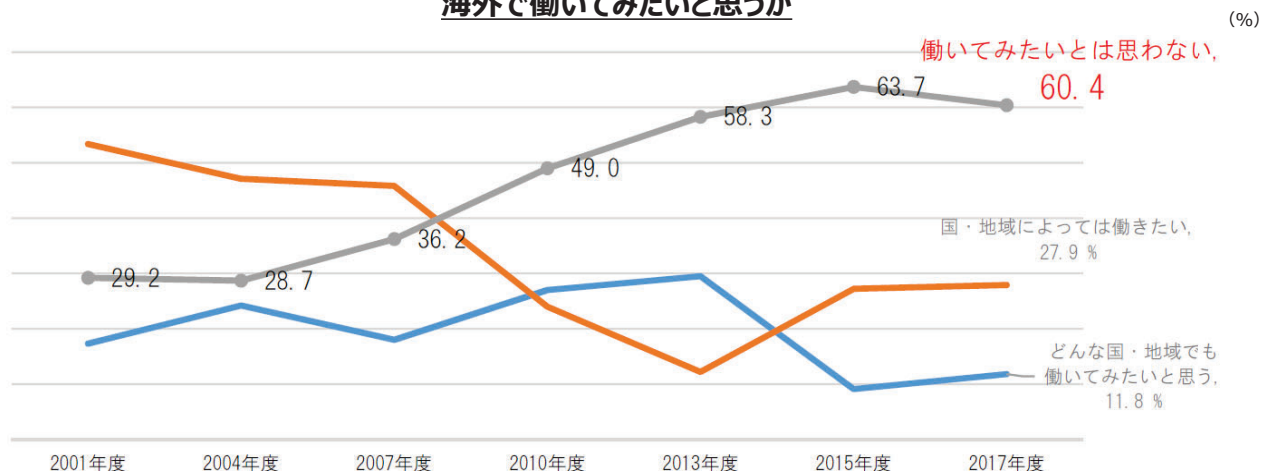


(出所) 日本経済団体連合会「グローバル人材の育成・活用に向けて求められる取り組みに関するアンケート結果」(平成27年3月)より作成。

海外で働きたくないと考える新入社員は6割、留学経験の有無も影響

- 新入社員に海外で働いてみたいかどうかを尋ねたところ、「働きたくない」とする回答が約6割。
- 留学経験がある者は76.5%（「どんな国・地域でも働きたい」+「国・地域によっては働きたい」）が海外勤務に前向きなのに対して、留学経験が無い層は、7割が「海外で働いてみたいとは思わない」と回答。

海外で働いてみたいと思うか



		該当数 (N)	どんな国・地域でも 働きたい (%)	国・地域によっては 働きたい (%)	働きたいとは思 わない (%)
全体		800	11.8	27.9	60.4
留学経験の有無	ある	166	26.5	50.0	23.5
	ない	634	7.9	22.1	70.0

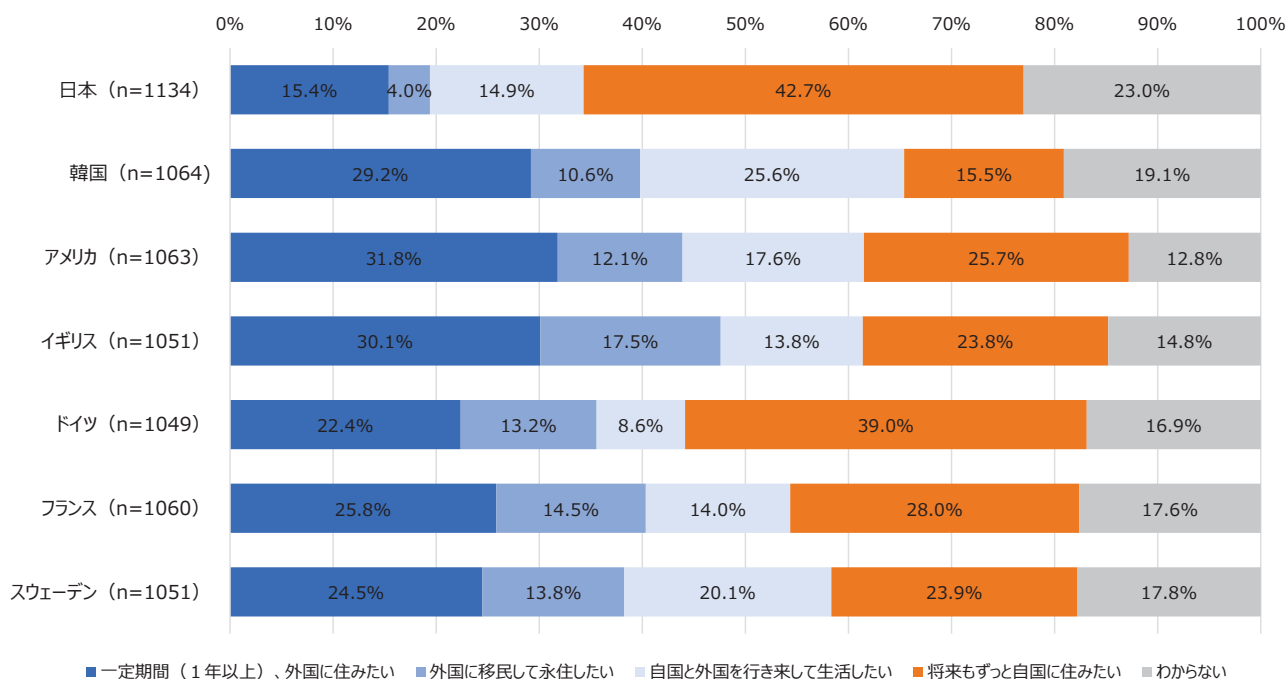
網掛けは平均+3ポイント以上

(備考) 各年4月に新卒採用された18歳から26歳までの新入社員が回答。
(出所) 学校法人産業能率大学「第7回 新入社員のグローバル意識調査」(2017年)より。

日本は諸外国に比べて将来外国に住みたいと思う若者が少ない

- 将来外国に住みたいと思うか日本の若者に聞いたところ、「将来もずっと自国に住みたい」と答えた割合が42.7%で最も高く、諸外国と比べても高い。1年以上の一定期間またはずっと外国に住みたいと答える割合は調査対象諸外国の中で最も低く2割に満たない。

将来外国に住みたいと思うか



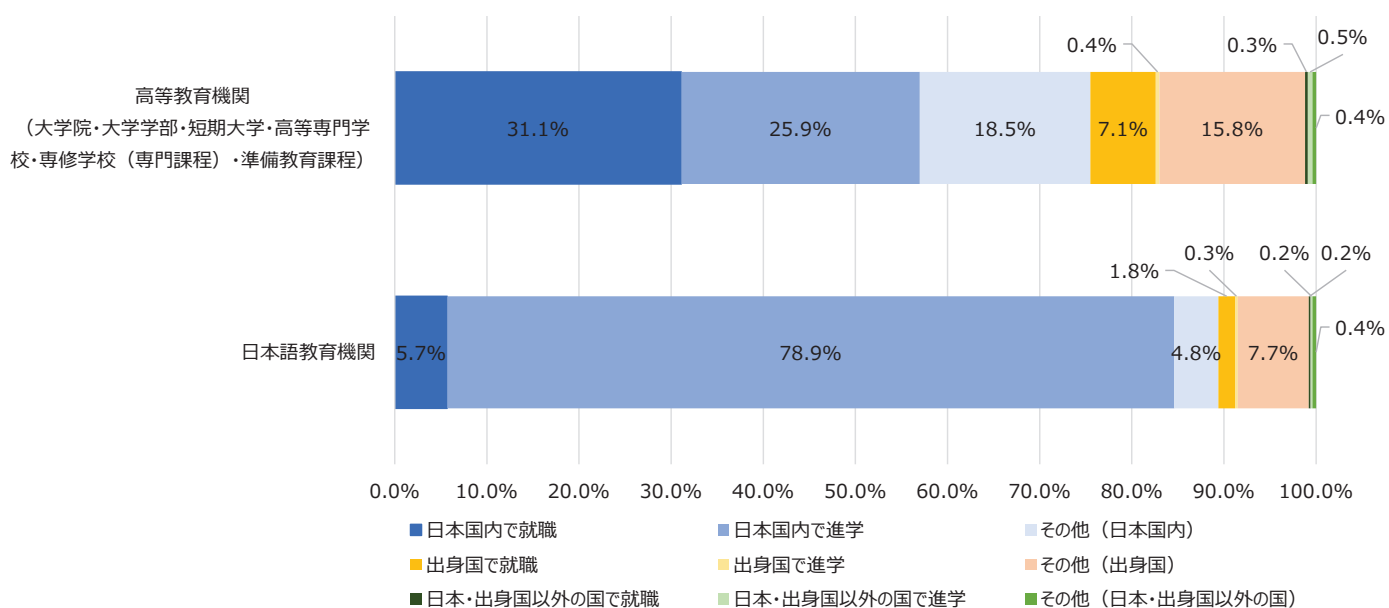
(備考) 日本、韓国、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン各国満13~29歳の若者を対象とした調査。
(出所) 内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査(平成30年度)」より作成。

(2) 外国人留学生の定着

外国人留学生の日本国内での就職率・進学率は、高等教育機関全体では57%

○高等教育機関における外国人留学生について、日本国内での就職率は31.1%、進学率は25.9%。また、日本語教育機関における外国人留学生について、日本国内での就職率は5.7%、進学率は78.9%。

外国人留学生の進路概況



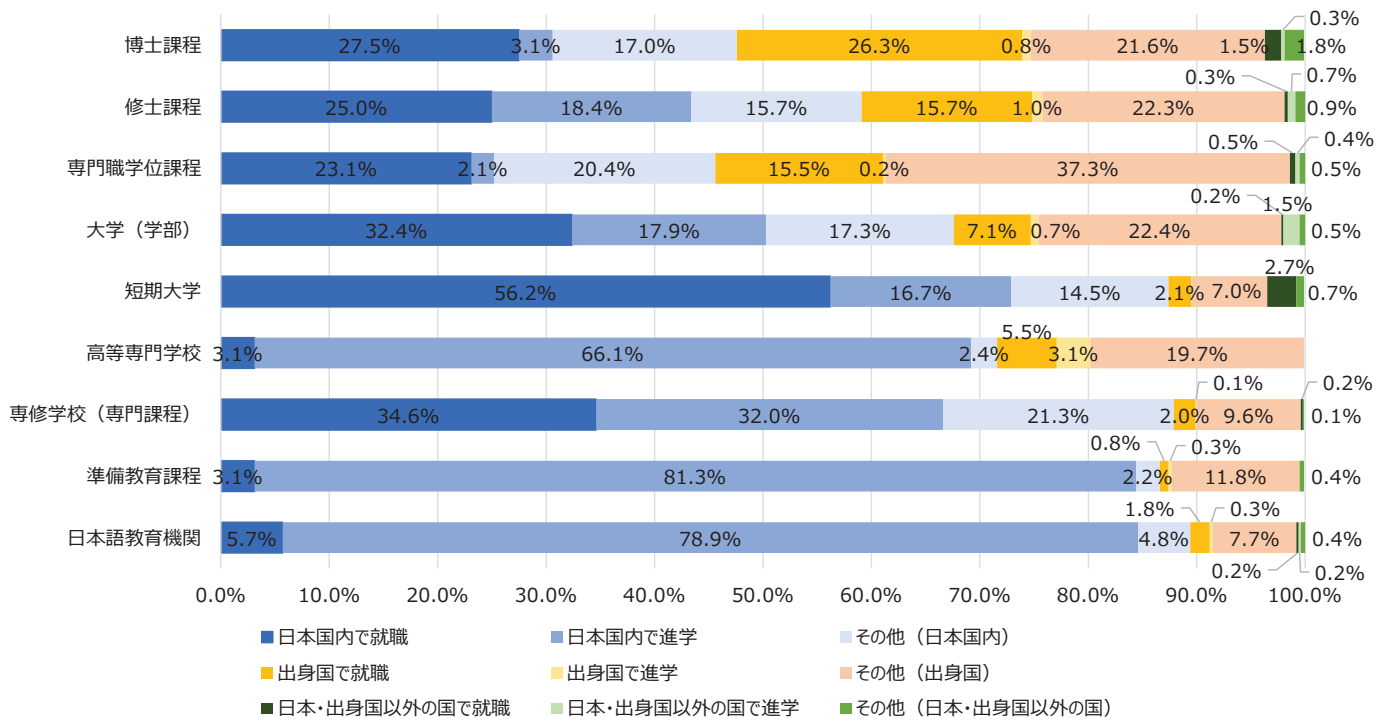
(備考) 不明者を除く。

(出所) (独) 日本学生支援機構「2020(令和2)年度 外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」より作成。

外国人留学生の日本国内での就職率・進学率は在学段階によって異なる

○外国人留学生の日本国内での就職率は、短期大学（56.2%）、専門学校（34.6%）、大学学部（32.4%）の順に高く、国内進学率は準備教育課程（81.3%）、日本語教育機関（78.9%）、高等専門学校（66.1%）の順に高い。

外国人留学生の在学段階別進路状況



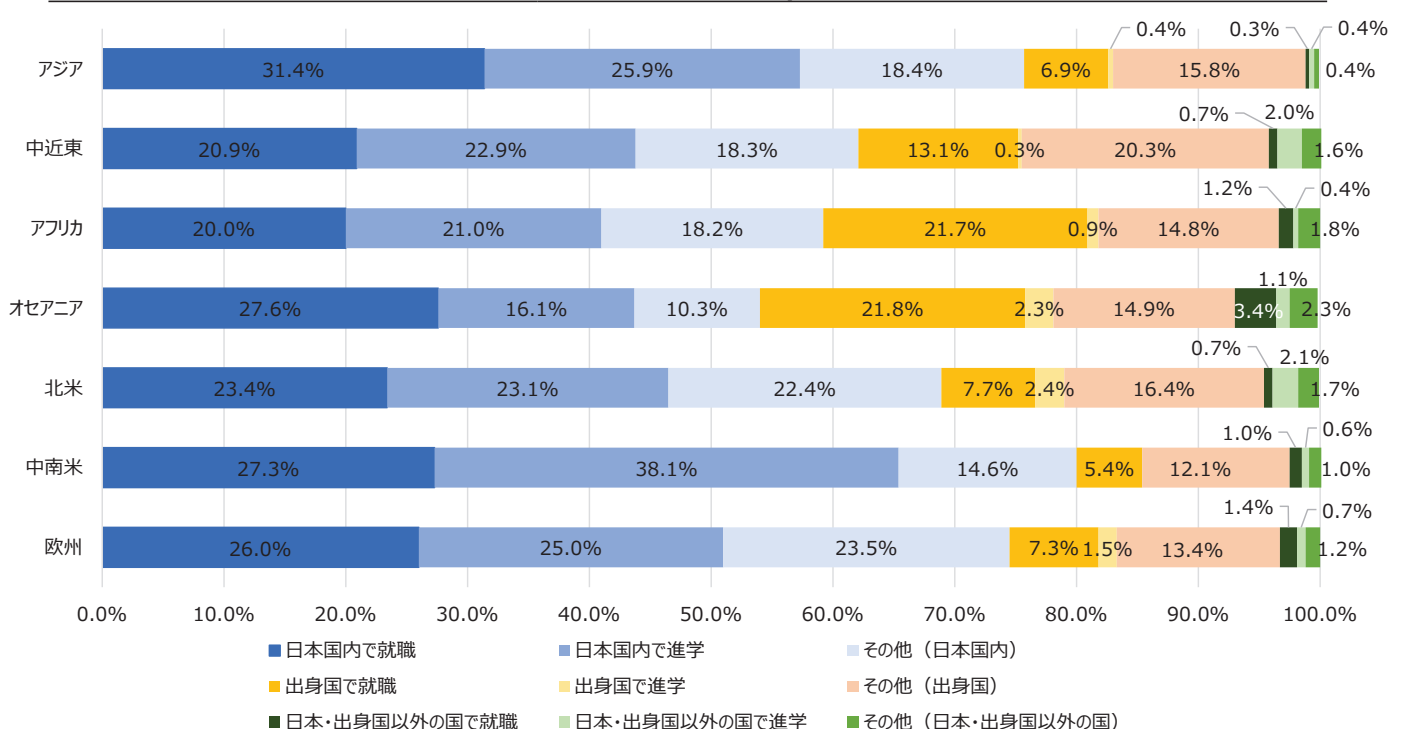
(備考) 不明者を除く。

(出所) (独) 日本学生支援機構「2020(令和2)年度 外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」より作成。

外国人留学生の日本国内での就職率・進学率は出身地域によって異なる

○アジア・オセアニア・中南米・欧州からの留学生の国内就職率は約3割、中近東・アフリカ・北米からの留学生の国内就職率は約2割。国内進学率を合わせると中南米（65.4%）、アジア（57.3%）、欧州（51.0%）の順に高い。

外国人留学生の出身地域別進路状況(大学院・大学学部・短大・高専・専門学校・準備教育機関)



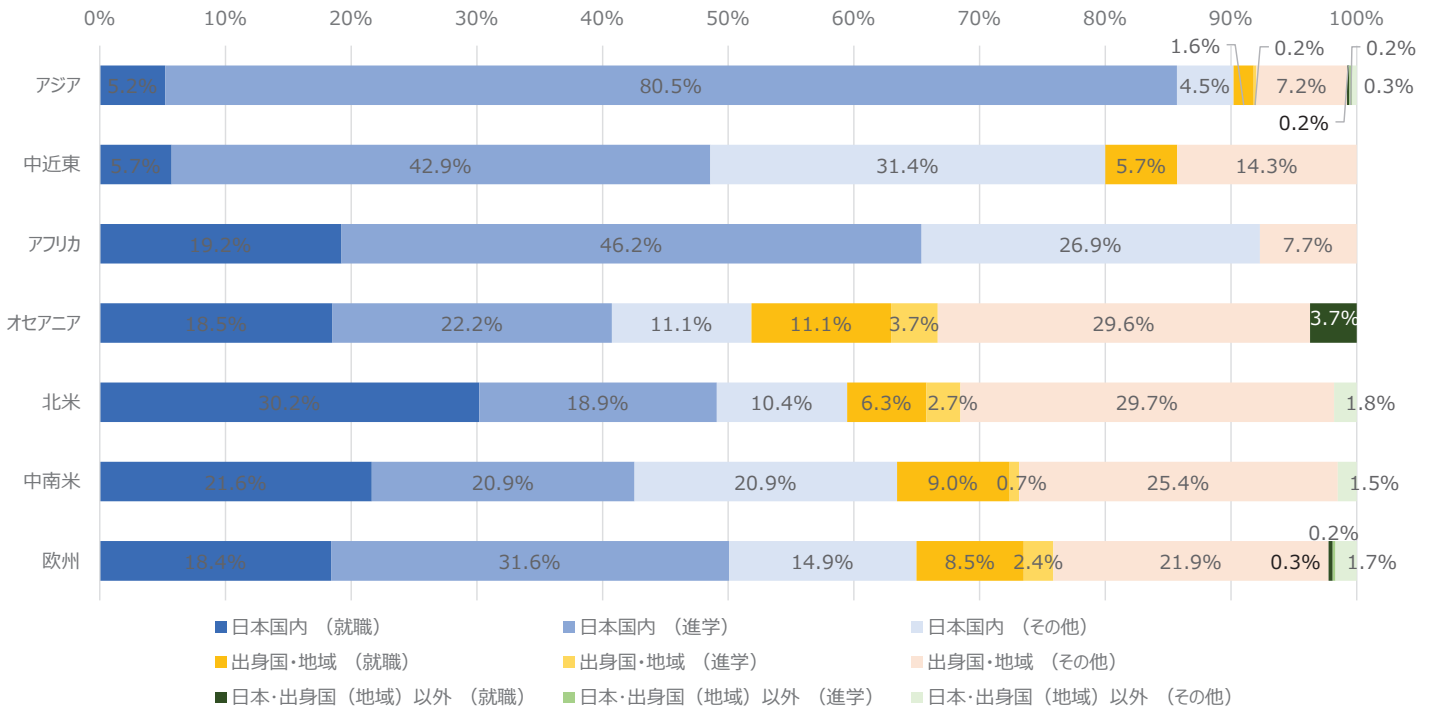
(備考) 不明者を除く。

(出所) (独) 日本学生支援機構「2020(令和2)年度 外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」より作成。

アジア出身の日本語教育機関卒業・修了者のうち約 8 割が進学

○日本語教育機関の卒業・修了者について地域別にみると、アジア出身者は約 8 割の者が日本国内で進学しており、中近東・アフリカ出身者も 4 割以上の者が国内で進学。北米出身者は約 3 割が日本国内で就職。

出身地域別の卒業・修了後の進路（日本語教育機関）



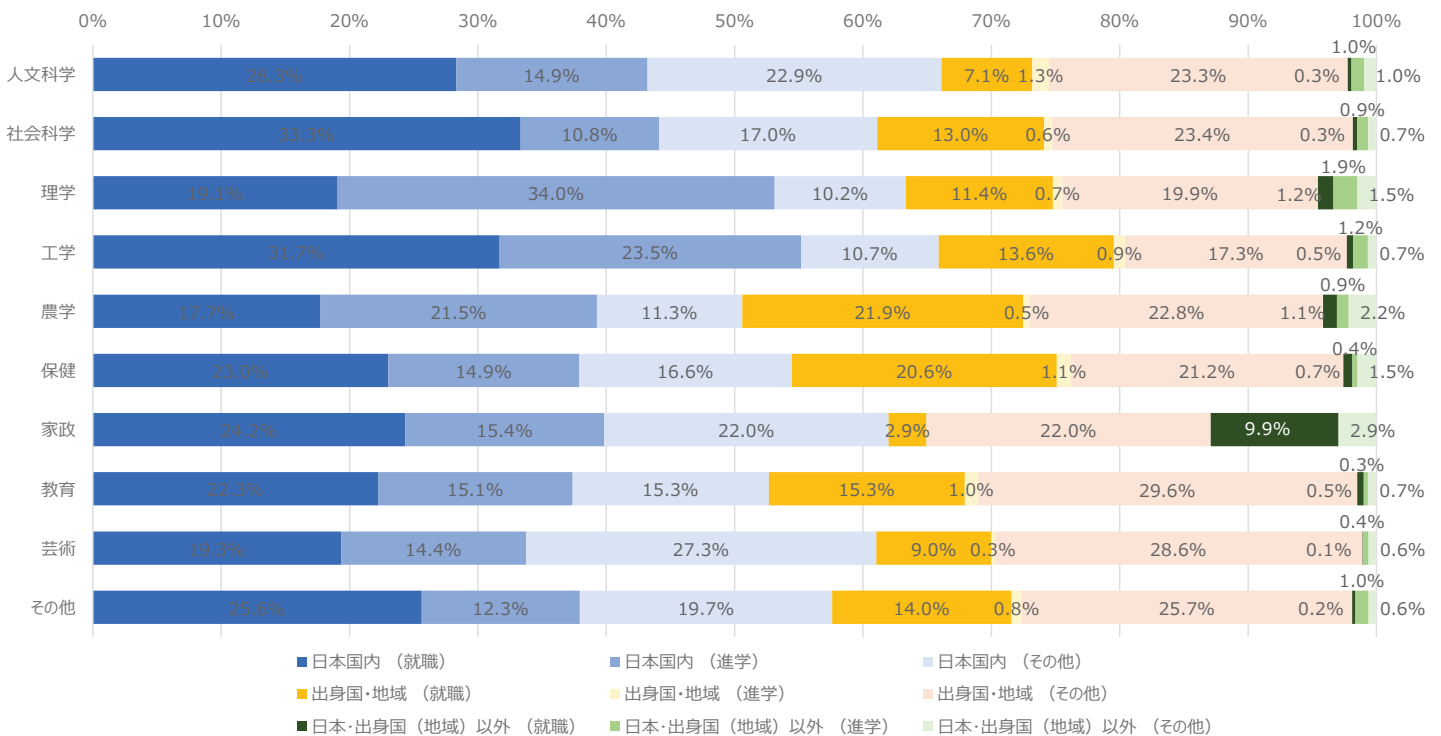
（備考）不明者を除く。

（出所）（独）日本学生支援機構「2020（令和2）年度 外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」より作成。

大学等卒業・修了者の日本国内での就職率は社会科学、工学分野で 3 割を超えている

○大学等卒業・修了者の国内就職率を専攻分野別で見ると、社会科学（33.3%）、工学（31.7%）、人文科学（28.3%）の順に高い。国内進学率は理学（34.0%）、工学（23.5%）、農学（21.5%）の順に高い。

専攻分野別の卒業・修了後の進路（大学院・大学学部・短大・高専）



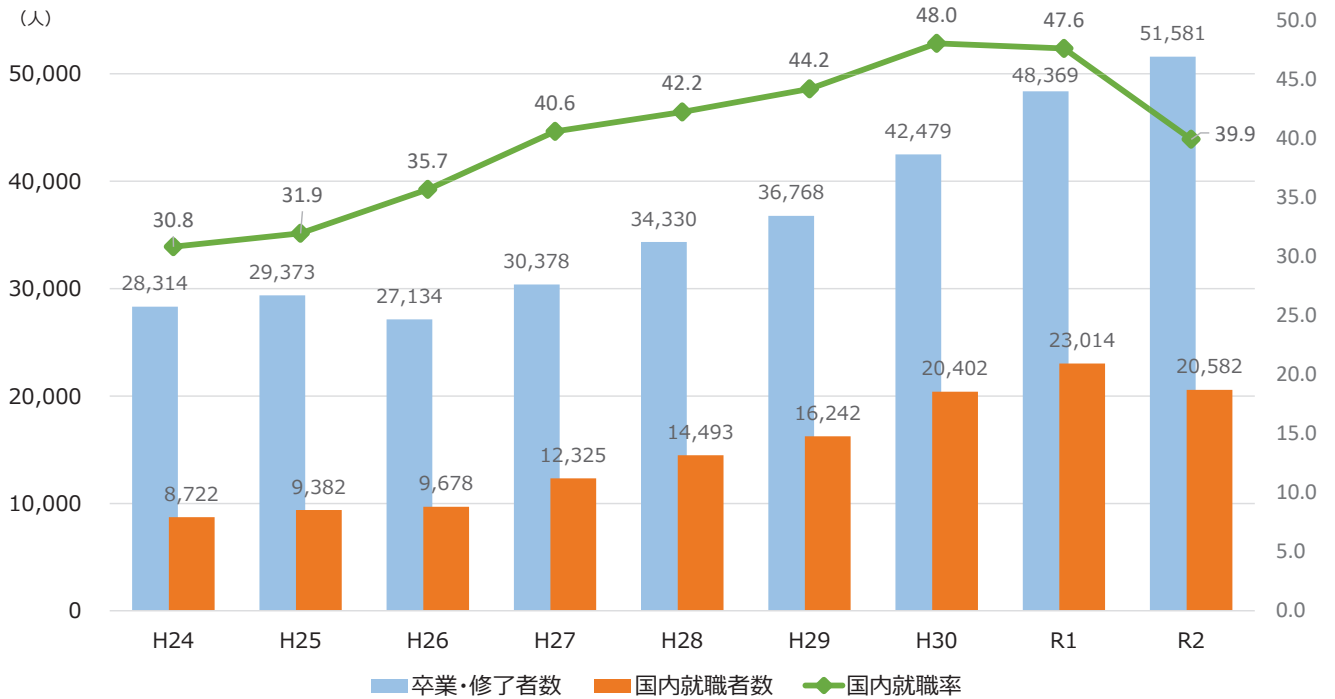
（備考）不明者を除く。

（出所）（独）日本学生支援機構「2020（令和2）年度 外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」より作成。

高等教育機関を卒業・修了後に国内就職する外国人留学生は近年4割～5割程度

○日本の高等教育機関（大学院・大学学部・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・準備教育課程）を卒業・修了した者（日本国内進学者除く）のうち、日本国内で就職する者は、平成30年・令和元年度は5割弱、令和2年度は約4割。

外国人留学生の卒業・修了者数（国内進学者除く）及び国内就職者数・割合の推移 (%)

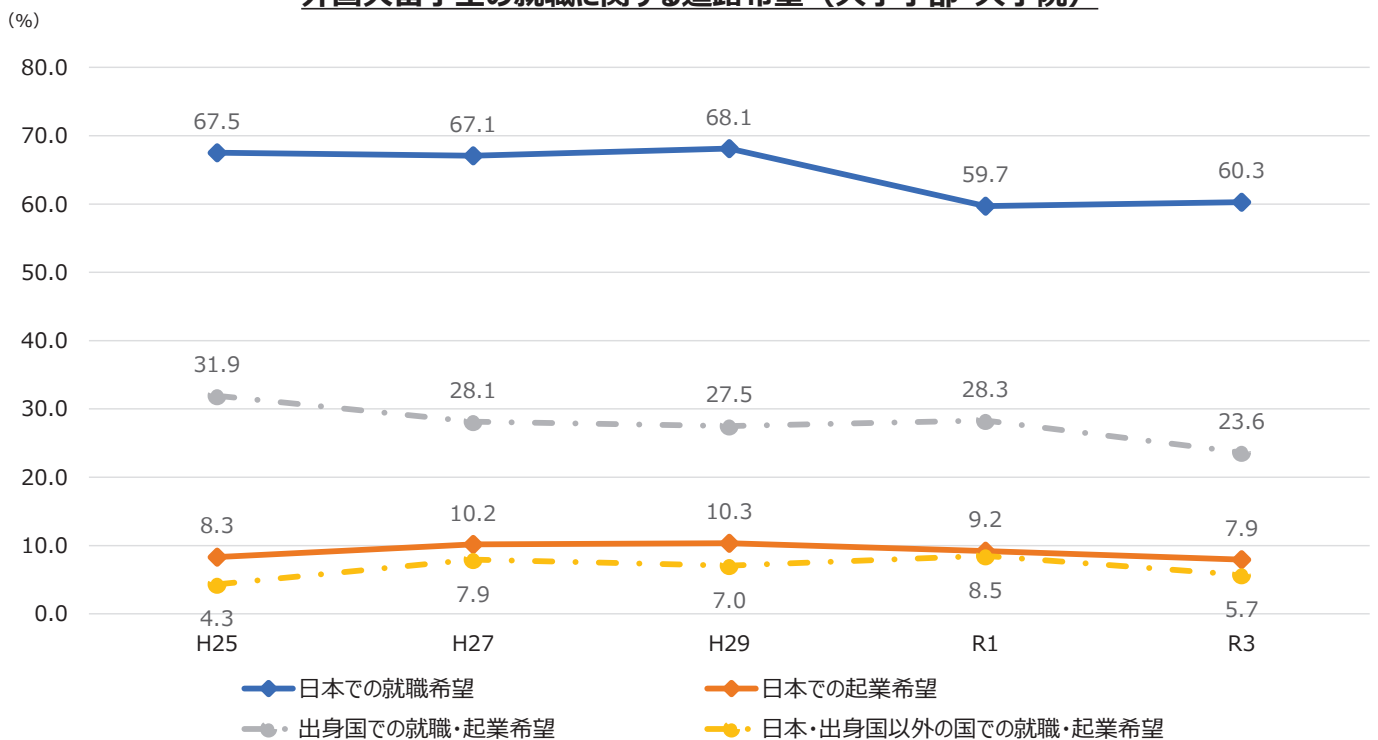


(備考) 高等教育機関（大学院・大学学部・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・準備教育課程）を卒業（修了）した外国人留学生が対象。
 (出所) (独) 日本学生支援機構「外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果」より作成。

日本国内就職を希望する大学学部・大学院段階の外国人留学生は約6割

○卒業・修了後に日本国内での就職を希望する大学学部・大学院段階の外国人留学生は近年約6割で、出身国その他の国での就職・起業希望率と大幅に差がある。

外国人留学生の就職に関する進路希望（大学学部・大学院）

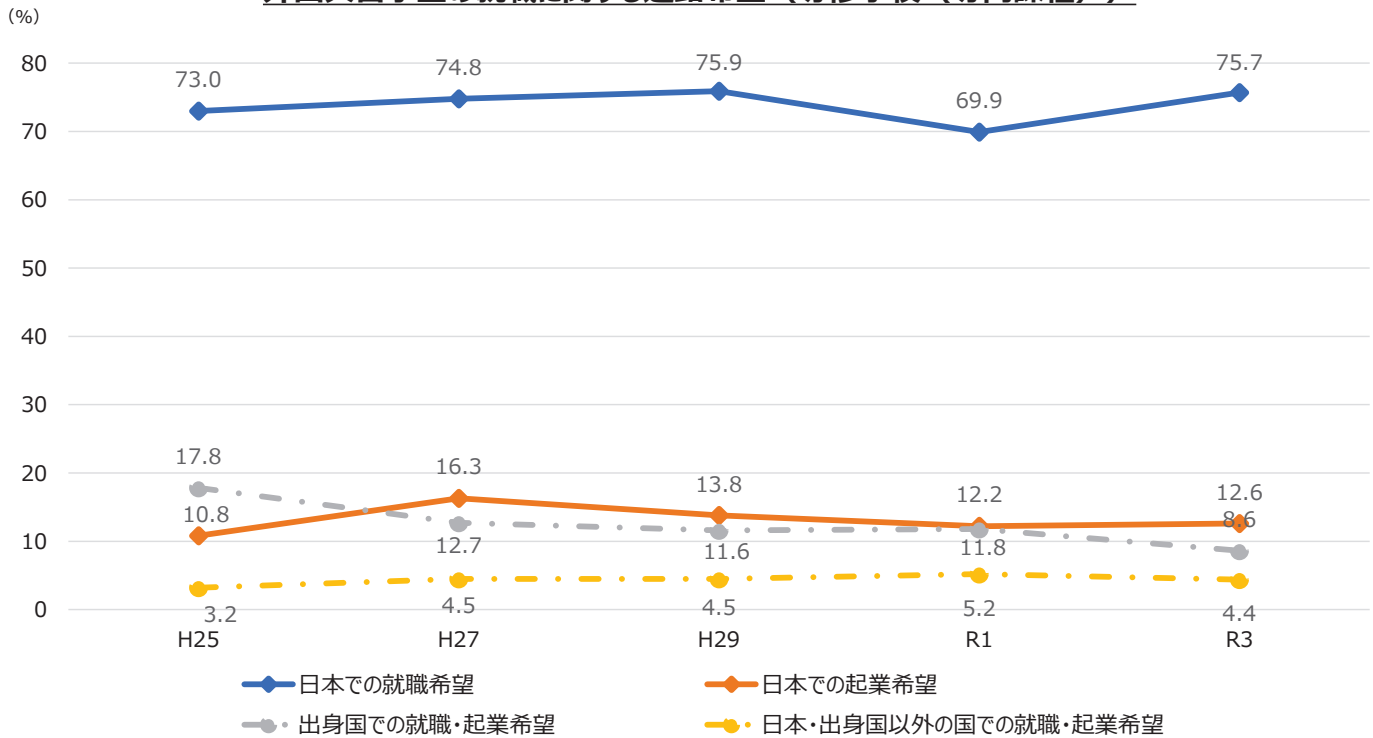


(備考) 大学・大学院に在籍する私費外国人留学生が対象。
 (出所) (独) 日本学生支援機構「私費外国人留学生生活実態調査」より作成。

日本国内就職を希望する専修学校（専門課程）の外国人留学生は7割以上

○卒業・修了後に日本国内での就職を希望する専修学校（専門課程）の外国人留学生は近年約7割で、令和3年は75.7%と、出身国その他の国での就職・起業希望率と大幅に差がある。

外国人留学生の就職に関する進路希望（専修学校（専門課程））



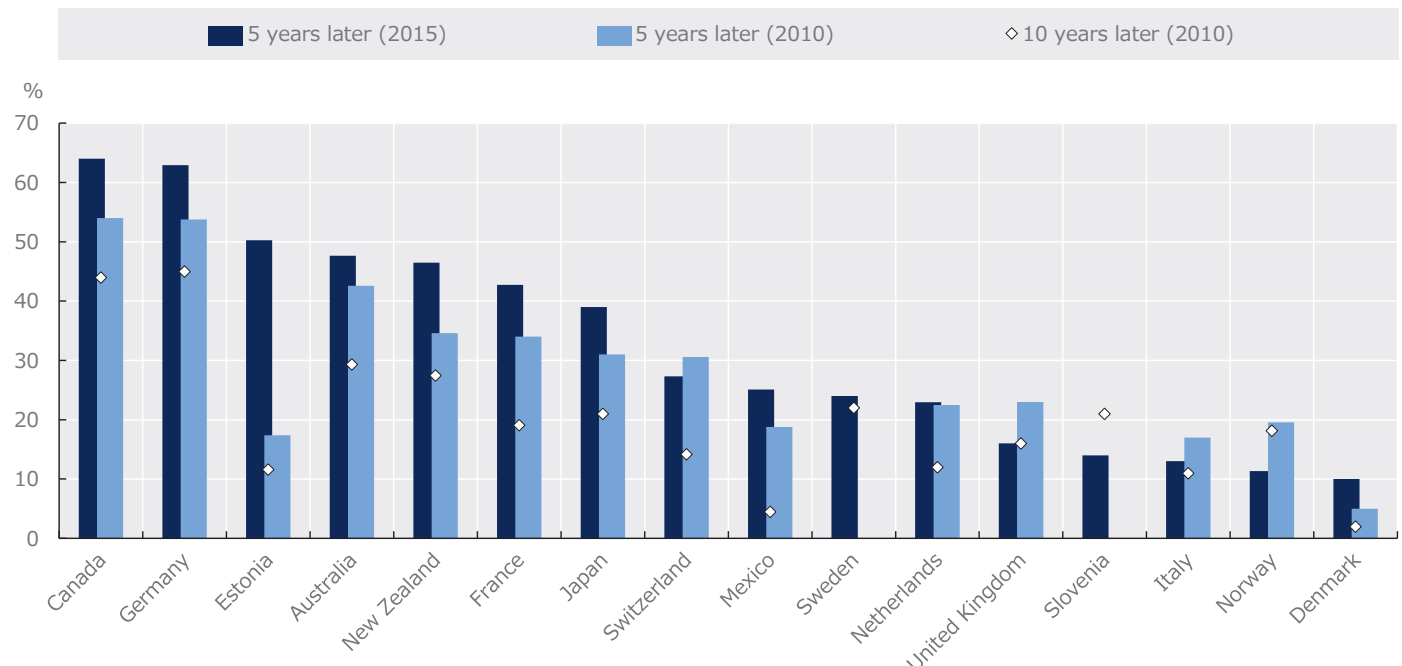
（備考）専修学校（専門課程）に在籍する私費外国人留学生が対象。

（出所）（独）日本学生支援機構「私費外国人留学生生活実態調査」より作成。

日本への外国人留学生の10年後の在留率は約2割

○日本への外国人留学生の5年後在留率は、2015年において約31%、2020年において約39%で、10年後在留率は2020年において約21%となっており、カナダやドイツ、オーストラリアなどに比べると低い。

各国における留学生が5年後、10年後に当該国で有効な在留資格を保有する割合



（備考）・デンマーク、スウェーデン、スイスのデータには帰国者が含まれる。

・イタリアとメキシコのデータは、2010年ではなく2011年のコホートを参照しているため、2015年は入学から4年後、2020年は9年後のもの。

・データには、フランス、ニュージーランド、オランダで市民になった個人は含まれていない。

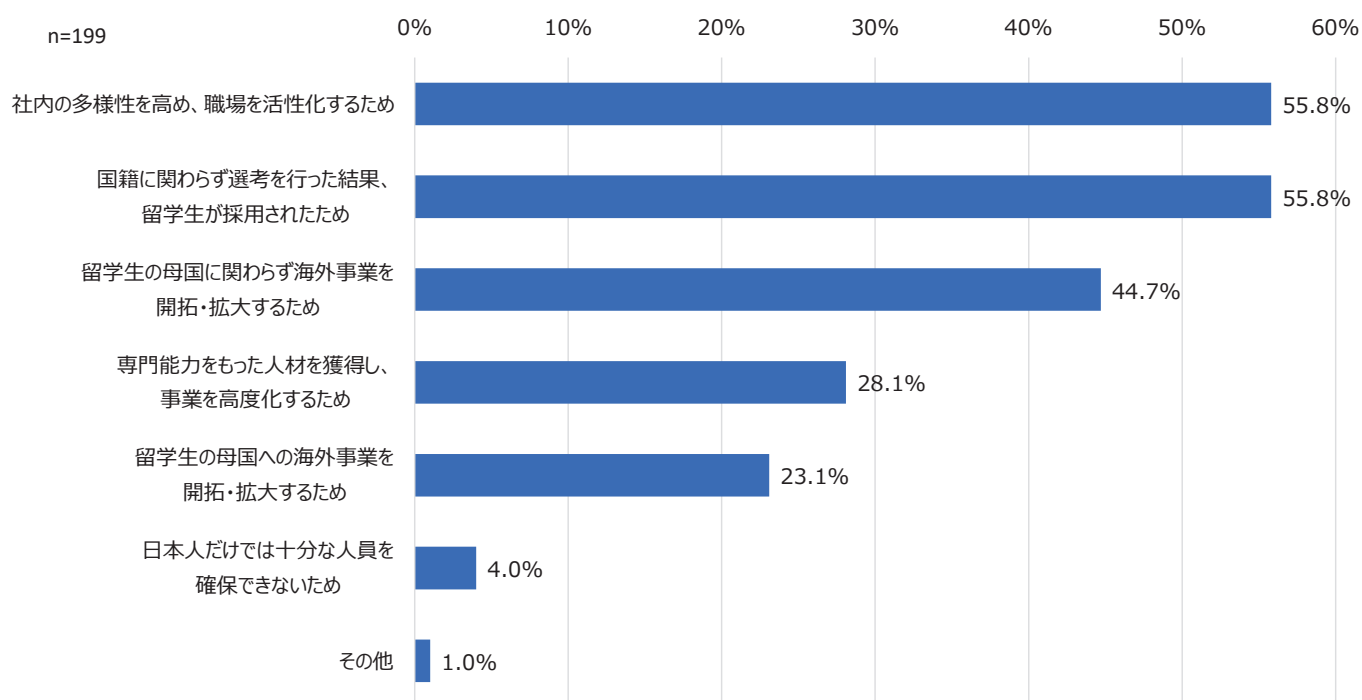
・グラフは許可統計を基にしており、自由移動による個人は含まれていない。

（出所）OECD “International Migration Outlook 2022”より。

企業が外国人留学生を採用する主な理由は多様性の確保など

○企業が外国人を採用する理由としては、多様性の確保や、日本人学生同等の選考結果であること、海外事業の開拓・拡大などが考えられる。

外国人留学生の採用理由

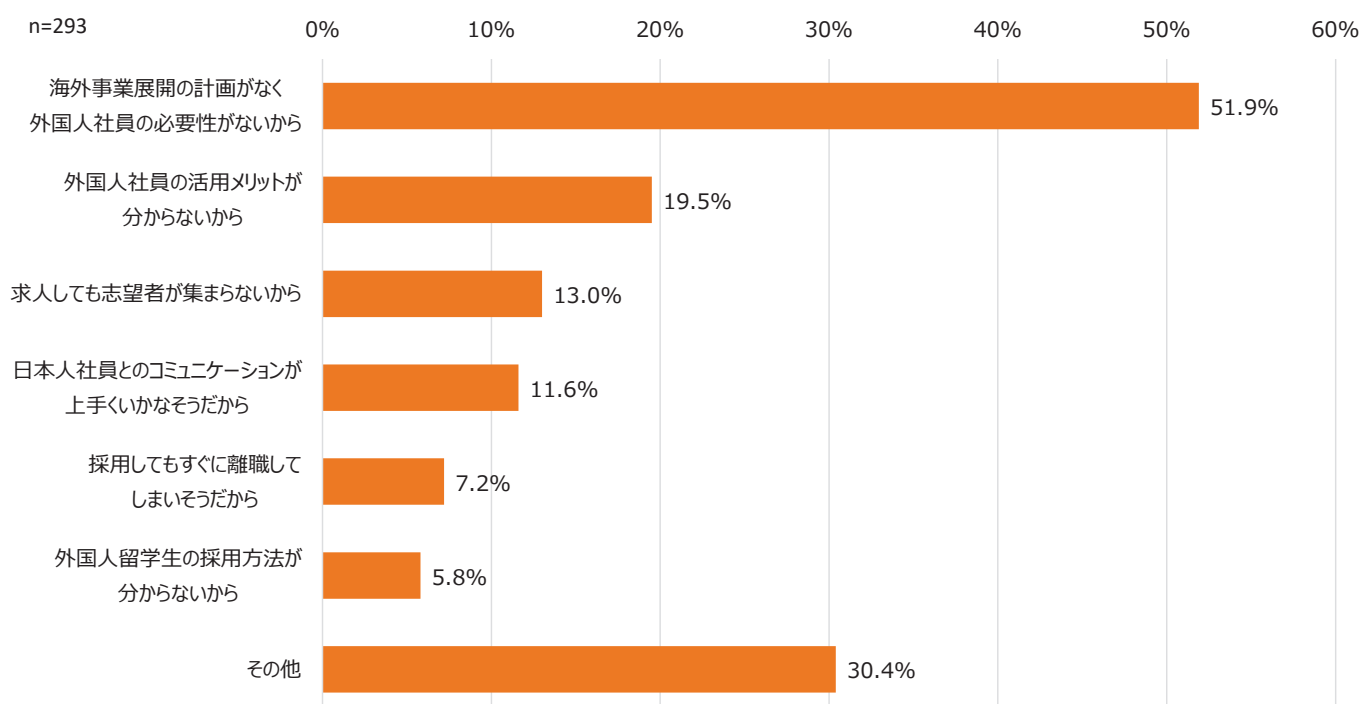


(出所) 経済産業省委託調査「外国人留学生の就職及び定着状況に関する調査」(2015年3月)より作成。

企業が外国人留学生を採用しない主な理由は海外事業展開の計画がないこと

○企業が外国人留学生を採用しない理由としては「海外事業展開の計画がなく外国人社員の必要性がないから」が51.9%と最も多く挙げられている。

外国人留学生を採用しない理由

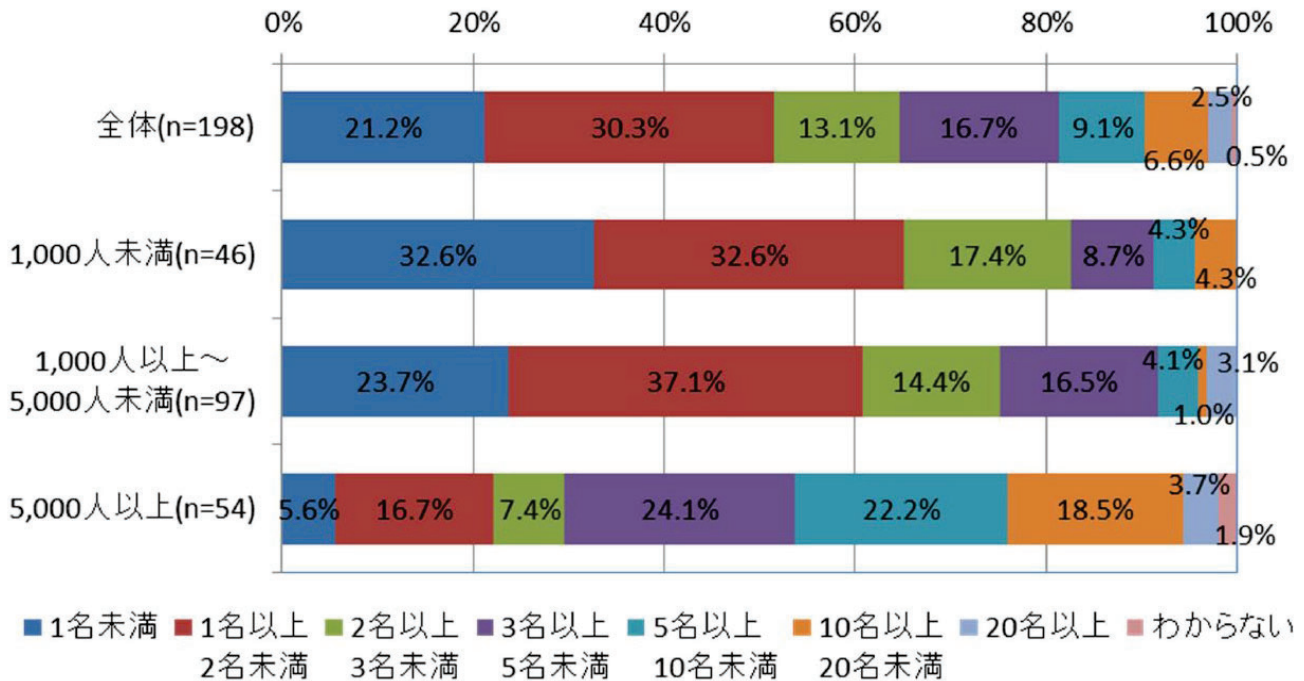


(出所) 経済産業省委託調査「外国人留学生の就職及び定着状況に関する調査」(2015年3月)より作成。

外国人留学生の採用実績

○留学生を採用している企業の年間平均採用人数は2名未満というところが過半数を占めており、従業員規模が大きくなる程、外国人留学生の採用人数も多くなる傾向。

外国人留学生の年間平均採用人数（従業員規模別）

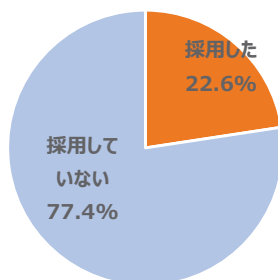


(出所) 経済産業省委託調査「外国人留学生の就職及び定着状況に関する調査」(2015年3月)より。

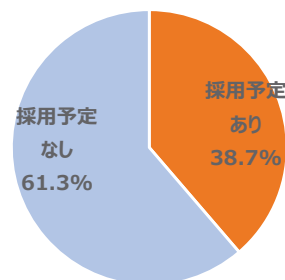
高度外国人材雇用企業の外国人留学生採用実績

○高度外国人材（大学卒以上）雇用企業のうち、2021年度に外国人留学生を「採用した」企業は、全体の22.6%（予定を含む）。2022年度は38.7%の企業が「採用予定あり」としており、2020年度以前の水準と同等程度になる見込み。

2021年度の採用実績

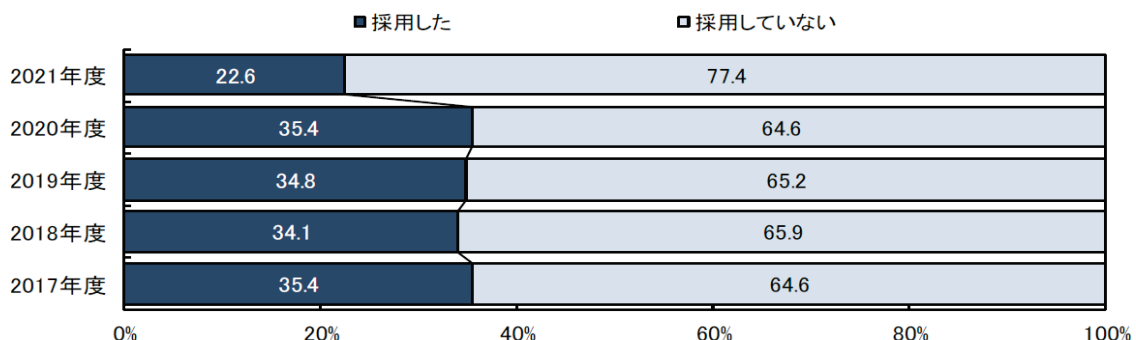


2022年度の採用見込み



n=432社

外国人留学生の採用実績【経年】



(出所) 株式会社ディスコ「外国人留学生/高度外国人材の採用に関する調査」(2021年12月)より。

企業が採用時に外国人留学生に求めるのは日本語力やコミュニケーション能力

○外国人留学生に求める資質として、文系・理系ともに「コミュニケーション能力」「日本語力」が上位に挙げられた。理系学生に対しては、専門知識も求める企業が4割近くとなっている。

外国人留学生に求める資質

文 系			理 系		
1	コミュニケーション能力②	60.0	1	日本語力①	55.7
2	日本語力①	52.9	2	コミュニケーション能力②	50.0
3	協調性③	23.5	3	専門知識③	37.5
4	基礎学力④	20.0	4	協調性④	23.9
5	異文化対応力⑥	17.6		基礎学力⑤	23.9
6	バイタリティー⑤	15.3	6	異文化対応力⑦	14.8
7	社交性⑧	12.9	7	熱意⑥	13.6
	熱意⑦	12.9	8	バイタリティー⑧	9.1
9	専門知識	10.6			日本語・英語以外の語学力⑨
10	信頼性⑩	9.4	10	社交性	8.0
11	日本語・英語以外の語学力	8.2			発想の豊かさ
12	一般常識	7.1	12	一般常識	6.8
	明るさ	7.1			明るさ
	英語力⑨	7.1	14	信頼性	5.7
15	発想の豊かさ	5.9	15	ストレス耐性	4.5
					社会的モラル

* 全26項目から3つまで選択

* 上位15項目を掲載

* ○の中の数字は前年同調査の全体順位10位以内

(備考) 432社が回答

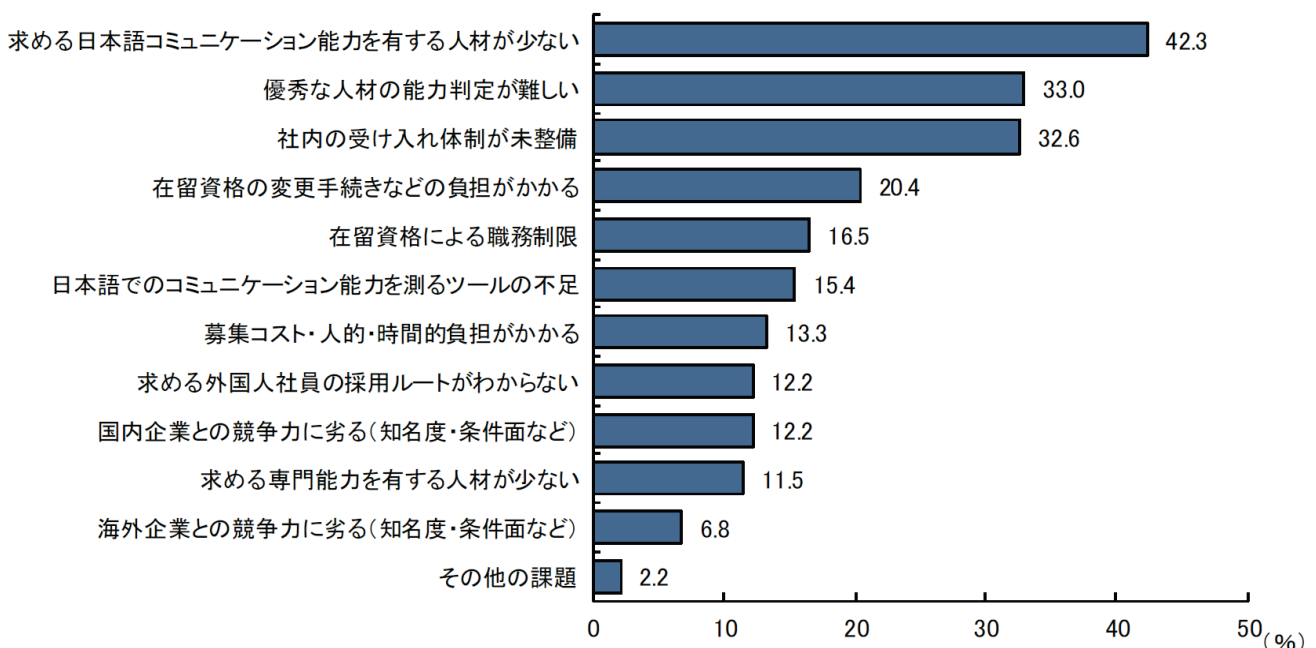
(出所) 株式会社ディスコ「外国人留学生/高度外国人材の採用に関する調査」(2021年12月)より。

外国人採用において、受入れ企業側の課題は能力判定の難しさや社内体制の未整備など

○外国人社員の採用における課題で多いのは、「求める日本語コミュニケーション能力を有する人材が少ない」(42.3%)、「優秀な人材の能力判定が難しい」(33.0%)、「社内の受け入れ体制が未整備」(32.6%)など。その他、在留資格に関する懸念も挙げられている。

外国人採用の課題

n=432社



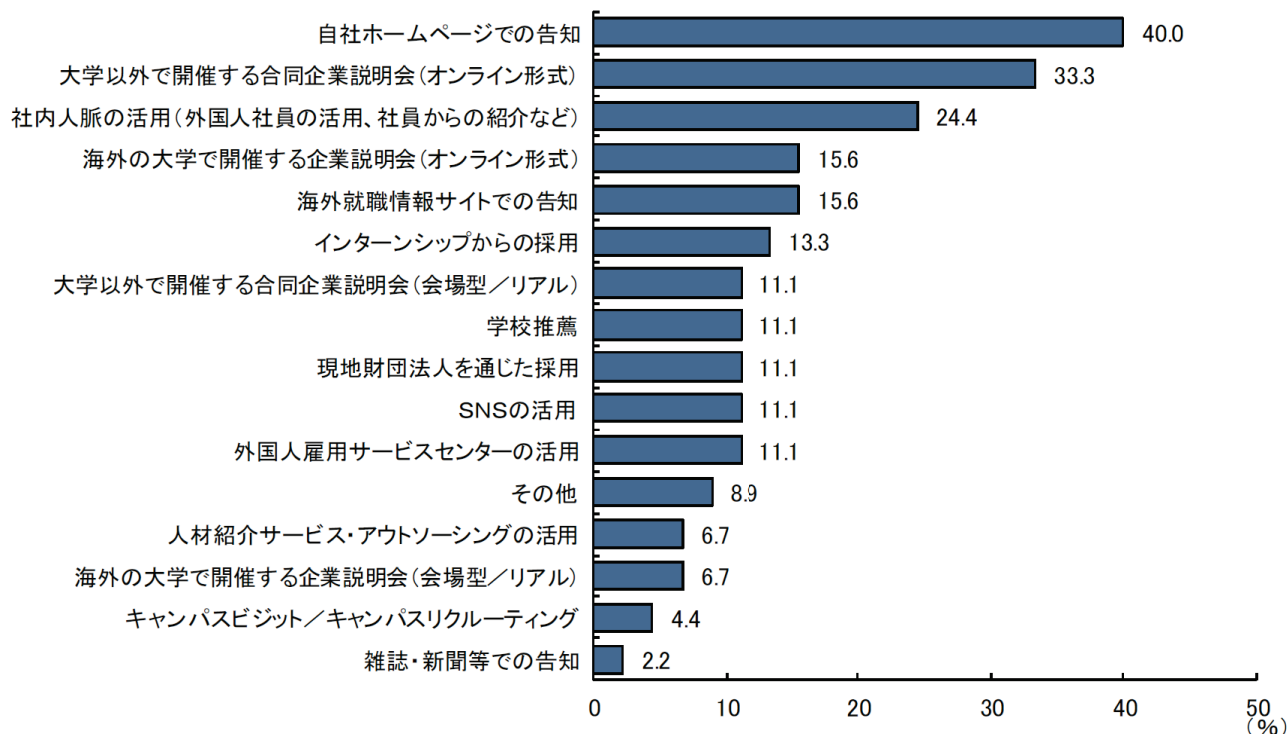
(出所) 株式会社ディスコ「外国人留学生/高度外国人材の採用に関する調査」(2021年12月)より。

外国人材採用に向けて、オンラインも活用した様々な施策が講じられている

○海外大学卒の外国人材採用のために企業が講じた施策として、最も多かったのは「自社ホームページでの告知（40.0%）」、次いで「大学以外で開催する合同企業説明会（オンライン形式）」（33.3%）。

2022年度の海外大学卒の外国人材の採用のために講じた施策

n=432社



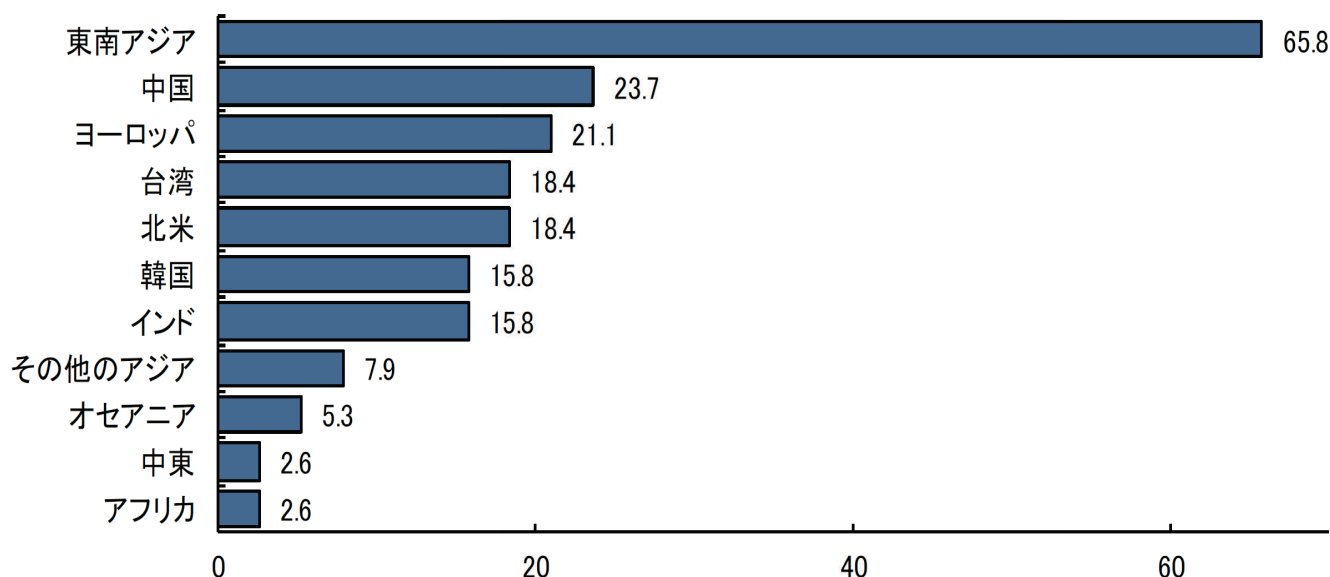
(出所) 株式会社ディスコ「外国人留学生/高度外国人材の採用に関する調査」(2021年12月)より。

高度外国人材雇用企業は特に東南アジア出身の外国人材を求めている

○高度外国人材（大学卒以上）雇用企業のうち、海外大学卒の外国人材採用にあたりウエイトを置いている国（地域）で最も多いのは「東南アジア」で65.8%の企業が選択。次いで「中国」（23.7%）、「ヨーロッパ」（21.1%）、「台湾」「北米」（18.4%）。

ウエイトを置いている海外大学卒の外国人材の出身国（地域）

n=432社



*5つまで選択 *「出身国・地域にはこだわらない」を除いて集計

(%)

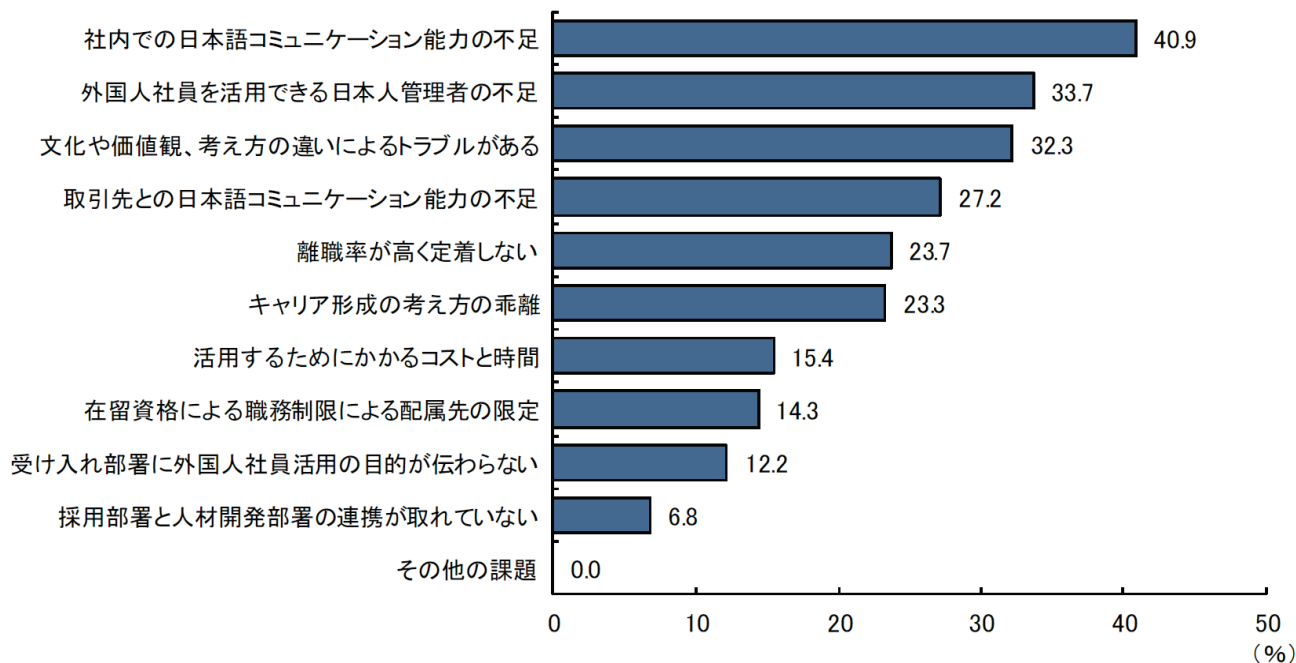
(出所) 株式会社ディスコ「外国人留学生/高度外国人材の採用に関する調査」(2021年12月)より。

外国人社員の活用での課題は日本語コミュニケーション能力や日本人管理者不足など

○外国人社員活用の課題として多いのは「社内での日本語コミュニケーション能力の不足」(40.9%)、「外国人社員を活用できる日本人管理者の不足」(33.7%)、「文化や価値観、考え方の違いによるトラブルがある」(32.3%)など。

外国人社員活用の課題

n=432社

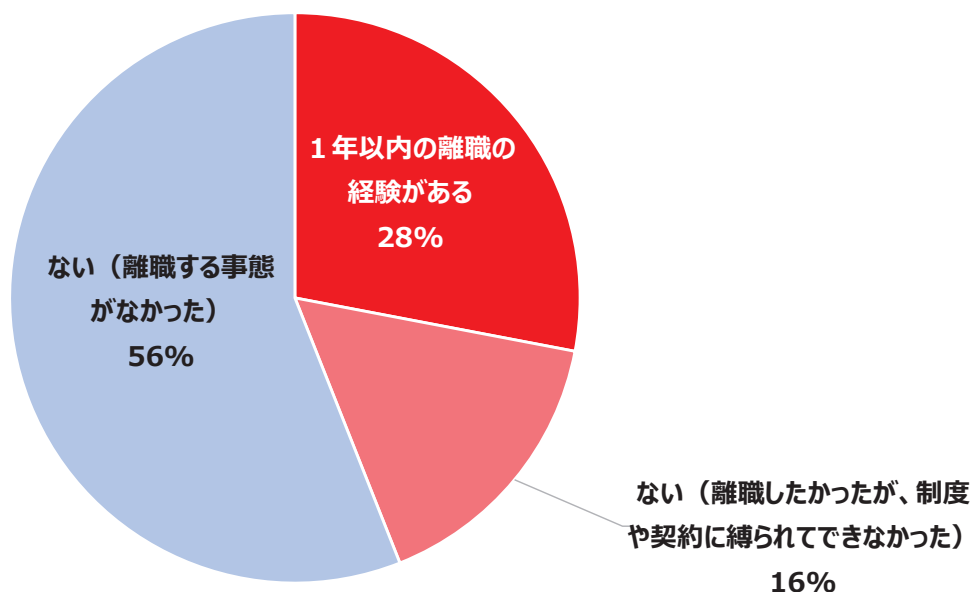


(出所) 株式会社ディスコ「外国人留学生/高度外国人材の採用に関する調査」(2021年12月)より。

日本で働く外国人材の定着率

○民間企業の調査によれば、約3割の外国人材が入社後1年未満の離職を経験。

入社後1年未満の離職経験



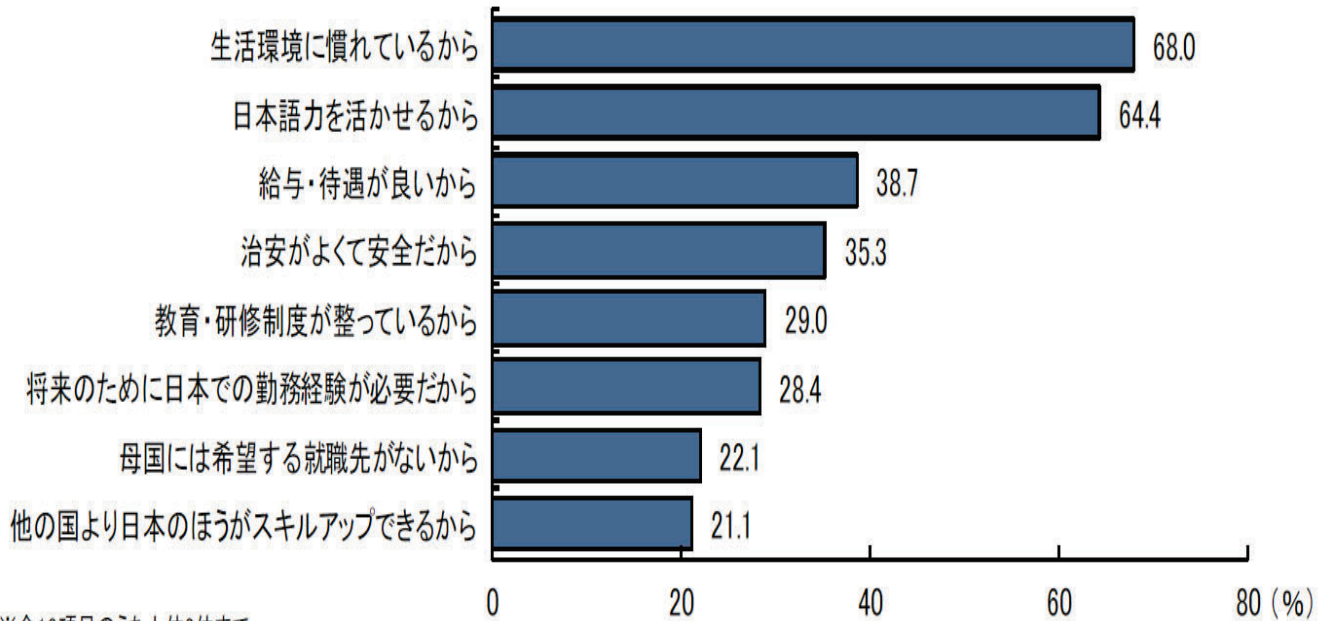
(備考) 日本での在留・就労経験のある外国籍人材477名が回答。

(出所) 株式会社エイムソウル、ヒューマングローバルタレント株式会社、リフト株式会社、株式会社ウイルテック「日本で働く外国籍人材の離職とモチベーションダウンに関する調査」(2021年8月)より作成。

日本での就職を希望する主な理由は、日本の生活環境や言語への親近感

○外国人留学生在が日本での就職を希望する理由として最も多いのは、「生活環境に慣れているから」で68.0%、次いで「日本語力を活かせるから」が64.4%と、日本の生活環境・言語への親近感が主な理由となっている。

日本での就職を希望する理由

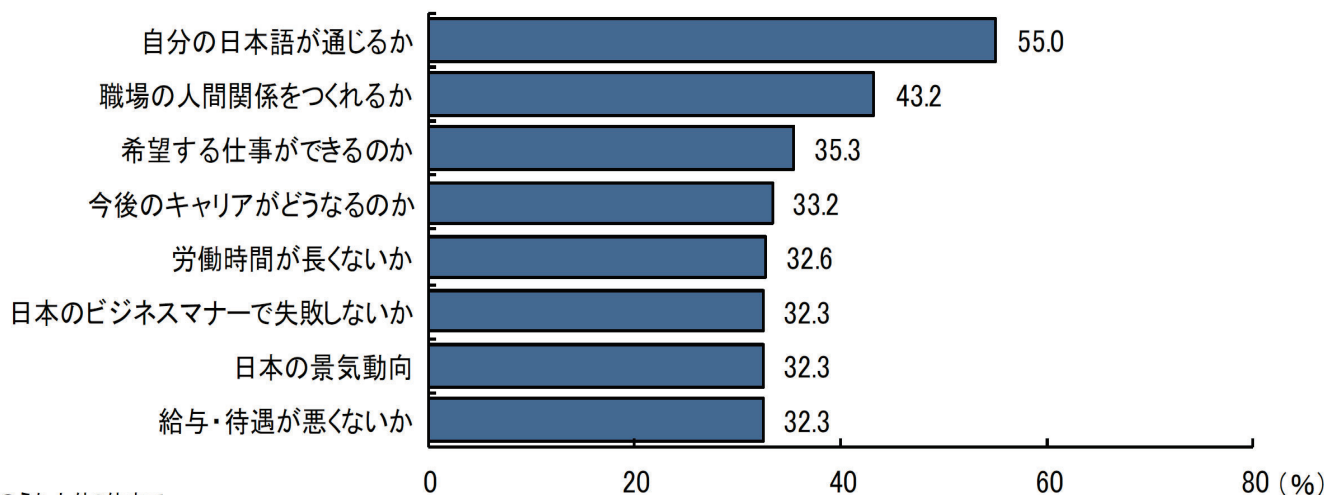


(備考) 2023年 3月卒業予定の外国人留学生 (現在、大学4年生・大学院修士課程2年生) 2,329人が回答。
(出所) 株式会社ディスコ「外国人留学生の就職活動状況に関する調査」(2022年8月)より。

日本で就職する際の不安は日本語が通じるか、職場の人間関係など

○外国人留学生在が日本での就職に際して不安に感じることで最も多いのは「自分の日本語が通じるか」で、過半数が選択 (55.0%)。次いで、「職場の人間関係をつくれるか」(43.2%)、「希望する仕事ができるのか」(35.3%) など。

日本で就職する際の不安

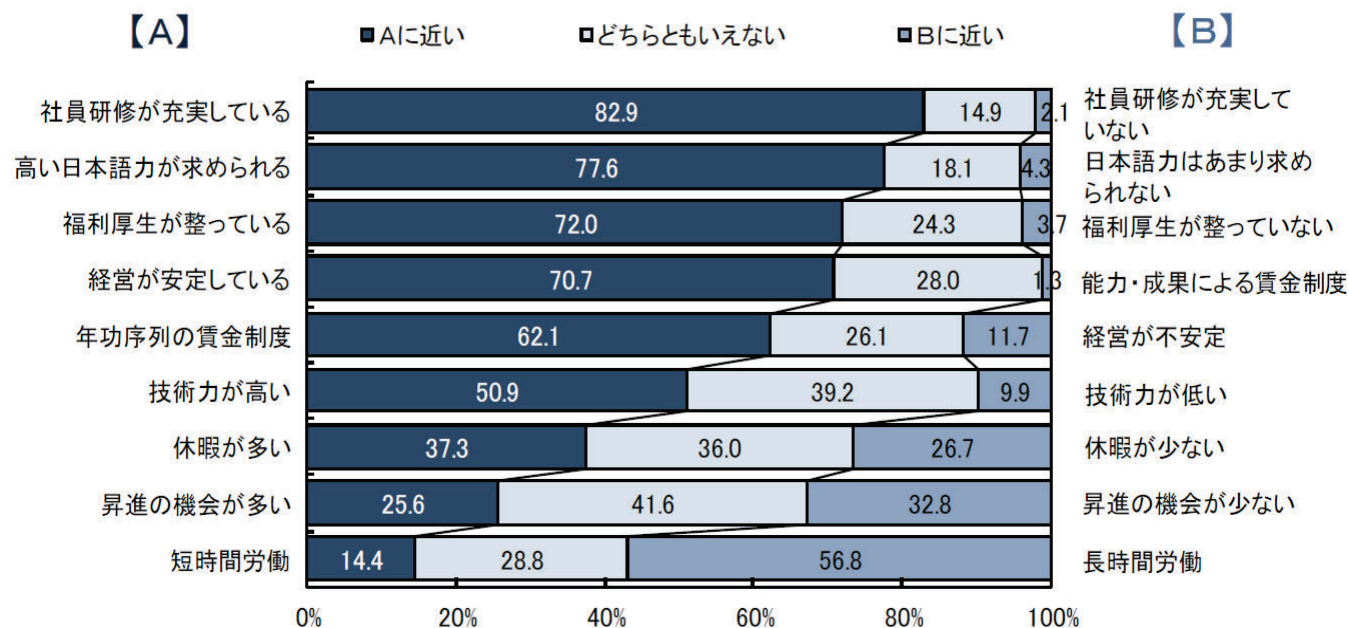


(備考) 2023年 3月卒業予定の外国人留学生 (現在、大学4年生・大学院修士課程2年生) 2,329人が回答。
(出所) 株式会社ディスコ「外国人留学生の就職活動状況に関する調査」(2022年8月)より。

日本企業は研修制度や福利厚生は整っているが長時間労働というイメージを抱く外国人留学生

○外国人留学生が日本企業に対して抱いているイメージとして、「社員研修が充実している」（82.9%）、「福利厚生が整っている」（72.0%）という回答があった一方、昇進の機会や休暇が少ない、長時間労働であるという負のイメージを持つ者も多い。

外国人留学生が日本企業に対して抱いているイメージ



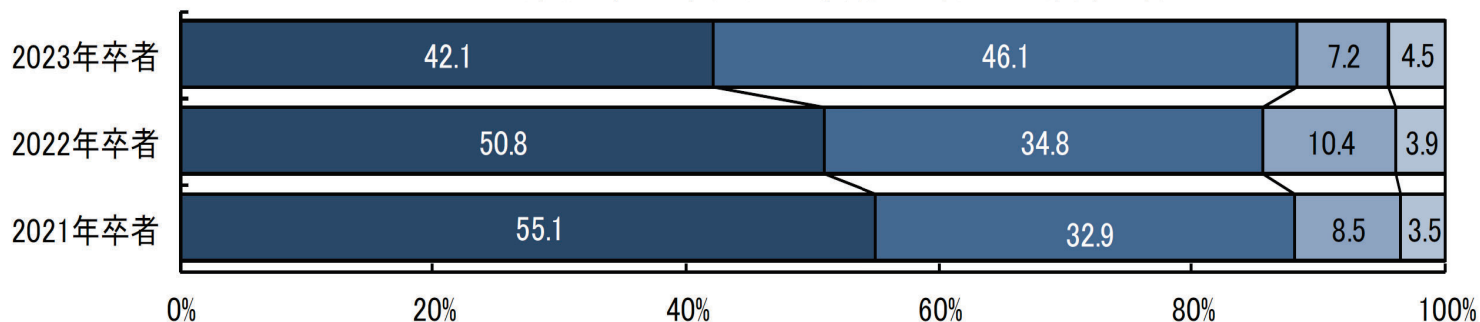
(備考) 2023年 3月卒業予定の外国人留学生 (現在、大学4年生・大学院修士課程2年生) 2,329人が回答。
 (出所) 株式会社ディスコ「外国人留学生の就職活動状況に関する調査」(2022年8月)より。

日本で就職するにあたり、外資系企業志望の外国人留学生は増加傾向

○外国人留学生が就職したい企業の種類として最も多いのは「日本にある日系以外の企業（外資系企業）」で、「日本にある日系企業」と相反して近年増加傾向にある。

就職したい企業の種類

- 日本にある日系企業
- 日本にある日系以外の企業(外資系企業)
- 海外にある日系企業
- 海外にある日系以外の企業(現地企業および外資系企業)

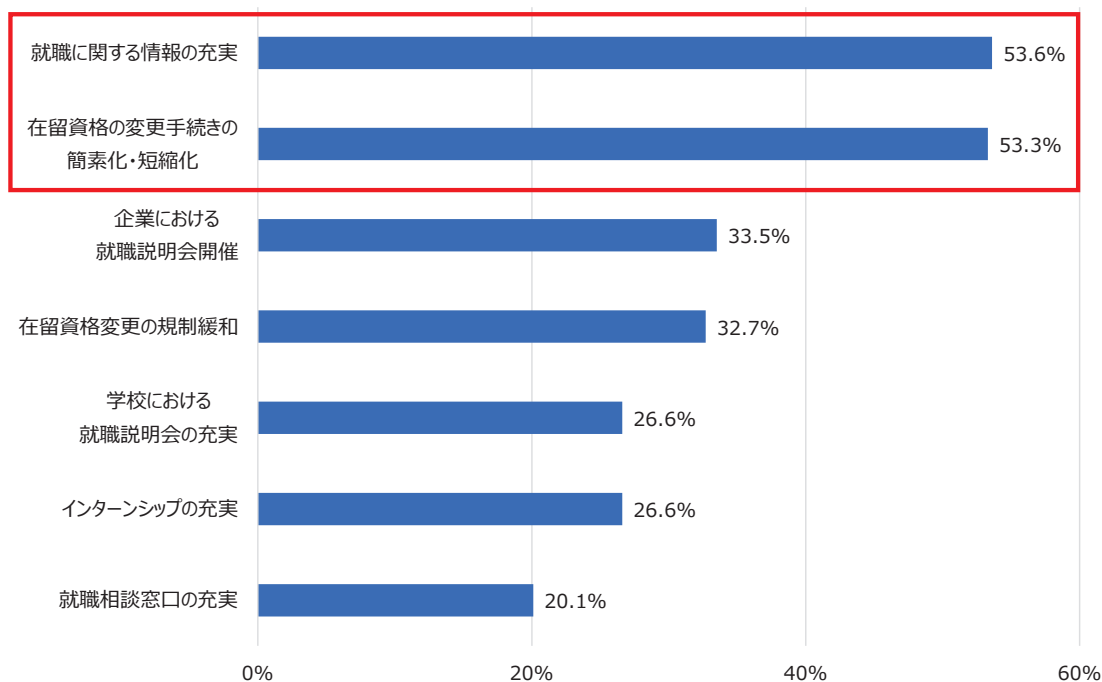


(備考) 2023年 3月卒業予定の外国人留学生 (現在、大学4年生・大学院修士課程2年生) 2,329人が回答。
 (出所) 株式会社ディスコ「外国人留学生の就職活動状況に関する調査」(2022年8月)より。

外国人留学生が就職活動で求めるのは、在留資格の変更手続きの簡素化や情報の充実

○日本における就職活動において、過半数の外国人留学生は在留資格の変更手続きの簡素化・短縮化や情報の充実を求めている。その他、就職説明会の実施やインターンシップの充実など、業務内容を知る機会を求めている。

外国人留学生の就職活動時の要望

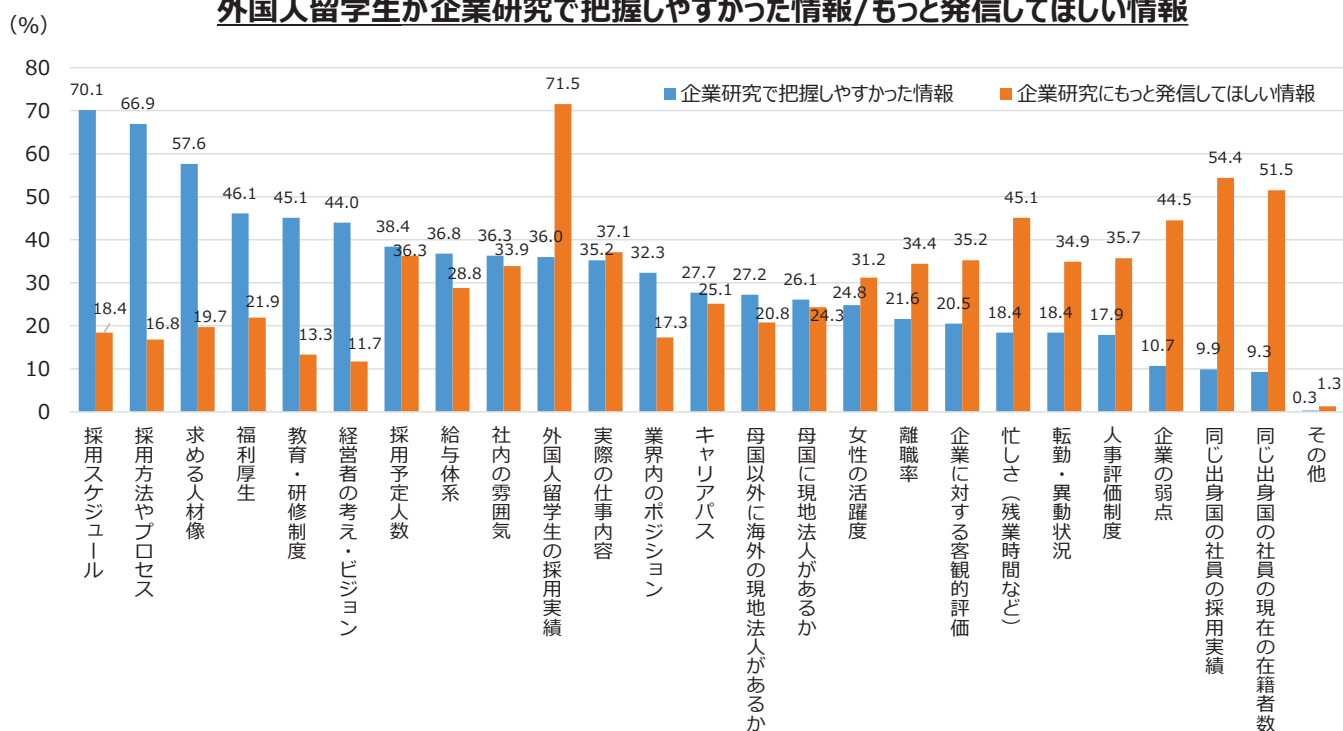


(出所) (独) 日本学生支援機構「令和元年度 私費外国人留學生生活実態調査」より作成。

外国人留学生は企業研究のために外国人採用情報の発信を企業に求める

○企業研究をする上で把握しやすかった情報は、「採用スケジュール」(70.1%)、「採用方法やプロセス」(66.9%)、「求める人材像」(57.6%)など。一方、外国人留学生は「外国人留学生の採用実績」や「同じ出身国の社員の採用実績」など外国人採用の実態に関する情報発信の強化を求めている。

外国人留学生が企業研究で把握しやすかった情報/もっと発信してほしい情報

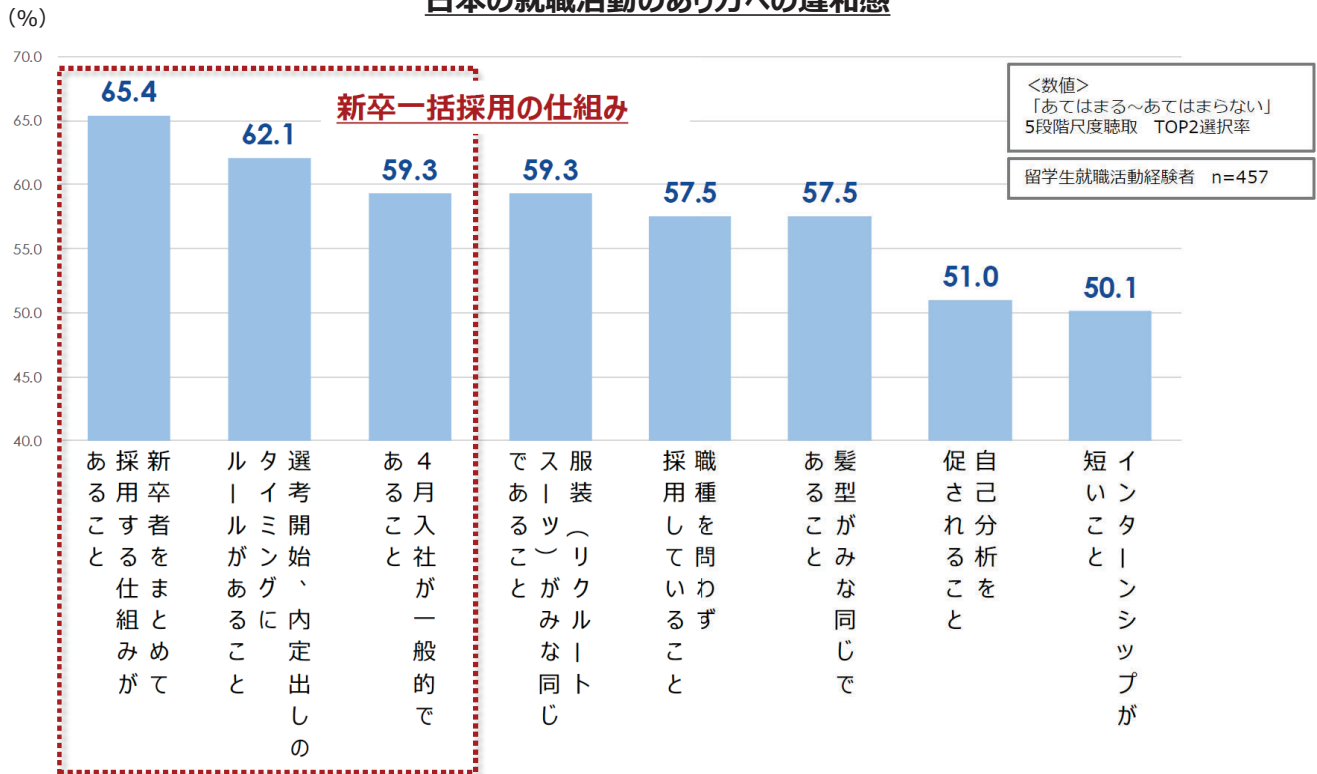


(備考) 2023年3月卒業予定の外国人留学生(現在、大学4年生・大学院修士課程2年生)2,329人が回答。
(出所) 株式会社ディスコ「外国人留学生の就職活動状況に関する調査」(2022年8月)より作成。

新卒一括採用について約6割の留学生が違和感を感じている

○日本の就職活動について、約6割の外国人留学生が、新卒一括採用の仕組みについて違和感を感じている。

日本の就職活動のあり方への違和感

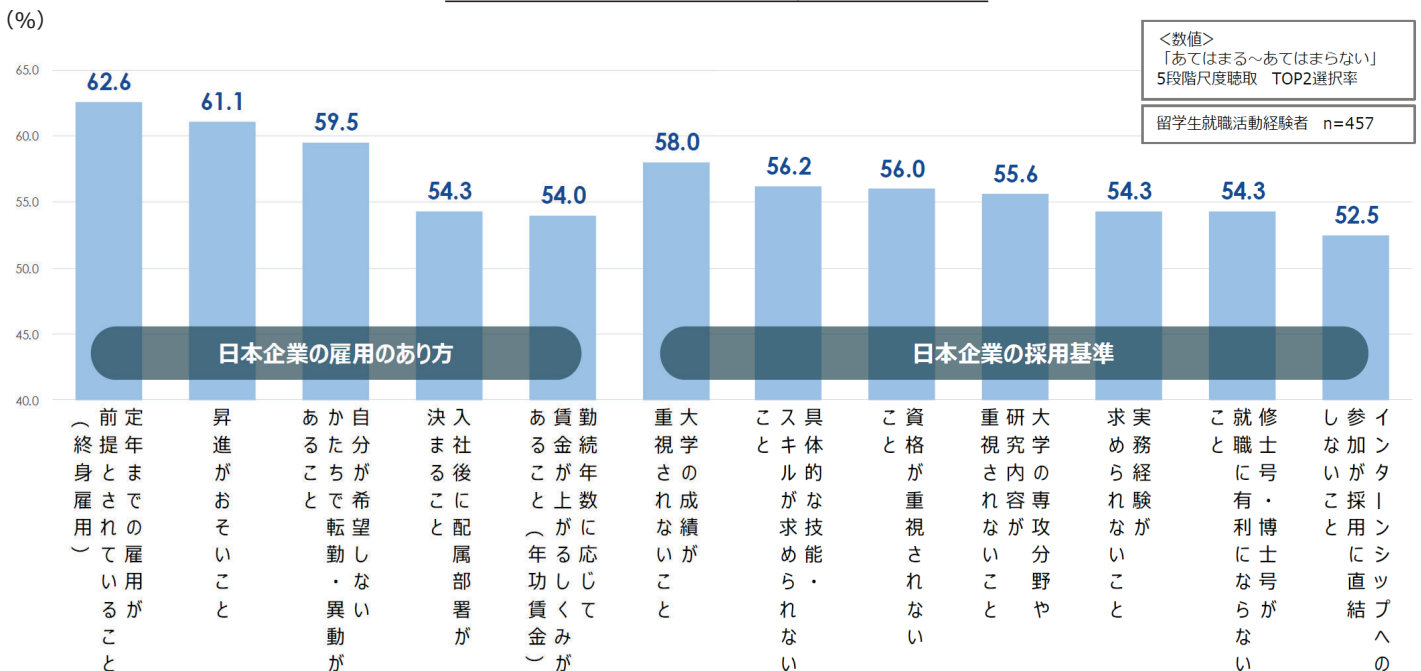


(出所) (株) パーソル総合研究所「留学生の就職活動と入社後の実態に関する定量調査」(2020年6月)より。

終身雇用や具体的能力を求められない採用基準などに違和感を感じる外国人留学生は多い

○日本企業の雇用のあり方について、約6割の外国人留学生が終身雇用や昇進の遅さ、希望にそぐわない転勤・異動に違和感を感じると回答。日本企業の採用基準についても、大学の成績が重視されないことや具体的能力が求められない点に違和感を感じる外国人留学生は過半数。

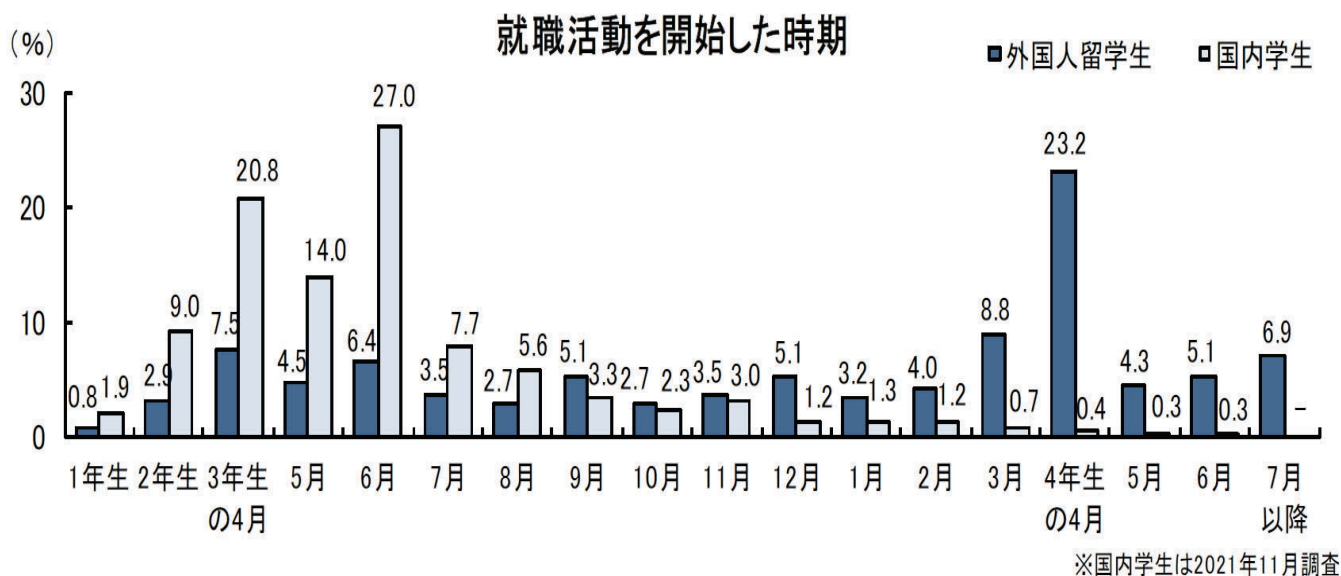
日本企業の雇用・採用のあり方への違和感



(出所) (株) パーソル総合研究所「留学生の就職活動と入社後の実態に関する定量調査」(2020年6月)より。

国内学生に比べ、外国人留学生の就職活動開始時期は遅い

○外国人留学生が就職活動を開始した時期は「4年生の4月」が最も多く（23.2%）、採用広報解禁（3月）以降の合計は半数弱（計48.3%）。一方、国内学生は「3年生の6月」（27.0%）が最も多く、解禁前の合計が98.3%に上る。

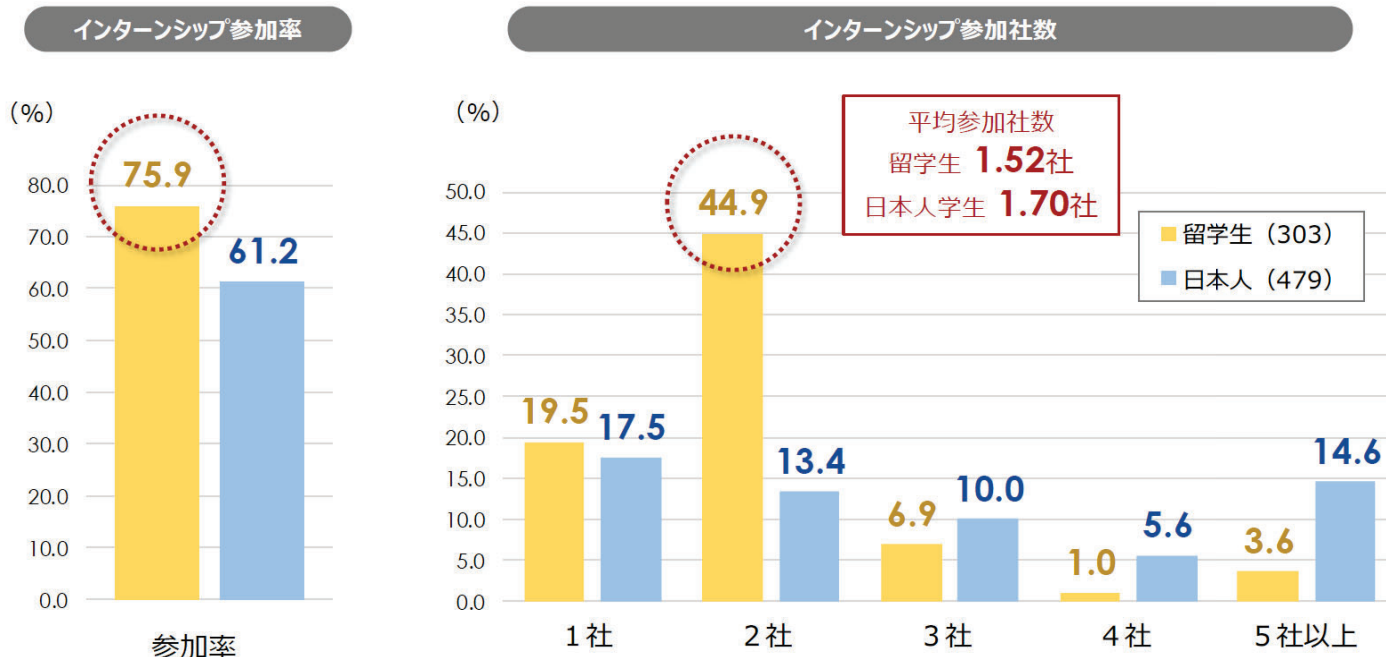


（備考）2023年3月卒業予定の外国人留学生（現在、大学4年生・大学院修士課程2年生）2,329人が回答。
（出所）株式会社ディスコ「外国人留学生の就職活動状況に関する調査」（2022年8月）より。

外国人留学生はインターンシップに意欲的に参加

○外国人留学生のインターンシップ参加率は75.9%と日本人学生を上回る。平均参加社数は日本人学生の1.70社よりも少ないが、過半数が2社以上のインターンシップに参加していた。

外国人留学生と日本人学生における、インターンシップ参加率と参加者数の比較

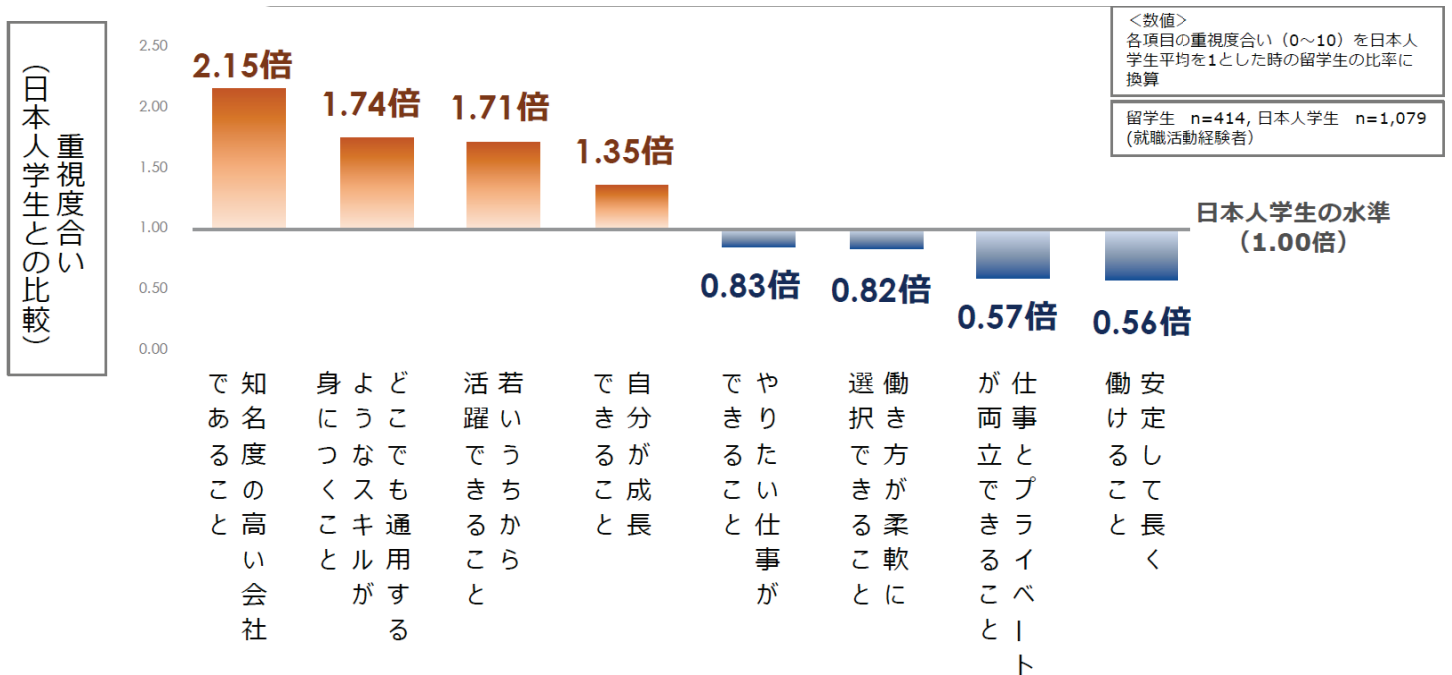


（出所）（株）パーソル総合研究所「留学生の就職活動と入社後の実態に関する定量調査」（2020年6月）より。

留学生が就職先に求めるのは知名度やスキルの獲得

○留学生は日本人学生に比べ、就職先に対して知名度や汎用的スキルの獲得を求めている一方で、安定やプライベートとの両立は、日本人学生の半分程度となっている。

留学生が就職先に求めていること

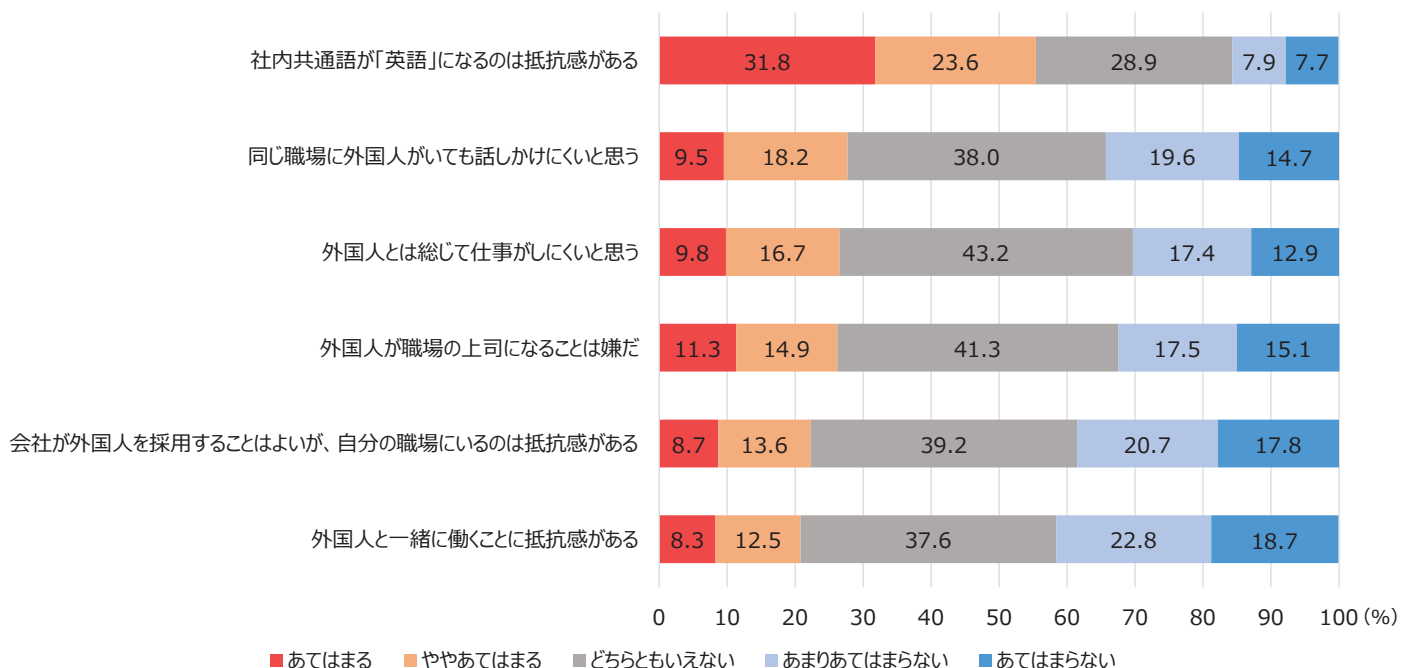


(出所) (株) パーソル総合研究所「留学生の就職活動と入社後の実態に関する定量調査」(2020年6月)より。

「外国人とは総じて仕事がしにくいと思う」と考える者は3割未満にとどまる

○「外国人と一緒に働くことに抵抗感がある」と考える者は2割程度、「外国人とは総じて仕事がしにくいと思う」と考える者は3割未満にとどまる。

職場における外国人への意識



(出所) (株) パーソル総合研究所「多文化共生意識に関する定量調査」(2021年3月)より作成。

職場の外国人に対して、同調圧力やルール遵守を求める意識は強い傾向にある

○外国人に対する規範意識では、特に「職場では空気を読んでほしい」、「日本のビジネスマナーを身につけてほしい」が7割超と高い。

職場での外国人への規範意識

被雇用者、経営者・役員n=5,030

	A項目	Aに近い・計 (%)	Bに近い・計 (%)	B項目
ルール遵守	時間がかかっても、完璧な成果を出すべきだ	52.5	47.5	完璧ではなくても、一定以上の水準で納期までに成果を出した方がよい
	職場のこれまでのやり方・既存のルールを守って成果をだすべきだ	59.9	40.1	固定概念にとらわれず、経験や感性を生かして成果を出した方がよい
	業務の進捗状況は上司に逐一報告するべきだ	63.7	36.3	業務の進捗状況は、要所で上司に報告すればよい
暗黙の同調圧力	「暗黙の了解」を理解してほしい	60.4	39.6	「暗黙の了解」は理解できなくて当然だ
	職場では空気を読んでほしい	70.7	29.3	職場で空気が読めなくても仕方ない
	自己主張やアピールは強すぎない方がよい	64.2	35.8	自己主張やアピールは積極的にしてもらった方がよい
	日本語ができて当然だ	63.8	36.2	日本語ができなくても仕方ない
	日本のビジネスマナーを身につけてほしい	78.0	22.0	日本のビジネスマナーが身につかなくても仕方ない

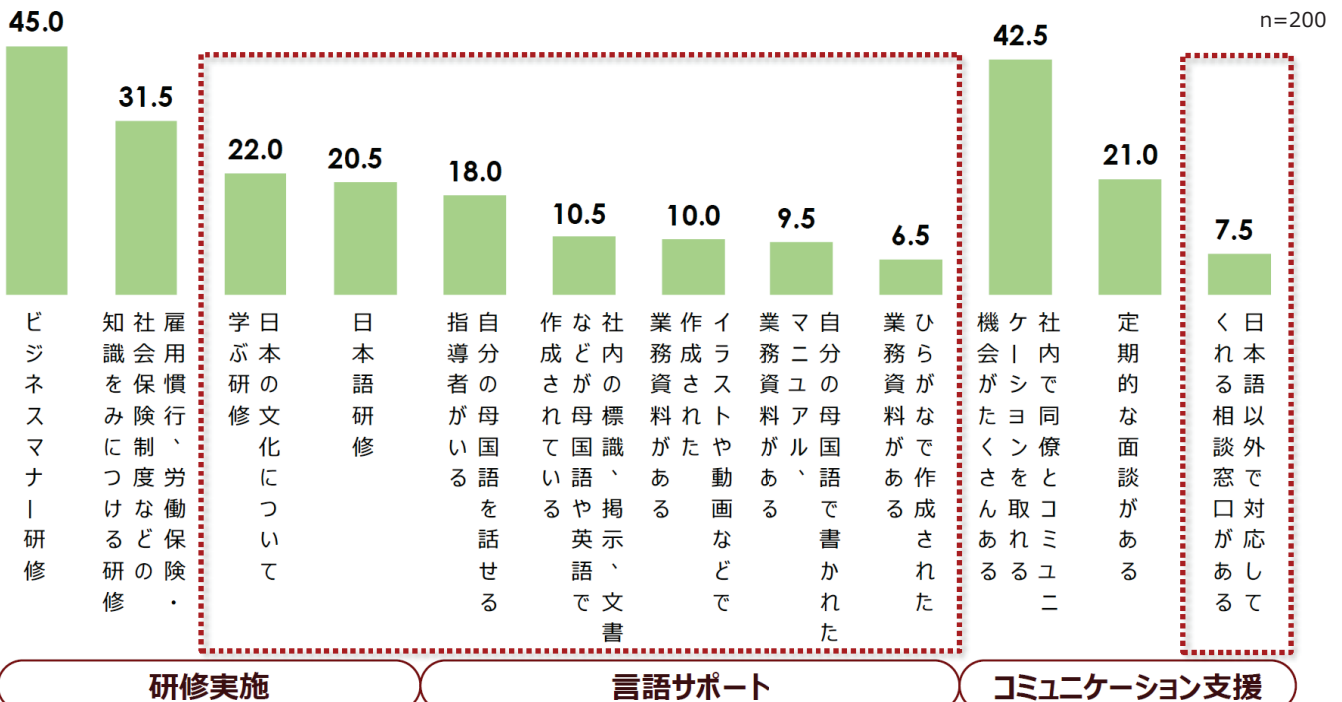
※聴取方法：Aに近い-Bに近い 6段階尺度

(出所) (株) パーソル総合研究所「多文化共生意識に関する定量調査」(2021年3月)より。

入社後に言語・文化に関する研修やサポートを受ける外国人は3割に満たない

○外国人に対する入社後のサポートとして実施が多いのは、ビジネスマナー研修や社内のコミュニケーション機会といった、日本人に対するものと同様のサポート。一方、言語・文化に関する研修やサポートを受けている外国人は3割未満。

外国人に対する企業の入社後のサポート・配慮 (研修・言語サポート・コミュニケーション支援)

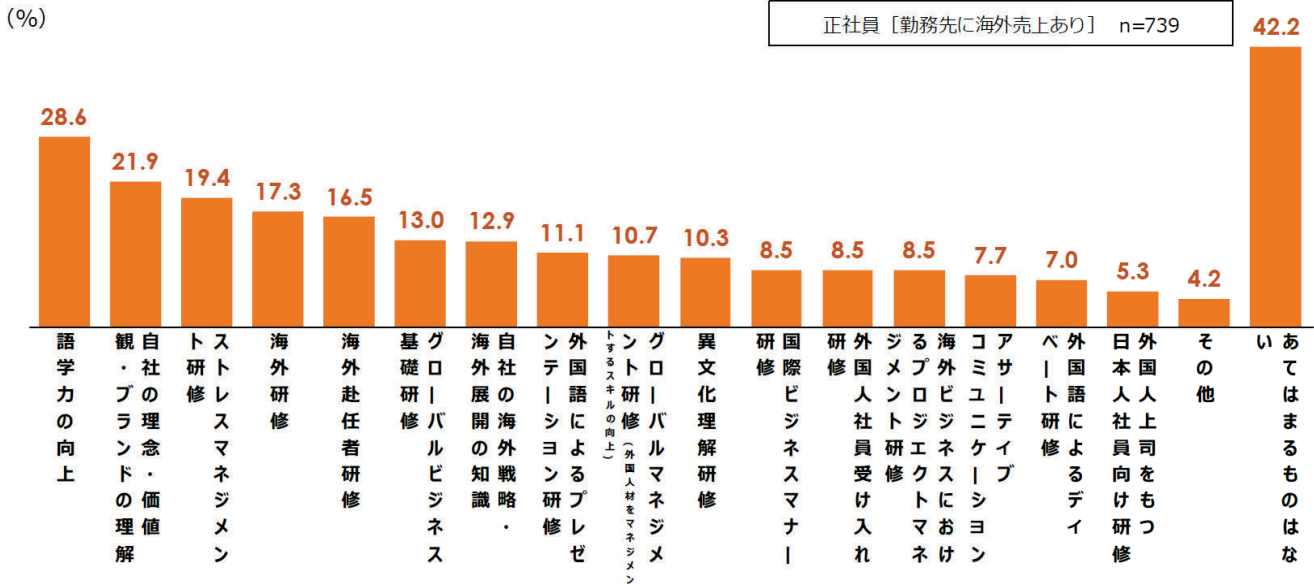


(出所) (株) パーソル総合研究所「留学生の就職活動と入社後の実態に関する定量調査」(2020年6月)より。

グローバル人材育成に向けて企業等が導入する研修で多いのは「語学力の向上」に関するもの

○勤務先におけるグローバル人材育成関連の研修の導入状況を尋ねたところ、「語学力の向上」に関するものが最多で28.6%。一方、「あてはまるものはない」が42.2%と、約4割がグローバル人材育成に関連する研修が導入されていないと回答。

グローバル人材育成関連の研修の導入状況（複数回答）

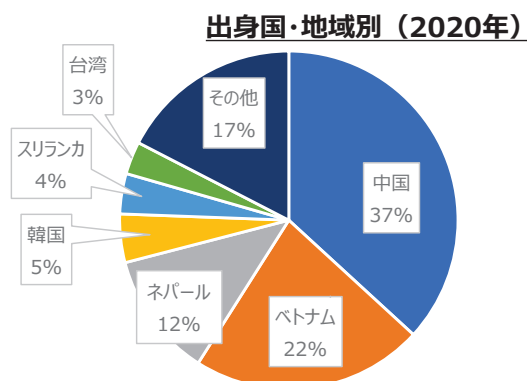
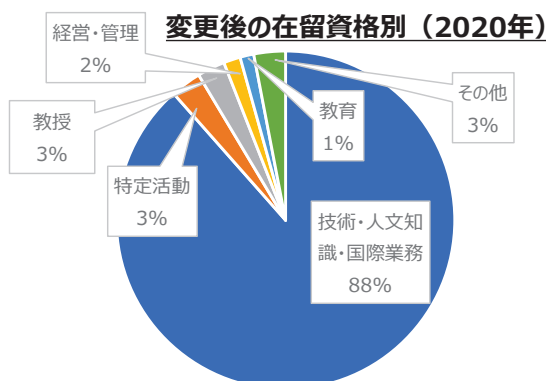
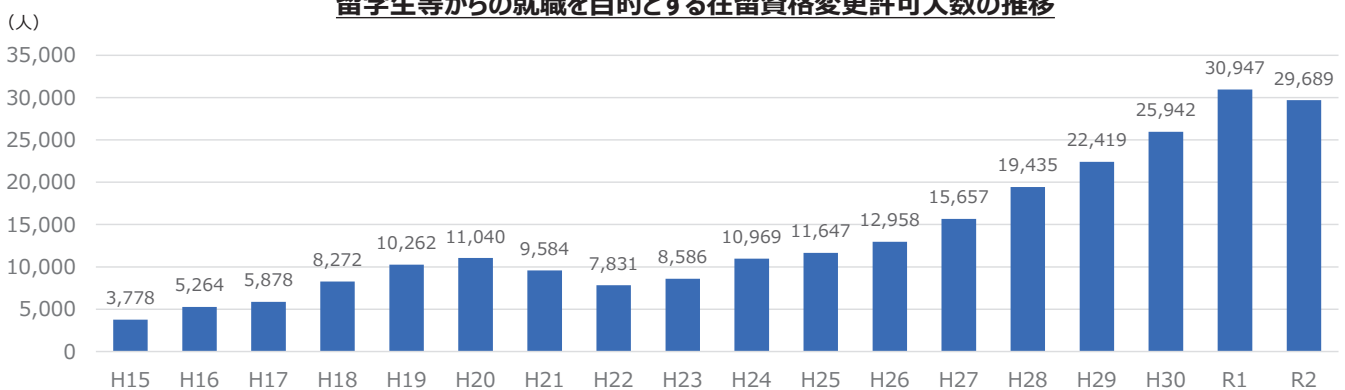


(出所) (株) パーソル総合研究所「多文化共生意識に関する定量調査」(2021年3月)より。

外国人留学生による就職目的の在留資格変更許可申請は増加傾向

○本邦の企業等への就職を目的とした、外国人留学生の在留資格変更を許可した件数は近年増加傾向だったが、2020年は前年比で4%程度減少。

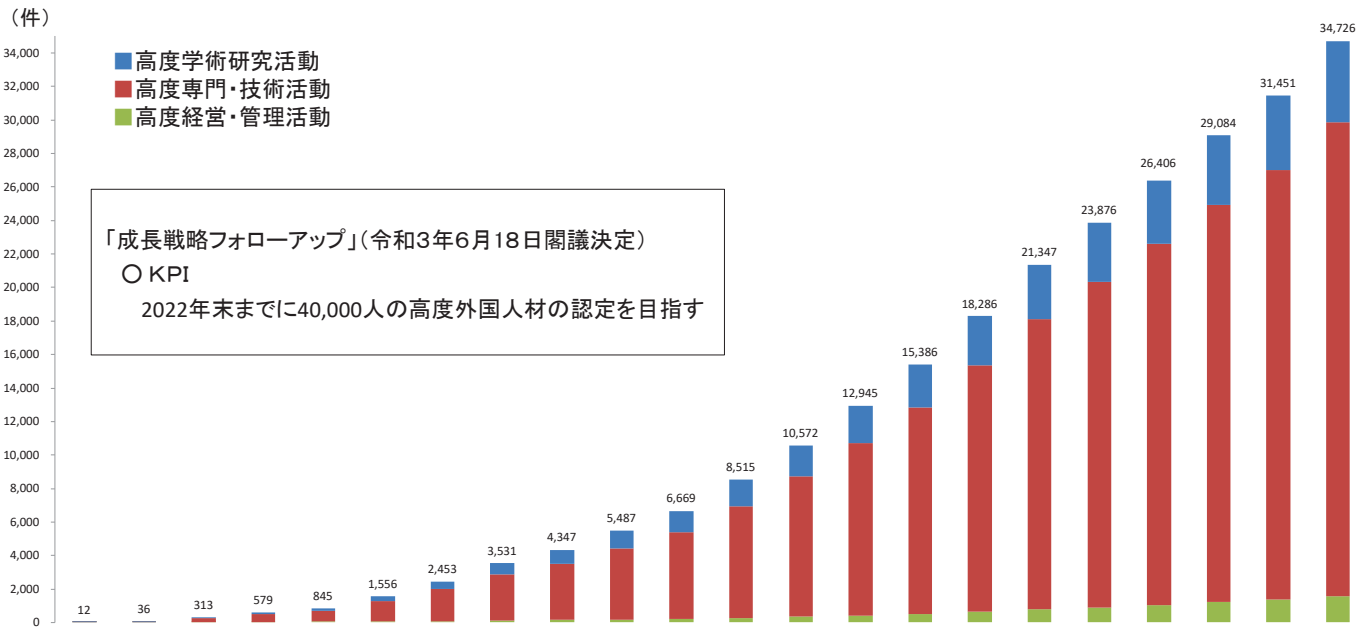
留学生等からの就職を目的とする在留資格変更許可人数の推移



(出所) 出入国在留管理庁「出入国在留管理2021年版」より作成。

高度人材ポイント制の認定件数は2022年には34,726件

○高度人材ポイント制の認定件数は年々増加しており、2022年6月時点で3つの分類合わせて34,726件。最も多いのは高度専門・技術活動で、全体の約8割を占める。



「成長戦略フォローアップ」(令和3年6月18日閣議決定)
○ KPI
2022年末までに40,000人の高度外国人材の認定を目指す

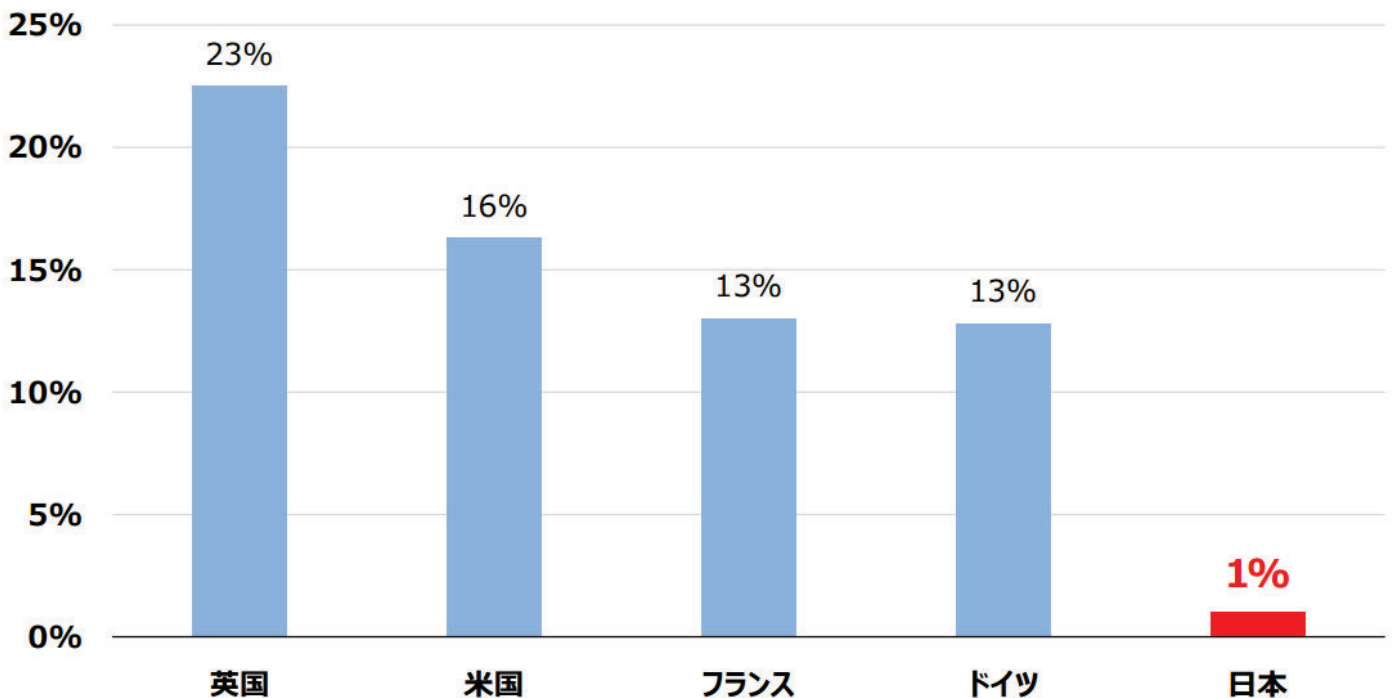
	2012年			2013年		2014年		2015年		2016年		2017年		2018年		2019年		2020年		2021年		2022年
	5月	6月	12月	6月	12月	6月	12月	6月	12月	6月	12月	6月	12月	6月	12月	6月	12月	6月	12月	6月	12月	6月
学術研究	2	5	48	82	134	291	466	659	841	1,074	1,276	1,567	1,863	2,241	2,529	2,910	3,221	3,515	3,801	4,161	4,451	4,851
専門・技術	8	27	248	468	663	1,202	1,905	2,756	3,362	4,228	5,168	6,663	8,360	10,286	12,332	14,746	17,341	19,477	21,557	23,713	25,622	28,293
経営・管理	2	4	17	29	48	63	82	116	144	185	225	285	349	418	525	630	785	884	1,048	1,210	1,378	1,582
合計	12	36	313	579	845	1,556	2,453	3,531	4,347	5,487	6,669	8,515	10,572	12,945	15,386	18,286	21,347	23,876	26,406	29,084	31,451	34,726

(出所) 出入国在留管理庁HP (https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri06_00088.html) より。

15歳以上の高度人材の人口に占める外国生まれの割合

○OECDの調査によれば、15歳以上の高度人材の人口に占める外国生まれの割合は、日本が他国に比べて突出して低い状況。

15歳以上の高度人材の人口に占める外国生まれの割合



(備考) 「高度人材」は「Tertiary education」(国際標準教育分類 (ISCED) におけるレベル5以上) の課程を経た人材を指す。なお、日本におけるISCEDレベル5以上の機関は大学院・大学学部・短期大学・高等専門学校・専修学校 (専門課程) など。

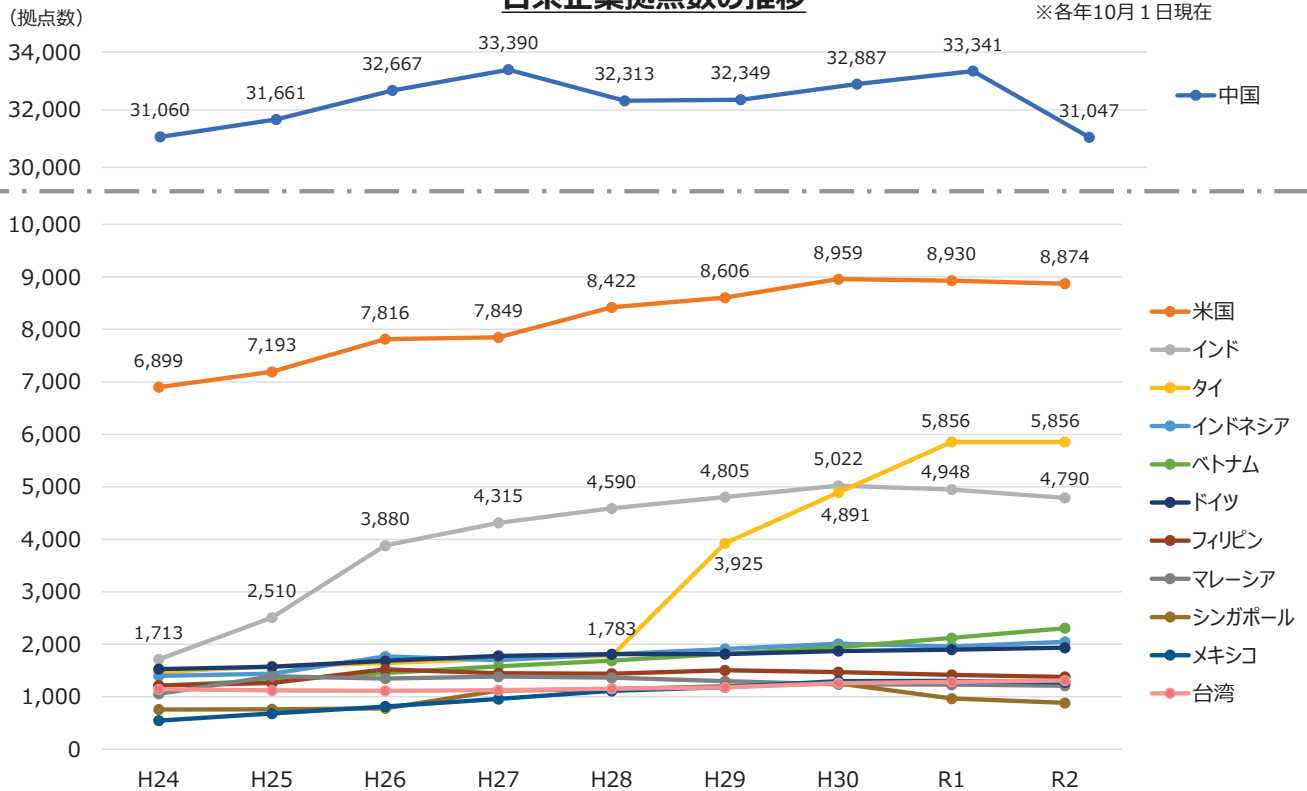
(出所) OECD「Database on Immigrants in OECD and non-OECD Countries(2010/11)」を基に作成。(経済産業省「第2回未来人材会議」(2022年1月18日) 資料)

日系企業拠点は中国、米国に多く、インドやタイの拠点数も近年増加

○日系企業拠点数が最も多いのは中国で令和2年10月時点では31,047、次いで米国が多く令和2年10月時点では8,874。近年、インドやタイも増加傾向にあったが、コロナ禍で増加幅がやや停滞気味。

日系企業拠点数の推移

※各年10月1日現在



(備考) H30年時点のタイの日系企業拠点数は数値取得不可のため、H29年とR1年の拠点数の中間値と仮定する。

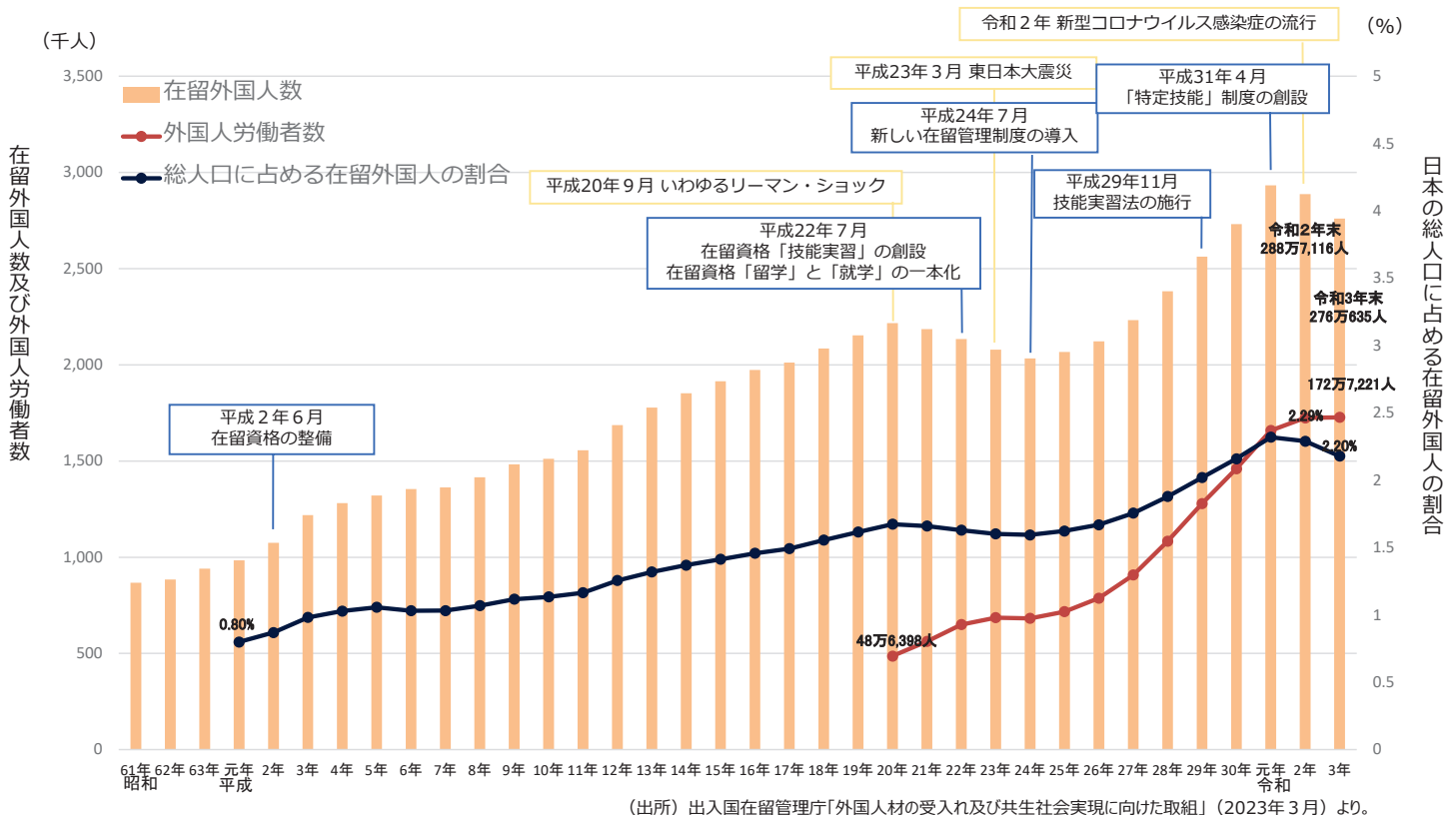
(出所) 外務省「海外在留邦人数調査統計」より作成。

(参考：外国人労働者の状況)

在留外国人はコロナ禍で減少しているが、外国人労働者は緩やかな増加傾向

- 在留外国人数は令和元年にピークを迎え、その後コロナ禍で減少し令和3年は276万635人。
- 外国人労働者数は増加傾向にあり、コロナ禍でも減少することなく令和3年は172万7,221人。

在留外国人数及び外国人労働者数の推移



在留外国人のうち主に就労を目的とする在留資格を持つ者は3割弱

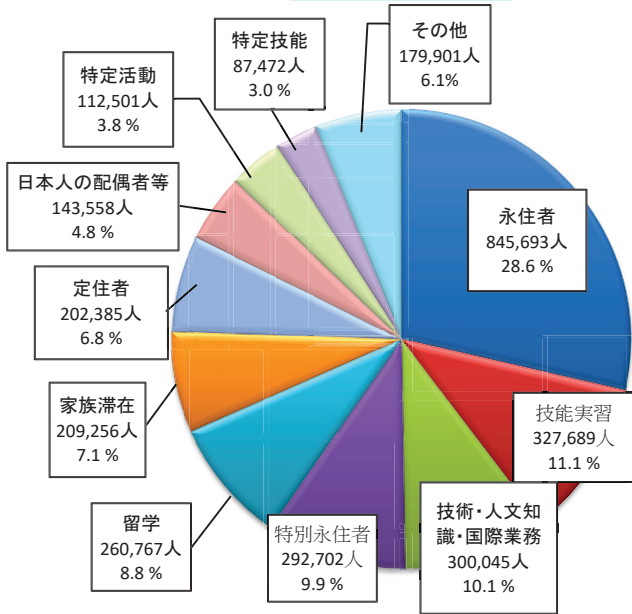
- 在留外国人のうち永住者や定住者、日本人の配偶者等の身分・地位に基づく在留資格を持つ者が半数超。主に就労を目的とする在留資格を持つ者は3割弱。
- 国籍・地域別では、中国、ベトナム、韓国の順に多く、アジア以外の主な出身国はブラジルと米国。

在留外国人の構成比（在留資格、国籍・地域別）

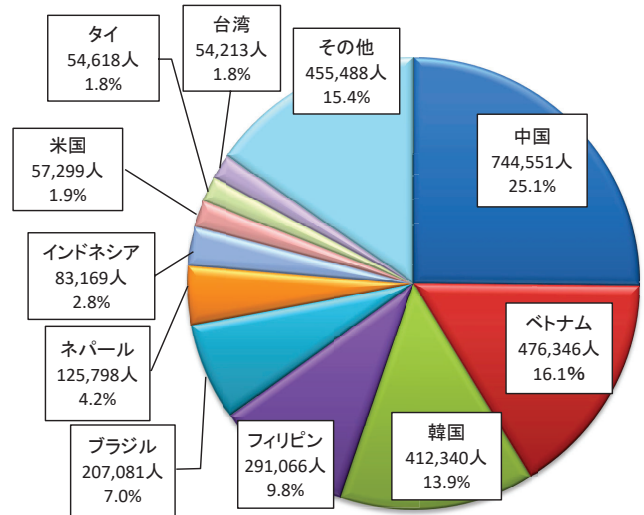
在留外国人人数（総数） 296万1,969人

※令和4年6月末時点

在留資格別



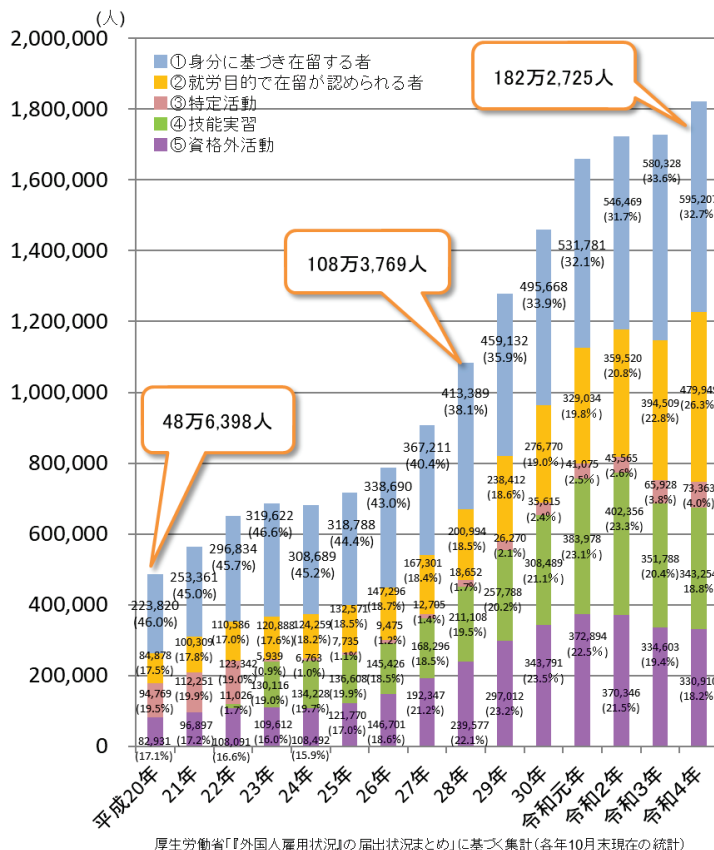
国籍・地域別



（出所）出入国在留管理庁「外国人材の受け入れ及び共生社会実現に向けた取組」（2023年3月）より。

外国人労働者の在留資格内訳

- 外国人労働者において、身分に基づく在留資格を持つ者が最も多く、専門的・技術的分野での在留資格保有者として就労しているのは約3割、技能実習や資格外活動として就労しているのはそれぞれ約2割。



厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめに基づき集計（各年10月末現在の統計）

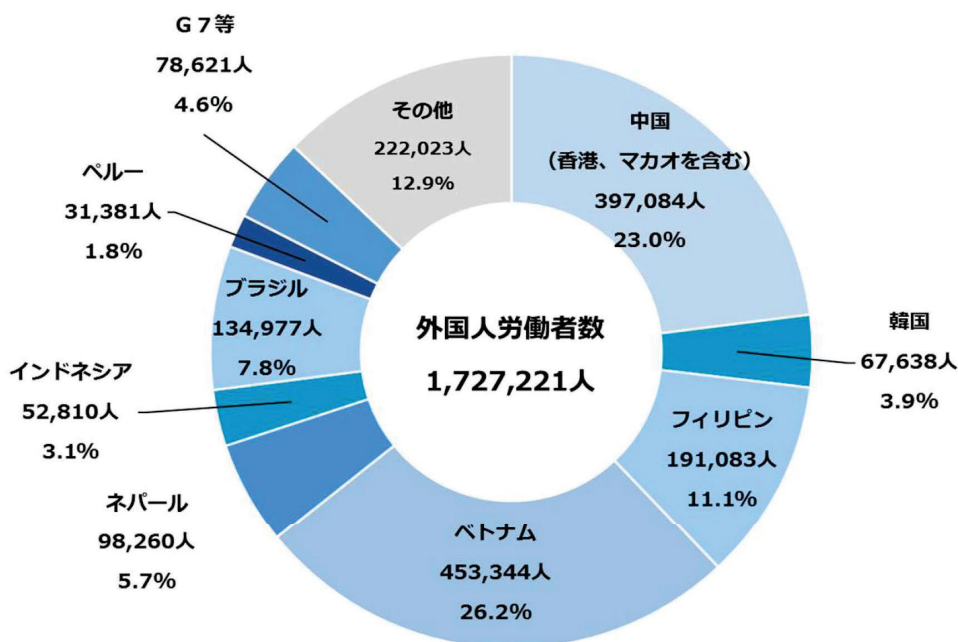
- ①身分に基づき在留する者 約59.5万人
 「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等
 ・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。
- ②就労目的で在留が認められる者 約48.0万人
 （いわゆる「専門的・技術的分野」）
 ・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。
- ③特定活動 約7.3万人
 （EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等）
 ・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。
- ④技能実習 約34.3万人
 技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった（同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。）。
- ⑤資格外活動（留学生のアルバイト等） 約33.1万人
 ・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

（出所）出入国在留管理庁「外国人材の受け入れ及び共生社会実現に向けた取組」（2023年3月）より。

外国人労働者の約7割がアジア出身者

○外国人労働者の国籍で最も多いのはベトナムで26.2%、次いで中国、フィリピンが多く、全体の約7割をアジア出身者が占める。

国籍別外国人労働者の割合

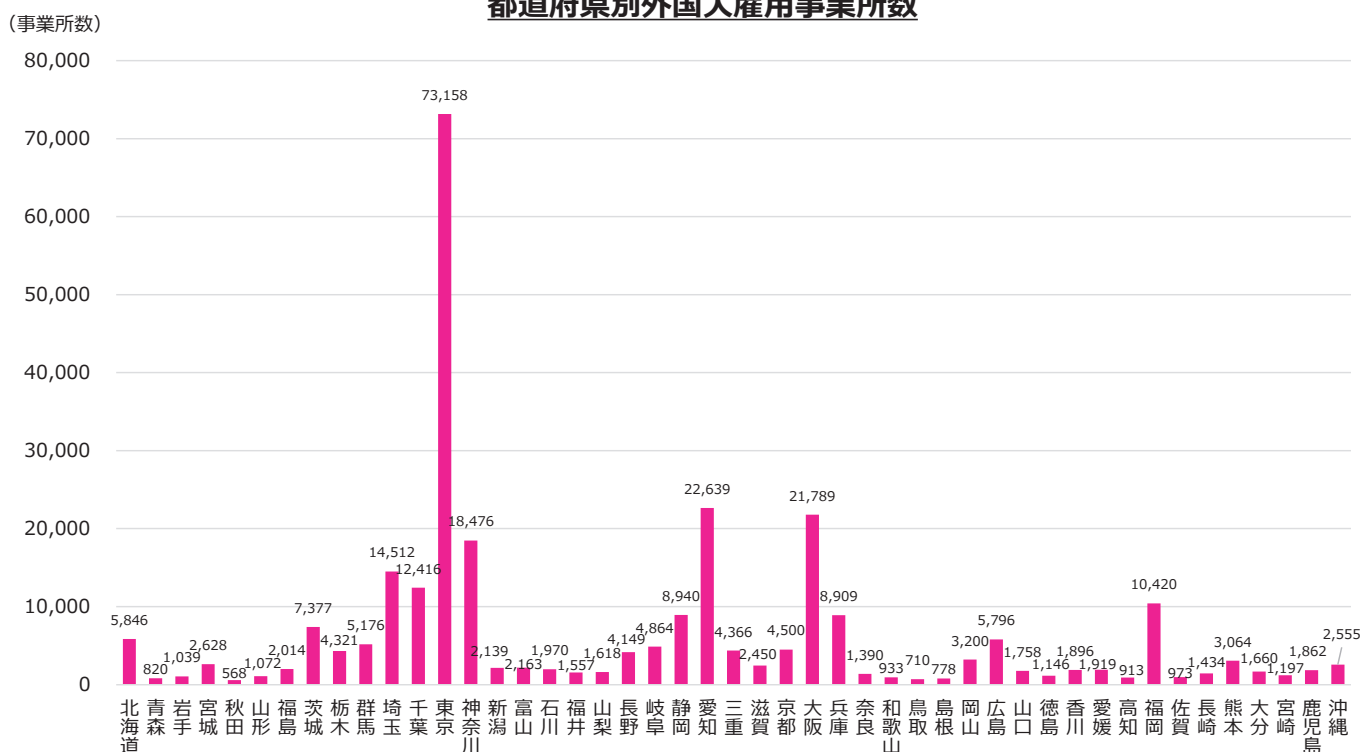


(出所) 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ (令和3年10月) より。

外国人労働者を雇用する事業者は東京に集中

○外国人を雇用する全国の事業所285,080か所のうち、最も多いのは東京都で73,158か所 (25.7%)、次いで愛知が22,639か所 (7.9%)、大阪が21,789か所 (7.6%)。

都道府県別外国人雇用事業所数

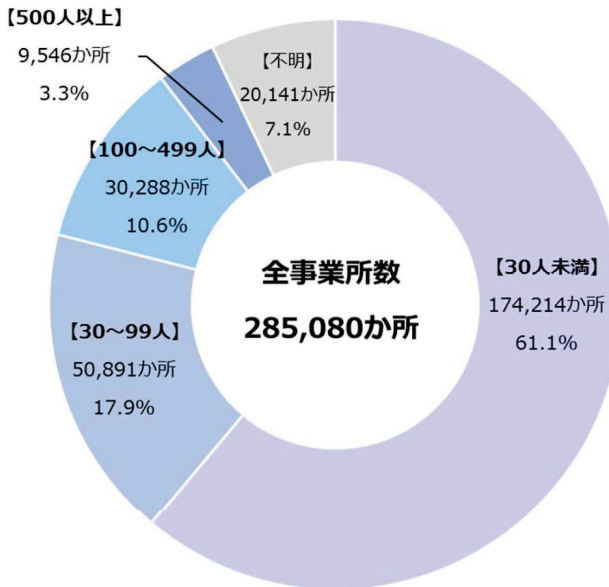


(出所) 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ (令和3年10月) より作成。

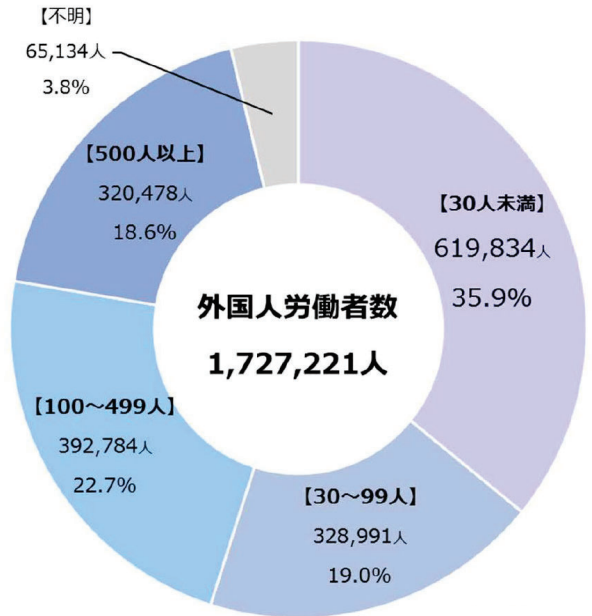
外国人を雇用するのは比較的小規模の事業所が多い

- 外国人を雇用する事業所の規模は「30人未満」が最も多く約6割、500人以上の事業所は3.3%。
- 雇用する外国人労働者数で見ると、100人未満の事業所に所属する者が半数強。

事業所規模別外国人雇用事業所の割合



事業所規模別外国人労働者の割合

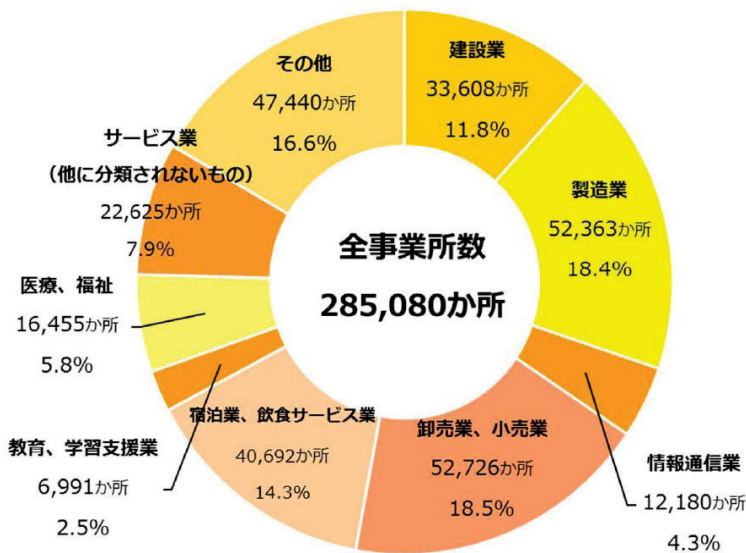


(出所) 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和3年10月)より。

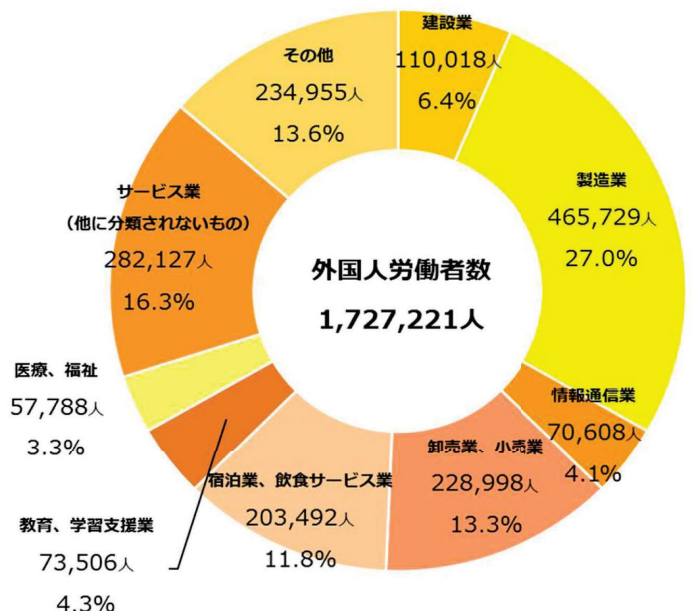
外国人労働者が特に多いのは製造業、サービス業、卸売業、小売業

- 外国人労働者を雇用する事業所の産業分野は「卸売業、小売業」(18.5%)、「製造業」(18.4%)、「宿泊業、飲食サービス業」(14.3%)の順に多い。
- 外国人労働者数の割合で見ると、「製造業」(27.0%)、「サービス業(他に分類されないもの)」(16.3%)、「卸売業、小売業」(13.3%)の順に多い。

産業別外国人労働者の割合



産業別外国人労働者の割合



(出所) 厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和3年10月)より。

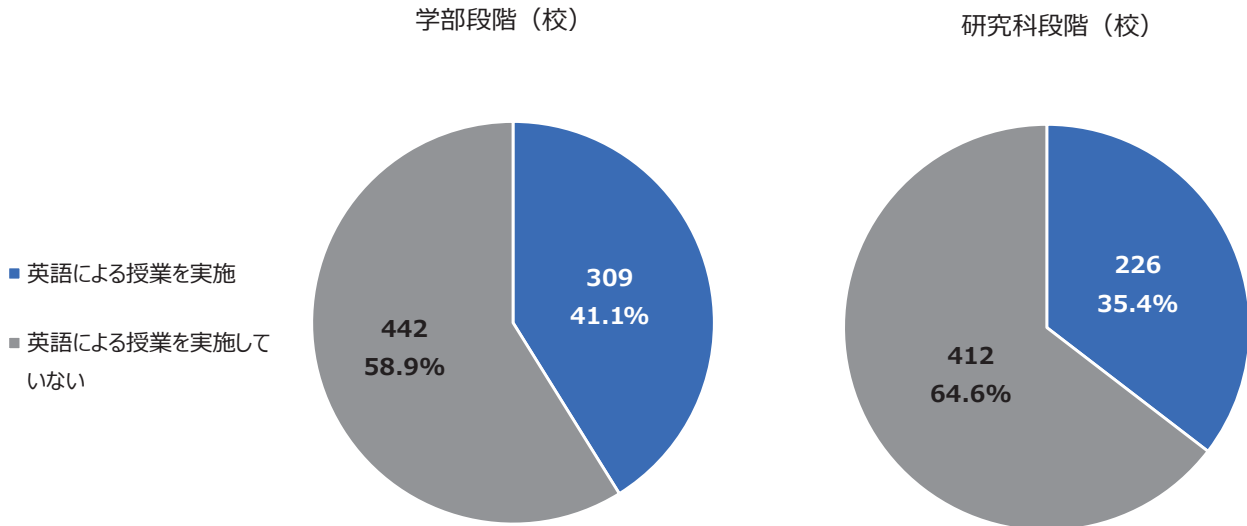
4. 教育の国際化の推進

(1) 国内大学等の国際化

英語による授業を実施する大学は約 4 割

○英語による授業を実施している大学は学部段階、研究科段階ともに約 4 割。

「英語による授業」を実施している大学(令和 2 年度)



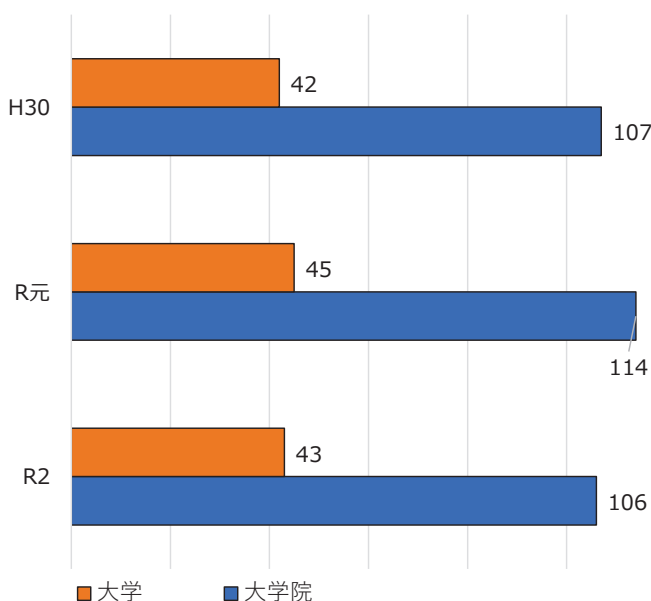
(備考) 775大学が回答。うち、学部段階の母数は国立82大学、公立88大学、私立581大学の計751大学。研究科段階の母数は、国立86校、公立82校、私立470校の計638校。

(出所) 文部科学省「令和 2 年度の大学における教育内容等の改革状況について」より作成。

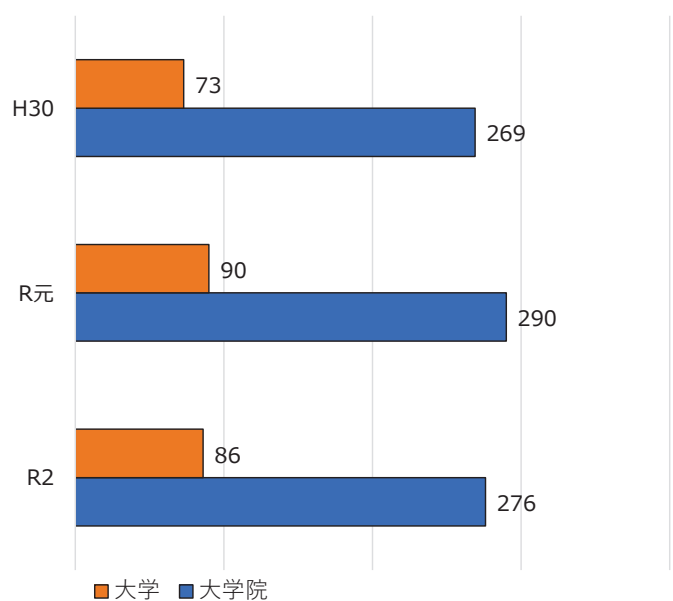
英語のみで学位がとれる課程の設置状況

○英語のみで学位がとれる大学は学部段階では50大学に満たず、研究科段階でも100大学程度。

英語のみで学位がとれる大学の数



英語のみで学位がとれる学部・研究科の数



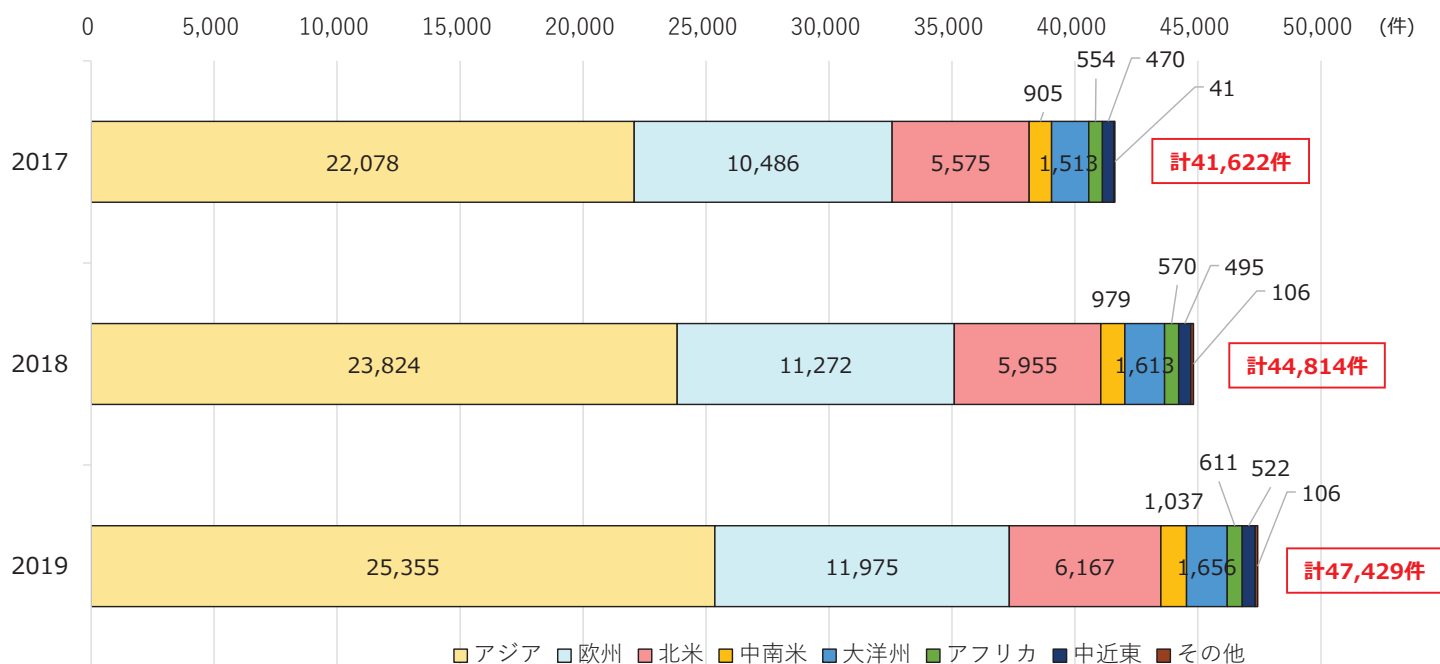
(備考) 775大学が回答。うち、学部段階の母数は国立82大学、公立88大学、私立581大学の計751大学。研究科段階の母数は、国立86校、公立82校、私立470校の計638校。

(出所) 文部科学省「令和 2 年度の大学における教育内容等の改革状況について」より作成。

大学間交流協定の数は増加傾向

○大学間交流協定の数は増加傾向にあり、2019年度は47,429件。特にアジアや欧州、北米の大学との交流が多い。

大学間交流協定の数

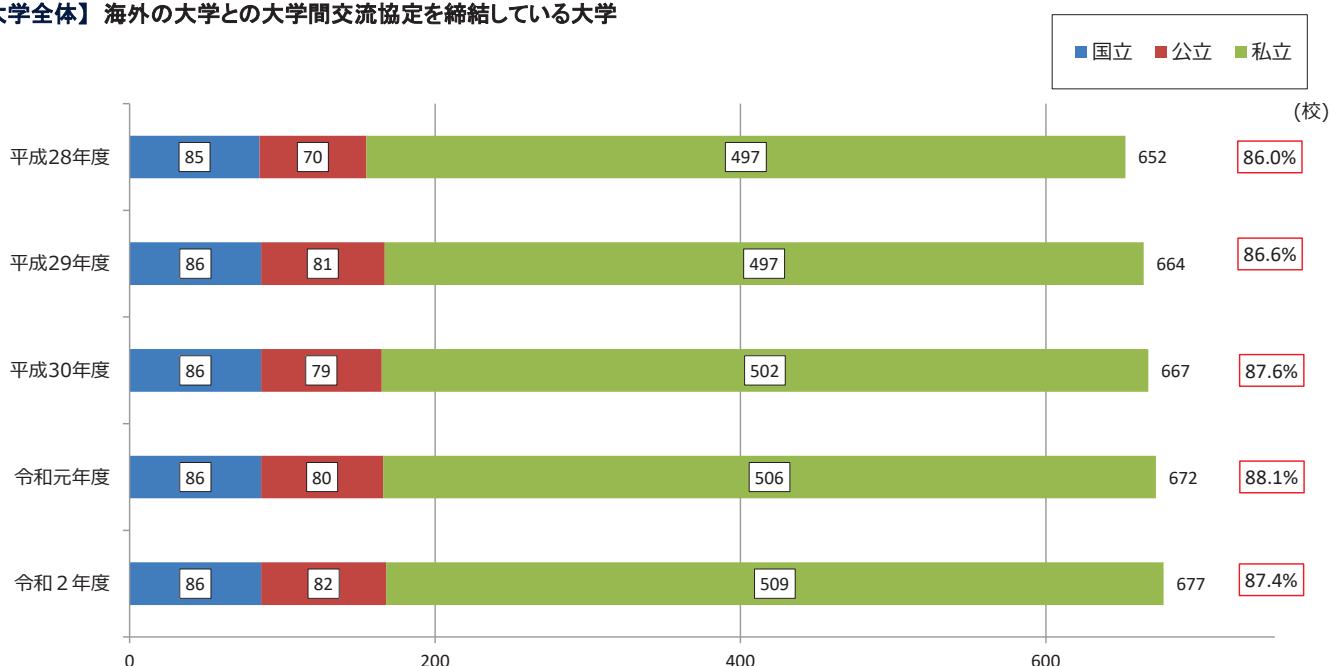


(出所) 文部科学省「高等教育を軸としたグローバル政策の方向性」(令和4年7月26日)より。

海外の大学との大学間交流協定を締結している大学は微増傾向

○海外大学との大学間の交流協定を締結している大学は年々増加し、令和2年度には全体の87.4%となった。

【大学全体】海外の大学との大学間交流協定を締結している大学



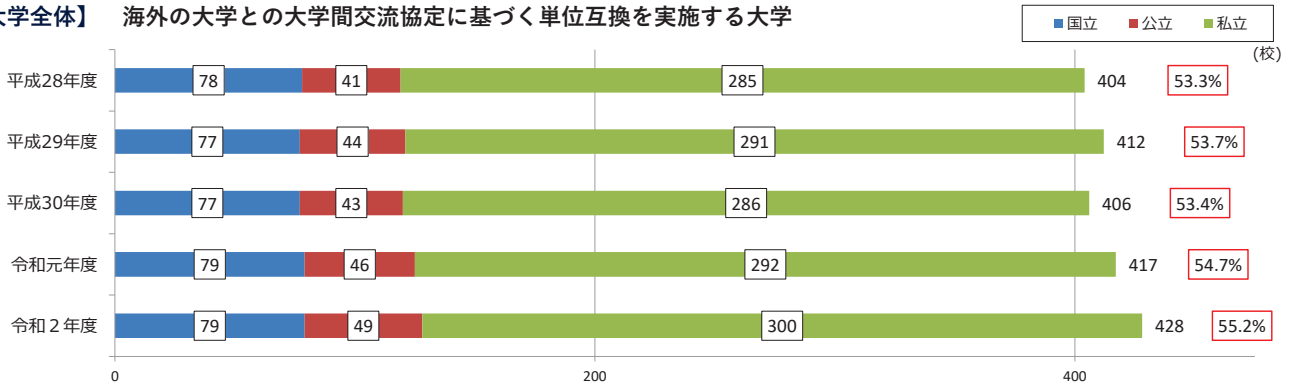
(備考) 775大学が回答。

(出所) 文部科学省「令和2年度の大学における教育内容等の改革状況について」

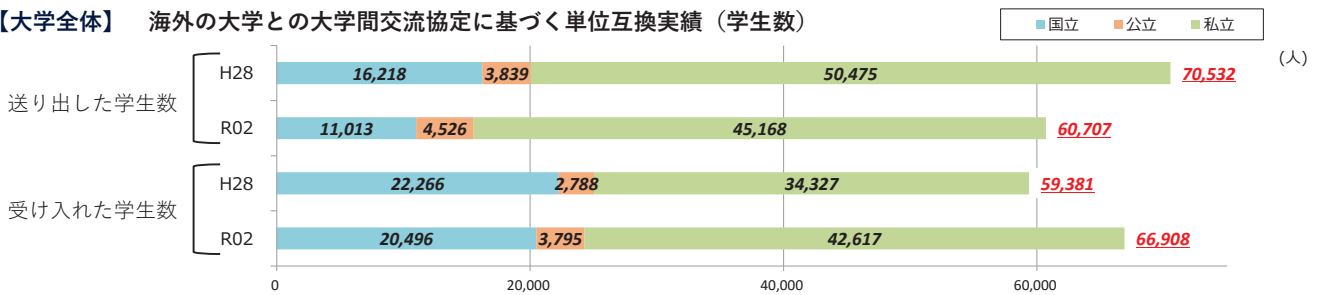
海外の大学との単位互換を活用する学生は増加傾向

○海外の大学と単位互換を実施する大学は半数超。送り出した学生数は減少したものの、受け入れた学生数は近年増加しており、令和2年度はそれぞれ約6万人。

【大学全体】 海外の大学との大学間交流協定に基づく単位互換を実施する大学



【大学全体】 海外の大学との大学間交流協定に基づく単位互換実績 (学生数)



(備考) 775大学が回答。

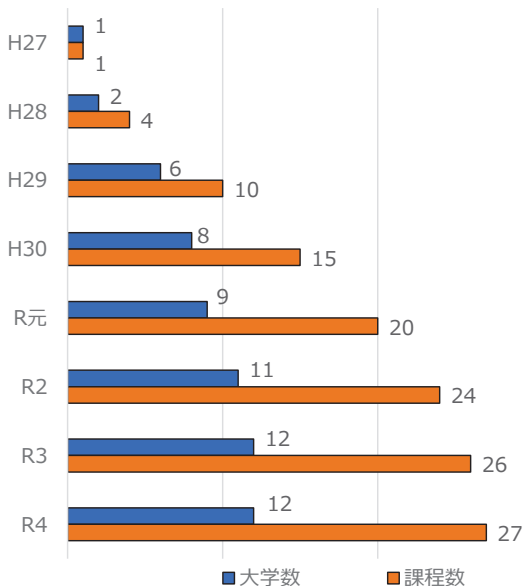
(出所) 文部科学省「令和2年度の大学における教育内容等の改革状況について」より。

共同学位課程の実施状況

○外国の大学と教育課程を共同で編成・実施し、単位互換を活用することにより双方の大学がそれぞれ学位を授与するダブル・ディグリーを実施する大学数は200大学程度。

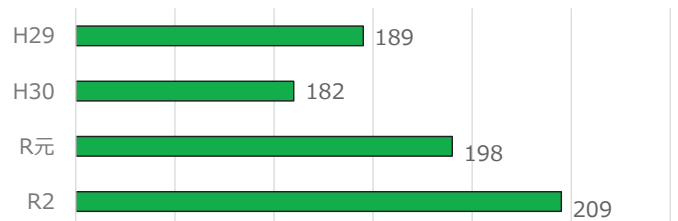
○連携する大学間で開設された共同プログラムを修了した際に、複数の大学が共同で単一の学位を授与するジョイント・ディグリーを実施する大学は12大学・27課程と少ない。

ジョイント・ディグリーを実施する大学の数・課程の数

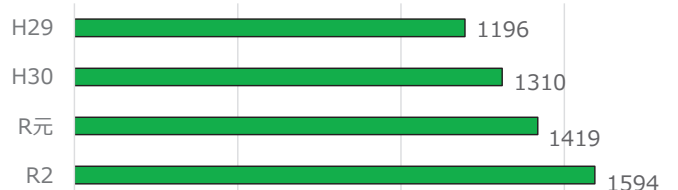


(出所) 文部科学省調べ (令和4年11月現在)

ダブル・ディグリーを実施する大学の数



ダブル・ディグリーを含む大学間交流協定の数



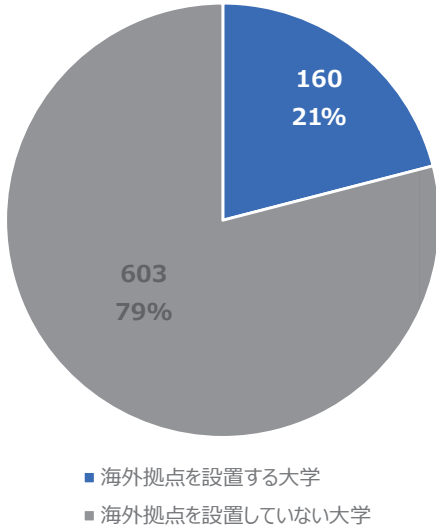
(備考) 775大学が回答。うち、学部段階の母数は国立82校、公立88校、私立581校の計751校。大学院段階の母数は、国立86校、公立82校、私立470校の計638校。

(出所) 文部科学省「令和2年度の大学における教育内容等の改革状況について」より作成。

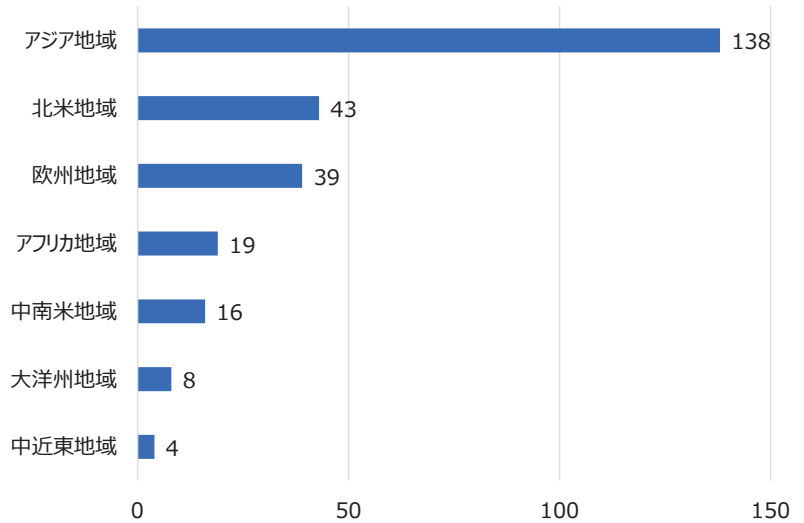
海外に拠点を設置する大学は約 2 割

○海外に拠点を設置する日本の大学は約 2 割。地域別内訳を見ると、アジア地域の設置数が最も多く138大学がアジア地域に拠点を置く。次いで北米地域に43大学、欧州地域に39大学が拠点を置いている。

海外拠点を設置する大学数
(校)



海外に拠点を設置する大学 (地域別内訳)
(校)



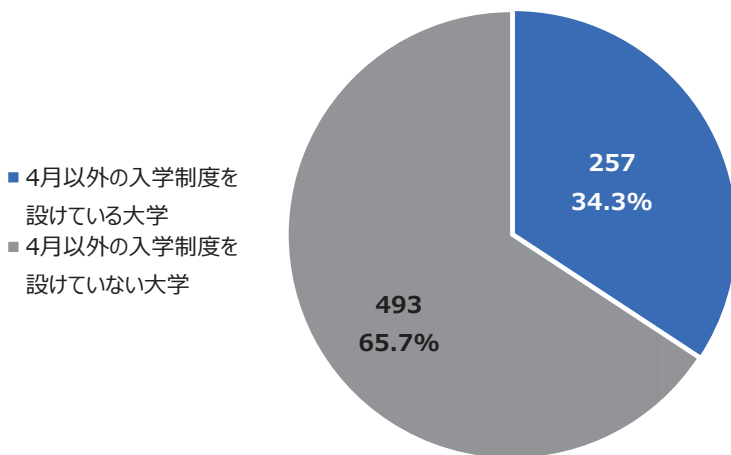
(備考) 763大学が回答。

(出所) 文部科学省「令和2年度の大学における教育内容等の改革状況について」より作成。

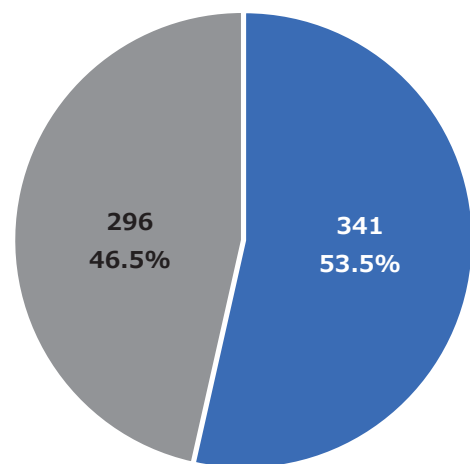
大学における、秋季入学など4月以外の入学制度の導入状況

○4月以外の入学制度を設けている大学は学部段階で約3割、研究科段階で約5割となっている。

学部段階



研究科段階



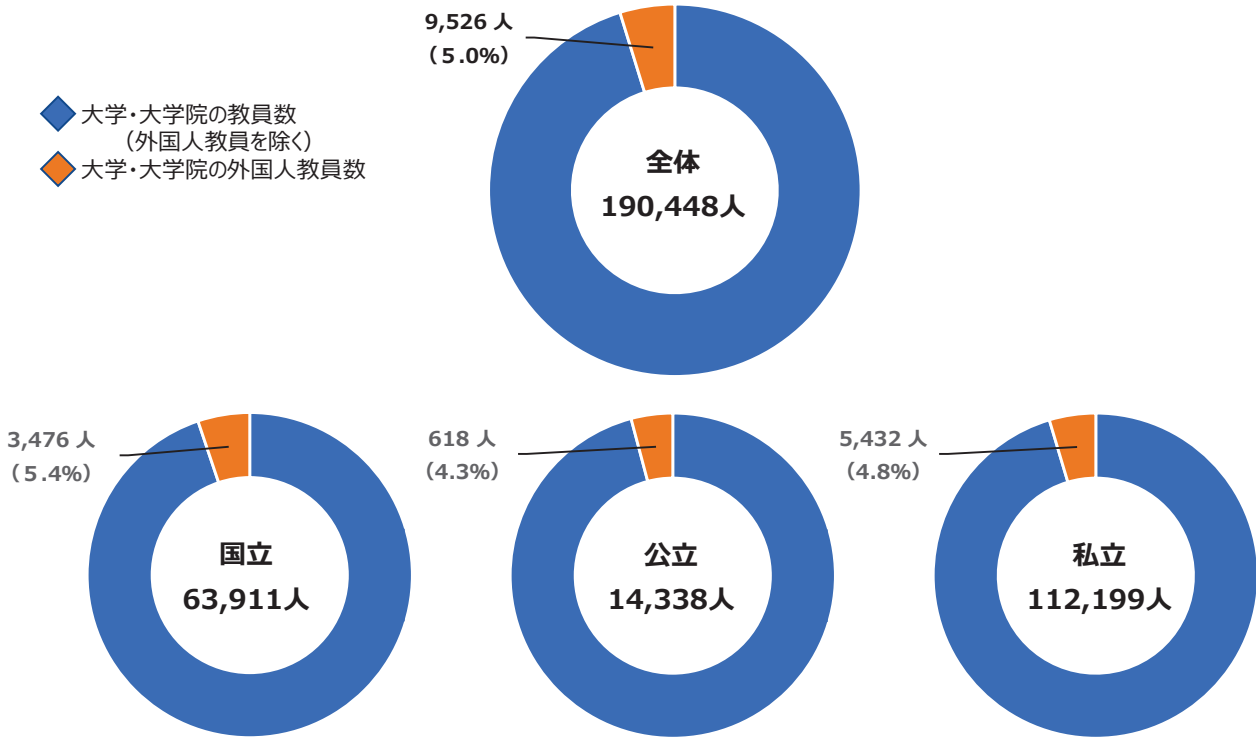
(備考) 学部段階は750校、大学院段階は計637校が回答。

(出所) 文部科学省「令和2年度の大学における教育内容等の改革状況について」より作成。

全大学教員数に占める外国人教員の割合は約5%

○令和3年の全大学に占める外国人教員数は9,526人で、全教員数の約5%。国公私立で外国人教員数の全教員数に占める割合は大きく変わらないが、国立が最も多く5.4%。

全大学に占める外国人教員数、割合



(出所) 文部科学省「学校基本統計」(令和3年度)より作成。

米英に比べて著しく低い大学ランキング上位校での外国人教員割合

○QS世界大学ランキング上位校における外国人教員の割合は、米英で5割程度である中、日本は1割未満に留まっている。なお、シンガポールでは、6割程度となっている。

QS世界大学ランキング(2023) 上位校における外国人教員の割合

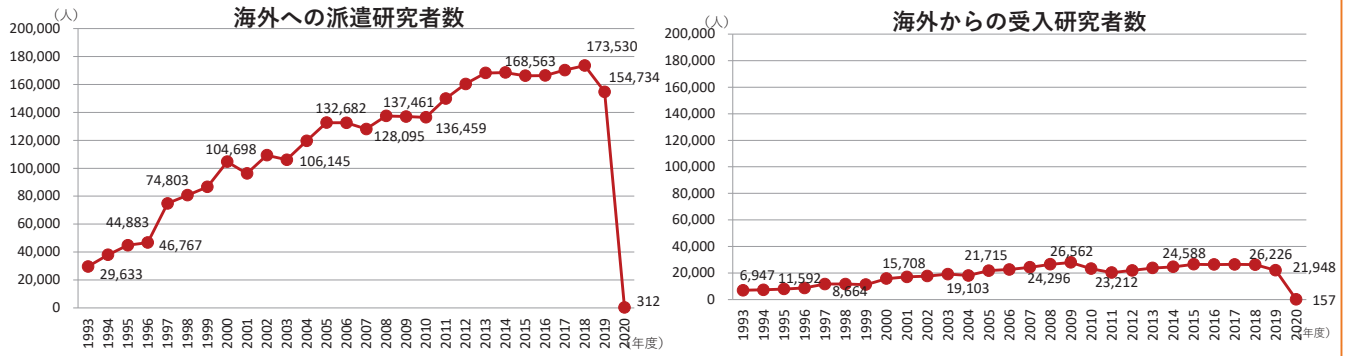
国	大学	ランキング	外国人教員割合
米国	マサチューセッツ工科大学	1位	55%
	スタンフォード大学	3位	49%
英国	ケンブリッジ大学	2位	52%
	オックスフォード大学	4位	45%
シンガポール	シンガポール国立大学	11位	63%
	南洋理工大学	19位	65%
日本	東京大学	23位	7%
	京都大学	36位	9%

(出所) QS World University Ranking 2023より作成。

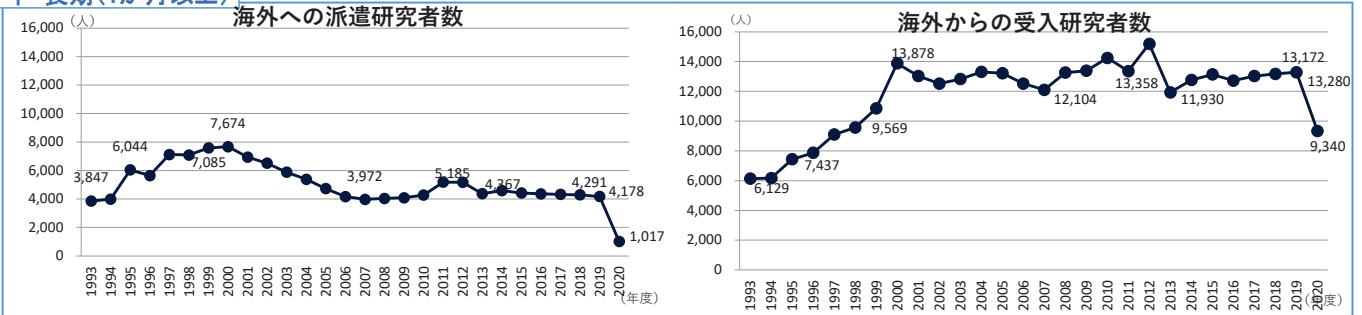
派遣・受入れ研究者のいずれもコロナ禍で大きく減少

○短期での派遣研究者数は増加傾向、受入者数は横ばい傾向、中・長期では近年、派遣者数・受入れ者数ともに横ばい傾向であったが、2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響で大きく減少。

短期(1か月未満)



中・長期(1か月以上)

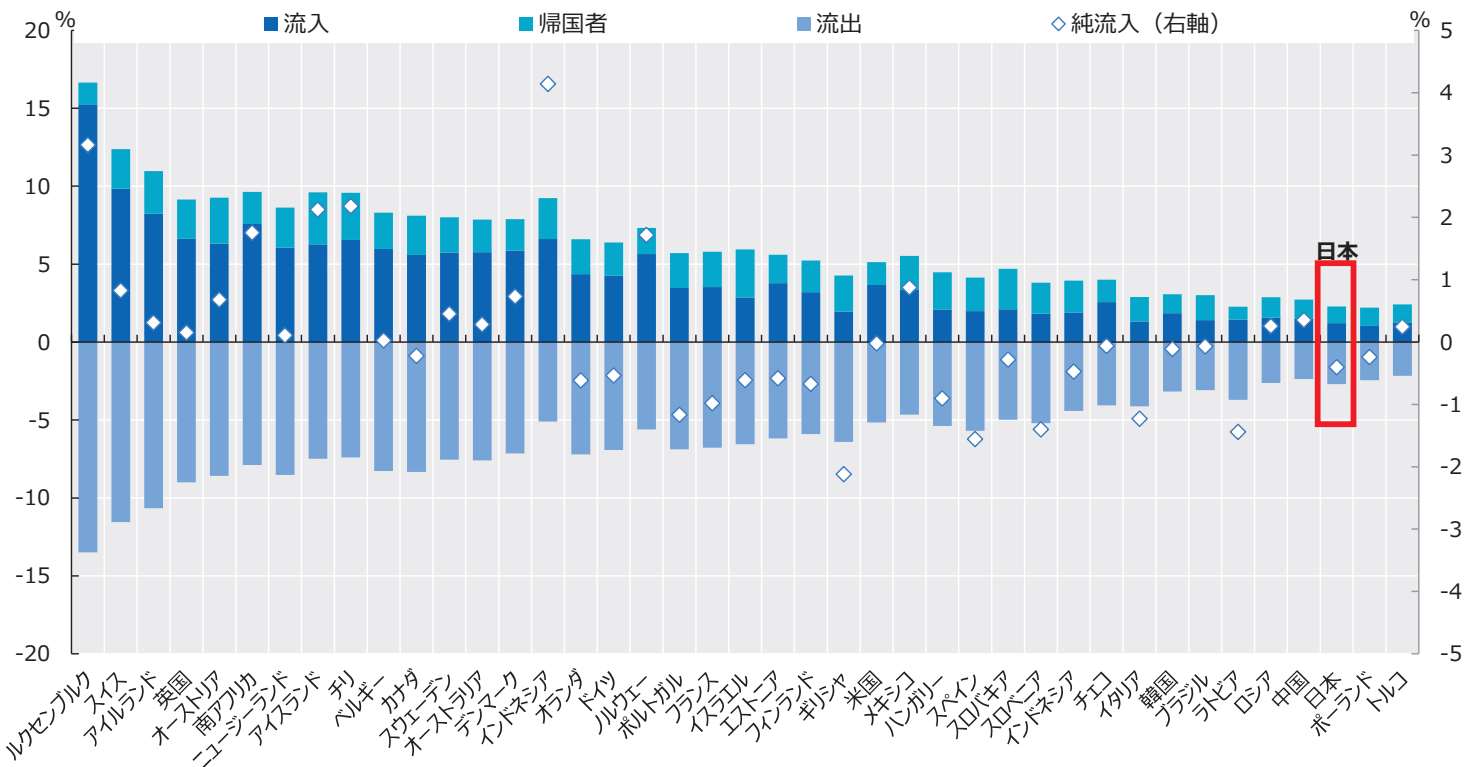


(出所) 公益財団法人未来工学研究所「研究者の交流に関する調査」(令和4年3月) (令和3年度文部科学省委託事業)より作成。
 ※派遣・受入期間が中・長期(31日以上)の研究者数(博士課程の学生は対象外。ただし、平成25年度実績より、所属する大学と雇用契約を締結し、職務を与えられ研究に従事している博士課程在籍学生については対象)
 ※平成25年度実績から、受入研究者の定義を変更(日本国内の機関からの受入れ外国人研究者は対象外) ※平成22年度実績から、「ポストク・特別研究員等」を対象に加えている。

OECD諸国の中で著しく低い日本の研究者の国際移動

○日本の研究者の国際移動はOECD諸国41か国中日本は39位と著しく低い順位となっている。

研究者の国際移動



(出所) OECD Science, Technology and Industry Scoreboard 2017より作成。

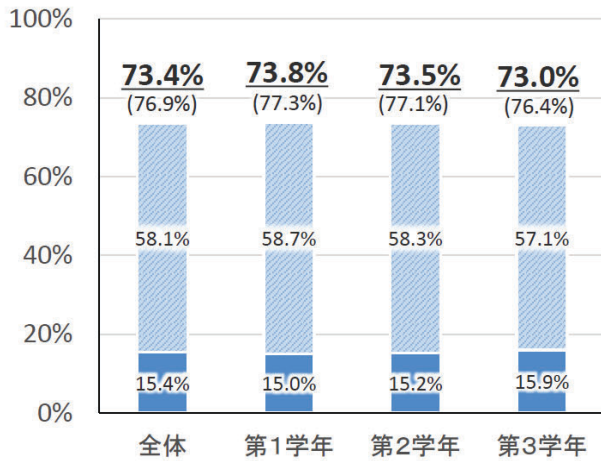
発話の半分以上を英語で行う割合は中学校で約7割、高等学校で5割弱

○授業中に「発話をおおむね英語で行っている」または「発話の半分以上を英語で行っている」と回答した英語担当教師の割合は、中学校全体で73.4%と令和元年度より3.5ポイント減少、高等学校全体で46.0%と令和元年度より6.4ポイント減少した。

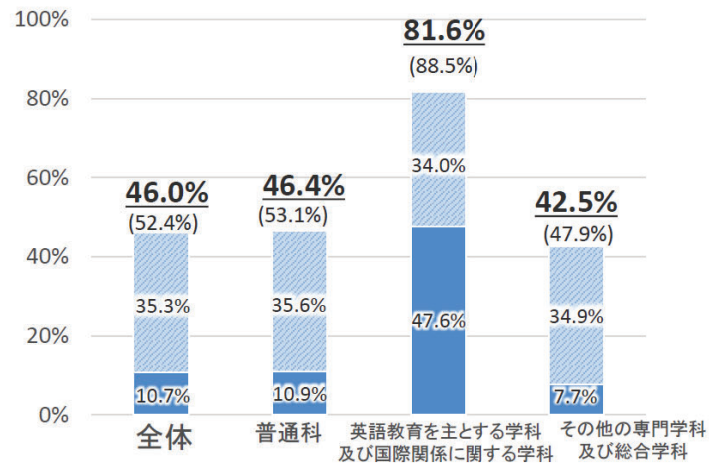
英語担当教師の英語使用状況（中学校・高等学校）

- 発話の半分以上を英語で行っている（50%程度以上～75%程度未満）
- 発話をおおむね英語で行っている（75%程度以上）

【中学校】



【高等学校】



（備考）割合の合計は、小数点第2位切り上げ前の数字を合計して算出しているため、小数点切り上げ後の割合の和と一致しないことがある。また、括弧内は、令和元年度の値。

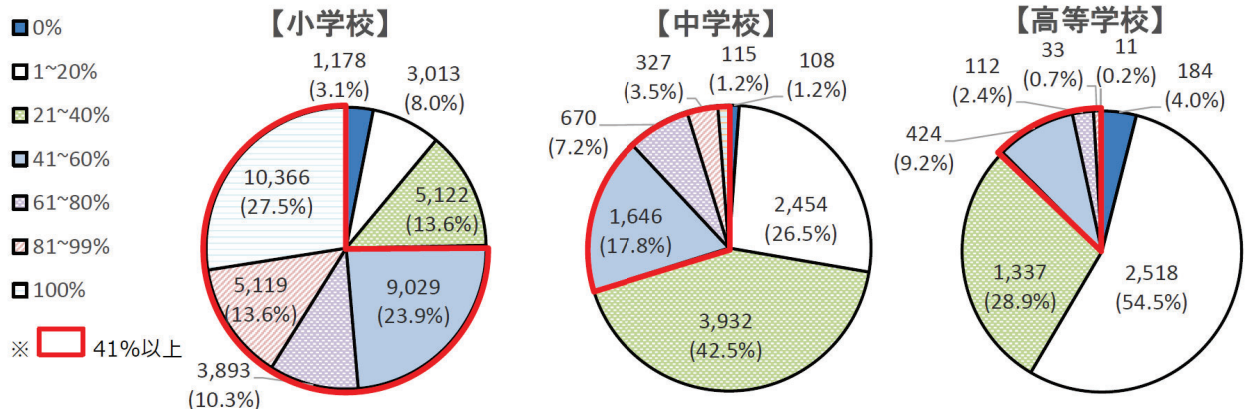
（出所）文部科学省「令和3年度英語教育実施状況調査」より。

初等中等教育の授業におけるALTの活用割合は学校種が上がるにつれて下がる傾向

○外国語指導助手（ALT）を活用した時数の割合について、授業時数の40%より多くALTを活用する割合は、小学校では7割以上だが、中学校では約3割、高等学校では約1割に留まる。

○小学校・中学校・高等学校ともに授業外での児童生徒との交流にALTを活用する割合は他の活動に比較して低い。

ALTを授業で活用する時数の割合の分布



以下の活動にALTを活用した学校・学科の割合

	小学校	中学校	高等学校
教師とのやり取りを児童生徒に示す／やり取り・発表のモデル提示	98.3%	98.2%	94.0%
パフォーマンステスト等の補助	87.1%	95.9%	79.4%
児童生徒のやり取りの相手	98.4%	98.4%	94.0%
発音のモデル・発音指導	98.3%	97.6%	91.7%
児童生徒の発言や作文等に対するコメント・フィードバック	87.1%	96.7%	91.2%
外国語（英語）の授業外での児童生徒との交流	71.3%	78.3%	75.9%

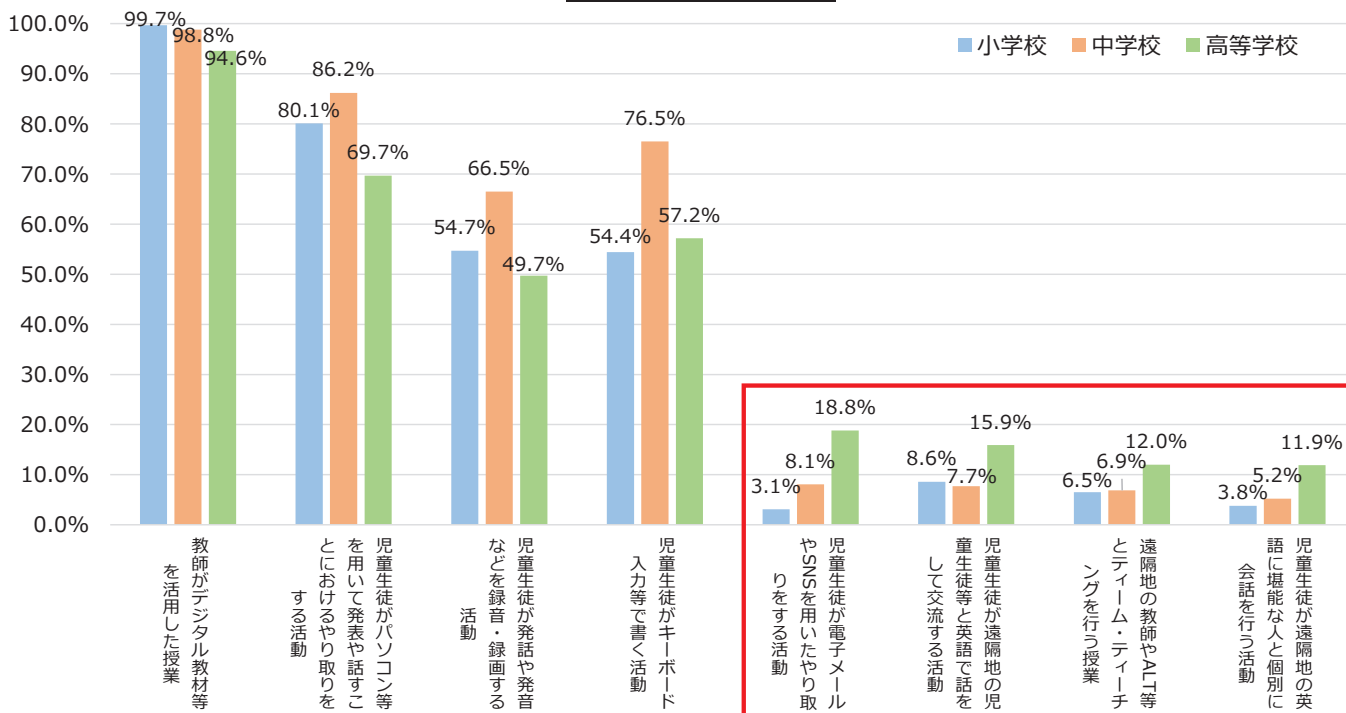
※小・中学校は全学校に占める割合、高等学校は全学科に占める割合。

（出所）文部科学省「令和3年度英語教育実施状況調査」より。

遠隔地の児童生徒等と英語で交流する活動などに、更なるICT機器の活用可能性

○初等中等教育での英語の授業において、デジタル教材等を活用する学校や、発表ややり取りにICT機器を活用する学校は多いが、遠隔地の児童生徒等の交流にICT機器が活用されている学校は高等学校でも2割未満。

ICT機器の活用状況



(備考) 調査学校数：小学校：18,862校、中学校：9,252校、高等学校：3,306校（合計4,619学科）

(出所) 文部科学省「令和3年度英語教育実施状況調査」より作成。

(2) 外国人材の活躍に向けた教育環境

人材に関する競争力の国際比較

- 国際経営開発研究所（IMD）の世界人材ランキングでは、日本は38位。
- OECDの国際人材誘致ランキングでは、日本は25位。

世界人材ランキング（IMD）

1位	スイス	11位	ドイツ
2位	デンマーク		：
3位	ルクセンブルク	15位	アメリカ
4位	アイスランド		：
5位	スウェーデン	23位	イギリス
6位	オーストリア		：
7位	ノルウェー	28位	フランス
8位	カナダ		：
9位	シンガポール	36位	イタリア
10位	オランダ		：
		38位	日本

国際人材誘致ランキング（OECD）

1位	オーストラリア	11位	ドイツ
2位	スイス		：
3位	スウェーデン	16位	イギリス
4位	ニュージーランド		：
5位	カナダ	22位	フランス
6位	アイルランド		：
7位	アメリカ	25位	日本
8位	オランダ		：
9位	スロベニア		：
10位	ノルウェー		：

（出所）IMD “World Talent Ranking 2020”を基に経済産業省が作成。

（出所）OECD “Indicators of Talent Attractiveness”を基に経済産業省が作成。

※経済産業省「第1回未来人材会議」（2021年12月7日）資料より

日本の養育環境は高度外国人材からの評価を十分得られていない

- 高度外国人材からは、養育環境や職場環境について高い評価を得られていない。

駐在員による各国の暮らしやすさ等の評価（全40か国）

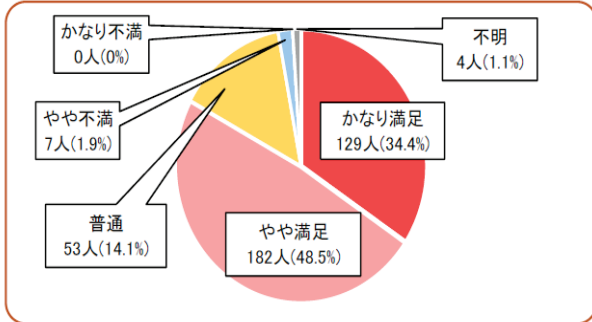
		日本	シンガポール	UAE	マレーシア	香港	中国本土
順位		31位	2位	12位	17位	24位	30位
生活全般	幸福度	18位	6位	7位	12位	29位	36位
	社会環境	22位	1位	9位	15位	35位	31位
	養育環境	30位	1位	20位	22位	23位	19位
仕事の達成感	経済状況	22位	3位	7位	9位	15位	29位
	職場環境	40位	25位	17位	15位	30位	27位
価値観	文化	14位	17位	28位	26位	29位	32位
	周囲の成長意欲の高さ	27位	12位	16位	7位	22位	17位
	周囲の功名心の高さ	35位	3位	29位	10位	5位	28位

（出所）Boston Consulting Group「日本及び主要国におけるインターナショナルスクールに関する調査」（令和3年度金融庁委託調査）より。

日本での生活環境への満足度は総じて高いが、公的支援ニーズもある

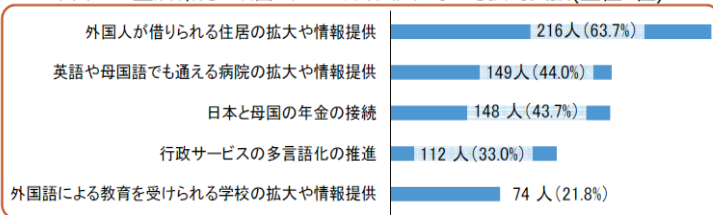
○約8割の外国人が日本での生活環境に「かなり満足」「やや満足」と回答。
 ○日本での生活環境改善に向けては、「外国人が借りられる住居の拡大や情報提供」や「英語や母国語でも通える病院の拡大・情報提供」、「日本と母国の年金の接続」等の公的支援ニーズがある。

外国人の日本での生活環境の満足度

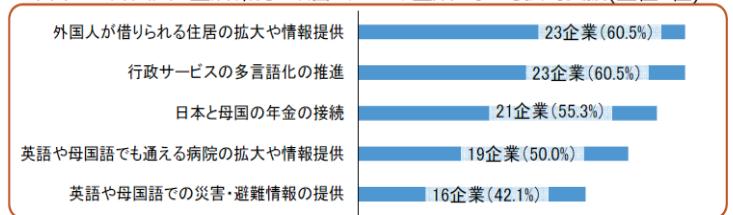


- 外国人(外国人材及び留学生)の8割が日本での生活環境におおむね満足
- 他方、外国人の9割が日本での生活環境の改善のために、公的支援が必要と認識しており、「住宅」(6割)、「医療」(4割)に関する情報提供等の支援や「行政サービスの多言語化の推進」(3割)が必要との声が多い
- 企業も7割が日本での外国人の生活環境の改善のために、公的支援が必要と認識しており、「住宅」(6割)、「医療」(5割)、「災害情報」(4割)に関する情報提供等や「行政サービスの多言語化の推進」(6割)が必要との声が多い

日本での生活環境の改善のために、外国人が求める公的支援(上位5位)



日本での外国人の生活環境の改善のために、企業が求める公的支援(上位5位)



(注)1 生活環境の改善のための公的支援を求める339人を対象とした。
 2 複数の公的支援を挙げた者はそれぞれに計上した。

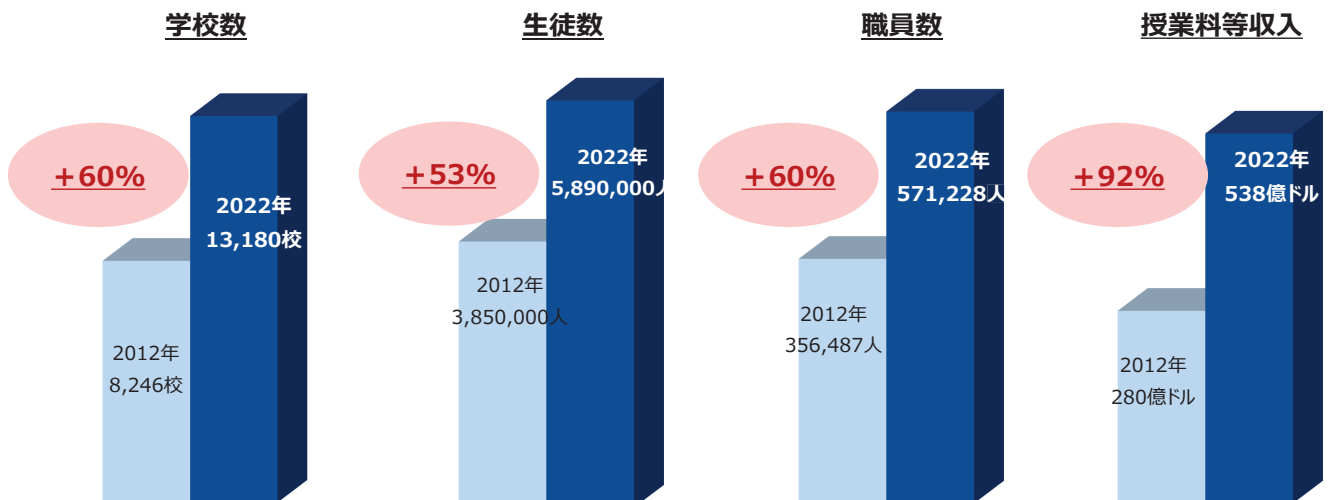
(注)1 生活環境の改善のための公的支援を求める38企業を対象とした。
 2 複数の公的支援を挙げた企業はそれぞれに計上した。

(出所) 総務省「高度外国人材の受入れに関する政策評価<評価結果に基づく意見の通知>」(2019年6月25日)より。

インターナショナルスクールは規模拡大の傾向

○インターナショナルスクール市場は世界的に拡大しており、この10年間で学校数・職員数は約1.6倍、生徒数は約1.5倍、授業料等収入は約1.9倍に増加。学校数の地域別内訳を見ると、アジアが過半数を占める。

インターナショナルスクール市場の拡大



地域別内訳
(2023年)

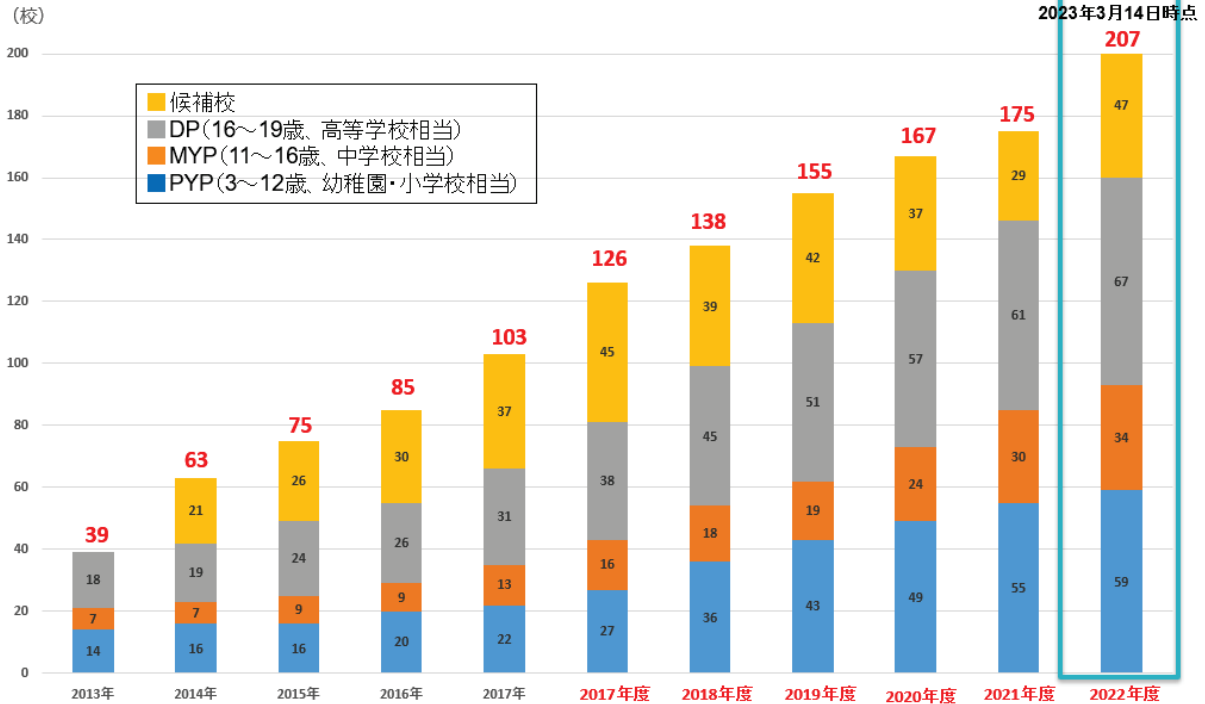


(出所) ISC ResearchのHPより作成。

国際バカロレア認定校数は近年増加傾向

○グローバル化に対応できるスキルを身に付けた人材を育成するため、国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）が提供する国際的な教育プログラム「国際バカロレア」の日本での実施校数は年々増加しており、認定校・候補校合わせて2023年3月14日時点で207校。

国際バカロレア校数の推移



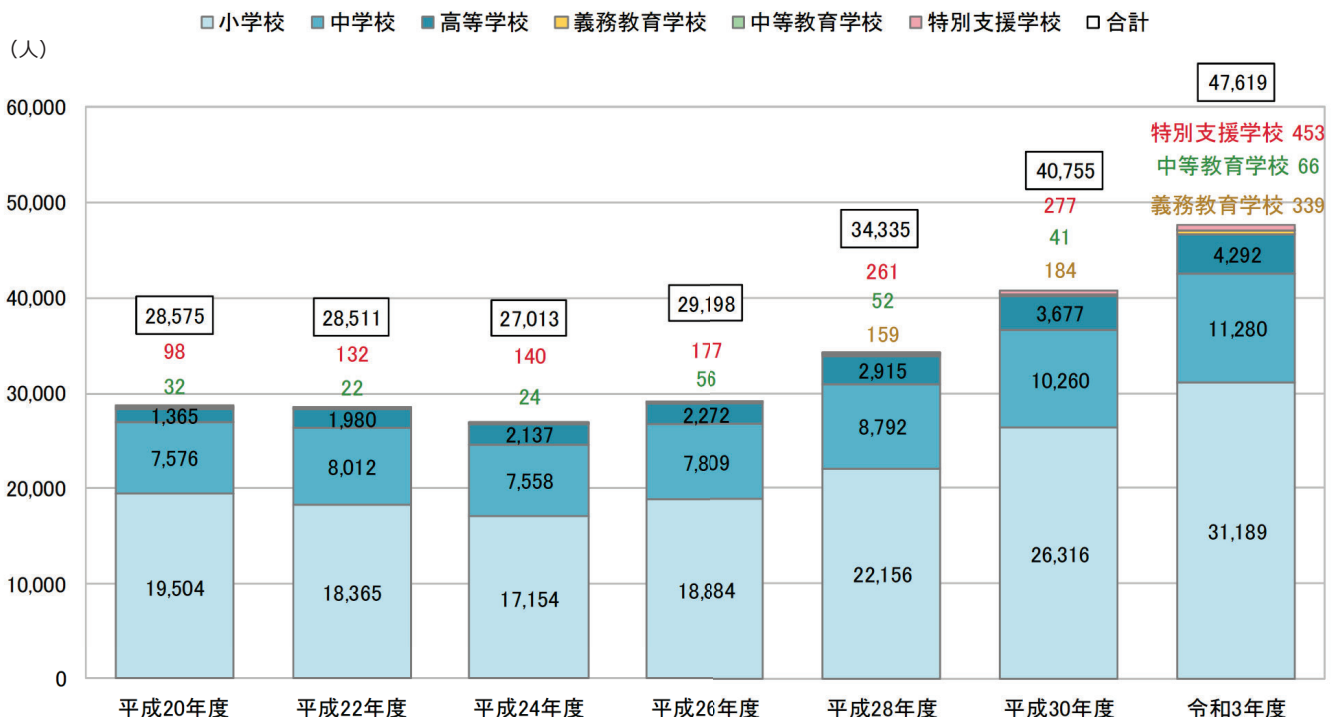
(出所) 文部科学省「国際バカロレアの普及促進に向けた検討に係る有識者会議」取りまとめ参考資料集より

※2017年度からは3月末に集計

日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数は近年増加

○日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数は近年増加しており、令和3年度は47,619人。

日本語指導が必要な外国籍の児童生徒数

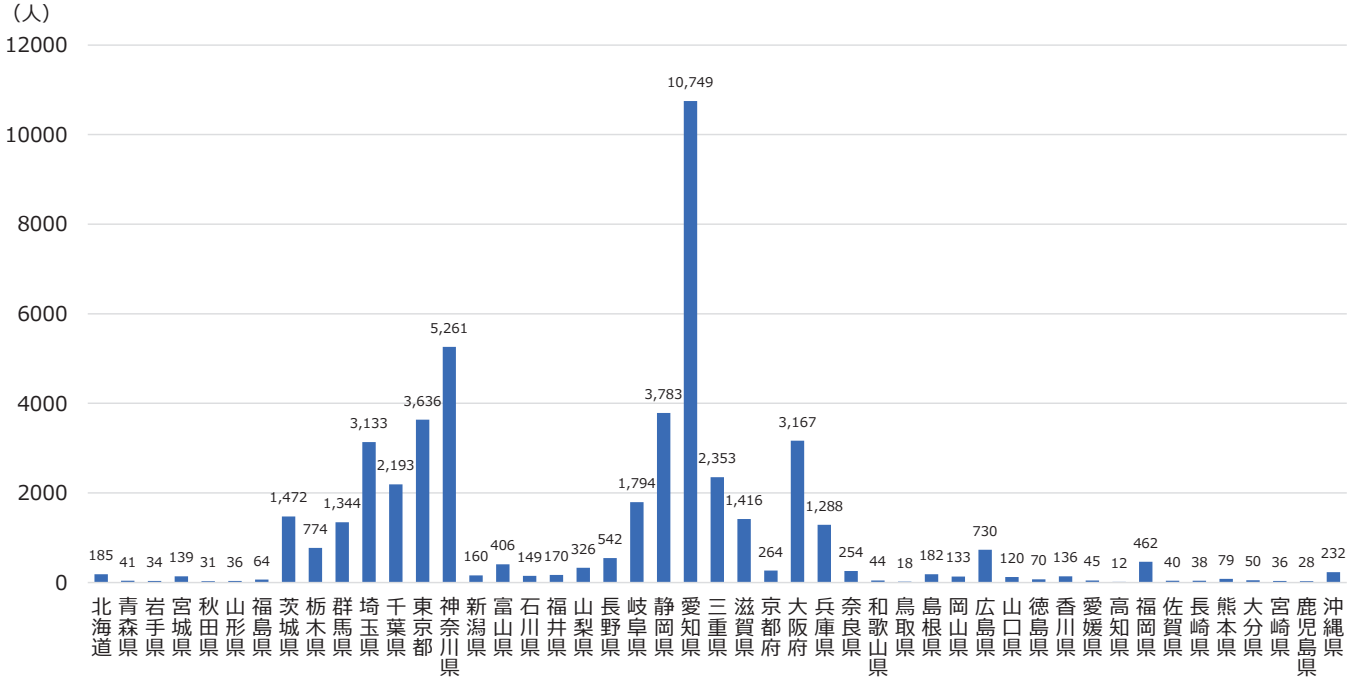


(出所) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和3年度）」より。

日本語指導が必要な外国籍の児童生徒が特に多いのは愛知県、神奈川県

○日本語指導が必要な外国籍の児童生徒は愛知県が最も多く10,749人、次いで神奈川県（5,261人）、静岡県（3,783人）、東京都（3,636人）、大阪府（3,167人）と続く。

都道府県別 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の在籍人数

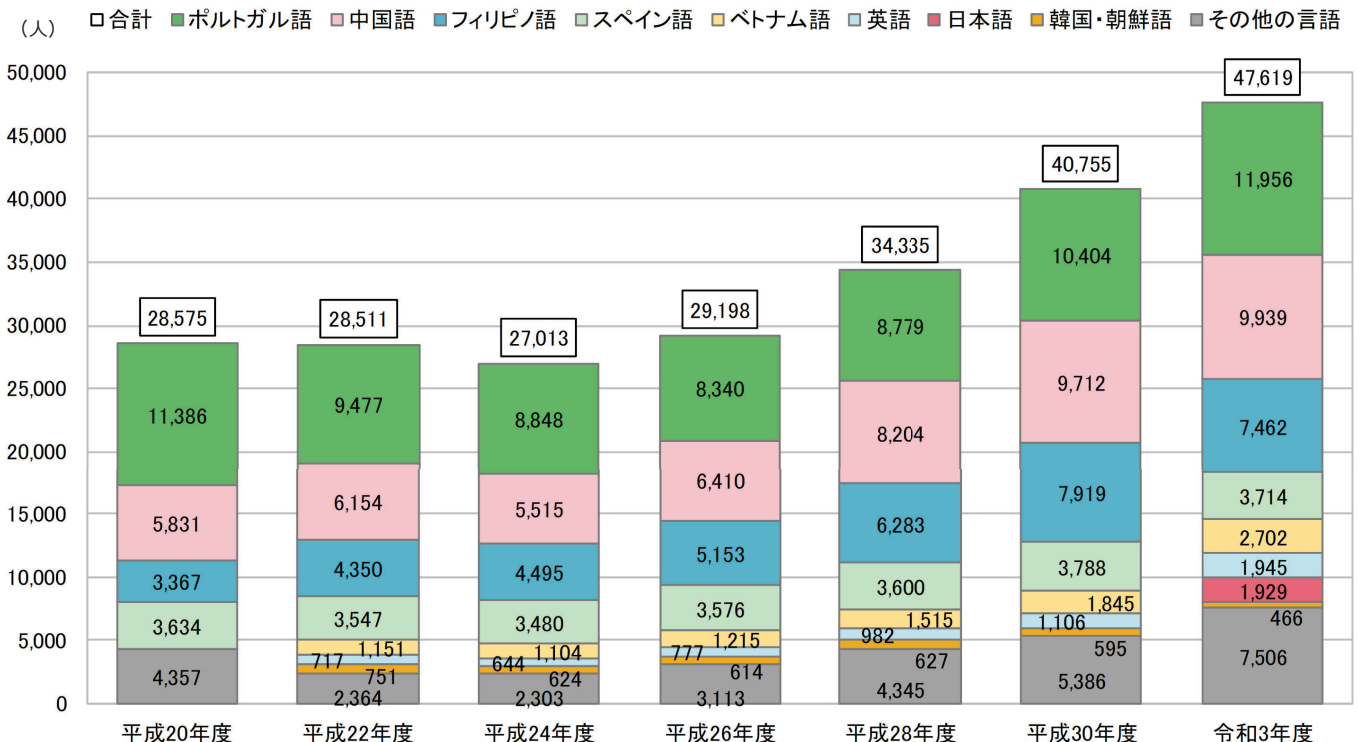


(出所) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和3年度）」より作成。

日本語指導を必要とする外国籍の児童生徒の母語で多いのはポルトガル語や中国語

○日本語指導が必要な外国籍の児童生徒のうち、ポルトガル語を母語とする者が最も多く11,956人（全体の25.1%）、次いで中国語が9,939人（20.9%）、フィリピン語7,462人（15.7%）。

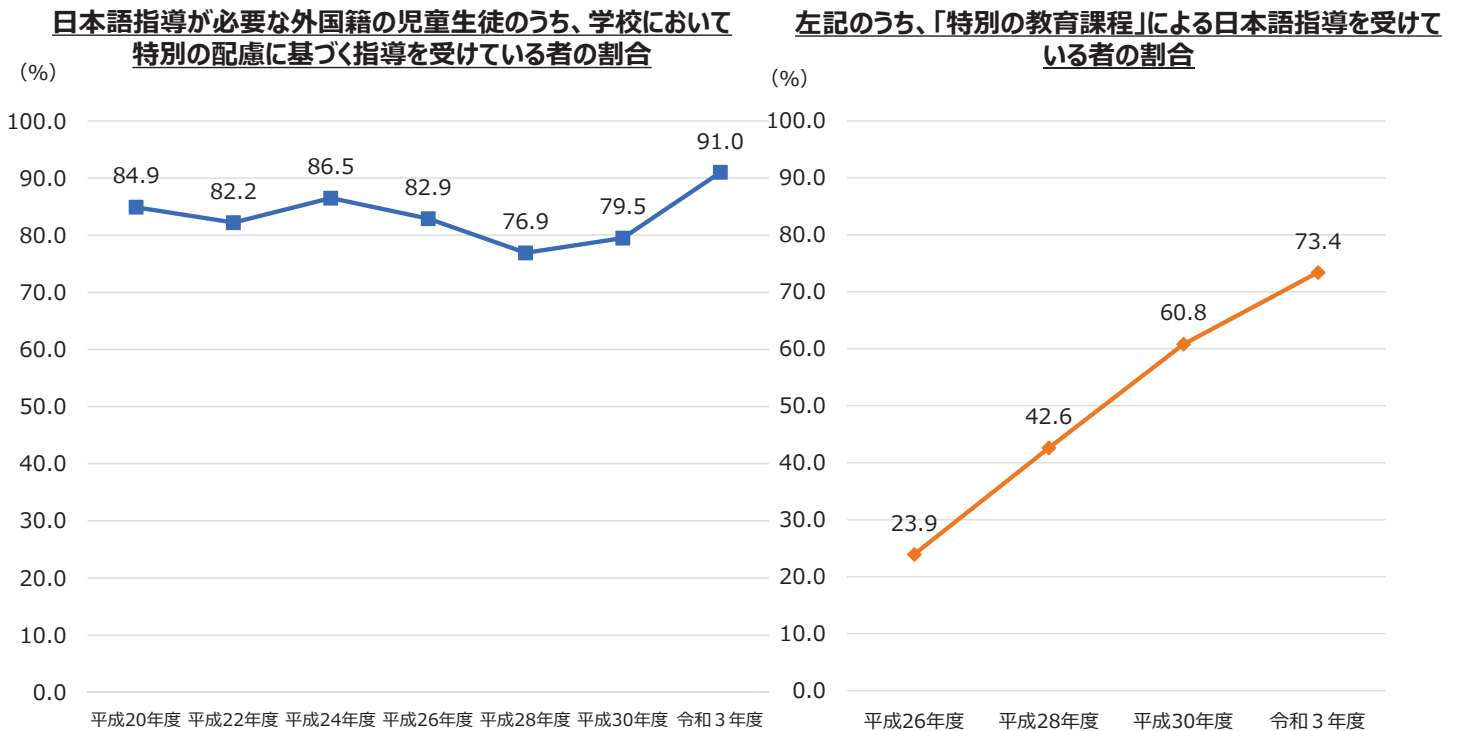
日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の言語別在籍状況



(出所) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和3年度）」より。

特別の配慮に基づく日本語指導や「特別の教育課程」による指導は増加傾向

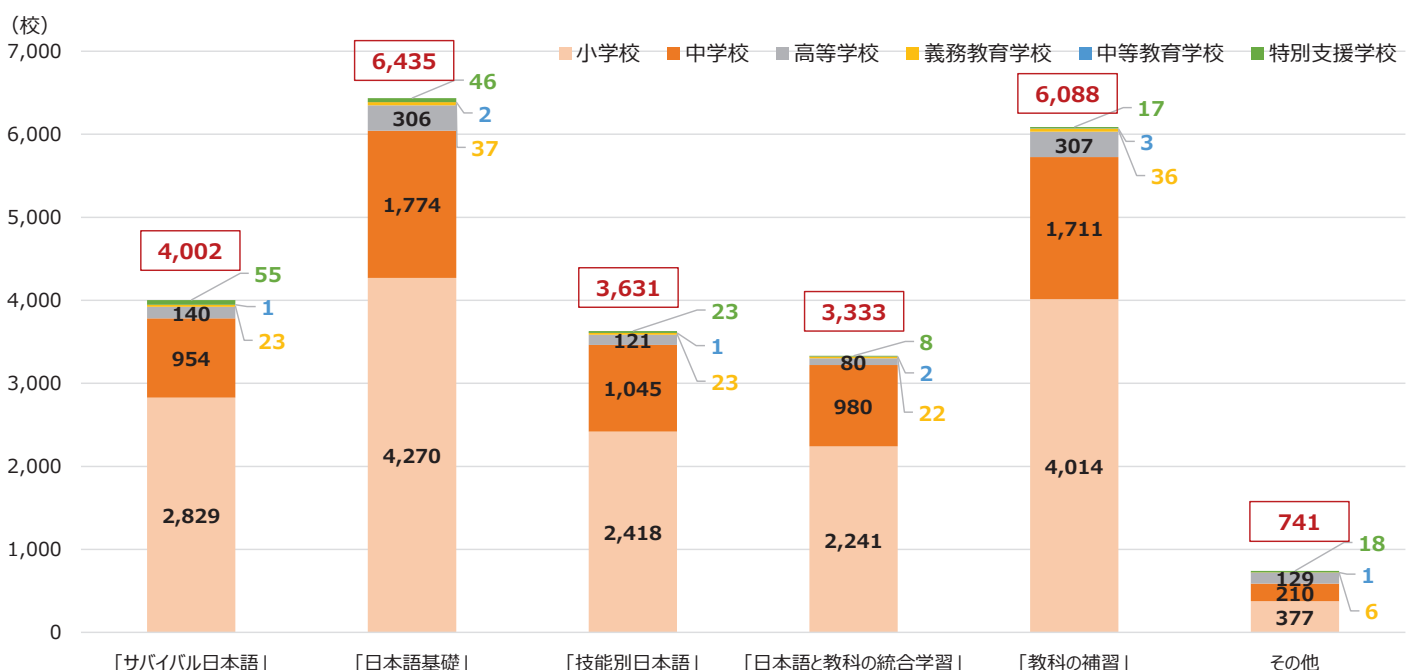
○日本語指導が必要な外国籍の児童生徒のうち、特別の配慮に基づく指導を受けている者は近年 8 割前後で横ばいだったが、令和 3 年度は約 9 割。また、「特別の教育課程」による指導を受ける者は年々増加している。



(備考) 特別の配慮に基づく指導とは、当該児童生徒に対して、「特別の教育課程」による日本語指導、並びに教科の補習等在籍学級や放課後を含む、学校で何らかの日本語指導等を行うこと。
(出所) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和3年度）」より作成。

日本語指導が必要な児童生徒の日本語習得状況に応じて様々な指導を実施

○日本語指導が必要な児童生徒に対しては、文字・表記・語彙・文法、学校への適応や教科学習に参加するための基礎的な力をつける指導など、各児童生徒の日本語習得状況やニーズに応じた様々な指導が行われている。

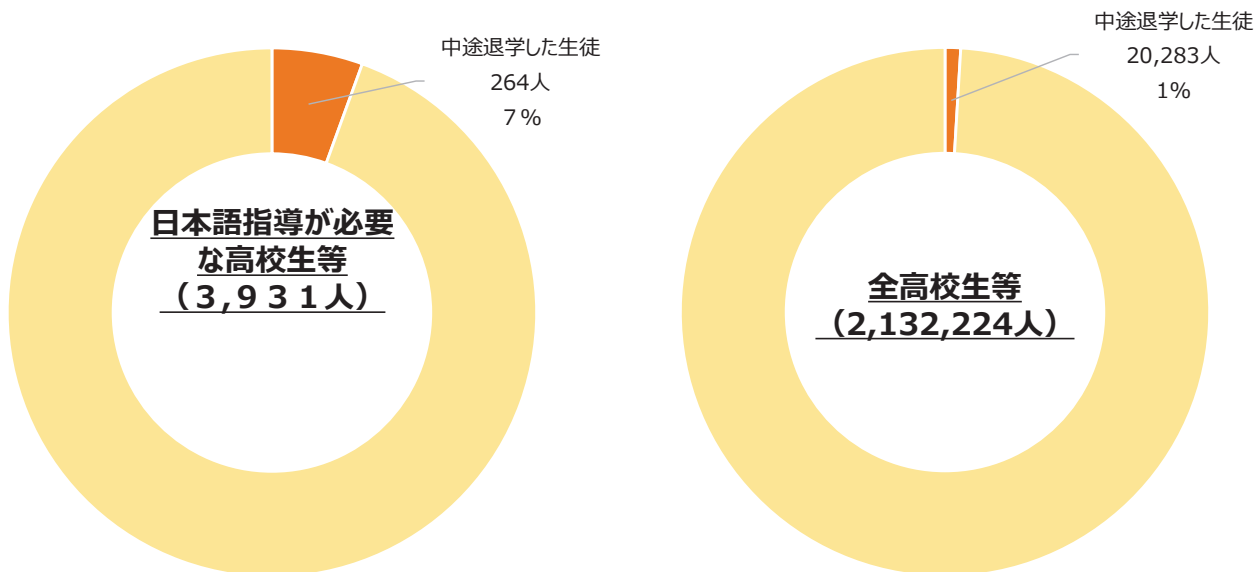


(備考) 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒が在籍する8,436校、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒が在籍する3,893校が回答。また、各項目の具体的な指導内容は以下のとおり。
「サバイバル日本語」：挨拶や体調を伝える言葉、教科名や身の回りの物の名前などを知って使えるようにする
「日本語基礎」：文字・表記・語彙・文法、学校への適応や教科学習に参加するための基礎的な力をつける
「技能別日本語」：「聞く」「話す」「読む」「書く」の言葉の4つの技能のうち、どれか一つに焦点を絞った学習
「日本語と教科の統合学習」：日本語による「学ぶ力」の育成を目指す、JSL (Japanese as a Second Language) カリキュラム
「教科の補習」：在籍学級での学習内容を先行して学習したり、復習したりする
(出所) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和3年度）」より作成。

日本語指導が必要な高校生等の中退率は全高校生等より高い

○全高校生等の中退率が約1%であるのに対して、日本語指導が必要な高校生等の中退率は約7%。

日本語指導が必要な高校生等の中退・進路状況



※全体の高校生等の数は「令和2年度学校基本調査」、中途退学した生徒数は「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」を基に算出。

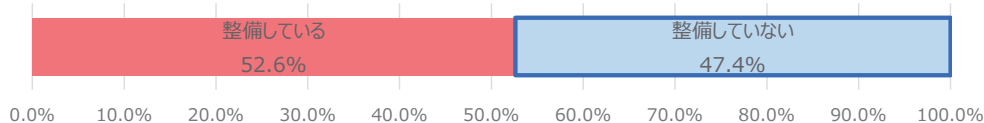
(備考) 高等学校・中等教育学校後期課程が対象。

(出所) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(令和3年度)」より作成。

日本語指導が必要な児童生徒等の受入れに際しての指導体制の整備状況

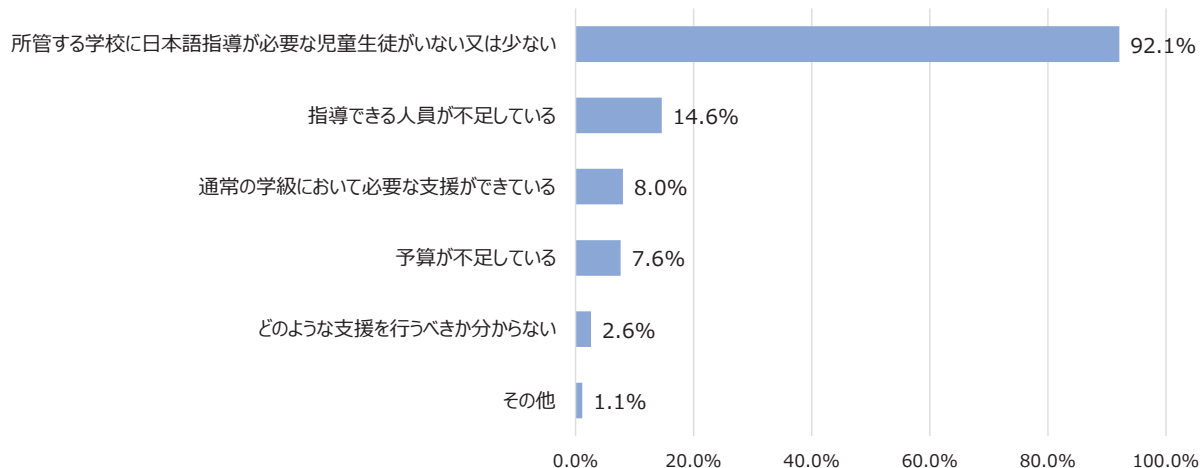
○約半数の自治体が、日本語指導が必要な児童生徒等の受入れ体制を整備している。一方、整備していない自治体は、理由として「所管する学校に日本語指導が必要な児童生徒がいない又は少ない」以外では、人員・予算不足、「どのような支援を行うべきか分からない」などを挙げた。

自治体の指導体制整備状況(1,788自治体)



整備していない理由

n=847(自治体)

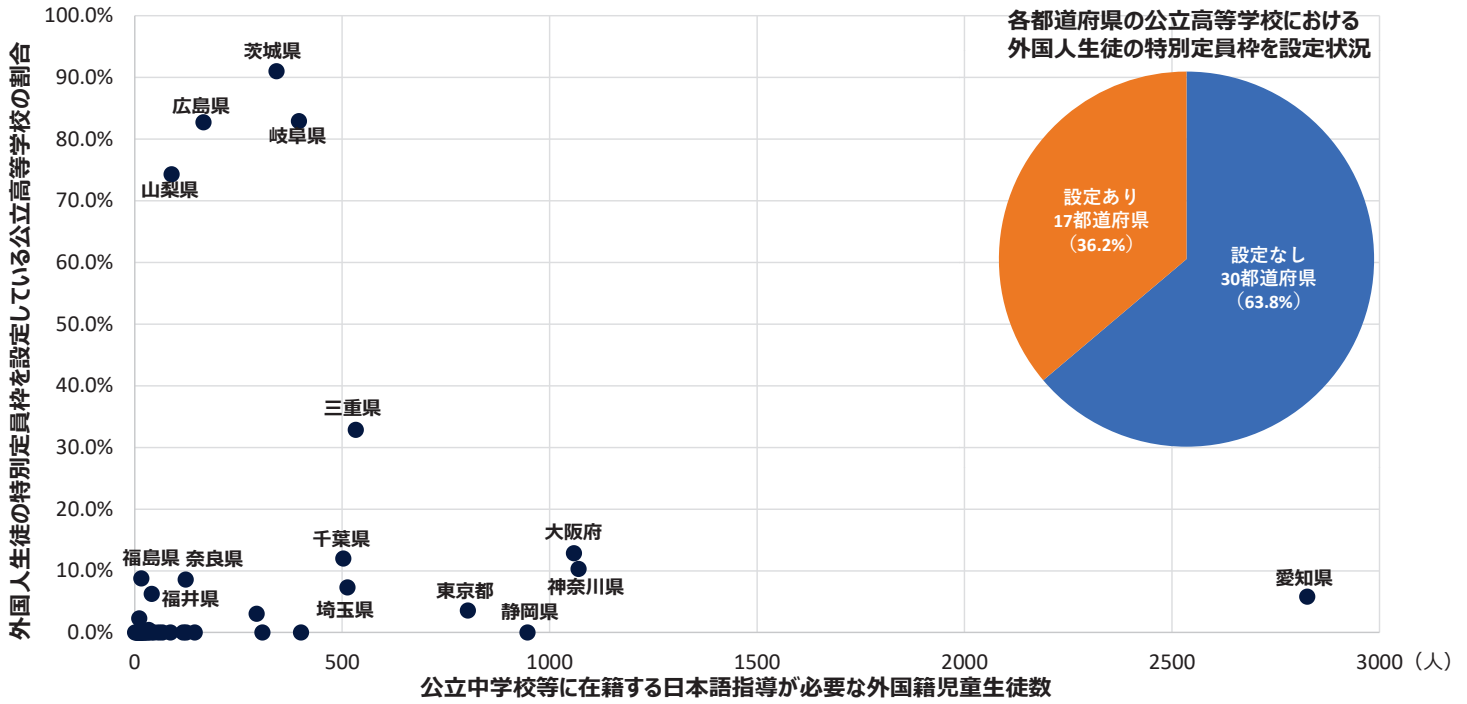


(出所) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(令和3年度)」より作成。

潜在的ニーズに対する公立高等学校の外国人生徒特別定員枠

○外国人生徒の特別定員枠を設定している公立高等学校の割合は各都道府県によって大きなばらつきがみられる。

都道府県別 公立中学校等に在籍する日本語指導が必要な外国籍児童生徒数及び
外国人生徒の特別定員枠を設定している公立高等学校の割合



(備考) 公立中学校等とは、中学校及び義務教育学校後期課程を指す。
 (出所) 文部科学省「令和4年度高等学校入学者選抜の改善等に関する状況調査(公立高等学校)」及び「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査結果について(令和4年10月)」より作成。

(3) 日本型教育の輸出

米国、英国、フランスなどの大学は多くの海外キャンパスを設置している

○海外にキャンパスを設置している大学は米国が最も多く86校、次いで英国が45校、フランスが38校。
○多くの海外大学が設置されているのは中国（40校）、アラブ首長国連邦（33校）、シンガポール（16校）、マレーシア（14校）など。

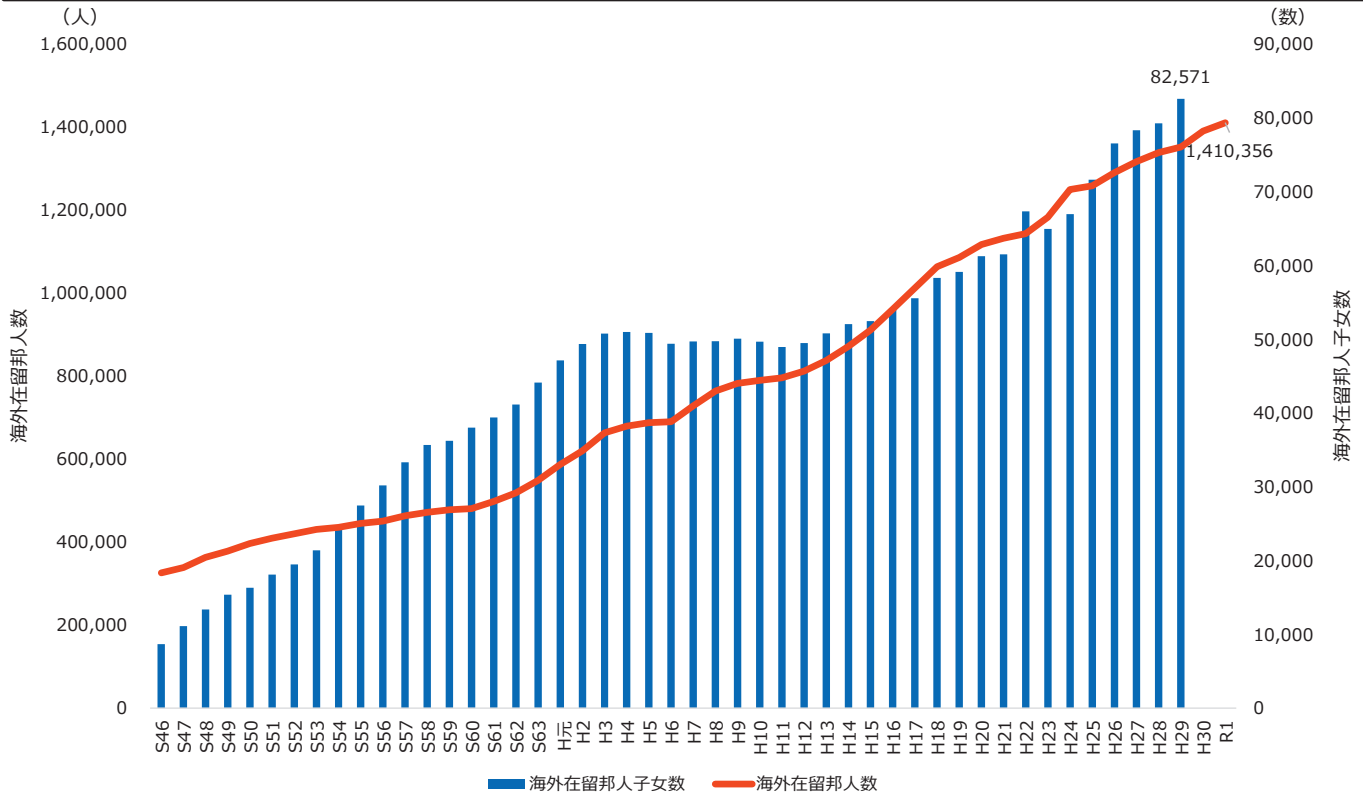
諸外国の海外キャンパスの設置状況

		海外分校設置地域・国																			総計	
		アジア						中東			北米		中南米	欧州					アフリカ	大洋州		
		日本	韓国	中国	インド	マレーシア	シンガポール	その他	アラブ首長国連邦	カタール	その他	カナダ		米国	英国	フランス	ドイツ	ロシア			その他	
アジア	日本			1								1								2		
	韓国			1														1		2		
	中国					1	1	1										1		4		
	インド						2	2	5									1	1	12		
	マレーシア							1			1			1					1	4		
	その他					1		2	2	1	4		1					1		12		
中東				1				1	3		1		1			1		2		11		
北米	カナダ		1		2						2	1								6		
	米国		2	2	16	1		3	1	5	6	1	8		10	2	3	2	1	19	2	2
中南米																		1			1	
欧州	英国			9		6	2	2	8		2		1	1		2	1		7	4	45	
	フランス		1	1		5		1	3	1	3		1	1		4		1	5	6	38	
	ドイツ			1				1			2				1						5	
	ロシア				1			1	2										25		29	
	その他			1	1	1	2		2	2	1	2			2	1		1	3	2	2	23
アフリカ																					2	2
大洋州	オーストラリア				3		3	4	2	3		1	1								2	20
	その他		1																			1
総計		5	5	40	2	14	16	16	33	11	18	9	5	16	10	5	6	5	64	20	3	303

(出所) Cross-Border Education Research TeamのHPデータ(2020) を元に集計、作成。(http://cbert.org/resources-data/intl-campus/)

在留邦人・海外子女数の推移

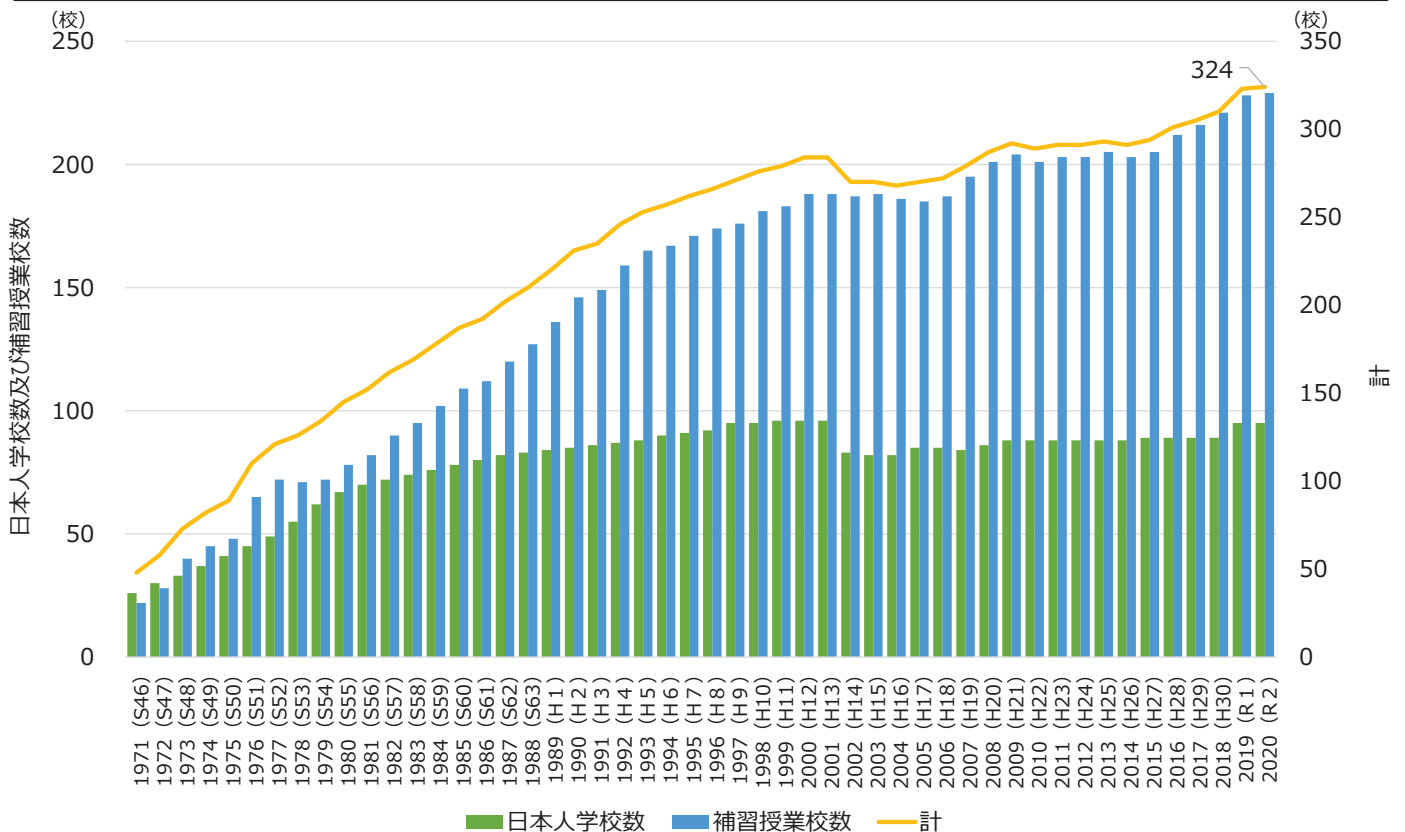
○海外在留邦人及び海外在留邦人子女数は近年増しており、特に海外在留邦人子女数は平成29年には8万人を超えた。



(出所) 外務省「海外在留邦人数調査統計」を基に作成

日本人学校・補習授業校数の推移

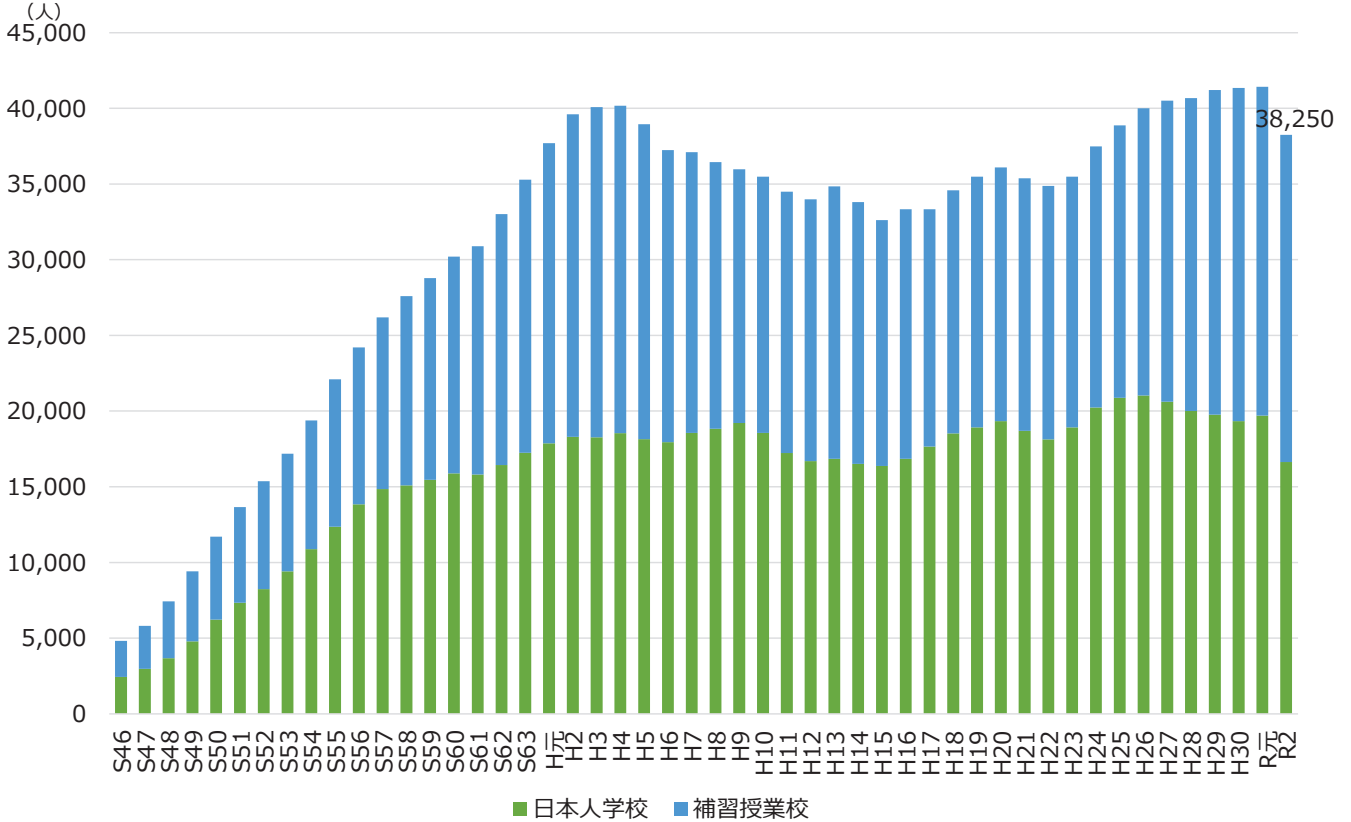
○日本人学校数は近年横ばいで推移しているが、補習授業校数は増加傾向にある。



(出所) 文部科学省「海外子女教育の現状」及び「国際教育課資料集」を基に作成

日本人学校・補習授業校の在籍者数の推移

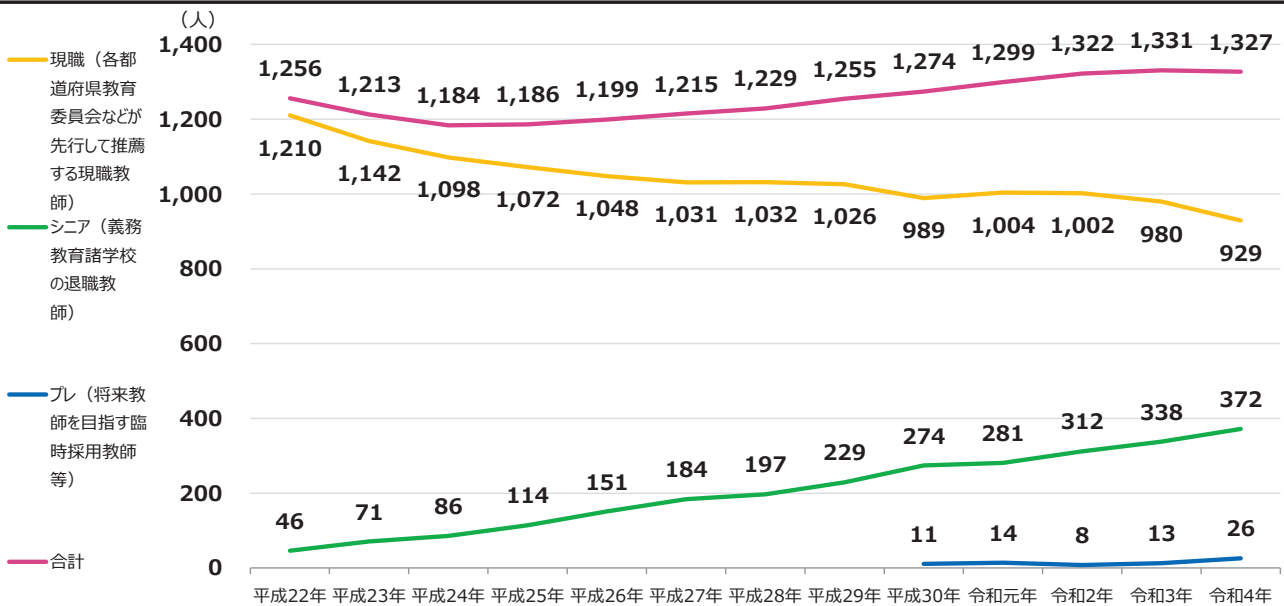
○補習授業校在籍者数は近年横ばいであったが、日本人学校在籍者数は直近では低下している。



文部科学省「在外教育施設児童生徒数調査」及び外務省「海外在留邦人数調査統計」を基に作成

日本人学校・補習授業校への派遣教師数の推移

○日本人学校・補習授業校への派遣教師数について全体としては、微増傾向にある。
○内訳では、現職教師の数が低下傾向にある一方、シニア教師の数が増加傾向にある。



充足率 (%)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
	74.8	74.8	72.2	70.6	70.5	71.6	72.3	74.0	75.2	76.0	76.9	参考値*	参考値*
												86.5	96.1

* 新型コロナウイルス感染症の影響により児童生徒が減少したため、充足率が上昇

※「充足率」= 文部科学省からの派遣教師数 / 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき算定した教員定数

(出所) 文部科学省調べ

教育未来創造会議の開催について

令和3年12月3日
閣議決定
令和4年9月2日
一部改正

1. 我が国の未来を担う人材を育成するためには、高等教育をはじめとする教育の在り方について、国としての方向性を明確にするとともに、誰もが生涯にわたって学び続け学び直しができるように、教育と社会との接続の多様化・柔軟化を推進する必要がある。このため、「教育未来創造会議」（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要と認めるときは、構成員の追加又は関係者の出席を求めることができる。
議長 内閣総理大臣
議長代理 内閣官房長官、文部科学大臣兼教育未来創造担当大臣
構成員 厚生労働大臣、経済産業大臣その他内閣総理大臣が指名する国務大臣及び我が国の未来を担う人材の育成に関し優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が指名する者
3. 会議の庶務は、文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 「教育再生実行会議の開催について」（平成25年1月15日閣議決定）は廃止し、廃止前の教育再生実行会議が行った検討等については、会議に引き継ぐものとする。

教育未来創造会議ワーキング・グループの開催について

令和3年12月27日
教育未来創造会議決定
令和4年9月29日
一部改正

1. 我が国の未来を担う人材の育成に向けて、現状の分析をはじめ、専門的、多角的な検討を深めていくため、教育未来創造会議ワーキング・グループ（以下「ワーキング・グループ」という。）を開催する。
2. ワーキング・グループの構成員は、次のとおりとする。文部科学大臣兼教育未来創造担当大臣は、教育未来創造会議有識者の中からワーキング・グループの座長を指名するとともに、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。
文部科学大臣兼教育未来創造担当大臣
教育未来創造会議有識者のうち文部科学大臣兼教育未来創造担当大臣が指名する者
3. ワーキング・グループの庶務は、文部科学省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房教育未来創造会議担当室において処理する。
4. ワーキング・グループの運営については、教育未来創造会議運営要領（令和3年12月27日教育未来創造会議決定）を準用し、同決定中「議長」とあるのは「ワーキング・グループの座長」と読み替えるものとする。

教育未来創造会議 名簿（令和4年11月11日現在）

議長	岸田 文雄	内閣総理大臣
議長代理	松野 博一	内閣官房長官
	永岡 桂子	文部科学大臣兼教育未来創造担当大臣
構成員	齋藤 健	法務大臣
	林 芳正	外務大臣
	鈴木 俊一	財務大臣
	加藤 勝信	厚生労働大臣
	野村 哲郎	農林水産大臣
	西村 康稔	経済産業大臣
	斉藤 鉄夫	国土交通大臣
	西村 明宏	環境大臣
	明石 純一	筑波大学人文社会系教授
	池田 佳子	関西大学国際部教授
	多 忠貴	学校法人電子学園理事長、全国専修学校各種 学校総連合会副会長
	大野 英男	東北大学総長
	齋木 尚子	国際法協会日本支部監事
	清家 篤	日本赤十字社社長、慶應義塾学事顧問
	高橋 裕子	津田塾大学学長
	虎山 邦子	DIC 株式会社執行役員 ESG 部門長・ダイバー シティ担当
	東原 敏昭	株式会社日立製作所取締役会長 代表執行役
	平原 依文	HI 合同会社代表
	廣津留 すみれ	ヴァイオリニスト、国際教養大学特任准教授、 成蹊大学客員講師
	村上 由紀子	早稲田大学政治経済学術院教授
	湯崎 英彦	広島県知事

教育未来創造会議ワーキング・グループ 構成員

永岡 桂子 文部科学大臣兼教育未来創造担当大臣

(有識者)

明石 純一 筑波大学人文社会系教授

池田 佳子 関西大学国際部教授

多 忠貴 学校法人電子学園理事長、
全国専修学校各種学校総連合会副会長

大野 英男 東北大学総長

齋木 尚子 国際法協会日本支部監事

◎清家 篤 日本赤十字社社長、慶應義塾学事顧問

高橋 裕子 津田塾大学学長

虎山 邦子 DIC 株式会社執行役員 ESG 部門長・ダイバーシティ担当

東原 敏昭 株式会社日立製作所取締役会長 代表執行役

平原 依文 HI 合同会社代表

廣津留 すみれ ヴァイオリニスト、国際教養大学特任准教授、
成蹊大学客員講師

村上 由紀子 早稲田大学政治経済学術院教授

湯崎 英彦 広島県知事

◎座長

(敬称略)

(令和4年9月29日時点)

教育育未来創造会議のこれまでの検討状況について

○令和3年12月3日 教育未来創造会議の開催について閣議決定

【教育未来創造会議】

- 令和4年9月29日 第4回教育未来創造会議
- ・ 論点案について
 - ・ 第一次提言フォローアップについて
- 令和5年3月17日 第5回教育未来創造会議
- ・ 論点整理案について
- 令和5年4月27日 第6回教育未来創造会議
- ・ 第二次提言案について

※第1回～3回教育未来創造会議は第一次提言に係る開催

【教育未来創造会議ワーキング・グループ】

- 令和4年10月27日 第5回教育未来創造会議ワーキング・グループ
- ・ ワーキング・グループの主な論点等について
(コロナ後の新たな留学生受入れ、派遣計画について)
 - ・ 大学関係団体からヒアリング
(国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学連盟、
日本私立大学協会)
- 令和4年11月16日 第6回教育未来創造会議ワーキング・グループ
- ・ ワーキング・グループの主な論点等について
(卒業後の留学生等の活躍、教育の国際化について)
 - ・ 経済団体からヒアリング
(日本経済団体連合会、日本商工会議所、新経済連盟)
- 令和4年12月14日 第7回教育未来創造会議ワーキング・グループ
- ・ ワーキング・グループの骨子案について
- 令和5年1月23日 第8回教育未来創造会議ワーキング・グループ
- ・ 第一次提言工程表フォローアップについて
 - ・ ワーキング・グループの論点整理案について

○令和5年4月4日 第9回教育未来創造会議ワーキング・グループ
・第二次提言案について

※第1回～4回教育未来創造会議ワーキング・グループは第一次提言に係る開催